

令和 5 年 2 月

# 市川市議会定例会会議録

令和 5年 2月 15日 開会  
令和 5年 3月 13日 閉会

市 川 市 議 会

# 目 次

## 第1日 2月15日（水曜日）

○議事日程（第1号）	1
○会議に付した事件（46件）	2
○出席議員（42名）	3
○欠席議員（なし）	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	5
○開会・開議	7
○議長報告	
・執行機関に対する出席要求	7
○会議録署名議員指名	7
○議長報告	
・議会運営委員の辞任及び選任	7
○日程第1 会期の件	7
○日程第2～第45（一括上程）	
日程第2 令和5年度施政方針	
市                長                田                中                甲	7
日程第3 令和5年度教育行政運営方針	
教                育                長                田                中                庸                惠	13
日程第4 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について	
日程第5 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第6 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	
日程第7 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第8 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第9 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第10 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第11 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第12 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第13 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第14 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第15 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について	
日程第16 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について	
日程第17 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について	

日程第18	議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について				
日程第19	議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について				
日程第20	議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について				
日程第21	議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算(第9号)				
日程第22	議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)				
日程第23	議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)				
日程第24	議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)				
日程第25	議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算(第4号)				
日程第26	議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算				
日程第27	議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算				
日程第28	議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算				
日程第29	議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算				
日程第30	議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算				
日程第31	議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定について				
日程第32	議案第70号	びあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について				
日程第33	議案第71号	びあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について				
日程第34	議案第72号	財産の減額貸付について				
日程第35	議案第73号	財産の減額貸付について				
日程第36	議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について				
日程第37	議案第75号	教育委員会委員の任命について				
日程第38	議案第76号	公平委員会委員の選任について				
日程第39	議案第77号	公平委員会委員の選任について				
日程第40	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について				
日程第41	議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について				
日程第42	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて				
日程第43	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて				
日程第44	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて				
日程第45	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて				
	・提案説明					
	市	長	田	中	甲	15
○日程第46	発議第13号	松井努議員(会派「緑風会」)に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について				
	・提案説明					
	越	川	雅	史		20
	・一身上の弁明					
	松	井	努			21
	・可決					23
○散	会					24

第2日 2月24日（金曜日）

○議事日程（第2号）	25
○会議に付した事件（48件）	26
○出席議員（42名）	27
○欠席議員（なし）	29
○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	29
○開 議	31
○日程第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について	
日程第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	
日程第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第6 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について	
日程第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について	
日程第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について	
日程第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	
日程第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）	
日程第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）	
日程第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算	
日程第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算	
日程第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算	
日程第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算	

- 日程第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第29 議案第70号 びあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第71号 びあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 日程第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 日程第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 日程第48 報告第43号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

1. 公	明	党	久	保	川	隆	志	.....	31
	(補	足	質	問	者)	西	村	敦	
	(補	足	質	問	者)	堀	越	優	
	市		長		田	中		甲	
	教	育	長		田	中	庸	惠	
	保	健	部	長	二	宮	賢	司	
	こ	ど	も	政	策	部	長	秋	本
	財	政	部	長	稲	葉	清	孝	
	企	画	部	長	小	沢	俊	也	
	市	民	部	長	蛸	島	和	紀	
	街	づ	く	り	部	長	川	島	俊
	文	化	ス	ポ	ー	ツ	部	長	森
	危	機	管	理	監		水	野	雅
	学	校	教	育	部	長	藤	井	義
	中	核	市	準	備	担	当	理	事
	経	済	部	長	小	塚	眞	康	

	福 祉 部 長	立 場	久 美 子	
○休 憩	.....			5 2
○開 議	.....			5 2
	久 保 川	隆 志 (再)	.....	5 2
	財 政 部 長	稲 葉	清 孝	
	企 画 部 長	小 沢	俊 也	
	市 民 部 長	蛸 島	和 紀	
・発 言 の 訂 正 (街 づ く り 部 長)	.....			5 5
・答 弁				
	街 づ く り 部 長	川 島	俊 介	
久 保 川	隆 志 (再)	.....	5 5	
	街 づ く り 部 長	川 島	俊 介	
	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田	敏 裕	
西 村	敦	.....	5 6	
	危 機 管 理 監	水 野	雅 雄	
	生 涯 学 習 部 長	永 田	治	
	学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
	保 健 部 長	二 宮	賢 司	
	中 核 市 準 備 担 当 理 事	鹿 倉	信 一	
	経 済 部 長	小 塚	眞 康	
堀 越	優	.....	6 1	
	福 祉 部 長	立 場	久 美 子	
	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田	敏 裕	
	学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
2. 創 生 市 川	稲 葉	健 二	.....	6 8
	市 長	田 中	甲	
	企 画 部 長	小 沢	俊 也	
	市 民 部 長	蛸 島	和 紀	
	環 境 部 長	根 本	泰 雄	
	街 づ く り 部 長	川 島	俊 介	
	生 涯 学 習 部 長	永 田	治	
○休 憩	.....			7 9
○開 議	.....			7 9
・答 弁				
	福 祉 部 長	立 場	久 美 子	
	文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田	敏 裕	
	危 機 管 理 監	水 野	雅 雄	
	学 校 教 育 部 長	藤 井	義 康	
	こ ど も 政 策 部 長	秋 本	賢 一	

財 政 部 長	稲 葉 清 孝	
稲 葉 健 二 (再)	.....	8 4
企 画 部 長	小 沢 俊 也	
市 民 部 長	蛸 島 和 紀	
・ 発 言 の 訂 正 ( 環 境 部 長 )	.....	8 8
・ 答 弁		
環 境 部 長	根 本 泰 雄	
稲 葉 健 二 (再)	.....	8 8
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介	
生 涯 学 習 部 長	永 田 治	
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
福 祉 部 長	立 場 久 美 子	
○ 会 議 時 間 延 長	.....	9 8
・ 答 弁		
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
稲 葉 健 二 (再)	.....	9 8
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
こ ど も 政 策 部 長	秋 本 賢 一	
財 政 部 長	稲 葉 清 孝	
○ 散 会	.....	1 0 3

**第 3 日 2 月 27 日 ( 月 曜 日 )**

○ 議 事 日 程 ( 第 3 号 )	.....	1 0 5
○ 会 議 に 付 し た 事 件 ( 48 件 )	.....	1 0 6
○ 出 席 議 員 ( 41 名 )	.....	1 0 7
○ 欠 席 議 員 ( 1 名 )	.....	1 0 9
○ 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	.....	1 0 9
○ 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名	.....	1 0 9
○ 開 議	.....	1 1 1
○ 日 程 第 1	議 案 第 42 号 市 川 市 行 政 組 織 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	
日 程 第 2	議 案 第 43 号 市 川 市 役 所 駐 車 場 等 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	
日 程 第 3	議 案 第 44 号 市 川 市 庁 舎 整 備 基 金 の 設 置 、 管 理 及 び 処 分 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て	
日 程 第 4	議 案 第 45 号 市 川 市 公 共 施 設 整 備 基 金 の 設 置 、 管 理 及 び 処 分 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て	
日 程 第 5	議 案 第 46 号 市 川 市 ワ ク チ ン 健 康 被 害 見 舞 金 基 金 の 設 置 、 管 理 及 び 処 分 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て	
日 程 第 6	議 案 第 47 号 市 川 市 犬 猫 い の ち の 基 金 の 設 置 、 管 理 及 び 処 分 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て	
日 程 第 7	議 案 第 48 号 市 川 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	
日 程 第 8	議 案 第 49 号 宅 地 造 成 等 規 制 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 理 に 関 す る	

		条例の制定について
日程第9	議案第50号	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10	議案第51号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第52号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12	議案第53号	市川市国民健康保険条例の一部改正について
日程第13	議案第54号	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
日程第14	議案第55号	市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
日程第15	議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第17	議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
日程第19	議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算
日程第24	議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26	議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算
日程第28	議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定について
日程第29	議案第70号	びあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
日程第30	議案第71号	びあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
日程第31	議案第72号	財産の減額貸付について
日程第32	議案第73号	財産の減額貸付について
日程第33	議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
日程第34	議案第75号	教育委員会委員の任命について
日程第35	議案第76号	公平委員会委員の選任について
日程第36	議案第77号	公平委員会委員の選任について
日程第37	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第38	議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第39	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第40	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第41	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第42	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第43	報告第38号	専決処分の承認を求めることについて
日程第44	報告第39号	専決処分の報告について



- 日程第45 報告第40号 専決処分の報告について  
 日程第46 報告第41号 専決処分の報告について  
 日程第47 報告第42号 専決処分の報告について  
 日程第48 報告第43号 専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

3. 日本共産党	高坂進	111
(補足質問者)	清水みな子	
市長	田中甲	
環境部長	根本泰雄	
保健部長	二宮賢司	
総務部長	植草耕一	
企画部長	小沢俊也	
生涯学習部長	永田治	
清水みな子		128
企画部長	小沢俊也	
生涯学習部長	永田治	
○休憩		132
○開議		133
4. 無所属の会	越川雅史	133
市長	田中甲	
企画部長	小沢俊也	
道路交通部長	藤田泰博	
学校教育部長	藤井義康	
総務部長	植草耕一	
広報室長	麻生文喜	
副市長	松丸多一	
○休憩		154
○開議		154
5. 自由民主党	細田伸一	154
市長	田中甲	
企画部長	小沢俊也	
総務部長	植草耕一	
消防局長	本住敏	
学校教育部長	藤井義康	
○散会		168

第4日 2月28日(火曜日)

○議事日程（第4号）	169
○会議に付した事件（48件）	170
○出席議員（42名）	171
○欠席議員（なし）	172
○説明のため出席した者の職氏名	173
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	173
○開議	175
○発言の訂正（学校教育部長）	175
○日程第1 議案第42号	市川市行政組織条例の一部改正について
日程第2 議案第43号	市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第3 議案第44号	市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
日程第4 議案第45号	市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第5 議案第46号	市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第6 議案第47号	市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第7 議案第48号	市川市手数料条例の一部改正について
日程第8 議案第49号	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第9 議案第50号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10 議案第51号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11 議案第52号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12 議案第53号	市川市国民健康保険条例の一部改正について
日程第13 議案第54号	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
日程第14 議案第55号	市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
日程第15 議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16 議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第17 議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
日程第19 議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23 議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算
日程第24 議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26 議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算

日程第28	議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定について
日程第29	議案第70号	びあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
日程第30	議案第71号	びあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
日程第31	議案第72号	財産の減額貸付について
日程第32	議案第73号	財産の減額貸付について
日程第33	議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
日程第34	議案第75号	教育委員会委員の任命について
日程第35	議案第76号	公平委員会委員の選任について
日程第36	議案第77号	公平委員会委員の選任について
日程第37	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第38	議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第39	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第40	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第41	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第42	諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第43	報告第38号	専決処分の承認を求めることについて
日程第44	報告第39号	専決処分の報告について
日程第45	報告第40号	専決処分の報告について
日程第46	報告第41号	専決処分の報告について
日程第47	報告第42号	専決処分の報告について
日程第48	報告第43号	専決処分の報告について

(一括議題)

・代表質問

6. 清風いちかわ	松永鉄兵	175
市 長	田 中 甲	
こども政策部長	秋 本 賢 一	
企 画 部 長	小 沢 俊 也	
環 境 部 長	根 本 泰 雄	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康	
生 涯 学 習 部 長	永 田 治	
○委員会付託（議案第42～74号）		192
○採決（議案第75～79号）		
・各同意		192
○採決（諮問第2～5号）		
・各異議ない旨答申		193
○採決（報告第38号）		
・承認		193
○請願の委員会付託		193
○散 会		193

第5日 3月7日（火曜日）

○議事日程（第5号）	195
○会議に付した事件（36件）	196
○出席議員（42名）	197
○欠席議員（なし）	198
○説明のため出席した者の職氏名	198
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	199
○開 議	200
○日程第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について	
日程第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	
日程第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第6 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	
日程第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について	
日程第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
日程第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について	
日程第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について	
日程第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について	
日程第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
日程第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	
日程第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
日程第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）	
日程第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
日程第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）	
日程第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算	
日程第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算	
日程第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算	
日程第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	

日程第27	議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算	
日程第28	議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定について	
日程第29	議案第70号	ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について	
日程第30	議案第71号	ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について	
日程第31	議案第72号	財産の減額貸付について	
日程第32	議案第73号	財産の減額貸付について	
日程第33	議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について	(一括議題)

・委員長報告

健康福祉委員長	石原みさ子	200
環境文教委員長	宮本均	205
建設経済委員長	大久保たかし	208
総務委員長	久保川隆志	212

・討論

久保川隆志(議案第64号に賛成)	215
○休憩	218
○開議	218
小泉文人(議案第57、64~68号に賛成)	218
・各可決	222
○日程第34 請願第4-6号 七中歩道橋の修繕に関する請願	
日程第35 請願第4-7号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	

(一括議題)

・紹介議員の取消し(請願第4-7号)	227
--------------------	-----

・委員長報告

建設経済委員長 大久保たかし	227
・採択(請願第4-6号)	228
・不採択(請願第4-7号)	228

○日程第36 行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について

・委員長報告

行徳臨海部に関連する特別委員長

中村よしお	228
・審査を終了することを可決	231
○散会	231

**第6日 3月8日(水曜日)**

○議事日程(第6号)	233
○会議に付した事件(1件)	233
○出席議員(42名)	233

○欠席議員（なし）	234
○説明のため出席した者の職氏名	234
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	235
○開 議	236
○日程第1 一般質問	
1. 長 友 正 徳	236
(1)カーボンニュートラルに向けた取組について	
(2)教育行政（コロナ感染回避を理由にした長期欠席への対応、学校以外の居場所づくり）について	
(3)雇用対策について	
(4)子育て支援について	
(5)少子化対策について	
(6)防災対策について	
(7)広報業務について	
環 境 部 長           根 本 泰 雄	
学 校 教 育 部 長   藤 井 義 康	
企 画 部 長           小 沢 俊 也	
こ ども 政 策 部 長   秋 本 賢 一	
危 機 管 理 監       水 野 雅 雄	
広 報 室 長           麻 生 文 喜	
2. 国 松 ひ ろ き	247
(1)他市との比較や問題について	
(2)他市と連携した広域行政の運営について	
生 涯 学 習 部 長   永 田           治	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長   森 田 敏 裕	
危 機 管 理 監       水 野 雅 雄	
経 済 部 長           小 塚 眞 康	
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長   小 林 茂 雄	
保 健 部 長           二 宮 賢 司	
道 路 交 通 部 長   藤 田 泰 博	
財 政 部 長           稲 葉 清 孝	
企 画 部 長           小 沢 俊 也	
○休 憩	260
○開 議	260
・発言の訂正（保健部長、子ども政策部長）	260
3. か い づ 勉	261
(1)本市の収蔵美術品の活用について	
(2)曾谷2丁目春日神社前の信号機設置の必要性に係る市の認識について	
文 化 ス ポ ー ツ 部 長   森 田 敏 裕	
道 路 交 通 部 長   藤 田 泰 博	

4. 廣 田 徳 子	265
(1)高齢者支援について	
(2)保育園職員の処遇について	
(3)シェアサイクルの利用状況及び今後の考え方について	
(4)事業の委託や民営化に対する本市の今後の考え方について	
福 祉 部 長           立 場   久 美 子	
こ ども 政 策 部 長   秋 本   賢 一	
道 路 交 通 部 長   藤 田   泰 博	
企 画 部 長           小 沢   俊 也	
○休 憩	276
○開 議	276
5. 金 子 貞 作	276
(1)道路・交通行政（外環開通に伴う現状と課題、高塚入口交差点の改良、田尻・高谷地域の水害対策）について	
(2)保健行政（フッ化物塗布事業の効果と課題、化学物質過敏症への対応）について	
(3)福祉行政（高齢者クラブの現状と課題）について	
(4)教育行政（学校給食の活用）について	
道 路 交 通 部 長   藤 田   泰 博	
学 校 教 育 部 長   藤 井   義 康	
水 と 緑 の 部 長   高 久   利 明	
保 健 部 長        二 宮   賢 司	
福 祉 部 長        立 場   久 美 子	
○散 会	285

<b>第7日 3月9日（木曜日）</b>
----------------------

○議事日程（第7号）	287
○会議に付した事件（1件）	287
○出席議員（42名）	287
○欠席議員（なし）	288
○説明のため出席した者の職氏名	288
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	289
○開 議	290
○日程第1 一般質問	
6. や な ぎ 美 智 子	290
(1)新型コロナウイルス感染症について	
(2)空き家対策について	
(3)鬼高地域の水害問題について	
危 機 管 理 監       水 野   雅 雄	
企 画 部 長           小 沢   俊 也	

街づくり部長 川島俊介  
水と緑の部長 高久利明

7. 青山ひろかず…………… 297

- (1)高齢社会対策について
- (2)南消防署の建て替えについて
- (3)放課後保育クラブについて
- (4)公共施設の老朽化対策について
- (5)行徳地域内の蓋架け歩道の改修状況と今後の整備について
- (6)（仮称）押切・湊橋に関する市の認識について
- (7)江戸川第一終末処理場北側道路の整備について

福祉部長 立場久美子  
消防局長 本住敏  
生涯学習部長 永田治  
企画部長 小沢俊也  
道路交通部長 藤田泰博

○休憩…………… 305

○開議…………… 305

・発言の訂正（企画部長）…………… 305

8. 石原よしのり…………… 305

- (1)デジタル地域通貨について
- (2)宗教2世問題について
- (3)樹木の保全について

経済部長 小塚眞康  
企画部長 小沢俊也  
総務部長 植草耕一  
福祉部長 立場久美子  
学校教育部長 藤井義康  
水と緑の部長 高久利明

9. さとうゆきの…………… 315

- (1)公共施設等の落書きについて
- (2)宮久保6丁目市民広場について
- (3)市川市観光大使について
- (4)防火管理講習について

水と緑の部長 高久利明  
市民部長 蛸島和紀  
財政部長 稲葉清孝  
観光部長 関武彦  
消防局長 本住敏

○休憩…………… 324



○開 議	3 2 4
10. つかこし たかのり	3 2 4
(1)クリーンセンターの建て替えについて	
(2)外出が困難な方々への支援の現状と今後について	
(3)産後パパ育休に関する本市の取組について	
(4)AEDの貸出しの現状と今後について	
(5)宮久保・下貝塚地区の排水・冠水対策について	
(6)宮久保6丁目市民広場の道路環境整備について	
環 境 部 長	根 本 泰 雄
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
経 済 部 長	小 塚 眞 康
総 務 部 長	植 草 耕 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
○散 会	3 3 1

<b>第8日 3月10日（金曜日）</b>
-----------------------

○議事日程（第8号）	3 3 3
○会議に付した事件（1件）	3 3 3
○出席議員（42名）	3 3 3
○欠席議員（なし）	3 3 4
○説明のため出席した者の職氏名	3 3 4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	3 3 5
○開 議	3 3 6
○日程第1 一般質問	
11. 小山田 直 人	3 3 6
(1)道路行政（堀之内1丁目21付近の通学路安全対策）について	
(2)こども施策について	
(3)高齢者支援について	
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢 一
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
12. 宮 本 均	3 4 9
(1)公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の見直しについて	
(2)観光行政（魅力の発信による市川ブランドの確立）について	
(3)道路の安全性の確保（無電柱化の推進）について	

(4)水辺の活用について

(5)中核市への移行について

企 画 部 長	小 沢 俊 也
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
観 光 部 長	関 武 彦
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
環 境 部 長	根 本 泰 雄
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一

○休 憩…………… 3 5 7

○開 議…………… 3 5 7

13. 浅 野 さ ち…………… 3 5 7

(1)信篤地域の課題について

(2)道路行政（市川南 I C 南交差点、高谷 1 丁目セブンイレブン前交差点、鬼高 3 丁目ショッパス  
前東側交差点の安全対策）について

(3)市のバス運営について

(4)医療的ケア児について

企 画 部 長	小 沢 俊 也
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
こ だ も 政 策 部 長	秋 本 賢 一

14. 中 村 よ し お…………… 3 6 9

(1)南行徳地区の道路交通行政について

(2)塩浜地区の課題について

(3)市民向け公共交通利用補助制度について

道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
副 市 長	松 丸 多 一

○休 憩…………… 3 8 2

○開 議…………… 3 8 2

・発言の訂正（こども政策部長）…………… 3 8 2

15. 石 原 た か ゆ き…………… 3 8 3

- (1)公立小中学校の学級増に伴う人的物的な環境整備について
- (2)ぴあぱーく妙典と江戸川第一終末処理場上部利用について
- (3)公園の整備と利用について

学 校 教 育 部 長      藤      井      義      康  
 行 徳 支 所 長      菊      田      滋      也

・ 発言の訂正（石原たかゆき）…………… 390

石 原 たかゆき（再）…………… 390

水 と 緑 の 部 長      高      久      利      明  
 文 化 ス ポ ー ツ 部 長      森      田      敏      裕

○ 散 会…………… 394

**第9日 3月13日（月曜日）**

○ 議事日程（第9号）…………… 395

○ 会議に付した事件（12件）…………… 395

○ 出席議員（42名）…………… 395

○ 欠席議員（なし）…………… 396

○ 説明のため出席した者の職氏名…………… 397

○ 職務のため議場に出席した事務局職員職員の職氏名…………… 397

○ 開 議…………… 399

○ 日程第1 一般質問

16. 中 町 け い…………… 399

- (1)サイバー対策の状況と危機管理体制について
- (2)特定空家対策について
- (3)江戸川サイクリングロードの現状と課題及び対策について
- (4)犬猫いのちの基金の運用について
- (5)市立小中学校の校庭を活用した子ども達の遊び場の確保について
- (6)離婚前後における子ども支援について
- (7)医療的ケア児への支援の現状と課題及び今後の拡充について
- (8)介護を体験し学べる介護学習センターの創設について

情 報 政 策 部 長      佐      藤      敏      和  
 街 づ く り 部 長      川      島      俊      介  
 道 路 交 通 部 長      藤      田      泰      博  
 環 境 部 長      根      本      泰      雄  
 学 校 教 育 部 長      藤      井      義      康  
 こ ど も 政 策 部 長      秋      本      賢      一  
 福 祉 部 長      立      場      久      美      子

17. 秋 本 の り 子…………… 412

(1)教育行政（教師の多忙な環境への対応、欠員が補充されず担任がいないクラスへの対応、教室から許可なく飛び出す子への対応、朝読書の現状及び今後、養護教諭・栄養教諭へのタブレット端末配付、学校給食費の無償化）について	
(2)男女共同参画社会の推進について	
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康
総 務 部 長	植 草 耕 一
○休 憩	4 2 2
○開 議	4 2 2
18. つ ち や 正 順	4 2 2
(1)子育て政策について	
(2)防災対策について	
(3)八幡5丁目風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築について	
(4)施政方針（事業の選択と集中における政策の優先順位）について	
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢 一
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
街 づ くり 部 長	川 島 俊 介
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
企 画 部 長	小 沢 俊 也
19. か つ ま た 竜 大	4 3 5
(1)健康寿命を延ばす施策について	
(2)市内公共交通のバリアフリー対策について	
(3)八幡風致地区内路地状（旗ざお）敷地の大型共同住宅建築について	
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
○日 程 第 2 議 案 第 80 号 市 川 市 特 別 職 の 職 員 の 退 職 手 当 支 給 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	
日 程 第 3 議 案 第 81 号 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て	
日 程 第 4 議 案 第 82 号 固 定 資 産 評 価 員 の 選 任 に つ い て	
	（一括議題）
・ 提 案 説 明	
副 市 長	松 丸 多 一
副 市 長	松 丸 多 一
・ 質 疑	
1. 越 川 雅 史	4 4 7
企 画 部 長	小 沢 俊 也
副 市 長	松 丸 多 一
・ 委 員 会 付 託 （ 議 案 第 80 号 ）	4 4 8
○休 憩	4 4 8
○開 議	4 4 8

○発言の訂正（道路交通部長）	4 4 8
○会議時間延長	4 4 9
○日程追加 議案第80号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について	
日程第3 議案第81号 監査委員の選任について	
日程第4 議案第82号 固定資産評価員の選任について	
	（一括議題）
・委員長報告（議案第80号）	
総務委員長 久保川 隆 志	4 4 9
・可決（議案第80号）	4 4 9
・各同意（議案第81、82号）	4 5 0
○日程第5 発議第14号 市川市議会委員会条例の一部改正について	
・可決	4 5 0
○日程第6 発議第15号 保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出について	
日程第7 発議第16号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について	
日程第8 発議第17号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について	
日程第9 発議第18号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について	
日程第10 発議第19号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出について	
	（一括議題）
・各可決	4 5 1
○日程第11 発議第20号 市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について	
・可決	4 5 2
○閉議・閉会	4 5 2
————— • —————	
○委員会審査報告書	4 5 3
○会議録署名議員	4 5 8

第 1 日

令和5年2月15日（水曜日）

## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月15日（水曜日）午後1時開議

- 第1 会期の件
- 第2 令和5年度施政方針
- 第3 令和5年度教育行政運営方針
- 第4 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 第5 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 第7 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第8 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第9 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第10 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第11 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第12 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第13 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第15 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 第16 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 第17 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 第18 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第20 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第22 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 第27 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 第29 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 第31 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 第32 議案第70号 ぴあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 第33 議案第71号 ぴあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について

- 第34 議案第72号 財産の減額貸付について
- 第35 議案第73号 財産の減額貸付について
- 第36 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 第37 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 第38 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 第39 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 第40 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第41 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第42 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第43 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第44 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第45 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第46 発議第13号 松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の件
- 日程第2 令和5年度施政方針
- 日程第3 令和5年度教育行政運営方針
- 日程第4 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 日程第18 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）



- 日程第22 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 日程第27 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第32 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第33 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第34 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第35 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第36 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第37 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 日程第39 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 日程第40 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第41 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第42 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第45 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第46 発議第13号 松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長	友		正	徳	
佐	直		友	樹	
つ	ち	や	正	順	
小	山	田	直	人	
つ	か	こ	た	か	の
鈴	木		雅	斗	
国	松		ひ	ろ	き
石	原		た	か	ゆ
清	水		み	な	子

廣	田	德	子
増	田	好	秀
中	町	け	い
久	保 川	隆	志
浅	野	さ	ち
中	村	よ し	お
細	田	伸	一
石	原	み さ	子
青	山	ひろ	かず
大	久 保	た か	し
小	泉	文	人
高	坂		進
金	子	貞	作
秋	本	の り	子
か	つ ま た	竜	大
西	村		敦
宮	本		均
中	山	幸	紀
松	永	鉄	兵
荒	木	詩	郎
石	原	よ し の	り
加	藤	武	央
稲	葉	健	二
越	川	雅	史
大	場		諭
堀	越		優
か	い づ		勉
松	井		努
竹	内	清	海
松	永	修	巳
岩	井	清	郎

欠 席 議 員            な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市	松	丸	多
代 表	監 査 委 員	菅	原	卓
教	育	田	中	庸
				惠

危機管理監	水野雅雄
広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
中核市準備担当理事	鹿倉信一
企画部長	小沢俊也
財政部長	稲葉清孝
情報政策部長	佐藤敏和
文化スポーツ部長	森田敏裕
市民部長	蛸島和紀
経済部長	小塚眞康
観光部長	関武彦
福祉部長	立場久美子
こども政策部長	秋本賢一
保健部長	二宮賢司
環境部長	根本泰雄
街づくり部長	川島俊介
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明
行徳支所長	菊田滋也
消防局長	本住敏
選挙管理委員会 事務局長	小林茂雄
農業委員会事務局 長	藤城久保
会計管理者	板垣道佳
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	永田治
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小泉貞之
事務局次長	六郷真紀子
(議事担当)	
主幹	米津孝成
副主幹	金子貴一
主査	尾本悠
主任書記	北川陽介
主任書記	高柳陽一
(調査担当)	
主幹	上原高

主  
主  
主  
書

任

書

查  
查  
記  
記

前  
岡  
荒  
福

田  
澤  
木  
井

英  
智  
寿

悠  
康  
貴  
明

---

## 会 議

午後1時1分開会・開議

○松永修巳議長 ただいまから令和5年2月市川市議会定例会を開会いたします。

---

○松永修巳議長 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

---

○松永修巳議長 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、廣田徳子議員及び宮本均議員を指名いたします。

---

○松永修巳議長 この際、御報告申し上げます。

去る2月7日、石原みさ子議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに松永鉄兵議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

---

○松永修巳議長 日程第1会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの28日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって会期は28日間と決定いたしました。

---

○松永修巳議長 この際、市長から議案第69号及び諮問第5号について訂正いたしたいとの申出があり、お手元に配付のとおり訂正いたしましたから、御報告いたします。

なお、私から申し上げますが、理事者におかれましては、議案等の提出においては十分な確認の下、誤りのないよう、また、強く要請をし、注意をいたしたいと思っております。ぜひひとつ守っていただいで、適正な議案を提出していただきたいと思っております。御注意願います。

---

○松永修巳議長 この際、日程第2令和5年度施政方針及び日程第3令和5年度教育行政運営方針を行い、併せて日程第4議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第45諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

提出者から令和5年度施政方針及び令和5年度教育行政運営方針並びに提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 冒頭、トルコで発生した地震で亡くなられた多くの方々及び避難生活を余儀なくされる方々に、心からお見舞いを申し上げます。

本日、令和5年2月市議会定例会の開催に際し、令和5年度の予算案をはじめとする諸案件の審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

この4半世紀で、我が国の災害対策に大きな教訓を与えた阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、大規模災害が繰り返し発生しました。

また、最近では新型コロナウイルス感染症の流行、ウクライナ侵攻や台湾と中国の緊張、急激な物価高騰など、私たちは日常生活の中で不安や悲しみ、我慢を強いられる時を過ごしてきました。しかし、仏教の教えには、飢饉や戦争、伝染病の流行などの災いを説いた三災七難があります。歴史を振り返ると、このような災いは繰り返し起こり、そして人々は何度でも乗り越えてきたことが分かります。

そこで、本市の歴史を遡ってみますと、大化の改新以降に設けられた国の中で、下総国の国府の中心である国庁は、本市の国府台に置かれていたとされています。下総国は、現在の千葉県北部から茨城県南西部、さらには東京都、埼玉県の一部にまで広がっており、その広大な土地の政治の中心がここ市川市に置かれていたということです。そして今、千葉商科大学からの全面的な御協力により、国庁の遺構の発掘が進められています。かつて人々がこの地で生活を営み、悠久の歴史が紡がれてきたことに思いを馳せながら、先人の知恵や日本人としての誇りを尊び、次の世代へ歴史をつないでいくことが、現代を生きる私たちの役目であると改めて実感しております。

過去の価値を認識し、未来につないでいくための施策を実行していくためには、今を考えるだけでなく、長期的な時間軸での視点を持った市政運営を行っていかねばなりません。市制施行90年、100年、さらにその先の未来に向け、本市が発展し続けるためには、市川市の未来は子どもたちをいかに大切にするのかの思いを胸に、次の時代を生きる子どもたちの成長を、社会全体で支えていくことが大切なのです。

学校給食費の無償化は、市議会議員の皆様の御理解、教育委員会の協力により、本年から速やかにスタートすることができました。新年度は、無償化の対象を市内全ての市立小中学校などに通う児童生徒全員に拡大してまいります。これは、市民、市議会、行政の子どもたちを思う気持ちが1つになった結果です。このように力を合わせ、市民が喜ぶことを早急に実現する姿勢は、着実に市民の信頼を取り戻すことにつながっていると実感しております。

新年度は、これを確固たるものとするべく、市民の皆様が納めてくださった貴重なお金を1円たりとも無駄にしないことはもちろんですが、情報公開の重要性も忘れてはなりません。本市の財政状況は、堅実な運営により健全な状態で推移しておりますが、中長期的には人口減少などによる市税収入への影響が懸念されております。そのような状況の中、学校給食費の完全無償化に加え、老朽化が進むクリーンセンターや斎場のように、市民生活の基盤に最も重要な公共施設の更新費用などの財源を捻出する必要があります。

そこで、扶助費や人件費などの義務的経費を除いてマイナス5%シーリングを設定したほか、新規・拡大事業は優先的に進めるべき事業に絞り込み、先延ばししてきた課題の解決と将来の財政負担の解消に向けて、新年度の当初予算編成を行いました。予算を有効活用、最適配分する選択と集中の考え方に基づいて、これからも市民のために最も有効な税金の使い方を的確に判断し、予算を執行することを、議員の皆様、市民の皆様にお約束いたします。

新年度から新たにスタートする第三次基本計画が掲げるまちづくりの目標は、具体的な対策で持続可能な未来につながるまちづくりです。国連が提唱するSDGsの内容を理解し賛同することは大切ですが、しかし、最も重要なことは、市川市が具体的に行動し対策を講ずることです。やるべき施策はカーボンニュートラルをはじめ、着実に進めてまいります。

そして、何よりも大切なものは命です。誰もが自分らしくあり続けるためには、心身ともに健康であることが重要です。正しく、清く、強く、尊くといった前向きな心を持ち続けることで、心と体の健康バランスが保たれ、活力あふれる豊かな人生を送れることでしょう。市民の健康意識を高め、いつまでも自分らしく輝けるようサポートしてまいります。

また、第1庁舎7階のオープンキッチン及び休憩スペースの利活用を検討し、いずれは健康寿命日本一の町の

実現に向けた拠点にしていきたいと考えております。

子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるため、千葉県や近隣市に先んじて、新年度から子ども医療費助成制度の対象を高校3年生まで拡大するとともに、対象となるひとり親家庭の親子の自己負担額を無料といたします。今後も、市川モデルの子育てサービスの拡充に向け、引き続き千葉県と連携を図り、さらなる手厚い支援を目指してまいります。

市内の経済を循環させるため、デジタル地域通貨の実証実験を開始いたします。スマートフォンのアプリに加え、その扱いに不慣れな方でも利用できる仕組みを整えてまいります。また、市民の健康づくりやボランティア活動、エコ活動、自治会活動などを通じて貯めたポイントとデジタル地域通貨を連動させることで、市内経済と市民活動の両面から、元気な町をつくってまいります。

市川市は、名前に川が入っているとおり、江戸川や真間川をはじめとする大小さまざまな川が市内全域に流れています。この身近にある恵まれた水辺環境を生かし、人と人をつなぐにぎわいの場として創出されるよう、市民の自発的なアイデアとリーダーシップによる水辺のまちづくりを進めてまいります。

私たちは、市民である前に、かけがえのない地球に住む1人の人間です。気候変動は地球規模の危機であり、誰もが当事者として真剣に取り組むべき重要な課題です。そこで、私自身が率先して職員とともに環境施策推進参与などを通して多くのことを学んでいるところです。例えば、住宅の断熱化によってヒートショックが抑制されれば、循環器系疾患の予防につながり、健康寿命の延伸にも効果が期待できます。また、断熱化や太陽光パネルなどの導入の費用と将来的な光熱費のコストを比較することができれば、積極的に環境に配慮した住宅の建設につながるでしょう。他の自治体では、このことを建築事業者が施主に説明するよう義務づけており、本市においても目指すべき1つの姿であると考えております。こうした学びを生かしてこそ、実効性のある取組を本格的に実施するための大きな扉を開くことができます。

そこで、新年度は、組織の枠を超えて全庁的にカーボンニュートラルを推進するための部署を新設いたします。また、市の公共施設を新築や改修する際には太陽光パネルを設置するなど、再生可能エネルギーを活用するとともに、断熱化やエネルギーの効率化を徹底し、公共施設の脱炭素化を加速させてまいります。

一般住宅や店舗、事業所に対し、断熱化や太陽光発電設備、蓄電池の導入などに対する補助を行うことで、エネルギーの地産地消を進めるとともに、市内の二酸化炭素排出量を削減してまいります。新年度を本市のカーボンニュートラル元年として、市民、事業者、行政が一丸となって環境問題に取り組むことで、基礎自治体としてできることを力強く進めてまいります。

市川市総合計画の基本構想は、令和7年度に25年間の計画期間が満了となり、令和8年度から新たな総合計画がスタートいたします。今期市議会定例会でお諮りいたします第三次基本計画は、現行の総合計画の総仕上げであり、令和8年度からの新たな総合計画に切れ目なくつないでいくために極めて重要な役割を担っていると同時に、3年間という短期間でスピード感を持った取組が求められます。

そこで、第三次基本計画の目標に掲げる3つのまちの姿である「安心で快適なまち」、「健やかに暮らせるまち」、「魅力あふれる元気なまち」に沿って、新年度の主な施策を説明してまいります。

初めに、「安心で快適なまち」についてです。

本年は、関東大震災から100年目の年です。驚くべきことは、世界的に大流行したスペイン風邪が収束した直後に関東大震災が発生したということです。この歴史は偶然でしょうし、繰り返すことは誰も望んでいません。しかし、安心、安全で穏やかな毎日を当たり前で過ごすには、日頃から災害や事件、事故、病気、生活困窮など、様々な難を未然に防ぐための対策を講ずる必要があります。万が一の事態に備えた減災・防犯対策、暮らしを支える都市基盤の整備、福祉支援の充実、多様性社会の推進など、お互いに支え合い、誰一人取り残さない

「安心で快適なまち」を目指します。

災害は、私たちの暮らしを一変させます。不安や恐怖に押し潰されそうになる避難所生活では、心身ともに疲弊し、2次的な被害につながりかねません。避難所となる市立小中学校などの冷暖房設備は不可欠であることから、スピード感を持って順次設置を進めて、少しでも心身の負担を和らげる環境を整えてまいります。

また、引き続き計画的に雨水排水施設を整備するとともに、土砂災害から市民を守るため、緑地の保全に配慮した斜面崩壊対策を進めるなど強靱なまちづくりを進めてまいります。

安心、安全な毎日を過ごすには、町の防犯力の向上も大切です。より防犯効果の高いカメラ付防犯灯の導入に対する補助を行い、事故や犯罪の抑止効果を高めてまいります。

都市計画道路や公共下水道などの生活に密着したインフラ整備は、着実に進めていく必要があります。都市計画道路や道路拡幅の整備には時間がかかりますが、計画を立てて、安全で快適な道路交通環境を向上させてまいります。

また、本市の課題の一つである令和4年度末見込みで77.5%という下水道の普及率を、5か年計画の下、積極的に進め、都市基盤が充実した住みやすい町を目指してまいります。さらに、市民生活の利便性を高めるため、コミュニティバスのルートやダイヤの見直しを行ってまいります。

家族は最も身近な存在であるがゆえに、感情的な問題を抱え込んでしまうおそれがあります。間違っても、目を覆いたくなるような悲惨な事件が家庭内で起こらないように、地域の見守り役である民生委員、児童委員の力をお借りしながら、未然に防いでいかなければなりません。現在、個人や世帯の抱える課題は、育児と介護などを同時に担うダブルケアやひきこもり問題などが複雑に絡み合っています。地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援などの取組を生かし、包括的な支援体制の整備を進めることで、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。例えば、南行徳老人いこいの家を、従来の余暇活動中心の施設から、高齢者の社会参加と介護予防の拠点の施設にするなど、高齢者の元気づくりを促進し、健康寿命の延伸を実現してまいります。

国立がん研究センターの統計によると、日本人の2人に1人はがんの症状が発生するという可能性があるそうです。しかし、がんは決して治らない病気ではなくなっています。早期発見、早期治療の手助けになるよう、引き続き年齢や性別に応じたがん検診を充実させてまいります。また、患者の負担を軽減し、治療と社会参加の両立を図るため、がん治療の際に使用することがある医療用ウィッグなどの費用について補助を行ってまいります。

多様性社会の実現には、偏見を持たず、互いに理解し尊重し合うことを一人一人が心にとめることが求められます。本市では、100か国を超える国や地域の人々が生活しています。市内に居住する外国の方から母国の文化などについて学ぶ機会を通して国際理解を深め、多文化共生社会の推進を図ってまいります。

また、特別な支援を必要とする子どもの特性を尊重しながら、すべての子どもたちが分け隔てなく一緒に過ごせる仕組みをつくとともに、重度の障がいのある方も安心して大学などへ修学できる支援も行ってまいります。

町が発展し続けるためには、女性のさらなる活躍は欠かせません。例えば、男性の職業と思われがちな消防士のイメージを刷新するため、市内を走る路線バスに和洋女子大学の学生がデザインしたラッピング広告を掲載し、消防士を志す女性が増えるきっかけをつくるなど、男女共同参画の社会を進めてまいります。

本市のごみ処理には年間約60億円以上の経費がかかります。一人一人がごみを減らす努力をすることで、次期クリーンセンターは将来を見据えたより適切な規模の施設となります。建設費や処理費などの大きなコストが削減されれば、その分、市民が喜ぶ必要な施策を行えることから、粘り強くごみの減量化に向けて市民の協力を求めていきます。また、ごみの資源化をさらに進めるために、廃棄物として埋め立てていた焼却灰などを資源とし



て有効活用し、循環型社会の形成を目指してまいります。

市役所に転出入などの手続に来る方には、高齢者や障がいのある方、外国の方、お子さんを連れてきた方など、毎日様々な人がお見えになります。このように多くの方が訪れる場所では、誰にとっても分かりやすく利用しやすい窓口であることが求められます。第1庁舎のワンストップサービスは、来庁者のさらなる利便性の向上を図るため、より分かりやすい庁舎レイアウトに変更するとともに、新たな番号発券機を導入してまいります。

次に、「健やかに暮らせるまち」についてです。

本市は、進学や就職をきっかけに独身の若者が多く転入してくるものの、子育て世代になると転出してしまいう傾向があります。そのためには、多くの人に町の魅力を感じていただき、市川市で子どもを産み育てたい、市川市に住み続けたいと思ってもらわなければなりません。そこで、妊娠、出産、育児といったライフステージに合わせた魅力ある子育て施策に一層力を入れ、定住促進を図ってまいります。

また、年齢や障がいなどに応じた健康づくりのサポートや、食の環境を守る取組とともに、本市の特性である水辺や里山など多くの自然に恵まれた環境を生かすことで、心と体に潤いを持ち、「健やかに暮らせるまち」を目指します。

共働き世帯やひとり親世帯の増加、核家族化の進展などにより、行政に対し働きながら安心して子育てができる環境の整備を求めるニーズが、今後も大きくなることが予想されます。そこで、私立幼稚園の預かり保育利用に対し市独自の補助を行うことで、保護者は経済的負担が軽減されるとともに、働きながら幼稚園に通わせやすくなります。また、病気にかかった子どもや回復期にある子どもを一時的に預かる病児保育施設を行徳地区に新設し、子育てと仕事の両立を応援してまいります。災害時に様々な防災機能を有する公共施設にWi-Fi環境を整えることで、情報入手の利便性の向上につながります。市立小学校では放課後保育クラブの全クラスにもWi-Fi環境を整備し、子どもたちが保育中にタブレット端末を使って宿題にも取り組めるよう有効活用してまいります。

食は、子どもたちの元気の源です。引き続き、食事を通して学習や遊びの場を提供している子ども食堂へ補助金を交付し、支援が必要な子どもたちの居場所づくりを進めてまいります。さらに、飲食店に来店した人たちの善意により子どもが無料で食事ができるフードリボンプロジェクトを応援することで、子どもたちの食の環境をさらに確保してまいります。

健康的な毎日を過ごすには、日常的にスポーツを身近に感じ、親しめる環境をつくるのが大切です。老朽化したスポーツ施設の再整備を計画的に進め、スポーツ環境の充実を図ってまいります。また、引き続きトップアスリートとの交流の場を設け、スポーツの魅力に直接触れる機会の創出や競技力の向上を目指してまいります。

森林は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、地球温暖化の防止や国土の保全などの役割を果たしています。森林環境譲与税を活用して、大町公園や霊園における適切な森林環境の保全を進めてまいります。また、コロナ禍により公園にある広場などの空間の大切さを再認識しました。私たちの身近な憩いの場として、いつも安心して気持ちよく利用できるよう、除草や剪定など適切に管理してまいります。

3つ目は、「魅力あふれる元気なまち」についてです。

古くから文教都市市川として受け継がれてきた歴史や伝統、文化を尊重し続けるとともに、本市を象徴する文化都市のイメージを具現化するため、美術館の開設に向けた調査研究を進めるなど、未来に向かって新たな魅力を生み出し、発信することが大切です。大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームに基づく包括協定や、新たに設置する部では、民間の力を借りて市有財産を活用したシティーマネジメントを展開するなど、さまざまな分野で大学や民間企業と連携し、地域のさらなる活性化を図ってまいります。

また、東京都に隣接している立地特性を生かした都心へのアクセスのよさも本市の強みの一つです。現在、北

千葉道路や仮称押切・湊橋、都市計画道路などの整備が動き出していることに加え、これまで第二東京湾岸道路として計画されていた道路は新湾岸道路として外環高谷ジャンクション周辺までの検討が進められており、大いに期待しているところです。これらの広域道路交通網により本市の利便性がさらに高まることから、市街化調整区域を含めた新たなまちづくりの調査、研究を行うなど、「魅力あふれる元気なまち」を目指してまいります。

本市には、豊かな自然と、アイ・リンクタウン展望施設や動植物園などの観光資源、史跡や伝統行事など有形無形のすばらしい地域資源が数多くあります。より多くの人に本市の魅力を知ってもらい、住んでいる町への愛着を深めてもらうため、いちかわ検定を実施いたしました。

また、子どもから大人まで、誰もが一緒に楽しみながら郷土愛や地域のつながりが醸成されることを期待し、いちかわかるたを市内の全小学校に配付し、希望者への販売も行い、本市の魅力を市内外に発信していくことで市川ファンを増やしていきたいと考えております。

市川市は、東京に隣接した都市部でありながら、地場の産物が豊富です。私たちの食を支える水産業や農業の振興は町の活力の向上につながります。東京湾に面している本市では、伝統産業である行徳のノリ養殖などの水産業が営まれています。安全な漁業活動のため、老朽化の激しい漁港区域内の護岸改修を進めるとともに、しゅんせつや施設整備などの支援を通して水産業の振興を推進してまいります。

昨年6月3日、今まで見たことのないようなひょうにより、市内の農作物に甚大な被害が生じてしまいました。今後は、このような被害を食い止めるため、希望する農家には引き続き多目的防災網の設置に対し補助を行い、気象災害に強い都市農業を支援してまいります。

コロナ禍の自粛生活を機に家庭菜園を始めた方は、野菜を育てる楽しさを知り、生産者への感謝を感じるきっかけになったのではないのでしょうか。新年度は、市川を代表する野菜の一つであるトマトの家庭栽培キットを用いて、御自宅のベランダなどでも手軽に農業に親しめる機会を提供することで、市民の農業への理解や地産地消の促進を図ってまいります。

住みやすい地域社会をつくるには、地域住民と行政が共に手を取り、協働によるまちづくりを進めることが大切です。市と自治会との連携をさらに深めるとともに、お祭りなど地域住民が楽しめるイベントの支援や、老朽化した集会所の建て替え費用の補助などを行い、自治会を中心とした地域コミュニティの活性化を支援してまいります。

空き家は、そのまま放置すれば管理不全になってしまいます。そこで、地域のことを把握している自治会の協力も得ながら、空き家の実情の把握に努めてまいります。また、不動産団体との連携協定に基づき、空き家対策を強化することで、地域のニーズに応じ、できる限り有効に利活用し、町の価値の向上を目指してまいります。

以上、このような市の事業を行うための費用は、繰り返しになりますが、市民の皆様が納めてくださった税金です。貴重なお金を無駄にすることがないように、当初予算編成に当たっては、徹底的に選択と集中を行い、一般会計1,668億円、特別会計の合計790億2,700万円、公営企業会計225億3,000万円とし、令和5年度当初予算総額は、2,683億5,700万円といたしました。

市長に就任してから、今日でちょうど300日を迎えました。この間、市民の皆様をはじめ、市議会議員、職員を含め多くの方々のおかげで、スピード感のある市政運営を実行できたと思います。この議場におられる42名の議員の皆さんと、新年度もともに市川市の未来を築いてまいりたいと思います。

コロナ禍で保健所の重要性が再認識された今こそ、東京都に隣接し、千葉県との玄関口である本市の都市制度を改めて考え直す時期を迎えているのではないのでしょうか。このことについても、議員の皆様とともに議論を深めてまいりたいと思います。

また、庁内の意思統一を図るため、連日幹部職員との朝礼を実施し、コミュニケーションの大切さを改めて認

識いたしました。新年度は、市民の皆様の声や思い、様々な課題をとどめることなく循環させ、職員同士が共有していくことをテーマとして掲げてまいります。そして、市民、市議会、行政が一体となって次世代へつながるまちづくりを進め、本市が誰一人取り残さない持続可能な町として発展し続けるよう邁進してまいります。

私のモットーは、市民目線、現場主義、そして市民が喜ぶことをするです。タウンミーティングのほかにも、自ら足を運び、目で見て、耳で聞くことで、市長室で公務を行うだけでは分からない多くの課題を、身をもって知ることができました。市民の皆様からお寄せいただいている信頼と期待に応えるべく、2年目も常に初心に立ち返り、感謝と謙虚な心を忘れることなく、約50万市民のために全力で市政運営のかじ取りを行ってまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の施政方針といたします。

○松永修巳議長 演壇の消毒を行いますので、少々お待ちください。

〔演壇消毒〕

○松永修巳議長 次に、教育行政運営方針について。

田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 本日、令和5年2月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表して、新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、令和4年度は、市長と教育委員会が総合教育会議において、現在の教育課題を共有しながら協議を重ね、市川の教育の目指す方向性を確認し、市長は新たな市川市教育振興大綱を策定されました。この振興大綱においても示されているように、子どもたちの成長を社会全体で支えるため、学校給食費の無償化の取組を令和5年1月から段階的に始めたところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中ではありますが、学校においては、感染防止に必要な措置を講じながら教育活動の充実を図るとともに、教育関連施設においては、生涯学習の場の提供に努めてまいりました。

また、本市2例目となる小中一貫型小学校・中学校、通称信篤三つ葉学園を設置し、義務教育9年間の学びと育ちの連続性を確保いたしました。

新年度も、総合教育会議など様々な機会を通して、市長と連携を図りながら、市川の教育のさらなる推進のため、引き続き教育行政の運営に努めてまいります。

新年度における教育行政運営に向けた基本方針を次のとおりといたします。

初めに、先ほど述べました市川市教育振興大綱の具現化を図ることです。次に、第3期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果を踏まえた、さらに取り組むべき施策の推進であります。そして、新たな教育課題への対応になります。以上を教育行政運営の基本方針といたします。

それでは、基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策について、生涯を通じた学び、学校における学び、教育環境の整備の3つの視点から述べさせていただきます。

初めに、生涯を通じた学びについてであります。

社会やライフスタイルの変化により、地域におけるつながりが希薄化する中、誰もが生きがいや役割を持ち、共に寄り添いながら暮らしていける地域やコミュニティの重要性が高まっています。市民が共に学び合い、学びを通じて人や地域とつながり、また今の世代から次の世代へと学びがつながる生涯学習を目指します。

公民館は、自己の充実や啓発のために、誰もが学ぶことができる場所です。対面型の講座及びオンライン講座を、それぞれの利点を生かして実施するなど、幅広い世代への学びの機会を提供します。

図書館は、市民の学びを支える情報拠点としての役割を担っています。館内の学習スペースの確保や、自動車図書館、公民館図書館及び返却ポストなどの活用を通じて、居住する地域に関わらず、気軽に、快適に利用できるサービスを提供してまいります。

埋蔵文化財は、地域の歴史的資産であるとともに、先人の生きる知恵や歴史的事実を現代の我々に伝える貴重な学習資源です。奈良・平安時代に下総国分寺、国分尼寺の瓦を焼いていた北下瓦窯跡の公有化を進め、未来に継承いたします。また、国府台公園野球場の建て替えに伴い、その周辺も含めた国庁関連の遺構の発掘調査等を引き続き行ってまいります。

次に、学校における学びについてであります。

激しい変化が予想されるこれからの社会においては、一人一人が困難な状況に立ち向かわざるを得ません。そのために、全ての子どもたちが個性を發揮して、他者と協働しながら主体的に未来を切り開くことのできる、これからの時代を見据えた学びを進めてまいります。

オンラインやデジタル教科書をはじめとするデジタルツールを柔軟に活用して、子どもたちに寄り添った指導の個別化、学習の個性化を進め、協働的な学びを通じて、これまで以上に質の高い学びを提供し、子どもたちの学習意欲を高めます。

また、読書センター及び学習・情報センターとしての機能を有する学校図書館を活用した教育の推進や、小学校高学年における教科担任制の取組など、学校のリソースを最大限に生かすことで、教育活動の更なる充実に努めてまいります。

長く続くコロナ禍が子どもたちに影響を及ぼすことが懸念される中、子どもたちの健やかな体や豊かな心の育成を図るため、体力向上、食育及び体験活動の充実を図り、包括的な健康教育を推進いたします。多様な子どもたちが共に学ぶことを追求しつつ、一人一人が持てる力を十分に發揮できるよう、教育的ニーズに沿った学びの場を提供するため、少人数の学級編成、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を行ってまいります。

最後に、教育環境の整備についてであります。

学校は、子どもたちが安心して学び、楽しく生活できる場であることが求められます。子どもたちが意欲的な姿勢で学び続けられるよう、安全、安心な教育環境を整えてまいります。

生きるための基本の一つは、食べることであります。子どもたちの安心で充実した食の環境を整えるため、既に中学校等で開始しております学校給食費の無償化を、令和5年4月より市立学校全55校で実施いたします。

いじめを未然に防止するための取組の充実、不登校の子どもに安心できる居場所づくりの提供、校則や制服の見直しを行うなど、人権意識や多様性、包摂性を高め、全ての子どもを誰一人取り残さない学校づくりに努めます。

子どもたちが社会とのつながりの中で学べるよう、家庭、学校、地域のさらなる連携を図り、コミュニティスクールや地域学校協働本部の一層の活用を進めます。

幼児期から児童期への段差をなくすよう、架け橋プログラムの軸となる幼児期の教育と小学校の教育をつなぐアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの充実を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を密にし、切れ目のない教育支援に努めます。

また、小学校、中学校の義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、連続性、系統性を重視した小中一貫教育の取組を引き続き推進いたします。

家庭の状況により教育格差が生じないよう、学校や相談機関など、子どもたちを取り巻く人々と協力しながら様々な支援を行います。放課後も、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を用意し、様々な学びや、豊かな人間性を育む多様な体験活動や外遊びの機会を提供します。

質の高い教育活動や、子どもたちに応じた指導の持続的な実現のため、法的側面から助言を行うスクールロイヤーの活用や、スクール・サポート・スタッフの配置、学校部活動の地域移行の推進など、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員がやりがいを持って教育活動に専念できる環境を整えてまいります。

以上、新年度における重要な施策とさせていただきます。

結びに、教育委員会は、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の基本理念の下、これまでも家庭、学校、地域と一体になって子どもたちを守り育ててまいりました。今後も、この市川の教育の特色を生かし、これからの変化の激しい社会を生き抜く力を育むとともに、全ての子どもたちが、あらゆる時において平等に自身の能力を伸ばす機会が与えられ、一人一人の夢や思いを実現する教育を進めてまいります。

その具現化を図るべく、現在国において策定が進められております次期教育振興基本計画を踏まえ、本市教育委員会におきましても、令和5年度に第4期市川市教育振興基本計画を策定し、施策の実現にしっかりと取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の教育行政運営方針といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永修巳議長 消毒をお願いします。

〔演壇消毒〕

○松永修巳議長 次に、議案の提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 議案第42号から議案第79号まで及び諮問第2号から諮問第5号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第42号市川市行政組織条例の一部改正については、公有財産のさらなる活用及び適正な管理保全を図るとともに、下水道の整備を推進するほか、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要があることから提案するものです。

議案第43号市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、市民の利便性の向上を図るため、市役所第2庁舎駐車場の駐車台数を増やす必要があることから提案するものです。

議案第44号市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、庁舎の整備に係る事業が全て完了したことに伴い、当該事業に必要な経費の財源に充てるために設置した庁舎整備基金を廃止する必要があることから提案するものです。

議案第45号市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、公共施設の保全、更新その他の計画的な整備に必要な経費の財源に充てるため、公共施設整備基金を設置する必要があることから提案するものです。

議案第46号市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、事業者からの寄附金等を活用し、新型コロナウイルス感染症その他の感染症のワクチン接種により健康被害を受けた市民に対し、見舞金を支給する事業を行うため、ワクチン健康被害見舞金基金を設置する必要があることから提案するものです。

議案第47号市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、市民からの寄附金等を活用し、犬及び猫の愛護及び管理に関する事業を推進することにより、犬及び猫の命を尊重し、人と犬及び猫が共生する社会の実現に寄与するため、犬猫いのちの基金を設置する必要があることから提案するものです。

議案第48号市川市手数料条例の一部改正については、建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率に関する特例

の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定める必要があることから提案するものです。

議案第49号宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、宅地造成等規制法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要があることから提案するものです。

議案第51号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在の確認等を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第52号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等の管理者の子どもに対する懲戒に係る規定を削除する必要があることから提案するものです。

議案第53号市川市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げる必要があることから提案するものです。

議案第54号市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定については、江戸川放水路を安全かつ清潔に利用することができる環境保全を図るため、江戸川放水路を利用する者及び市の責務を明らかにするとともに、カキ殻等の投棄の禁止を定める必要があることから提案するものであります。

議案第55号市川市下水道事業審議会条例の一部改正については、下水道事業の経営に関し、より専門的な審議等を行うため、下水道事業審議会の委員の構成を見直す必要があることから提案をするものです。

議案第56号市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における利用者の所在の確認等を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第57号市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、学習交流施設の利用状況等を勘案し、想定した政策効果を達成することが困難であると判断したことから、同施設を廃止する必要があるため提案するものです。

議案第58号市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、博物館法の改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから提案をするものです。

議案第59号令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

補正予算総額は、歳入歳出それぞれ21億5,835万9,000円の増額を行い、予算総額を1,800億1,080万6,000円とするものです。

今回の補正予算は、新たな基金の設置による将来に向けた財源の確保や、国の補正予算への対応として、令和5年度当初予算で計上を予定していた事業を前倒して実施するとともに、社会保障関係経費や原油価格・物価高騰等に対する支援や対応に伴う経費などの必要となる事業費について予算措置する一方、執行差金等について減額を行うものです。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第2款総務費では、本市の公共施設の整備、維持及び更新の財源確保のため、新たに設置する公共施設整備基金への積立金や、埋蔵文化財の調査実施により国府台公園野球場

整備工事を一時中止することによる継続費の本年度支出額を減額するほか、補正予算の財源調整のため財政調整基金積立金の減額について、第3款民生費では、障害者自立支援給付事業などの扶助費や、国や県からの補助金の償還金などを増額するほか、私立保育園運営費の委託料などの減額について、第4款衛生費では、安定した国民健康保険事業の財政運営を行うため、国民健康保険特別会計繰出金や、妊娠届け出時及び出生届け出時に合計10万円を支給する出産・子育て応援給付金に関わる経費について、また新たに設置するワクチン健康被害見舞基金及び犬猫いのちの基金への積立金を計上するほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる委託料などの減額について、第5款労働費では、電気・ガス料金の高騰に伴う勤労福祉センターの光熱水費の増額について、第7款商工費では、原油・物価高騰の影響を受けている中小貨物自動車運送事業者に対し、燃料費の一部を補助するための経費を計上するほか、市内事業者に対する電気・ガス料金の一部を補助するための経費の不用見込額の減額などについて、第9款土木費では、国の補正予算を活用し、令和5年度に行う予定としていた自転車走行レーン等の整備などを令和4年度に前倒して行うための工事請負費などについて、第10款消防費では、消防施設の光熱水費や新型コロナウイルス感染症による緊急出動回数が増などに伴う燃料費の増額について、第11款教育費では、国の補正予算を活用し令和5年度に行う予定としていた小中学校のトイレ改修などを令和4年度に前倒して行うための工事請負費などについて、また、歳入予算につきましては、市税から市債までの財源を充て、収支の均衡を図ったものです。

次に、継続費の補正では、国府台公園野球場再整備事業について、期間及び年割額を変更するため継続費の補正を行うものです。

繰越明許費の補正では、デジタル地域通貨推進事業のほか26事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから、繰越明許費の補正を行うものです。

また、債務負担行為の補正では、道路拡幅用地取得費（令和4年度）において、令和4年度の用地取得が見込めないことから廃止するものです。

地方債の補正では、総務費、民生費、衛生費、土木費及び教育費における限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第60号令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正は27億1,513万円の増額を行い、総額をそれぞれ416億1,013万円とするものです。主な内容は、国民健康保険事業費納付金の減額補正を行うほか、保険給付費や国民健康保険事業財政調整基金積立金の増額などを行うもので、その財源として、県支出金や一般会計からの繰入金などを充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第61号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出の予算の補正は3億2,306万4,000円の増額を行い、総額をそれぞれ320億5,597万1,000円とするものです。主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者数の減等に伴い、地域支援事業費等を減額するほか、国庫支出金等の前年度超過交付額を返還するための償還金の増額補正などを行うもので、財源については国庫支出金や繰越金などを充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第62号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正は、1,941万9,000円の減額を行い、総額をそれぞれ62億5,202万4,000円とするものです。補正の内容は、後期高齢者医療広域連合へ支払う基盤安定負担金の減額補正を行うとともに、職員人件費の増額補正を行うもので、その財源として繰入金を充て、収支の均衡を図るものです。

次に、議案第63号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）について、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

次に、収益的収入及び支出の補正では、収益的支出において、終末処理場の施設管理等委託料の不用額1,100

万円を減額補正するとともに、収益的収入において、汚水処理等負担金等の増額を行うなど、合わせて1億5,926万9,000円を増額するものです。

資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、下水道管渠整備工事の進捗に伴う路面復旧費等の減額補正のほか、国の第2次補正予算に伴う西浦下水処理場建設費負担金等の増額補正を行い、合わせて11億8,649万9,000円の減額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債の減額補正を行うなど、合わせて10億4,667万2,000円の減額補正を行うものです。また、その差額については、過年度分及び当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金により補填をするものです。

次に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額について、限度額を変更するものです。

最後に、継続費の補正では、市川南ポンプ場建設事業及び市川南11号幹線建設事業について、継続費の総額及び年割額を変更するものであります。

次に、議案第64号令和5年度市川市一般会計予算から議案第68号令和5年度市川市下水道事業会計予算までにつきまして御説明いたします。

初めに、令和5年度一般会計予算規模は、前年度と同額の1,668億円となりました。令和5年度当初予算については、社会保障関係経費など、増加し続ける義務的経費への対応を図りつつも、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の取組の実施等によりまして、生活基盤づくり重要プロジェクト、公共施設整備等のための財源確保、優先的に進めるべき新規事業等、市民生活に密着した経費などの重点事業について予算を確保し、前年度と同様の1,668億円となっています。

次に、一般会計の主な内容につきましては、まず歳入では、第1款市税において、雇用環境の改善に伴う納税義務者数の増加などにより個人市民税の増収が見込まれること、また、家屋の新築等により固定資産税、都市計画税についても増収が見込まれることから、899億1,500万円を計上し、また、第7款地方消費税交付金では、今後、経済見通しにより増収を見込み108億8,000万円を計上し、第14款国庫支出金では、生活保護や障がい者支援など扶助費の増加に伴い増となる一方、新型コロナウイルスワクチン接種経費の減により351億4,391万5,000円を計上し、第20款諸収入では、電気料金の高騰などによるクリーンセンターの電力売払い収入が増収となる一方、学校給食費無償化により保護者から給食費収入の減収を見込み、40億8,198万5,000円を計上し、第21款市債においては、国府台公園野球場整備工事の一時中止や、ぴあぱーく妙典の整備等の大型建設事業費が減となり、33億2,180万円を計上しております。

次に、歳出におきましては、まず第2款総務費では、老朽化が進む公共施設の保全、更新等に必要となる財源を確保し、将来への財政負担に備えるため新たに設置する公共施設整備基金へ積立てを行うほか、継続事業である八幡分庁舎の建て替え工事費、市議会議員選挙執行費など199億2,600万円を計上しております。

第3款民生費では、私立保育園などの運営に係る経費や、生活保護、障がい者支援に係る扶助費のほか、子ども医療費の助成対象者を拡大するための経費、また、特別な支援を必要とする子どもたちの保育体制の充実に向けた経費、さらには複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備に係る経費など821億7,000万円を計上し、また、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株接種や、子宮頸がんワクチンその他の予防接種に係る経費のほか、生活基盤づくり重要プロジェクトとして位置づけたクリーンセンター整備事業、カーボンニュートラル・循環型社会の推進に向けたごみ償却残渣の資源化、スマートハウス普及促進のための経費など223億300万円を計上しております。

第7款商工費では、地域経済と市民活動の活性化を図るため、八幡エリアで実証実験を実施するデジタル地域通貨推進事業など18億6,200万円を計上しております。

第9款土木費では、市民生活に密着した道路や橋梁、排水路の整備のほか、安全で快適な住環境を保全するた



め、草刈りや樹木の剪定に係る経費を確保するなど91億3,600万円を計上しております。

第11款教育費では、避難所となる小学校への冷暖房設備の設置や放課後子ども教室の増設のほか、国府台公園野球場及びその周辺における埋蔵文化財の発掘調査の経費など146億200万円を計上しております。

次に、特別会計、公営企業会計につきましては、国民健康保険特別会計では、医療の高度化に伴い保険給付費の増が見込まれることから、前年度に比べて18億6,400万円、4.8%増の407億5,900万円を計上しております。

介護保険特別会計では、要介護認定者数の増加などにより保険給付費が増となる見込みから、前年度に比べ1億9,500万円、0.6%増の318億8,500万円を計上し、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増加に伴い、広域連合に支払う納付金の増などにより、前年度に比べ1億3,700万円、2.2%増の63億8,300万円を計上しております。

下水道事業会計では、公共下水道の普及を進めるための管渠整備費が増となる一方、市川南ポンプ場建設事業の進捗状況により令和5年度から事業費が減少することなどから、前年度に比べ5億6,500万円、2.4%減の225億3,000万円を計上しております。

最後に、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和5年度当初予算全会計の総額は、前年度と比べ16億3,100万円、0.6%増の2,683億5,700万円を計上するものです。

次に、議案第69号市川市総合計画第三次基本計画の策定については、令和5年度から令和7年度までを計画期間とする市川市総合計画第三次基本計画の策定に当たり、市議会の議決を求める必要があることから提案するものです。

議案第70号びあば一く妙典こども施設新築工事請負契約については、一般競争入札の結果、上條建設株式会社との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものです。

議案第71号びあば一く妙典こども施設新築電気設備工事請負契約については、一般競争入札の結果、友信電気株式会社との間に工事請負仮契約を締結したので提案するものです。

議案第72号及び議案第73号財産の減額貸付については、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する地方卸売市場の土地及び建物を当該法人に減額して貸し付ける必要があることから提案するものです。

議案第74号市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議については、市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法について、松戸市と協議するため市議会の議決を求める必要があることから提案するものです。

議案第75号教育委員会委員の任命については、現教育委員会委員の平田史郎氏の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任として田中大介氏を任命いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第76号及び議案第77号公平委員会委員の選任については、現公平委員会委員の山本徹氏及び北井久美子氏の任期が本年3月31日をもって満了となることから、引き続きこれら委員を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第78号及び議案第79号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現固定資産評価審査委員会委員の塚田孝久氏及び芳村則起氏の任期が本年3月31日をもって満了となることから、引き続きこれら委員を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものです。

諮問第2号から諮問第5号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年6月30日をもって任期満了となる委員4名の再任推薦につき、市議会の意見を求めるため提案するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○松永修巳議長 以上で説明は終わりました。

○松永修巳議長 日程第46発議第13号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松井努議員の退席を求めます。

〔松井 努議員退席〕

○松永修巳議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史委員 ただいま議題となっております発議第13号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について、提出者を代表して提案理由の御説明をいたします。

本市議会は、さきの12月定例会において、松井努議員（会派「緑風会」）に対し、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議についてを可決いたしました。これは、松井議員が令和3年12月8日の市川市議会本会議において、他人の私生活にわたる言論を展開したこと等について議会が科した陳謝の懲罰を受け入れ、令和4年2月8日、議場において陳謝したにもかかわらず、その直後から態度を翻し、私が陳謝したのは、逆らったときにはそれ以上の罰を受けると聞いていたので読んだだけで、弁明においても、委員会において一切罪は認めていないなどといった趣旨の態度を表明するなど、地方自治法及び本市議会の愚弄し、懲罰制度を有名無実化する言動を繰り返してきたことから、その責任をただすための発議でありました。

しかしながら、松井議員は責任の取り方を示すどころか、一切の瑕疵なく適法に可決されたこの決議について、議員による議会を使った憲法違反、過半数をそろえれば何でもできる無法議会、憲法違反を犯してまで私に制裁を加えている、議長の地方自治法違反などと、客観的事実に基づかない内容で、市議会並びに議長及び発議に賛成した各議員を一方向的に誹謗中傷するビラを令和5年2月10日付で市内の一部に配布するなど、前代未聞の暴挙に及んでいることが確認されております。

もちろん、客観的事実や証拠等に基づいている限りにおいては、自らの責任において、市議会の内容等につきビラを発行すること自体に問題はないかと思われませんが、この点、松井議員のケースが特に悪質であると指摘せざるを得ないのは、憲法違反、議長の地方自治法違反などという客観的事実が一切認められていないにもかかわらず、読者に無用な誤解を与え、市民を不安と混乱に陥れ、市政に対する市民からの信頼の失墜を企てているからであります。

なお、松井議員が特段の理由もなく不法行為などと騒ぎ立てるのは今回に限ったことではなく、これまでも幾度となく繰り返されてきた悪癖であると言えるでしょう。例えば、令和5年1月27日に千葉地方裁判所民事第2部より判決が言い渡された令和4年（ワ）800号名誉毀損による慰謝料請求事件に際しても、松井議員は22名の議員が自らに対する懲罰動議に賛成したことなどをもって、原告の名誉を毀損する行為であるなどとして慰謝料の支払いを求めたものの、裁判官からは、原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとすると結論づけられていることが最も象徴的な事例であると言えるでしょう。こうした客観的な事実を照らせば、通常の判断能力を有する一般人であれば誰も、松井議員の主張は客観的事実に基づかない一方向的なものであり、その主張には理由がないものと理解するのではないのでしょうか。

本来であれば、松井議員は市議会議長を2度も務め、地方議会の運営に最も精通している市議会議員として他の模範となるべき立場であるところ、法規則等を遵守、尊重するといった規範意識に著しく欠けていることが明らかになったばかりか、今後の更生をも期待できない以上、残念ながら、市議会議員に求められる資質がないも

のと判断せざるを得ません。また、松井議員がSNS等を通じて今後も同様の言動を繰り返すことを表明している以上、本市議会としても毅然とした対応を取らざるを得ないのは当然のことかと思われまます。よって本市議会は、松井努議員に対して、自ら潔く、直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告するものであります。

以上が提案理由の説明となります。

**○松永修巳議長** これより質疑を行います。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

この際、松井努議員から、先ほどの本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永修巳議長** 御異議なしと認めます。よって、松井努議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

松井努議員の入場を許可いたします。

〔松井 努議員入場〕

**○松永修巳議長** 松井努議員に一身上の弁明を許可いたします。

松井努議員。

〔松井 努議員登壇〕

**○松井 努議員** このたびの私に対する議員辞職勧告の――辞する勧告の決議につきまして、弁明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。この決議案にのっとりまして、少し弁明をさせていただきます。

まず最初に、前段のほうで、私が令和4年2月8日、議場において陳謝をしたにもかかわらずというところがございます。これはここに書いてあるとおり、私は事務方のほうに、もしこれに逆らった場合はどうかというお話を聞いたところ、もっと重い処分を受ける可能性があるというふうな指摘を受けました。また、今までの最高裁の判例の中で、国会においてある議員がやじを飛ばした。については懲罰が科されて陳謝をするように言われた。ところが、それに応じなかった。最終的には除名の処分が下されたというようなこともあったようでございますので、ここに書いてあるとおり、懲罰制度を有名無実化するような気持ちは毛頭ございませんし、それだけ懲罰委員会の決定というのは重みもありますし、これはやはり一人を裁くわけですから、それなりの正当な理由が私は必要であると思っておりますので、終始一貫、私としては地方自治法に違反をしたというような認識はございませんでした。

次に、私のこのビラの件についてここに書いてございます。確かにここに配りました。これは、何度も議会事務局の担当の方ともお話をしまして、もっといろいろ書いてあった部分もありましたけれども、松井議員、政務活動費を使う以上は、個人のことは駄目ですよ、政党のことも駄目ですよと。全て、やはり市の細則に決まっている、規則に決まっているとおりの中でなければなりませんということがございましたので、何度もお話をさせていただき、そして温かい御助言もいただきまして、なるべく過激にならないようにしたほうがいいというような御指摘も受けたことは事実であります。でありますので、私は、政務活動費を使った、公式の市政報告書だというふうに思っております。

その中で、ここに書いてありますとおり、私が書いたまづ1点目ですね。これは、るる書いてあるとおり、事実をきちんと述べただけであると、私はそう思います。最後に、市民の皆様の判断はいかがでしょうかということとで問いかけをしたわけでございますから、そんなに過激ではなかったんじゃないかなというふうに思っております。

また、地方自治法132条は品位の保持、「議会の会議又は委員会において」というような限定がついておりま

す。無礼な言葉は使用したことはございませんので、「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、私が積極的に、能動的に、議場でどなたかの名前を出したり何かをしたわけではないですよ。ここに書いてあるとおり、御存じのとおり、お2人の議員の方から誰なんだと言われたから、私は誰さんですと言っただけであって、これがどうして、私から言わせれば、これに抵触するののかというふうに思った思いがございましたから、今までこういうことで、ある程度抵抗をしてみいました。

でありますから、ここにチラシに書いてあります2件目の議会を使った憲法違反、あるいは3件目の議長の地方自治法違反につきましても、これは提出者のほうから、議場で私が言ったわけではなくて、提出者のほうから裁判を起こしたことはおかしいというふうに言われたわけですから、私は、たしか12月16日の中で弁明もさせていただけなかったので、議事進行の中で、何人も裁判所において裁判を受ける権利は奪われないというふうに強調したわけでありまして、それなのに、その前の段階で23名の議員の方は、私から言わせれば憲法違反だと思ふんですよ。私が、1件目の私の中で、自分が不服であるから裁判を起こしたわけでありまして、何もなければ裁判を起こしていないわけですね。でありますから、この2段目につきましても、私は、自分としてはこのようなことではなくて、ここにチラシに書いたとおり、自分の浅学非才の立場ではございますが、よく考えて書いたつもりでございます。

それから次に、「客観的事実が一切認められていないにもかかわらず、読者に無用な誤解を与え」云々と書いてありますけれども、私は断定はしていませんよ。例えばこの中でも、私に制裁を加えた方は、13名の議員の方は憲法違反をしているというふうには考えないんですかと市民に問いかけているわけです。また、3件目の議長の自治法違反につきましても、議事進行発言で申し上げたとおりに、やはり憲法違反の明白な事実がもしあったとするならば、その事案を、やはり神聖なる市議会の議会に上程させた責任は、私は議長にあるのではないかということですから書いたわけです。ですから、私としては、そんなに悪いことをしたというふうには思っていないですね。

そういうことで、次です。2ページ目に行きますが、1件目の裁判のことについてここで触れていますね。これは、皆さん、もう裁判、22名の方のほうに判決文が届いていると思うんですけれども、私は、るる今まであったことを全て裁判所のほうに証拠として提出をいたしました。その中で、裁判所の見解は、前段としては、私の訴状の適法性については全て却下することはないと断ってありましたね。審議の最中に裁判官から、個人の責任、公務員には個人責任はないんですというお話がございました。確かに勉強不足の点もありましたけれども、私からしますと、市の議会事務局が落ち度があったわけでもないし、市の方が私に何か損害を与えたわけでもないの、私は22名の方に対しての判決をお願いしたいというふうに言ったところ、最高裁の判例においては個人責任はないんですよということで却下されました。これも事実であります。でありますので、私から言わせると、一応私の言い分も裁判所のほうは少しは、半分ぐらいは認めていただいたのかなというふうに思っております。

でありまして、そこで、結局ここに、前回の決議のときもそうですが、何かこの決議文を見ると、内容を見ると、一方的に私が、もう議長をやり、いろいろなことをやっているのに、もうとんでもないことをやった議員だと。私がそもそも、なぜこのように徹底抗戦をして裁判まで起こしたかというのは、私にも支援者がいます。多いときには4,000人以上の方、一番少なくとも2,000何百人の方が投票していただいたわけですから、議会だよりで懲罰を科されて云々と言われたときに、私は後援会の会長はじめ皆さんから大変お叱りを受けました。しかし、何があったかと、いちいち皆さんに報告するにしましても、難しいんですね。ですから、結局そういうことで、かなり皆さんからすると、支援者の皆さんからすると、おまえは何やったんだというふうな見方がずっと続いております。でありますので、それを払拭するためには、私は自分の思うところで、いや、私はこういった

ことをやりましたと、こういったことを言いましたと、こういった事実がありましたというふうに言うしか、私には方法がないんですね。御存じのとおり、議会では過半数そろえれば間違いなく、極端なことを言えば、過半数がそろった段階で結果が決まってしまうんですね。であれば、それが出た人間の抵抗、対抗措置としては、やはり裁判を起こすしか私には方法がなかったということでございまして、次に、この2件目につきましても3件目につきましても、まだあと2つ裁判を抱えておりますね。被告は皆さんですけれども、そういった流れの中で、私がどうしても明らかにしたかったのは、私ももう晩年で最後かもしれません。自分の人生もあれば、自分の会社もあれば、自分の家族もあります。また、この2月の段階で議会だよりに、私のこの決議をされたのが載っております。これは私にとりますと、大変、最後の、最後のきずですね。市会議員を一生懸命、地域のために頑張ってきた人間からしますと、制裁された方は何でもないかもしれませんが、やられたほうからしますと、いや、それはないでしょうと。やはり最後は抵抗したいというのが、私は人情ではないかと思えます。

そういった意味で、最後にここにいろいろ書いてございすけれども、「市議会議員の職を辞するように勧告する」と。またこれが喧伝されたり議会だよりに載っていけば、そんな詳しいことは誰も市民の方は分かりませんから、何だ、また松井が悪いことしたなということだと思ふんです。

最後に、このチラシの反響は、私の支援者ですから、私の地元の皆さんからすると、何なんだこれはと。これ以上は言いませんが、そのような意見が多かったことは事実であります。

そういった意味で、私は裁判で今回負けましたけれども、ある方に、専門家に相談したところ、松井さん、それは相手を間違えたと。訴えるなら市川市だったんですよと言われました。しかし、私が何で市川市を訴えられるんですか、そういう思いもありまして、負けた形にはなりました。今後は、最終的にもし訴訟を起こすとするならば、どなたがどうなろうと、やはり最終的に責任を負うのは地方公共団体であるとなれば、相手は市川市になるかもしれません。

いずれにいたしましても、私も最後の抵抗はしなきゃならないなということでございすので、何とぞこの市議会をこれ以上、いろんな意味で世間に対して広めないでいただいて、本日の議員辞職勧告に賛成をしないようお願いを申し上げます、弁明といたします。

以上です。

○松永修巳議長 弁明は終わりました。

松井努議員の退席を求めます。

〔松井 努議員退席〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 討論はありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第13号松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 なければ集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

松井努議員に対する除斥を解除いたします。

[松井 努議員入場]

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。議事の都合により、明2月16日から2月23日まで8日間休会することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明2月16日から2月23日まで8日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時40分散会

第 2 日

令和5年2月24日（金曜日）

## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年2月24日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第6 議案第47号 市川市犬猫ののちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 第29 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 第30 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について



- 第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 第48 報告第43号 専決処分の報告について

(代表質問) 公 明 党 久保川隆志議員、西村 敦議員、堀越 優議員  
創 生 市 川 稲葉健二議員

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 日程第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第29 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 日程第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 日程第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 日程第48 報告第43号 専決処分の報告について

（代表質問） 公 明 党 久保川隆志議員、西村 敦議員、堀越 優議員  
創 生 市 川 稲葉健二議員

出席議員 42名

や な ぎ 美 智 子  
さ と う ゆ き の  
長 友 正 徳  
佐 直 友 樹

つ	ち	や	正	順
小	山	田	直	人
つ	か	こ	た	か
鈴		木	雅	斗
国		松	ひ	ろ
石		原	た	か
清		水	み	な
廣		田	徳	子
増		田	好	秀
中		町	け	い
久	保	川	隆	志
浅		野	さ	ち
中		村	よ	し
細		田	伸	一
石		原	み	さ
青		山	ひ	ろ
大	久	保	た	か
小		泉	文	人
高		坂		進
金		子	貞	作
秋		本	の	り
か	つ	ま	竜	大
西		村		敦
宮		本		均
中		山	幸	紀
松		永	鉄	兵
荒		木	詩	郎
石		原	よ	し
加		藤	武	の
稲		葉	健	り
越		川	雅	央
大		場		二
堀		越		史
か	い	づ		諭
松		井		優
竹		内	清	勉
松		永	修	努
岩		井	清	海
				巳
				郎

---

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	眞康
観光部長	関	武彦
福祉部長	立場	久美子
こども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明
行徳支所長	菊田	滋也
消防局長	本住	敏
選挙管理委員会 事務局長	小林	茂雄
農業委員会事務局長	藤城	久保
会計管理者	板垣	道佳
教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	永田	治
学校教育部長	藤井	義康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小泉	貞之
事務局次長	六郷	真紀子

(議事担当)

主		幹	米	津	孝	成
副	主	幹	金	子	貴	一
主		査	尾	本		悠
主	任	書	北	川	陽	介
主	任	書	高	柳	陽	一
(調査担当)						
主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	荒	木	智	貴
書		記	福	井	寿	明

---

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第48報告第43号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

発言者、公明党、久保川隆志議員。

〔久保川隆志議員登壇〕

○久保川隆志議員 皆さん、おはようございます。公明党を代表いたしまして代表質問を行わせていただきます。初回総括2回目以降一問一答で行い、補足質問者は西村敦議員と堀越議員が行いますので、よろしくお願いいたします。

本日2月24日は、ロシアによるウクライナ侵略から1年となります。今なお、多くの人々の命が脅かされる状況が続いていることに胸が痛んでなりません。また、この影響で食料の供給不足やエネルギー価格の高騰、金融市場の混乱が引き起こされ、日本のみならず、多くの国々に深刻な打撃を及ぼしています。

また、3月11日は東日本大震災から12年を迎えますが、今月2月6日にはトルコ南部を震源とする大地震が発生し、今週20日夜にも余震が発生しております。トルコで発生した地震の中では最大規模の被害とのことで、トルコ、シリアの犠牲になられた方々とその家族、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災された全ての皆様が一日でも早く元の生活を取り戻されますこと、心よりお祈り申し上げます。

人類が未曾有のコロナ禍に襲われて3年余りとなりますが、長引くコロナ禍や物価高騰などにより、市民生活は厳しさを増しています。追い打ちをかけるように、気候変動に伴う異常気象の頻発や想定を上回る少子化の進展などと多くの課題を抱えながら経験したことの無い危機に直面しています。困難な状況に陥った人々を誰も置き去りにすることなく、小さな声をお聞きしながら、生き生きと安心と希望を持って暮らせる環境づくりに公明党8名、力を合わせて全力で取り組んでまいり所存ですので、よろしくお願いいたします。

では、初めに施政方針から伺います。

昨年4月の市長選挙に田中甲市長が誕生し、今定例会におきましては、田中市長の方針を盛り込んだの新年度予算編成かと思われませんが、田中市長の施政方針での「はじめに」では、「子どもたちの成長を、社会全体で支えていくことが大切」と述べられていますが、これまでの取組と市長が考える本市のビジョンについて伺います。

また、「はじめに」の2ページでは、予算を有効活用・最適配分する選択と集中について、具体的にどのような考え方によるものであり、新年度予算にどのように反映したか伺います。

さらにはカーボンニュートラルについて、新年度は組織の枠を超えて全庁的にカーボンニュートラルを推進し、新年度を本市のカーボンニュートラル元年と銘打たれておりますが、具体的な施策について伺います。

次に、教育行政運営方針についてです。

田中教育長は、教育行政運営の基本方針の一つである新たな教育課題への対応を挙げられておりますが、新たな教育課題の内容と今後の対応について伺います。

また、「むすび」の中で「一人ひとりの夢や思いを実現する教育を進めてまいります」と述べられておりますが、具体的な施策について、それぞれ教育長の見解を伺います。

続いて、子ども・子育て支援についてです。

昨年の出生数は統計開始以来初めて80万人を割り込む見通しからも、深刻な状況に歯止めをかけるには子育て支援策の強化が欠かせません。公明党では、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表し、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで切れ目ない施策として、相談支援と経済支援の一体的な実施なども盛り込んでおります。田中市長は施政方針の中で、「市川モデルの子育てサービスの拡充に向け」、「さらなる手厚い支援を目指してまいります」と述べ、「妊娠、出産、育児といったライフステージに合わせた魅力ある子育て施策に一層力を入れ、定住促進を図ってまいります」と述べられております。

そこで(1)として、妊娠時から出産、育児までの支援について、本市の現状とさらなる手厚い支援策の内容について伺います。

また、公明党の主張と努力が結実した3つの教育無償化が令和元年10月からスタートし、その中の一つである幼児教育・保育の無償化では、全ての3から5歳児と住民税非課税世帯のゼロから2歳児を対象に認可保育園や幼稚園などで幅広く実施されております。また、当初予算では私立幼稚園の預かり保育に対する予算計上がされております。令和4年6月定例会にて、公明党の小山田直人議員の一般質問にて保護者負担の現状を指摘しておりましたが、無償化の上限額を超えた保護者負担部分への上乗せ補助がされることとなります。

(2)として、幼児教育・保育の無償化の現状と私立幼稚園の預かり保育については、本市独自の預かり保育助成制度導入の背景と制度の内容について伺います。

次に、(3)子どもの医療費助成事業の内容について、当初予算に予算計上され、拡充された事業内容について伺います。

次に、(4)児童手当の拡充についてです。

御存じの方もおられますが、児童手当発祥の地は市川市です。昭和42年12月の市川市議会定例会にて、子どもたちの健全な育成のため早急を実施すべきだと、公明党の先輩議員が児童手当導入の口火を切り、昭和43年4月、国に先駆けて、第4子以降に月額1,000円を支給する児童手当をいち早くスタートさせました。これを機に、国会では公明党が他党に先駆けて児童手当法案を提出し、昭和47年1月、当時は第3子以降に月額3,000円の児童手当が国の制度となりました。この児童手当は現状どのようになっているのか。

また、国会では現在、児童手当の対象年齢を18歳まで拡充する議論がされておりますが、児童手当発祥の地、市川市から国に先駆けて拡充する考えについて、本市の見解を伺います。

さらに、(5)病児・病後児保育について伺います。

市川で子どもを産み育てたいと思っただけで健やかに暮らせる町を実現するに当たり、子どもの急な病気でも保護者が仕事を休めないときなどに安心して子育てができる環境として、病児・病後児保育の体制の充実は非常に重要であると考えます。病児・病後児保育の施設数と利用者の推移及び現状について、さらには事業内容と今後の展開について伺います。

続く大項目、財政についてです。

まずは(1)当初予算編成について、どのような考えで臨み、どのような予算をしたのか伺います。

そして(2)として、マイナス5%シーリングが設定されましたが、このことにより、予算措置がされなかったことによる影響はあるのか。また、影響がある場合、どのように対処する考えでいるのか伺います。

デジタル地域通貨について伺ってまいります。

施政方針では、「市内の経済を循環させるため、デジタル地域通貨の実証実験を開始いたします。スマートフォンのアプリに加え、その扱いに不慣れな方でも利用できる仕組みを整えてまいります」と述べられております。

まずは(1)として、デジタル地域通貨の実証実験の概要について、発行額や購入方法、利用方法などをお聞きいたします。

また(2)として、デジタル地域通貨と併せて導入される行政ポイントについて、対象事業やポイント数、ため方や使い方などの概要と今後の運用について伺います。

続いて、市民サービスについて伺います。

第1庁舎では、引っ越しに伴う転入、転出や出生などの手続を1か所で行うことができるワンストップサービスを導入しておりますが、申請書類を記入せず、証明書類の発行手続ができる書かない窓口を導入している自治体が全国に広まっています。

まずは本市のワンストップサービスの現状と今後について、第1庁舎以外の状況についても伺います。

次に、(2)自治会の活動支援についてです。

ア、委託事務について。

本市が自治会へ交付している委託事務費については、公明党の宮本均議員が令和4年12月定例会で自治会等委託事務費の在り方について一般質問しておりましたが、今回、委託事務費を増額するに至った経緯について、現状や制度や増額した委託事務費の活用内容について伺います。

イ、防犯灯設置について。

防犯灯は安全で安心で暮らせる重要な施策の一つであり、LED化は地球温暖化対策を促進する省エネ施策となります。当初予算にてカメラつき防犯灯の補助制度が新設されておりますが、その経緯と内容について伺います。

次の大項目、まちづくりについて伺ってまいります。

まず(1)として、あんしん住宅推進事業についてです。

安心して居住することができる住宅及びカーボンニュートラルを目指した省エネ性能を有する住宅等の普及を図り、推進している本事業の現状と今後について伺います。

次に、(2)空き家対策について伺います。

空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地球環境に悪影響があります。施政方針では、「不動産団体との連携協定に基づき、空き家対策を強化することで、地域のニーズに応じてできる限り有効に利活用し、まちの価値の向上を目指してまいります」と述べられております。

本市で把握する空き家件数の推移と相談内容について、さらには、これまで行ってきた空き家対策と今後の対策について伺います。

次の8項目めとなる大項目、老朽化したスポーツ施設の再整備について伺います。

市内スポーツ施設は昭和20年代後半から昭和50年代にかけて整備された箱物が多く、老朽化は進んでおります。再整備を急ぐ施設もありますが、再整備計画について、本市ではどのように考えているのか伺います。

次に、学校の環境整備について伺います。

(1)として、指定避難所の環境整備についてです。

トルコ・シリア大地震では大変多くの犠牲者の報道がされておりますが、避難所の劣悪な環境が取り上げられ、改めて避難所の環境整備の重要性が課題となっております。市川市では、災害時の指定避難所として各小学校が開設されますが、過去の災害を教訓に避難所のプライバシー確保や備蓄用品の充実など、いち早く改善に取り組んできたこと承知しております。近年ではプライベートテントや簡易ベッドの配備がされ、当初予算の中では避難所環境整備事業として、空調設備、トイレ環境、電源の確保、衛生用品が計上されています。施政方針でも



述べられているとおり、被災者の復興への活力を失わせないためにも避難所の環境整備を整えることは大変重要なことです。

そこで、以前から進められている避難所の環境整備について、その内容を伺います。

次に(2)として、市立小中学校給食室の冷暖房設備についてです。

公明党は、これまで小中学校の耐震化から教室へのエアコン設置など、国と連携しながら、本市においても環境改善を強力に推進してまいりました。令和4年12月定例会において補正予算が確保されたことで、学校の環境整備の充実がさらに進みました。学校給食の無償化と併せ、ますます安全、安心で充実した学校給食が提供されることを期待しております。

そこで伺いますが、給食室の冷暖房設備について、これまでの経緯及び令和5年度の夏休み設置に向けて現在どのような状況になっているのかお聞きします。

次に、保健行政についてです。

施政方針の中に、「がんは決して治らない病気ではなくなっています。早期発見、早期治療の手助けになるよう、引き続き年齢や性別に応じたがん検診を充実させてまいります。また、患者の負担を軽減し、治療と社会参加の両立を図るため、がん治療の際に使用することがある医療用ウィッグなどの費用について補助を行ってまいります」とあります。

そこで(1)として、がん検診をどのように充実させていくのか。また、ウィッグなど、がん患者への支援を行うことになった背景について伺います。

次に、(2)ワクチン健康被害見舞金基金についてです。

今定例会に条例制定の議案が上程もされておりますが、本年1月からワクチン健康被害見舞金事業が開始されました。令和4年12月定例会の代表質問で小山田直人議員より要望を上げておりました。

今回、市川市ワクチン健康被害見舞金基金を設置するとのことですが、設置目的とそこに至るまでの経緯について伺います。

次に、(3)予防接種事業のさらなる推進について伺います。

ア、子宮頸がんのHPVワクチンについてです。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、昨年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンへの関心が高まっています。

そこでまず、積極的接種の勧奨が再開されたことに伴う本市の実施状況について伺います。

次に、イ、带状疱疹ワクチンの導入についてです。

令和4年12月定例会では、公明党より提出した带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書では、多数の賛同で可決をいただきました。また、令和4年6月定例会の一般質問にて、公明党の浅野さち議員が带状疱疹ワクチン接種の費用助成を要望しておりました。

带状疱疹ワクチンの費用助成の導入に関する本市の考え方について伺います。

次に、(4)保健所に係る都市制度の考え方についてです。

施政方針の結び部分で、「コロナ禍で保健所の重要性が再認識された今こそ、東京都に隣接し千葉県との玄関口である本市の都市制度を、改めて考え直す時期を迎えているのではないのでしょうか。このことについても、議員の皆様とともに議論を深めてまいりたい」とあります。

これまで本市では、中核市移行に関して検討を進めてきましたが、田中市長は改めて考え直すと表明しました。保健所の重要性が増した今、市の保健所を設置するために、市としてどのような都市制度が考えられると認

識しているのか伺います。

次は、都市農業についての質問です。

まず(1)として、農作物への被害防止対策についてです。

昨年6月3日、本市では、ひょうによる甚大な被害を受けました。中でも市川の梨をはじめとする農作物への被害が多く出てしまいましたが、農作物への気象災害を食い止めるには多目的防災網の設置が有効とされています。

そこで、本市の設置補助に関する被害防止対策の現状について伺います。

次に、(2)として体験農園事業についてです。

施政方針に「トマトの家庭栽培キットを用いて、ご自宅のベランダなどでも手軽に農業に親しめる機会を提供する」とあります。

市民の農業への理解を促進するための体験農園事業の内容と今後の取組について伺います。

続いて大項目、福祉施策について伺います。

(1)として、複合的課題に対応する包括的な支援体制について伺います。

近年、地域や家族などのつながりが弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく地域から孤立してしまい、生きづらさを感じている人が増えています。また、介護や子育て、生活困窮など複合的な悩みを抱えながら、今後の生活について高齢者サポートセンターに相談を進めたいケースや、制度のはざまと呼ばれるひきこもり状態にある方やヤングケアラーの問題なども、市としての対応が困難な状態であると思います。施政方針では、「個人や世帯の抱える課題は、育児と介護などを同時に担う『ダブルケア』や『ひきこもり問題』などが複雑に絡み合っています。地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援などの取り組みを生かし、包括的な支援体制の整備を進めることで、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを推進します」と述べられています。

さらに、市川市総合計画第三次基本計画（案）では、「介護と育児に同時に直面するという『ダブルケア』や、高齢の親がひきこもりの子の経済的な支援を行う『8050問題』などの問題に対応するため、包括的な支援体制の構築に取り組んでいかなければなりません」とあることから、課題を認識し、取り組まれているものと期待しています。

そこでまず、このような介護、困窮、ひきこもりといった複合的な問題に対して、市はどのような包括的な支援体制を検討しているのか伺います。

次に、(2)高齢者の外出支援についてです。

令和4年6月定例会での公明党の堀越優議員における外出支援についての一般質問の際、「今後、対象者の範囲をどのように設定していくのかをはじめ市内関係部署や市内公共交通事業者などと調整を図りながら、市独自のシルバーパス制度の構築を検討してまいります」との答弁がありました。

そこで、外出支援に関する現在の検討状況について伺います。

続いて大項目、美術館の開設に向けた調査、研究について伺います。

施政方針では、「本市を象徴する文化都市のイメージを具現化するため、美術館の開設に向けた調査・研究を進めるなど、未来に向かって新たな魅力を生み出し発信することが大切です」と述べられています。

そこで、美術館の開設に向けた調査、研究について、現在までの状況と今後の進め方についてお聞きします。

最後の大項目、学校教育行政について伺います。

初めに(1)として、教職員不足の現状と負担軽減について伺います。

現在、学校教育における大きな課題として教職員不足と多忙化の解消が取り上げられており、令和4年12月定

例会にて公明党の堀越優議員は、学校の教職員不足と働き方改革の現状について質問しました。教育行政運営方針では、「質の高い教育活動や、子どもたちに応じた指導の持続的な実現のため、法的側面から助言を行うスクールロイヤーの活用や、スクール・サポート・スタッフの配置、学校部活動の地域移行の推進など、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員がやりがいを持って教育活動に専念できる環境を整えてまいります」と示されています。

そこで、来年度に向けた準備期間のさなかであるとは思いますが、これらの取組に向けての現在の状況についてお聞きします。

次に(2)として、小学生の学校における荷物の保管場所について伺います。

朝の通学時、子どもたちが学校に到着をして荷物を入れる場所といえば、教室の後ろ側に設置してあるロッカーです。ランドセルから必要な荷物を取り出したら、このロッカーにランドセルやその他の荷物をしまい、授業を受けます。最近では子どもたちの荷物が多くなり、荷物の保管に関する課題があると聞いています。

そこで、現在のロッカーの使用状況について、ロッカーの1升当たりのサイズと、そこにどれだけの荷物が収容できるのか。また、ロッカーをどのようにして使用しているのかお聞きします。

次に(3)として、小学校における筆記用具について伺います。

ある保護者からの情報で、埼玉県の小学校では、日常的にHBよりも濃い2Bや4Bの鉛筆を使用している硬筆指導が盛んであると聞きました。小学校の硬筆指導において、どんな鉛筆を使用しているかは重要なことであると思われます。

そこで、本市の小学校では、硬筆指導においてどのような筆記用具を使用しているのかお聞きします。

次に(4)として、小中学校における外国語教育の現状について伺います。

外国語教育の充実は、これまでも国際教育や異文化交流の面からも重要視され、今後は予測困難な社会の変化に主体的に関わり、生き抜くためのスキルとしても注目されています。外国語教育については、これまでも議会質問があったと承知していますが、改めてまず、本市における外国語教育の現状及び学校の指導体制についてお聞きいたします。

以上、公明党代表質問の初回質問とさせていただきます、答弁によって再質問をさせていただきます。

なお、大項目、学校の環境整備についてから都市農業についてまでを補足質問者である西村敦議員が、大項目、福祉施策についてから最後の学校教育行政についてまでを同じく補足質問者である堀越優議員が再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 公明党の代表質問、久保川隆志議員からいただきました。

私には、まず、子どもたちの成長を社会全体で支える施策とはどのような方向性で取り組むのかという御質問であります。国会では、岸田総理が令和5年の年頭会見において、異次元の少子化対策、そこに挑戦することを表明されまして、出生率の反転を目指して子育て支援の強化に取り組むという宣言をされています。また、4月には厚生労働省、文部科学省の縦割り行政の解消を目指すということで、新たにこども家庭庁が司令塔になって、さらに強化をしていきたいと。こども家庭庁の発足について、子育て施策に関する国の動きも加速してきているというふうな受け止めております。

私の印象では、与党の中では家庭を重視して子育てをすべきだという意見が述べられていて、一方では、社会

全体で支えるという子育ての考え方というのが議論として交わされていたという記憶がございますが、これはそれぞれの家庭の経済状況にもよりますけれども、やはり家庭で子どもたちを育てるということに十分に時間を割くことができない家庭においては、さらなる社会全体で子どもたちを育てるという環境づくりが今求められていると。結論としては、私的には、家庭でも社会でも一緒になって健全な子育て育成のできる地域をつくるんだという考え方が正しいのではないかなというふうに考えております。しかしながら、持続可能な自治体として私たちの市川市が発展を続けるためには、未来を担う子どもたちを健やかに育てることができる、そういう町をつくっていかねばならないということを強く意識して施政方針を書かせていただきました。

これまで本市では、皆さん方の御理解をいただく中で学校給食費の無償化、こどもの医療費助成の拡充、さらに現段階で第2子以降の保育園関連の助成にも目を向けて、子どもたちが健やかに成長していくことのできる市川市の環境というのを整えていきたいというふうに思っております。高齢者をはじめとし、全ての納税者に、子どもたちは市川市の未来であると。繰り返しになりますが、子どもたちの未来は市川市の未来であるということに御理解をいただきながら、他市に先駆けて施策の充実に取り組み、子育て環境の改善に邁進してまいりたいというふうに思っております。

次に、予算の選択と集中の考え方についてという御質問をいただきました。選択をしていく基準は、私の中では早急にやらなければならないこと、継続してやらなければならないこと、いずれ必ずやらなければならないこと、市川市が抱えている問題に何があるのかということをつぶさに見ていった中で、そこに集中というのはすなわち予算を充てるということですから、その中で私も企業の経営者の一員として、その選択と集中という言葉を活用して、同時に、これは地方自治法第2条14項に当たる「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが求められ、地方公共団体の財政運営においても、大きな選択と集中という考え方は効果を上げていくことができるというふうに考えてのことです。

限られた予算を最適配分するという判断は、現場に出て市民の皆さん方の声を聞かないと理解することができないと。そんな思いの中から、議員の皆さん方にも多く出席をしていただきましたが、市内全区域14か所で開催したタウンミーティングの意見交換は私にとって大変参考になりました。もちろん議場で市民の代表である市議会議員の皆さん方の声を聞くということはさらに重要なことでありますが、中長期的な財政の見通しを踏まえて、事業ごとに緊急性や重要性というものを整理した上で費用対効果を高めていく、それを見定めていくことが重要だというふうに考えています。

こうした中で新年度は財政確保のための明確な方針を示した上で、繰り返しになりますが、学校給食費の無償化、クリーンセンターの建て替え、斎場の建て替えなどに向けた予算を確保するというところを行って、これは先ほど言うところの、いずれ必ずやらなければならないことで予算を確保していかなければならないというところに当たります。将来の財政負担の平準化に向けた公共施設整備基金というものを設置し、これは斎場の建て替えやそのほかの公共施設の建て替えに充てていく基金、今回の補正予算と合わせて約60億円を計上することができました。最優先すべき事業に適切に予算を配分していきたいと考えています。

さらに、御質問者の範囲を逸脱してしまうかもしれませんが、危機管理上、災害が発生した際、あるいは経済危機が生じた際に自治体が独自でできることへの財政を確保しておくということも非常に重要なのではないかと。さらに、今後はシティーマネジメントの観点から、市川市のためにプラスになるまちづくりを目指して市有財産を活用していきたいということも検討しているところであります。

私への問いかけの最後に、カーボンニュートラル元年の取組について御質問いただきました。2050年までのカーボンニュートラルの実現のためには、これまでの取組だけではなく、さらに実効性のある施策を進めていかなければならないのは私が申し上げるまでもないことだというふうに思っています。

そこで皆さん方の御理解をいただいた中、市川市にお住まいの平田仁子様環境施策推進参与の立場として、市川市のこれからのカーボンニュートラルに積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしたところであります。市長公室という組織をつくったことは皆さん方にお伝えをいたしました、これからつくることはお伝えをして検討していただいているところですが、さらに、その中にカーボンニュートラル推進課というものをつくりまして、各部署に対して一様に二酸化炭素の排出ということに対する、それを抑制する意識を持つことや、その意識を習慣づけることを目標といたしまして横串を刺していきたいということも考えております。市が行う事業に対して、全てこの意識を持った上で推進していただきたいということを徹底していきたいと、そんな思いを持ったときに、私の中では、これは市川市におけるカーボンニュートラルの元年に当たると。ここから多くの市民の皆さん方と協力し合って、環境問題に対して一人一人何ができるかを考えていける。また、庁舎内においても、このような意識というものをさらに高めていく必要があるだろうというふうに考えて、この言葉を使わせていただきました。

公共施設における太陽光発電の設置、設備に加えて、今申し上げましたが、庁内事業を幅広くカーボンニュートラルの視点で点検を行って、常に二酸化炭素の排出量を抑えることを習慣づける、そういう年にしていきたいという思いで使わせていただきました。

私からの答弁は以上です。

○松永修巳議長 田中教育長。

〔田中庸恵教育長登壇〕

○田中庸恵教育長 私からは教育行政運営方針について、(1)新たな教育課題への対応及び(2)一人一人の夢や思いを実現する教育の推進についてお答えします。

初めに、(1)新たな教育課題への対応についてであります。新たな教育課題への対応に係る施策は2つございます。

1つ目は、食の環境及び食育の充実でございます。育ち盛りの健康な体づくりをしなければならない大切な成長期にある子どもたちが家庭環境等により食事ができない、また、栄養の偏りが激しいなど心苦しい現実があります。そこで、このような状況を解決していくためには社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。その1つの取組として、新年度からは、学校給食費の無償化を全ての市立学校で実施するとともに、地産地消を基本とした給食を通して食育の充実を図ってまいります。

2つ目は、文化財の保護と活用でございます。本市の発展充実のためには、市民の方には地域への愛着を深めていただき、市外の方へは本市の魅力を伝えていく必要があります。また、本市に残る埋蔵文化財は歴史的資産であるとともに貴重な学習資源でもあります。このような本市の埋蔵文化財の存在や魅力があまり知られていないことが課題の一つであると認識しています。このため、広く市内及び市外に周知していくことが必要であると考えております。

そこで市長が施政方針でも掲げられておりますが、下総国の国府の中心である国庁が置かれていたとされる国府台において、国府台公園野球場の再整備を契機として、国庁関連の遺構の発掘調査を進めてまいります。併せて北下瓦窯跡の公有化も進めます。また、この成果を広く周知していきます。

次に、(2)一人一人の夢や思いを実現する教育の推進についてであります。変化の激しい社会の中において未来を担う子どもたちが豊かな人生を送るためには、全ての子どもたちが個性を發揮し、未来を切り開くことができる力を育成する必要があるとございます。子どもたちは多様であり、興味、関心もそれぞれ異なります。このため、それぞれの子どもの夢や目標の実現に向けて一人一人に寄り添った指導や、子ども自身が自分に合った学び方で学んでいけるような力を育むことが必要であります。そこでタブレットなど、デジタルツールを柔軟に活用し

て、それぞれの子どもの学びの進度や学び方に応じた指導を行う指導の個別化や、子ども自身が自分の興味、関心に沿った学びを進められるようにする学習の個性化を通して子どもたちが主体的に学びを進められるよう、質の高い学びの提供に努めてまいります。また、公共社会の実現が目指される中であって、一人一人の夢や思いを実現する教育を推進することは、一人一人の多様な幸せが社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの実現にもつながるものと考えております。

私からは以上でございます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 私からは大項目、子ども・子育て支援についての(1)及び大項目の保健行政についてのうち、(1)から(3)についてお答えします。

初めに、子ども・子育て支援についての(1)妊娠時から出産、育児までの支援についてです。現在実施している支援は、母子保健相談窓口による妊娠、出産、子育てに関する相談、妊産婦の健康診査や産後ケアなどになります。さらなる子育て支援策として、今定例会に補正予算及び当初予算として出産・子育て応援給付金を、条例の一部改正議案として出産一時金を上程しています。出産・子育て応援給付金は、安心して出産や子育てができる環境を整えるため、国が創設した交付金を活用するもので、妊婦や2歳までの乳幼児を養育する世帯に寄り添い、相談に応じる伴走型相談支援と経済的な支援を行う出産・子育て応援給付金を一体的に実施するものです。給付金の内容は、妊娠届や出生届の後に保健師などが面談を実施した方へそれぞれ現金5万円を給付するものです。令和4年4月1日以降に妊娠届を出された方及び出産された方が対象となります。既に妊娠届を出された方には5万円、出産されている方には10万円を遡及し、給付します。また、出産した際に分娩費用などの手当金として支給される出産一時金につきましては、令和5年4月1日以降の出産から産科医療補償制度の掛金を含む支給額が現行の42万円から50万円になり、8万円の引上げを予定しています。

次に、保健行政についての(1)がん検診の充実とがん患者への支援についてです。がん検診は、死亡原因第1位であるがんを早期発見し、早期治療に結びつけるためのものです。そのため積極的な周知を行い、受診率の向上を図ります。さらに、医師会が行っているがん検診検討委員会を通じ検診の質の向上を図り、がんと思われる方を確実に見つけることでがん検診を充実させてまいります。

また、がんは早期発見、治療により日常生活に戻ることができる病気となっています。治療内容によっては、脱毛などの外見の変化が起こることがあり、ウィッグなどを希望する方がおります。その購入費用は医療保険の適用外であり、高額な自己負担が生じることもあります。そこで、県内でも令和2年度から事業を開始した浦安市をはじめ千葉、流山、成田、袖ヶ浦などの市町村がウィッグなどの購入費用の補助を開始しています。また、千葉県もがん患者の生活の質の向上を図る目的で、市町村に対し補助を行うがん患者QOL向上事業を令和5年度から開始する予定です。本市においても、令和5年度当初予算にがん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等補助金を計上しています。これにより、患者の経済的な負担の軽減と日常生活への復帰支援につながると考えています。

次に、(2)ワクチン健康被害見舞金基金についてです。新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金事業は、新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応による健康被害で苦しむ市民がいることを重く受け止め、国の予防接種健康被害救済制度に申請された方を対象に本市独自の見舞金を支給するものです。ワクチン健康被害見舞金基金の設置に至るまでの経緯ですが、昨年秋に日本中央競馬会から、新型コロナウイルス感染症対策への活用を目的とした寄附金をいただきました。新型コロナウイルスワクチンの接種は来年度以降も継続して実施される見込みであることから、新型コロナウイルスワクチン健康被害見舞金を今後も安定的、継続的に支給できるよう、この日本中央競馬会からの寄附金を財源とする基金を創設するものです。

次に、(3)予防接種事業のさらなる推進についてのア、子宮頸がんのHPVワクチンについてです。子宮頸がんの予防に用いられるHPVワクチンには、子宮頸がんを引き起こしやすい2種類のタイプのウイルス感染を防ぐ2価、4種類のタイプのウイルス感染を防ぐ4価、9種類のタイプのウイルス感染を防ぐ9価のHPVワクチンがあります。2価と4価のHPVワクチンは定期接種として、令和4年4月より積極的接種の勧奨が再開されました。これに伴い、本市では令和4年6月から9月にかけて、HPVワクチンの接種対象者となる約2万6,000人に予診票を一斉送付しています。令和4年12月末現在の接種回数は2,603回となります。

次に、イ、帯状疱疹ワクチンの導入についてです。帯状疱疹ワクチンにつきましては、厚生労働省の厚生科学審議会において有効性や安全性などについて審議が継続中であるため、現時点では任意接種の位置づけとなっています。今後も国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは子ども・子育て支援のうち、(2)から(5)までお答えいたします。

初めに、(2)についてであります。幼児教育・保育の無償化につきましては、幼稚園、保育園などを利用する子どもを対象に令和元年10月より利用料が無償化されました。内容としましては、保育園を利用する3歳児から5歳児クラスの保育料が無料となり、さらにゼロ歳から2歳までの子どもたちにつきましては、市民税非課税世帯などを対象として保育料を減免しております。また、幼稚園の利用者に対しましては、教育時間部分について、月額2万5,700円の範囲で無償化するとともに、教育時間前後における預かり保育に対し、就労等により保育を必要とする場合において、保護者の負担額に応じて月額450円、月額では1万1,300円を上限とした給付をするなど、経済的な負担軽減を図っております。この幼稚園の預かり保育につきましては、現在、市内全ての私立幼稚園29園で実施しており、令和3年度の利用実人数は月平均で650人程度となっております。預かり保育の利用料は各園において個別に設定されており、無償化の給付では賄い切れず、保護者の負担が生じている状況であります。負担額は、年間の平均では1人当たり月額約3,300円、このうち最も多い時期は夏休みがある8月で、1人当たり月額約6,300円となっております。預かり保育は、働きながら幼児教育を受けさせたいという保護者のニーズをかなえるとともに待機児童対策にも有効な手段と考えられることから、令和5年度より無償化給付後の自己負担分に対し、月額1万円を上限とした市独自の負担軽減策を実施する予定であります。これにより、預かり保育利用の9割以上の方が自己負担なく利用できるようになると見込んでおります。

次に、(3)こどもの医療費助成事業についてであります。この事業は、医療費の一部または全部を助成することにより、子どもの健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を目指すもので、子どもを対象とした子ども医療費助成制度と、低所得のひとり親家庭の親子を対象としたひとり親家庭等医療費等助成制度の2つがあり、令和5年度からの拡充を予定しております。

拡充内容につきましては、3点ございます。

まず、子ども医療費助成制度におきまして、1つ目は、令和5年4月受診分から対象となる年齢を変更し、これまでの中学生から高校生まで拡大するものであります。当初は医療機関の領収書を添え、市に申請して、後日、指定口座に助成金が振り込まれる償還払い方式で開始し、令和5年11月診療分から、医療機関の窓口で一定の自己負担金のみ支払うことで受診できる現物給付方式の開始を予定しております。

2つ目は、一定回数以上の通院や入院があった場合の自己負担分を無償化するもので、具体的には、1つの医療機関につき、1か月当たり入院11日目、通院6回目以降の自己負担を無償とし、令和5年8月受診からの開始を目指して準備しております。

3つ目は、ひとり親家庭等医療費等助成制度において、親子ともに自己負担を無償とするもので、4月受診分

から実施を予定しております。

次に、児童手当の拡充についてであります。現在、児童手当は中学生までを対象としており、養育する児童数や年齢によって、1人当たり月額1万円または1万5,000円の手当が支給されております。また、一定の所得を超えた世帯は、特例給付として月額5,000円、さらに今年度から所得上限限度額を超過した場合は手当が支給されないものとなっております。しかし、年間の出生数が令和4年に初めて80万人を割り込み、77万人前後と推計されている現状もあり、国においては少子化対策の柱の一つとして、児童手当の拡充について議論がされております。主な内容といたしましては、所得制限の撤廃や対象年齢を18歳まで拡大、第2子、第3子以降における手当の増額等が挙げられるところであります。本市におきましても、経済的負担の軽減に向けた児童手当の拡充は重要な少子化対策の一つと認識しております。今後、国の方針が決定し、制度が改正された際には速やかに対応する必要があることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

最後に、(5)病児・病後児保育についてお答えいたします。

まず、施設数と利用者の推移と現状につきましては、新型コロナウイルスが蔓延する以前の平成30年度までは、市内で5施設が病気の回復期の子どもを預かる病後児保育を実施しており、年間で延べ1,000件以上の利用がございました。しかし、コロナ禍における行動制限の影響などにより利用者が減少し、令和元年と令和2年にそれぞれ1施設ずつが撤退し3施設となり、延べ利用件数についても、令和2年度は86件、令和3年度は24件と減少してまいりました。

一方、病気の急性期に対応する病児保育につきましては、以前より市民からの要望が高かったことから、令和4年3月に本市で初めてとなる病児、病後児の両方に対応した病児・病後児保育施設を中部地域の南八幡に開設し、現在、施設数は合計4施設となっております。また、利用件数につきましても、新型コロナウイルスのワクチン接種やウィズコロナの新しい生活様式への転換が進んできたことなどから、令和5年1月現在、延べ約440件と増加してきております。

次に、事業内容として利用対象や預かり時間等についてであります。対象につきましては、市内在住または市内の保育園等を利用している生後57日から小学3年生までの児童となり、利用時間は土曜、日曜、祝日、年末年始を除き、病児・病後児保育施設では午前8時から午後6時まで、病後児保育施設では午前9時から午後5時までとなっております。また、利用に係る昼食、おやつなどの実費相当分として、1回当たり2,000円をお支払いいただいております。

最後に、今後の展開といたしましては、共働き世帯の増加や核家族化の進展する中で、病気の子どもを保護者が看護を行うことが困難なときに安心、安全に預かる保育環境を整えていくことは、子育てをしている方や、今後、市川市で子どもを産み育てたいと思われている方々に対して大きな子育て支援につながると考えております。このようなことから、令和5年度におきましては、中部地域に続き南部地域に病児・病後児保育施設の整備を進める予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 私からは大項目、財政についてお答えいたします。

初めに、(1)当初予算編成の考え方についてです。当初予算の編成に当たっては、社会保障関係経費や老朽化が進む公共施設の更新、子育て世帯への支援の拡充など、社会経済情勢の変化に対応するサービスの提供が求められていました。加えて物価高騰による建設事業の大幅なコスト増などにより市債残高が累増し、こうした債務の償還が財政を圧迫する懸念がございました。そこで、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択を実施することで、新年度の一般会計予算は社会保障関係経費など、増加し続ける義務的な経費への対応を図りつつも、重



点事業について予算を計上しております。その特徴としては、本市の最重要課題として位置づけた生活基盤づくり重要プロジェクトに係る予算を計上したほか、将来を見据えた公共施設の整備等のための財源を確保しております。また、原則凍結とした新規事業などの中でも、本市の課題を解消するために必要となる優先的に進めるべき新規事業などに係る予算を計上し、さらに市民生活に密着した経費など、特に必要であると判断した事業に優先的に予算を配分しております。

次に、(2)マイナスシーリングによる影響とその後の対処についてです。最少の経費で最大の効果を挙げるため、選択と集中の考えの下、5%のマイナスシーリングの実施を決断しましたが、この趣旨は現状のサービスレベルを維持しつつも、様々な工夫により95%の経費で実施するというものであります。こうした目標を掲げることで、市民サービスへの影響に配慮しながら庁内が一丸となり、財源の適切な確保に取り組めたものと考えております。また、保育園の運営に係る委託費や障がい者支援に係る扶助費などの義務的な経費はシーリングの対象外としたほか、市民生活に身近なサービスについては事業費を確保しております。一方、限られた財源をより有効に活用するために、費用対効果や事業開始時と現況との差異などを踏まえ、既存事業についても見直しを行っておりますが、極力影響を及ぼさないよう配慮しております。

最後に、シーリングで捻出した財源については、子ども医療費の助成拡大や私立幼稚園の預かり保育への補助、特別支援保育推進事業といった子ども関連事業のほか、福祉、保健、経済及び地域の振興などの各分野において、幅広い市民ニーズに確実に対応するために活用した予算となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、デジタル地域通貨についてお答えいたします。

初めに、(1)実証実験の概要についてです。本市におきましては、地域経済と市民活動の活性化を図るため、市全域におけるデジタル地域通貨の導入を目指しております。実証実験は、令和5年5月から8月末までの期間に八幡エリアで行い、デジタル地域通貨の課題を抽出するとともに、どれくらいの消費が喚起されたのか、健康づくりやボランティア活動などへの関心が高まったのかを検証する予定でございます。デジタル地域通貨の名称はI C H I C Oを予定しており、1 I C H I C Oは1円相当といたします。発行額につきましては、総額で5億9,490万円を予定しております。内訳は、1万5,000人に対して1人当たり3万円を上限に販売する4億5,000万円、販売に対して付与する30%のプレミアムポイント分として1億3,500万円、店舗での使用時に付与する還元ポイント分として450万円、市民活動に対して付与する行政ポイント分として540万円となっております。

デジタル地域通貨の販売に当たっては、事前に購入希望者を募集し、応募者が多数の場合は抽せんを行います。販売する人数は、本市に住民登録のある1万5,000人を予定しております。そのうち、7割に当たる1万500人にはスマートフォンアプリ、残り3割の4,500人にはカードを使用していただくことを想定しております。

次に、申込み方法についてです。スマートフォンアプリを使用する方は、アプリをダウンロードして参加の申込みを行います。一方、カードを使用する方は、申込用紙に必要事項を記入して郵送で申込みを行っていただきます。後日、市から申込みをいただいた方には、それぞれアプリか紙で抽せん結果を通知いたします。

なお、カードを使用する方には、改めて2次元コードが印刷されたカードを郵送いたします。当せん者は通知に記載された期日以降、実証実験の期間中に通貨を購入することができます。デジタル地域通貨を購入する際には、コンビニエンスストアなどに設置されているATMを利用していただく予定です。アプリの場合はATMの画面で2次元コードアプリを読み取り、地域通貨を購入します。カードの場合はATMにカードを入れ、地域通貨を購入します。デジタル地域通貨を利用できる加盟店につきましては、今回の実証実験では、基本的に八幡エリアの店舗となります。加盟店との決済方法は、使用する方がスキャンする方法と店側がスキャンする方法があ

り、店側でどちらか一方もしくは両方を選ぶことができます。使用する方がスキャンする方法はスマートフォンアプリのみに対応したのですが、店舗には2次元コードが印刷された台紙を設置していただきます。買物代金を支払う際に、使用する方が店舗の2次元コードを読み取り、入力した金額を店側に確認してもらい、支払いが完了となります。店側がスキャンする方法では、あらかじめ店側がスマートフォンやタブレット端末にアプリをダウンロードする必要がございます。アプリについては無料でダウンロードすることができますが、スマートフォンなどの機器や通信費用は店側に負担していただきます。決済の際には、店側が使用する方のスマートフォン画面、あるいはカードに印刷された2次元コードを読み取り、金額を確認して支払いが完了となります。

最後に、経済効果の検証についてです。検証につきましては、平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券事業で、国が全国の自治体に示した方法に基づき経済効果を算出することを考えております。具体的には、利用者に対してふだんより高額の商品を購入したか、市内で買物をしたかなどのアンケート調査を行い、消費動向を把握し、消費喚起額などの直接効果、原材料消費などの間接効果を算出いたします。基本的には先ほど申し上げましたように、市川市プレミアム付商品券事業と同様の方法で経済効果を算出することを予定しております。

次に、(2)行政ポイントの概要と今後の運用についてです。今回の実証実験では、市民活動を後押しするため、本市が実施する健康づくり事業やボランティア活動に対し、インセンティブとして、デジタル地域通貨と交換できるポイントの付与を考えております。ポイントを付与する期間は令和5年5月から8月末までで、対象者を原則全市民とする予定でございます。デジタル地域通貨を購入してプレミアムポイントが付与される方は、抽選で当せんした1万5,000人といたしますが、それ以外の方でも実験期間中はアプリやカードを使用して行政ポイントを取得することができます。ポイントを付与する対象事業は、現在のところ8事業を予定しております。対象事業は、主に本市が強く推進したい健康増進に関する分野や、現在、エコポイント制度でポイントが付与している事業から選定いたしました。具体的には、実証実験期間中に開催される健康講演会で100ポイント、江戸川クリーン作戦で50ポイント、環境フェアで20ポイントを各会場参加者に付与する予定でございます。また、フードドライブでは、缶詰などの食品を寄附してくださった方に会場で50ポイント、自治会加入世帯に対して1,000ポイント、運転免許を返納した方に対して2,000ポイント、e-モニター制度でアンケートに回答した方に1回当たり20ポイントをそれぞれ付与することを予定しております。

ポイントの取得方法につきましては、イベント会場で参加者が会場に設置された2次元コードを読み取り、ポイントを取得します。カードの場合は、会場にいる市職員がアプリで参加者のカードに印刷されている2次元コードを読み取り、ポイントを取得します。このほか、ポイントのついたカードを直接参加者に配布する方法も考えております。取得したポイントについては、一定期間内に八幡エリアの加盟店で使用することができます。また、健康マイレージ事業からリニューアルする新健康ポイント事業につきましては、歩くこと、測ることで蓄積した健康データを市民に分かりやすく示すとともに、歩数や測定回数に応じて年間最大で5,000ポイントを付与する予定でございます。この事業に関しましては、市民から参加者5,000人を募集し、応募者が多数の場合は抽選で参加者を決定したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 嶋島市民部長。

○嶋島和紀市民部長 私からは大項目、市民サービスについてお答えいたします。

まず、(1)行政手続の効率化と市民サービスの向上についてです。本市で行っておりますワンストップサービスは、複数の課にまたがる住民異動等の各種手続や証明書発行など、来庁された市民の方々が、自らが移動することなくスムーズに窓口業務を行うこととし、令和3年1月の第1庁舎の全面開庁以来、様々な改善を加えながら、これまで実践してきております。改善の一例を申し上げますと、1階の中央部に国民健康保険や国民年金な

どの手続で、ほかの課に関連しない単独の手続専用の窓口を設置したことや、よりスムーズな運営と連携を図るためにワンストップ関係課長会議や担当者会議を定期的開催するなど、窓口業務全般において日常的に見直しを図りながら、さらなる効率化やサービス向上に努めております。

次に、ワンストップサービスの今後ですが、令和5年度当初予算案で提案しておりますとおり、第1庁舎において、これまで以上に受付業務の円滑化を図るため番号発券機の導入を予定しております。この導入により、来庁された方や職員の移動負担の軽減、順番管理等の用務を低減することによりまして、その低減した職員を改めて窓口業務へ配置することで繁忙期の混雑の緩和、待ち時間の短縮など、さらなる市民サービスの向上につながるものと考えております。

次に、第1庁舎以外の窓口の状況です。

まず行徳支所では、令和3年9月から従来の窓口カウンターを利用しているワンストップサービスを開始しております。第1庁舎とはレイアウト等の窓口環境は異なりますことから、現状では市民課と福祉課の間の窓口カウンターをフリーにしてワンストップサービス専用の窓口として活用し、来庁者が移動することなく、関連する手続を行っております。その他の市民課関連の窓口となります大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センターは、来庁者の数やスペースの確保などからワンストップサービス専用の窓口を設置しておりませんが、実際には転入などの届出を行う市民担当と国民健康保険などの手続を行う福祉担当が隣接して業務を行っており、ほぼ1か所で手続を終了するケースが多く、新たに第1庁舎や行徳支所のようなワンストップサービスを導入することは現時点では考えておりません。

次に、(2)自治会の活動支援についてお答えいたします。

初めに、ア、委託事務費についてです。市が自治会へ委託しています広報業務等業務委託は、本市から各自治会に対して各課からの回覧等の広報物を送付し、それぞれの自治会に加入している世帯に配布や回覧をしていただいたり、掲示板に掲示をしていただくなど、市の広報業務の一つを委託しているものであります。この委託事務費には2つの交付基準があり、1つ目は自治会員1世帯ごとに交付する世帯割、2つ目は総世帯数に応じて交付する基本割で構成されており、この2つの基準の合算額を各自治会へお支払いしています。これまでも各自治会からこの委託事務費の増額要望を複数回受けてはありましたが、近隣の他市と比べて高い水準となっていたため、世帯割は平成15年から、基本割は平成22年から見直しはしておりませんでした。しかしながら、最近の最低賃金の上昇、物価高騰など、自治会を取り巻く環境は大きく変わりつつある中で、今年度14地区で実施した市長とのタウンミーティングの際にも委託事務費の増額を望む声をいただきましたことなどから改めて庁内で検討し、自治会活動をより一層支援していくため、令和5年度当初予算案において増額することといたしました。また、増額分に対する想定される使い道とのことですが、委託業務に対する対価であることからすれば日常的な自治会活動の一部に充当される、または事業等の活動の一部に活用されるなど、各自治会の負担の一助にしていただけのもと考えております。

次に、イ、防犯灯設置についてです。自治会の管理する防犯灯のLED化への補助制度は、東日本大震災を契機に、これまでの電力需要の抑制を図る省エネ施策の一つとして自治会連合協議会と連携し、平成23年（2011年）からスタートし、市内の約2万6,000灯のおよそ85%が今年度末にLED灯に切り替わる見込みであります。今後、これまでのように順調にLED灯へ切替えが進むと仮定いたしますと、令和7年度（2025年度）中に100%を達成することができると見込んでおります。現状で防犯灯LED化の目標はある程度達成の見込みがあったこと、最近の傾向として自治会、町会からの防犯カメラの設置のニーズも徐々に増えてきたところであり、さらにカメラつき防犯灯の機器につきましても、以前に比べて安価となってきたことなどが確認できたことから、既存の補助制度の中で拡充を図ったものでございます。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** 私からは大項目、まちづくりについてお答えいたします。

初めに、(1)あんしん住宅推進事業の現状と今後についてです。あんしん住宅助成制度は、安全で快適な住まいづくりを進めるため、住宅の改修工事費用の一部を助成するもので、平成25年6月より開始したものでございます。手続の流れといたしましては、申請者は市内業者の見積書を添付して申請した後、市の交付決定を受けてから工事を開始し、完了の報告後1か月程度で指定の口座に支払われることとなります。今年度の実績といたしましては、バリアフリー化19件、防災性の向上3件、省エネ化226件、子育て配慮13件、マンションの共用部3件の合計264件で、省エネ化の申請件数が全体の8割を超えている状況でございます。また、過去5年においても250件を超える申請実績があり、予算の執行率も毎年95%を超えていることから、市民の方々から大変好評を得ている事業でございます。一方で、申請を受け付けしてからおおむね4か月程度で受付枠の上限に達しており、市民の方々の申請全数をお受けできていないことは認識しております。今後は既存の助成メニューと申請状況を調査、分析しながら、市民の方々のニーズと新たな助成メニューの見直しなど、拡充を図ってまいります。

次に、(2)空き家対策についてお答えします。

市が把握する管理が不全な空き家の棟数は、令和2年度末で346棟、令和3年度末で374棟、令和4年1月末現在では379棟で微増傾向となっており、全国的な課題である空き家対策は、本市においても例外ではないと考えております。市民の方々からの空き家による主な相談内容といたしましては、建物の老朽化等により倒壊の危険性や防犯上の心配や、庭の樹木や草などが繁茂し衛生や景観上よくないなどの相談が寄せられるなど、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがございます。本市では、このような空き家問題に対して総合的かつ計画的に取り組むため、今年度、第二次市川市空家等対策実施計画を策定し、各種の施策を実施しております。具体的な施策の一つといたしまして、空き家化の予防の観点から市の社会福祉協議会と連携し、心の遺言ノートの啓発などを行っております。また、空き家等の適切な管理、活用促進につきましては、管理不全な空き家を解体する場合の費用や利活用する場合のリフォームに要する費用の補助などを行っております。また、空き家化の予防や空き家等の適切な管理活用促進をより強化するため、本年1月30日に一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部並びに公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と相談業務協定を締結し、空き家を所有されている方などへの相談体制の充実を進めてまいります。また、空き家対策は地域に係る問題でもあることから、地域をよく知る自治会の協力も得ながら空き家対策を進めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 森田文化スポーツ部長。

**○森田敏裕文化スポーツ部長** 私からは大項目、老朽化したスポーツ施設の再整備についてと美術館の開設に向けた調査、研究についてお答えいたします。

初めに、スポーツ施設の再整備についてでございます。本市では、体育館、野球場、陸上競技場及びプール等の様々なスポーツ施設を有しております。これらの施設の多くは昭和20年代から平成初期にかけて建設されたもので、いずれも築年数が経過しており、施設の老朽化が課題となっている状況でございます。このうち、市内で最も古いスポーツ施設である国府台公園野球場においては、平成30年度に国府台公園再整備基本計画を策定し、その計画に基づき、令和2年度より再整備工事に着手しているところでございます。また、市民プールを含めた市北東部につきましては、健康増進と地域コミュニティーに寄与するスポーツ施設の整備を行うため、市川市北東部スポーツタウン基本構想を平成26年度に策定しております。そのほか、塩浜市民体育館及び信篤市民体育館につきましては、改修工事や修繕等で対応しているところでございます。

次に、今後の再整備についてであります。現在、本市のスポーツ施策のマスタープランであります市川市スポーツ振興基本計画について、関係法令や国、県のスポーツ振興施策及び市の上位計画や社会情勢の変化等を踏まえ、第2期市川市スポーツ推進計画として、年度内の策定を目途に作業を進めているところでございます。今後のスポーツ施設の再整備につきましては、今回策定する第2期市川市スポーツ推進計画に基づき、市内全域のスポーツ施設の配置や既存施設の経過年数及び老朽化状況等を踏まえ、再整備について検討を進めてまいります。

次に、美術館の開設に向けた調査、研究についてお答えいたします。

市立美術館につきましては、今年度より開設に向けた検討を始めたところであり、現在、美術館開設や運営に関する基礎的な情報収集を行っているところでございます。

なお、市立美術館の建設につきましては、多くの美術関係者を中心とする市民団体から本市に要望書も提出されているところでございます。現在の検討状況といたしましては、都内の公立美術館への視察や要望書を提出された市民団体が企画した美術関係者による講演会や勉強会に職員が出席し、今後進めていく上で必要となる基礎的な情報収集に努めているところでございます。

次に、今後の進め方でございますが、施設や運営の在り方など、より具体的な調査、研究を行い、本市にふさわしい美術館はどのようなものか、また、どのような機能を備えるべきかなど、基本的な整備方針等をまとめていくことが必要と考えております。そのため本市におきましても、来年度から芸術・美術分野や建築分野における有識者等による検討会を開催し、市立美術館の開設に向けた議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 私からは学校の環境整備についての(1)指定避難所の環境整備についてです。避難所の環境整備は、令和元年の房総半島台風と東日本台風を契機として、その教訓を生かし、スピード感を持って進めています。房総半島台風の襲来の際は、被害の大きかった南房総市などの自治体に台風通過後の翌日から支援物資を運ぶとともに、避難所の状況についても私自身、視察をしてきました。このとき、暑さ、寒さ対策のための空調設備、トイレの洋式化、プライバシーの確保、停電対策、そして四輪駆動車の配備などについて早急な対応が必要であると感じました。本市ではこの認識の下、空調設備の設置やトイレの洋式化、プライベートテント、蓄電池やバルーンライト、衛生用品の整備のほか、施設のバリアフリー化にも取り組み、避難所の環境整備を強化しているところです。主な備蓄物資は、小学校の避難所に教訓の下、新たにプライベートテント、ソーラーパネルつき蓄電池、バルーンライトなどを新たに整備しています。また、仮設トイレはマンホールトイレと組立て式トイレを合わせて、全体で約200基を整備しています。

以上です。

**○松永修巳議長** 藤井学校教育部長。

**○藤井義康学校教育部長** 私からは大項目、学校の環境整備についての(2)市立小中学校給食室の冷暖房設備についてと、大項目、学校教育行政についてお答えいたします。

初めに、市立小中学校給食室の冷暖房設備についてお答えいたします。

学校給食室につきましては、これまで冷暖房設備の設置が進んでおらず、働きやすい職場環境が確保できていない状況にありました。加えて、昨年の夏は例年よりも早く始まった猛暑の影響もあり、夏休み開始前までに調理従事者からの体調不良報告が多くありました。このような状況を受け、早急に学校給食室における職場環境を改善し、調理従事者の安全を確保するとともに、安定して給食の提供を継続できる環境を整えるため、未設置である39校の給食室全てに冷暖房設備を一斉に設置することといたしました。これを夏休み期間中に行うために必要な工期を確保するため、さきの12月定例会で学校給食室冷暖房設備借上料として、令和4年度から10年度まで

の債務負担行為にて補正予算 3 億 8,200 万円について可決いただいたところであります。補正予算の可決を受けまして、令和 5 年 1 月 6 日には債務負担行為、市川市学校給食室冷暖房設備賃貸借の一般競争入札の実施を公告、2 月 1 日には入札を行い、令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間を賃貸借期間とする契約を行ったところであります。現在は夏休み期間中の設置に向け、早ければ今月中から全校の現地調査に着手するよう、受注者と調整を進めているところであります。

続きまして、大項目、学校教育行政についてお答えいたします。

初めに、(1) 教職員不足に関する取組状況と負担軽減についてです。まず、代替教職員の確保につきまして、12 月定例会でお伝えしましたとおり、SNS 等での募集や短時間勤務者の複数配置など、募集方法や採用形態を工夫して積極的に配置を進めているところですが、次年度に向けまして、引き続き人員の確保に努めてまいります。教職員の負担の軽減につきましては、働き方改革推進委員会の下部組織として、教職員の平日の業務負担の軽減に向けた作業部会を今年度立ち上げており、現時点までに中学校を中心に朝学習や清掃活動の実施方法の工夫や、生徒にとって学びやすい日課時程の工夫、より効果的な部活動運営に向けて、市川市学校部活動の運営方針を踏まえた最終下校時刻の設定を求めるなど、これまで各学校で慣例的に行われていた取組の見直しを進めてきております。また、教育委員会として、中学校の教務主任を対象とした研修会の中で行事計画や日課表の見直し案を示すことや、朝学習の時間再編成や最終下校時刻を早める検討など、新年度となる 4 月からの実施に向けて準備を進めているところであります。

次に、(2) 小学生の市立小学校における荷物の保管場所についてです。御質問の背面ロッカーのサイズと使用方法についてですが、まず背面ロッカーのサイズについては、学校によっても異なりますが、一般的に使用しているサイズは、1 つの升で縦 30cm、横 32cm、奥行き 35cm となっており、これはランドセルがちょうど一つ収納できるサイズとなっております。

次に使用方法ですが、児童は自分に割り振られた升に主にランドセルを収納しております。また、学級の児童数によっては、背面ロッカーの升に空きが生じますので、そちらに裁縫セットや習字道具、鍵盤ハーモニカなどをまとめて収納しております。

次に、(3) 市立小学校における筆記用具についてです。現在、市川市の小学校では、鉛筆やフェルトペンを使って硬筆指導を行っております。鉛筆やフェルトペンを使用するのは、シャープペンシルに比べ、止め、はね、払いの習得が容易であるためです。埼玉県のように濃い鉛筆の使用を推奨することはしておりませんが、それぞれの学校が鉛筆とフェルトペンを使い分ける等、児童の発達段階に応じた好ましい筆記用具での指導を行っている状況でございます。

最後に、(4) 小中学校における外国語教育の現状についてです。市川市では、小学校義務教育学校前期課程において、平成 30 年度から外国語教育の授業時数の増加などを行い、令和 2 年度 4 月から全面実施の学習指導要領における外国語教育への円滑な接続を先行的に実施してまいりました。また、市独自の取組として、小学校では外国語活動指導員を派遣し、学級担任等とともにティームティーチングによる外国語教育を行っています。中学校義務教育学校には、外国語指導助手 A L T を各校に 1 名配置し、英語科教員の通常授業のほかに、週 1 時間以上、英語科教員と外国語指導助手によるティームティーチングでの授業を実施しております。この外国語指導助手につきましては、勤務する中学校から小学校への派遣も行い、小学校においても、外国人と触れ合う機会を継続的に持つことで異文化に触れる機会の確保や、中学校へ向け英語を介した積極的なコミュニケーションを図ろうとする児童の育成を図っております。小学校に派遣している外国語活動指導員、中学校に配置している外国語指導助手につきましては、年間 1 回の採用面接を実施し、質の確保を目指しながら児童生徒の指導にたけた方を雇用しており、併せて年間数回の研修を行いながら指導力の向上にも努めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一中核市準備担当理事 私からは保健行政のうち、(4)保健所に係る都市制度の考え方についてお答えをいたします。

保健所は、地域保健法により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市及び特別区が設置すると規定をされております。そのため、一般市が独自に保健所を設置するには指定都市、中核市または保健所政令市に移行する必要があります。それぞれの要件につきましては、まず本市が移行を検討している中核市においては、人口20万人以上の市であることが要件とされ、保健所の設置に加えて保育所や養護老人ホームの設置の認可、身体障害者手帳の交付、廃棄物処理施設の設置の認可などの事務を行うこととされ、船橋市や柏市など、全国で62市が指定をされております。

次に、指定都市は人口50万人以上の市であることが要件とされておりますが、現在の指定都市の人口はおよそ70万人以上となっております。この指定都市では、中核市の事務に加えて児童相談所などの設置、小中学校などの教職員の任命や給与の負担、国道や県道の管理などの事務を行うこととされ、千葉市など全国で20市が指定をされております。そして保健所政令市については、こちらは国の指針により、人口20万人以上の市は移行を検討することとされており、保健所を設置して保健所業務である飲食店営業の許可、感染症等発生状況の調査などの事務を行うとされており、東京都町田市など全国で5市が指定をされております。したがって、現状、本市が保健所を設置するためには、市議会及び県議会の議決を経た上で国からの指定を受けて中核市となるか、県との協議を経た上で国からの指定を受けて保健所政令市となるか、この2つのいずれかの方法となっております。

以上であります。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 私からは大項目、都市農業についてお答えいたします。

初めに、(1)農作物への被害防止対策です。農作物への被害防止対策としましては、野鳥などによる食害を防ぐ防鳥網や気象災害などによる被害を防ぐ多目的防災網などがあります。本市では、これらの設置にかかる費用に対し、千葉県からの補助と合わせて2分の1を補助しております。本市は、長年にわたり、ひょうによる被害がなかったことから多目的防災網の設置が進んでいませんでした。しかし、昨年6月、これまでにない降ひょうにより、本市の特産品である梨に甚大な被害が生じました。気象災害による農作物への被害軽減には多目的防災網が有効であります。このことから、今年度から令和6年度までの3年間、設置にかかる補助率を引き上げるとともに、周知を図ることで多目的防災網の促進に努めております。

続きまして、(2)体験農園事業の内容及び今後の取組についてです。本市は農地と住宅地が近接していることから、市民は生産者の顔が見える新鮮で安心、安全な農作物が手に入るというメリットがあります。その一方で、農家は周辺の住宅地の生活環境に配慮した営農活動が求められております。このため、市民が農業と触れ合う場や農業者との交流等を通じて農業に関心を持ち、営農への理解を醸成していくことが重要であると考えております。現在、本市では、農業と触れ合う機会として、市民農園を5か所、アドバイスを受けながら親子で農業体験ができるふれあい農園を1か所開設しております。市民農園やふれあい農園などの体験農園は市北部地域に多く、利用者によっては距離や時間の制約がございます。そこで、新年度はより多くの市民が農作物を育てる楽しさや大変さ、収穫の喜びなどを御自宅で手軽に体験できる新たな体験農園事業を計画しております。今後も市民農園などと合わせて、手軽に農業に触れ合う機会の充実を図り、市民の農業への理解の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 私からは大項目、福祉政策についてお答えします。

(1)複合的課題に対する包括的な支援体制についてです。これまでの日本の社会保障制度は、高齢者、障がい者、生活困窮者、児童など、おのおのの対象者における分野ごとの制度設計は進み、専門的な福祉サービスの提供という意味において一定の成果は得られているものと考えております。しかしながら、近年では家族構造の変化と多様化により生活課題も複雑化、複合化しており、単一の専門分野の支援だけでは十分にその課題に対応できないケースも増加しております。複雑化、複合化した課題を抱えた世帯は近隣から孤立するだけでなく、状況の悪化により、さらに孤立を深めていき、社会から埋もれてしまうこともあるため、これは市として重要な課題であると認識しております。このような課題に対し、国は地域共生社会の実現に向け、平成30年に社会福祉法を改正し、同法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」と規定しました。また、令和3年の社会福祉法の改正では、国は包括的な支援体制の整備につき、市町村における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を新設することといたしました。この重層的支援体制整備事業の実施は市町村の任意事業となりますが、本市では、令和3年3月に策定した第4期地域福祉計画の中間見直し追加版において、令和5年度から事業を実施することとしており、現在は事業実施に向けた具体的な準備を進めているところでございます。

なお、重層的支援体制整備事業とは、単一の事業を指すのではなく、これまで本市でも実施している既存事業、例えば高齢者サポートセンターにおける高齢者の総合相談に関する事業、生活困窮者自立支援法に基づく市川市生活サポートセンターそらに関する事業、そして地域づくりに向けた支援の事業として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する地域子育て支援拠点事業等に令和3年の社会福祉法の改正により新たに創設された事業を加えた複数の事業の集合となっております。本市では、この新たに創設された事業について、令和5年7月から実施予定として、令和5年度当初予算案に必要経費を計上しているところでございます。

次に、(2)高齢者の外出支援についてでございます。本市の外出支援策を検討する中で、他市の事例ではタクシー運賃の割引やチケット支給の例を見ており、それ以外の方法についても広く他市の事例について調査、研究を継続して行っております。例えば船橋市では、市内にある自動車教習所の協力を得て、送迎バスの空席を利用した高齢者の移動支援を行っており、これは交通不便地域の解消や官民協力による市民サービス向上に効果を発揮しているとのことでございます。また、社会福祉協議会への委託や補助金の交付により、会員制による定額の移送サービスを導入している自治体もあり、身体機能の低下などにより外出に困難を生じている方などの通院や買物などの日常生活の支えになっているとのことでございます。各自治体においては様々な外出支援策を導入しており、本市においても、市内の公共交通機関やNPO法人などの社会資源を考慮しながら具体的な施策を検討していく必要のあるものと考えております。

市の内部では、令和4年6月市議会定例会以降も他市の実施状況の調査等も踏まえ、関係部署と検討の機会を設けております。特に道路交通部とは、民間バスやコミュニティバス、タクシーなどの公共交通の現状や課題、高齢者の利用実態及び移動支援についての情報共有などを行っております。また、現在、福祉部内においては、高齢者の外出支援と健康づくりについて協議を重ねており、新たな施策を導入することで健康寿命を延伸させることにつなげることはできないかなど、積極的に検討している状況でございます。

以上でございます。



○松永修巳議長 答弁は終わりました。

久保川議員。

○久保川隆志議員 田中市長、田中教育長、また、それぞれの部長の答弁、ありがとうございます。それでは、一問一答にて順次再質問を行わせていただきます。

市長からは、子育て、また財政、脱炭素の3つの観点で御答弁いただき、子どもや親たちを社会が支え、社会が子どもを育てるという考えを語っていただきました。本当に我々公明党も目指す部分でありますので、さらなる経済支援と併せて、切れ目ない相談体制の確立もお願いできればと思います。

また、カーボンニュートラルについては本気の意気込みは感じられました。ただ、具体性に欠ける部分がありますので、今後、平田参与を含めて肉薄をしていていただきたいと思います。これからも未来志向で魅力あふれる市川市の構築に向けて御尽力いただければと思います。

以上でございます。

また、田中教育長からも2点について御答弁いただきました。学校給食の無償化、これは本当に保護者からも大変賛同の声をいただいております。また、こちら心配視されているのは、質と量が悪化する懸念はされておりましたので、しっかりまた、無償化になったからといって給食がおいしくなくなったとか、量が減ったと言われるようなことのないような形をお願いしたいと思います。

また、埋蔵文化財を通した魅力発信に関しても、今後、先端技術を駆使した動画配信等、うまく取り入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、(2)においては指導の個別化、学習の個性化を通しながら一人一人に寄り添った指導や自分に合った学び方で学んでいける力を育むとの御答弁でありました。本当に共生社会の実現を目指す思いが詰まった言葉と感じております。未来を担う子どものための育成、先ほど市長も言われておりましたが、子どもは未来の宝という言葉もありました。ぜひこれからもお願いしたいと思います。

それでは、子ども・子育て支援について伺ってまいります。

(1)、こちらに関しては出産・子育て応援給付金及び出産一時金について確認をさせていただきました。国の施策が本市で確実に執行されている状況、確認できましたので、この部分はよしとして、再質問として、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、孤立し、適切な支援を受けられない保護者が多く、特にコロナ禍でその深刻さが増しているとされております。伴走型支援により様々な必要な支援につなげる意義は大きいと感じておりますが、本市でのこれまでの実施状況と今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、これまでも妊娠届出時には体調や妊娠中の過ごし方などの相談を受け、妊婦などの不安解消に努め、また、妊娠中に受けることのできるサービスの説明などを実施してきました。また、出産後には、乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師の専門職が訪問し、保護者やお子さんの状況の把握や子育てに関する情報の提供をするなど、養育の相談に応じています。伴走型相談支援の事業開始後は、これまでの相談支援に加え、妊娠8か月の妊婦に対し妊婦健康診査の受診状況や心配事の相談などに関するアンケートを実施し、必要に応じて保健師などが訪問するなど、継続的な支援を行います。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。出産後に、乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師の専門職が訪問しているということで、国の目指す施策を先んじて実施している状況、確認いたしました。

また、妊娠8か月の妊婦に対しての妊婦健診の受診状況や、不安や心配事の相談などを伺うアンケートを実施

するというところでございますが、この内容を基に、必要に応じて保健師等が訪問する切れ目ない伴走型支援体制がされようとしていること、これも確認させていただきました。専門職の確保が大事になってまいりますので、これからも安心して子どもが産み育てられる社会の構築に向けて切れ目ない伴走型の支援体制強化をお願いしたいと思います。

次に、(2)に入りますが、これはちょっとまとめて再質問をさせていただきます。幼児教育・保育の無償化の対象にならない子育てで不安を抱えている方に対しては、経済的負担の軽減により施設に預けやすくなると思われませんが、国に先駆けてゼロから2歳児の保育料を無償化することについて、本市ではどのような見解を持っているのか。

また、保育の無償化により幼稚園離れが進んでいるとも聞いておりますが、本市としてどのように考えているのか。さらに、どこの施設にも預けていない家庭に対する孤立・孤独対策について、どのような見解を持って対策をされているのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 3点の再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目であります。本市では、保育施設の保育料として、利用者世帯の所得に応じ、国基準よりも細かい階層区分を設定し、国基準のおおむね8割程度の金額をいただいております。この利用者負担額は令和3年度の実績で約20億2,000万円となっており、この全額を無償化することにつきましては大きな財政的な課題と考えております。しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、少子化対策、定住促進策として重要であることから、引き続きその手法について研究、検討してまいります。

また、幼稚園離れの傾向につきましては、共働き世帯の増加が要因の一つとして考えられます。今回新たに実施する保護者向けの預かり保育利用の助成に加え、就労支援型の預かり保育実施園に対しては、預かり保育事業費補助金により運営に係る経費を支援し、働いても幼稚園に預けられるという環境整備をしております。今後は保育園の待機児童対策にも有効と考えられることから、働いていても幼稚園が利用できることの認知度が上がるよう取り組んでまいります。

最後で3点目であります。未就園児を養育している家庭に対する孤立・孤独対策につきましては、地域子育て支援センターや親子つどいの広場など育児の相談、子育て世帯の交流の場となる地域の居場所づくりを進めております。また、新たに発足するこども家庭庁では、保育園等の空き定員を活用し、どの施設にも所属していない未就園児に対して、週1回から2回程度の定期的な預かりモデル事業が検討されております。このモデル事業では、預かりの実施を通じて保護者への定期的な面談や要支援家庭への支援、また、学識経験者等で構成される検討会にて事業効果の検討等を行うこととされております。しかしながら、事業の詳しい内容につきましては、今後国から通知されることから、本市といたしましては、これから始まるモデル事業の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

では、それぞれ(3)、(4)に関しては再質問を行いませんが、(3)に関しては、ひとり親家庭の方から、病院代を気にせず医者に診てもらえることで大変助かるというようなお声もいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

では、次の(5)病児・病後児保育について、子どもが急な病気でも保護者が仕事を休めないときなど、病児・病後児保育を利用するに当たって、どのような利用方法があるのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

病児・病後児保育施設の利用方法といたしましては、まず保護者が施設を利用する場合、児童の体質や既往歴などを把握し、安全に保育するために、事前に施設を運営する事業者を利用登録をしていただくことが必要となります。そして、実際に利用する際には連携医療機関やかかりつけの医師の診断を受けていただいた後、施設に診断結果を記載した情報提供書、健康保険証などを御持参していただき、児童をお預かりすることとなります。また、病児保育施設におきましては、児童が保育園等で急に体調が悪くなった場合に保護者がお迎えできない場合の対応も行っております。このような場合には、保護者から施設に連絡をして利用を申し込んでいただきますと、病児保育施設の看護師または保育士がタクシーを使って保育園等まで児童を迎えに行き、連携医療機関で医師の診断を受けた後、お預かりするという流れとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。病児・病後児保育から保育園等へタクシーを使ってお迎えに行く料金に関しても本市で補助をしているということで、お迎えのタクシー代は保護者負担となる自治体もある中で、本市での手厚い事業内容についても理解をいたしました。

では、続いて財政について伺いますが……。

○松永修巳議長 久保川議員、ちょっと時間ありませんので、残余の質問については休憩後でお願いしたいと思います。よろしいですね。

○久保川隆志議員 はい。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第42号から日程第48報告第43号までの議事を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員 では、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、財政についてからです。(2)のマイナスシーリングについて再質問いたします。

扶助費などの義務的経費は対象外とし、市民サービスへの影響に配慮しながら実施したとのことでしたが、道路側溝清掃や道路補修など、市民生活に身近なサービスに係る予算についても確保されているのか伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

御指摘の道路側溝の清掃や道路の維持補修をはじめ公園施設における遊具の点検や修繕など、定期的な実施が必要となる経費につきましては、前年度と同規模の予算を確保し、市民生活の安全に配慮しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

では、続いてデジタル地域通貨について伺います。

まずは、(1)実証実験について再質問をいたします。デジタルに不慣れな方が経営する店舗で、販売の際の決

済方法が分からない等の課題も生じてくると思います。事前の丁寧な説明や即座に問合せできる支援体制が必要かと考えますが、本市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

実証実験開始直後には多くの問合せをいただくことが想定されております。今後、加盟店の募集に当たりましては、事前に説明会を実施するとともに、各店舗を訪問し個別説明を行うなど、丁寧に対応してまいります。また、加盟店からの電話にも対応できるよう、現在、平日の開庁時間中に問合せの専用回線の開設を予定しておりますが、今後、開設時間につきましては改めて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御協力いただける店舗の負担とならないよう、速やかに店舗を訪問できる体制などを整えるなど、きめ細やかな対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 飲食店において利用者が多いのが週末の夜や土日かと思います。問合せできるのは平日の日中ということでしたので、店舗の状況に合わせた支援をぜひお願いいたします。

では、次の(2)の行政ポイントについて再質問です。

公明党は、健康づくりを促す健康ポイントや介護支援のボランティア活動を通じて地域で交流し、支え合いの関係構築を促すボランティアポイントの普及を目指しておりますが、このような国の動向を踏まえ、本市では今後の方向性をどのように考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今後、デジタル地域通貨を市民の皆様にも長く使っていただくためには、ポイントを付与する市民活動などの範囲を拡大していくことが重要であると考えております。例えばカーボンニュートラルの実現など、社会課題の解決に資する行動にもポイントを付与することや、新たな取組を追加することで市民の皆様への関心が深まり、市民の参加の輪が広がっていくことも期待しているところでございます。

なお、国が進めている自治体マイナポイント事業では、健康増進の分野を対象とする事例も見受けられたことから、今後も国の仕組みや動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

次に、市民サービスについて伺います。

(1)行政手続の効率化と市民サービスの向上についてです。行政窓口で申請書類を記入しなくても簡単に手続ができる書かない窓口が、現在、約70の自治体で導入が進められているようですが、国では、自宅にいながら行政手続ができる、行かない窓口の検討を進める方針です。国では、このようにマイナンバーカードを活用したワンスオンリーを目指しておりますが、本市での取組状況と今後の方向性について確認いたします。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

国の進めるマイナンバーカードを活用した取組の一環として、今年2月6日からマイナンバーカードを活用し、オンラインで転出する自治体への手続と転入・転居先の自治体への来庁予約ができるようになりました。また、国では今後、これまで以上に利用者の利便性と簡素化を目指して引越しに関する様々な手続について、行政

機関だけではなく、電気、ガスなどのライフラインを取り扱う民間事業者も巻き込み、住所変更など一連の手続が一度の届出で情報を共有化できる引越越しワンストップサービスの取組を進めているところであります。

次に、国の動きを受けて本市の現状と今後についてです。

まず、現時点でのマイナンバーカードを活用した手続として、国管理のマイナポータル内のぴったりサービスを利用し、児童手当等の現況届などを一部の手続やオンラインで検索、申請書作成、申請の送信をすることができます。本市では、来月にも介護保険に係る要介護、要支援認定の申請が追加予定で、これからさらに充実に努めてまいります。今後につきましては、お悔やみ窓口のような自治体個々の窓口改善も進めてまいります。国の動向を注視しつつ、マイナンバーカード活用のサービスに重点を置いて市民サービス向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

では、続いて(2)自治会の活動支援について伺います。

いの防犯灯設置について再質問いたします。

新たな補助制度では、カメラつき防犯灯の補助率は75%、通常のLED防犯灯の補助率は95%となっておりますが、なぜ補助率に差があるのか。自治会の負担を考えると、補助率が高いほうを選びがちですが、街頭防犯カメラの補助制度と比較してどのようになっているのか伺います。

さらに、金銭的に安価ということは、街頭防犯カメラの補助制度で使用しているカメラと比較して性能面で問題はないのかについて伺います。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

今回のカメラつき防犯灯への補助制度は、先ほど申し上げましたとおり、既存の補助制度に対象機器として加える、いわゆる拡充といった手法で導入することといたしました。このようにしましたのは、防犯灯を設置する自治会の新しい制度を導入することで発生する新たな事務の煩雑さを避ける狙いと負担軽減のためであります。その中で、既存の補助金制度で規定する補助上限額に当たる9万円を維持し、想定されるカメラつき防犯灯の経費の約12万円から逆算し、補助率の割合を10分の7.5としたものであります。また、この補助率での運用に対する懸念につきましては、今回の補助制度で想定している各自治会の負担はおよそ3万円で、これまであった市民安全課の所管する街頭防犯カメラの補助制度での負担約20万円に比べても少ない額で設置でき、防犯カメラの視点から言えば、ハードルは今までより低くなったものと考えております。また、先般開催いたしました自治会連合協議会の理事会におきましても、おおむね御理解いただいているところであります。

次に、カメラつき防犯灯の性能についての御質問ですが、制度改正を進める中で事前に市場にある複数の機器を調査し、それぞれの性能を比較検討した結果、これまでの街頭防犯カメラの補助制度で求める機能と比較いたしましても大きく劣るものではなく、その性能は十分に防犯に資するものと考えております。さらに、防犯灯を管理する自治会の手続等への想定される新たな負担についてですが、新しくカメラのついた防犯灯を設置するわけですから、本市の防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例に基づく一定の設置及び利用の基準の遵守をお願いすることになります。一例を申し上げますと、カメラの映像の2分の1以上が公道等を映していることなどがあり、また、犯罪発生時の所管の警察との協力についてもお願いすることとなります。今後、補助制度を利用していくことで、地域による自主防犯意識がより向上するものと考えておりますので、自治会等への負担ができる限り少なくなりますよう、手続等をはじめとする事務フロー等の策定を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 では、次の大項目、まちづくりについて伺ってまいります。

まず、(1)のあんしん住宅推進事業についてです。省エネ化の申請件数が8割を超えている状況とのことで、申請、受付開始して4か月程度で上限に達したため、受付できていないとのことでした。省エネへの関心の高さがうかがえますが、国では省エネ性能の高い新築住宅の購入や省エネ改修を後押しする支援事業もあり、今後も環境に配慮したリフォーム需要が増えてくると思われます。

そこで、本市ではどのように対応していくのか伺います。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 初めに、発言の訂正をお願いいたします。

午前中の(2)空き家対策の質問に対する答弁におきまして、令和4年度1月末を令和4年1月と申し上げましたが、正しくは令和4年度1月でありますので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○大場 諭副議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○川島俊介街づくり部長 再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策として、住宅の断熱化が有効であると認識しております。壁や窓などの断熱化を普及させることでエアコンなどの光熱費の削減やヒートショックの予防につながることから、カーボンニュートラルに向けた助成メニューについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 窓や壁等をリフォームする断熱化が多いとも聞いておりますが、カーボンニュートラル元年と銘打った中、昨年と同程度の予算規模では4か月で申請が終わってしまいますので、申請状況を見て、上限に達する前に増額補正するなどの対応をぜひお願いしたいと思えます。

次に、(2)空き家対策について再質問で伺います。

市民の方からは、空き家に関する相談が多く寄せられてきておりますが、令和3年度でかなり増加してきており、微増傾向とのことでした。空き家の予防の観点から心の遺言ノートの啓発を行っているとのことでしたが、木更津市では、住まいの売却や相談などをまとめた「空き家」の終活ノートを作成し、ノートを活用した市民対象の出前講座を実施しているということです。本市でも作成すべきと考えますが、御見解を伺います。

また、自治会の協力も得ながらとのことでしたが、具体的な内容についても伺います。さらに、不動産団体との相談業務協定を締結したことで今後どのように変わっていくのか、併せて伺います。

○大場 諭副議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

木更津市では、空き家対策として「空き家」の終活ノートを作成しており、空き家に特化したものとなっております。他市の事例も調査して、空き家対策に特化したものについて検討してまいります。

次に、自治会との協力による空き家化対策といたしましては、自治会を通じた座談会などを開催し、予防対策などの検討を行ってまいります。また、不動産団体との相談業務の協定の締結により、売買を含め利活用などの相談に対して、市が窓口となり、専門家からのアドバイスを無料でこれまでより受けやすくなることで空き家の利活用の促進などが期待されます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 ありがとうございます。

では、次の大項目、老朽化したスポーツ施設の再整備について伺います。

第2期市川市スポーツ推進計画が年度内の策定とのことですので、間もなく仕上がってくる推進計画に基づき再整備の検証を進めるとのことでした。これまで再三、私も質問させていただきましたが、中でも劣化していると考え開設後40年以上経過している市民プールについての再整備計画はどのように考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

市民プールは、さきにお答えしました市川市北東部スポーツタウン基本構想において整備方針などを定めております。市民プールの現状といたしましては、開設後40年以上が経過し、施設の老朽化への対応が必要な状況となっており、逐次修繕等に対応しているところでございます。現在、新規事業の着手につきましては慎重な判断を要する状況であります。今後、市の全体事業を踏まえ、再整備に着手できるようになった際には速やかに進められるよう、プールにおける新たな施設の整備内容やゾーニングなどの検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 久保川議員。

○久保川隆志議員 通年利用の屋内プール等の複合施設を待ちわびている市民の方がおります。早期整備を強く要望させていただきます。

以上で私の代表質問を終わらせていただきます。

次に、補足質問者の西村敦議員と交代いたしますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○大場 諭副議長 西村敦議員。

○西村 敦議員 公明党の西村敦でございます。補足質問をさせていただきます。

大項目、学校の環境整備についてから進めます。整備の状況をお聞きいたしました。令和元年の房総半島台風と東日本台風を契機に、避難所の環境をよりよくするためスピード感を持って対応しているとのことでした。その中でも空調設備とトイレの洋式化については大変重要なことなので、できれば前倒ししてでも進めてほしいと思います。特に災害時のトイレ対策は、施設のトイレだけでは数が間に合わないと思います。この点についてどのように取り組んでいるのか伺います。

○大場 諭副議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 平成23年東北地方太平洋沖地震、この際にはお隣浦安市では液状化によるマンホールの浮上や、大量の土砂が下水道管に流入する被害があり、多くの世帯でトイレの使用ができなくなりました。この対応として、浦安市では仮設トイレを設置しましたが、ちょうど春でしたので強風による倒壊、それとし尿のくみ取りなど数々の問題があったため、携帯トイレ、便袋のことでありますが、これを活用したと、そのように聞いています。災害時のトイレ対策は食料や飲料水の確保と同様に重要です。本市では仮設トイレやマンホールトイレの整備に加え、新たに携帯トイレの活用も視野に入れ、本年5月をめどに計画を見直し、学校の避難所環境の強化と併せて進めていく考えです。

以上です。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 災害時のトイレ対策に課題が残っていることが分かりました。掘り下げてもう1点質問をいたします。

市川市では、災害用トイレに携帯用のトイレの活用も視野に入れて進めていくとのことでした。

では、携帯トイレの後始末、どのように行われるのか。また、避難所の環境をよりよくするため、市民の皆さんに携帯トイレの備蓄などの周知も必要かと思います。この点はどのようにされるのか、以上伺います。

○大場 諭副議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 携帯トイレは、最終的には焼却処分する計画です。その収集方法やトイレ全般にわたる周知方法については計画の中できちんと記載し、推進していきたいと思っています。

以上です。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。避難所の環境整備については、引き続き予算をしっかりとつけていただけてしっかりと推進してもらいたいというふうに思います。

また、トイレ対策については、5月に計画ができるということでした。改めて私も確認をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

指定避難所の環境整備について、続けて教育委員会にお聞きいたします。

学校体育館のエアコンとトイレの整備状況について伺います。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、小中学校の体育館エアコンの整備状況でございます。令和5年2月現在、合計4校に設置済みでございます。一定の基準に基づき整備をしておりますが、令和5年度は小学校7校に設置をする予定でございます。

続きまして、体育館トイレの洋便器化等の整備状況についてでございます。令和2年度から4年度にかけて33校に整備済みでございます。令和5年度は3校に整備する予定で、令和7年度までに全ての学校の整備を完了したいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。引き続きぜひ進捗管理をよろしくお願いいたします。

続いて、(2)に移ります。市立小中学校給食室の冷暖房設備についてです。これまでの経緯と現在の状況をお聞きいたしました。受注者との契約締結を既に行っているなど、とても順調に進んでいることは初回総括質問の答弁により理解をいたしました。

そこで39校一斉に行う工事となり、給食室内の工事は夏休み期間中に限定されるということです。現場管理など、工事を進めるに当たって課題認識、また、その対応について伺います。

また、冷暖房設備が整備される令和5年度の夏休みまでの熱中症対策の準備をどのように進めていくのか。この予定についてもお聞きいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、課題認識と対応についてお答えいたします。

今回の給食室への冷暖房設備の設置については、今年度、熱中症による体調不良者を出してしまったこともあり、早急に対応を進める必要があったことから、未設置の全校へ一斉に設置する仕様により発注を行いました。この事業は学校教育部で契約を行い進めておりますが、一度に行う工事箇所が多いこと、また、受注者との調整や現場管理などを滞りなく進めていくことに課題があるものと認識しております。このため学校教育部では、事前の企画立案や仕様書の作成段階から生涯学習部や街づくり部などの関係部署へ応援を要請しており、今後の現地調査や受注者との打合せ、現場管理などにおいても引き続き協力を依頼していくとともに、学校とも密に連携を図ることで着実に工事を進め、計画どおり完了させる考えであります。



次に、冷暖房設備が整備されるまでの熱中症対策についてです。さきの12月定例会においても答弁させていただいているとおり、調理従事者への注意喚起と体調不良時における早期報告、小まめな水分補給と休憩の徹底、アイスベストの着用の促進などについて指導していきたいと思います。これにつきましては、校長会、教頭会を通じて各学校へお願いしていくとともに栄養教諭、栄養職員研修会などの機会を活用し、現場職員へ直接指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。非常に数が多い工事になりますので、全庁挙げて協力していただきたいというふうに思います。確実に工事が行われるよう見守ってまいります。

次の大項目、保健行政についてに移ります。

まず、(1)です。初回答弁でがん検診の周知、がん患者への支援の背景についてお聞きいたしました。

補足質問ですが、受診率の向上に向けて積極的に周知していくとのことですが、具体的にはどのように周知していくのか伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 がん検診は、検診対象者の受診券の個別通知のほか、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、SNS及び自治会の掲示板、医療機関、郵便局へのポスター掲示などで周知しています。令和5年度からは、特に受診率の低い20代の子宮がん検診において、まだ受診されていない方へ再勧奨通知を送付する予定です。また、令和4年度から健康診査及びがん検診の受診券を送付する際の封筒にがん検診受診意向調査アンケートの2次元バーコードを掲載し、スマートフォンでも手軽に回答できる意向調査を実施しています。このアンケートは令和5年度以降も継続するとともに「広報いちかわ」に掲載し、より多くの市民の御意見を伺い、受診率の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。患者への支援のほうに移りますけれども、市民の要望が強かったウイッグ等の購入費用補助の件です。県内では、多数の市町村が導入を開始しています。いよいよ本市も新年度から始まるということで大変に感謝をしております。

また、がん患者への支援についてですが、補助の内容について、さらに詳しく教えてください。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、来年度からがん患者の支援として、がん患者ウイッグ及び胸部補整具購入等費用補助事業を実施する予定です。その内容は、がん患者がウイッグや胸部補整具の購入やレンタルをした場合に、その費用の一部を補助するものです。がん患者の性別や年齢、がんの種類は問わず、負担した費用のうち、ウイッグの場合は3万円、胸部補整具の場合は2万円を上限に補助することとしています。この事業については、令和5年度の早い時期から開始できるよう準備を行っています。周知方法としては、がんの診断から治療、社会復帰など、がんに関する生活全般の相談窓口であるがん相談支援センターを設置している病院などにリーフレットを作成し、配布します。また、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトに掲載するなど、がん患者やその家族に対し広く周知していく予定です。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。しっかりとこの周知に努めていただくよう、今後お願いいたします。

次に、(2)のワクチン健康被害見舞金基金の目的と経緯についてお聞きいたしました。補足の質問ですが、今回のワクチン健康被害見舞金基金から支給される見舞金の対象となる予防接種の種類について改めてお聞きしたいと思います。例えばその中に子宮頸がんワクチンなども対象になるのかについても伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 予防接種は定期接種、臨時接種、任意接種に分類され、新型コロナウイルスワクチンの接種は臨時接種になります。臨時接種は感染症の全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える疾病について、蔓延防止上、緊急の必要があることから実施するもので、定期接種や任意接種とは異なるものです。また、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者は生後6か月以上の全ての方が対象で、本市の接種率も80%を超えるなど、市民への影響が大きいワクチン接種です。このようなことから、現在は新型コロナウイルスワクチンのみを見舞金の対象としています。今後は新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定める2類から5類へと移行する予定であり、新型コロナウイルスワクチン接種も、予防接種法において臨時接種から定期接種へ向けて検討がされています。これらの変更を踏まえ、新型コロナウイルスワクチン以外のワクチン、子宮頸がん、BCGや日本脳炎といった既存のワクチンや新たな感染症に対応するワクチンを、今後、健康被害見舞金制度の対象に含めるか、影響する人数や健康被害の状況を考慮し、検討します。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。この後質問いたしますが、子宮頸がんワクチンはこれから積極勧奨していくわけですから、ぜひ早期にこれについても検討して対応を要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、(3)の予防接種事業のさらなる推進についてに移ります。

まず、アとして子宮頸がんのほうです。初回質問で、今年度の取組については了解をいたしました。しかし、今年度打てるワクチンの対象は2価か4価ということでありました。新年度の4月1日からは、9種類のタイプの感染を防ぐ9価のHPVワクチンが定期接種化に加わります。この点をどのように周知していくのかお聞きいたします。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 新たに4月1日から定期接種化される9価のHPVワクチンにつきましては、これまで市公式ウェブサイトや1月21日号の「広報いちかわ」にて周知しています。今後は、令和5年3月中に定期接種対象者である中学1年生から高校1年生及び積極的接種勧奨が差し控えられていた間に定期接種の対象であったキャッチアップ接種対象者へ、3月末までは有料である9価のHPVワクチンが4月1日から無料で接種できることなど、詳しい内容を送付します。併せて、3月18日号の「広報いちかわ」でも9価のHPVワクチンの定期接種化について改めて周知する予定です。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。今後も丁寧な周知の対応のほうをよろしく願いをいたします。

次に、イの帯状疱疹ワクチンについて伺いました。現時点では任意接種の位置づけであり、今後の定期接種化を待つとのこと。定期接種になる前に本市で帯状疱疹ワクチンの費用助成を行うことについての予定など、改めて市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 帯状疱疹ワクチンは、現在、国において、定期接種化に向け有効性や安全性について審議しているため、その審議の内容を踏まえつつ、先行して費用助成している自治体の接種対象者、対象となる期間、費用助成額などについて情報を収集し、検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 先行自治体を検討するということですが、東京23区ではかなりの区が助成を始めております。同じ千葉県でも、いすみ市をはじめ近隣の鎌ケ谷、我孫子もスタートしています。本市ができない理由はあまりないのかなというふうに感じます。現に多くの市の高齢者が接種をされています。その費用が高額であるので、負担を和らげるべく市で補助してほしいとの要望が寄せられているわけです。これ以上言いませんが、ぜひ前向きな検討をよろしくお願ひし、次に移ります。

次に、(4)保健所に係る都市制度です。保健所設置の要件、都市制度の概要をお聞きいたしました。それを踏まえていろいろな都市制度があることが分かりました。実際、今後どのように本市は進めていくのか、その点お聞きいたします。

○大場 諭副議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一中核市準備担当理事 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は世界規模で感染が拡大し、これまで類を見ない健康被害をもたらしました。本市においても多くの市民が感染し、健康、生命が脅かされるという健康危機に直面したことから保健所の必要性を認識し、中核市移行を表明したところであります。新型コロナウイルス感染症も、国内で初めて感染者が確認されてから約3年がたち、国は、本年5月から特段の事情がない限り、感染症法における分類を季節性インフルエンザなどと同等の5類に位置づける方針といたしました。しかしながら、約10年前の2009年に世界的に大流行した新型インフルエンザをはじめ、過去、ある程度の周期で感染症が流行しており、今後も新しい感染症が発生する可能性は否定をできません。健康に対する未知の脅威から市民を守るためには、市が保健所を持ち、感染症などの発生状況に基づく原因調査や情報公開、感染者へのフォローなど、保健所機能と危機管理機能を一体とした対応が不可欠であります。

一方で、本格的な人口減少社会が到来することによる生産年齢人口の減少や老年人口の増加など、社会構造が大きく変化する中で、本市が持続可能な行財政運営を行える将来都市像も考えていかななくてはなりません。これまで調査研究を行ってきた中核市を中心に、中核市移行に関する特別委員会の御指摘も踏まえ、本市にとって、よりよい都市制度を選択できるよう準備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 中核市の検討も継続しつつ、保健所政令市や指定都市も研究していくと私も理解はしているつもりです。今回議論の発端となったのは新型コロナの感染拡大です。ある意味、コロナがなければ議論が始まらなかったというふうにも考えます。私が考えるに、保健所の重要性は当然の課題ですが、まずは保健所のみを考えてみてはどうでしょうか。その上で、次に動物愛護、そして中核市と、順を追って検討していく、こういった方法がいいのではないかと考えています。その点を要望させていただき、次に移ります。

大項目、都市農業についてです。

まず(1)として、農作物への被害防止対策について伺いました。異常気象として、市川市がひょうの被害が出るといのは想定しづらかったのは同調いたします。ただ、現実には被害が出てしまいました。地球温暖化の影響か、今後は普通にあり得る災害として認識するのが妥当な判断かと思ひます。

再質問します。多目的防災網設置事業について、令和4年12月市川市議会定例会での補正予算や令和5年度当初予算においても増額の予算要求がなされています。改めて事業実施の経緯について、また、その事業内容について、また確認のため、設置を希望する全ての農家が補助を受けることができるのかどうか、併せてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

多目的防災網は気象災害などによる被害の軽減に有効である一方、防鳥網に比べ網の目が細かく、重量も重いため、基礎や支柱などを強固にする必要があり、設置費用が高額となる傾向にあります。そのため、千葉県に対して農家の負担が軽減できるように補助率の拡大などを要望し、その結果、千葉県は令和4年10月、設置にかかる費用の補助率を令和6年度までの3年間、これまでの4分の1から3分の1へ引き上げることとなりました。これを受け本市では、千葉県からの補助と合わせた補助率をこれまでの2分の1から6分の5へ引き上げた多目的防災網設置事業補助金の補正予算を令和4年12月市川市議会定例会で議決をいただいたところでございます。令和5年度も引き続き農家の設置費用の負担軽減を図るため、当初予算案に多目的防災網設置事業補助金を計上しております。

なお、多目的防災網の設置を要望している全ての農家に対し、今年度から令和6年度までの3年間、補助できるよう必要な予算の確保に努め、災害に強い都市農業の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 補助率6分の5というのは大きいと思います。農家も本当に助かると思います。ありがとうございます。希望者にはしっかりと補助が行き届くよう、フォローのほど、よろしく願いいたします。

次に、(2)に移りまして体験農業です。初回答弁に令和5年度から新たな体験農園事業の実施を計画しているとのことですが、具体的な事業の内容、今後の展開について伺います。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

新たな体験農園事業は、本市を代表する野菜の一つであるトマトを自宅のベランダ等で栽培する事業であります。参加者の募集につきましては、広報や市公式ウェブサイトなどで周知を図り、50組の参加を予定しております。初心者の方でも取り組みやすいよう、プランターや培養土、支柱、トマトの苗及び市内のトマト農家が監修した栽培方法などを解説した資料を栽培キットとして有償で配付いたします。さらに、栽培過程で生じた疑問や相談はインターネットを活用して適宜アドバイスをさせていただきます。

なお、参加者からは、栽培しているトマトの育成状況の写真などを提供してもらい、市公式ウェブサイトなどを活用し、事業の実施状況や農業の魅力を発信していくことを考えております。今後も本事業を1つのきっかけとして、市民の農業に対する理解が深まるような事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 西村議員。

○西村 敦議員 分かりました。ぜひ継続した事業となるよう、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で西村からの補足質問は終わらせていただきます。次の補足質問者、堀越優と交代いたします。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 堀越優議員。

○堀越 優議員 公明党の堀越優でございます。引き続き補足質問を行わせていただきます。

まず、福祉施策についてのうち、(1)番目、複合的課題に対応する包括的な支援体制についてでございます。立場福祉部長さんから1回目の御答弁をいただきました。ありがとうございました。先ほど令和5年の7月から重層的支援体制整備事業を実施する予定であるとお伺いをいたしました。また、重層的支援体制整備事業は、既存事業と新たに創設された複数の事業の集合であることも理解をさせていただきました。一方で、市民の方にとっては、この事業が始まることで、どのように相談に乗ってもらえるのか、どう悩みを受け止めてくれるのかというようなことが気になるのではないかと思います。

そこで、まずは相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援といったこの3つはどのような支援なのか。また、新たに創設された事業とはどのような内容なのか、詳しく教えていただきたいと思います。御答弁をよろしく願いいたします。

**○大場 諭副議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援の関係性から申し上げます。

例えば、ややサポートを必要とする高齢の親と障がいのある子で経済的に困窮した世帯であれば、高齢者サポートセンターに複合的な課題のある状況として、本人や世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、その後、高齢、障がい、生活困窮といった関係する機関全体での支援を進めることとなります。各相談機関に寄せられた相談の中で、例えばひきこもり状態にある方へ社会とのつながりを段階的に回復する参加支援を実施してまいります。また、一人一人の生きがい、役割を持つこと、助け合いながら暮らしていく地域共生社会の理念を広く一般に周知するとともに、地域を共につくっていくための地域づくりに向けた支援を併せて行っていくことも重要です。相談などの個別の支援と地域における交流や活躍の場を確保するなど、地域づくりに向けた支援の両面を通じて包括的な支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして、新たに創設する事業についてでございます。新たな事業は4つございます。多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業となります。

1つ目の多機関協働支援事業では、相談支援を行う機関の抱える課題を把握し、それぞれの役割分担や支援の方向性の整理といった全体の調整機能を果たすなど、相談支援機関を支援する役割を担う事業となります。

2つ目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。こちらは長期にひきこもりの状態にあるなど、課題を抱えながらも必要な支援の届いていない人や、支援に拒否的な方へ支援を届けるための事業となります。長期にわたり引き籠もっていた方と支援する側とのつながりを形成するため、信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を主として行ってまいります。

3つ目の参加支援事業では、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応の難しい、例えばアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の延長線として、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うもので、御本人等のニーズや課題を踏まえた御本人に寄り添った支援メニューを作成した上で地域の社会資源とのマッチングを行います。

4つ目、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、これまで実施してきた地域の支え合いの仕組みである地域ケアシステムを活用し、地域住民による共助の取組をさらに活性化し、課題を抱える方の早期の発見や課題を複雑化させない予防的な対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどに資するよう、望まない孤独、孤立に悩む方と地域とのつながりを適切に確保していく事業となります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 堀越議員。

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。新たな事業は4つあり、多機関協働事業、アウトリーチ等を

通じた継続的支援事業、参加支援事業と生活困窮者支援等のための地域づくり事業であることを理解させていただきました。特にひきこもり状態にある方やその御家族については、市の相談支援機関等においても、ひきこもりに至った原因や過程、引き籠もっている期間、抱えている生活課題など、それぞれ異なる事情を抱えることに思いを寄せて、より相談しやすい体制を整備していただきたいと考えております。

また、地域づくりに向けた支援の事業によって、ひきこもり状態にある方やその御家族だけでなく、誰もが安心して過ごせる居場所や、自らの役割を感じられる機会がある地域共生社会を実現していこうとしていることがよく分かりました。市民の方々にとっては、これまでの行政による専門的な福祉サービスに加え、よりきめ細やかな支援が行き届くことになり、市民サービスの向上に確実につながっていくものと考えております。この事業を円滑に進めていくためには、分野ごとに制度設計の進んだこれまでの専門的な福祉サービスの提供体制を残しつつ、いかに専門分野の縦割りを克服していくかが重要であると考えております。事業の実施に向けて、市ではこの課題に対し、どのような体制を整備しようとしているのかお伺いをいたします。御答弁よろしく願います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

この事業を実施するに当たって、令和5年度の組織改正において、福祉部の新たな組織の設置を含めた見直しをする予定です。先ほど申し上げました4つの新たな事業全てを新組織である仮称地域共生課の所管とし、既存事業を含めた事業の全体の統括によるその中心的な役割を担うことを予定しています。地域共生課において、既存制度の制度間の仕切りは残したまま、さらなる連携を強めていくために、多機関協働事業を中心として組織間における風通しをよりよくし、スムーズな連携を目指してまいりたいと考えております。

また、福祉部にもう一つ新たな組織である仮称地域包括支援課では、既存事業として位置づけられた高齢者サポートセンターに係る事業と、同じく、高齢者の社会参加の推進等を行う生活支援体制整備事業を併せて実施する部署となる予定です。いずれも市の関係部署と連携しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございます。重層的な支援体制の整備については、福祉部の組織改編が行われ、地域共生課が重層的支援体制整備事業全体の統括を行うこと、また、新たな4つの事業も地域共生課が所管することで相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を俯瞰的に調整していくことで縦割りの弊害を克服していこうとしていることがよく分かりました。

ところで、重層的支援体制整備事業という名前は法律に定められた事業であることは、先ほどお伺いしたところでございますけれども、市民にとって、その名称では、どのような内容の事業なのか、イメージが伝わりづらいのではないかと危惧をしているところでございます。

そこでお伺いをいたします。重層的支援体制整備事業の内容について、市民などへどのように周知していくのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

新たな事業の実施に向け、その準備期間を考慮し、本年7月からの実施を目標にしております。現在も市内部及び外部機関を含めて検討を行っているため、現時点では具体的な周知は決めておりませんが、内容が整い次第、市の広報等を通じてお知らせしてまいりたいと考えております。

また、この事業において最も重要なのは、地域の福祉を担っていただいているの方々への周知となります。社会

福祉協議会をはじめ地区の代表者の方々などで構成される地区推進会議や民生委員、児童委員の方々で構成される民生委員児童委員協議会においても丁寧に説明していくとともに、学校や幼稚園、保育園などにつきましてもしっかり説明をまいります。

また、御指摘のとおり、事業名につきましては、本市においては優しい印象をお持ちいただけるよう、平仮名を用いた「よりそい」という言葉を使用し、よりそい支援事業とネーミングすることを考えております。今後、制度のはざまや複雑化、複合化した課題に寄り添った対応を行う部署の設置に伴い、広く本事業について周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございます。ネーミングを分かりやすく、よりそい支援事業とされることで市民に寄り添った事業であること、これにより救われる市民の方々が増えるということを分かりやすく伝えていただくことは非常に大事ではないかと思うんです。そこで、様々な複合的な課題や制度のはざまの事例に対しまして、包括的な支援体制を整備する事業であるよりそい支援事業を強力に進めていただきまして、ひきこもりを含む複合的な課題でお悩みの世帯にとって、社会参加に向けたきっかけをつかんでいただくとともに、市民一人一人が生きがいや役割を持てる地域共生社会の実現に向けた地域づくりに向けて今後推進していただくことを心より期待いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、(2)高齢者の外出支援について補足質問を行わせていただきます。先ほどの御答弁により、他市の実施状況を研究し、また庁内においても検討を重ねていることが分かりました。しかし、高齢者の外出支援策を検討する上では、庁内だけではなく、外からの意見を聞いていくことも重要であると考えます。

そこで、高齢者などと接する機会の多い事業者やタクシー会社などからはどのような意見を聞いているのかお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

民間事業者などからの意見といたしましては、福祉有償運送の事業者、高齢者サポートセンター、市内に営業所のあるタクシー事業者から意見を聞いております。

まず、介護認定を受けている方や障害者手帳をお持ちの方などを対象に、車による移送サービスを有償で実施している福祉有償運送の事業者からは利用者の状況を伺っております。利用者のうち、高齢者は特に後期高齢者が多く、ほとんどの方は通院を目的としているとのことでした。

次に、高齢者サポートセンターからの意見でございます。年に数回、市内4つの圏域において圏域会議を開いており、その際に支援や介護を必要とする高齢者に関する地域課題を集約しております。その会議の中では、身体機能の低下に伴い行動範囲は狭まるという課題や、日常的な通院手段の確保を必要としているという課題に対して、歩行しやすい歩道の整備などへの期待、金銭的負担の少ない通院支援サービスの創設、タクシー料金の助成などの新たな支援策を求める声を聞いております。さらにタクシー事業者からは、高齢者の外出支援策として、タクシーチケットや相乗りタクシーを導入した場合の問題点などを聞いております。タクシーは交通弱者の利用できる公共交通であり、利便性は高く、コロナ禍の収束する方向性を見て、今後外出を促進するサービスを提供していきたいと考えているとのことでありました。ただし、お話を伺った事業者ではドライバー不足の問題を抱えており、雨の日には予約の重なりによりお断りすることもあるとのことでした。また、相乗りタクシーに関しては、今は特にコロナ禍ということもあり、他者と相乗りをすることへの抵抗感を持つ人の多いことや、事業としての採算性の難しさなどの問題からうまくいっている例は少ないと感じているとのことでした。

さらに、市民の使える交通手段の増えることは、既存のバス会社やタクシー事業者の経営を悪化させ、結果として廃線や廃業などにより地域住民の不利益を生じさせる可能性も考えられることから、実証実験をするなど慎重に検討を進めていく必要はあるのではないかとこの意見を伺っております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 御答弁ありがとうございました。高齢者サポートセンターやタクシー会社、福祉有償運送の事業者から詳しくお話を伺い、高齢者の声や公共交通機関の現状などを整理していることが分かりました。

それでは、この項目の最後の質問になりますが、これまでの御答弁で、これまでどのような検討をしてきたのかを確認させていただきました。

それでは、これまでの検討を踏まえて、外出支援にはどのような課題があり、今後事業としてどのように進めていくおつもりなのかお伺いをいたします。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

課題といたしましては、公平性を考慮した中で支援の対象をどこまで広げていくかということでございます。このことは事業にかかるコストの問題とも連動しており、支援を行う対象者を広くすると当然事業費も多くかかることとなり、事業の継続性に問題の生じるおそれもございます。事業を進める上では、事業効果とコストを慎重に見定めた上で進めていく必要のあるものと考えております。

また、どのような移動手段による支援を行うかという課題もございます。主な移動手段としては、タクシー、路線バス、コミュニティバスなどがございますが、自転車、福祉有償運送などの検討も必要と考えております。路線バスやコミュニティバスの活用では、路線から離れた地域に住む方たちには支援は行き届かないこととなるため幾つかの手段を組み合わせるなど、公平にサービスの行き渡る方法を検討していく必要のあるものと考えております。

また、タクシーだけを支援策とした場合は既存のバス事業者の経営を圧迫する可能性もございます。さらに、タクシー事業者はドライバー不足の問題も抱えるとのこと、例えば利用者の急増により予約を取ることのできない状況を招くなどのおそれも想定されることなどから、事業者と丁寧な協議を行っていく必要のあるものと考えております。このように、現在は調査、研究を重ねている状況であり、対象者や外出支援の手段など、さらに検討を重ねていく必要のあるものと認識しております。今後は、まずしっかりと方向性を定めた上で施策の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 堀越議員。**

**○堀越 優議員** 現在取り組んでいる高齢者の外出支援の検討状況や課題について、よく理解できました。また、今後については丁寧に協議を重ね、方向性を定めた上で実現に向けて取り組んでいくことも理解をさせていただきました。

東京都や横浜市のように、自前の地下鉄やバスがあるところとは異なり、本市の公共交通機関は主に民間の事業者が担っています。このため事業の実施に当たっては、事業者からもよく話を聞いて議論していただき、取り組んでいただければと思います。私は、この外出支援につきましては、シルバーパスならぬシルバーアタックとも言うべき困難な施策に市長が挑戦していると受け止めております。そして、市がアタックした施策を多くの高齢者がしっかりとレシーブしてまた受け止め、健康長寿の延伸につながるような施策の実現を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。



次に、大項目、美術館の開設に向けた調査、研究についてお伺いをいたします。

森田文化スポーツ部長から1回目の御答弁をいただきました。ありがとうございました。市立美術館の建設、このことについては長年の悲願と言っていほど強い思いを持っていらっしゃる方たちがいることは私も承知しております。

さて、そのような中、先ほどの御答弁の中で、美術関係者による講演会や勉強会が開かれたということでしたが、どのようなことが話されていたのかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

講演会では、公立美術館の設立から携わった経験のある美術館職員の実体験に基づき、美術館の理念や運営主体、企画力など、継続的な運営の観点から講話がありました。具体的には、美術館開設後の美術作品等の収集により、後に展示室や収蔵庫の拡張が必要となる事例が多々あることや、複合施設として整備した場合、利点が多い反面、運営していく中で様々な制約もあることなど、将来的に生じ得る課題を計画段階で想定しておくことが重要であることなどを伺いました。また、勉強会では、美術館があることによって作家にどのようなメリットがあるのかや、特色があり、遠方からの集客も多い美術館の事例の紹介など、作家としての立場や国内外多くの美術館を訪れた経験を踏まえての貴重な知見を伺ったところであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。実体験に基づく生の声を聞くということは大いに参考となるでしょうから、大いに役立つと思います。このことは田中甲市長がおっしゃっている現場主義に通ずるものがあると思いますので、しっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

それでは、もう一つお伺いいたします。先ほどの初回答弁の中では、これから基本的な整備方針等をまとめていくとの御答弁もありました。

そこでお聞きいたしますけれども、本市はかねてより文教都市と言われてきております。そのため、美術館の整備と併せて美術大学を誘致するなど、美術教育の拠点として整備することは考えられないのかお伺いをいたします。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

一般的に美術館は博物館法に基づく施設であり、果たすべき役割の中に教育普及も含まれております。このことから、基本的な整備方針等をまとめていく中で、誰もが美術を楽しめるような鑑賞プログラムや、継続的に芸術に触れ、親しむ機会を企画することなど、美術教育普及の観点からも検討していきたいと考えております。

加えて、大学のような高等教育機関が美術館に合わせて設置されることは、芸術活動をする人材の育成、文化芸術の振興及び地域の活性化にとりましても有益なことであると認識しております。しかしながら、新たな教育機関の設置につきましては、課題もございますので、今後、調査、研究を重ねてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。本取組は始まって間もないことでしょうか、美術大学を誘致することについても、今後さらなる調査、研究をしていただきたいと思います。このことについては、用地のことなど課題は多いと推察いたしますが、これからもいろいろな意見を収集しながら研究をして、文教都市の中核施設として誇れるような美術館の開設がなされることを大いに期待いたしまして、この項目を終わらせていた

できます。

最後の項目に移ります。学校教育行政についてでございます。藤井学校教育部長から1回目の御答弁をいただきました。ありがとうございました。来年度の教育行政に取り組む上での教職員不足に関する状況や課題への対応について理解をさせていただきました。教職員の人員確保につきましては難しい状況であるとは思いますが、子どもたちへの教育の充実のため、引き続き人員確保に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

そのような中で、私が常々要望していた学校プール清掃の外部への業務委託や地域部活動に向けての取組など、予算化ができていない施策もまだまだたくさんありますので、教職員の負担が解消できない現状もあると思われま。

そこで再質問をさせていただきます。教職員の負担軽減に向けた外部機関や専門スタッフとの連携体制の状況や外部機関への委託について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校に対する児童生徒や保護者の意見や要望が年々多様化、複雑化しており、学校や教職員に求められる対応範囲も年々広がっている状態が続いている中、外部機関や専門スタッフの確保、活用は教職員の負担軽減だけでなく、適切に対応を進めるためにも大切なことであると考えます。現在、教育委員会では、学校で問題が発生した際、警察や行政機関、専門スタッフなど効果的な連携が図れるよう体制づくりに努めております。今後も引き続き連携体制の構築に努めていくとともに、外部への委託業務が可能なものについては積極的に進めていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 御答弁ありがとうございました。今できることは、教職員の働き方改革を一層進めていくことに加え、関係機関や専門スタッフとの連携体制を一層充実させ積極的な活用を図るとともに、可能な業務については外部に委託するなど、多岐にわたる教職員の負担をできる限り軽減し、本来の業務に集中して従事できる体制づくりに努めていただきたいと思います。教育委員会におかれましては、教職員不足の解消に努めていただくことはもちろんのこと、これからも教職員の負担軽減に向け、様々な視点から実効性のある取組を進めていただけるようお願いをいたします。

次に、大項目2点目の小学生の学校における荷物の保管場所でございますけれども、先ほど1回目の答弁いただきましたけれども、まだ入り切らない荷物がある場合、どのような場所で保管をしているのかお答えを願いたいと思います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

背面ロッカーに入らない荷物としては、教科書、副読本、算数セットや絵の具、また水筒などが挙げられますが、入り切らない場合にはロッカーの上に設置した収納ボックスや他の教室、机のフックなどに収納している現状があります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 ありがとうございます。

それでは、荷物の保管場所としましていろいろ分かりました。

鉛筆の件につきましてはよく分かりましたので、結構でございます。

最後になります、3点目の筆記用具のことでございますけれども、市川市での現状の書写指導の課題とか、その課題を踏まえた上で今後どのように硬筆指導等の充実を図っていくか、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 市川市では、硬筆指導を1年生から6年生までの6年間実施していますが、毛筆指導が始まると指導の内容が増えるため、硬筆指導にかける時間が少なくなる傾向がございます。今後も先進的な埼玉県や他県の書写指導を参考にしながら書写指導の充実を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○大場 諭副議長 堀越議員。

○堀越 優議員 4点目の外国語教育指導に関しましては、最初の御答弁で結構でございます。

最後に、この3月末をもって定年退職される職員の皆様、長い間本当に御苦労さまでございました。今後はくれぐれも御自愛いただき、これからも市川市の発展に様々な側面から御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大場 諭副議長 次に、創生市川、稲葉健二議員。

[稲葉健二議員登壇]

○稲葉健二議員 創生市川の稲葉健二でございます。創生市川は松永修巳議長、岩井清郎議員、加藤武央議員、小泉文人議員、石原たかゆき議員、国松ひろき議員、そして稲葉健二で、市政に対し是々非々で活動しております。

それでは、創生市川の代表質問を始めさせていただきます。

初めに、施政方針についてお聞きします。

5月に実証実験をする予定であるデジタル通貨ですが、先順位者の質問で理解した部分を重複しないように質問させていただきます。

実証実験の目的ですが、この実証実験を検証した後、将来の市の施策にどのようにつなげていくものかお聞かせください。

次に、この実証実験で検証される市内経済と市民活動の具体的な施策とその成果の判断部分をどのように考えているのか。期間の中で得る部分と継続的に続けていくものはどのように施策ですみ分けるのかお答えください。

市長が発信する健康寿命日本一に向けての施策はどのような部分を狙いとしているものなのかもお願いします。特に高齢者の方たちに直接関わる施策にデジタルというものがどのように関わって進むことができるものかを含めてお話しください。

次に、水辺のまちづくりについてお聞きします。

今まで水辺と聞くと河川の治水、水質、災害時対応などが盛り込まれていましたが、今回、水辺のまちづくりとは、水辺環境をどのように生かした施策なのか。また、進め方はどのようなものなのか、具体的な施策も含めてお答えください。

次に、市民の声を生かせる進め方について伺います。

市民の方から、川沿いを散歩やウォーキングをしているが、四季を感じる工夫がないという意見をいただきました。確かに桜などはあっても、その季節が終わると、あとは季節感を感じられないので、四季を通じる樹木や

花などを植えてはどうかというものでした。ある一定区間ごとに花壇などを設置したり、休憩ポイントをつくって楽しむ目標設置などができないかお聞きします。その際に継続的に市民の声を聞くことはできないかもお答えください。

次に、地域の安心、安全についてお聞きします。

地域の安心、安全は行政だけで守れるものではなく、地域の方たちの大きな協力の下に進めることができると思います。市の施策も、その地域活動を支援できるようになっていることは理解しています。昨年、カメラつきの防犯灯について質問しましたが、予算の裏づけがなかったので、はっきりとした答弁はありませんでしたが、今回は当初予算に提案されているので具体的にお聞きします。カメラつきの防犯灯の導入経緯、性能、補助や費用などについては先順位者の答弁で理解いたしました。

そこでお聞きしますが、現在の防犯灯とカメラつきの防犯は今後どのように進めていく必要があるのか。地域の安全、安心にどのような効果が見込まれているのかお答えください。

次に、防犯パトロールの効果と今後の方向性をお聞きします。

コロナ禍で防犯パトロールを減らしたり、参加者が伸びなくて悩んでいる自治会の方の意見をいただきました。私の自治会は月に2回、夜間防犯パトロールの際にごみを拾いながら回っていますが、ほかの自治会では昼に行ったり、スピーカーで音を出しながら行うなど様々な活動をしているようですが、現在、警察が一番課題として啓蒙しているのは、特殊詐欺事件に遭わないように進めているようです。独り暮らしの方などに詐欺事件に遭わないように声かけなども防犯パトロールの一つと思えます。今後の方向性をお答えください。

また、防犯のボランティアやマナーサポーターの方たちなど、同じような目的を持って活動している施策を一度総合的に考えて、役割なども含めて考え直すことも必要かと思いますが、市の考えをお願いします。

そして、地域を支える最大のパートナーは自治会です。その自治会とは、市はどのように協働すべきかお答えください。

次に、ごみ処理、ごみの資源化についてお聞きします。

ごみ処理の施策の考え方ですが、クリーンセンターの建て替えを考える中、今後の市の方向性をはっきりと示す必要があると思います。まず、燃やすごみの回収回数が週2回なのか3回なのか。ごみを出しやすくすることや環境をよくすることなどが考えられます。

9月定例会で質問しました小さい規模の公共施設のごみや小規模事業者の業務ごみを一般ごみの集積所に袋を分けたり、シールをつけて出すなどに対して、市の今後の進め方、考え方をお聞かせください。

次に、大型ごみの受入れについてお聞きします。

現在、大型ごみの処分はクリーンセンターに持込みや大型ごみ処理券などで行われています。持込みの場合はクリーンセンターの時間に合わせなければならないので、市民の方から夜間や休日に持っていくことができればありがたいという意見をいただきました。コストが増えることは理解しますが、毎週などではなくても月に1回など受入れができないか、お聞かせください。

そして資源ごみですが、地域の集積所で出すことは可能ですが、自分のタイミングで出したいという意見がありました。クリーンセンターに持ち込む際に資源ごみを分別して持っていく場合に受付で資源ごみを出せるようにできないか、見解をお願いします。

次に、空き家対策についてお聞きします。

来年度から市の部署に空家対策課を新設し、不動産業者の方たちと連携して空き家対策を進めるそうですが、市が考える空き家対策をお聞かせください。

地域や不動産業者とはどのように連携するものなのか。また、市ができる施策とはどのようなものなのかお答

えください。

空き家対策は、現状の空き家を利活用する考えと、整理して処分できるようにする考えとに分かれると思います。以前、空き家バンクについて、他市に視察に行きましたが、そこでは市が空き家をホームページなどに載せて利用者や購入者をサポートして、その市の定住を進める施策でした。市が介入することにより、安心して不動産業者と連携ができたと聞いています。加えて空き家の除却補助金などを出しているところもあります。しかし、空き家を除却すると固定資産税の住宅用地特例が解除されるため、その後が決まらないと除却に踏み切れません。

そこで、先に除却をして環境を整えていただき、決まる期間の間は住宅用地特例を継続するような考えはできないものなのかを含めて市の考えをお聞かせください。

次に、議案第47号市川市犬猫ののちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について伺います。

まず、この条例の目的、効果についてを制定している流れも含めてお願いします。

そして、この条例を基に、具体的な施策をどのようにつなげるものなのかお答えください。

次に、議案第56号市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてお聞きします。

今回の改正はどのようなものであるのか、改正のポイントや現実的な施策の上で進める考え方をお聞かせください。

また、現在市が行っている放課後児童健全育成事業で、この条例の対象にならない事業に対してはどのように進めていくものなのか、お願いします。

次に、高齢者への相談支援についてお聞きします。

現在、市民の方が直接訪れる窓口のレイアウトが見直されています。ワンストップサービスはもちろんです。市民の方が分かりやすいことが大切です。今回の質問は、後期高齢者対応ワンストップサービスについてお聞きします。

現状、市役所を訪れた際に、受付の案内の方たちが丁寧に来所目的に合わせて適宜御案内をしています。しかし、一部の年配の方から、市役所に行って席に座ってから相談内容の担当の方が決まるまで大分待たされたり、違う部署の方が見つかるまで職員が分からない状況もあった話も聞きました。同じ高齢者施策であっても、市の中では担当も分かれ、内容が同じ部の中でも分かれているものもあります。1階に高齢者専用のワンストップ窓口を設置して、部をまたいでもそのまま対応ができるような窓口ができないかお聞きします。

加えて高齢者のサポートをする高齢者サポートセンターなどの外部団体がありますが、情報の共有や事例の共同研修など、継続的にする必要があると思いますが、市の見解をお聞かせください。

次に、高齢者の社会参加と介護予防についてお聞きします。

元気な高齢者が積極的に社会参加をすることは、あらゆる施策の効果につながります。健康や認知症の予防などへの効果も高くなり、介護予防にもつながります。1人きりにならないように、仲間づくりや趣味を通じていろいろな施策が行われている中、現状はどのようなになっているのか。また、課題はどのようなものなのか、お答えください。

そして、その施策の一つとしてシニアカレッジがあります。高齢者の方たちに社会参加を応援する施策だと思いますが、現状とこれからの方向性をお聞かせください。

次に、芸術文化振興についてお聞きします。

この関連する質問は過去に何回も質問させていただいています。全市民の方たちが豊かな芸術文化を楽しめるように施策を展開することが前段の高齢者の社会参加などの一助にもなり、健康寿命日本一にもつながります。

その中で市川市が行っている市川市芸術祭・文化祭についてですが、開催している多くの団体が市川市の文化芸術を牽引してきていただいていることに敬意を表します。

現在、文化芸術も多様化し、同様のジャンルも多岐にわたっています。同じジャンルでも、特定の団体のみが市川市芸術祭・文化祭として開催しているケースもあり、より多くの方たちで構成したほうがよいケースも見られます。今後の方向性をお聞かせください。

また、芸術文化市民団体のサポートですが、多くの団体が高齢化が進んでいたり、活動をサポートしてほしいという声を聞きます。市が応援できる考えをお聞かせください。

次に、オストメイトの方への支援についてお聞きします。

以前、私が質問してからかなりの年数がたちますが、その間、身近にオストメイトになられた方が増えていきます。見た目では分かりませんが、話を聞くといろいろな部分で苦勞をしているようです。外出時に重要な多機能トイレの場所などは毎年増えていたりしています。公共施設はもとより、民間のトイレの場所なども把握して共有するなど大切だと思います。平常時、災害時のサポートをどのように考えるかお聞かせください。

オストメイトの方に関わる施策は部をまたがっています。これをどのように連携していけばよいのか、市の考えをお聞かせください。

また、災害時に自宅に対応できない場合などに備蓄をしている市もあるようです。備蓄などもサイズに種類があり、難しいところもありますが、市が備蓄情報を管理して災害時に融通し合う配送の支援体制づくりなどは考えられないかお聞かせください。

次に、ペットについてお聞きします。

現状の犬の登録状況、狂犬病の予防接種の状況と考え方をお聞かせください。コロナ禍で、状況などでどのような変化があったのかも含めてお願いします。

阪神・淡路大震災の際にペットが多く離れてしまったことから、マイクロチップの義務づけにつながっていると聞いています。災害時に市川市はペットの同行避難なども考えていますが、放浪ペットの扱いはどのように考えているのかお聞かせください。

また、猫は犬と違って登録制度はありませんが、マイクロチップの義務づけにより、新規に購入や譲ってもらった際には猫にマイクロチップを装着します。その装着によりデータベースに登録をされます。この制度を応用して、現在飼養している猫にマイクロチップ装着をした希望者を、同様の登録をして災害時に役立つ制度を考えることはできないかお聞かせください。

そしてペットの苦情対応ですが、以前も質問していますが、市が現在行っている苦情対応をお答えください。

次に、子どもの放課後の居場所についてお聞きします。

子どもの放課後の居場所の一つとして放課後子ども教室が運営されています。現状と今後の方向性をお聞かせください。

そして、子どもの放課後の居場所はほかに同様の事業もあり、どのようにすみ分けされているものなのか。また、地域力の活用方法や考え方をお聞かせください。

次に、議案第56号での安全計画にも触れましたが、災害時の対応をどのように考えるのかお聞かせください。

次に、特別な支援を必要とする子どもについてお聞きします。

特別な支援が必要な子どもという考え方は、障がいを持たれている方だけではなく、生活に関わる支援が必要な場合など幅広いものです。市が把握している特別な支援が必要な子どもとはどのように考えているものなのか。その中で、就学までの相談支援はどのようなものなどが、どう機能しているものかお聞かせください。

そして、未就園児やグレーゾーン児などはどのように把握をして対応しているのかもお聞かせください。

現在、巡回指導や相談など多岐にわたって行っていますが、回数などで希望どおりになっていない部分の話を聞くことがあります。

そこでお聞きしますが、地域ごとに幼稚園や保育園の特別な支援に対して専門の対応を進めるコーディネーターをつくることができないか、市の考え方をお聞かせください。

幼稚園や保育園の市の間に入ってサポートや相談業務をこなす専門員を置くことができれば園の負担も減り、保護者の方も安心するのではないかと思います。

最後に、仮称八幡市民複合施設についてお聞きします。

この複合施設の運用や管理はどのように考えているのか。複合施設としてどのように機能することが目的なのか。同じ日や時間に希望の部屋がかぶって取りづらいなど、今までの運用などで考えられる課題などはどのように対応が可能か。

また、現在はつくる上で管財が主導で動いていますが、完成後の所管や管理はどこがすることがよいのか、市の考えをお聞かせください。

次に、今までの公民館運営の上で課題になっていた周辺の交通動線や地域の課題について、この施設の完成時にどのように解決できるようになるのか、お聞かせください。

そして、今までの施設とは違って、この施設に求めるものはどのようなものなのかお聞かせください。

以上、1問目といたします。よろしくお願ひいたします。

**○大場 諭副議長** 答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

**○田中 甲市長** 稲葉健二議員による創生市川の代表質問にお答えいたします。

初めに、施政方針のうち、デジタル地域通貨の実証実験に関連してでございます。以前から市川市をもっと元気にしたいと強く願っており、市長就任後、すぐにその思いからデジタル地域通貨の導入に向けた検討を依頼いたしました。政策参与として中山氏の協力もいただいていたところであります。

このデジタル地域通貨の目的は、私の中では2点。1つは市川市の経済の活性化、もう1点は市民意識の向上というものでございます。デジタル地域通貨を使って、これまで以上に市内で買物をしていただくことで地域の小売店等にも利益が生まれ、厳しい経済状況の中でも市川市の経済の活性化を図るというもの、併せて地域のための活動、例えばボランティア活動ですとか自治体活動等にポイントを付与して参加のインセンティブを積み上げて市民意識の向上につながるとともに、健康寿命日本一を目指している本市の取組にもつなげていきたいというふうに考えております。また、市川商工会議所に多大なる御協力をいただいております、予定の5月の実証実験の開始に向け、現在準備を進めているところであります。

課題といたしましては、スマートフォンがなくても利用できる仕組みなど、様々な工夫を今回の導入に当たって誰一人取り残さず参加できるように行ってまいりたいという点と、2点目は、実例として人口15万人程度の行政がほとんどでありまして、50万都市で成功させるためには工夫が必要であると。そのためにはエリアを特定すべきと。当初は市川市全体を対象として考えておりましたが、市川市でデジタル地域通貨を成功させるためには、まずは八幡エリアを店舗の対象とした実証実験を行い、慎重に検討を進めていきたいというふうに思っています。

また、この実証実験では、市内全域の方がデジタル地域通貨を購入することが可能ですが、1万5,000人の市民の方々を対象にしてスタートしてまいりたいと思います。3月から自治会等への御案内を開始し、その後、ポスターなどで広く募集を行っていく予定であります。実証実験の結果、市内の各地域から、ぜひ私たちも地域に

導入してほしいと言っただけのような市内全体の盛り上がり、そのような仕組みができていけば素晴らしいと思っております。また、これと同じように、それを進めていくに当たりまして、目的の2つ目でありますインセンティブを積み上げて市民意識の輪を広げていきたいというふうに考えているところであります。

次に、地域の安心、安全についてです。喜ばしいことに、市川市内の刑法犯認知件数は年々減少傾向になっております。これは自治会が行う自主防犯パトロール、個人単位で活動しているボランティアパトロール、マナーサポーターなどの日々の地道な活動の成果であると受け止めています。また、市川駅周辺の元気！市川会の皆様にも大きく貢献していただいている、そんな実例など、地域の安心、安全について市民の皆様が非常に重要なものだと考えております。この場をお借りして、改めて皆様の活動に感謝を申し上げる次第です。

また、以前より防犯体制の素地を整えていくためには、防犯灯や防犯カメラの設置を行うことが極めて重要であると考えておりました。参考にしていただいていたのは、ニューヨークの犯罪が激減した要因に防犯カメラの増設による犯罪抑止があったということをお記憶しておりました。しかし、一方で、本八幡駅北口の公衆電話より市川消防署に、まるで愉快犯と思われる火災の誤報があった際、防犯カメラの精度が悪く、人物の特定ができないということがありました。そこで、このたび防犯灯のみを対象としていた補助制度に防犯効果の精度の高いカメラをつけ、カメラつき防犯灯を新たなメニューとして追加することといたしました。今後も引き続き市として必要な支援を行い、皆さんの協力をいただく中で安心して快適な町の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、私からは空き家対策について申し上げます。管理が不全な空き家を放置することは地域の環境の悪化を招き、町の評価の下落にもつながることから、住宅都市である本市にとって、空き家対策は非常に重要な課題だというふうに考えております。一方、地域のニーズに応じた活用方法を見出すことができれば、空き家は地域の要望の解決につながる財産ともなり得ることから、積極的に利活用を進めていくことが重要だと考えているところであります。その利活用に当たっては、1つ目、空き家の所有者、2つ目、鎌ヶ谷市に比べて市川市は遅れてでありましたが、協定を締結した不動産団体との連携、3番目、自治会との連携、4番目、若い方々などから御意見や御協力をいただきながら、地域の拠点となるその利活用を目指してまいりたいというふうに思っております。

庁内的には空き家対策を着実に進めていくための組織編成として、令和5年度より空家対策課を設置いたします。そして、この空家対策課において、不動産の専門知識やネットワークを持つ、できれば参与としてそのような方を迎えて、協力を図りながらチームでスピード感を持って空き家対策を進めていきたいと考えているところであります。

私からは以上答弁とさせていただきます。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、施政方針についてのうち、(1)デジタル地域通貨の実証実験についてと(2)水辺のまちづくりについて、大項目、高齢者への相談支援についてのうち、(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)デジタル地域通貨の実証実験についてのア、実証実験の目的と効果についてです。本市では、地域経済と市民活動の活性化を図るためデジタル地域通貨の導入を目指しております。実証実験の目的は、デジタル地域通貨の発行や利用に当たっての課題を抽出するとともに、地域経済への効果やインセンティブとして行政ポイントを付与することによる市民活動への影響を検証することです。また、デジタル地域通貨を普及させることで、地元の店舗の利用と地域内における経済循環が促進されるほか、健康増進活動やボランティア活動の推進など、市の施策にもつながると期待しているところでございます。ほかにもカーボンニュートラルへの取組などにポイントを付与することで市民の活動を後押しし、社会課題の解決につなげていくことについても検討する必要があると考えております。



次に、イ、市内経済と市民活動への施策についてです。実証実験の効果として、地域経済の活性化については、市民の購買意欲が高まることによる需要の増加、市内店舗における売上げや来客数の増加、新規顧客の獲得などの項目で判断することを予定しております。また、市民活動の活性化につながる効果については、行政ポイントの付与がきっかけとなり、施策に対する興味や関心が高まること、ボランティア活動等への参加者の増加などの項目で判断する予定でございます。

なお、プレミアムポイントの付与による地域経済の活性化は、比較的短期間で一定の成果が得られるものの、市民活動のインセンティブとして付与する行政ポイントの成果を図るためには一定の期間を要することから長く続けていくことが重要であり、ポイントごとのすみ分けが必要であると考えております。ただし、今回の実証実験では、デジタル地域通貨の全体の検証を行う必要があることから、市民活動に対するポイントの付与についても実証実験の期間に限定して行う予定でございます。

次に、ウ、健康寿命日本一に向けての施策との連携についてです。健康寿命日本一は、全ての世代の人々が健康上の問題で日常生活が制限されることなく、はつらつと生きがいを持って暮らすことを狙いとしております。この健康寿命日本一を目指すには、行政や医療機関をはじめとした様々な主体による取組とともに、市民一人一人が健康に対する意識を高め、主体的に実践していくことが重要でございます。そこで今回、デジタル地域通貨に新健康ポイントを結びつけることで、これまで健康に関心の低かった若い世代が興味を持ち、健康に関する取組を継続するきっかけになればと期待をしております。新健康ポイントをデジタル地域通貨に交換し、買物に利用できるようにすることは、歩くことや体のセルフチェックを継続するための一つの大きな魅力になると考えております。デジタル地域通貨というインセンティブは市民が健康的な生活習慣を始めるきっかけとなり、この取組を継続することにもつながります。このことは、健康寿命日本一に向けて大きな効果をもたらすと考えております。

一方で、スマートフォンやタブレットといった情報通信機器の利用については、世代間での格差が見られ、特に70歳以上の高齢者の利用率が低い理由としては、自分の生活には必要がないと思っているから、どのように使えばよいか分からないからなどを理由とする割合が高くなっております。そこで、新健康アプリや体組成測定機器などを導入する際には応募者を対象とした説明会を開催し、歩くことや健康測定の大切さを知っていただくとともに、利用方法や活用方法などについて丁寧に説明する機会を設けてまいります。デジタルが苦手な高齢者の方々にも、情報機器に触れ、便利さを体感していただくことで興味を持つきっかけとなることを期待しております。

次に、(2)水辺のまちづくりについてのうち、ア、水辺環境を生かした施策の考え方についてです。本市には、江戸川をはじめとして多くの河川が流れていますが、中でも真間川は市街地の中心を流れており、河川管理用通路は日常生活道路として利用されております。しかし、真間川は堀込構造であることや治水面や水質面で課題が多いことから、市民にとって魅力ある水辺とは言い難い現状でございます。

そこで、昨年10月より、政策参与を招いて水辺のまちづくりについて検討を重ねているところでございます。政策参与からは、まずは生活空間のそばにある真間川に関心を持ってもらうための取組を進めることを考えてみたらどうかとの助言をいただいております。真間川に関心を持ってもらうための具体的な取組といたしましては、例えば市内には水辺に近づける親水テラスが3か所ございますが、市民にはあまり知られていないことから、桜の開花に合わせて訪れてもらう工夫など、今ある親水施設の魅力を引き出すことを検討しているところでございます。このように、水辺のまちづくりを進めていくに当たっては、これまで川に興味を持っていない方の関心に向けることからスタートし、次のステップとして、市民と行政の協働体制を構築してまいります。そして、これらの取組を繰り返し行い、地域に広げていくことで魅力ある水辺のまちづくりにつなげてまいります。

次に、イ、市民の声を生かせる進め方についてです。真間川には、緑化護岸として植栽帯が設置されている場所があるものの、道路幅員や管理の安全性などの点から低木の植栽が中心となっております。しかし、このような場所でも、車両の通行がない植栽帯をスポット的に花壇として活用することで川に向き合える新たなきっかけとなるものと考えております。本市では、市民による公園内でのガーデニング活動などを支援しており、河川沿いの植栽帯でも同じような活動を行っていただくことや、併せて河川沿いに点在するポケットパークも有効活用することで、真間川が憩いと交流の場になると考えております。

国土交通省では、平成21年度からかわまちづくりの取組を全国的に推進しております。これは地元自治体、河川管理者のほか、地元住民との協働により、河川などの水辺を生かして地域のにぎわいを創出することを目指した制度でございます。お招きしている政策参与はかわまちづくりの成功実績のある方でございますので、地域の活動や活力を維持する原動力として、地域の方々の積極的な参画が不可欠であるとの御意見もいただいております。そこで、今後、沿線地域にお住まいの方をはじめ多くの市民の皆様に参加をいただきながら、まずは真間川が市民に親しめる水辺となり、この水辺が人と人をつなぐ場となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

最後に、大項目、高齢者への相談支援についてのうち、(1)と(2)についてお答えいたします。

昨年12月より実施しております第1庁舎1階のレイアウト変更は、課の業務の分散を解消することと良好な執務環境の確保を目的としており、ワンストップサービスは、現状の機能を維持することを前提に窓口などの配置を変更しております。変更前は、市民課の執務室から市民課業務をはじめ福祉関係業務など、複数の課の職員が窓口やフロアに出て対応しておりました。また、福祉系窓口が市民が手続をしているテーブルのあるフロアに近接していたことから、特に高齢者の方が目的の窓口を見つけづらく、手続の開始までに時間がかかってしまう様子などが見受けられました。そこで今回のレイアウト変更では、南側にある市民等交流スペースの一部を改修し、国民健康保険課の加入申請や障がい者支援課の障害者手帳の申請のほか、介護福祉課の要介護認定に関すること、こども福祉課の児童手当に関することなどの福祉系窓口を集約いたしました。このことにより市民課と福祉系の窓口の場所が離れたことで手続のための窓口が分かりやすくなったこと、また、福祉系の執務室から窓口の状況が把握できるようになったことにより、高齢者の方を含め、市民への対応がスムーズになったものと考えております。これまでも1階の窓口サービスについては、ワンストップ担当参事を中心に、部をまたいだ様々な改善を行ってまいりました。現在は後期高齢者に関する国民健康保険や介護福祉業務などの窓口は2階にございますが、引き続き市民部の担当参事を中心に関係部署で会議を行い、窓口の配置場所などについて関係部署の連携を図り、さらに改善を進め、市民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 私からは大項目、施政方針のうち、(3)地域の安心、安全についてお答えいたします。

まず初めに、アの防犯灯についてです。先ほど市長答弁でもありましたが、現在、防犯カメラの有用性は十分に証明されてきております。特に犯罪心理学的には犯罪抑止としての効果が見込まれ、改めて防犯カメラの設置を進めていく必要性を感じましたことから、自治会、町会の管理する防犯灯と組み合わせた防犯カメラの補助制度を設けることといたしました。これは、カメラつき防犯灯がこれまでの単独で設置しております市民安全課の所管する街頭防犯カメラより安価であること、自治会とのタウンミーティングで防犯カメラの設置要望が複数あったことを踏まえ、現在の補助制度の拡充ということで進めることといたしました。できるだけ自治会の方々に補助制度を活用していただき、地域の防犯活動、犯罪抑止の一役を担えればと考えております。

次に、イについてです。防犯パトロールの効果として見込まれるのは、地域の住民にパトロールをしていま

す、地域を見守っていますというメッセージを発信することで犯罪や事故の発生を未然に防ぐ効果がまず考えられます。さらに、そのメッセージから地域への関心を持つきっかけとなり、地域の住民同士のコミュニケーションが生まれ、地域の連携やつながりが増えるといった効果なども見込まれます。

次に、防犯パトロールの今後の方向性ですが、地域の安全、安心のためにも続けていただきたいと考えております。私どもも自治会によっては参加者の確保など、御苦勞されているとお話も伺っており、パトロールの廃止も検討しているとも聞いております。しかしながら、自治会による自主防犯パトロールは本市の防犯施策を支えている活動の一つと認識しており、改めてこれからも継続していただくための方策や取組を何かしら手当てしていく必要があると考えております。改めて地域の皆様が防犯パトロールを続けていくためにはどのような要望があるのか、また、どのような考え方があるのかなどを確認させていただき、それらを参考にしながら、今後の防犯パトロールの在り方等について検討してまいります。

続いて、ウについてです。まず現状では、防犯パトロールやマナーサポーターはそれぞれ別々に活動しております。確かに御質問にありますように、地域の安全、安心を考えた場合、それぞれが連携し、効率的に活動することができれば、さらによい活動に結びつく可能性があると思います。今後、各活動を担う方々に地域の安心、安全を守っていくための方法等について意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、エについてです。自治会等を応援する条例で定めておりますとおり、市では、自治会、町会は市政運営には欠かせない協働パートナーであると認識しております。だからこそ、本市の主要な施策である防犯、防災、福祉、環境など、様々な分野で御協力をいただいているところでもあります。一方で、今回、市長が自治会とのタウンミーティングを行った際には改めて身近な御意見を多数いただきましたことから、まだまだ多くの地域課題があるものと認識を新たにしたところでございます。これまでもタウンミーティングのように、地区単位での会議に職員が参加することもあり、集まる場を設けて意見を聞くことなども手法の一つであり、効果があるとは思いますが、改めてそれだけではなく、アンケート調査やSNS等のデジタルも活用して市民部が中心となり、自治会、町会のニーズを吸い上げる方策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** 私からは施政方針についての(4)ごみ処理、ごみの資源化についてと議案第47号市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、そしてペットについての御質問にお答えをいたします。

初めに、ごみ処理施策の考え方、今後の方向性についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭から排出されるごみの増加や市民負担の軽減と公衆衛生の確保を図るために、燃やすごみは週3回の臨時収集としております。今後の収集回数につきましては、新しい生活スタイルへの変化等を踏まえ、減量、資源化と併せ適切に判断していくものと考えております。

次に、小規模公共施設や小規模事業者のごみについてです。排出量が極めて少ない小規模公共施設や小規模事業者のごみ処理に効率性を求められることは考えられますことから、他市の事例の研究も必要ではないかと考えております。同時に、ごみステーションを利用している近隣住民との関係なども検討しなければならないと思っております。今後でき得る具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、大型ごみの受入れや資源ごみの集積についてです。クリーンセンターでは、大型ごみを含めた一般ごみの持込みを月曜日から土曜日の平日午後1時から4時まで受け入れしております。日曜日につきましては、施設の点検保守、整備及び修繕を行っており、現在の一般車両の持込み搬入ルートを考慮しますと、利用者の安全確保の観点から受入れは難しいものと考えております。祝日につきましては、公共収集の委託車両の受入れを行っ

ていることから、委託車両の影響のない範囲で点検作業等を行っております。また、平日の夜間につきましては、翌日に搬入されるごみの受入れ体制を整えるためにクレーンを利用し、ごみをためておくピット内を均一にしたり、ごみ焼却を促進させるための攪拌作業を行うなど、日々の安定操業のための作業を行っております。これらのことを踏まえ、市民のニーズと施設の安定操業とのバランスを考慮し、利用者の安全を確保した上で、祝日の受入れについて検討をしてみたいと考えております。

次に、持込みの際の資源物の分別についてです。現在、持ち込まれたごみは燃やすごみ、燃やさないごみに分けて処分をしております。御質問の資源物を分けて受け入れることにつきましては、持込み車両の動線や安全性、効率性を考慮した上で、クリーンセンター内に新たな集積場所を設置することで資源化の向上を図るなど検討をしてみたいと思います。

次に、大項目2番目、議案第47号市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてお答えいたします。

初めに、条例の目的と効果についてです。市川市犬猫いのちの基金は、昨年11月に市民の方から、猫のための施策経費として3,000万円の御寄附をいただきましたことを受け、設置しようとするものであります。条例案では、基金設置の目的を「犬及び猫の愛護及び管理に関する事業を推進することにより、犬及び猫のいのちを尊重し、人と犬及び猫が共生する社会の実現に寄与する」ことを目的に掲げております。基金を設置することの効果として、市民からいただいた御寄附を継続的に運用することや犬及び猫の命を尊重するための寄附を市内外から募ることなどが考えられます。幅広い世代の方に基金の目的に御賛同いただき、御寄附をいただけるよう、親しみやすい愛称をつけるなどの工夫も検討をしてみたいと思います。

施策としましては、市長が所信表明で掲げました殺処分ゼロにつながる施策をさらに推進をしてみたいと考えております。具体的には、地域猫活動団体による保護猫活動の推進や飼い犬、飼い猫に対するマイクロチップ装着の補助など、これまで本市が取り組んできた事業をさらに推進することに加え、民間シェルターでの一時保護の推進など、犬及び猫の愛護に関する施策の展開を考えております。

次に、大項目、ペットについてです。令和4年6月1日の改正動物愛護管理法の施行により、販売される犬と猫にマイクロチップを装着し、その情報を国が指定する登録機関に登録することが販売業者に義務づけられました。本市では、知人から譲り受けたり、改正前から飼育していたりしてマイクロチップを装着していない犬と猫について装着費用の一部を助成することで、装着率の向上と犬の登録の促進に努めております。こうした国の制度変更に加え、コロナ禍で在宅時間が増加したことによるペット需要の増加に伴い、令和5年1月末現在の犬の登録数は1万8,749件と、令和3年度末に比べて1,094件と大幅を増加をしており、未登録の犬の減少につながっているものと認識をしております。狂犬病予防のための集団予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染対策として令和2年度から中止しておりましたが、令和5年度に市内12か所で再開し、狂犬病予防接種の接種率のさらなる向上につなげてみたいと考えております。

次に、災害時のペットの対応につきましては、平成29年度に災害時ペット同行避難マニュアルを策定し、災害時に避難するペット、放浪ペット、けが、病気をしたペット、亡くなったペットに対する基本的な対応を定めております。このうち避難するペットにつきましては、ペット同伴避難所受入れの手引及びペット同行避難者の受入れ方に関する手引を整備し、災害時に実務を担当する職員に対し研修を実施しているところでございます。今後、放浪ペットにつきましても、具体的な手順を定めた手引を整備をしてみたいと思います。

次に、災害時に活用できる猫の登録制度でございますが、令和6年6月1日からの改正動物愛護管理法による指定登録情報のうち、犬につきましては、狂犬病予防法との関係から市に情報提供がございました。一方、猫につきましては、国からの情報提供がないことから、市が独自に飼い主から登録情報を収集する必要があるとございます。

飼い主から離れてしまった猫を飼い主の方にお返しすることに有効であると考えられますことから、今後、市への登録制度について検討を進めてまいります。

ペットの苦情対応でございますが、犬につきましては、散歩時のふん尿未処理や公園等で飼い主がリードを放して遊ばせる、ほえてうるさいなど、市に寄せられております。犬の苦情については、現地にて状況を確認し、飼い主に向けたふんの持ち帰り、リードを装着するなど、散歩マナー向上につながるポスター等を掲示しております。また、猫につきましては、飼い主のいない猫への無責任な餌やり、庭に猫が立ち入りふんをする、近隣で猫を多数飼って増えているなどが寄せられています。こうした苦情に対応するため、苦情の現場に赴き、その状況を確認するとともに、苦情内容につながる取組について、地域猫活動団体の協力を得ながら対応しているものであります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** 私からは施政方針について、(5)空き家対策についてお答えします。

初めに、ア、市が考える空き家対策についてです。本市は、これまで管理が不全な空き家に対して改善指導を行い、良好な居住環境が保たれるよう取り組んでまいりました。しかしながら、改善指導により空き家の除却が行われるなど一定の効果が図られているものの、空き家の件数は微増傾向となっております。このことより、これまでの取組は継続しつつ、管理が不全な空き家にしないために利活用を促す取組に加え、相続人などが複数おり、所有者が特定できない空き家に対する取組がより重要と考えております。相続登記がされていないため所有者が特定できない空き家につきましては、令和6年4月から民法等の一部を改正する法律により、相続登記が義務化されることに期待をしているところですが、現状におきましては、相続登記がなされていない空き家も多く、戸籍等から法定相続人の調査を行い、継続して所有者の特定を行ってまいります。

続きまして、イ、地域や不動産業者との連携についてです。本市が把握している空き家は、そのほとんどが市民等からの苦情や相談によるものであり、管理不全状態の空き家が多くを占めております。空き家の利活用を促していくためには比較的管理が良好な空き家である必要がありますので、地域のことを把握している自治会からの協力も得ながら、空き家の実態と空き家の利活用のニーズを把握してまいります。また、さらなる空き家の利活用の促進に向け、本年1月30日に不動産関係の2団体と空き家の相談業務に関する協定を締結いたしました。このことより不動産団体との連携が可能となり、空き家の利活用等に関しても専門家の視点からアドバイスを受けられることを期待するものです。協定を締結した不動産団体とは、本市の空き家等対策協議会を通してこれまで連携を図ってきたところですが、協定を締結したことでこれまで以上に連携しやすい環境が整ったと考えております。

最後に、ウ、市ができる施策の考え方についてお答えいたします。

空き家対策は全国的な問題となっており、各自治体にて様々な施策による対応を行っていることは認識しております。本市といたしましては、空き家の利用者や購入者へのサポートが図れるよう不動産団体との連携を図り、空き家バンクの策定について調査、研究を行うとともに、空き家の除却に対する補助制度などの検討も行ってまいります。また、先に除却された空き家における固定資産税の住宅用地特例を継続する施策につきましては、今後、税の担当部署と調査、研究を進めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 永田生涯学習部長。

**○永田 治生涯学習部長** 私からは議案第56号に関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、改正の内容についてでございます。今回の改正は、感染症蔓延時の業務継続の課題や子どもが巻き込

まれる痛ましい事故の多発等を受けて、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、本市基準条例においても所要の改正を行うものでございます。主な改正点は4点でございます。災害や不審者、事故など不測の事態に備えた安全計画の策定等、子どもたちを人的ミスによる事故から守るための自動車を運行する場合の所在の確認、事業者の意識向上と有事への備えを明確にした業務継続計画の策定等、感染症や食中毒を未然に防ぐための研修や訓練の実施であります。事業所におきましては、以前より国の放課後児童クラブ運営指針に沿って安全管理や衛生管理を実施しており、運用が大きく変更になるものではございませんが、今回の条例改正により義務化、努力義務化されることから、さらに安全衛生への取組が強化されることとなります。

次に、改正後の具体的な進め方についてでございます。今回の改正のポイントである安全計画の策定を例に申し上げますと、令和5年4月1日から1年間は努力義務が課され、令和6年4月1日からは完全義務化となります。各事業では、既に国の指針に基づきマニュアル等を作成し運用しているところですが、今回、国から提示された安全計画例を踏まえて令和5年度中に安全計画を策定し、災害など緊急時における備えや体制づくりをさらに進めるため、児童への安全教育をはじめ様々な災害に対応した訓練や研修など、安全への取組を実施していくこととなります。市といたしましては、各事業者が適正に計画を策定できるよう支援するとともに、モニタリングや第三者評価を通じて実施状況について確認してまいります。

続いて、この条例で対象にならない放課後児童健全育成事業への考え方についてでございます。今回改正される条例は放課後児童健全育成事業を対象としており、市が実施する放課後保育クラブのほか、民間の学童保育事業者にも適用されますが、放課後保育クラブと同様に、放課後に児童を預かる放課後子ども教室については適用されません。しかし、同じ学校内で放課後を過ごす子どもたちについて、事業の区分が異なることをもって安全性に著しい差が生ずることは当然に望ましいものではございません。そこで、今回の条例改正の内容を教育委員会全体で共有し、共通認識を図ることにより、安全性の確保について著しい差が生ずることがないように努力してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 残余の答弁につきましては、休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時休憩

---

午後3時30分開議

**○松永修巳議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第42号から日程第48報告第43号までの議事を継続いたします。

答弁を求めます。

立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** 私からは大項目の4つ目、高齢者への相談支援についてのうち、(3)外部関係団体との連携、情報共有についてと大項目5つ目、高齢者の社会参加と介護予防について、7つ目のオストメイトの方への支援についてのうち、(1)サポートの考え方についてお答えいたします。

初めに、高齢者への相談支援における外部関係団体との連携、情報共有についてでございます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、包括的な支援を目的として、介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置しております。本市では、地域包括支援センターを高齢者サポートセンターと呼び、市内に15か所ございます。本市の業務委託により運営され、地域の身近な相談窓口として、介護に関することのほか、福祉や健康、医療など、高齢者に関わる心配事の相談に応じております。このことから法律や制度改正など、最新の情報を高

高齢者サポートセンターに共有することは適切な支援につなげるためにも大変重要なことであると考えておりません。

本市と高齢者サポートセンターとの連携では、高齢者サポートセンターの管理者を集めた会議のほか、社会福祉士や医療関係の専門職会議などで最新の情報や市からのお知らせなど、定期的に情報の共有を図る場を設けております。ほかにも虐待や支援困難なケースの事例検討会議では、精神科医や弁護士にアドバイザーとして参加してもらい、専門的知見による御意見をいただき、その内容は各高齢者サポートセンターに共有を図っております。

なお、このような会議を令和3年度は延べ116回開催いたしました。全ての会議や研修に市の職員が出席し、高齢者サポートセンターとの連携強化を図っております。今後も高齢者に寄り添った相談支援につなげられるよう、高齢者サポートセンターとの連携及び情報共有について積極的に取り組んでまいります。

次に、大項目5つ目、高齢者の社会参加と介護予防についてでございます。

(1)現状と課題については、介護予防とは、心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、社会参加を促すことにより生活の質の向上を目指すものです。社会参加の在り方として、特に役割を持って活動に関わることは生きがいがづくりや介護予防の観点でも有効と考え、その促進を図っているところであります。そこで、市として社会参加の場である市内13か所のいきいきセンターのサークルをはじめ高齢者クラブなど、様々な住民主体の活動を支援しております。一方で、コロナ禍になり、外出機会の減少や活動の制限などにより住民主体の活動の解散を招く様子も見られ、高齢者の心身機能の低下など、様々な課題を生じているものと考えております。これらの課題を踏まえつつ、住民主体の活動を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加を後押しする施策に力を入れることで介護予防の推進に取り組んでまいります。

次に、(2)シニアカレッジについてでございます。シニアカレッジは、市内のいきいきセンターにおいて実施している60歳以上の方を対象とした教養の向上やレクリエーション等に関する市主催の講座でございます。令和4年度は市内7か所のいきいきセンターにおいて、健康体操など体を動かす運動系のものや俳句、水墨画といった文化芸術系など各種講座を月2回程度、年間になると1講座につき10回から18回開催しております。この事業の評価に当たっては、生きがいがづくりや仲間づくりを進め、講座終了後に自主サークルなどで活動を継続いただくことを指標と考えております。令和3年度に実施した14講座のうち7講座は終了後に新たな自主サークルとして活動を継続しており、地域における高齢者のつどいの場として定着しているものと評価しております。

これからの方向性を考える上で課題となっているのは、施設の空き状況や講師の確保などの事情により、市内13か所全てにおいて講座開催に至っていないという点でございます。特に講師の確保に関しては、現在有償ボランティアと位置づけていることから、謝礼金は1回2,500円としており、公民館など、ほかの講座と比較すると、金額に違いがあることを認識しております。シニアカレッジは、地域活動への参加のきっかけをつくり、高齢者の社会参加を促す重要な取組と考えていることから、今後、まずは全てのいきいきセンターでの講座開催を目指すこととし、引き続き社会参加を通じた介護予防、健康寿命の延伸につなげられるよう取り組んでまいります。

次に、大項目7つ目、オストメイトの方への支援の(1)平常時、災害時のサポートの考え方でございます。様々な病気や事故などにより、排せつのためのストーマという人工肛門や人工膀胱を造設した人をオストメイトと呼びます。ストーマを永久造設した場合は身体障害者手帳の取得対象となり、手帳所持者数は令和4年12月末現在で629名となっております。身体障害者手帳を交付する際には市川市障がい福祉ハンドブックをお渡しし、ストーマからの排せつ物をためるためのパウチの給付や自動車税の減免、有料道路や交通機関等の割引制度など

の公的支援の案内をしております。オストメイトとして抱える悩み事の相談先として、当事者団体である市川市オストメイトの会やオストメイトである身体障害者相談員、公益社団法人日本オストミー協会等の情報提供を行っております。

なお、当事者団体では、災害など不測の事態に備え、自助、自らの備えとして、日頃から外出時に複数のパウチを持つようにアドバイスしていると伺っております。パウチの使用方法やケアについては、個別かつ専門的な内容となるため、かかりつけの医療機関、御自身のパウチを購入されている薬局等に御相談いただいております。

また、当事者団体である公益社団法人日本オストミー協会千葉県支部では、オストメイトのための相談及び情報交換、パウチ等の取扱い講習会を開催しており、本市としても後援をしているところでございます。加齢等によりパウチの取扱いが難しくなられた場合は、障がい福祉サービスや介護保険サービス等による御自宅でのパウチの装着等のケアを受けることも可能です。また、オストメイトに関しては広く一般への周知、理解も重要でございます。毎年12月の障害者週間のイベントにおいて、オストメイトも含め障がいに関する周知を行っており、市民の皆様にご覧いただくことでオストメイトへの理解を深めることにつながると考えております。

オストメイト対応多機能トイレは、パウチ内にためた排せつ物等の処理やパウチの交換のためのパウチの洗浄台など、専用の設備を備えたものです。市内公共施設におけるオストメイト対応多機能トイレは市内24か所にあり、その場所は市川市障がい福祉ハンドブック及び市公式ウェブサイトにて施設名などの情報を掲載しており、相談のあった際には、このハンドブックを基に説明しております。このハンドブックの情報については適宜見直しをし、オストメイト対応多機能トイレの場所は、スマートフォンなどで利用可能な市川市地図情報システムいち案内でも確認することができます。

なお、市内の鉄道路線の駅、医療機関、商業施設等の民間施設におけるオストメイト対応多機能トイレの設置については把握できておりません。

次に、災害時のサポートの考えについて申し上げます。災害時の対応の在り方については、平常時の対応についてそのまま生かされるものと、災害時を想定し新たに必要となるものがございます。一例を申し上げますと、パウチの備蓄でございます。本市では、今年度、障がいのある方の当事者団体に災害時に関するヒアリングを実施しており、様々な御要望を伺ったところでございます。今後、民間施設を含めたオストメイト対応多機能トイレの設置状況に関する情報収集、情報の更新や関係部署との共有、災害時の対応等、当事者団体などを含めた関係機関との連携を図り、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 私からは大項目、芸術文化振興についてお答えいたします。

初めに、(1)芸術祭・文化祭についてでございます。芸術祭・文化祭事業は、市内各芸術文化団体の発表の場を設け団体の育成を図るとともに、広く市民に参加を呼びかけることにより芸術文化に親しむ機会を創出する取組であります。市は共催する団体への支援として、行事開催のための会場確保、負担金の交付及びチラシ配布や市広報等による周知などを行っております。今年度は19団体と23の行事を実施することとし、そのうち20の行事を開催済みでございます。このような芸術祭・文化祭事業を含む芸術文化団体への支援につきまして、市民満足度及び費用対効果の視点から見直すことにより施策の質を高めていく必要があると認識しているところでございます。

見直しに当たりましては、絵画や彫刻、写真、音楽などの芸術、能楽や長唄などの伝統芸能、そして茶道、華道、手工芸などの生活文化といったように、多岐にわたる文化活動それぞれの特性に留意しつつ、保護や継承と



いう観点も持ち合わせながら慎重に対応することが必要と考えております。そのため、現在、芸術祭・文化祭事業の在り方につきましては、既存の参加団体と意見交換を行いながら、芸術文化活動に対する支援全体のバランスを考慮した見直しの検討を進めております。具体的な方向性といたしましては、活動ジャンルの異なる団体間の交流を図ることや、より多くの方々に芸術文化活動に参加いただくことをより効果的に推進するための事業とすることを念頭に進めているところでございます。

次に、(2)芸術文化市民団体へのサポートについてでございます。芸術文化団体への活動支援につきましては、さきに述べました芸術祭・文化祭事業をはじめ、団体が運営していく中での各種御相談への対応など、本市といたしましても、可能な範囲でサポートに努めているところでございます。しかしながら、これまで芸術文化団体より、チラシ、ポスターなどの印刷物のデザイン作成や会場設営、SNSを使ったPRなどについて、サポートをしてくれる人がいると助かるというお話も伺っております。その中で会場設営につきましては、公益社団法人市川市シルバー人材センターを御紹介し、サポートに結びついた事例もございます。そのほか、芸術文化団体間の交流の中で記録映像の撮影について、他の団体がお手伝いする形でサポートに結びついた事例なども伺っております。

なお、現在、芸術文化活動に限定したマッチングの仕組みといたしましては、千葉県が運営する文化活動ボランティアネットワークがございまして、これは、日頃の芸術文化活動のスキルを生かしてボランティア活動をした方と、芸術文化活動へのボランティアを依頼したい方のそれぞれの内容をホームページ上で紹介し、両者をつなぐ取組でございます。この取組は、広域で多くの登録を得ることができ、マッチングの確率が高くなることや、ボランティア活動をしたい方にとっては、市域を越えることでより多くの活躍や交流の機会を得られるなどのメリットがあるものと考えております。また、芸術文化団体がデザインや動画制作などの芸術文化活動に限らずサポートしていただける方を探す場合、本市では「いちかわボランティア・NPO Web」や「いちかわ支え合いネット」を利用することもできます。現在、このようなマッチングの仕組みがございまして、芸術文化団体への周知に努めますとともに、芸術文化活動をサポートしたい方、また依頼したい方の両者が出会い、本市の芸術文化の振興が一層図れますよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 私からはオストメイトの方への支援のうち、(2)と(3)についてです。

初めに、(2)関わる部の連携の在り方についてです。周知に関する連携としては、オストメイトの方の使用できるトイレの設置場所をマップ化することなどはとても大切だと思っています。担当部署とも情報を共有し、改めて考えていきたいと思っています。

また、オストメイト用のトイレの整備については全庁的に対応する必要があります。現在は、トイレを新たに整備する場合はバリアフリー法の適用を受ける施設となっています。その他、多目的トイレをオストメイト用に改修する場合にはスペースの問題もあるとも聞いています。このような点を踏まえ、今後、関係部署と会議体を持って連携を図り、推進できるようにしたいと思っています。

次に、(3)備蓄や災害時の配送支援などの考え方についてです。お隣の船橋市では、市内27か所の施設にパウチを備蓄していると聞いています。また災害時に備え、市役所で個人のパウチを預かっている自治体もあります。今後、オストメイトの団体の方と災害時の実情について共有して、御意見を伺いながら対応策を判断していきたいと思っています。

以上です。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、子どもの放課後の居場所についてお答えいたします。

初めに、放課後子ども教室における現状についてですが、現在、市内の小学校義務教育学校前期課程39校のうち、31校で開室しております。今後の方向性としましては、次年度10月より新たに8校が開室することにより、市内39校全校で開室の見通しとなっております。令和6年度には直営9校を業務委託に切り替え、市内39校全校を業務委託とする方向性でおります。

続きまして、ほかの同様事業とのすみ分け、地域力の活用方法と考え方についてお答えいたします。

ほかの同様事業といたしましては放課後保育クラブがございます。就労等で保護者が家庭にいない児童を対象とし、入所の要件や毎月の保育料がかかります。厚生労働省による事業で、家庭に代わる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。これに対し放課後子ども教室は全ての児童を対象としており、無償となっております。文部科学省による事業で安全、安心な居場所を設け、自由遊びを基本としながら定期的に活動プログラムを実施し、異年齢や地域の方との交流により豊かな人間性の涵養を図ります。地域力の活用といたしましては、地域学校協働活動推進員との連携や地域コーディネーター同士の研修会実施により幅広い人材の発掘、情報共有を進め、地域人材の活動プログラムへの参画を拡大してまいります。また、今後有償ボランティアを検討していくほか、公民館や社会教育団体等との連携を検討してまいります。

最後に、災害時の対応についてです。災害時につきましては、放課後保育クラブや学校との連携も必要と考えますので、危機管理部門を含め関係部署とも調整してまいります。また、次年度の全校開室を機に緊急対応マニュアルの改定を予定しております。さらに、防災備蓄品につきましては、一部の教室では完備しており、今後は全ての教室で完備できるようにしてまいります。放課後子ども教室につきましては、現在、市直営の教室と業務委託による教室がございますので、災害時におきましても、情報や対応が同じになるよう努め、子どもたちにとって、さらに安全、安心な居場所となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 私からは大項目、特別な支援が必要な子どもについてお答えをいたします。

初めに、(1)特別な支援が必要な子どもについてであります。特別な支援が必要な子どもとは、心身に障がいのある、または発達に特性のある子どものほか、貧困や児童虐待など、子どもの成長にとって課題のある養育環境で生活する子どもたちであると考えております。これらの子どもたちに対しましては、関係機関と連携して相談から支援につなげ、必要なサービスを活用しながら継続的に子どもと家庭を支えております。

次に、(2)就学までの相談機能についてであります。発育や発達に心配がある子どもについては、こども発達相談室において検査を行い、一人一人の子どもに適した関わり方についての助言や、保護者の心配事の相談に応じるとともに、遊びや活動を通して子どもの発育、発達を促す支援を行っております。経済困窮や虐待など、子どもの養育に関わることにつきましては、子どもに関する総合相談窓口である子ども家庭支援センターで相談や支援を行っております。また、子育て全般についての相談ができる地域の拠点といたしましては、身近な保育施設を登録するマイ保育園、保育園や幼稚園に併設されております地域子育て支援センター、ゼロ歳から3歳までの親子が気軽に訪れることができる親子つどいの広場、18歳までの子どもを広く受け入れるこども館などが設置されております。

最後に、(3)未就園児、グレーゾーン児への対応についてお答えをいたします。

就学前の児童のうち、幼稚園や保育園などに所属していない児童を未就園児としておりますが、外国に居住をしている、医療機関への長期入院や福祉施設へ入所している子どもも想定され、どこにも所属していない在宅の児童の把握は難しい状況でございます。こうした子どもたちにつきましては、児童虐待が疑われる事案の通告や、

育児相談として子ども家庭支援センターに情報が入ることが多くあり、その際には面接や訪問により家庭の状況を把握した上で就園先や手続を案内するなど、一人一人の子どもに合わせた支援を行っております。

また、保育施設に通園している児童の中には、発達特性により集団活動に適応しづらい子どもがおりますが、その中には療育や医療機関による支援を受けていない場合もございます。このような子どもにつきましては、こども発達相談室の職員が施設を訪問し、子どもの状態を確認した上で担当の保育士に対して、その子の持つ特性や接し方などを助言する巡回指導を行っておりますが、訪問する回数も限られており、継続的に支援する機能としては十分ではございません。そのため、身近な地域に拠点を設け、近隣の保育施設や保護者から相談を受け必要な支援につなげ、そして継続的な見守りを行うコーディネーターを配置することは有益な方策の一つであると考えております。今後、様々な先進的な事例の調査を行うなど、特別な支援を必要とする子どもへの地域における相談支援体制について、コーディネーターの設置も含めて幅広く研究し、検討してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 稲葉財政部長。

**○稲葉清孝財政部長** 私からは大項目、仮称八幡市民複合施設についてお答えいたします。

初めに、(1)複合施設としての運用管理についてです。仮称八幡市民複合施設は、子どもから大人まで多様な人が集まり交流することにより、支え合い、高め合うことを目的とした施設で、子育て支援ゾーンとコミュニティゾーンとフリースペースゾーンがつなぐ構造としております。

そこでこれまでの課題への対応ですが、旧公民館の利用者からは、貸室を増やしてほしいといった声や防音機能を備えた部屋を設置してほしいといった要望があり、本施設においては、貸室を増やすほか、防音機能を備えたスタジオを設置し、多様なニーズに対応しております。

なお、施設の管理運営については、民間事業者からのヒアリングなどを参考に、庁内関係部署において協議を行うとともに関係条例の内容について検討しております。

次に、(2)周辺の交通動線や地域の課題についてです。施設周辺の交通動線については、自転車による一方通行などの交通ルールが厳守されていないこと、また無断駐輪や無断駐車などが課題と認識しております。

なお、参道は公道ではありませんが、二の鳥居から神門までは一方通行の指定で規制の対象となり、警察による取締りは可能と伺っております。そこで施設の開館に際しては、当該道路の取締りなどについて、警察をはじめ関係部署と協議したいと考えております。施設北側から西門に抜ける通路について、自動車への対応はボラードを設置することにより規制を行い、バイク及び自転車への対応は、子ども乗せ自転車に配慮しつつ、どのような通行ルールが望ましいかを葛飾八幡宮をはじめ関係者と協議してまいります。

最後に、(3)今までの施設との違い、この施設に求めるものについてです。従来の施設との主な違いは、子育て支援ゾーンについては子育て相談室や子ども用の図書スペースを新たに設置したこと、中高生の居場所としても使用できることなどが挙げられます。コミュニティゾーンについては、新設する音楽スタジオを含め貸室を増設し、同時に活動できる団体数を増やすほか、公民館では制限されていた有償の講座などの開催を可能にしたいと考えております。また、カフェを設置し利用者呼び込み、滞留させることで新しい人の流れを生み出す施設を目指しております。さらにフリースペースを設け、サークル活動などオープンな場で実施していただくことで、団体間の交流や多世代交流にも寄与する施設としたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 答弁は終わりました。

稲葉議員。

**○稲葉健二議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、項目に応じて再質問させていただきま

す。よろしく申し上げます。

まずデジタル通貨なのですが、この実証実験自体に異論を唱えるつもりはないんですが、まず2点。

1点目は、先ほど先順位者の中では、高齢者のお店とか、そういう部分なんかを訴えられる部分があったとして、一部スマホが使えない利用者にはカードを使ってという部分があったにしても、やはり理解がなかなか難しいとか、使用が難しいという意見を実際高齢者の方から聞いています。それは、例えばショップのポイントカードみたいな、そういう気軽さでさっとできてとか、相手が読み取ってすぐそれがそこに反映できるようなもので、日頃のお店で使っているポイントカードみたいなニュアンスで入っていくものであれば、新たなイメージではなくて、市川のポイントカードみたいなもので伝えることでより入り口を広くすることが可能かどうか。

もう1点は、私はどうしても納得できないのが、自治会に入会してポイントをもらおうというこの概念がよく分からない。本来、自治会が、入ったから1,000ポイントもらえるという組織ではなくて、さんざん言っているように、やはり地域が市と協働するための組織であって、そこに入る呼び水として確かにうたったとして、じゃ、1,000ポイント分をもらったから、年間の自治会費1,200円とか2,400円を払って、その方が入ってみて何のメリットもなかったよと苦情を言われるのも自治会になってしまうわけです。それより、自らが自治会に入るような組織づくりをアドバイスするほうが私は優先するものではないかと。逆に、例えば日頃がん検診を受けない世代、有料で高いから受けないという方たちに、じゃ、受けたら1,000ポイントもらえる。そのほうがよっぽど実質的なメリットと健康増進施策につながるかと思えます。これに対して市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 まず、1点目の御質問についてでございますが、御質問者がおっしゃるように、今回はカード式も用意するなど、高齢者やデジタルが苦手な方にも簡単にできるような仕組みを整えております。このような点をさらに分かりやすくお伝えしていくことで、今までデジタル等に否定的だった方にもなるべく丁寧にアプローチをしてみたいと考えております。例えば実際に使われている方の生の声をお届けすることで、苦手意識をお持ちの方にも親しみを持っていただけるのかなと感じております。今回の事業は、デジタルが苦手な方が疎外感を感じることをないように十分に周知を図ってまいりたいと考えております。

それと2点目の自治会の入会に関しましては、これはあくまでも私ども、今、実際に自治会に入会する方が減少しているという実態をもちまして、1つのきっかけとして考えていただけたらなと思ひまして、そういうことを取組として盛り込んだものでございます。確かに御質問者が言うように、自治会は地域と市の協働ということと大きな目的がございますけれども、自治会に入るのを拒んでいた方も一度加わっていただくことによって、実際に自分で感じていただいて、そういうことが長続きすると。また、これで地域のコミュニティーが活性化していくことができたらと思ひまして、今回加えたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 いろいろお話を聞きましたけれども、呼び水というか、例えばデジタルに参加してもらって、高齢者の方にもこうやって触れてもらう、それは別に大事なことだと思う。ただ、その手法とか、例えば内容とか、それが次へ拡大するステップでないと、本来施策としての意味は半減してしまうのかなと思ひます。ですから、例えば健康のポイントをつけるのであれば、それをどう継続させていくのか、どうやってそれを自分の健康のためにつなげていく、イコール、これが市の健康につながっていくんだよという施策のつながり方を提示しない限りは、例えばプレミアムで付与したものは使い切ったら終わりなわけであって、そこから先、そのお店にもう1回行くような形につなげるようなのも経済的施策にもつなげなきゃいけないだろうし、このポイントは何か月の実証実験で終わるのではなくて、そこから次をどうするかが一番重要なお金であって、やっぱり目標が見え

てこない、例えば単に5月から始まって何か月やりました、これだけ売上げが上がった店がありました。こんな結果が欲しいわけじゃなくて、次の市川市にどれだけメリットが来るかということをどういう検証するのが一番重要であって、そこがもっとお金をかけても価値があるかもしれないし、逆にその内容によっては無駄な実証実験になったと言われかねないことも両面持っているんじゃないかと思っております。これは今後検討していただきたいと思っています。

続いて水辺のまちづくり、これはぜひやっていただきたいんですけども、他市に健康都市の視察とかへ行くと、例えば水辺沿いにやっぱりいろんな仕掛けがしてあるんですね。市民の方が自ら動きたくなるような、そういう仕掛けがしてあるんです。それは行政がお仕着せにやらせるのではなくて、やったら楽しいだろうなという施策につなげるから継続されることであって、高速道路のポイントじゃないですけど、1kmごとに2次元バーコードをぴっぴつとやると何kmやって何ポイントたまるとか、その目で見えるような施策とか、そういうことにぜひつなげていただきたい。要するに途中途中で椅子を置いたから、例えば花壇があるから、こういう議論ではなくて、それが面白くなるような仕掛けをする、それをやっぱり一番考えてほしいと思います。これは再質問は結構です。

続いて、地域の安心、安全です。カメラつき防犯灯、これを否定することはないんです。ただ、一番懸念して今回ヒアリングしている中で気になっているのは、既設の場所にもうLED灯がついていて、交換ではなくて新設をするには、既設のものがあつたときに、そこにカメラつき防犯灯をつけたい場合には、その元々を移設しなきゃいけないとか、例えばそれを撤去して別のものに交換しなければいけない。じゃ、カメラだけでは、これが要するに可能なんですかという今回の対象にはならないという形で聞いています。それでは本当に必要な場所にカメラつき防犯灯をつけたい人が、わざわざ1回そこについているものを移設して、そこにまた新たに付けなければいけないことが発生してしまう。これについてはどうお考えでしょうか。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 お答えいたします。

カメラつき防犯灯は自治会内で協議し、防犯効果の高い適切な場所に設置してもらいたいと考えています。その場合、御質問にありましたように、既にLED化されている場所にカメラつき防犯灯を付け替えることも十分に想定されます。一方で、防犯灯のLED化は平成23年から開始しておりますことから、自治会内には耐用年数を迎える古い防犯灯、LED灯もあるかと思えます。カメラつき防犯灯の付け替えにより取り外すことになったLED防犯灯は、耐用年数を迎える古い防犯灯との交換やLED防犯灯の新設が必要な場所へ設置するなど、御活用いただきたいと考えました。

なお、付け替えに伴う費用につきましては、基本的には補助制度の活用ができると考えておりますので、金銭的な負担も少なく済むのではないかと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 カメラつきという新しい、例えば地域を防犯するというツールに関していろんなやり方があると思うんです。だから、新しくつけるから前のをどかすとかという議論が大切なことなのか。例えば必要な場所にカメラつきが欲しい、ここは今までの防犯灯でいい、そういうことをやっぱり地域が選択しなきゃいけないわけですね。それによっては、例えば道路を挟んで町会が違うときには、こっち側からのカメラを両方に向けられるようにして、向こうからもらえるようにして、両方で地域を広げて映るようにすることだって可能かもしれない。そういうときに、今、既設のLEDがあるから、そこにはつけられないからそれを移設までしてとか、こういう議論になる可能性。そうすると、今後、例えばもう1個の防犯灯の補助金なら使えるという話になっちゃ

う。そしたら、また元の話になってしまう。これもまた違うんだろうなど。やはり使いやすくってつけやすくって活用してもらいやすいという仕組みを、例えば今年度はそのやり方をしたとしても、じゃ、次、今度カメラだけでもいいですよといったときに、今までのもう一つの防犯カメラの補助金のほうも整理しなきゃいけないかもしれない。これが施策が二重にダブったり、無駄なことにもなりかねないかなと思っているので、それはよく検討してください。

続いて、自治会の方と先ほど言った防犯パトロールというのが、ある意味、一部形骸化しているところもあったり、逆に言えば頑張っているところもあったり、やっぱり活動に悩んでいるところも多いんですね。そこに関して次どうしたらパトロールがよくなるんだろうか、どういうふうにしたら自治会と一緒にもっと楽しくやれるのかとか、市がどういうふうに応援したらやってもらいたくなるのかとか、先ほどの1問目でお話ししましたが、例えば独り暮らしのところにこんこんとノックをして、こういう形で変な声がかかったら気をつけてくださいねとパトロールで回るのだから防犯パトロールだと思うんです。そのときに市の職員と一緒に回ったり、警察の方が一緒に回ったりして、そうやって地域を回るのも防犯パトロールかもしれない。その人に対して声をかけて回ったり、拍子木をたたくのも防犯パトロール。そういうのをいろいろアンケートを取ったり、いろんな自治会の声を聞いて今後どうするかをよく検討しないといけないと思うのが1点です。

それと、いろんな自治会の方の話を知ると、やっぱり私たちはどうしても高齢化、高齢化って、すぐこういう言い方になっちゃうんです。でも、そういう方たちがどうやったら参加できるか、どうやったらやりやすくなるかということも一緒にお話をするようにしてもらいたいと思っています。これに対して市の考え方だけお聞かせください。

○松永修巳議長 蛸島市民部長。

○蛸島和紀市民部長 まず、御協力をするというような形のお話をさせていただきますと、御質問いただいた際に警察との協力、また市の職員の協力というようなお話だと思うんですけども、警察には前もって、全ての要望にお答えすることはできませんが、可能な範囲で移動交番が協力することは可能であるというようなお答えをいただいています。また、自治会連合協議会の会議などに市民部の職員が参加させていただいた際に御意見や御要望を伺うこと、これまでもございました。毎回というわけにはいきませんが、例えば自治会が行う防犯パトロールを実施する際に、警察も含めて市の職員も同行させていただくとか、職員の顔が市民に直接見える関係となることで身近な存在として認識していただけるものではないかなと思っています。そのほかにも、どのような形で地域の活動に協力できるのかは検討していきたいと考えています。

もう一つ、具体的な対応、今後も自治会とは協力をし、いろんな方策を検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 本当に協力している方の意見を聞く機会が一番大事であって、その方たちの意見を生かせない限りはどんどんそのコミュニケーションは沈んでしまうということをぜひ一番理解していただきたいなと思っています。

それでは、次、ごみ処理、資源化についてに移ります。市長のタウンミーティングのときにもお話が出たように、ごみの収集時間が遅くなっているという意見が出たことがあったと思います。午後になってしまっているとか、そういう意見に関して市長が検討しますということでお答えしていたと思います。これはよく調べてみると、今まで週2回でやっていたローテーションを3回にしたと。どうしても午前中回る車が午後には違うところを回って収集するから午前、午後ができてしまっていると。そうすると、当然午後のほうをもらった地域はずっと

午後なんですよ。じゃ、夏場とか、本当に臭いが出るとか、そういうときに、いつでもひどいときは午後2時とか、こういう収集時間になっているんです。それは私たちが我慢するのか。じゃ、今度交代してもらって、その地域、午前の人たちが今度午後に戻ってもらう。そうすると、今度、その方たちが同じ憂き目に遭うということになるんです。

これは、じゃ、どうしたらいいか。そうすると、今度いっぱい回すためにパッカー車を増やすとか、例えば費用をかけて人員を増やす、これではもともとの意味合いが変わってしまうだろうと。そういうところを丁寧にすると、例えばローテーションを決めて、今、週3回行くんだったら、2回は午前だけど、じゃ、1回は午後にして変わってもらうとか、自治会がこの日だけは午前に行くとか、例えば早朝収集を実行して午前中に2回回れるようにするとか、こういう工夫は取れないんでしょうか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 申し訳ございません。まず、発言の訂正をお願いいたします。

先ほどのペットについての質問に対する答弁におきまして、令和4年6月1日を令和6年6月1日と申し上げましたが、正しくは令和4年6月1日でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○根本泰雄環境部長 お答えいたします。

燃やすごみの収集時間につきましては、今お話のあったとおり、週2回から週3回に変わったことにより、地域によって時間の変更が生じていることは認識をしております。限られた台数で効率的かつ迅速に収集を行っているところですが、今御提案いただいた、例えば曜日をそれぞれ入れ替えたらどうかということや、早朝も考えてみたらいかがかというような御提案も含めまして効率的になるように、また、市民の方々が過ごしやすい町となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 検討とか研究というんじゃなくて、現実的に日々がこういう状態であるわけですよ。そこにカラスの時期になるとカラスの問題が出たり、もちろんネットでとか、いろんな工夫はしています。でも、先ほど言ったように、朝持っていかれている区域には課題がないかもしれないけども、逆に言うと、午後の人たちはずっとそれを、要するに管理する時間が長くなっていくわけですね。そうすると、その中で行われている、例えば地域外の人が置いていっちゃう可能性も増えたり、あそこは遅いから出せるとか、こういうふうに学習されることがあって、そこから辺も要するに懸念材料が出てしまうんですよ。だから、今後検討するんじゃなくて、すぐ検討して、できるなら来年度からでも、そういうローテーションができるようにぜひ実行してもらいたいと思っています。

次に、ペットボトルの資源化なんですけれども、やはりずっと言い続けているように、ごみを減らしたり資源を増やすというのは市民の協力なくしてできない作業でしょうから、そこに対して、要するにペットボトルを抜くだけで、プラスチックのごみの日がかなり減るのかもしれないし、燃えるごみの日も減るかもしれない。ただ、抜き出したものをどの日に出せるか。例えばそれは資源の曜日が1日あったときにペットボトルだけを別に出したり、そういうものを今の市のローテーションの中ではできなければ、松戸市みたいに、それ専門の業者が回っていってもらって行く、それで資源化につなげているという事例で自治会が行っています。それを前回は質問していると思いますけども、今後、市はそのように実行できそうなものはするべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 現在、本市では、ペットボトルとプラスチックの容器包装を1つの袋でプラスチックごみとして収集をしていて、さらに中間処理施設で、その中からそれぞれペットボトル、その他のものという形で処理をしています。今後、製品プラスチックというものの資源化や、そういった点も含めまして、市民の方にどうやって出していただくのか、どうやって収集運搬していくのか、そして、どこで処理をしていくのかということを含めて現在検討を深めているところでもありますので、できるだけ早い時期に最も効率のよい方法でお示しできるように進めているところでもあります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしくお願ひします。

それで先ほど答弁いただきました、例えばごみの量の少ない公共施設とか、あと、例えば小規模の形。もちろん無料で出せというのではなくて、今出しているものを有料でどう効率よく引き取ってもらえるような形を検討も、これも急いでもらいたいなと思っていますので、それはよろしくどうぞお願ひします。

次に移ります。空き家対策ですが、市がやろうとしていることは決して間違っているわけでもないし、他市もどんどん進んでいることは間違いないと思います。逆に言うと、どう市川らしさを出すかというのが一番これからの部分だと思っています。

私は九州の2市、空き家バンクに行きましたけれども、例えば都市部だからの課題があったり、逆に都市部からこういうところを考えなきゃいけないとか、今までだと空家等対策協議会の中で議論していた、今までの部分じゃないものを議論しないと、例えば課を設置したとしても、急に好転するとか、急に所有者が見つかったとか、こんな簡単ではないと思うんですね。ですから、利活用するものと売却とかするもの、そして除却を先進めておいて地域の安全、安心につなげていくとか、こういう形でやっぱり1個ずつトリアージしていく、そして、その中でどうやって深く入っていくかということをしすべきだと思います。これについての御意見をお願ひします。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

今の市川市空家等対策協議会におきましては、不動産業をはじめ大学教授、それから弁護士、また建築士、司法書士など、様々な学識経験者等で構成されておりますので、今後、市川らしさといいますか、今後の空き家の課題に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 これはぜひ市長も、市川はこういうふうに通動しているとか、市川の空き家対策って、逆にこういうところがすごいんだよと言えるようなものにしていかないと、これで空き家が何件減りましたとか、こういう議論が結論ではないと思うんですよ。地域の中でその空き家をみんなで考えて、どう処分したり、どう利用したり、そういうことも地域を動かすから、空き家対策だと言いつつ地域を利活用している、生き返らせている1つの手法にもなるのかもしれないと思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願ひします。

それには、それをしやすい、先ほども言ったように、じゃ、住宅の特例を使えなくなるからとか、壊すのは要するに売り手が見つかったからとか、現実的にこういう議論になってしまっているわけです。それを約束して、売却の際にそれをやらなかったら、この特例は消えますとか、そういう前段の条件をつけた上で例えば除却をしやすいさせたり、そういう形の次のステップに動かしやすい手法も現実的に考えなきゃいけないかと思いますが、もう少し深く市のお考えをお願いします。



○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

空き家につきましては、市で地域の環境の保全のために管理不全の空き家に対する対策を講じていかなければならないと思っています。先ほどの除却、税の問題も含め、街づくり部のみならず関連部署とも連携を図るなど、対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。

それでは、第47号いのちの基金のほうに移ります。これは入り口としては非常に面白い施策であり、もし今後、市民をそういう形でどんどん巻き込んでいったり、市民の浄財がもっと入ったり、そして市民の声が聞こえる施策につながれば、これは市民として目が届くような条例になると。要するに何となく条例というと、ふだん、例えば自分たちの身近には存在しないようなものが、例えば自分の100円の浄財でペットとか犬、猫が助かったり、いいことにつながるんだよという形でお小遣いをためさせたりとか、いろんな形に使える入り口ではあると思う。ただし、じゃ、現実的に浄財が集まらなければ、その3,000万円がだんだん減っていくかもしれない。それを税金で補填してしまっていたら、これもまた違うだろうし、逆に言うと、その3,000万円の浄財を寄附して下さった方じゃなくて、その後に応援して下さった方が、どういう形で応援してメリットを自分に、例えばこういう形でペットを応援したという結果がついてくるとか、自分たちの声を聞いた施策につながっていると、そういうコミュニケーションを取る手法としてはどのように考えますか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 今後、寄附の具体的な手法を整理しなければならないというふうにまず考えております。そういった中で、寄附をしていただいた方の御意向をお聞きできる仕組みであったり、その結果、事業結果としてどんなフィードバックがお示しできるのか。また、返礼の在り方などについて検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 議案なのであんまり深入りはしませんが、基本的に条例をつくって、ここから生きていく条例とか、活用できる条例。例えば条例の施策の中に教育委員会でやっている獣医師会さんとコラボしている命の教育みたいな、そういう使い方。例えば子どもたちに動物の命の大切さを教えたり、獣医師ということのキャリア教育を授業の中でやって下さったりしている事業がありますよね。そういうことにもつながったり、そこに今まで教育委員会の予算の中で30万円でしたかね、間違っていたらごめんなさい。その金額でやってもらっている、そういう活動をもっと増やす活動につなげたり、ペットに対して直接子どもたちも触れたり、そういうことが分かるような教育につなげたり、そういうことに応用してもらうことをぜひ検討していただきたいと思います。今まで、例えば税金だと出しづらい、項目では出しづらいけど、この基金からだったらこういう事業はやりやすいとか、そういうものもあると思うんです。だから、そういうところをうまく使って、この基金を生かせるようなことをぜひ進めていただきたいと思います。これは要望で結構です。

次が議案第56号の放課後児童健全育成事業の条例変更です。これは十分分かっているように、もともと学童のほうに条例の変更があって、それを今度、国のほうで変更しなさいと言って変更するわけなんですけど、もちろん条例改正だから、それだけのことなんですけど、でも、先ほど答弁いただいているように、同じ時間に同じように子どもたちを預かっているものがあって、まして御存じのように、これは生涯学習、先ほどの子ども教室は所

管しているところは学校教育部ですよね。ここだけでももう分かれてしまうわけですよね。でも、同じ学校の中に別な部屋を持って、同じ学校の子もたちを預かっていたりする時間の中で、要するに施策の違いで定期的な預かりとフリーで預かっている。また後半でやりますけど、子ども教室のほうは例えば固定者じゃなくて登録制度とか、いろんなものがミックスされている状態。でも、子どもたちの安全、安心に関しては同じ条件の中でいなきゃいけないわけです。そうすると、それをぴっちりと部が連携したり、施策を、やっぱり部が離れていても同じ担当する者が連携する状況をいつも継続的に話し合う必要があると思います。これに対してはどうでしょうか。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 放課後保育クラブと放課後子ども教室とは、災害や緊急時の対応や避難、備蓄などに様々な部分で協力し、子どもたちの安全、安心を最優先に考えていくべきと考えております。これまでも学校単位では、放課後保育クラブの職員と子ども教室の職員との間で情報共有が図られてきたところではございますが、これに加えて教育委員会の職員や放課後保育クラブや子ども教室を運営する事業者との間で定期的に情報を共有したり、研修を行うような仕掛けの立ち上げについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いします。

そこでもう1点あるんですけども、先ほど答弁にもありましたけど、結局、災害時の対応とかは、学校が開いている時間帯であれば、学校も巻き込んだ形で子どもたちの避難とか一緒に動かすことが可能になります。でも、土曜日みたいに学校休業日のときに子ども教室と、学童だけが動いているときに、じゃ、どういうふうになきゃいけないか、これもまた設定とかマニュアルも変わる部分。そして今度、危機管理が所管している小学校区の防災拠点協議会が今度立ち上がったときに、じゃ、今度立ち上がった中で子どもたちはどう引き受けるかも議論されていない部分になるわけです。そうすると、要するに教育委員会だけの議論と、市長部局のそこと、ここもちゃんと連携しなきゃいけない。そうやって入っていかないと、子どもたちに何かあったときに、うちは知らないとか、うちは入っていないとか、例えば防災訓練を一緒にやるとか、そういう協議会とか、会議の段階でも一緒に同席するとか、こういうことも必要だと思います。これに対して危機管理監の御意見を。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 やはり子どもの命の問題です。大変重要な問題だというふうに私は今思っています。いろいろな部署が連携して子どもの命を守っていかなきゃならないということで、私もそのように思っています。まずはお子さんが、土曜、日曜に父兄の方が迎えに来られない場合も大きな災害はあると思っていますので、そういう事例を出しながら教育委員会と危機管理部門と連携して解決策をつくっていく、そういうふうになりたいと思います。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 それで教育委員会の方にもお聞きしますけれども、当然そこで、放課後であったとして、一般の子どもは帰っているかもしれない。でも、残っている子がいたり、そういう中ではやっぱり学校を運営している側も同じ共有をしなきゃいけない内容だと思うんですよ。それは要するに学童担当なのか、例えば子ども教室だからとか、そういう議論じゃなくて、同じエリアの中にいる子どもといつも危機管理の部分とか安全管理の部分共有しなきゃいけない。そうすると、やはりそれは学校も一緒に入ってなきゃいけないだろうし、そこに共有するマニュアルなり対応をいつも共有して議論している場所になきゃいけないと思いますが、これに対して

教育委員会の御見解は。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 御質問者のおっしゃるとおり、やはり放課後預かっているという大事な子どもたちです。危機管理対応マニュアルの中に組み込んで連携しながら対応に当たっていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。この議案というか、条例は放課後の健全育成事業というくだりをうたっていますけども、そこにはいろんなところが絡んで初めて健全育成事業の安全を守ることにつながるわけであって、決して条例の一部改正で安全管理計画を提出したら終わりではなくて、これを機会にみんなで考えるというのが一番必要かと思えます。ありがとうございました。

続いて高齢者の窓口支援なんですけども、答弁で十分分かりました。ただ問題は、1点気にしているのは、今、そのようにサービスが生まれてスタートする。でも、ここにもし介護の——さっき言った介護はまとめましたというお話がありました。じゃ、介護が必要かもしれない。介護の税金というか、お金の部分も分かる人を置いたほうがいいんじゃないかとか、例えば運営しながら、もっと便利にするワンストップサービスにするために、部も分かれる、担当、係も膨らましていかなきゃいけないことを継続的に考えなきゃいけないと思いますが、これに対してはどう思われますか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今、御質問者がおっしゃるとおり、ワンストップはこれで終わりではなくて、いろいろな市民のニーズもございますので、それにどんどん応えていくべき、関係部署と連携を図って向上してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 その際に一番懸念するのは、今、既設の部とか、課とか、窓口はもちろん動かして、あそこの1階は例えば市民部が対応しているかもしれない。だけど、今、その移動とか、直しているというか、そういう組み替えをしているのは企画部かもしれない。今度動き出したときに、じゃ、どこがそれを所管して、どこの部分で直していくときにずっと企画部の中にあるものなのか。今度、市民部がそこを背負っていくのか。市民部が、例えばここにもっと介護がいてほしいとか、指示を出せるのか。こういうところは私たち、市川市の組織の部分にいない人たちにとっては分からないんですよ。誰から指令を受けたらこれができるのかとか、誰がこういうふうに改善を指示する——もちろん市長が出していただくには問題ないでしょうけど、そういうところが要するにどういうトップダウンさせることができるのか。単純に言うと横串横串と言いますが、現実的に、じゃ、皆さんたちの部は横の部の人にこれやってくれよ、分かりました、そう簡単なものでもないかもしれない。そうなったときに、今言ったように、現実的にどんどん改善してほしいわけじゃないですか。それはどこが責任持ったほうがいいでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 今、御質問者がおっしゃるように、どんどん改善していいサービスを提供していくということが重要だと考えております。その際に、やはり今の市民ニーズは様々な施策が絡み合っているということを考えております。例えば1階に来るお客様も、やはりいろんな問題を抱えてくる方がいらっしゃると思いますので、その都度所管部とお話をさせていただきながら改善に向けて、調整するところはもちろん私どもでも調整い

たしますけども、やっぱり現場で市民に接している所管が一番事情を分かっていますので、その事情を踏まえながら調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくをお願いします。結局ワンストップで、1人の方がここに座っていて、みんなが向こうから来てくれる、そうなんですけど、でも、その場所にどういう人材を配置するかがいかに効率よく進む結果につながるわけであって、かといって、何十人も置くのが必要かって、そうではない。やっぱり効率的に計画したり、直したり、それはやっぱりぜひよろしくをお願いします。これは結構です。

続いて、高齢者の社会参加についてに移ります。これはすごく大事な話であり、割と目立たない話の一つなのかもしれないけども、そうやって高齢者の参加がどんどん頑張れば、例えば健康にもつながったり、そうやって意識にもつながったり、予防効果にもつながるとか、いろんな仕組みとつながってくるから大切だと私は言っているわけです。そうすると、例えばフレイルとか、健康福祉センターとか、体操やろうとか何とかかって、それは1個1個の仕組みの一部であって、要するにトータルで今後どうしていこうかと考えたときに、やっぱり一番大事なのは市民を巻き込まなきゃいけないんだろうというふうに思っています。

それはどういうことかという、例えば職員がいて、そこに通ってくる人だけじゃなくて、先ほど言ったように、シニアカレッジができたから、そこでサークルが生まれる。そこでどんどん、また違うコミュニケーションがつくられたり、根本的には波及するわけですよ。それを狙っていく。そうすると、例えばそのサークルをやった市民が次のサークルをつくって拡大していったり、そうやって応援したり、じゃ、全館そろってないものを、どこかからその方が応援しに行ってくれたり、そうやって市民が市民を助けていく、要するにローテーションみたいなものをつくれることが、例えば費用の問題よりも逆に人間的にとか、そこを埋める効果を生み出すのが私は大事だと思っています。これについての見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続ける町を目指すためには、社会参加を通じた介護予防を進めるとともに、元気な高齢者の方には支援の担い手になることを期待されております。シニアカレッジは地域活動への参加のきっかけをつくり、高齢者の社会参加を促す取組でございます。引き続きシニアカレッジを含め、地域活動の担い手として御活躍いただける市民を育成し、市民が市民を支える地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 実に見事にきれいにお話しされて、そのとおりなんですけど、でも現実的に、じゃ、どうやったらそれができるか、どういうふうに市民を巻き込むかって、先ほどの自治会もそうなんですけど、結局市民が市民を助けてくれなければ、やっぱり行政の職員だけで回るわけではないのと、それをどうやって応用していくかが一番重要なポイントだと思っています。

続いて、先ほどシニアカレッジの報酬を聞きました。2,500円。この2,500円から源泉税を多分引かれていて、なおかつ交通費も出ず、例えば本八幡駅からバスに乗って宮久保まで往復して、バス賃を往復で何百円かを支払う。その2,500円から出して、それは確かに有償ボランティアという言葉にはなったとしても、ほかの施策、例えば公民館主催事業の講座の講師報酬なんか、もっと高いですよ。2倍ぐらいいかなと思っていますけど、その辺、今後どうすべきかというのはどう考えますか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

講師を確保するためには、先ほども御答弁申し上げましたとおり、謝礼金の額も大変大きな課題と認識しております。シニアカレッジの講師謝礼金は1回2,500円に対し、公民館の講座などでは8,000円以上と、金額にかなり開きがあると伺っております。引き続き必要に応じて、ほかの事業等との格差是正といった点も大いに意識しながら、幅広い人材にお声かけして講師を確保することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 生涯学習部の方は分かるでしょうけど、公民館主催事業があって、そこに講師を呼んで講座を開いて、その後はサークルとか、そういうスタイルが多分あってというやり方と似たような形が取れているんだと思うんですけども、一方がこの企画で一方はこれでは、もちろん講師は高いからいいものって、これだけの理由で言っているのではないんですよ。先ほど言ったように、いい講師でいい学びをして次の教えるいい趣味をつくってあげれば、そこからは違う話になるわけじゃないですか。でも、その呼び水があまりにも低いと、有償ボランティアというのはこれだからいいですよとか、これだったら行かないとかって議論しているんじゃないかと、気持ちで行っている話だろうけど、ただ、あまりにも、ほかがこの金額で、市川市がやっているそういう事業、こっちは何でこんな少ないんだろうと、これではやっぱりちょっと違うのかなと思います。今後、ぜひ予算なんかでは、担当の方、ぜひ頑張ってください、講師料を増やせるように財政部長もよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。続いて、芸術文化です。先ほど言った芸術祭・文化祭って、大勢の方に手伝っていただいているのはもう十分理解しているんです。ただ、例えば合唱を例に1個取ったとして、合唱祭って、1つの大発表会の場がありますね。そこへ行きつつ日々練習したり、毎週練習したりします。これに対して、市は応援が全くないんですよ。現実的に、そうすると練習費は自己負担して、自分たちでお金を払ってやっていっているわけです。発表するときには文化祭として市が応援事業になったとして、もしこれがスポーツの部分だと、スポーツ協会、体育協会に加盟しているところは、例えば体育館を借りるときの減免措置があって、金額が安くなって借りたりできているわけです。でも、例えば合唱をやっている人は、文化行事に最終的に参加していても、日々の練習は全く普通どおりお払いして、そのときにそれを受けているからというのが現実なんです。そうすると、今後、文化祭・芸術祭を整理していく上では、やはりそこもフォローしながら大会のほうも自己負担を増やしてもらおうとか、そういう形で少し痛み分けをやる反面、逆に言えば、こういうところは応援できますよというのも必要かと思いますが、これについて市の見解を伺います。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

御質問者がおっしゃるような、練習を含めた日頃の芸術文化活動への支援につきましても、支援全体のバランスや既存制度を踏まえつつ検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひこの辺はよろしくお願いいたします。市の仕組みが、僕も長く議員をやらせていただいている中でなかなか難しいというか、イレギュラーな状態があって、例えば子どもの施策とか、自治会とか、そういう形で使うときは会場費が5割になっているとか、じゃ、同じような形で、言い方を変えると、現実的な話、自治会の中の合唱部があったら5割減免になっちゃうわけですね。でも、そういうイレギュラーなことをしたいという話ではなくて、やっぱり体育とか、そういう文化芸術も同じように、市がこういう協力をするのであれば応援

していきましょうという仕組みをお互いつくるべきであるというふうに私は考えていますので、ぜひよろしくお願いたします。

続いて、オストメイトの方の支援について伺います。これは先ほど先順位者の公明党さんのほうからも言われているように、避難所の危機管理にもつながる施策にもなります。それはどうしてかということ、公明党さんの話の中で、体育館のエアコンとかも本当に大事だし、洋式化とかも一生懸命話されていたことは理解しています。そこに、オストメイトさんって、やっぱり必要なトイレがあるわけです。それはどういうことかということ、やっぱりパウチを洗浄したりする、流したりする必要性もあると。それでは、今の既存のトイレの中ではできないんですよ。この間、防災リーダー講習で八幡小の中をしっかりと見て回ったときに、どのトイレのところも使えないんです。それはモップで洗って使うという場所を発見して、ああ、これなら使えるかなと思うと、雑排水のところと汚物を流す場所がそこではできないということは伺いました。じゃ、やらなくていいわけじゃなくて、でも、やらなきゃいけないだろうと。

それと、例えばそこに車椅子の方が来たときにどう考えようかなと思ったときに、じゃ、体育館から本体のほうに行く途中の段差、これは当然車椅子は通れないですよ。そこに臨時スロープをつけたりとか、誰かが持ち上げてくれるんじゃないとか、そのまま車椅子で入れるトイレ、ここまでやっぱりカバーしてあげなきゃいけないと思うんです。洋式化も大事、エアコンも大事、プラス、パウチを洗う洗浄場みたいな形をつくったり、例えば個室じゃなかったら臨時に鍵をかけて中が使えるようにしてあげるとか、こういうのを教育委員会の例えば教育施設課が担当しろじゃなくて、要するに全庁的にそういう危機管理の上で進めないで早く進まないと思うんです。これについて危機管理監の御意見を。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 先ほども答弁しましたが、やっぱり全体を取りまとめていくということが大切だと思っています。空調の件についても、バリアフリーの件についても、これまで震災を見てきて、また水害を見てきて今取り組んでいるという事実がありますので、それも全体を通して情報共有してきました。今後も引き続きそういったことを含めてやっていきたい、連携していきたいというふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 それは、やはり今、避難のことばかりを考えていますけど、じゃ、オストメイトの子どもがもしいたとして、それが例えば入学していた。その子はどうしたらいいんだ、受け入れないのかという議論にもなったり、そのとき改修するのか。やはり全フロアとか、全校舎にはなかなか難しいかもしれないけど、1つの校舎のここにはちゃんと、要するに多機能トイレは完備していますよ、ここなら車椅子で入れるんですよとか、やっぱりそれぐらいは造るべきであり、絶対必要なものだと思っています。ですから、これは学校の施設改修とかと同じ考えで進むじゃなくて、別な考えで先にこういうものを進めていかないと、トイレの改修に合わせてやりますとか、そういうことじゃないかと思っています。オストメイトの方って、先ほど千何百人でしたっけ。その何人かの方が避難所に来たときに、例えばエアコンはありがたい、ついていました。でも、パウチの交換ができません、これも違うだろうと。これはぜひ全庁的に進めていただきたいとお願いたします。

それで先ほど福祉部長のほうからお話いただいたように、民間の資料とか情報が得られていないというのは答弁で聞きました。これはやっぱり大事なことなので、例えば駅前のビルの中には多機能がありますとか、この何階には多機能がありますと、その情報を持つだけでも安心ができるわけです。例えば南口に行くと。もう少し離れたところに児童相談所がある。昔の児童相談所だったら駄目だけど、今の新しい児童相談所になったら多機能になっているとか、こういうところも改修されて出てきているわけです。そうすると、そういうとこ

ろをいかに把握して、先ほどのマップとかに落としたり、例えば手帳に落としてあげたり、その情報があるだけでも安心できることと、そうすると、その方たちが何かあって外で出ている、必要があったときにどこかないですかというときに、じゃ、スマホを持っていないから位置情報は取れません。でも、手帳があったら見れましたとか、あと本人じゃなくて、家族も情報共有しなきゃ駄目だと思っているんです。やっぱり家族が助けてオストメイトさんを支えているんですよ。そうすると、そのオストメイトさんを支えるときに、自宅に電話でどこか場所分かるとか聞いたら、家族もそれを教えてあげるような体制づくりも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

オストメイトの方の場合、当事者の団体の方から非常に細かい御要望もいただいております。御家族であったり、情報をどのように把握しているとか、報告書も先日いただきました。民間施設、市内には大きな商業施設もありますが、それを把握していないということを今回認識いたしました。民間施設を含めた幅広い情報を収集いたしまして皆さんに提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくをお願いします。先ほど答弁にあったように、船橋ではパウチを備蓄しているんです。習志野もそうだったと思います。何でもいいわけじゃなくて、パウチも例えば小腸用、大腸用とかって、種類もあります。そうすると備蓄というのは、例えばAという避難所にこれが幾つかありますと。例えば情報共有して、そこに足りなかったらどこから持ってこれるようにするとか、そういう連携も必ず必要になってくる。

それはどこが管理するんだ。災害時だから危機管理なのかじゃなくて、やっぱり責任持つ部がそれをトータルでいつも把握してないと、それがなかなか、いざとなったときに欲しいわけであって、ふだん逆に言うといつも連携しておけというのが現実なんですよ。そうすると、最悪、今言ったように、市川も備蓄するようになったとして、船橋も備蓄していますと。じゃ、市川が足りなくなったから船橋からも借りようとか、こういうことだとして、要するに他市連携も可能になるわけじゃないですか。それには、今度は逆に市長たちが近隣市と、そういう災害提携も含めて考えるところをどんどん1個ずつ外に向かって発信して交流をつくってしてくれるのが私は市長がやる仕事の一つだと思っています。それを、逆にどんどん市長にこれお願いしますと上げるような部署じゃなくちゃいけないのかなと思っているわけです。これとこれをぜひ締結してほしいとか、そういうふうでどんどんネタをつくれるような部署になっていってもらってほしい。これは要望で結構です。

あと、一部パウチも経済的な収入、所帯によって補助制度とか、金額の制限がかかっていたと思いましたが、やはりお金を持っているからパウチのお金は苦勞していないんじゃないかと、要するに日々生きている限り使っていくものなので、経済的支援を少しでも応援できたり、例えば一律に低くしてあげたりとか、そういう制度は見直してほしいなと思っていますので、今後ぜひ検討してほしいと思います。多額の納税者だからいっぱい払ってくれよと、こういう議論じゃなくて、やっぱり生きていくための必要なパウチなんですよ。それを応援してあげるのぜひ大事にやってほしいと思います。これをお願いします。

続いて、ペットについてです。先ほどお話あったように、災害時に放浪ペット、こういう言い方が適切かどうか私も分かりませんが、阪神淡路のときに、とにかく犬猫、迷い猫がいっぱいいたわけです。現実的にいろんな形で放浪のペットが数いるんです。ただ、年間にかなり減ってはきたんです。今、現実的に市川市が求めているというか、間違っていたら申し訳ない。市川市に推定で3万頭ぐらい犬がいると言われていて、その6割ぐらいが登録されていると。そのうちの7割ぐらいが注射を打っているというのは多分想定なんですけど、というのは

どうしてかという、全犬を把握できないからというのが現実だそうです。千葉県で登録している犬が令和3年度で大体30万頭ぐらいです。そうすると、そのうちの6%弱ぐらいが市川市の頭数だそうです。これは厚生労働省のところから拾った数字なんですけども、そうすると1万8,000頭ぐらい市川市の中にいたときに、7割ぐらいの犬が注射をして、本当は注射しなきゃいけないから100%にならなきゃいけないものが、まだ3割注射されていないわけですね。これはいけないことです。でも、そこに放浪ペット。千葉県の数字を見ると、千葉県の中で六百何十頭ぐらいが徘徊いで抑留されているという数字が出ているんです。そのうち飼い主に戻ったのは350頭ぐらい。ということは、あとの300頭ぐらいは処分されている。そうすると、市長が言われるペットというか、要するに殺処分ゼロという目標につなげるためにはどうしたらいいかということは、飼い主に戻せる施策をしないと駄目なわけですよ。それには登録制度を進めて、災害時もそうだし、災害時ペットたちは不安になるから暴れてしまう。じゃ、その人たちを飼い主に戻すには管理する。マイクロチップとか、そういう登録管理でそれをカバーしなきゃいけないわけですよ。それは当然、殺処分ゼロにもつながるといことです。これについての見解をお願いします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 今お話のありましたとおり、現在、マイクロチップの制度等も整ってきておりますので、飼い主の方たちにこういった利点をしっかり周知啓発をして、放浪ペットが少なくなるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 すみません、先ほどの数字が間違えているといけないので、一応、5年1月末現在の市川市の登録件数は1万8,749頭。そのうち、要するに本当は狂犬病予防法でちゃんと接種しなきゃいけないんですけど、68.3%の方しか注射はしていないというのが現実です。ですから、ここも改善するには、登録して注射をすれば、もしかのときに本人に帰れますよという、これを売りにぜひ進めていただきたいと思っています。

続いては、以前、私はここでお願いして一部やっていただいたんですけど、ペットマナーリーダーという形で、私はちゃんとマナーを守っているペットの飼養者、飼い主ですよということでバッジをつくっていただいたんです。それを犬の散歩のときのカバンにつけていただいて、私は守っていますみたいなバッジで啓蒙させていただいたこともありました。かなり前ですが、何となく尻すばみでそのままになってしまったんですけども、これに対して、今後マナーを応援するリーダーとか、そういう仕組みづくりみたいなものは考えませんか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 ペットに関する様々な苦情が寄せられていることはございますので、そういった方たちの養成というか、そういった制度についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 それでは、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、子ども教室に移ります。先ほど来、何点かお話を続けているんですけど、今現在、子ども教室というのは、もともとビーイングという市川市独自の施策をしていました。それが子ども教室に変わって、直営のビーイングの事業者が幾つか残っていて、なおかつ委託事業者が2つに分かれていて、今、現実的に言うと3つの団体が動いているような仕組みになっています。それは今後やめろという意味で言っているんじゃないで、やっぱり情報共有がなかなか難しかったり、それと学童に比べて備蓄とか備品が遅れていたりするところ。今度、やっと39校全部がそろそろわけです。今までやってなかったところ、そこも全部そろっていく中で、やっぱりここで



一気にちゃんと全体を整理する。学童のほうは当然ながら社協が1者で全部持って1団体で管理しているので、いろんな形では整っている歴史があるわけですが、そこに対して子ども教室はどうしてもまだ見えない部分がいっぱい出てきています。

それで私は一番懸念しているのは、学童は管理している。要するに、今日お休みするならちゃんと連絡が必要だし、駄目なら駄目とかって、直接的にその子の居場所が見える状態にしてあります。子ども教室というのはフリーなので、要するに行ったかどうかも分からなかったり、一部の業者は入退室管理をやっていらっしゃるでしょうけど、それは今後、ほかの団体も——団体というか、受けている、運営している団体にも必要かどうか。例えばメールでやり取りするとか、入退したら連絡を入れるとか、そういう仕組みづくりをしないと、災害時とか、いざとなったときに子どもがどこにいるかが分からない状態を生むんじゃないかと思っています。これについてお願いします。

○松永修巳議長 この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

放課後子ども教室につきましては、児童が入退室管理システムを利用している場合には保護者にスマートフォンでお知らせするというような機能がついておりますが、自由来室、それから自由に下校できるため、来室中の安全管理等につきましては、なかなか確保できない部分がございます。先ほどから出ていますとおり、学校や指導者、それから学童保育の担当者等の連携はうたわれていますけれども、こちらにつきましては、放課後子ども教室を利用している児童の保護者ともきちんと連携を取っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 その際に、これも学童と全て比較しちゃうのはいけないかなと思うんですけど、有料事業と無料事業の違いもあったり、いろいろ管理の仕方も法律の概念もあるので。ただ、その際、特別な支援が必要な子どもがいたときに加配のシステムがなかったり、例えば受け入れる人材の研修もなかったりとか、現実的に今あまり起きていないのかもしれないですけど、一時学童さんのほうも、例えば受け入れるときに加配のことを随分議論したこともありました。ですから、そういうことも含めて今後想定されて全校に配置が完了するということは、いろんな状況、じゃ、この子、うちは無理なんですよねと言って断っちゃうものなのか、やはりできる限り受け入れてあげる状態をつくるか。これに対しての考え方をお願いします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

特別な支援が必要な児童の対応については、児童への対応ができる専門的な職員がいない事業である旨は保護者にも周知しているところですが、可能な限り受入れの対応はしております。今後は特別支援教育専門の人材をアドバイザーとして確保するなど、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくお願いします。そういうことに使うお金とか、例えば備蓄で、こっちはまだそろってないからそろえるためのお金とか、そういうのは例えば補正予算で出されても、私たちがそれを反対すると

いう前提がないというふうに僕は思っているんです。その子どもたちを守るためのお金であればね。そういうふうに捉えていって、スピード感を持ってやらないと駄目なんだろうなど。じゃ、来年度からとか、来年始まるときに来年度になっちゃうということでは困ってしまうので、ぜひ備蓄も含めて加配とか、それはやっぱりこれ以上やっても問題がないというか、もうこれ以上要りませんというぐらい、やっぱりあって当然なものなので、大人が守ってあげるのが仕組みだと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、特別な支援を必要とする子に移ります。先ほど特別支援のお話をいただきました。特別支援というのは、先ほど答弁にあったように、例えば体にそういう形のある方もいるし、いろんな形で支援する対象者がいますよね。それは、例えば経済的な子ども食堂とかにつながる支援も、それも支援だと思います。そうなんですけど、プラス、やっぱり就労支援も支援なんです。そうすると、就労支援って保育所があるじゃないか、保育園があるじゃないかという議論じゃなくて、先ほど先順位者の公明党さんの中に私立幼稚園の預かり保育の話が出ていましたけども、じゃ、預かり保育の中でそれを就労支援としてやっている中に例えば補助金をつけて、就労支援をよりやりやすく応援するのはすごくありがたい話だと思います。でも、例えばリフレッシュの支援とこれが同列になることが果たして正しいのか。それは育児をちょっとリフレッシュしたいお母さんにとってはすごく大事な、やめろとは言わないにしても、同列で考えるべきものか、まず市の意見をお聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

先ほど答弁しました預かり保育の保護者負担の補助金についてであります。こちらにおいては預かり保育全体の差額に対しての補助金というふうに位置づけております。そうすることによりまして、保護者が預かり保育を利用する、または議員がおっしゃるようにリフレッシュに利用できる、または就労型でいわゆる働いているのだが、幼稚園に預けたいという親御さんのニーズに応えるために今回設置するものであります。そういったことからこの補助金を設けたものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 私が言わんとしているのは、もちろんリフレッシュの方も大事なんです。だけど、補助金がつくことによって、その補助金を、だったら使っちゃおうというような方が、本当に就労を応援するために、そっちをもっと減額したり、もっと使いやすくすることなら、それは支援ですけど、そこにも同じように、こっちと同じリフレッシュの方が同等にいるということはやはりちょっと話が違うんじゃないかなというふうに思っています。

就労するということは、働きながらも幼稚園に預けたいというニーズがあって、そこを応援して就労支援の預かり保育が生まれているわけです。でも、一般的な、もちろんリフレッシュの保育をされている園もあります。今後、幼稚園が、例えばいろんな形で就労支援を応援したり、預かり保育の就労支援をしていく上においては、やはりそこで預けても、要するにいかにか就労がそのまま継続できるというところを狙って応援できるわけです。そこをしやすいとする制度であればいいけども、リフレッシュの方たちが、じゃ、いいや、こっちも使っちゃおうとかと言ってやってしまうと本来求めているものが違うんじゃないかということなんです。

ですから、ぜひ部で検討してもらいたいのは、本当に必要な人が使えるように、ただ申し込めば誰でもいいですよという、そうじゃなくて、就労支援の方たちが使う制度なので、そうじゃない方は遠慮してもらいたいとか、そういうような振り分けを園のほうに指導はできるかどうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

議員指摘の事項に関しましては、部で協議するとともに、または私立の幼稚園協会がありますので、そちらの意見を聞きながら今後制度を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 よろしく申し上げます。

それで教育委員会の方にお尋ねしますけれども、幼稚園とかから小学校に上がるときに申し送りがあって、いろいろ子どもの情報を幼稚園さんに、気をつけてという言い方は失礼ですね。こうやって育てていただきたいという申し送りをされています。でも、現実的に、やはり先生方も忙しいのもそう。あとは1年生の担任が決まるのもぎりぎりになってしまうと、なかなかその活用性というか、生かしてもらえていないというのはよく話に聞きます。そうすると、担任の方は聞いていないとか、それは見ていないとか、こういう言い訳にされて、ちょっとトラブった例とかもありました。ですから、全部やっていないという否定ではないんです。ただ、やっぱりそれを大事にしてあげないと、幼稚園側とか保育園側は一生懸命申し送って、その子のいいところも書いたりしているわけですよね。こうやって育ててほしいというものを送っていて活用されていないという話を聞くと、ちょっとがっかりします。ここら辺についてはどうでしょうか。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

引継ぎにつきましては、教育委員会作成の幼児教育を行う施設と小学校の引継ぎに関わるガイドラインを基に子どもの育ちを支える情報を小学校に引き継いでおります。規模の大きい小学校になると引き継ぐ情報も多くなることから、情報の確実な伝達等が課題となる場合がございます。今後、こども政策部と連携を図り、子どもの育ちの情報が確実に小学校に引き継がれ、適切な支援が行われるようにするための方策を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしく申し上げます。全否定しているわけではなくて、やはり一部漏れちゃっているとか、あんまり聞こえてきてないというところで、ちゃんと幼稚園側は送っているのに、ちゃんと伝えているのにとかという話も出たりすることがあるので、子どものその後の教育につながるものなので、ぜひその辺は学校で管理したり、ちゃんとやったかどうかのシステムとかももう一度見直していただければありがたいと思っています。これは要望します。

その中で子どもを判断する上で、これはこども政策部にお聞きしますけど、やはり発達センターとか、そういういろんな情報が上がってきますけども、そういう中でやはり1つの意見じゃなくて複数の意見で、その子どものいいところ、悪いところとか——悪いというのはいけません。その子どもの必要なところを判定してあげる、そういうシステムというのが、例えば医師が言ったから、その医師の意見だとか、この人の何とかを言った意見だけで判断するのではなくて、やはり複合的な、そういう意見を取りまとめた形で皆さんたちが例えば特別な支援の子どもたちを判定したり、そういうシステムをつくるべきだと思いますが、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

お子さんを判定する場合には、多角的な視点から子どもや家庭の状況を分析し、対応を検討する必要があると認識しております。そのため、1人の判断によらないで複数の職員で意見を交換したり、必要な場合には関係機関からの意見を活用するなどして、子どもに寄り添った支援をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひよろしくをお願いします。

それと、例えば相談業務ですが、これは要望なんですけども、今、役所が開いている時間で受けるとか、相談室が開いている時間のみではなくて、例えばSNSで打診したり、LINEの相談があったり、いろんなツールでいろんな声を、まず入り口を開く状態で、そうやると未就園児の拾いができたり、先ほど把握できていない部分の答弁がありました。そういう形だとか、何でここに問題があるかという入り口の人を拾うきっかけにもなったりするので、耳を広く持つような形を取っていただきたい。ぜひそういうものを進めていただきたい、これは要望にいたします。ですから、時間外とか24時間いつでも大丈夫なんですよという仕組みづくりはぜひよろしくをお願いします。

最後に、複合施設に移ります。先ほどの答弁で大体概略は分かるんですけど、やはりこの施設が今までの施設と違うというのを売りにするのであれば、単純に部屋がどうか、ああたとかというよりも、これだけフレキシブルに対応できるとか、災害時はこうできますよとか、例えば今欲しい音楽系の部屋が足りないんだったら、この部屋をもっとこういうふうにしますとか、例えば同じ時間に会議室はどこも開いてないんですけども、ここのスペースにパーテーションを置いて、椅子を置いて、そこを、設管条例にはもちろんつくれないのかもしれないけども、そういう形で利用する方のニーズに合わせた対応を運営できるかどうかお聞かせください。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

仮称八幡市民複合施設につきましては、貸室とは別にリースペースゾーン内に打合せスペースなどの確保が可能でございます。このことについては、施設の運用面において柔軟に対応していきたいというふうに考えております。また、加えてこちらの施設、御指摘のとおり災害時の避難場所として活用することも想定しております。避難場所となった場合に、これもリースペースということになりますが、様々な用途に対応できるこのリースペースは避難者や帰宅困難者の受入れのためのスペースとなることはもとより、支援物資の集積や仕分けですね。こういったものにも多用途に使えることが非常に特徴かなというふうに考えております。いずれにしても、運用等でしっかりと対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひお願いしたいと思います。

その運用の中で再質問しますが、1階に集いの広場ができて、子どものいられるスペースができて、そして相談機能を持つ相談室の部分をつくっている。そうすると、いろんな形で同時進行して動く部分をどう運用するか。そこを生かせる運用というのは、子どもの相談が、例えば小さい子どものこういう相談なのか、さっきの未就園児とかグレイゾーンの質問、相談が来るかもしれない。そういうときに、いかに応用していろいろな案件を受け取れる状態、やっぱりそういうのに特化した運用も必要だと思います。でも、そうすると、今現在、財政部が所管して建て終わるまで管財が動かして、その後、管財があそこを運営するとか見ていくのか。例えばこども政策部があそこを全部見ていくのか。もともと公民館だったから生涯学習が受け持つのかとか、こういう議論になっちゃうと思うんですよ。でも、1個1個の目的はすごく大事な運用の仕方をしなきゃいけないときに、やっぱりトータル管理で、どこの部署がそれを引き受けるかがすごく大事なことだと思っています。これについて御意見ををお願いします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

まず、施設の運営につきましては、複数の民間の事業者からいろいろなノウハウ、また提案等をいただいております。そういった内容を参考に、現在、関係部署でどういうふうな形であれば、この施設、特に利用者目線ということが重要なというふうに思っておりますけれども、そういった視点を重視しながら、例えば庁内であれば、どの部署が総合的にそれを所管するのがいいのかということを現在検討中でございます。この施設につきましては、令和5年6月の市議会定例会に関係条例の制定について議案の上程を現在予定しておりますので、何とかそれまでにはしっかりと運営主体も含めて決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 ぜひすばらしいという運営の形をお願いしたいと思いますけど、続けて、先ほど答弁もいただいたんですけども、地域の課題、交通の動線とかがやっぱり現実的にあるんですよ。そうすると、今度新しい施設ができます。その脇に新しい道路ができます。その道路は、右にぐっと行って奥に行く和不二女子のところに行く道路が完成します。でも、その突き当たりまでは市の管理している土地。そこから右に曲がったら、今度は神社の管理している土地。その次は西の鳥居に行く参道になるわけですよ。そうすると、じゃ、ここで何かをどうとか問題があったり、交通動線を決めたり、ここは言ったように車は通さないけど、オートバイどうする、バイクどうする、自転車どうするとか、いろんな議論をみんな違うところが管理している状態。それは先ほど言ったように神社とも話をして、いろんな形でやっていくときに、できる前の考えとできた後もずっとこれを継続しなきゃいけないと思います。今後、それをそこまでちゃんとやっていただけるかどうかをお聞きします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

まず、交通動線におけるルールの遵守というものは市民の方々、また御利用いただく方々の安心、安全上極めて重要であるというように認識をしております。あらゆる手段を駆使しまして、この周辺道路も含め、また新たに整備します通路も含めて周知啓発をしまいたいというふうに考えております。

また、今後、施設整備から、さらに今度開館以降においても、先ほど申し上げましたとおり、そういったところまで含めてどういった部署が総合的に管理すればいいのかというようなことをしっかりと検討、そして、できるだけ早く決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 稲葉議員。

○稲葉健二議員 それには地域の自治会の方たちとか、そういう方たちが日頃そこで生活している中で、その施設を受け止めているわけです。その方たちの迷惑とか迷惑じゃないもそうだし、そういう中でどのようにしたら、ここはいい施設だねとか、使いやすくなったねとか、そういう施設にすべきなんですよ。それを造っちゃったはいいわ、知らないよ、誰が管理とか、例えばこっちがずっと言い続けているのもやっぱりなったでしょうとかって、こうなっちゃうから今言っているんです。そこに結論を持っていくまで、やはり皆さんたちがどこがどうか、うちは建てたまでだから、そこから先知らないよとか、こういう議論にすぐなってしまうんです。先ほど言ったように、例えば1階はこども政策だけど、こっちは違うんだよ、うちじゃないんだよと、必ずこういうふうになってしまうんです。統括して副市長に管理してもらおうのがいいのかもしれないですけど、議論はそういう問題ではないです。

だから、それをやっぱり、こっちから、今、一方通行を逆走している自転車で迷惑したり、それを文句言っている自治会の方もいらっしゃるわけですから、そういう人たちがいなくなるような仕組みづくりをしたり、その動線を考えてもらわないと、できたら余計、それが加速するようなものになってしまったら、地域としてはやっ

ぱりよくない施設になってしまうので、それは最後頑張ってくださいのと、新しい施設が逆に新市長の下で、こういうイメージのものを私が造ったんだよとやれるようなものを私たちは期待しているんですけども、それに対して答えもあれなので勝手に言っていますけど、ぜひそういうふうに造り上げて、そして運用していただきたい、これをお願いして私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時17分散会

第 3 日

令和5年2月27日（月曜日）

## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年2月27日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第6 議案第47号 市川市犬猫ののちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 第29 議案第70号 ぴあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 第30 議案第71号 ぴあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について



- 第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 第48 報告第43号 専決処分の報告について

(代表質問) 日本共産党 高坂進議員、清水みな子議員  
無所属の会 越川雅史議員  
自由民主党 細田伸一議員

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 日程第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

- 日程第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第29 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 日程第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 日程第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 日程第48 報告第43号 専決処分の報告について

(代表質問) 日本共産党 高坂進議員、清水みな子議員  
 無所属の会 越川雅史議員  
 自由民主党 細田伸一議員

出席議員 41名

やなぎ 美智子  
 さとう ゆきの

長	友	正	徳
佐	直	友	樹
つ	ち	正	順
小	山	直	人
つ	か	た	の
	こ	か	り
鈴		雅	斗
国	木	ひ	ろ
	松	た	か
石	原	か	ゆ
清	水	み	な
廣	田	徳	子
増	田	好	子
中	田	け	い
久	保	隆	志
浅		さ	ち
中	野	よ	し
細	村	伸	お
石	田	み	一
青	原	ひ	さ
大	山	ろ	か
	保	た	か
小	泉	文	人
高	坂		進
金	子	貞	作
か	つ	竜	大
	ま		敦
西			均
宮	村		紀
中	本	幸	兵
松	山	鉄	郎
荒	永	詩	の
石	木	よ	し
加	原	武	の
稲	藤	健	央
越	葉	雅	二
大	川		史
堀	場		諭
か	越		優
	づ		勉
松	井		努
竹	内	清	海
松	永	修	巳
岩	井	清	郎

欠 席 議 員

1 名

秋 本 の り 子

説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 甲
副 市 長	松 丸 多 一
代 表 監 査 委 員	菅 原 卓 雄
教 育 長	田 中 庸 惠
危 機 管 理 監	水 野 雅 雄
広 報 室 長	麻 生 文 喜
総 務 部 長	植 草 耕 一
中核市準備担当理事	鹿 倉 信 一
企 画 部 長	小 沢 俊 也
財 政 部 長	稲 葉 清 孝
情 報 政 策 部 長	佐 藤 敏 和
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	森 田 敏 裕
市 民 部 長	蛸 島 和 紀
経 済 部 長	小 塚 眞 康
観 光 部 長	関 武 彦
福 祉 部 長	立 場 久 美 子
こ ども 政 策 部 長	秋 本 賢 一
保 健 部 長	二 宮 賢 司
環 境 部 長	根 本 泰 雄
街 づ く り 部 長	川 島 俊 介
道 路 交 通 部 長	藤 田 泰 博
水 と 緑 の 部 長	高 久 利 明
行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	藤 城 久 保
農 業 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 道 佳
会 計 管 理 者	小 倉 貴 志
教 育 次 長	永 田 治
生 涯 学 習 部 長	藤 井 義 康
学 校 教 育 部 長	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 小 泉 貞 之

事務局次長 六 郷 真 紀 子  
(議事担当)

主 幹 米 津 孝 成  
副 主 幹 金 子 貴 一  
主 査 尾 本 悠  
主 任 書 記 北 川 陽 介  
主 任 書 記 高 柳 陽 一  
(調査担当)

主 幹 上 原 高  
主 査 前 田 悠  
主 査 岡 澤 英 康  
主 任 書 記 荒 木 智 貴  
書 記 福 井 寿 明

---

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第48報告第43号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

日本共産党、高坂進議員。

〔高坂 進議員登壇〕

○高坂 進議員 日本共産党の高坂進です。代表質問を行います。

1番目は、公共事業のDBO方式での契約問題についてということです。

公共事業でDBO方式の採用が全国的に広がっています。私たちはこの間、広島市のごみ焼却場の視察をさせていただきました。広島市は3つの焼却場があり、私たちが視察したのはその一つであり、DBO方式を採用したものでした。広島市では公設公営やDBO方式などを組み合わせているということでした。市川市でもクリーンセンターの長寿命化をしてきましたけれども、建て替え時期が直前に迫っており、DBO方式を採用することが説明会で明らかになりました。400億円とも言われる大事業です。この事業がどのように進められるかということは、市民にとっても大変関心がある問題だと思えます。DBO方式で全国でたくさん行われて、その結果として様々な問題も明らかになってきています。市川では、クリーンセンターだけではなくて斎場の建て替えでもDBO方式を採用するという話も聞きます。

そこで、クリーンセンター、斎場建て替えについてのDBO方式の採用に伴う様々な問題があると思われるので、以下質問します。

まず、クリーンセンターのDBO方式での建て替えの問題について。

ア、公設公営方式とDBO方式の比較はどうなっているのか。

イ、DBO方式のメリットとデメリットについて。

ウ、市民の声を反映させていく仕組み、モニタリングシステムをどのようにつくっていくのか。

エ、長期契約となると考えられるけれども、事業者が事業を続けられなくなったときの担保はどうするのか。

オ、市としての意向を反映させていく仕組みをどのようにつくっていくのか。

カ、余熱を利用した電力事業を市としてしっかりと契約に反映させていくことができるのかどうか。

キ、燃焼スラグの活用についての市の関わりはどうか。

ク、市としてクリーンセンターについての経験、技術などの蓄積ができなくなるのではないかと危ぶまれますけど、どうするのか。

ケ、市と事業者でリスクをどのように分担し、管理していくのか。

コ、クリーンセンターにおける市職員の数が少なくなりますけれども、それをどのように再配置していくのか。

サ、クリーンセンターで働く労働者の問題。事業者の情報をどこまで明らかにさせ、市として市民に公開できるのか。②として、事業に従事する労働者が下請化される可能性もあると思うが、どのように考えるか。

(2)斎場の建て替えについて。

DBO方式を採用するのかどうか。

DBO方式となる場合にはクリーンセンターと同じ問題があると思うが、どのように考えているのか。

大きな2つ目、国民健康保険税の引上げ問題について。

国民健康保険税の引上げの諮問がなされました。本市では16億円もの赤字が出ているので、令和6年度には14億円の半分の7億円の引上げを行い、令和8年度以降に再度引上げを行い、赤字解消をというものです。しかし、国民健康保険税については今でも高過ぎて払い切れないということで滞納があり、それへの処分として短期被保険者証の発行が行われ、保険証が市に滞留している数も大量に生まれています。しかも、新型コロナウイルス感染の広がりが収まらず、ウクライナでの戦争が続く中で我が国では物価上昇も続いており、今後、この状態がどのようになるかも見極めができない状況の中で国保税引上げには納得できないという市民がたくさんいると考えます。

そこでまず、(1)国保運営協議会に諮問した国民健康保険税の引上げの内容とその理由について伺います。

次に、先ほども述べたように、国保の被保険者は今でも高過ぎる保険税と厳しい経済状況の中で滞納者がたくさんいるという状況が続いているわけです。

そこで、現在の国民健康保険をめぐる状況について、次の3点について聞きます。

国民健康保険の現状ということで、ア、滞納者の状況と短期被保険者証の発行状況、短期被保険者証の滞留状況について。

生活保護基準の所得割の国保税額について。

徴収に当たって、納税者の権利をどのように考えているのか。

次に、国民健康保険の問題は根本に遡って考えていく必要があると私は思います。国民健康保険は日本の医療保険を根本のところを支えています。国保法では、第1条で国保は社会保障であることを明記しています。また、ほかの医療保険に加入していない人は国民健康保険の被保険者であるとし、国民皆保険の制度の下支えとなっています。また、国民健康保険は自営業者、農民、漁民などの経済的にも脆弱な方たちが中心です。高齢者、無職者などが加入しているという経済的に弱い人たちと、高齢者など医療の必要度の高い方が被保険者となっているという特性を持っています。このことを前提にして考えていくことが必要です。

そこで国民健康保険の考え方についてということで、ア、国民健康保険は社会保障制度であることを被保険者にどのように伝えているのか。

イ、国民皆保険の基盤をつくっている国民健康保険税の値上げが国民皆保険を破壊することにならないようにするためにどのようなことを行うのか。

ウ、国保運営協議会への諮問では、令和6年度からの値上げとともに令和8年度からの値上げにも触れているが、今後の考え方について。

最後に、先ほども述べましたけれども、新型コロナやウクライナでの戦争が続く中、経済状況が大変不安定な中で引上げということになるわけですが、新型コロナウイルスの影響やウクライナにおける戦争の状況では、今後の経済状況がさらに深刻になることも考えられます。現在の状況の中で税引上げをどのように考えているのかということです。

次に、マイナンバーカードの問題についてです。この問題は12月定例会でも取り上げさせていただきました。その後、状況が変化してきていますので、再び取り上げさせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用が政府から出され、この4月までにマイナンバーを読み取る資格認証システムの導入が原則義務化されましたが、今、これも一定の期間が延ばされていると言われていています。しかし、マイナンバーの健康保険証利用は行われるわけであり、マイナンバーを健康保険証で利用する方たちは手続を行うわけです。一方で、オンライン資格認証システムは全ての医療機関で設備されないということでは、市民は必

要な医療を必要な医療機関で受けるという権利を奪われることとなります。それでもマイナンバー健康保険証利用が最終的には国民に強要される体制を整えようと、政府は今躍起になっています。

そこで、まず最初にマイナンバーカードの普及状況についてお聞きします。

次に、医療保険でマイナンバーカードの健康保険証利用をする場合に、12月定例会のときには、マイナンバー利用の場合は従来の保険証を使う場合より高くなるということでしたが、最近ではマイナ保険証の場合より従来の保険証の場合のほうが高くなるということが報道されています。

そこで、マイナンバーカードの健康保険証の利用について。

アとして、医療機関でマイナンバーカードを使う場合とそうでない場合の市民負担についてということをお聞きします。

次にイとして、4月までに医療機関はマイナンバーを読み取るオンライン資格認証システムの導入を原則義務づけられ、それも一定期間延ばされるようだとも言われていますけれども、資格認証システムの普及状況についてお聞きします。さらに、マイナンバー保険証の手続をしている方は今どれくらいいるのかについてお聞きします。

さらにウとして、マイナンバーカードの健康保険証利用の普及が進まなかった場合の対策についてどのように考えているのかについてお聞きします。

次に、銭湯対策についてです。

今、市川市では、営業している銭湯は5軒だけだと聞いています。ただ、まだまだ風呂のないところに住んでいる市民はいると思います。しかし、政府では、この調査も今はやっていないということです。銭湯がなくなったら困るという声が市民から寄せられています。ある銭湯事業者と話す機会があり、話を聞くことができましたけれども、何しろ設備が故障したりしたら、その修理費が何百万円規模でかかる、これが大変ということでした。また、従業員を雇うこともできない状況で、そこで労働時間を本当に長時間、事業継承など難しいということでした。今の状況を放置すれば、町のお風呂屋さんは何年もたずに市川から姿を消してしまうことは避けられないのではないかと私は心配します。

そこでお聞きします。現在の市川市の銭湯の状況について。

(2)現在の銭湯に対する市の対策と今後の課題について。

次に、越川議員からのパワハラ問題とされる問題についてです。

今まで何回も繰り返して議会でも議論されてきたことです。この議会に先立ち、副市長より、前市長により提出された越川議員のパワハラ問題とされる問題について、議会に出された文書を撤回するという旨の報告が代表者会議でされました。しかし、具体的にどのようなものになるのかということはずいぶんよく分かりません。昨年12月定例会で市長からの発言もありました。

そこでお聞きします。令和4年12月定例会において、市長より過ちは訂正していくという旨の答弁があったけれども、どのように訂正されたのか。

2、このような過ちを繰り返さないためにどのような対策を実施するのかということですが。

次に、デジタル地域通貨についてです。

12月定例会で質問がありましたけれども、その際には行政ポイントなど、決まっていない部分が多くありました。2月定例会までに明らかにするとの答弁をされていました。デジタル通貨について質問します。

まず第1に、(1)名称の決定方法についてです。

今回のデジタル地域通貨の名称はI C H I C Oとされています。市の施設の愛称を決める際には市民公募を行っている例もありますけれども、今回はどのように決定したのか伺います。

次に、市民への周知方法についてです。



まず、デジタル地域通貨とはどういうものか。利用可能な人数、利用可能な場所と期間と限定されていますから、どのように市民への周知を行うのかについて伺います。

次に、(3)八幡エリアにおいてデジタル地域通貨が利用できない人への対応についてです。

今回の実証実験では、八幡エリア内での店舗でしか使用できないことになっています。デジタル地域通貨を購入できる対象は全市民です。八幡エリアへ出てこなければ買物できないということになっていますので、利用できない方への対応をどのように考えているのかについて伺います。

次に、(4)実証実験を終了する8月末までに使い切れなかったポイントはどうなるのかです。

実証実験の期間は8月末日とされています。購入したデジタル地域通貨を使い切れなくなった場合は、この使い切れなくなった通貨やポイントはどうなるのか伺います。

次に、(5)平成27年度に発行されたプレミアム付商品券との違いについてです。

デジタル地域通貨の実証実験に伴い、平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券事業との比較、経済効果の検証が資料として出されています。プレミアム付商品券の後はP a y P a y 事業も行っています。プレミアム付商品券の実績、違いについて伺います。

次に、(6)新健康ポイントとの関連性についてです。

今回、デジタル地域通貨の行政ポイント対象事業に、健康マイレージの後継事業として新健康ポイント事業があります。これは独自に参加者を募集しています。市内在住の方で、場所や人数は5,000人です。デジタル地域通貨と新健康ポイントの関連性について伺います。

次に、市内の遺跡についてです。

(1)国府台公園野球場における発掘調査の進捗状況についてです。

市長の施政方針に、下総国の国庁は市内の国府台に置かれていたとされている。今、国庁の遺構の発掘が進められています。本市の悠久の歴史が紡がれてきたことに思いをはせながら、国府台公園野球場の発掘調査を延期して調査することを認めたとお聞きしました。

国府台公園野球場の発掘調査の進捗状況について伺います。

次に、国府台遺跡の発掘調査の結果に対する市の認識についてです。

国府台県営住宅の建て替え工事に伴う発掘調査が行われ、第3次の調査が終わり、結果が公開されています。下総国府に関連する遺跡が発見されたと聞いていますが、この調査を受けて市はどのように認識しているのかについて伺います。

次に、北下瓦窯跡の保存についてです。

北下瓦窯跡は、2004年の発掘調査で瓦を焼く登り窯と平窯の計2基などが確認されています。発掘調査後、ブルーシートをかぶせて暫定的な保存しかされていませんでした。18年間放置されていました。昨年9月によりよく保存活用に向けた盛り土工事が行われました。今後どのように保存する考えなのか伺います。

次に、遺跡の市民への公開についてです。

市川市には数多くの遺跡が存在します。ぜひ市民に公開する機会を積極的につくってほしいと思いますけれども、市の認識について伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 高坂進議員による日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国府台公園野球場等周辺における発掘調査について、奈良・平安時代に遡ってみますと、現在の市川市があった場所は、かつて存在した下総国における政治や文化の中心地である国府が広がっていた。下総国は現在の千葉県北部から1都3県にまたがるほどの広大な領域を有していたと言われております。例えば西は現在の墨田区両国まで広がっていたと言われており、この両国という地名は、下総国と武蔵国の両方の国を結ぶ場所であったということから、その名がつけられたとされております。そして、国府の中でも最も重要な施設が置かれていた場所である国庁が、国府台球場から千葉商科大学の付近にあったのではないかとこのところまで分かってきております。国庁は、中央から派遣された貴族である国司が政務を行っていた場所ですが、全国的にも国庁の遺構が発見された事例は少なく、もし見つければ、市川のみならず国の史跡として文化都市市川の象徴となるとともに、市民の心に誇りが広がるものとなると期待をしております。国府台球場の建て替えに当たり文化庁などからアドバイスもあり、私はそのような貴重な遺構があるならば、多少時間を費やすことになろうとも、この機会を逃さず、範囲や対象を広げて十分な調査を行う必要があると考えました。私は、この市川市の市政を預かる身として、今回の調査で市川市のシンボルとなる国庁の遺構が発見されることを強く願っております。

この調査により、国府台野球場の使用開始は令和7年4月の予定となりますが、なるべく早く建設の再開ができるようにと考えております。国府台球場の完成を心待ちにしている方がたくさんいることは承知しております。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは大項目、公共事業のDBO方式での契約についての(1)クリーンセンターのDBO方式での建て替えについてお答えします。

初めに、公設公営方式とDBO方式とのコストの比較についてです。DBO方式は設計と建設、そして運営を一体的に行う方式であり、事業者の創意工夫やノウハウの活用が可能となることから施設のライフサイクルコストに配慮した設計、建設、運営が行われ、コストの削減につながるとされています。平成29年度に実施した次期クリーンセンター建設に係る事業手法検討業務委託において、公設公営方式に対しDBO方式とすることにより費用削減ができるとの試算結果でありました。今後、事業者選定アドバイザー業務委託の中で、再度、現在価格でのコスト比較を実施する予定です。

次に、メリット、デメリットについてです。メリットとしては、長期契約や性能発注による事業コストの削減が図れること、財政支出の平準化ができること、リスク分担の最適化、明確化による事業の安定運営ができること等が挙げられます。一方でデメリットについては、あえて挙げるとするならば、行政側の意向による契約内容の変更には事業者との調整が必要であることが挙げられます。

次に、市民の声を反映させていく仕組み、モニタリングシステムについてです。施設の建設段階においては、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項等を定めた実施方針の策定及び公表を行い、質問や意見を受け付けてまいります。また、施設の運営段階においては、市がモニタリングを実施し、市民の要望を吸い上げ、運営事業者と協議の上、改善、反映させていく仕組みを構築してまいります。

次に、事業継続の担保についてです。契約締結時に契約保証金を納付、あるいは保険に加入することにより、事業者の都合で事業継続が困難となった場合は事業契約に基づき契約を解除し、損害賠償を受けることとなります。また、運営事業者としては、SPC、特別目的会社を設立することによる構成各企業の倒産リスクからの隔離の仕組みがございます。

次に、市の意向を反映させていく仕組みについてです。事業者募集の段階においては、市の望む性能や運用方

法等を要求水準書に盛り込むことで反映をさせてまいります。また、運営段階においては、モニタリングにより適切に運営されているか監視を行い、適宜協議を行ってまいります。

次に、余熱を利用した電力の契約についてです。次期クリーンセンターでの廃棄物発電については、エネルギー回収率の条件を設定するなど、一定の発電量を担保することを考えています。クリーンセンター内で使用する分を除いた余剰分は売電し、収入を得る計画となります。

次に、焼却灰の活用についてです。焼却灰の処理については、DBO方式導入後も廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に沿って市が行ってまいります。焼却灰の活用については、路盤材や人工砂、セメント原料などで積極的に資源化を図っていく考えであります。

次に、クリーンセンターについての経験、技術の蓄積についてです。市としては、民間事業者が施設の運営を行うことで新しい技術にも対応でき、民間のノウハウを最大限発揮して、より効率的な運転となることを期待しています。市が直接作業を行うことはなくなりますが、モニタリングを継続して実施することで運営に必要なデータの蓄積は十分に行えると考えており、将来のクリーンセンター整備運営につなげてまいります。

次に、リスク分担についてです。最も適切に管理できるものが当該リスクを担当するというのがリスク分担の基本的な考え方です。事業者がコントロールできるリスクは事業者が負担し、それ以外は市が負担、あるいは協議となります。リスク分担については、事業者選定アドバイザー業務委託の中で精査をしております。

次に、市職員の再配置については、次期クリーンセンター稼働後も運営に関する業務に従事する職員がある程度残ります。そのほかの職員については、職種や経験、本人の希望などを踏まえ、他の部署に異動することとなります。

次に、情報公開については、一般的に公開している内容は当然情報公開していく考えとなります。情報公開の内容については募集段階で明示するほか、事業者決定後も積極的な情報公開に向け協議をしております。

最後に、労働者の下請についてです。運営を行う事業者の労働環境については、モニタリングを通じて業務計画の内容、人員の配置や委託会社等の体制、運営状況等を監視していく考えです。実際の運営体制がどのようになるかは今の時点では分かりませんが、複数の専門業者に再委託することはあり得るものであります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 二宮保健部長。

**○二宮賢司保健部長** 私からは大項目、公共事業のDBO方式での契約についての(2)と大項目、国民健康保険税の引上げについて、マイナンバーカードについて及び市内の銭湯についてをお答えします。

初めに、公共事業のDBO方式での契約についての(2)斎場の建て替えについてのア、DBO方式を採用するのかについてです。斎場の建て替えについては、DBO方式を採用することにより、実際に運営を担う運営事業者の意見を設計に盛り込むことができ、多様化する葬儀のニーズに対応できるレイアウト、斎場にふさわしい静謐な空間と使いやすさの両立、あるいは保守などの管理に係る経費の削減などを建物の設計に反映させることができます。新斎場建設については、市民サービスを向上させ、同時に経費削減を図る必要があることから、設計、建設、管理、運営を一括で発注するDBO方式を採用します。

次に、イ、DBO方式を採用する場合にはクリーンセンターと同じ問題があると思うが、どのように考えているのかについてです。斎場の管理運営については、建て替えに合わせて指定管理者制度を導入します。本市では、事業者が施設の適切な維持管理、運営を行っているかを確認するため、指定管理者のモニタリングに関する実施要領に基づき、市及び事業者がモニタリングを実施します。モニタリングでは市民満足度、施設運営状況、事業者の経営状況などを評価し、結果を事業者へフィードバックし、公表を行います。問題点があった場合は、市が改善を指示することで公共サービスの向上や安定した施設管理運営につなげていきます。

次に、国民健康保険税の引上げについての(1)国民健康保険運営協議会に諮問した国民健康保険税の引上げの内容とその理由についてです。令和6年度から適用する保険税の見直しの概要は、全体として7億円程度の保険税額の引上げを見込んでいます。加入者1人当たり平均では月670円、年間8,000円程度の負担増をお願いする内容となっています。近年、加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、高齢化の進展による後期高齢者支援金、介護納付金の増加の一方、平成27年度から保険税率を据え置いているため、赤字が急速に拡大しています。一般会計からの法定外繰入金などでさらなる赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民にさらなる負担を求めることになり、市民の間で非常に大きな不公平が生じることになります。これまで保険税収納率の向上や医療費の適正化など、赤字の削減に向けた様々な取組を行ってきましたが、現在の取組だけでは赤字を削減することは極めて困難であることから、このたび9年ぶりとなる保険税の見直しに向け諮問を行ったものです。

次に、(2)国民健康保険の現状のア、滞納状況と短期被保険者証の発行状況、短期被保険者証の滞留状況についてです。令和3年度の滞納状況は、収入未済額がおよそ31億円、滞納者数は、ほかの健康保険に移行した方や市外に転出した方を含め、およそ2万人となっています。有効期間が半年以下の短期保険証の令和3年度の発行実績は、対象世帯数が3,686世帯、そのうち滞納した保険税を完納し、短期保険証から通常の保険証に変更となった世帯が854世帯、納税相談を経て短期保険証を更新した世帯が1,754世帯、納税相談や納付に関する連絡が一切なく、短期保険証を更新しなかった世帯が1,078世帯となっています。

次に、イ、生活保護基準の所得の割合の国民健康保険税額についてです。小学生と中学生の子ども1人ずつと40代夫婦の4人世帯の場合、家賃、教育費を含んだ令和4年度の最低生活費は年間およそ340万円となっています。世帯収入を340万円とした場合の令和4年度の国民健康保険税は、介護保険料を含め年間27万200円となっています。

次に、ウ、徴収に当たって納税者の権利をどのように考えているかについてです。本市では、保険税が納期限までに納付されない場合、法律の定めに基づき督促状を発送し、それでも納付がない方に対しては文書や電話での催告を行い、自主的に納付するよう指導しています。また、再三の催告にもかかわらず納付のない方や納税相談のない方に対しては差押えなどの強制徴収を行います。強制徴収を行う際にも法律の規定に基づいて実施することにより、納税者の権利を侵害しないよう努めています。

次に、(3)国民健康保険の運営における市の考え方についてのア、国民健康保険は社会保障制度であることを被保険者にどのように伝えているかについてです。日本では、社会保障制度として国民皆保険制度を導入しており、医療保険制度の一つである国民健康保険は、加入者が負担する保険税と法律に定める公費で被保険者の疾病、負傷などに対する保険給付などを賄うことが法律で定められています。加入者が負担する保険税は、低所得世帯に対しては、所得額に応じて均等割や平等割を7割、5割、2割軽減する制度が設けられているなど、加入者の所得に応じた負担を行うことになっています。本市では、これら国民健康保険に関する情報について、広報や市公式ウェブサイトなどを活用して発信しています。

次に、イ、国民健康保険税の引上げによって、国民皆保険制度が崩壊しないようにするためにどのようなことを行うかについてです。本市では、これまで全国市長会を通じ、国民健康保険への財政支援の拡充や制度そのものの抜本的改革などを国に要望しており、今後も継続して要望していきたいと考えています。

次に、ウ、国民健康保険運営協議会への諮問では、令和6年度からの引上げとともに令和8年度からの引上げも触れているが、今後の考え方についてです。国民健康保険の赤字は、令和6年度の保険税見直しによっても解消されないこと、令和7年度以降、高齢化の進展により後期高齢者支援金や介護納付金の増加が見込まれ、赤字がさらに拡大する見通しであることから、国が現在の制度を見直さない限り、令和6年度以降も、おおむね1年

置きに保険税の見直しが必要であると考えています。

なお、令和6年度に保険税の見直しを行ったとしても、本市の保険税水準は千葉、船橋、松戸、柏の近隣市に比べ非常に低い水準となる見通しです。また、近い将来、国の指導に基づき県内自治体の保険税水準の統一が予定されていますが、本市の保険税水準は県内でも下位に位置しているため、保険税水準が統一された場合には本市国民健康保険加入者の急激な負担増が見込まれることから、激変緩和を図る意味でも、これに備えて保険税水準を段階的に引き上げていく必要があると考えています。

次に、(4) コロナウイルスの影響やウクライナにおける戦争の状況によっては、今後の経済状況がさらに深刻になることも考えられるが、現在の状況の中での税引上げをどのように考えているかについてです。国民健康保険特別会計の令和5年度の予算編成では、およそ19億円もの財源不足額が生じ、かつてない危機的な財政状況となっています。加えて、県に納付する国民健康保険事業費納付金の算定において、本市に適用されていた納付金額が軽減される優遇措置が令和5年度で終了するため、令和6年度以降の納付金が数億円増となる見通しであることから保険税の見直しが必要となっています。令和6年度の保険税見直しでは低所得世帯に最大限配慮するため、所得の有無にかかわらず、全ての加入者が負担する均等割の引上げを可能な限り抑制し、一定の所得のある方に御負担いただく所得割の引上げに重点を置いた見直しを予定しています。

次に、マイナンバーカードについての(1)本市におけるマイナンバーカードの普及状況についてです。本市のマイナンバーカード交付状況は、令和5年1月31日現在、交付枚数がおよそ30万枚、交付率は約60%となっており、千葉県の交付率も約60%となっています。

次に、(2)マイナンバーカードの健康保険証利用についてのア、医療機関でマイナンバーカードを使う場合とそうでない場合の市民負担についてです。国は令和4年10月の診療報酬の改定で、窓口での自己負担割合3割の方がマイナ保険証を利用した場合の加算について、初診を21円から9円、再診を12円から無料にする一方、従来の保険証を利用した場合の加算を初診で9円から12円とする変更を行ったところです。

次に、イ、4月までに保険医療機関はマイナンバーカードを読み取るオンライン資格確認システムの導入を原則義務づけられたが、その普及状況についてです。令和5年2月5日現在、オンライン資格確認システムを導入した保険医療機関数は全国で約10万8,000か所、導入は47%、千葉県では約4,200か所、43%、市川市は約300か所、37%となっています。また、令和5年1月11日現在、本市の国民健康保険加入者でマイナンバーカードの保険証利用の手続を行った方は2万3,220人となっており、国民健康保険加入者に占める割合は27.5%となっています。

次に、ウ、マイナンバーカードの健康保険証利用の普及が進まなかった場合の対策についてです。現時点で、国は令和6年秋に現在の保険証を廃止し、マイナ保険証を持たない方に対しては、氏名、生年月日、保険者番号などの保険証情報が記載された資格確認書を無料で発行することを検討しています。本市においては、国が定めるルールに従い、マイナ保険証を持たない方に適切に対応していくことを考えています。

次に、市内の銭湯についての(1)銭湯の現状についてです。現在、市内には一般公衆浴場として経営している銭湯が6軒あり、そのうち1軒が休業中となっています。銭湯の数は減少を続けており、ここ10年間で7軒が廃業しています。その理由としては、自宅に入浴設備があることが一般的となり、利用者の減少による収支の悪化と施設設備の老朽化による修繕費などの増加により経営状況が厳しいことが挙げられます。このため、後継者不足から経営者の高齢化などをきっかけに廃業に至ることが多いと聞いています。

最後に、(2)現状の課題と今後の市の対策についてです。銭湯は自宅に入浴設備のない方への保健衛生の側面だけでなく、災害時には被災者の健康管理や公衆衛生を維持する役割を担っています。また、高齢者などの地域の触れ合いの場としての役割もあります。このため銭湯の経営維持が必要であり、設備面の充実や収益の向上策

などが課題になっています。こうしたことから、本市では銭湯が行う施設や設備の改修に対し補助を行ってまいります。また、市川浴場組合が行う薬剤購入などの衛生対策やイベントなどの各種事業に対しても補助を行っており、引き続き支援を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは大項目の5番目、議員からのパワーハラ問題についてお答えいたします。

まず、訂正等についてであります。令和4年12月定例会におきまして、市長より越川議員のパワーハラスメントに関連する公文書について、誤っている点があれば改めていく旨の御答弁をいたしました。その後、当該公文書の訂正、修正等の方法について、内部で協議を行ってまいりました。

そのような中、令和5年2月8日に松永修巳議長より松丸副市長に対しまして、令和3年8月30日付で村越前市長が当時の金子正議長に対して行った「越川市川市議会議員によるパワーハラスメントについて」と題する書面による申入れは円滑な議会運営上問題を含んでいるので、これを撤回してはどうかとの御提案をいただきました。また、その翌日には改めて議長から市長に対しまして、当該申入れの撤回について御提案がございました。そこで、市長は議長からの御提案を重く受け止め、令和5年2月15日開催の各派代表者会議におきまして、松丸副市長より当該申入れの撤回を行うとともに、併せて令和3年9月2日開催の各派代表者会議で配付をいたしました「越川市議によるパワーハラスメントの主な内容」と題する資料についても撤回をしたものであります。

次に、今回の問題に対する対応と今後の対策についてであります。

まず、今回の問題に対する対応につきましては、令和4年9月定例会における越川議員の一般質問におきまして、市長が御答弁をいたしましたとおり、理事者からの求めにより、申告をした9人の職員及び総務部長である私に対しまして、市長より、自らの責任の取れることかどうか、常に考えて行動を取るようにと強く注意がされたところであります。その上で今後につきましては、仮に議員と職員との間において何らかのトラブル等があった場合には、直ちに上司や副市長、市長に報告や相談をするよう徹底をしております。

以上であります。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは大項目、デジタル地域通貨についてお答えいたします。

初めに、(1)名称の決定方法についてです。デジタル地域通貨の名称については、市内のプロジェクトチームで複数の案を選定し、企画部による調査、確認を経て行政経営会議に付議して決定いたしました。命名に当たりましては、先順位会派にも御答弁したとおり、本市及び地域通貨をイメージできる名称として市川市のイチとコインのコをつなげてICHIKOとしたものでございます。

なお、昨年12月に特許庁へ商標登録を出願し、現在、審査などの登録手続きが行われております。

次に、(2)市民への周知方法についてです。デジタル地域通貨について、多くの市民の皆様にご覧いただけるよう「広報いちかわ」に掲載するほか、公共施設や市内の駅へのポスターの掲示、チラシの配架を行います。さらに自治会の掲示板、メールやSNSの配信など、多様な方法により周知を図ってまいります。「広報いちかわ」につきましては、3月4日号にデジタル地域通貨の概要を掲載し、議決をいただければ3月18日号に特集を掲載する予定でございます。また、ポスター、チラシにつきましては、多くの方の目に留まるようなデザインにしたいと考えております。

次に、(3)八幡エリアにおいてデジタル地域通貨が使用できない人への対応についてです。今回の実証実験では、日頃八幡エリアで買物をしない方にも参加していただけるよう、市公式ウェブサイトやアプリ上で加盟店の最新情報の一覧表や店舗を地図上に掲載するなどの案内を行う予定でございます。

次に、(4)実証実験を終了する8月末日までに使い切れなかったポイントはどうなるのかについてです。今回の実証実験では検証データを確実に取得する必要があることから、プレミアムポイントの有効期限を8月末日までに設定したいと考えております。

なお、8月末日までに使い切れなかったプレミアムポイント分以外の通貨については、一定の期間は使用できる仕組みとする予定でございます。

次に、(5)平成27年度に発行されたプレミアム付商品券との違いについてです。平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券は、1枚1,000円の商品券が13枚つづられた冊子を1冊ごとに1万円で販売いたしました。希望した市民は最大3冊まで購入できることから、最大で3万円で3万9,000円分の商品券を購入することができました。購入する際には販売店舗で購入額を一括で支払う必要があったほか、商品券1枚当たりの額面が1,000円であったことから、1,000円未満の買物や食事で使用した場合はお釣りを受け取ることができませんでした。

なお、販売総数は約9万8,000冊で、発行総額は約12億7,300万円ございました。

一方、デジタル地域通貨では、1人当たりの上限額は3万円に設定しておりますが、上限額の範囲内であれば、指定された期間内に一括または複数回に分けて購入することができます。また、額面の設定がないことから1円単位で利用することができ、1,000円未満の買物や食事であっても気軽に使用できる仕組みとしております。

最後に、(6)新健康ポイントとの関連性についてです。デジタル地域通貨と新健康ポイントとの関連性についてでございますが、ウォーキングや公共施設に設置した測定コーナーで体組成や血圧を測ってためた新健康ポイントをデジタル地域通貨のポイントに交換することができます。新健康ポイントのアプリの利用者は一定のポイントをためればアプリの簡単な操作で、活動量計の利用者は紙による簡易な申請で、それぞれデジタル地域通貨に交換できる仕組みとする予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは大項目、市内の遺跡についての4点の御質問にお答えいたします。

初めに、国府台公園野球場における発掘調査の進捗状況についてです。野球場整備に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、令和元年から開始し、主に遺跡の保存を目的に実施するものとして、整備による影響を受ける区域を中心に進めてまいりました。当初は関係部署との調整の上、令和4年10月中旬までに野球場内の調査を終える予定でしたが、整備完了後は数十年発掘調査ができなくなる可能性が高いことから調査期間を令和5年12月頃まで延長し、野球場の周辺にまで調査範囲を広げ、かつ野球場の一部については、より詳細な調査をすることいたしました。発掘調査の進捗状況ですが、昨年11月末から今年1月までは野球場のライトスタンドを、2月からは千葉商科大学の御協力を得て、野球場に隣接する同大学駐車場の発掘調査を進めております。現状では、ライトスタンドからは大型建築物の柱の跡や国衙を区画すると思われる溝が、また駐車場からも同様の溝が見つかっているところでございます。このように、国府に関する情報を少しずつ収集し、手がかりを組み合わせることで当時の下総国府がどのようなものだったのか、真相に近づきたいと考えております。

次に、県営住宅建て替えに伴う発掘調査結果に対する市の認識についてです。国府台県営住宅の建て替えに伴う発掘調査は、千葉県教育委員会により、平成28年から昨年12月まで断続的に行われました。県教育委員会からは、調査により、下総国府があった奈良・平安時代の遺構として大溝や掘立柱建物、また大型建築物の基礎整地作業の跡である版築遺構も見つかったと聞いております。これらの発掘調査結果も下総国府の様相を探る上での重要な手がかりになると認識しております。県と市相互の調査結果についてきちんと共有し、下総国府の全容解

明に努めてまいりたいと考えております。

次に、北下瓦窯跡についてでございます。瓦窯跡地の大部分を所有する日本高速道路保有・債務返済機構とは、NEXCO東日本を窓口として公有化協議を進めており、令和5年度中の土地の引渡しを目指して本定例会に予算議案を上程したところでございます。残りの国土交通省が所有する土地につきましては、公有化に伴う手続に時間を要することもあり、令和6年度前半の引渡しを目指して調整をしております。埋め戻された窯跡の保存方法につきましては、令和6年度以降に発足する整備基本計画策定委員会で検討することとなります。活用を見据えた保存方法としてどのような方法がふさわしいのか、学識経験者だけでなく、学校関係者や市民の声もお聞きしながら検討してまいります。

最後に、遺跡の市民への公開における市の認識についてでございます。公共工事に伴う発掘調査などはある程度長い調査期間が確保できますことから、可能な範囲で遺跡の現地見学会を実施したいと考えております。

なお、国府台公園野球場につきましては、令和5年度の前半に見学会の開催を計画しております。見学会では、調査員が直接見学者の方に遺構や遺物の解説を行い、また、国府関連遺跡の直近までの調査結果の概要も御説明する予定です。下総国府についての興味、関心を高めるとともに、本市の歴史を身近に感じていただけるような機会にしたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

高坂議員。

○高坂 進議員 クリーンセンターのDBO方式での建て替え問題についての再質問を行います。

まず、DBO方式のほうがコスト削減になるというふうに言っていますけれども、それは当然、それぞれ試算をしたというふうに思います。試算の結果、本市が行おうとしているクリーンセンターの場合、公設公営の場合がどうなって、DBO方式の場合にはどうなるのかについて、数字で明らかにしていただきたいと思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

入札に影響がないよう、割合のみお答えします。平成29年度に実施をした事業手法検討業務委託における試算結果では、公設公営方式に対し、DBO方式では6.25%の費用削減ができるとの結果でありました。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 6.数%ということですが、どういう計算をしたのかということが、今日、ここでそれを出せと言っても無理だと思うんだけど、実際にどういう計算をしてこうなったのか、どこがDBO方式のほうが安くなるのかということをちゃんと私たちに明らかにしてほしいというふうに思います。今日、ここでやっても時間ばかりかかるのでやりませんが、何らかの形で明らかにしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、事業者選定アドバイザー業務委託の中で再度業務委託のコスト比較をするということですが、事業者選定アドバイザーとはどのような事業者であり、DBO方式で請け負うことになる事業者との関係はどういう関係になるのかということについて聞きます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 事業者選定アドバイザー業務委託の受託者はコンサルタント会社であり、クリーンセンター建設に関する整備、運営事業者を選定する方法や仕様書の作成等のノウハウを持つことから、市はコンサルタントの支援を受けるものです。一方、DBO方式により整備、運営を実施する事業者は、クリーンセンターの



場合、基本的にはプラントメーカーを代表企業とする複数の企業から成るグループを想定しています。コンサルタントと次期事業者との間には資本関係等がなく、全く別の企業であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 では、イに行きます。DBO方式のメリット、デメリットということですが、デメリットとして、行政側の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなる傾向があるということだというふうに思います。後の質問でも関係ありますけれども、それを解消できるような対策を考えていると当然思いますけれども、どのような対策を考えているのかについてお聞きします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 市と事業者は常日頃から意思疎通を取り、モニタリングにおいて適正かつ確実な運営が行われているか確認し、クリーンセンターの良好な運営に努めていきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次、ウへ行きます。建設段階では実施方針の策定及び公表を行って質問や意見を受け付けるというふうに言っていますけれども、これを市民にどのように知らせて意見を受け付けるのか、それを生かしていく具体的な仕組みはどのように考えているのか。

また、運営段階では、市民のニーズ等を通じて要望を吸い上げ、運営事業者との協議の上、改善、反映させていく仕組みを構築するとしていますけれども、市民からの要望というのは市のほうに寄せられるというふうに思います。市民から出された要望を吸い上げる仕組みを日常的にどうつくっていくのかということが重要だと思います。事業者との協議を行う仕組みをどのようにつくっていくのか、市民の要望を生かしていくための契約はどのようにしていくのかについてお聞きします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 実施方針については、市の広報や市公式ウェブサイトを通じて周知をいたします。市役所での閲覧や市公式ウェブサイトへ掲載し、期限を定めた上で質問や意見を受け付けることを予定しています。そして寄せられた意見につきましては、必要に応じ事業に反映をすることとなります。一方で、運営段階では、市民からの要望は電話や既存の市民の意見箱等で広く受け付けることを想定しています。そして、事業者とはモニタリングにおいてしっかりと協議し、運営に反映をさせてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 しっかりと協議をしていくということですが、その仕組みをつくっていかないといけないというふうに思います。そういう仕組みがきちっとつくられて初めて協議をする場がつくられるのであって、それがまた、市民からちゃんと見て分かるようであればいけないというふうに思います。

次、エですが、SPCを設置することにより構成各企業の倒産リスクからの隔離の仕組みがあるということですが、SPCというのはどのような事業者でつくるか。また、それによる倒産リスクからの隔離の仕組みがあるということですが、逆に倒産リスクが曖昧になるということにはならないのかどうか。そういうことについて聞きます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 SPCは設計、建設事業者、運営事業者、維持管理事業者から構成され、出資を行う企業を構成企業、出資を行わない企業を協力企業と分類し、構成企業と協力企業で構成されることが一般的でありま

す。S P Cの倒産リスク隔離の仕組みについては、S P Cが保有する資産をS P Cを運用する各構成企業から分離することで、各構成企業の倒産を理由とした資産の差押えが行われません。また、S P Cは特別目的会社であることから、クリーンセンター運営事業以外の事業を禁止するなどの規制を設けることでS P C自体の倒産リスクも避けられます。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次に、キに移ります。焼却灰の活用について積極的に資源化を図っていくということですが、それは事業者との契約でその責務をどのようにしていくのか。その場合には最初の契約時で焼却灰の活用の見通し、市の考え方について明確にした上で契約する必要があると思います。そういう意味では、事業者選定アドバイザーとの契約段階からその方針を明確にしていく必要があると思いますけれども、市として現在どのような方針を持っているのか。それを市民に知らせて、市民の意見を生かしていく仕組みをどのようにつくっていくのかについて聞きます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 焼却灰の活用については最終処分への依存を低減するとともに、処分先の安定的な確保と資源化率の向上を図るため再資源化を推進してまいります。市民への周知については市川市一般廃棄物ごみ処理基本計画、市公式ウェブサイト等で公表しております。

なお、計画策定に当たりましてはパブリックコメントを行い、市民の意見を反映する仕組みでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 次に、ク、市としてクリーンセンターについての経験、技術などの蓄積ができなくなるのではないかと問題です。D B O方式では、クリーンセンターの運営のノウハウ、作業員の経験や技術の蓄積がなくなるというふうには私は思います。大変重要な問題だと考えています。蓄積が民間にあるから大丈夫だということにはならないのではないかと思います。次にクリーンセンターをつくるというときだけではなくて、日常的に市民から出される要望などは市に寄せられるわけですが、それに対処していくためにも経験や技術の蓄積ということは欠かすことができないというふうに思います。

今まで介護保険などでも、実際に介護事業を行うのが民間事業者ということで、行政としての介護に対する様々な問題の蓄積を積み重ねることができないということで問題が出てきているのではないかと私は感じています。そういう点でも、民間でできれば何とかできるということでは済まされない問題があると思います。行政として、しっかりと運営技術のノウハウを蓄積していくことが欠かせないと思います。そのためにどのようなことをやっていくのかについて再度聞きます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 D B O方式の採用により、施設の運転管理はそれぞれ専門とする事業者任せ、ライフサイクルコストの低減を図り、市としては、必要な情報を蓄積していくことで将来の環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 最後に、クリーンセンターで働く労働者の問題として、事業者の情報をどこまで明らかにさせるのかという問題です。運営状況を監視していくというだけでなく、その基礎となる経営状況や労務管理、労働者の状況等を最初から明らかにして、議会にも、そして市民にも明らかにしていくことが大切だというふうに思

います。例えば事業者名の決算書や労務状況などを明らかにしていく必要があります。SPCの資料だけでなく、そこに参加している企業の資料も当然必要だと思いますけれども、参加している企業の資料をどこまで明らかにしていくのかについて聞きます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 モニタリングに加えて運営維持管理委託契約受託者の経営状況については、会計年度ごとに決算書類等の提出を受けることになります。なお、SPCを構成、あるいは出資する落札企業グループの代表企業、構成企業、協力企業の決算書類等については、リスクが切り離されていることから現時点で提出を求める予定はございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 SPCに参加をする企業というのは大きな企業が入ってきますよね。大きな企業も小さな企業もあるのかもしれませんが、その状況がどうなのかということを私たちが知り得ないというのは、それは変な話で、市のお金を使ってやる事業ですから、その企業がどういう決算状況になっているのか、本当に大丈夫なのかどうかということをやちゃんと私たちが知っていく必要がある。専門家に任せるから、それが大丈夫だということには僕はならないと。今まででも、そういう経験を市川市ではしているんだというふうに思います。市川エフエムのときだって、あるときに大変なことになっているということが発表されましたけども、後であれを見たら、2年か3年前から大変な状況だということが分かっていたはず。けども、専門家が見ているから大丈夫だということで、ああいうふうにしてしまったわけです。そういう点では、私たちは構成をする企業の状況もしっかりと知る必要があると。何でそれができないのか、そのことが僕は大変おかしい、不思議だというふうに思います。

次に、事業に従事する労働者が下請化される可能性ということですが、再下請に仕事を出すようなら、最初からその仕事を自分のところで受けるべきではないというふうに僕は思っています。自社の従業員で行うことを基本とすべきだというふうに思います。それでさえ、従業員に適正な賃金が支払われているかどうかの確認をしっかりとしていくべきだと思います。社会保険労務士などの検査を行うようにするなど、労働者の権利を守る手だてとして、しっかりと考えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 クリーンセンターに従事する作業員等の労務状況につきましては、労働基準法、労働安全衛生法等の法令遵守を明記し、指示、監督をまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 それでは、次に斎場建て替えのほうに行きます。クリーンセンターでア、イ、ウ、エ、ケ、サということで再質問をしました。斎場建て替えについても、今の項目で言えば同じことが言えるんだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 斎場のコスト比較については、アドバイザー業務の中で改めて試算を行っていきますが、基本方針策定時の試算では、公設公営方式に比べ7%以上のコスト削減が見込まれています。運営面の課題についてですが、指定管理者制度では、条例に基づき指定管理者と協定を締結することになります。また、指定管理者が協定に基づき適切に管理運営を行っているかを監視するため、指定管理者のモニタリングに関する実施要領に基づきモニタリングを年1回以上必ず実施することになります。リスク分担については、本市では公の施

設の指定管理者制度の運用に関する指針において協定で定める事項を明示しており、リスク分担は必ず協定で規定する事項に含まれます。市と事業者のリスク分担をあらかじめ定めることにより責任の所在が明確になります。また、モニタリングでは市民満足度の高いサービスが提供されているか、事業者が中長期的に安定した運営を行えるかどうか、労働者が適法に雇用され、安心して働ける環境にあるかといった事項について、税理士や社会保険労務士などの専門家が財務諸表、就業規則、利用者アンケートなどの確認や事業者ヒアリングを実施することにより管理運営状況を判定します。これらのモニタリング結果は公表となります。市はモニタリング結果を踏まえ、運営事業者に対し、速やかに是正や改善の指示を行うことにより、適切な運営を担保しつつ市民サービスの向上を図ることができると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 ここでも7%、DBO方式のほうがという答弁がありましたけれども、先ほども言いましたけれども、6.何%とか7%というのは理由が、何でそうなるのかということが全く分からない。そののところをやっぱりちゃんと知らせていく、そのことをちゃんとやっていただきたいと思います。この問題、DBO方式、まだまだ分からない問題、たくさんあるというふうに思います。

私は、行政の一方的な民営化というのには反対です。行政がやるべきことは行政がやらなければならないと思っています。もうけということを前面に出さないで市民のことを考えることができるのは行政です。行政より民間のほうが様々なノウハウがあって、民間に任せたほうがよいということ、こういう考え方というのは、あるときにはそういうことがあるかもしれませんが、それが広がっていくということには僕は大変危惧を覚えます。民間にノウハウがあるなら、行政もそれを学習することができるはずで、今回のDBO方式の問題については、まだまだ分からないことが私にもあります。ぜひともみんなでこれから考えて知恵を出していければというふうに思います。

次に移ります。国民健康保険です。短期被保険者証の滞留というのが1,000件を超えています。これは1年間のうち、半年間は保険証を持たない人が1,000件以上、市川にいるということです。この人たちは病気になっても、実際には医療を受けることが多分できない。こういう状況が既に始まっている。前はこれがもっとたくさんあって、多いときには2,000件以上、3,000件近くまでいったことがあると思います。最近ちょっと減ってきていますけどね。こういう状況が既に実際に起きているということです。国民皆保険が実際には破壊されてきているんだということです。

このような状況の中で国保税引上げを行えば、さらに保険証を持ってない人がもっともって増えていきます。だから、僕は昔から徴収と保険証を渡すという行為は全く別に考えるべきだいうふうにとっていますけれども、そうしないと本当にもっともって増えていく。さっき答弁でありましたけれども、生活保護基準で340万円で27万200円ということでしょう。それが340万円というのは最低生活だって、さっき答弁の中でも言っていますよ。それなのに、生活保護を受けてない人は最低生活でも27万円、国保が取られるわけです。最低生活ができないという現実が今起きている。しかも、340万円というのは、しょっちゅうこういう資料を出しますけれども、給与所得で340万円という形で出しますけれども、これもおかしい話で、給与所得では計算できません。所得で計算します。340万円も給与所得がある人が国保に入っているわけがない。これは多分、社会保険に入っています。それを国保の資料として出してくるご自身、おかしいというふうに思います。こういうふうに最低生活が今でも侵害されている、こういう状況をどういうふうに考えていますか。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では加入者間の公平性を確保するため、短期保険証を発行と並行して令和2年11月に

国民健康保険納税催告センターを設置し、保険税の納付がない方に納税相談を行うよう強く呼びかけています。今後も引き続き徴収担当職員や納税催告センターから納税相談を行うよう呼びかけ、短期保険証の更新を促していきたいと考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 言っていることがきっと違うんだと思いますけれども、最低生活のところ、そこから税金を取るというのはおかしい話なんですよという話をしているんですよ。だって、払えないんだから、それが最低生活なんだから。それから取っているわけですから、そのことをちゃんとまず考えてもらいたいということです。国保は国の制度ですから、なかなか、自分たちでどうやろうと思っても、そう簡単にはいかないというのはよく分かった上での話をしています。

まだ聞きたいことがありましたけれども、時間が大分過ぎてきているので進みますけれども、そういう点で言えば、先ほど言ったように、今度値上げをする、令和8年度にも値上げをすると。その後も赤字になれば値上げをするよという、そういうことでしょう。そうすると令和8年以降、国民健康保険というのは当然赤字になりますよ。そうすると、毎年値上げをしていかなければいけないということになります。そうすると、保険証を持っていない人たちがどんどん増えていきますよ。本当にこれが社会保障の制度としていいんですかということを行っているんです。

国保だけ値上げしないでやると、ほかとの不平等が生じるというふうなことも言いますけれども、それは全然違う話だと思いますよ。不平等が生じるというんだったら、今、国民健康保険の加入者とほかの医療保険の加入者との負担割合がどうなのかというのは見てください。国民健康保険が一番高いというのは、百も承知でそういうことを言っているでしょう。国民健康保険のほうが負担割合はうんと高いです。だから、払えない人たちがたくさん出ているんです。それを無視して、そういう答弁をすればしたら、それこそ不公平ですよ。そのことをちゃんと考えていただきたいというふうに思います。

マイナンバーについては国の制度です。もうこれ以上、今日はやりません。ただ、マイナンバーというのは、今でもマイナンバーを取得するかどうかは個人の自由だというふうになっている。これは、国がもしマイナンバーで事故があったりなんかして、その責任を取れと言われても、国は責任を取らないために自由ですよと言っているんだと僕は思います。一方ではそういうことをやりながら、国保の部分だけではみんな取れと言っているわけですよ。矛盾しています、これ。とんでもない話だというふうに思います。

次、銭湯対策に行きます。今まで様々な対策を取ってきたということは分かります。お風呂のないアパートに住んでいる方もいますし、それだけではなくて、銭湯が好きだから銭湯を残してほしいという声を私もたくさん聞きます。銭湯を残してほしいという声に耳を傾けて、銭湯事業者ともよく話し合っただけで対策を一緒に考えていくしかないというふうに私は思います。今後どのような対策を考えていくのか。とにかく今のままだったら、あと2年、3年、4年ぐらいで全ての銭湯が僕はなくなると思います。私が話をした方も、もう結構なお年でしたから、もたないです。労働時間が物すごく長いそうです。朝から夜終わって掃除をするまで、それで人を雇えるような状況ではないというふうに言っています。そういう点でこれからの対策、もう一度お答えください。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 銭湯が今後も安定した経営のためには、これまで銭湯を利用してこなかった方も対象とした取組を検討していくことも重要と考えています。ここ数年、浴場組合が行う各種イベントなどはコロナ禍で思うように実施できない状況でした。今後はポストコロナを見据え、補助金を有効に活用した事業が行えるよう、ほかの自治体の例も参考にし、組合や事業者の声を伺いながら検討を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 東京などでも様々な対策を取っているという話は私も聞いています。そういう点では、まだできることというのはたくさんあるんだと思います。国は風呂のないアパートに住んでいる人がどれぐらいいるかという統計さえ取らないというふうに聞いていますけれども、だけでも、そういう人たちがまだいらっしゃるし、家に風呂があっても銭湯に行きたいんだという人たちがたくさんいますので、ぜひ事業者の方とよく話し合っていて、どうやったら残していけるのかということを考えていただきたいというふうに思います。

最後です。越川議員からパワハラがあったとされる問題について。12月定例会では、公文書公開条例による請求で、文書がそのまま出てくるということでしたけれども、撤回したということによって、公文書公開条例での請求があった場合、どういうふうになるのかについてお聞きします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

今後、撤回をした公文書について、仮に公文書公開請求があった場合には全部非公開になるものと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 この問題というのは、政治家である元市長が行政の職員に権限を持ってやってはいけないことをさせたという、こういう問題だというふうには私は思っています。政治家が自分の利益のために職員を使うということは通常あり得ないことですが、現実には起こってしまったということ。市長は政治家であるとともに、行政のトップとして、とてつもない権力を持っています。そういう方が市長になるわけです。ですから、今後もないとは言えない。政治家がちゃんと政治的な倫理をしっかりと守るということは当然のことですけれども、それとともに、市の職員も市民の利益を守るという点でしっかりと倫理を守っていくことが必要だというふうに私も思います。

このような問題が起きないように仕組みをどうやったらつくっていくのか。このことを考えていく必要があると思いますけれども、どのような対策、どのような仕組みをつくっていくというつもりなのか、お答えください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

議会と理事者との間に不信任や様々な支障を生じさせないためには、やはり十分な意思疎通を行うことが必要であると思っております。その上で一定のルールをつくることなどにつきましても、議会の皆様と御一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

○松永修巳議長 高坂議員。

○高坂 進議員 先ほども言いましたけど、市長というのは大変大きな権力を持ちます。もちろん私たちも、議員というだけでも一定のそういうものを持つわけですから、そういう点では本当に気をつけていかなければいけない。だけでも、気をつけるだけでは防げないこともあるので、しっかりとどういうふうにするのかということを考えていただきたいというふうに思います。通常起こり得ないことが起こったということで済まされる問題でもないということです。ですから、私たちも大変抑制的に考えていかなければいけないし、市の職員としても、市民の利益ということが一番前面にして考えていくということが私は必要だというふうに思います。実際起こっ

てしまったことで、大変大きな迷惑をかけた人たちもいるわけです。そういうことをもう一度ちゃんと考えていただきたいということです。

以上で私の質問を終わって、補足質問者の清水みな子に替わります。

○松永修巳議長 次に、補足質問者、清水みな子議員。

○清水みな子議員 清水みな子です。補足質問をいたします。

デジタル地域通貨についてです。

(1)については了解しました。

次に、(2)の市民への周知方法について再質問いたします。

周知方法については幾つか出されておりますが、今、どのくらいの募集があると見込んでいるのでしょうか。また、多くの募集があった場合は抽せんで行うというふうにお聞きしましたが、どのような方法で、また公正な方法で決定するのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の実証実験では、募集の内訳として、アプリ利用者が1万500人、カード利用者が4,500人を予定しており、利用形態ごとに募集を行ってまいります。平成27年度に市川市プレミアム付商品券事業とは別に実施した市川市スーパープレミアム商品券事業では、販売数5,500冊に対して約4倍に当たる約2万3,000件以上の申込みがございました。デジタル地域通貨とスーパープレミアム商品券では、利用形態や販売金額など様々な条件が異なるものの、プレミアム率が高い率であることから多くの申込みがあるものと考えております。今回の実証実験では、利用できる場所が八幡エリアに限定されていることから、1万5,000人の募集に対して1.5倍から2倍程度の募集が寄せられると見込んでおります。

なお、購入希望者が多数の場合に購入者を決定する方法につきましては、公平かつ速やかに行えるよう機械による抽せんを行う予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 今回の実証実験は期間限定で八幡エリアのみの利用、しかも店舗も限られています。3か月強で使わなくてはなりません。買える人だけの応募になるのではないかとというふうに思われます。買えない人は最初から応募しません。多分、市川市民は買える人が多いんでしょうけれども、買える人、使える人だけでは実証実験にはならないのではないのでしょうか。多額の税金を使って一部の人だけの恩恵、これはプレミアム付商品券でもPay Pay事業でもそうでした。今、大不況とも言っていいほど物価高騰の折、本当にこの事業が本市に必要なのかどうか、ぜひ考えていただきたい、このことを要望します。

次に、(3)の八幡エリアにおいてデジタル地域通貨が利用できない人への対応についてです。

八幡エリアには約1万2,000店舗あるというふうに言われています。もちろん一般の方が出入りしない店舗もあるでしょうが、どの程度の加盟店を確保できるのか、見込んでいるのか、お聞きします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

平成27年度に実施したプレミアム付商品券事業では、本八幡駅周辺で約350店舗が事業に参加したことから、この店舗数が1つの目標になると捉えております。

なお、利用者の利便性の確保と来客数や売上げなどの経済効果に関する有効な実験データを取得するため、最低200店舗以上の確保が必要であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 私はこの間、大阪の河南町や御殿場市にデジタル地域通貨についてお聞きしました。どちらも加盟店を増やすことが大変だというふうに言っておりました。河南町では1万5,000人の人口ですが、3,000円分のデジタル地域通貨を全町民に配布し、利用を促しているということでした。しかし、大きなスーパーやコンビニでは利用できません。令和2年度からこの事業を開始し、初年度は一部の飲食店など24店舗でしか使えませんでした。毎年キャンペーンを張り第5弾までやっていますが、令和4年度でその倍の51店舗で使えるということでした。ここは全て国の地方創生臨時交付金を活用しています。来年度から交付金がなくなり、事業を継続するのかどうか、担当者は悩んでおりました。河南町では市民向けのスマホ講座なども開いていました。市川市も当初のシステム費は地方創生臨時交付金を使いますが、その後はデジタル地域通貨についてどのように進めていくのか、この点が考えるべきところだというふうに思います。

次に、(4)の実証実験を終了する8月末までに使い切れなかったポイントはどうなるのかについてです。

一定期間、デジタル地域通貨を使用できるということでしたが、8月末日までに検証を行うに当たっては有効なデータを取得することができるのかどうか、この点について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券事業では、商品券の使用期間を6か月間としておりましたが、事業開始から2か月間で発行額の約45%、3か月間で約75%が使用されております。また、埼玉県深谷市では、デジタル地域通貨の本稼働に向けて、令和2年度にデジタル地域通貨の仕組みを活用した深谷市電子プレミアム付商品券事業を実施しております。この事業でも商品券の使用期間を3か月間としておりましたが、事業開始から2か月間で発行額の約50%、3か月間で約80%が使用されております。本市におきましても、実証実験の開始から3か月以内にはある程度使用していただけるものと考えており、8月末日の時点で検証を行うに当たっての有効なデータを取得できると見込んでおります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 実証実験のデータ支援次第ではやめることもあるのかというふうに担当者に聞きましたが、進めることが前提で、どこが足りなかったのかを分析し、さらに進めるという答えでした。全国的に見ても、このデジタル地域通貨、大都市では成功しているとは言えません。岐阜県の高山市のさるぼぼコイン、これが成功している例として取り上げられていますけれども、高山市は9町村が合併をして東京都の1.5倍の面積です。郡部を中心に信用金庫が中心となり、その地域で使える地域通貨を進めているということです。本市で考えた場合、全市民対象に1万5,000人が上限3万円を買ったとして、わざわざ八幡エリアに出向いて買物をしなければならないということです。比較的近いかなというふうに思える国分の方に聞いても、あまり行かないな、わざわざ行かないという返事でした。その点もぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

次に、(5)の平成27年度に発行されたプレミアム付商品券との違いについてです。プレミアム付商品券の発売に当たっては、あらかじめ発売日、発売場所などを指定していたために仕事などで購入できない市民もおりました。発売場所に長蛇の列ということも目にしました。今回、この点をどのように改善したのか伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の実証実験では、事前に購入希望者から申込みをしていただき、応募者多数の場合は抽選で購入者を決



定する予定でございます。デジタル地域通貨の販売に当たりましては、アプリでもカードでも指定された期間内であれば、購入者の都合に合わせてコンビニエンスストアなどに設置されたA T Mで購入していただけます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 コンビニのA T Mで購入できるという点は改善していると思います。

次に、(6)の新健康ポイントとの関連性について伺います。再質問します。

新健康ポイント事業の参加者を募集するのは5,000人ということですが、デジタル地域通貨の購入者1万5,000人と合わせて、実証実験に参加する市民は2万人になるのか。それとも、購入者1万5,000人のうち5,000人が新健康ポイント事業に参加をするのか。この新健康ポイント事業の募集方法、また参加者の関係、これについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の実証実験では、デジタル地域通貨を購入してプレミアムポイントが付与される方は、応募された市民から抽選で当せんした1万5,000人とする予定でございます。一方、新健康ポイント事業では、デジタル地域通貨とは別に、全市民を対象に参加者5,000人を募集し、応募者多数の場合は抽選で参加者を決定いたします。当せんした5,000人は健康アプリまたは活動量計で新健康ポイントのため、そのポイントをデジタル地域通貨のポイントに交換して、市内の加盟店で使用することができます。

なお、デジタル地域通貨でも、1万5,000人以外の方はアプリをダウンロードしたり、専用カードを取得して実証実験期間中に対象となるイベントなどに参加してポイントを取得していただくことができます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 新健康ポイントは私自身も混乱をして説明できないんですけども、デジタル地域通貨の利用者とは全く別の方を募集するということですね。これまで本市が行っていた健康マイレージと同じようなものというふうに理解をします。

この新健康ポイントのほかに行政ポイントというポイント制度があります。健康講演会、江戸川クリーン作戦、フードドライブ、環境フェア、それに参加をした場合にポイントがつく。そして自治会加入、運転免許証の自主返納、e-モニターに参加する、この7種類になっています。地域に寄与するエコ活動やボランティア活動、それから自治会活動に対するインセンティブとしてというふうにはしていますが、もっと多彩な活動を市民は行っています。限定する意味が分かりません。この点はもっと市民の意見を聞くべきだと思いますが、市の意向だけでは進まないのではないかというふうに思います。新健康ポイント自体も2,000歩から1万歩以上の歩いた歩数によってポイントがつきます。それから、体組成計が置いてある20か所に出向いて行って体重を測る、血圧を測る、こういうことでポイントがつくというふうに言っています。歩けない方、そこまで行けない方はどうするのかと、この12月定例会でも質問いたしました。そういう方たちはポイントが付きません。そういう点では、本当に公正なのかというふうにいえば疑問が残るところがあります。その点、今回デジタル地域通貨についてきちんと考えていただきたいというふうに思います。

次に、大項目の市内の遺跡について伺います。

市長から答弁をいただきました。国庁の遺構、これをしっかりと国府台公園野球場の発掘調査の中で実態を明らかにして市民に公開をしていただきたいんですが、その発掘調査が今年12月まで延長されるということで、ぜひ途中経過など、説明できる範囲で見学会なども開いて市民に公開していただきたいというふうに思います。

(2)についても、県営住宅での発掘調査でも下総国府が奈良・平安時代の遺構が見つかっているということで、国府台公園野球場も含めた壮大な歴史とロマンを感じます。国府の全容解明をぜひ県の教育委員会と一緒に進めていただきたい、これを要望します。

次に、北下瓦窯跡の保存についてです。これは再質問いたします。

文化財保護法が改正をされ、2019年4月に施行されました。県内でも文化財保存活用計画を策定した市町村が増えており、市川市も同計画の策定を検討しているというふうに県にお答えしていると聞いていますが、文化財保存活用計画と先ほど答弁がありました北下瓦窯跡の整備基本計画と何が違うのか、この辺について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

まず、御質問の文化財保存活用計画でございますが、御質問の中で地域単位と市町村単位というようなことでお話があったと思いますので、文化財保存活用地域計画ということでお答えをさせていただきたいと存じます。

これは、市内に存在する文化財全体の保存活用に関する取組目標や具体的内容を示す基本的なアクションプランのことを指します。地域社会全体で文化財の保存活用を図っていくためには、民間団体や地域住民の理解、協力を得ることが必要であります。そのために地域計画を策定し、周知することは有用であると認識をしております。将来的な地域計画の策定に向け、まずは他市の地域計画の研究に努めてまいります。

一方、整備計画とは、史跡ごとに定められた保存活用計画に基づき遺構保存や公開活用、公開時の動線、管理運営等に関する事項を定める個別計画となります。御質問の北下瓦窯跡の整備基本計画につきましては、平成30年に策定されました史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画に基づき定めるものとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 分かりました。北下瓦窯跡の保存については、ぜひワークショップなども開いていただいて、関心のある市民の皆さんにも御意見を寄せていただき、保存活用計画をつくり上げてほしいというふうに要望します。

次に、(4)の遺跡を市民に公開することについてです。北下瓦窯跡については既に埋め戻され、窯跡の様子を見ることはできませんが、写真で見たことがあります。将来的にはどのような公開方法を今考えているのか、これについて伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

埋蔵文化財を後世まで保護するため、原則としては発掘調査で出土した遺構は土の中で保存するものですが、窯跡を掘り出し、樹脂で固めて公開する露出展示という見せ方もございます。しかしながら、露出展示は遺構そのものをドームで覆い、空調管理する必要があることから運用経費が高額となるほか、樹脂で固めることで後世の研究者が調査を十分にできなくなるなどのデメリットがございます。そこで遺跡の具体的な保存公開方法につきましては、先ほど申し上げました整備基本計画策定委員会の中で様々な案を御検討いただき決定することとなります。検討に際しましては、発見された遺構をただ保存するだけでなく、史跡下総国分寺跡の関連施設である北下瓦窯跡の歴史的価値を市民と共有するという視点に立ち、訪れた市民が本市の歴史に興味を持ち、郷土愛を育むきっかけとなるような整備を目指していきたいと考えております。

なお、史跡としての整備にはまだ時間を要しますことから、この場所に奈良・平安時代の窯跡があったことを知らせるものとして、近日中に市が既に公有化している土地の史跡の入り口付近に説明板を設置する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 遺跡などの研究もしているタカヤナギさんにお話を聞きました。北下瓦窯跡は下総国分寺建設の際につくられた専用の瓦窯跡で集中的に焼かれたもので、ほかの国分寺は遠くに瓦窯があって分担して焼いていたそうで、下総国分寺は中央集権の強い力で遠方から技術者を集めて瓦を焼いたのではないかとことです。北下遺跡が歴史的に見ても大事であるということです。

しかし、瓦窯跡が見つかったから18年がたち、瓦窯跡を実際に見ている文化財の担当者がいなくなっているということで、整備計画案に関われる可能性が低いということが言われています。北下遺跡は瓦窯跡だけではなく、梵鐘など金属製品の製作加工跡、それから国分川周辺での祭祀遺構などを含む遺跡も多数見つっています。その点をきちんと分析し、瓦窯跡だけではなく、北下遺跡の意義を明らかにすることは本市の責務だというふうに思います。幅広くスタッフも募集し後世に伝えていく、それを残していく、そんなロマンあふれるようにぜひ進めていただきたいと要望します。

再々質問です。瓦窯跡への説明看板を設置する予定だという答弁がありました。分かりやすい看板にしていきたいというふうに思います。そのほかにも有名な丸木舟、これも雷下遺跡から見つっています。それ以外にもたくさん出土していると聞いていますが、主立ったものはその場所に説明看板をつけていただきたいと思いますが、北下遺跡以外に増やしていく考えについて伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

遺跡の中でも重要度の高いものは国史跡に指定され、保存活用のために公有化を進めておりますが、市内の遺跡の多くは民有地に所在するので、民有地内への説明板の設置には地権者の承諾が前提となります。近年の説明板の設置につきましては、国が指定した史跡で公有地化されたものについて順次設置するという方針で行っております。

なお、今年度につきましては、先ほど御答弁申し上げました北下瓦窯跡の説明板以外にも、令和2年度に公有化した下総国分寺跡の1区画に当該地点での発掘調査結果が分かるような説明板を設置する予定でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 清水議員。

○清水みな子議員 先ほども述べました雷下遺跡、北下遺跡のすぐ近くですけれども、雷下遺跡から発掘された丸木舟、これは7,500年前、古代最古となる縄文時代早期のもので、非常に歴史的価値が高いというふうに言われています。現在、本市にはなく、大多喜町にある県の施設で保管されています。市が引き取って展示するなど、市民への公開もぜひ検討してほしいというふうに思います。

本市では、歴史に残る遺跡が多数発見されています。東京の武蔵国府は今の府中市です。ここでは、教育委員会施策に郷土の歴史と文化を学ぶということで、小学校教科書の副読本として国府跡、熊野神社古墳群の歴史を盛り込んだものを作成しています。本市もぜひそうありたいと思います。歴史博物館も考古博物館もぜひリニューアルして、そこに展示をしていただきたいというふうに思います。歴史博物館も考古博物館も北西部のほうにあって、行徳辺りの方からはやっぱり遠いというふうに思われますので、空いている場所というか、空いているところにはぜひ遺跡をそれぞれ置いて見てもらう、そういうのもぜひ検討していただきたいというふうに要望いたします。日本共産党の代表質問を終わります。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後 1 時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 議案第 42 号から日程第 48 報告第 43 号までの議事を継続いたします。

質問者、無所属の会、越川雅史議員。

[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。会派を代表して代表質問を行います。

最初の質問は、令和 5 年度施政方針において述べられている市民の信頼を取り戻すという言葉の意味についてです。

田中市長は、せんだっての所信表明に際しても「為政清明を信条に、市政に対する信頼を回復し、市民の皆様と一緒に安定した市政をつくる」と述べられていました。確かに前市政においては、市民の市政に対する信頼は極限にまで失墜し、村越氏が再選を目指すも、現職市長としては異例の供託金没収となったわけで、こうした事実を踏まえての御発言と受け止めますが、勝手に解釈するわけにもまいりませんので、念のため、この言葉が何を意味するのか、田中市長、御説明ください。

次は、施政方針において述べられている「市民の皆様が納めてくださった貴重なお金を 1 円たりとも無駄にしない」、「貴重なお金を無駄にすることのないよう」という言葉の意味についてです。

確かに前市政においては、税金で趣味が入ったぜいたくな高額なものを購入していた事実があったわけで、こうした事実を踏まえての御発言と受け止めますが、念のため、この言葉が何を意味するのか、田中市長、御説明ください。

次は、施政方針において述べられている「42 名の議員の皆様と、新年度もともに市川市の未来を築いてまいりたい」、「議員の皆様とともに議論を深めてまいりたい」という言葉の意味についてです。

二代表制の下、市は議会に対し正確かつ適切な情報を適時に提供し、相互認識をすり合わせつつ、諸課題に対する議論を深めていかなければならないことは当然です。この点は前市長ですら、有言実行できていたかどうかはさておき、この議場では言い合いになっても構わない、市民を代表する議員の皆様ととどろん議論を進めていく、私どもが提案する議案が必ずしも最良最善の答えだというふうには思っておりませんので、ぜひこの議会の場でしっかりいろんな御意見をいただいて、修正すべきところは常に修正しなければいけないという姿勢で臨んでいるなどと御発言されてました。

ところで、無双の町をつくるべく捲土重来を期しているはずの彼は、今、一体どこでどんな日々をお過ごしなのでしょう。完成した暁には、ぜひ私にも味わっていただきたいと豪語していたコオロギパウダーのクッキーでもかみしめているのでしょうか。

いずれにしても、「42 名の議員の皆様と、新年度もともに市川市の未来を築いてまいりたい」、「議員の皆様とともに議論を深めてまいりたい」という言葉が何を意味するのか、田中市長、御説明ください。

次に、施政方針には「情報公開の重要性も忘れてはなりません」という記述があります。目下、話題となっているパワハラ申告強要要案についても、一体どのような経緯があり、虚偽の公文書が作成されるに至ったのか、徹底した情報公開が必要であり、重要であると私は考えますが、この「情報公開の重要性」という言葉が何を意味しているのか、田中市長、御説明ください。

次に、デジタル地域通貨の実証実験についてです。

この事業の概要等については先順位者に対する答弁で確認できましたので、割愛します。

ただ、新たな実証実験を開始するのであれば、過去の実証実験について検証し、反省すべき点は反省し、改善

を凶った上で事に臨まなければ、また同じ失敗を繰り返すことが懸念されます。過去の実証実験のうち、特に印象に残っているものは、市川発の高齢者用エクササイズとして全国的に普及するのではないかと期待しておりますなどと華々しいPRで始まった高齢者・障がい者向けVRゲームの実証実験です。これは小沢企画部長が課長時代から一貫して責任者として取り組んでこられた未来創造事業を代表するプロジェクトであったように記憶しております。

簡単に振り返りますと、高齢者、障がい者、関節や筋肉に痛みがある人などを対象にVRゲームを取り入れたエクササイズをプールの中で行い、楽しみながら健康の維持及び増進を図ることが目的だそうで、どの筋肉がどのくらい使われているか数値化する。腰痛や膝痛、四十肩といった痛みの原因となるアウターマッスルではなく、日常生活で姿勢やバランスを保つのに用いるインナーマッスルが使われることを検証するはずでした。しかしながら、結果はどうだったかという、ただ単に42歳から57歳の健康な本市男性職員約10名が勤務時間中にプールに入ってVRゲームに興じ、定性的なアンケートに答えただけというものでした。高齢者や障がい者が実験の対象者と言っておきながら、高齢者や障がい者どころか、一般市民は1人も参加しておらず、どの筋肉がどのくらい使われているかを数値化することはありませんでした。

そして、そのような結果であったにもかかわらず、令和2年12月定例会において私が質問すると、実験の検証は進んだ、VRを活用して楽しく体を動かすことを通じて健康の維持増進につなげ、プールの活性化を図るといふ成果が出てきたなどと、実験の成果を強調する御答弁がありました。果たして市内のどこのプールがどのように活性化された事実があるとおっしゃるつもりなのでしょうか。今回もこのようなノリで数億円の血税を投じて実証実験を繰り返すようであれば、とても賛同するわけにはまいりません。

私は、かの実証実験については、実現可能性の審査にも問題があったと考えますし、プロジェクト遂行過程のマネジメントにも問題があった。その結果、当初目的とした成果にたどり着くことはできなかったと認識しておりますが、当該実証実験のプロジェクトリーダー、責任者であった小沢企画部長の御見解を伺います。

次に、菅野駅前ロータリー施設計画についてです。

この問題については12月定例会においても取り上げましたが、私からは同計画の策定に際しては、地元住民の意見を十分に聴取しないまま計画策定を進めた経緯があり、このプロセスにも問題があること、また、出来上がった計画も住民の意向を反映したものではなく、民意からかけ離れたものであることを指摘した上で、緑の多い閑静な住宅地に戻すべく計画を見直すよう求めました。これに対し道路交通部長からは、変更施設案を取りまとめる、また田中市長からも、越川議員の御意見も踏まえて対応していく旨の御答弁を確認したところであります。その後、去る2月14日には第2回の住民説明会が開催され、それに先立って変更施設案も提示されているなどの進捗もございましたが、今後はどのように調整を図っていくおつもりなのか、お考えを伺います。

次に、宮田小学校の建て替えについてです。

令和2年8月に新校舎推進会議が設置されたものの、コロナ禍を受け、基本構想、基本計画策定が1年延長された経緯があったところまでは認識しております。ただ、このたび公共施設個別計画の見直し案が提示され、この中で宮田小学校の建て替えについては令和8年度以降まで、少なくとも3年間は先延ばしになる計画として示されております。私は地元新田4丁目の在住ですが、宮田小学校の建て替えが先延ばしになるなどという説明を受けたことはなく、新校舎推進会議委員の方々も含めて私が質問通告した時点では、地元の多くの方が何ら説明を受けていない、寝耳に水の状況でした。

そこで、現在の進捗は一体どうなっていて今後どのように進めていくのか、御説明を求めます。

次は、理事者による議会答弁等についてです。

理事者による議会答弁をめぐっては、答弁を誤った場合の対応として、誤りに気づいた段階で速やかに発言を

訂正すべきものとの答弁が繰り返されており。また、職員が職務上作成した公文書についても、間違い等がございました場合には訂正をすべきものとの答弁を確認しているところですが、改めてこれら答弁が意味するところについて御説明を求めます。

次は、村越前市長の関係者が令和3年5月には公正証書原本不実記録及び同供用で、令和4年7月には公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された件についてです。

まず、令和3年5月の事件についてですが、前市長と極めて親しい関係にある人物の逮捕直後から捜査員が本市を訪れたばかりか、延べ数十人に及ぶ本市職員までもが任意とはいえ事情聴取を受け、本市の公文書も一部押収された経緯が認められております。ただ、私たちは、この2つの事件について真相がほとんど分かっておりません。市民の方々も心配をされているようですが、私たちも説明のしようがなく、困っている状態が2年近く続いています。そこで、私はこの問題について真相を究明しようと、令和3年6月定例会以降何度も質問を試みましたが、その都度、麻生広報室長からは、私的な法人に関することであって、市政に関係ございませんといった趣旨の御答弁が繰り返されてまいりました。

そこでまずは、この私的な法人に関することであって、市政に関係ございませんという答弁が繰り返された事実があったのかどうか、麻生広報室長に事実関係を確認いたします。

最後は、令和4年9月定例会において麻生広報室長が私の質問に答弁する中で、その全ての方が絡んでいたというふうに認識しておりますといった表現で、9人の職員に対して、私とのやり取りを申告するよう求めた理事者、市の幹部とは、村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長の3人であることをお認めになった、前市長らによる部下に対するパワーハラ申告強要事案についてです。この問題にいち早く終止符を打ちたいのは紛れもなく私自身であって、もうこうした通告をしなくて済む日が来ることを待ち続けてまいりました。しかしながら、これまで本市の対応に一定の不備があったわけですから、質問しないわけにはいきませんでした。

去る12月定例会では公文書が撤回されていないという点を指摘しましたところ、田中市長より、過ちを改むるにはばかることなかれといった旨の御答弁がありました。今日のやり取りの最後に田中市長に何点か質問させていただきますが、田中市長から、もう市として対応することもなければ改めるべき点もないといった御見解を確認することができれば、議場の外、場外では継続することがあったとしても、この議場において、質問でこの問題を取り上げるのは今日で最後にできるのではないかと期待をしております。英語にはサンキュー・イン・アドバンスという表現がありますが、まだ答弁を伺う前の状況にはありますが、松永修巳議長をはじめ、この問題を議場においては解決できるよう御尽力くださいました議会関係者各位にありがとうございましたと感謝の念を先に申し上げて、質問に入ります。

まず、去る2月15日に各派代表者会議において、村越前市長が令和3年8月30日付で当時の議長宛てに提出した「越川市川市議会議員によるパワーハラスメントについて」と題する公文書、市川第20210827-0008号が撤回されることが了承されました。これを受け当該公文書は、今後、公文書公開請求があったとしても開示されないことが決定いたしました。また、麻生広報室長が令和4年6月22日と24日に報道機関宛てに申し入れた2つの公文書も去る2月24日までに撤回されたと伺っております。

ただ、最後に1つ、大津前副市長が令和4年6月27日付で報道機関宛てに通知した「越川議員によるパワーハラスメントに関する報道について」という文書が残っておりますが、この大津前副市長の認識について本市の公式見解と異なるものであることは、昨年の9月定例会における私の一般質問の中で既に確認済みでありますので、これら経緯を踏まえて何点か最終確認をさせていただきます。

まず、本事件の首謀者についてです。去る9月定例会において、麻生広報室長は私の質問に答弁する中で、その全ての方が絡んでいたというふうに認識しておりますといった表現で、9人の職員に対して、私とのやり取り

を申告するよう求めた理事者、市の幹部とは、村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長の3人であることをお認めになりました。ただ、私は、本事案の首謀者は3名ではなく4名だったのではないかとの疑念を抱いております。私のところには、このパワハラでっちは佐野前企画部長のアイデアであって、佐野さんから書けと言われたから書いた、佐野前企画部長が関与しているとの極めて確度が高いと思われる情報が届いております。

そこで真相を確認させていただきたいのですが、9名の職員に対して私とのやり取りを申告するよう求めた理事者、市の幹部とは、村越前市長、笠原前副市長、大津前副市長に加えて佐野前企画部長の合計4名であるのかどうか、麻生広報室長に御認識を伺います。

以上が初回の質問となります。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 越川雅史議員による無所属の会の代表質問にお答えいたします。

所信表明や施政方針で市民の信頼を取り戻す旨を述べているが、これは何を意味しているのかということでございます。市政運営は、市民の生活を第一に考え、やるべき施策はできる限り市民が喜ぶことを推進していきたいと常々思っております。直近では、新年度予算の成立後の4月から高校生以下を対象に自転車等駐車場の使用料を減免することで子育て世代の経済的な負担軽減を図っていくというのもその一つです。しかし、過去を振り返りますと、大変残念なことですが、市民が喜ばず、首をかしげる市政運営が繰り返し行われ、市民の信頼が失われてきたのではないかと私も感じておりました。また、生活の基盤となる重要な事業につきましても、先送りにしてきた過去があり、老朽化した公共施設の建て替えなど、市民生活に直結する事業は先送りすべきではなく、経済状況によりタイミングを選ぶためには基金を積み立てるなど、計画的に進めていかなければならないと思っております。

このように、市長は職員とともに適切な判断の下、市政を行っていくことが求められていると、その認識を持っております。就任以来、市民目線、現場主義を大切にしながら市民のニーズをしっかりと受け止め、市民の皆さんが納めてくださった貴重な税金をできる限り市民の皆様にご喜ばれることに使ってまいりました。そして、この姿勢というのは決して一時的なものであってはならず、継続することが重要であるため、今回この思いを施政方針に取り込み、申し述べた次第であります。

次に、貴重な税金を無駄にしないということについてであります。現在、エネルギーをはじめとする物価高騰や収入の停滞など、市民生活が大変厳しい状況にあることを認識しています。皆様からお預かりした貴重な税金を市民が納得する形で使うことは当たり前のことであり、地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあります。この基本に沿って、優先すべき事業や真に市民に喜ばれることを実行する確かな判断の下、限られた予算を分配してまいりたいと思います。

これから少子超高齢社会がさらに進んでいく中において、扶助費をはじめとする社会保障経費の増加が必然となってきます。そのことから、そこに充てる費用を確保しつつ、健康寿命日本一の町を目指し施策を進めてまいりたいと思います。また、さらにはカーボンニュートラルの推進や子育て施策をさらに充実させること、また、現在私が思っているのは、貧困対策や老人の生活の実態というものをしっかりと認識していく中で市川市の持続可能な社会をつくってまいりたいというふうに思います。

次に、議員の皆様とともに議論を深め、市川市の未来を築いていくことについてであります。市議会において

は、党派を超えて一つ一つの施策を議員の皆様には是々非々で御判断をいただいております。42名の皆様とともに、これからも共に進んでいきたいという思いでございますが、まさに議員の皆さん方は、この方なら信頼できると市民から選ばれた42名の議員の皆様であります。さらに時間を共有できることを願っているというのは、私の素朴な気持ちをお伝えした次第でありました。このような未来につながる現在の施策が早い展開で実現できたことは、議場の皆様と私の思いが一体となったことによるものであるというふうに認識しております。ここに来て御勇退される議員各位の認識をしたところでありますけれども、新年度もより多くの皆様とともに市民の要望に応え、対応していきたいというふうに思っています。

最後に、情報公開の重要性についての御質問にお答えいたします。

私の選挙公約の一つに情報公開の徹底というのがありました。多くの市民の皆様方にも、それは伝わり、御理解をいただいているところだと思います。民主主義の一丁目一番地は情報公開の徹底、そのように考えております。平等でなければ議論は生まれません。そのことを私はある教授から学んでまいりました。しっかりとした情報がなければ議論が深まらないどころか、民主主義が成り立たないという思いの中で、情報公開というものは万人に平等のものでなければならない。新年度も引き続き情報公開の徹底を図り、市政に対する信頼を回復してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは施政方針、デジタル地域通貨の実証実験開始に係るこれまでの実証実験に関してお答えいたします。

これまで度々、本会議の中で御質問いただきましたいちかわ未来創造事業における社会実証実験につきまして、賞賜金の対象者を選定する段階におきまして、実現可能性の審査が不十分であったことや、業務委託における受託者との連携に不十分な点があったことなど、結果として市民生活に直接的かつ即効性のある成果は得られることができなかつたものと認識しております。また、市民や議員の皆様には十分な説明や情報発信ができなかつたことも反省すべき点であると考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** 私からは菅野駅前ロータリー整備施設計画についての進捗、今後についてお答えします。

初めに、昨年11月22日に開催した説明会で提示した計画案への意見について、12月22日まで募集したところ、78名の方から327件の意見をいただきました。これらの意見は地元からの要望を踏まえ、ホームページで公表するなど対応を図りました。この中で最も多かつた意見は、ロータリー中央部を緑地や公園とするように求めるものであり、次に多かつた意見としましては、当初計画案を白紙に戻すことや全般的に見直しを求めるものでございました。これらの意見を踏まえ当初計画案の見直しに着手し、検討案の1としましては、当初の施設計画案から、駐輪場を除き駐車場や大型車待機所等の施設は整備せず、現状のたたずまいを残しつつ、緑を重視して北側、南側ともに全面緑地とする案といたしました。また、検討案の2としましては、駅利用者の利便性にも配慮し、国が監修した駅前広場計画指針を参考に、北側には交通機能を支える施設として、当初の計画案より規模を縮小した駐車場を配置し、南側には当初案と同じくタクシープールを配置する案といたしました。これら2つの検討案を下に、地元からの意見の聴取と集約を図るため、今月であります2月14日に日出学園に会場をお借りし、第2回説明会を実施したところでございます。この説明会では56名の方が参加され、市より、これまでにいただいた意見の概要と2つの検討案について説明をいたしました。



地元からの主な意見といたしましては、緑地の樹種は何か、クロマツの植栽はできないか、駐車場は必要なのか、トイレや公園、保育園は設置できないかなど、北側と南側を別々に検討したほうがよいなど、様々な意見をいただきました。また、説明会の後半には、この2つの案に対してどの案を支持するか確認したところ、検討案1の全面緑地案が26名、検討案2の駐車施設整備案が4名、その他が8名、挙手しなかった方や途中退室された方が18名でございました。このほか、説明会前に事前にいただいた意見では、検討案1が5名、検討案2が1名、その他の案が1名でございました。この結果、全面緑地案の意見が多かったものの、それ以外の意見や全面緑地案のさらなる検討を求める意見もありましたことから、今回の説明会の中では配置計画を決定するまでには至りませんでした。しかしながら、おおむねの方向性といたしましては、約7割の方が全面緑地案を支持したことから、今後は全面緑地案を基本として検討を進めていく必要があると認識をいたしました。今後の方針といたしましては、現在、2月末日まで意見募集をしていることから、その意見も踏まえ、全面緑地案を基本としながら、より精査し、まとめてまいりたいと考えております。また、施設等の設置要望については、法令や市の計画との整合性の確認、関係機関との協議により整備可能か否かを調査するとともに、意見が分かれた点については論点をまとめ、次回の説明会でまとめられるよう整理してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは宮田小学校の建て替えについての進捗、今後についてお答えいたします。

宮田小学校の建て替えにつきましては、令和2年8月より学校建て替えの基本構想、基本計画を策定してまいりました。策定に当たりましては、PTAや地域の代表などが含まれる学校運営協議会のメンバーを中心に構成した新校舎推進会議によって検討を進めてまいりました。当初、この基本構想、基本計画は令和2年度中の策定を予定しておりましたが、コロナ禍収束後の社会を見据えた新しい学校像として、学校のデジタルトランスフォーメーション化などを検討に加える必要があったことから策定期間を1年延長し、令和4年3月に策定に至っております。学校建て替えのスケジュールは、基本構想、基本計画の中では、令和4年度から設計、令和6年度から工事、令和9年度から供用開始としておりましたが、現在、公共施設全体の再編整備スケジュールについて見直しが行われており、宮田小学校についても設計に着手するタイミングを調整している状況となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは8項目めの議会答弁及び公文書についてお答えいたします。

議会における答弁や公文書につきましては、いずれも誤りや間違い等がないようにしなければならないものがあります。したがって、万一誤りや間違い等に気がついたときは速やかに訂正をすべきものであると認識しております。

以上であります。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 私からは9項目め及び10項目めにつきましてお答えさせていただきます。

まず9項目め、前市長の関係者の事件についてのことでございます。そのような、当時私の答弁をしたことは事実でございます。

次に、10項目めにつきまして、パワーハラスメントに関する御質問にお答えいたします。

アンケート作成などの関与につきましては、この件が市政にとって重要な案件であったことから、当時の企画部長も含めて関与していたものだと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いました。再質問させていただきます。

まず、市政の信頼回復についてです。田中市長に再質問させていただきます。私は、前市政が信頼を失墜した大きな要因の一つに前市長の答弁姿勢や発言の軽さ、発言の整合性といった、前市長の言葉の問題があったかと思えます。市長は一旦就任したからといって、好き勝手に市政運営をしてよいという話ではなく、住民自治の観点から、市民に対しては常に必要な情報を正確かつ適時に常に提供していかなければなりませんし、直接請求権を有する市民は、そうした市から提供される情報や市長が発信するメッセージ、また時には市長の態度や立ち振る舞いなども含めて総合的に市政への信認の可否を判断するわけですから、市長の言葉、特に議会における答弁は重要であると考えます。

今さら言うまでもないことですが、この市議会本会議及び委員会は最高位の会議体と位置づけられており、ここでの答弁は最重要の重みを持つという答弁が繰り返されておりますが、前市長は、自ら答弁に立つほうが自分にとって都合のよいときには、答弁を求められていないにもかかわらず、自ら手を挙げ積極的に答弁する一方で、自身にとって都合の悪いときは、名指しで答弁を求められてもこれに応じず、代わりに部下を答弁に立たせるなどといった御都合主義の姿勢が際立っておりました。私たち市議会議員には執行機関を監視する役割があるわけで、市長は執行機関の代表者であり、総責任者、最高責任者でありますし、民意で選ばれているのは市長だけですから、市長の答弁放棄は民主主義に対する挑戦と捉えた方もいるのではないかと思います。

また、この本会議場におけるやり取りはインターネットにて中継され、動画も保存されるほか、議事録という形で記録にも残るわけですから、都合の悪い質問に対する答弁を避け続けた前市長には市民が即座に反応し、ツイッターなどSNSで批判され、市政に対する信頼の低下につながっていったことは言うまでもありません。私は、田中市長は前市長と違って、たとえ意に沿わない質問があったとしても、議員からの質問に対し答弁に立たない、言うなれば相手に背中を見せて逃げ回るようなまねはされない方だろうと信じておりますが、念のため、この場でも確認させていただきます。

市政への信頼を取り戻す覚悟から、議員から求められれば答弁に立つ、自ら先頭に立って答弁に臨むと力強くおっしゃっていただきたいと思えます。前市長との違いを答弁姿勢でお示しいただきたいのですが、田中市長の御答弁を求めます。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 質問があれば答弁するのは当然なことだと思います。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 ありがとうございます。

もう1点、前市長が信頼を失った重要な要因として、人事に関する不信感が挙げられると思えます。今の議会答弁の話にも通じますが、前市政においては、自分にとって都合のよい人物は、季節外れの人事異動と評された手段を用いてでも取り立てたり、定年を迎え、本来であれば市役所を去るべきであったにもかかわらず、異例の定年延長や不自然な理事登用を行うなど、側近登用人事、情実人事が展開されたとの批判が数多く聞かれました。また、慣例や庁内秩序を無視した形で近しい人物の昇進が行われたと指摘された事例も記憶にございます。

こうした人事の基本原則を無視した側近登用人事、情実人事の悪い点は、市政に私情を挟んでいるという側面はもちろんです。職員全体のモチベーションの低下、ひいてはモラルの低下を引き起こす問題に発展することです。ある自治体では、市長の要請に基づき一旦公告した入札をやり直した、あるいは入札予定価格を教えたことの論功行賞で異例の人事があったのではないかと、市長や副市長からの不正への協力要請に唯々諾々と協力する

と昇進できたなどといったうわさが飛び交っているそうです。もちろん、どのような背景で行われた人事であれ、取り立てられた職員本人は喜んでいるのかもしれませんが、市長への忠誠心は高まるのかもしれませんが、周囲の者たちが冷ややかな視線を注いでいることは当然でしょうし、そうした形で昇進した人物に部下として仕える若い職員たちの心中は察するに余りあるものがあります。そして、こうした能力や適材適所を無視した人事こそが管理職昇任試験の受験率や離職率にマイナスの影響をもたらしていくことは容易に想像できるところです。

行政経営の要諦は人事にあり、これは高尚な方のお言葉ではなく、私の造語にすぎませんが、登用する人物、重用する人物やその任用方法で市長の器、資質が評価されるわけですから、この4月の幹部職員の人事、その顔ぶれを見れば、この議場にいる各議員も多くの幹部職員も、田中市長の市長としての資質や能力を見極め、表立って声に出すかどうか、そうした評価が市長のお耳に届くかどうかは別としても、ひそかに、しかし冷静に評価を定めるのだと思います。ある意味においては、田中市政の命運を定めることにもなりかねない新年度人事ですから、間違っても人事の基本原則などを無視した人事であるといった批判を受けることのないよう、くれぐれも御注意をいただきたいと思います。

そこで念のため確認させていただきますが、この4月の人事に際して、人事の基本原則を無視することはない、異例な形で理事職を登用して定年を迎える人物を登用するなど、そういうことはない、前市政とは違うんだということを田中市長に力強く宣言していただきたいのですが、御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 御意見としてお聞きしておきます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 中国史には人事をめぐる有名な話があるそうです。それは韓信の登用をめぐり、蕭何が王・劉邦に語ったとされる言葉であります。並みの諸将ならいつでも容易に手に入るでしょうが、彼は二度とない傑物です。王がいつまでも辺地の漢中王で満足なら韓信を使う必要はありません。天下を取りたいのなら、彼を重用なさいませ。韓信という人物は癖のある男だったそうで、王・劉邦といえども、自在に使いこなすことが難しい人物だったそうです。今の表現で言えば、通常の人事考課でははじかれるタイプということかもしれませんが、蕭何がそういう男こそ乱世には用立つと訴え、韓信を重用できるかどうかで使い手の力量が問われる、つまり王・劉邦の真価が問われると説いたそうです。この逸話を紹介して、4月の人事を待ちたいと思います。

次は、無駄遣いについてです。田中市長からの御答弁を伺いましたが、次は企画部長に答弁を求めたいと思います。私たち無所属の会は前市政時代、高級公用車テスラや市長室に設置された秘密のシャワールームのほかにも数々の無駄遣いと思われる事例を指摘してまいりました。1億5,000万円も要した中央階段追加設置工事、10日に一度のペースとも指摘された海外出張、開発断念となったスマートごみ箱、今回廃止されることになった市本などは、どれ一つとして当初説明どおりの効果が上がっていない、単なる無駄遣いだったかと思いますが、企画部長はこれら事業についてどのように評価されているのでしょうか。

市民の皆様が納めてくださった貴重なお金を1円たりとも無駄にしないという考え方を正しく理解できているのかどうか、念のため確認したく御答弁を求めます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

前市政におきまして、電気自動車やシャワー設備、市長室の家具など対しまして、市民や議員の皆様などから厳しい意見をいただいております。また、ほかにも挙げるとすれば、第1庁舎の中央階段は過去に想定したまでの効果がないこと、スマートごみ箱については結果として市民に御利用いただけていないこと、海外都市との

新たな交流を目指した海外公務は、現時点ではその後の交流があまり進んでいないこと、市本については、多額の費用に対して当初見込んでいた効果が得られていないことなどについても厳しい御意見をいただいたものと認識しております。今後につきましては、市長が施政方針でも述べられたように、市民の皆様から預かった大切な税金を市民の皆様にご喜ばれる施策につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 少し飛びまして、情報公開の重要性について伺います。

情報公開の重要性の観点からは、広報室の機能や仕事を評価する必要があるかと思えます。広報室の仕事ぶりの特徴として、重要な情報が議会や議員に対するよりも早くマスコミに伝達されてしまう。テスラの記者会見のときもコロナ禍の緊急経済対策の際も、我々は何も知らされないままNHKの報道によって初めてそれらの内容を知る、こうしたことが度々あったかと思えます。市川市に関するニュースが一たびテレビや新聞等で報じられますと、我々のところには市民の方々から質問や報告が相次いで入ります。あらかじめその内容を把握していれば、こうした問合せにも的確に対応できますが、初めて聞く話であれば、まずは真偽を確認しなければなりませんし、そのような重要な情報を把握していないとなれば、こちらの怠慢のようにも受け取られてしまいます。問い合わせられる市民の方々も関心があるからこそ、正確な情報を確かめたいからこそ、コンタクトしてくるわけですから、議員に対して問合せをしてもらちが明かない状況にはいらいらされるでしょうし、問合せに的確に対応できない我々議員の面目も丸潰れです。

麻生広報室長は令和2年5月臨時会において、この点指摘された際、記者会見などの内容が事前にテレビで放映された事実を認めた上で、今後は議員の皆様への説明も含めまして、適切なタイミングでの情報発信に努めてまいりたいとの御答弁をされましたが、その後も大事なニュース、例えば市長室のガラス張りのシャワールームが移設されるというニュースについても、我々はNHKと東京新聞の報道で知ることになるなど、麻生広報室長の仕事ぶりが変わることはありませんでした。情報公開の徹底が民主主義の一丁目一番地という方針が示されているわけですから、災害時は例外としても、通常の市政運営に関する情報について、議会や議員に対して通知、報告するよりも早くマスコミで報じられることはもう二度とない、今後は議会や議員よりもマスコミに重きを置いて情報発信することはないと断言していただきたいのですが、いかがでしょうか。適切なタイミングでの情報発信に努めてまいりたいなどといった曖昧な御答弁ではなく、前市政とは違うんだ、議会や議員よりもマスコミを優先して情報提供することはないとの答弁を期待して、広報室長に御答弁を求めます。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

過去に時として、議員が申し上げるような、そのような場面があったことは事実でございます。今後でございますが、現在、報道機関への情報提供を行う場合には原則として事前に市議会議員の皆さんに周知させていただいた後に報道機関へ情報提供するよう運用しておりますが、今後もこの運用を遵守してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 デジタル地域通貨の実証実験に進みます。

財源について伺います。デジタル地域通貨を導入している自治体の多くは、事業費には自主財源、田中市長のお言葉を借りるのであれば、市民の皆様が納めてくださった貴重なお金を用いるのではなく、地方創生臨時交付金を活用して事業を実施しているものと理解しております。しかしながら、今回、本市が実施する実証実験につ

いては、プレミアム分と業務運営の委託料などで約2.1億円の市民の皆様が納めてくださった貴重なお金の持ち出しが生じる予算設計となっております。仮に今後において、市全域にデジタル地域通貨を導入していく際には、事業費に自主財源を用いるのではなく、地方創生臨時交付金などの国からの財源を事業費に充当していくべきと私は考えますが、市の御見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

御質問者がおっしゃるとおり、今まで先進市に関しては地方創生臨時交付金を財源として充てている市町村が多くございます。私どもも令和4年度の12月の補正では、地方創生臨時交付金をシステムの開発に一部充ててございますけれども、今現在、令和5年度以降の地方創生臨時交付金の制度を含め、現時点で国から各自治体に具体的な通知がなされておりませんが、今後、デジタル地域通貨の事業に充当できる特定財源があれば積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 充当できる特定財源がない場合はどのようになるのでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 充当できる特定財源がない場合は自主財源での実施となると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 充当できる特定財源がない場合は自主財源での実施となるとのことでした。他の多くの自治体は自主財源を持ち出すことなく、この事業を展開している一方で、本市はこの八幡エリア限定の3か月程度の実証実験だけで約2.1億円の持ち出しです。今後、市内全域に拡大する場合でも、仮に自主財源での実施となれば数億円から十数億円の持ち出しになってしまう計算かと思われまます。

そこで念のため確認いたしますが、過去において、他の自治体で、本市のように2億円を超える高額の自主財源を充てて事業を実施していた自治体は確認できているのでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市が視察を行った兵庫県尼崎市と埼玉県深谷市では、令和3年度決算において、事業費の大半に国の地方創生臨時交付金など特定財源を活用しております。そのほか、デジタル地域通貨を導入している先行自治体におきましても、同様に交付金などの特定財源を活用して、自主財源での支出を抑制しているものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 今回、実証実験だけでも2億円を超える高額な自主財源ということですが、これ全域に拡大すると、さらに大きな自主財源の出動があるかもしれない。ただ、こうした事例は、他の自治体には類を見ないということは確認できました。国から財源を持ってくる。それで、それを地域で囲い込むというか、市外流出を防ぐ仕組みとして、この通貨を用いるという考え方は理解できます。デジタル地域通貨、似たような取組をしているところはあるかもしれないんですが、自主財源を用いるという点で市川市の他の自治体とは異なる特徴があるという点を踏まえて質問を続けてまいります。

仮に今後、市内全域に拡大する場合、プレミアムの付与率はどのように設定されるのでしょうか。今回は30%と伺っておりますが、このような高率のプレミアムを自主財源で充て続ける自治体も例を見ないと思いますが、

今後におけるプレミアムポイントの考え方について御説明ください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回のプレミアムポイントにつきましては、市民の皆様や店舗に興味や関心を持っていただくPR効果や消費意欲を高揚させることで落ち込んだ地域経済を活性化させる効果が期待できることから、デジタル地域通貨の購入時に購入額の30%分を付与する予定でございます。一方、本市が目指すデジタル地域通貨では、市内経済を活性化することに加えて市民活動にポイントを付与することで、市民の皆様が楽しみながら、地域通貨を長く使って愛着を持っていただくことも大きな目的の一つであり、プレミアム率だけがこの事業の魅力や強みではないと認識しております。将来的には、市全域におけるデジタル地域通貨の導入を目指したいと考えておりますが、今後のプレミアムポイントの付与率や還元ポイントの率、市民活動に付与する行政ポイントなどについては、実証実験の検証結果を踏まえて検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 実証実験の検証というものが過去の事例をひも解くまでもなく大事だと思います。その際に評価基準というものが確立していなければならない、客観的に評価できる指標でなければならないと思うのですが、評価基準は確固たるものが設定されているのでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

実証実験後の検証に当たりましては、地域経済と市民活動の活性化の観点から評価を行うことを予定しております。

まず、地域経済については、平成27年度に実施した市川市プレミアム付商品券事業の際に、国が全国の自治体に示した方法に基づき、経済効果を算出して評価を行う予定でございます。具体的には、実証実験の参加者に対して、ふだんより高額の商品を購入したか、市内で買物をしたかなどのアンケート調査を行って消費動向を把握し、消費喚起額などの直接効果、原材料消費などの間接効果を算出いたします。また、店舗に対しても売上額が増加したか、来客が増えたか、新たな顧客を獲得できたかなどのアンケート調査を行って事業効果を検証したいと考えております。

市民活動につきましては、行政ポイントを付与することがどの程度健康づくりやボランティア活動などに参加するきっかけにつながるのかという点で評価を行う予定でございます。例えば健康マイレージ事業からリニューアルする新健康ポイント事業ではリニューアル前後を、また江戸川クリーン作戦では、前回の開催地と比べて、それぞれどれだけ参加者が増えたのかを比較いたします。

なお、今後、実証実験を進めていく中で、これらの評価基準が大きく変わるものではないと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 評価項目の中には、参加者が実証実験期間終了後においても、つまり9月や10月、11月になっても引き続き市内のポイントを使った、あるいはデジタル地域通貨を使ったお店で引き続き買物や食事に行くようになったのかどうか。

今回、実証実験期間中に行ったお店を実証実験に参加できなかった——例えば申込みをしたけど、外れてしまった市民に紹介したのかどうか。実証実験終了後において、数か月たってから加盟店の売上げや来客数はどのように推移したのか、こうした項目は入っていないように受け止めました。プレミアムポイントを付与すれば、実

験終了直後でアンケート評価を検証すれば一定の効果が生じている結果が出るというのはある意味当然のことかと思えます。真の意味でこの実証実験の効果を検証するのであれば、実証実験から一定期間経過した後の状況を確認することで効果が一過性に終わっていないか、見極める必要があるのではないのでしょうか。仮に実証期間終了直後の検証結果が良好であったとしても、拙速に市内全域に拡大するのではなく、一定期間を置いた上で改めて複数回の実証実験の評価項目に基づく検証を実施することで、この検証結果の信頼性を担保すべきと私は考えますが、この点、御見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

検証する項目のうち、参加者が市内の店舗で継続的に買物や食事を行うようになったか、実証実験をきっかけとして新たに利用するようになった店舗を引き続き利用しているか、加盟店の売上げや来客数はどのように推移しているかなどの項目は、御質問者のおっしゃるとおり、実証実験が終了した直後だけでなく、継続的に調査することで課題も含め、様々な発見があるものと認識しております。このことから継続的な調査については必要性があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 実験直後の検証1回ではなく、一定期間を置いた上で改めて複数回、評価項目に基づく検証を実施することで検証結果の信頼性を担保すべきと私は申し上げましたが、継続的な調査が必要であると御答弁をいただきましたので、これを確認して次に進みます。

次は、菅野駅前ロータリー施設計画についてです。私は、昨年11月に地元の方々よりこの問題について御相談を受けて以来、市の対応について改善が図られるよう、微力ながら取り組んでまいりました。地元説明会が開催されていないことを問題視し、地元説明会の早期開催を求め、これを実現したほか、地域住民の意見聴取を丁寧に行うよう求めてまいりました。これを受け、本市も地元説明会をこれまでに2回開催し、その都度十分な期間を設けて意見聴取を行う、そして施設計画案もおおむね皆様から御賛同いただけるような案に変更するなど、ようやく方向性が整ってきたように感じております。また、当初は本市の対応に反発する声が多かった地域の方々も、過去の不手際を反省し、その後の改善に取り組んだことについては一定の評価をし、今後は何とか早期に計画案をまとめようとする機運も高まりつつあるように感じているところです。

ただ、1点気になる点がございます。私も去る14日の説明会に参加し、その模様を最後まで見届けましたが、北側の住民の方々は、多くが全面緑地案を支持されていたかと思えますが、南側の住民の方々は、南側にタクシープールが配置された案を支持された方が一定数いらっしゃったように見受けられた点です。現場の意向確認は、検討案1と検討案2のいずれを支持するのかといった選択を迫られているような雰囲気でしたが、基本的には北側については北側の住民の意向が最大限反映されるべきですし、南側については南側の住民の意向が最大限反映されるべきですから、必ずしも検討案1と検討案2のいずれかを選択するという話ではないと思えます。

当日会場にいた方は北側住民の方が多かったように見受けられましたが、これまでの経緯を御存じの方であれば、北側住民の方々の多くが検討案1を支持しているであろうことは十分に予見できたはずですから、もしかしたら南側の住民の方々が検討案2を支持する方がいらっしゃったとしても、当日、現地では手を挙げにくかったという可能性も排除できません。変更案を決定するに際して、菅野が平田を数の力で押し切ったなどと受け止められるような、どちらか一方の意見がもう一方をも拘束するような意見集約方法は適切でないと考えます。

そこで、それぞれの地元の御意向が最大限反映されるよう配慮する観点から、北側と南側は分離してそれぞれの地元の意向が反映されるような調整を行うべきと私は考えるのですが、この点の御見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

今後の進め方といたしましては、北側と南側を別々に検討したほうがよいとの意見もあったことや、これまでの経緯により、それぞれ地域住民の意向を優先することも重要であることから、北側と南側の計画については、事前にそれぞれの町会、自治会や学校関係者と意見交換を重ね、方向性をまとめることも必要と考えております。この事前の意見交換や前面緑地案の精査、施設等の設置要望についての論点などをまとめ、第3回の説明会に臨みたいと考えております。今後とも菅野駅前ロータリーの施設計画の立案にあたりましては地元の皆様と意見交換し、広く意見が得られるよう努めていくとともに、地域住民の方々が納得できる計画を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 この件については、ぜひそうしていただければと思います。私は前回の質問の締めくくりに、今後もこの計画の進捗を注視し続けることをお約束すると申し上げましたが、もしまた、今後議場でこの質問をする機会があれば、引き続きこの計画の進捗を必要に応じて確認するということ申し上げまして、次に移ります。

宮田小学校の建て替えについてです。先ほどの発言の繰り返しになりますが、議案第45号の公共施設個別計画を読むと、宮田小学校の建て替えについては令和8年度以降まで、少なくとも3年間は先延ばしになる見直し案が示されております。私は地元新田4丁目の在住ですが、質問通告時点では新校舎推進会議委員の方々も含めて、地元の多くの方が何ら説明を受けていない状況でした。昨日、何人かの方とお会いをしましたが、皆さん、程度の差こそあれ、多少不満というか、怒りを感じている方もいらっしゃいました。このまま地元の声を聞くことなく公共施設個別計画を変更してしまうことに何ら問題はないのでしょうか、企画部長、お答えください。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今回の個別計画の見直しでは、市民生活基盤の重要なインフラでありますクリーンセンターや斎場の整備を最優先に行うことといたしました。また、学校施設につきましては、以前から耐震化対策に加え、日常の点検、施設修繕などにより、日頃から児童生徒が安心して学習できる環境を整えていることを踏まえ、整備スケジュールを見直したものでございます。今回の改定に当たりましては、本年2月18日から3月19日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様から意見を募集いたします。改定後の計画につきましては、ホームページで公開を予定しております。今後、特に学校の建て替えにつきましては、地域の皆様からの求めに応じて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 今後、特に学校の建て替えについては、地域の皆様からの求めに応じて丁寧に対応していきたいと最後おっしゃったように聞こえました。今回は外して、今後でよいのでしょうか。菅野駅前ロータリー施設計画の件では、地元の方々に対する説明や地元の方々からの意見聴取が圧倒的に不足していたことで計画変更を求められました。現在、道路交通が忙しく対応しているということは御承知のとおりかと思えます。3月19日までパブリックコメントを実施し、市民からの意見を募集するとのことですが、地元の方々には限られた人数です。市全体で多数の方々の支持さえあれば、地元の意向に反したとしても見直し案を進めていくのでしょうか。菅野の事案から何も学んでいないように思われるのですが、企画部長の御見解を伺います。



○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

確かに今、今後、特に学校の建て替えにつきましてはということで丁寧に対応してまいりますということでお答えしましたけれども、今、御質問者がおっしゃっている宮田小の問題に関しましても、地域の皆様からの求めに応じて丁寧に個別に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は計画変更案を発表するに当たって、地元の方々の意見、新校舎推進会議委員の方々の意見を事前に丁寧に聞かないというやり方は大きな問題に発展することが懸念されますし、新校舎推進会議委員の方、何年間もこの問題に取り組んでこられている地元の方々に対して大変失礼なやり方であると指摘をしたいと思っております。

パブリックコメントを実施して、おおむねの賛同が得られればよいとお考えのようですが、繰り返しになりますが、新校舎推進会議委員の方々、仮に全員がパブリックコメントに参加したところで数は圧倒的に少ないですし、御高齢の方もいて参加できない方も多いかと思っております。菅野駅前ロータリーでは、説明会を開催して地元の意見を丁寧に聞いている一方で、宮田小の建て替えという、数十年に一度の重要事業に関しては説明会も開かれなければ、新校舎推進会議委員の方々の声を事前に聞くこともなく変更案を示し、意見があればパブコメにどうぞといった姿勢で済まそうとする、これで本当に丁寧な対応と言えるのでしょうか。この宮田小学校の建て替えについては、亡くなられた金子正元議長も気にかけていらっしゃいました。子どもたちの施設が後回しにされる状況を知ったら、どのように思われるのでしょうか。この点を指摘して、次に進みます。

議会答弁や職員が作成した文書については、過誤があれば速やかに訂正すべきであるという御答弁を確認させていただきました。去る12月定例会においても、田中市長は過ちを改むるにはばかりのことなかれといった旨の御答弁をされましたが、いずれにしましても、公務員たるもの、正しい行動をしていかなければならないし、行政は正確な情報提供に努めなければならないという意味だと理解します。

ただ、これは議会答弁や公文書だけに限った話なのでしょうか。あるいは、正しい行動をしていかなければならない、正確な情報提供に努めなければならないという考え方は、記者会見やタウンミーティングでの発言内容、外部に公表した資料や公文書などにもあまねく通ずるお考えなのでしょうか。もし仮に記者会見やタウンミーティングでの発言内容、外部に公表した資料や公文書などに不備や誤謬、議会答弁との不整合などが認められた場合、本市はどのような措置を講ずるのか、総務部長の御見解を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 先ほども御答弁をいたしましたとおり、議会の答弁、それから公文書に誤りがあった場合と考え方に変わるところはございません。誤り等に気づいた場合には速やかに訂正をすべきであるというふうと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に進みます。前市長関係者の逮捕事案についてです。私はこの問題について、前市長の関係者が公正証書原本不実記録及び同供用で逮捕されたという、一私人、一民間人が法務局にその書類を提出しただけということであれば、捜査員が何も本市を訪れる必要もなければ、本市の職員までもが任意とはいえ、事情聴取を受ける必要もないはずだ。本市の公文書が押収されているのであれば、それは市政に関わることが捜査されているのではないかとの疑念を抱き、その旨何度も訴え、あらゆる角度から質問を繰り返してまいりました。

しかしながら、麻生広報室長からはその都度、この最高位の会議体である市議会本会議において、私的な法人に関することであって、市政に関係ございませんといった旨の御答弁が繰り返されてきた経緯がございました。広報室長もお認めになりました。この経緯を踏まえて改めて総務部長に伺います。

一私人一民間人が法務局にうその書類を提出したという事件だけであれば、捜査員が本市を訪れる必要もなければ、本市職員までもが事情聴取を受ける必要もないと思いますし、本市の公文書が押収されているのであれば、それは市政に関わることが捜査されていることを意味するのだと思うのですが、結果はどうだったのでしょうか。本市の職員は市政に関わらないことで事情聴取を受けていたのでしょうか、それとも市政に関わることで事情聴取を受けていたのでしょうか。同様に、本市から押収された文書は市政と関係のない書類だったのでしょうか、それとも押収された文書はまさしく市政に関わる公文書だったのでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 市政に関わることで本市の職員が警察から事情聴取を受けたことは事実であります。また、市政に関わることで警察に資料が押収されたことも事実であります。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 それでは、麻生広報室長にもう一度伺います。本市の職員は市政に関わらないことで事情聴取を受けていたのでしょうか、それとも市政に関わることで事情聴取を受けていたのでしょうか。同様に、本市から押収された文書は市政と関係のない書類だったのでしょうか、それとも押収された文書はまさしく市政に関わる公文書だったのでしょうか。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

私が十分に状況を認識していない状況の中で、全ての事柄について市政に関係ないことであると答弁したことは不適切であったというふうに認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 十分に情報を把握していない中で答弁を繰り返したという言葉、額面どおりに受け止めてよいのかどうか、その判断をするためにもう一度質問したいと思います。状況はあったのかもしれませんが、私は令和3年6月、9月、12月、令和4年2月と、この問題を取り上げてまいりました。令和4年6月も質問いたしました。ただ、結果的には、市政に関わることで事情聴取を職員が受けていて、市政に関わる公文書が押収されていたので、一私人に関する事柄であって市政に関係ないという答弁は結果的には誤っていた内容だったと思います。それが何十回にも、また約2年近く、それが放置されてきました。これが確認できたのは、今日、私が質問通告をして質問して答弁を聞いたからであって、訂正されたわけでも謝罪があったわけでもありません。

先ほど総務部長からの答弁で、議会答弁に過誤があれば速やかに訂正すべきであるという考え方を確認したばかりだったと記憶をしています。あなたは本市職員が市政に関わることで事情聴取を受けていたことも、本市の公文書が押収されたことも、今日、この時点に至るまで御存じではないまま広報室長の任を務めていたということなのではないでしょうか。いろんな経緯はあるかもしれませんが、こうした答弁姿勢は議会軽視にほかならないように感じられてしまいますし、私は質問を何度も続けてきたわけですが、市政を監視するという市議会議員の業務遂行が妨害されていたようにも感じてしまいます。憲法や地方自治が保障する住民自治がないがしろにされていたような気がしますし、民主主義の一丁目一番地である情報公開の徹底を軽んじていたのではないかと評価されたとしても仕方のないことなのではないでしょうか。

もちろん、あなたはこうした答弁を続けることで、個人的には何か利があったのかどうか分かりませんが、職員服務規程や職員倫理規則は、業務遂行に当たっては公平かつ公正を旨として、うそや偽り、ごまかしなどを言ってはならないのはもちろんのこと、公的な立場を私事のために流用してはならないと規定していると解されるわけですから、これら諸規則に抵触することを心配してしまうのですが、御自身はどのようにお考えなのでしょう。広報室長の御認識を伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

私の知り得るところではそのような認識でありましたので、そういった答弁をさせていただきました。先ほどの答弁と同じになってしまいますけれども、私が十分に状況を認識していない状況の中で、全ての事柄について市政に関係がないと答弁したことについては不適切であったと認識しております。この場をお借りしまして謝罪したいと思います。申し訳ございません。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に進みます。次は、令和4年5月の事件について伺います。裁判は結審して、あとは判決を待つのみと伺っております。ただし、本件事案については、捜査の結果、本市職員の中に逮捕される者や起訴される者がいなかったという、結果さえよければオーケーという話ではないと私は考えます。事情聴取を受けた本市職員は当該人物とどのような関係にあったのか。ゴルフや食事をする、例えばラーメン屋で昼食を共にする、あるいは、この人物から紹介を受けて大学の同窓会に顔を出すなど、個人的な交友関係にあった職員はいたのかどうか。職員服務規程や倫理規則に抵触する行為がなかったのかどうか。本市は検証する必要があるかと思いません。

また、入札の公告がやり直しになった、入札価格情報が前市長を通じて外部に漏えいされたなどといった報道もありますが、本件事案のほかにも、漏えいしてはならない情報や部外者に公開すべきでない資料を提供した職員がいたのかどうか、いなかったのかどうか、こうした検証も不可欠かと思えます。

さらには、全体の奉仕者である公務員の使命を忘れ、私的な利益を優先し、前市長に協力した幹部職員がいたのかいなかったのか。例えば本来定年で去るべきところ、異例の優遇を受けたなどといった事例があったのかなかったのか。こうした点も検証すべきかと思えます。もちろん、この事態に至った原因を究明するとともにルールや手続の見直し、職員研修等も含めて再発防止に取り組む必要があることは当然ですし、全ての調査が終わったら調査報告書を作成し、市民にも議会にも真相を明らかにする必要があることは言うまでもありません。

ということで、今申し上げたような必要な検証を実施し、調査報告書を作成した上で市民にも議会にも真相を明らかにする御意思があるのかどうか。総務部長、御答弁ください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

御質問の入札妨害事件につきましては、令和5年3月9日に判決が言い渡される予定であります。判決が言い渡されました後に、当該事件の当事者が判決を不服として控訴するかどうか分かりませんが、いずれにいたしましても、事件が終局的に決着した段階で公判資料なども取り寄せまして、改めて市として弁護士等に事件全体を検証していただくとともに、入札情報の取扱い等についても提言をいただくなど、しっかりと総括をし、議会や市民の皆様へ御報告をしてみたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 令和3年12月定例会において、前市長は、入札に不正があったとか、そういうことは一切ない。入札に関しては再三財政部長から、今日も答弁申し上げたとおり適切に行われていると強調されていましたが、「語るに落ちる」という言葉はもしかしたらこういうことを言い表すのかもしれませんが。

実は私はいつ頃からか、村越氏のこうした発言の特徴に気づいておりましたので、令和3年9月定例会においてもパワハラ申告強要事案について、私から職員に対して何か申し出てくれとか、そんなことは一度たりとも頼んだことはありませんと御答弁された様を見て、当該事案がどのようなものであるのか、確信をした次第です。いずれにしても、本市議会には市長に対して是々非々で臨む議員が多く、こうした前市長の数々の発言の真偽を見抜く眼力を持つ資質に優れた議員が過半数を占めていたことで本市議会の今があるのだと改めて実感しながら、次に進みます。

最後の質問です。申告強要事案の首謀者は4名であると。前企画部長である佐野氏も企画部長として、文字どおり、このパワハラでっち上げ事案の企画立案に深く関与していたという御答弁を確認できました。企画部長の企画という言葉の意味はそういうものだったのか、全国の企画部長も同じような企画を立案しているのだろうかとか首をかき上げてしまうわけですが、次の論点に進みます。

本件事案に関する田中市長の対応方針についてです。私はさきの12月定例会において、松丸副市長による本件事案の調査、具体的には当該職員らがパワハラ被害を訴える書面を作成する際に、どのような状況ややり取りがあったのかに関する調査ですが、これが昨年8月中旬までに完了して市長への報告も済んでいるわけですから、私は調査報告書を取りまとめた上で議会に公式に報告するとともに、真相を世に明らかにして本件を完全かつ最終的に決着させることこそが本市のコンプライアンスの確保と、こうした事案の再発防止に向け本市が取得する唯一の手段であり、物事のしかるべき道筋だと訴えてまいりました。

ただ、残念ながら、この点、田中市長と私との間には大きな考えの隔りがあるようで、この方向での決着は図られないことがほぼ確定したものと私は受け止めているところです。昔の私であれば、自分の意見を認めさせることにこだわっていたのかもしれませんが、本件についてはお互いに見解に相違があることを冷静に受け止めた上で、だからといって、一方的に私の意見を押しつけるのではなく、相違は相違として認めつつ議論の収束を図っていきたいと思います。

そこで、田中市長の本件事案に係る対応方針について、私の認識が間違っていないかどうか、何点か確認をさせていただきます。

さきに言及した松丸副市長が実施した調査ですが、この調査結果の報告は田中市長に対して口頭で行われたものであり、今日に至るまで調査報告書は作成されていないこと。また、本市は今後においても本件事案の概要や発生原因、再発防止策、関与した者の責任や処分等について記した調査報告書を作成し、議会に公式に報告するとともに、真相を世に明らかにする御意思はないこと。申告した9人の職員については被害者であるとの御認識ではありますが、それでは加害者側である退職金を満額受領している4人に対して、本市として一切抗議することもなければ事実確認を行うこともなく、責任追及を行う御意思もないこと。被害者とも言える立場にある私に対しても、9月の市長答弁以外には、書面に基づく公式な報告も詳細な説明も一切ございませんし、市長は本市の最高責任者として私に対して謝罪を行う御意思はないこと。公文書の撤回も私からの求めに応じたものではなく、あくまで議長からの要請に基づいて応じたにすぎないこと。再発防止策としては、市長が交代し新体制になったことと、当該9人の職員に対して自ら責任の取れることかどうか、常に考えて行動するようにと伝えたことと、本日の高坂議員に対する答弁をもって十分であると御認識されていること。こうした対応方針は、当事者が私、越川雅史であるから特別に取られている措置ではなく、公平公正、万事平等の観点から、仮に当事者がどの議員であったとしても、どの職員であったとしても同じ対応がなされること。細かい点を省きますと、私はざっ

とこのような整理、理解をしているのですが、総務部長、私の発言の中で間違っている部分があれば御訂正ください。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 ただいまお話のあったような流れだというふうに理解しております。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に、松丸副市長に伺います。大津前副市長は、令和4年6月27日付で報道機関宛てに通知した「越川議員によるパワーハラスメントに関する報道について」という文書は、いまだに撤回されずにホームページで公開されたままになっております。ただし、この内容については、昨年9月定例会の一般質問において、本市の公式見解と異なるものであることは確認済みです。

それでは、なぜこの公文書は撤回の対象にならなかったのでしょうか。また、今後どう取り扱うおつもりなのでしょうか、御説明ください。

○松永修巳議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 令和4年6月27日付の大津前副市長の報道機関に発出した文書の内容につきましては、これまで昨年の6月、9月、12月の市議会におけます理事者側からの謝罪も含めた答弁の中で、一連の答弁内容で大津前副市長の発出した文書との間で整合のとれない内容があることは、これまでの議会の中で明らかになっております。

大津前副市長におかれましては、自ら越川議員から厳しい言動を受けたと、当事者としても発言をされておまして、この発出された文書につきましては、大津前副市長の物すごい強い思いも込められ、そして御自身の見解、あるいは認識も含めて記載された内容があると認識しております。そうした相当の思いを込めて発出した文書を、後任であります私の職務、職権でこれを撤回するという事は非常によろしくないことだと認識しております。そういうことで、この文書自体の撤回については現在されておりませんので、公文書として存在しているのは事実でございます。ただ、内容につきまして、一部整合の取れない部分がございますので、これは一般論としてですけども、こういった文書が公文書公開請求されたときには、その矛盾している部分について一部非公開、あるいは全部非公開にするかということ、公文書公開条例の適切な運用をして対処していく必要があると考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 御承知のとおり、私は職員として働いたこともございませんので、公文書というものの位置づけをよく分かっていないのかもしれませんが、あとは副市長という役職もどういうものか、理解できていないのかもしれませんが、市長とか副市長というのは個人という側面もあるかもしれませんが、機関という側面もあるのではないかなと思います。機関として作成した公文書であれば、個人の思いが強いからといって、後任が撤回できないというのはいささか違和感がありますし、逆に言えば、今後も理事者の皆さんが、いや、これは個人的な思いを強く込めて書いた文書です。公文書といえども、普通の公文書とは位置づけが違いますなどという話が成り立つのかどうか、よく分かりませんが、次に進みます。

刑事訴訟法第239条第2項は、公務員に対して告発義務を定めているかと思えます。公務員が告発を行うか否かは犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断するものとされています。この告発義務に係る田中市長の御認識としては、田中市長は本件事案の首謀者である4人に対し責任追及を行わない方針を示されているわけですから、刑事訴訟法に基づくこの告発も行わないものと解されるのですが、本市は刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発を行うのでしょうか、行

わないのでしょうか。松丸副市長、お答えください。

○松永修巳議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 ただいま、かなり個別具体的な事案で御質問がありました。ただ、聞かれていることは刑事告発する考えがあるのかないのかということです。現時点において刑事告発する考えはございません。

以上です。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 昔の私ですと、こういうところで怒っていたかもしれないんですけど、ニュー越川として、相違があることは相違があると認めた上で冷静に質問を続けていきたいと思えます。

最後は田中市長に対して幾つか質問させていただいて締めくくっていききたいと思えます。

前は副市長や総務部長の御答弁の後、過ちを改むるにはばかることなかれといった御答弁をされて、本市の過ちを改める、つまり棚ざらしになっていた公文書の撤回に踏み切られたことは記憶に新しいところです。そして、今日も幾つかの質疑応答がありました。これらのやり取りをもって、本市として本件事案につき、やるべきことは全てやった、もう改めるべき過ちはないという御認識で間違いはないでしょうか。御見解をお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 申し訳ありませんが、私が就任する前の話。いつまで御質問されるのか分かりませんが、私は精いっぱい、私の部下として職員が今務めてくれているということを皆さん方にお伝えしたいと。職員が答えたとおりであります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう少しだけ、締めくくりにあたって質問させていただきたいと思えます。昨年9月定例会における御答弁では、田中市長は9人の職員に対して、自ら責任の取れることかどうか、常に考え、行動を取るようにと強くお伝えしたとのことでした。つまり、この9人の職員は市長から、自分で責任の取れないことをしでかしたと認定され、怒られたものと理解しております。私の立場からすれば、この9人の職員が市長から怒られるということはある意味当然の側面もあると受け止める次第ですが、それでは、本市はこれら職員に対して何らかの処分でも科したのかといえ、何ら処分は科していないわけですし、その理由として、この9人の職員が被害者であることを挙げています。

確かにこれまでの御答弁のとおり、首謀者とされる4人が職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えて私とのやり取りに関する申告を求め、申告を求められた9人は自らの意思に反する形で、言うなれば精神的苦痛を感じる中で書面を書かされるなど、首謀者とされる4人はこの9人の職員の人格や尊厳を害する行動をしていたわけですから、この9人には被害者の側面があるということは私も理解しております。あえて付け加えるのであれば、この9人の中には私が信頼を寄せている職員も数名含まれていて、私はその数名の方々にあっては、災難に遭われたなど同情することはあっても恨みを抱くことは一切なく、私からも、あなたたちの行動は不問に付しますとお伝えをして、今では時折冗談を言い合いながら日々会話をし、仕事も一緒にしているところです。

ただ、この9人に対する田中市長の対応は整合性が確保されている、一貫性があるものと言えるのかどうか、少し疑問が残ります。もしこの9人が被害者であるという位置づけをするのであれば、市長から、自分の責任の取れないことをしでかしたと認定され、怒られる必要はないどころか、田中市長はこの9人に対して、精神的苦痛を感じる中で自らの意思に反する形で書面を書かされたのは、さぞかしつらかったらうと、被害者に寄り添う言葉をかけるべきだったのではないのでしょうか。そして加害者であるとされる、首謀者とされる4人に対して

は、もうこの9人には近づかないでくれ、関わらないでくれと職員を守るべき立場にある市長は強く抗議すべきだったかと思いますが、なぜ田中市長は首謀者とされる4人をとがめる代わりに、この9人に対して、自ら責任の取れることかどうか、常に考えて行動するようになどとおっしゃられたのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 御質問にお答えします。

これからの市川市は、庁内の上司が部下に対して、あるいは職員と議員との間でもハラスメントのない市川市政をつくっていくということに向けて、繰り返しになりますが、市職も議員も共に前に進んでいきたいという気持ちでおります。私は、行っていることに矛盾を感じていないと思います。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 繰り返し申し上げますが、私、意見の違いは意見の違いで尊重したいと思います。

時間もありますので、もう少しお話をさせていただきますが、田中市長の対応については、改めるべき過ちはないとの御認識であることも本日の御答弁で確認をさせていただいておりますし、田中市長のお考えの基本、基軸となるものは、市民からの信頼を取り戻すべく、貴重なお金を1円たりとも無駄にすることのないよう、市民が喜ぶか否かで御判断されていることも理解をしております。

その上で確認させていただきますが、今後、未来というお話もありましたが、今回は首謀者とされる4人の方々は責任を問われることなく退職金を満額受領することができて、大津氏に対しては感謝状も贈呈して、4人の刑事告発を見送る方針を示されていますが、今後においても、職員、上長から職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えて自らの意思に反する形で、言うなれば精神的苦痛を感じる中で何らかの行動を強いられた場合であっても、万人に平等、公平公正の観点に重きを置く田中市長が市長である限り、加害者である上司、上長はその責任を問われることなく退職金を満額受領することができ、刑事告発も見送られるものと理解してよろしいでしょうか。田中市長、御答弁をお願いします。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 法的に間違っていることがあれば、それは追及していかなければなりません、私が就任して以来、私の判断の中で、ハラスメントのない市川市をつくるために、二元代表制の中で権利を持つ方がハラスメントに対する新たな条例をつくるなりして前に進んでいきたいというのが私の正直な気持ちであります。過去に目をとられるということではなく、新しい市川市を共につくっていく、そういう議場の姿を強く望んでいると。答弁にならないかもしれませんが、私の率直な越川議員の質問に対する思いであります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 最後の質問にしたいと思います。刑事訴訟法第239条第2項が規定する告発義務に関する御見解を、先ほどは副市長に伺いましたので、田中市長に伺うことで最後にしたいと思います。

公務員が告発を行うべきか否かは犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断するものとされています。過去の御答弁によれば、首謀者とされる4人が職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えて私とのやり取りに関する申告を求め、申告を求められた9人は自らの意思に反する形で、言うなれば精神的苦痛を感じる中で書面を書かされたあげく、その内容が脚色され誇張されたとのことから、首謀者4人の行動は9人の職員の人格や尊厳を害する行動だったのではないかと理解しております。

また、テレビ出演した弁護士らの見解によりますと、こうした行動は私に対する名誉毀損や偽計業務妨害に当たる可能性も指摘されておりますし、虚偽公文書の作成や強要罪に当たるのではないかと指摘もございます。

ただ、田中市長は本件事案の首謀者とされる4人に対して、刑事訴訟法に基づく告発を行わないとの結論に至ったことはたゞいま確認いたしました。この告発義務を行わないということなのですが、田中市長の自由裁量で判断できることではなく、さきに述べた3つの論点を検証した上での御判断であったかと存じますが、この告発義務を行わないという結論に至る過程において、本市はどのような検討をされたのでしょうか。検討委員会を立ち上げて外部の第三者なども加えて慎重に検討して御判断されたのか、それとも田中市長の御一存で御判断されたのか。田中市長に御説明を求めます。

○松永修巳議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 今、刑事訴訟法239条2項のことで、越川議員からは、告発を行うかどうかということについて3つの点、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響、こういったものを総合的、慎重に検討して判断するという御指摘がありました。そのとおりかと存じます。

ここで一番難しいのは、犯罪があると思料することの相当性の調査が十分にできるかどうか。要するに後々問題にならないように、客観的な証拠をそろえて犯罪があることを調査するということになるわけですが、現時点におきまして、こういった調査ができる状況にはありませんし、この大きな3つの諸点を考慮した中で告発をしないという判断をさせていただいている次第でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私も任期満了が迫っていて、恐らくここで質問に立つのは、少なくともこの任期は最後でしょうし、もしかしたら二度とこの場に戻ってこれないかもしれないということもありますので、生涯悔いを残すことのないように、疑問なり感じていることを念のため御確認させていただきました。

最後に、刑事訴訟法第239条第2項が規定する告発義務について、もうこの場で二度と私が言及することができないかもしれませんので、御参考までに、ここ数年に発生した幾つかの事例を御紹介したいと思います。他市では横領の事案が多いようですが、室戸市では、男性職員が市の関係する口座から14万4,000円を着服したことで当該職員を告発したとのことであり、また札幌市でも、区役所の窓口で市に返還された現金16万円余りを着服した職員が市に刑事告発されたそうです。また平塚市では、個人情報保護条例に違反した職員が告発されたほか、これはつい最近ですが、神戸市では、虚偽の公文書を作成した職員は懲戒免職処分を科された上で、有印公文書偽造、同行使の容疑で刑事告発されたそうです。

こうした事例を調べていたところ、たまたま千葉日報の最近の記事が目にとまりました。うその実況見分調書を作成した習志野署の30歳の巡査部長は虚偽有印公文書作成などの疑いで書類送検され、県警は同日、停職3か月の懲戒処分を科し、当該巡査部長は依願退職したとのことであります。このように、虚偽公文書の作成に対しては厳しい処分が下されるのが一般的ではありますが、たればの話になってしまうのかもしれませんが、この方々も勤務先が別の自治体であったならば、おとがめはなかったかもしれないのに、たまたま厳しい最高責任者がそこにいたということなのかもしれません。

たゞいま御紹介した事例に鑑みるならば、もしかしたら田中市長は、他の自治体の長とは、刑事訴訟法第239条第2項が規定する告発義務に関する御認識が大きく異なるのかもしれませんが、参考までに村越前市長と比べてみたいと思います。田中市長が市民の視点から外れた市政運営が行われてきた、市民の信頼が失われていたと御指摘された前市政ですが、有印公文書偽造や偽造私文書等行使といった刑事事案については、他の自治体の首長と同水準の厳しい姿勢で臨んでいたようで、令和2年3月の事案でははばかりことなく、付度することなく、本市元職員を刑事告発していた事例が認められます。私は何事も予断を持たずに是々非々で評価しておりますので、前市長であったとしても、こうした刑事事案に対し厳しい姿勢で臨んでいた事実については率直に評価したいと思ひますし、情報公開の徹底が民主主義の一丁目一番地と考えていたのかどうかは分かりませんが、真相を



世に明らかにされた姿勢には敬意を表したいと思います。

繰り返しになりますが、公務員が告発を行うべきか否かは犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断するものとされているようですので、テレビに出演した弁護士らが、本件事案については私に対する名誉毀損や偽計業務妨害、あるいは虚偽公文書の作成や強要罪に当たる可能性があると言ったところで、田中市長のお考えが犯罪の重大性が低く、犯罪性があるとも思われない、今後の行政運営に与える影響も極めて軽微であるとお考えであるのならば当然に刑事告発をする必要はないわけですし、田中市長がお考えを改めなければならないという話でないことは私も理解に努め、やむを得ないこととして受け止める次第です。このことを申し上げて無所属の会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

---

午後3時20分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第42号から日程第48報告第43号までの議事を継続いたします。

質問者、自由民主党、細田伸一議員。

〔細田伸一議員登壇〕

○細田伸一議員 会派自由民主党の細田伸一です。午後のお疲れのところですが、よろしく願いいたします。

通告に従いまして代表質問を行います。

まず、当初予算の編成における基本的な考え方について。

田中市長としては初めての当初予算の編成になるわけですが、施政方針においても、「市制施行90年、100年、さらにその先の未来に向け、本市が発展し続けるためには、『市川市の未来は子どもたちをいかに大切にするか』の思いを胸に、次の時代を生きる子どもたちの成長を、社会全体で支えていくことが大切なのです」と述べられています。まさにそのとおりであると思います。

繰り返しになってしまうかもしれませんが、市長として、さらにどのような視点を持って予算の編成に当たったのか、お伺いをいたします。

次に、市川市総合計画の基本目標1、保健・医療のうちの健康づくりの推進と当初予算の考え方について伺います。

施政方針の中では、『正しく』『清く』『強く』『尊く』、といった前向きな心を持ち続けることで、心と体の健康バランスが保たれ、活力あふれる豊かな人生を送れることでしょうか。市民の健康意識を高め、いつまでも自分らしく輝けるようサポートしてまいります」と述べられております。

健康寿命日本一は田中市長の政策の一つであります。健康寿命日本一を目指すということであれば、事業内容や予算を検討する上で、まずは本市の現状を把握することが必要であると考えます。

そこで初めに、本市における健康寿命の状況について伺います。

次に、市川市総合計画第三次基本計画の基本目標11、多様性社会についてです。

性的少数者LGBTに対する理解増進法案が今国会の争点として浮上しております。与野党は法整備の必要性について認識は一致しているものの、差別禁止規定を設けるかどうかなどをめぐって立場に開きがあり、海外ではLGBT差別を禁じるための法整備には様々な形があり、各党は法案提出に向けて議論を進める方針であります。このような国会の議論、また社会情勢を受け、千葉県熊谷知事は去る2月14日の県議会で、障がい者や性

的少数者、LGBTへの理解を広め、多様性を尊重する方針を表明しました。千葉県は47都道府県の中で唯一、男女共同参画に関する条例がなく、誰もが活躍できる社会づくりに向けて包括的な条例の制定を目指すと言われました。これは自民党の瀧田敏幸県連政調会長の代表質問に答えた形になっておりますが、内閣府によれば、2018年4月時点で男女共同参画条例が制定されていないのは全国で千葉県のみとなっているということです。いまだ制定されていないのには過去幾つかの理由があるわけですが、それはともかくといたしまして、今後は新たな条例の理念や具体的な中身が焦点となることは言うまでもありませんし、制定されれば、本市においても、その条例、国であれば法律の効果が当然のことながら及んでくるわけです。

そこで質問ですが、(1)本市が考える多様性社会とはどのようなものなのか。

(2)多様性を尊重する社会を推進するため、特にLGBTQ+に関する課題はどのようなものか。

(3)LGBTQ+と当事者に対する今後の具体的な取組についての3点を伺います。

次に、市川市総合計画第三次基本計画の基本目標12、平和について。

私は、これまで健康、平和について機会あるごとに質問をしてまいりました。それは言うまでもなく、およそ世界中の誰もが願っている共通のことだからです。しかしながら、世界を見渡せば、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、北朝鮮、台湾をめぐる問題など、日本の周りにおいても、その情勢は年々緊迫をしてくれています。これまでの市議会において、8月の終戦の日をはじめ2月の北方領土の日及び竹島の日、3月の東京大空襲の日、6月の沖縄慰霊の日など、戦争と平和について考えるきっかけとなる記念日を活用した啓発活動の必要性を述べてまいりましたが、以前よりは積極的な姿勢を感じるものの、まだ足りない部分があるように思います。市民に対して平和意識の高揚を図るため、さらに積極的な平和啓発を行う必要があると考えますが、市の見解を伺います。

最後に、市川市総合計画第三次基本計画の基本目標18、消防と当初予算の考え方についてです。

市長は、施政方針の安心で快適なまちの部分において、「本年は関東大震災から100年の年です。驚くべきことは、世界的に大流行したスペイン風邪が収束した直後に、関東大震災が発生したということです。この歴史は偶然でしょうし、繰り返すことは誰も望んでいません」と述べられています。確かに偶然とは言いつつも、気を緩めてはいけないと市政を運営する方、その任に預かる方々に対し、気の引き締めをしているとも受け取れます。

事、防災、減災、救助活動において、消防隊の活動は言うまでもなく必要不可欠です。既に述べました健康、平和と同じく、私は以前から消防車両の増強や救急隊の増隊など、消防車両を充実するための必要性を訴えてまいりました。このような中、令和4年度の当初予算では消防活動車両整備事業として約4億円が計上されておりましたが、令和5年度当初予算では約9,500万円と、3億円もの大幅な減額となっております。このような状況で適切に消防活動車両を整備できるのか伺います。

また2として、令和4年の救急出動件数が過去最高を記録し、他の都市では救急隊員の疲労が原因と見られる事故が発生しております。このような事故はあってはならないことですが、救急隊の負担を考慮した本市の取組について伺います。

以上、初回質問といたします。よろしく願いいたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。

答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 細田伸一議員による自由民主党の代表質問にお答えします。

新年度の当初予算が一般会計予算額1,668億円、令和4年度と全く同額なのは偶然でございます。私は市長就

任直後から各部とのヒアリングを重ね、その都度、現場に赴き、取り組むべき課題や問題点などの把握に努めてきたつもりであります。物事は短期、中期、長期の観点で計画を立てるべきと、そのような思いの中から4年という任期を預かった私でありますけれども、市川市の10年先の財政状況を鑑みながら令和5年度当初予算の編成に当たってまいりました。そのようなことから、予算編成に当たって持続可能な財政運営の礎を築くためには10年先の財政調整基金や、あるいは多くの義務的経費を鑑みてまいりますと、ここはしっかりと一度引き締めて持続可能な市川市政をつくっていかなければいけないとの考えに至りました。

昨年の10月でありますけれども、マイナス5%シーリングの実施、新規拡大事業の原則凍結、準大規模建設事業の実施時期の見直し、新規の土地の購入の制限、上限を超えるものは購入を制限していきたいということなど4項目、将来を見据えた財政の保全に努めることや緊急性、重要性を整理した上で、厳しい目標を市の職員とともに課してきたところであります。

その中で新年度予算、特筆すべき内容は学校給食費の無償化に加え、膨張し続ける社会保障関係経費などの義務的な経費、子どもの医療費助成の拡充、先送りされてきた大規模建設事業に関する経費など市民の皆様の生活に必要な予算が、十分とは言えませんが、確保ができたものではないかと、そのように考えております。と申しますのも、現在も既に償還しているものもありますけれども、庁舎の建て替え、全日警ホール、これから償還が始まります文化会館のリニューアル、塩浜学園の建設など、大規模な建設事業の市債の償還を適切に行っていくということがございますので、緊張感を持って、本市のさらなる発展を図っていかなければいけないというふうに思っています。今お話ししたようなことも踏まえた上で、さらに市川市の都市制度の在り方というものを考えていくことが自立した持続可能な社会をつくるという目標に向かうために必要になってくるのであろうというふうに予測をしております。

一方で、リスクマネジメントはリーダーの最大の責務であります。自然災害がいつ起きるとも限らない。その中の初動時に自助というのが最も大切と言われていますが、財政運営においても、そのような考えを持って組み立ててまいりました。また、経済面においても災害級の社会情勢の変化、違う言葉を使いますと経済の行き詰まり、あるいは経済破綻というものがいつ訪れてもおかしくない。そんな思いを持つ中で、その際に迅速な初動体制を取るための行政単位での力、自助の考えを持って強靱な財政基盤を構築しておかなければならない、そのように考えたところであります。まずは足元の課題を解決し、子どもにツケを回すことがないように持続可能な町に向けて歩みを皆さんとともに進めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、市川市総合計画第三次基本計画案の基本目標1、保健・医療のうちの健康づくりの推進と当初予算の考え方についての健康寿命延伸事業の内容と予算の整合性についてお答えいたします。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことであり、はつらつと元気に暮らし、心と体の健康のバランスが取れた活力あふれる生活を送ることができる期間と表すことができます。算出に当たっては、国の国民生活基礎調査の大規模調査が3年ごとに実施されており、生存期間である平均寿命を健康な期間と不健康な期間に区分して、健康な期間の平均値より算出されております。この手法による最新の数値は、令和元年度で日本の健康寿命は男性72.68年、女性75.38年、千葉県健康寿命は男性72.61年、女性75.71年となっておりますが、市町村規模での公表はされておられません。また、千葉県では健康寿命を補完する指標として、日常生活に支障がなく、自立している期間を要介護度に基づいて算出しており、こちらは県内市町村別に公表されております。

なお、この指標は65歳の男女を抽出し、その後の平均自立期間を加えたものであるため、ゼロ歳児からの平均寿命より長くなる傾向がございます。平成30年の市川市の数値は男性で82.64年、女性で85.92年であり、県内では54市町村中、男性は35位、女性は26位となっておりますが、男女ともに平成21年から平成30年までの10年間でほぼ1年、自立している期間が延びております。また、平成24年からは毎年前年を上回っているところでございます。

なお、本市の平均寿命につきましては、平成27年度で男女ともに千葉県内3位となっており、この寿命に関する指標につきましては、国や県が公表している様々な数値を参考にしているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 私からは大項目の3番目及び4番目の市川市総合計画第三次基本計画案の多様性社会及び平和についてお答えをいたします。

初めに、多様性社会についてであります。まず、本市が考える多様性社会につきましては、市川市総合計画第三次基本計画案においてお示しをしておりますとおり、個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、全ての人が自分らしく暮らせる地域社会であると認識をしております。

次に、LGBTQ+当事者の課題についてであります。最近の内閣総理大臣の元秘書官による、あってはならない発言に象徴されますように、いまだ差別や偏見は解消されておらず、そのため生活する上で様々な困難に直面し、自分らしく生きることができないという生きづらさを抱えて暮らしていることが課題であると認識をしております。

最後に、LGBTQ+当事者に対する今後の具体的な取組についてであります。

本市は令和4年2月に、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度をスタートしたところであります。この制度につきましては、届出を行った当事者が様々な場面で法律婚の方々と変わらないサービスの提供等が受けられるように、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト等を通じて広く制度の周知を図っているほか、千葉県宅地建物取引業協会市川支部や市川市医師会などの関係団体に対しまして、制度周知の協力依頼を継続的に行っているところであります。

また、当事者に対する差別や偏見をなくすためには何よりも理解促進が重要であることから、市民向け情報誌で特集記事を連載したほか、当事者を講師とした市民向け及び市内企業向け講座の開催や職員を対象とした研修を実施いたしました。今後もこれらの取組を継続的に実施していくことはもちろんのことですが、さらには、現在、職員向けに性の多様性に関するガイドブックを作成中であり、これを用いて職場研修や自己啓発を行うことにより窓口対応や災害時の避難所運営、また、職場内における当事者との接し方などにおいて適切な行動がとれる職員を育成してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、あらゆる施策を総合的に実施し、引き続きLGBTQ+当事者の生きづらさの解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平和についてであります。

ロシアによるウクライナ侵攻からちょうど1年が経過したところでありますが、いまだ終わりが見えない状況が続いております。また、日本の周辺地域におきましても、台湾問題や尖閣諸島問題、北方領土や竹島問題など、緊張感や不透明感が高まっている情勢にあります。このような世界情勢の下、改めて平和の大切さや領土問題について市民の皆様に関心と理解を深めていただくことは大変意義のあることであると認識をしております。

そこで平和啓発に関する最近の取組についてですが、「広報いちかわ」2月4日号では「次世代へつな

ぐ平和への願い」と題しまして、本市のこれまでの平和啓発事業について特集記事を掲載したところであり、記事では平和事業の歩みといたしまして、昭和59年11月の核兵器廃絶平和都市宣言をはじめ平和の折り鶴事業、平和寄席、平和パネル展と被爆体験講話など、これまで実施をしまいいりました平和啓発事業の一つ一つを紹介し、記事の中にQRコードを貼り、映像や作品解説をスマートフォンで閲覧することができるようにいたしました。あわせて、2月7日の北方領土の日を紹介する記事を掲載し、国のウェブサイトにつながるQRコードを貼ることで、市民の皆様へ北方領土問題をより深く知っていただく機会を提供いたしました。

また、御質問者の令和4年12月定例会での御指摘を踏まえ、市公式ウェブサイトにおいて、新たに北方領土に関するページを作成し、北方領土などの領土問題を特集した国のウェブサイトへリンクを貼り、市民の皆様が領土や主権を考える新たな機会を設けたところでもあります。今後につきましては、これまで実施してきました平和啓発事業を継続しつつ、広報紙や市公式ウェブサイトにおきましては、国等が定めた平和を考えるきっかけとなる日を活用しながら、市民の皆様に分かりやすい啓発事業を実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 私からは大項目5番目の消防と当初予算の考え方についての(1)、(2)についてお答えします。

初めに、(1)の消防活動車両の整備状況についてですが、消防局では、消防車両の更新計画基準に基づき計画的に整備を行うこととしております。この計画基準は消防ポンプ車や救急車などの車種によって分けられており、具体的に救急車であれば実動車として9年、非常用車両として3年の計12年間、さらに救急車の場合には走行距離も勘案し、15万kmを更新基準としております。このように使用年数や走行距離などで定めた更新計画基準に基づき、毎年、その必要性や重要性、あるいは緊急性といったことを考慮し優先順位を決めており、特に救急車については最も出動機会が多いことなども考慮し、適切に対応しているところでございます。

また、年度によっては車両の台数が多くなったり大型車両が加わったりすることなどから、本件事業費にあっては、年度ごとに差異が生じているところでございます。具体的に申し上げますと、令和4年度は高額な救助工作車の更新に加え、重機及び重機搬送車を新規車両として配置予定としていたことから、例年より金額が増額となりました。一方、令和5年度につきましては、社会情勢の影響により半導体を含む世界的な部品不足や物流の遅延など、いまだに消防車両の製造を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、製造メーカーからは年度内の完成が不透明であると伺っております。これらを考慮した結果、令和5年度更新予定車両のうち、確実に製造が完了し年度内に納車できる車両として、高規格救急車2台を優先した予算措置となったことから、令和4年度との整備費に大きな差が生じたものであります。しかしながら、御質問者のおっしゃるとおり、消防力の充実強化を図る上では消防車両の整備は重要であることから、その必要性をしっかりと認識し、市民サービスの低下を招くことのないよう、引き続き適切な更新に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)救急体制の充実についてお答えいたします。

昨年1年間の救急出動件数は過去最多の2万7,114件で、令和3年と比べると4,149件増加しております。特に昨年の7月と8月は新型コロナウイルスの感染拡大や猛暑の影響もあり、13台の救急車に加え非常用救急車2台を運用し、対応したところであります。また昨年は、1件の出動に長時間を要する事案も多く、救急隊1隊当たりの平均活動時間は1日当たり8時間27分で、コロナ禍前の令和元年と比較しますと、活動時間については1隊当たり1時間ほど長くなっております。このような中、総務省消防庁の推計によりますと、2030年頃までは救急需要が増加するとされているため、引き続き救急隊員の負担軽減を図れるよう救急体制の整備に努めるとともに、救急車の適正利用の推進をはじめとした救急需要対策の強化にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 答弁は終わりました。

細田議員。

○細田伸一議員 それぞれに御答弁ありがとうございました。市長も既に先順位者の方がいろいろ当初予算について質問して御答弁いただいて、繰り返しになってしまっているかもしれませんが、御答弁いただき、ありがとうございました。

就任前から多くの会合や市民等の声をいろいろ聞いているというふうに向っております。さらに就任してからは、その回数も増えていると。要望、依頼があれば必ずそこに出席するというお話も以前伺ったように思います。我々以上に、もしかしたら非常に多くの市民の声を聞いているかもしれません。そして、そのような生の声を基に当初の予算編成に当たられたということは、それは十分承知しております。今後、市債の償還なども迎えると。そこも考慮しなければいけないということで御答弁、説明をいただき、ありがとうございました。市長答弁においては、ここは結構です。ありがとうございます。

当初予算を基に少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初の質問ですけれども、健康の部分ですが、健康寿命日本一、これは市長の大政策の一つであります。健康寿命日本一を目指すに当たって、当然のことながら、じゃ、今現状、我々はどこにいるんだと。基本的なことかもしれませんが、知ることは極めて重要なことだと思います。そこでお伺いをしたわけなんです。先ほど御答弁によれば、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間というような定義のことを述べられました。ここは私、答弁を伺って、何かつじつまがちよっと合わないと思うのは、先ほど健康寿命、千葉県の中ではデータがないながらも出しているものからするに、82.64年、女性で85.92年で、千葉県の中で54市町村中、男性35位、女性は26位というような御答弁だったように思います。

ところが、一方、平均寿命に関しては、これは平成27年度のことでしょうか、千葉県の中では市川市は3位になっているんですね。これは国や県が公表している様々な数値を参考にしているということでしたが、健康寿命が35位で平均寿命が3位ということは、順位にしては大きいかもしれませんが、年数にしてはもしかしたらそれほど大きな差はないのかもしれませんが、健康ではない期間が他の市町村と比べて長い気がします。この辺に対して何か分析などしているんでしょうか。市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

千葉県で3位とお伝えした平均寿命はゼロ歳児を基準とした数値でございます。一方、県内で男性35位、女性26位とお伝えした自立した期間につきましては、65歳以上の方の残りの余命を自立した期間と要介護の期間に区分した数値でございます。御質問のとおり、本市の平均寿命が長いものの、平均の要介護期間は県全体の平均より長くなっており、そのことで自立した期間も短くなっているものと考えられます。要介護になってしまう要因としては、個人の生活習慣、社会情勢、経済状況など、様々な要因が複雑に影響しているものと考えておりますが、健康寿命日本一を目指す上では、平均余命のうち、自立した期間をいかに延ばしていくかということを考えなくてはならないと認識しております。そのためにも、まずはこれらのデータを基に、本市が健康寿命日本一を目指す上での指標を捉えていく必要がございます。様々なデータを収集し、分析、研究して指標を導き出した上でその指標を多角的な視点で捉え、有効な施策につなげていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 ここは研究していただきたいなと思います。千葉県の中ですら、今、35番目ですから、これを

1番に持っていくというのは大変かもしれない。しかし、やりがいのある内容ですし、誰もが必要としていることですから、ここは果敢に攻めていていただきたいなと思っています。

そこで、健康というのは先ほど私も申し上げました。誰もが願っていることですよ。ところが、途中でやはり健康ではなくなってしまうりするわけですね。他の都市と比較して決して高いとは言えない——高いとは言えないというか、そういうことが今の御説明、御答弁で分かったわけなんですけど、配付されました令和5年度当初予算の説明の主要事業の概要、これ49ページ目ですけども、健康寿命延伸事業の中で当初予算額としては698万4,000円と記載されております。予算額が多ければいいというものではありませんけれども、健康寿命日本一を目指す予算額として、この額はちょっと比較的小となしめというか、小さめではないのかなと、正直な気持ちでちょっと思っています。

そこで、健康寿命延伸事業の内容と事業を進めていくに当たっての予算額は果たして目指すものに対して妥当なのかどうか。この整合性と今後の進め方についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

健康寿命延伸事業に関する令和5年度の当初予算には、健康に関する知識と教養を高め、健康的な生活習慣の実践を促す講演会の開催及び健康を意識していただくための健康測定コーナーを設置するための費用を計上しております。健康講演会については、食や食育、生きがいなどをテーマに4回開催する予定でございます。費用については、講師謝礼金として200万円、その他会場の借り上げ料などの65万6,000円を合わせて合計で265万6,000円を計上いたしました。測定コーナーの設置については、債務負担行為総額2,500万円のうち、令和5年度の支出額である385万3,000円にデータ通信料の47万5,000円を合わせて合計で432万8,000円を計上いたしました。

なお、令和4年度の健康講演会では、令和4年11月に2回、令和5年1月に1回、2月に1回の全4回を開催し、4回で延べ1,000人を超える方に御参加をいただいております。

健康寿命延伸事業は、市民の健康に関する知識と意識を高め、行動変容を促すことを目的として講演会にかかる経費を予算計上したほか、さらに具体的な行動につなげる取組として、測定コーナーの設置に係る経費を計上したところでございます。これから健康寿命日本一を目指すためには、市民が活力あふれる豊かな人生を送れる町を実現することが必要であり、健康、福祉の増進に関する事業のみならず、スポーツ、防災、教育など、様々な分野で行われている施策全体で取り組んでいくことが重要であります。今回、第三次基本計画においても健康寿命の延伸を重点課題として位置づけておりますが、本市の様々な施策に横串を刺すことで、健康寿命日本一に向けて関連部署とさらに連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 この健康寿命延伸事業、非常に重要なわけなんですけど、知識と意識を高め、行動変容を促すことを目的としていると。周知啓発を行う事業と考えており、講演会に係る経費も予算計上している。いいことだと思います。ぜひこれは継続していていただきたいなと思います。また、具体的な行動につなげる取組として測定コーナーの設置、これも今後どういうふうに展開していくのか分かりませんが、期待したいと思います。

私も時折、健康に関する講演会とか、わざわざ都内のほうに出かけていたりするときがあるんです。そこで見ていて思うのは、健康に関する講演会とかというと、年齢層がどうしても高い方たちが非常に多いんです。実際には働き盛りの30代、40代ぐらいから本当は考えていかなければいけない。例えば食事にしても、あるいは生活スタイルにしても、生活習慣にしても、いきなり生活習慣が変わったからといって体の具合が悪くなっていくわけではないわけですね。それがどんどん積み重なってきて、気がつくと、ちょっと調子が悪くなっているとい

うような場合がほとんどじゃないかな。逆に急に改善策を取っても、いきなり次の日に健康になっていくわけはありません。一言で言えば、健康な状態を崩さないように努力するしかない、これが一番いいなと思っています。

そこで、どうしても若い世代をこのような講演会——去年の秋にもやりましたね。非常に面白い講演会だったと記憶しておりますが——に取り入れていくことがとても重要だと思います。日々の生活の中で忙しく働く現役世代、また子育て世代にどうやって啓蒙していくのが非常に重要だと。この取組、若い世代、これから社会をしょって立っていく世代をどうやって取り込んでいくのか。この点についてももう一度考えを伺いたいと思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

健康寿命日本一に取り組むため、市の健康施策を改めて確認した際にも、社会保障制度などのほかは若者や現役世代を対象とした施策が少なく、行政からの有効なアプローチが届きにくい現状であることは認識しております。先ほど御答弁申し上げました令和4年度の健康講演会では、当初の参加者は高齢者層が多かったものの、日時や時間を休日の昼間や夕方にしたことで現役世代の方々にも参加していただくことができたと考えております。今後は講師やテーマの選定、開催の日程などについて、若者をはじめ幅広い世代の方々に興味を持ち、参加しやすい講演会になるよう配慮してまいります。

また、本市は市内の大学との協定をはじめ5大学コンソーシアムなど、若い世代とのつながりもあることから、これらの関係を学生などにアプローチしていく方策につなげられるように検討してまいります。さらに、今回リニューアルする新健康アプリについても行政ポイントと連携するなど、誰もが興味を持っていただける仕組みにしていきたいと考えております。今後も関係部署と連携を図りながら、若い世代や現役世代を積極的に取り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 市川市だけじゃないと思うんですね。若い世代をそういう講演会とか、講習とか、事業に取り込もうとして、なかなか取り込んでいけないというのは市川市だけのことではないと思います。全体的に忙しいし、それは分かります。そういう時間をつくって行く、それよりも家族と一緒にいる時間を過ごすとか、プライベートの時間を過ごすほうを優先するんでしょうね。それも分かります。ただ、壊して初めて健康の重要性というのは分かるわけです。年に何回か講演会をやる、それはもちろん、やらないよりいいですよ。けど、まだまだ足りないと思っています。こういうものというのは教育の一つであって、刷り込んでいくしかないんですね。

私も何度も経験あります。最近やっていませんけれども、食育講習とか、どこかの講師を招いてやっていたりしたことがありました。そのときはみんな、うわーってメモ取ったり、うわーって感動するんですよ。これが非常に健康なものの調理実習といったら、みんな感動します。けど、その帰りにやっぱりハンバーガーとか買っていっちゃうんですね。なかなかこれ浸透しないんですよ。なので、これは継続して、本当に同じことを何度も何度も刷り込んでいくということが重要だと思います。そこに予算をかけてほしいんです。私も、あと20年もすれば70後半になってくるわけですから、市川市の健康寿命日本一の政策に乗っかっていきたいなと思っています。ぜひよろしく願います。

また、ちょっと変な言い方かもしれませんが、成人式——今、成人式と言わないのかな。二十歳の集いとかでも、市川に関係のある、ちょっと有名な方とかを呼んだりしますね。それと同じように、市川にゆかりのある宝塚の方との提携を結んだりとか、また新体操の方もいらっしやったり、あるいは、もしかしたら俳優さんもいる



かもしれない。そういう健康に気を使っている——彼らは健康に相当気を使っていると思いますよ。そういう方を呼んで、きちんと健康に対する自分の食生活の話とか、食事の話とか。モデルさんなんていうのは内臓に負担かけないということで、飲む水の温度を白湯、大体40度前後にしているようですね。そういうような生きている話を、有名人という言い方も一くりにするのも変ですが、そういう方を招いて大きな会場で健康に対するテーマを座談会のようにしてもいいし、単独の講演をしてもいいし、そういうことも今後はありかなと。そういうところに予算を使っただきたいなと思います。この健康寿命日本一のテーマはここで終わります。

次に、多様性。これはちょっと難しいですね、多様性は。どこへ行っても、ちょっとした団体では最近が多様性とか公平性、包摂性なんて聞いたことないような言葉を使って、横文字ではD E Iなんて言ったりしています。ダイバーシティーは聞いたことありますけど、エクイティーとか、インクルーシブとか、そういう言い方をしていますけれども、最近どこへ行っても、こういうことが聞かれます。

ところが、じゃ、多様性って何ですかという、人によってばらばらで答えられなかったりするわけですね。今、国会、国のほうでも、まだ全然まとまっていない。そして、それを受けて千葉県でも、千葉県は日本の中で男女共同参画について唯一制定がされてない、そういうことが分かったわけなんですけど、もしそれが整備されれば、当然のことながら市川市だって、その法的効力、効果というものは及んでくるわけです。

そこで市川市はどのように考えているのかなと思って質問をしたわけなんですけど、先ほど御答弁の中でパートナーシップ・ファミリーシップの届出制度という、多様性の一部になると思うんですけども、そのような御答弁があったと思います。パートナーシップ・ファミリーシップというのは、これは昨年スタートしたのかな。まだ始まったばかりかもしれませんが、届出件数、相談件数、この辺についても一度伺いたいと思います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップの届出件数は、令和4年2月1日の制度スタートから本年1月末までの1年間でパートナーシップの届出が37件であり、内訳といたしましては、戸籍上同性間の届出が28件、戸籍上異性間の届出が9件となっております。また、未成年の子どもを含めたファミリーシップの届出は2件であり、この2件は異性間のパートナーシップの届出と同時にされたものであります。

なお、届出者を年代別に見ますと、30代の方が全体の約46%と最も多く、次いで20代の方が約26%となっております、20代と30代で全体の7割以上を占める状況となっております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 このパートナーシップ、先ほど戸籍上同性間の届出、そして戸籍上異性間の届出という答弁ですが、ちょっとこれ、よく分かりにくいところがあります。私は、このLGBTQ+なんていう言い方そのものが既に差別なのではないのかなぐらいにちょっと感じるときがあるんです。では、LGBTQ+に属する人たちというのはどれぐらいかという、大手広告代理店や調査会社が調べたところによると、会社によって多少の差はありますが、大体7%から8%ぐらいいらっしゃるというようなデータが出ています。では、この7%、8%という数字はどのような数字なんだろうと。例えば日本人の名字で多い佐藤、鈴木、高橋、田中という上位4つです。この合計は日本人の名字、日本人の中の大体5.6%ぐらいです。それよりも多くなっちゃうわけですね、7%、8%というのは。つまり案外身近なところに、もしかしたら性的少数者、LGBTQ+と言われる方たちがいるかもしれない。データ上はいることになるわけです。

ちょっと質問戻りますけれども、先ほど答弁にありました、戸籍上異性の方が行ったパートナーシップの届出

というのは、これ、具体的にどういうことなんでしょうか。もう一度お伺いします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の特徴といたしまして、戸籍上異性の方も届出を行うことができることとしております。この戸籍上異性の方といたしましては、様々な事情により入籍をしていない、いわゆる事実婚の男女のほか、LGBTQ+当事者のうち、例えば体の性は男性であるが心の性は女性である方と、体の性は女性であるが心の性は男性である方という、いわゆるトランスジェンダーの方同士などを想定しております。いずれの方々につきましても、様々な生きづらさや日常生活上の支障を取り除くために制度の対象としているものであります。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 体の性は女性、心の性は男性、体の性は男性、心の性は女性。実際、そういう方は本当に悩まれている方もいらっしゃるので、そこは配慮しないといけないと思います。この制度を活用する方は今後どんどん増えてくるでしょうね。

先日新聞に出ていたんですけど、複数の女性に暴行して裁判中に性転換をした男性、つまり女性になっちゃったわけですね。その方はスコットランドの女性刑務所に収監されているという、うそのような本当の話があります。それは極端な例かもしれませんが、先ほどの避難所での更衣室の話とか、私はどこどこでこういうふうに認められているから、市川市でも当然そうだとということで、普通だったら入ってはいけないような部屋、更衣室とかトイレとかに入っていっちゃうような事例も今後はどんどん出てくるでしょうね。そこに対して市川市も、もちろんこれは法的基盤が整っていない中で議論するのはちょっと難しいんですけども、今後、市としてそのようなパートナーシップとか多様性ということを考えるのであれば、ここは少しまた研究をしていっていただきたいというふうに思います。

教育行政運営方針の中で、「人権意識や多様性、包摂性を高め、すべての子どもを誰一人取り残さない学校づくりに努めます」と教育長が述べられました。

そこで質問なんですけれども、これは多様性にほかならないわけですね。このちょっと前は、まだ法整備が完全にできていないような内容を、これは教育委員会に聞きますけど、学校では、これはどういう教え方をしているんですか。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 多様性の教育につきましては、ここではLGBTQ+の子どもたちへの対応ということで答弁をさせていただきますけれども、平成27年文部科学省が通知した学校における支援の事例を参考に、各学校で該当児童生徒の実情に応じて適切に対応しております。具体的には服装や髪型について、児童生徒が自認する性別の服装や髪型を認めることや、宿泊を伴う学習において、個室における入浴を認める等の対応がございます。市川市独自の取組としましては、次年度より児童生徒が目にする名簿を男女混合名簿にすることや、不要な男女別の色分けをやめるなど、各学校が実情に合わせてLGBTQ+の子どもたちが生活しやすい環境を整えていくこととしました。今後も互いの多様性を認め合い、全ての人が自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、関係部局と連携しながら学校教育でできることを進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 今、服装や髪型の答弁いただきました。児童生徒が自認する性別の服装や髪型を認めるとか、

また宿泊を伴う学習において個室における入浴を認める。これは認める認めないということであって、どちらかというとな面的な目に見えていることですね。もちろん、これも重要なことだと思います。日本というのは単一民族ですから、どうしても肌の色とか、ちょっと違う感じ。こういうのを他の国と比べると、なかなか受け入れられにくい民族というか、国の文化があるのではないのかなというように思うんです。

これは私が勝手に思っていることなんですが、この多様性とか包摂性とか、そもそも日本の発想や概念じゃないと思うんです。それよりも、施政方針演説の中で市長も仏教の教えということを引き合いに出してらっしゃいました。三災七難というようなことをおっしゃっていましたが、釈迦に説法かもしれませんが、仏教の教えの中で無財の七施という教えがあるようです。これは眼施——目で施す、優しいまなざしをすとか、心施——心と、もう一つ、身施——体ですね。行いで施しをすとか、心の気持ちで施しをすとか、床座施——自分の座っているところをちょっとどいて、その人に渡してあげるとか、そういう無財の七施という施しの教えがあるようなんです。こういう、新しく入ってきた新しい言葉に無理矢理何か考えとか解釈を合わせるより、まず我々が、先人たちが育ててきたその教え、文化を教えたほうが子どもたちに分かりやすいんじゃないかなと思うんです。見えませんよ、そういうことは。心の問題ですからね。でも、そうすることによって、必然的に多様性の目的は達成されるんじゃないかなと思います。

もちろん先ほど申しましたように、まだ国でもこれは審議中です。どういうふうにしていこうかと。千葉県でもね。なので、それは大切なんですけども、もっと大切なことが本当は我々長い歴史の文化で育ててきたものがあるんじゃないかな。ここを忘れないで、踏まえた上で多様性というものを考えていっていただきたいなというふうに思います。これから多様性のことについては、近いうちにいろんなものが明確になってくるでしょう。その進捗は見守っていきたいと思います。多様性の部分は終わります。

次に、平和です。今、もう1年、堂々と大国が隣の国を侵攻して悲惨な、目を覆うような状態が毎日のように繰り返されている。今こそ、この平和というものを私は考えるべきだなというふうに思っています。これを遠い国のことだとか、何か他人事のように考えないでほしいなと思うんです。1つを取られる人は全部取られちゃいますよ。そういう言い方というか、ことわざもあるぐらいですから。

今回、私、質問でもテーマにしています領土・主権展示館、ここでは自分たちの領土を守ることがいかに大切かというようなことを教えてくれます。私も、虎ノ門にあるこの領土・主権展示館というのは実は2回ぐらい行っているんですけども、また学芸員の方も、よく学校の方なんか来られるらしいんですけども、本当に分かりやすく、面白おかしくというわけじゃないんですけども、長い歴史をかいつまんで非常に端的に興味深く教えてもらえるわけです。この平和に関して、私、ずっとこういう質問をしていますけれども、徐々に徐々にそれほど雰囲気醸成されてきているような気がしますが、やっぱりまだまだ不十分だと私は感じています。

そこで国が、これは内閣府の設置だと思うんですけども、領土・主権展示館のよく知っている学芸員を招いて領土問題に関する講演会、こういうことを開いてみても市の事業としては十分興味のある、そして内容のあることだと思うんですけども、その辺に対して市の見解を伺います。どうでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

領土・主権展示館は北方領土、竹島、尖閣諸島の主権問題について、国民世論の高揚などを目的として平成30年に国が設置した施設であります。施設内では北方領土、竹島及び尖閣諸島を日本が領有する根拠、関係国の主張や行動、また、これらに対する日本の対応や考え方をパネル等で紹介しているほか、年間を通じて領土や主権に関わる様々な企画展やイベントを開催し、全国で地方巡回展も行っております。この領土・主権展示館が所有するパネルの展示や講演会の開催につきましては、例えば毎年8月にアイ・リンクタウン展望施設で実施をして

おります平和パネル展などの平和啓発事業の中で実施ができないか、検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 2月22日、何もこれは炎上させろとか、そういうことを言っているんじゃないんですね。日本は今、六千八百有余の島々から成り立っていて、そのうち6,400は無人数島なわけですよ。そのうちの幾つか、つい最近では、どこかの外国の都内の企業が島の51%を取得したと。そして、そこではリゾート計画が進んでいるというような報道がなされました。これは沖縄の島ですね。これはもちろん国の法整備の問題にもなるわけなんですけども、それは国のことだからとか、遠い沖縄のどこかのことだとか、また島根県のどこかのことだとかと他人事のように考えないでほしいと思います。市川市でも、そのような運動、できれば私は国民運動につながるぐらいの事業とイベントとして取り組んでいただきたいと思っています。この領土、主権というものの概念に関してね。

隣の船橋市——市川市でもやっていると思うんですね、デジタルサイネージなどを使って平和啓発というものの。しかしながら、私も時々見ていますけど、なかなか流れてこないですよ。流れてきたとしても、ずっとそこに立ち止まる人というのはそんなないと思います。また、ホームページなどでもいろいろと手を加えていただいているんじゃないかなと思いますけれども、行政のホームページをのぞく人はなかなかいないですよ、これは。ましてや領土主権という、ちょっと小難しいものは。

そこで船橋市に戻りますけれども、船橋の駅、通り過ぎた方は分かると思いますが、目の前の建物に北方領土の返還運動の横断幕が、どんとでっかいのがあるのが分かると思います。それをつけたからといって、いきなり何かが起こるかどうかわかりませんが、意識の啓発や、先ほど繰り返しました刷り込み、教育の一つにはなるんじゃないかと思うんです。

そこで、JR船橋駅前に設置されているような北方領土返還運動の横断幕を本市も設置することはできないのかなと思うんですけど、この辺どうでしょうか。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

御指摘のJR船橋駅前の北方領土返還運動の横断幕は、毎年2月と8月の北方領土返還運動全国強調月間における取組の一環として千葉県が設置をしているものであります。現在、本市は北方領土返還運動全国強調月間に広報紙やデジタルサイネージで周知を行っておりますが、これらに加え、御提案の横断幕による周知は多様な媒体を利用した啓発活動として有益であると考えております。そこで本市におきましても、北方領土返還運動の横断幕の設置について、啓発効果のある設置場所を検討した上で千葉県と協議をしてみたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 これはぜひ協議をしていって、汚い横断幕があるのは何かちょっと変なイメージになっちゃいますけれども、人々の心の中に、あるいは別に市川市民じゃなくなっちゃいいんです。そこを通り過ぎる人とか、それをばっと見た人が何か意識の中で残るようにする、そういう取組は重要だと思いますよ、これは。市政そのものにすぐ直結しているかどうか、これは分からないけれども、市川市は日本を構成する5万都市ですから、ここはないがしろにしないでやってほしいなと思います。

今、実は竹島や北方領土を含めた島嶼関係のことで児童生徒の動き、活動が盛んになっているようです。中学校、あるいは高校生、だんだん意識、知識も出てきますし、何かちょっと自分もできなきゃ、しなきゃというよ

うな責任感も生まれている方たちがどうも多いようなんです。

そこで少し御紹介しますと、竹島問題は自分事ということで、これは島根県が平成17年に制定し、22日に18回目を迎えました竹島の日のことを新聞で紹介されているわけです。島根県で育った高校生、長田さんという方、これは男性、木瀬さんという方が北海道根室市を訪問した際、竹島問題と北方領土問題の格差を肌身で感じた、衝撃を受けたと。今春、島を出て大学に進む2人は領土問題について、若い世代が自分事として取り組む重要性を強く感じている。

これ、もうちょっと話しますね。韓国が不法占拠している島があると。小学校2年生のとき、ニュースで竹島という言葉を目にしたが、知らない島だったという木瀬さん。親にそう教わって以来、はやっていた韓流ドラマやK-POPに見向きもしなくなるほど韓国嫌いになった。だが、竹島に関する県の研究会の調査に協力した祖父から、いろいろな意見があると幅広い見方があることを聞いた。韓国をただ毛嫌いするのは違って、どちらの国にとっても円満な解決はないかと思うようになった。中学に入ると、学校で竹島について学習する機会が増え、3年のときには北方領土問題を学ぶ根室訪問に参加、同世代の中高生たちが熱心に活動する姿に衝撃を受けたと。こういうような活動が徐々に徐々に、あまり記事にはなったりしませんし、目立つ活動ではないのかもしれませんが、中高生をはじめに増えているようです。

そこでちょっと伺いたいですけれども、当然、このような啓発活動には教育委員会の力が欠かせないわけですね。学校では、この竹島を含む——主に今日は竹島のことを聞きますけれども——に関してどのような学習が行われているのか。これ、ちょっと伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

竹島に関する領土問題の学習は、学習指導要領の内容に沿って小学校、中学校の社会科で行われております。小学校では、竹島は日本固有の領土であること等を学び、中学校では、小学校での学習に加え、領土問題について日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であることや、日本がこの問題を平和的に解決しようと努力していることを学んでおります。我が国の未来を担う子どもたちに適正な領土意識が生まれることは重要であります。今後も学習指導要領に基づき、竹島の問題を含む領土に関する学習が適切に行われるよう、引き続き各学校への指導助言に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 確かにこれも先生方の中にも、もしかしたらいろんな考えを持っている方がいるかもしれない。なので、恣意的な教え方をするとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ。事実を事実のまま、別にいいわけであって、例えば明治38年（1905年）、政府は閣議決定で竹島を島根県に編入した。このときにはどの国からも抗議はなかった。韓国が領有権を主張し始めたのは、サンフランシスコ平和条約の発効で日本が主権を回復する前の1952年。一方的に李承晩ラインというものを設定して、竹島をその中に含め日本漁船を拿捕し、日本の巡視船を攻撃した。火事場泥棒的な国家犯罪であると。今、新聞の記事を読んだんですけれども、これは事実なんですね。こういうことだけを題材として、皆さん、どう思いますかというようなことを投げかけていただければ別にいいんだと思います。

この領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会提言というのがありました。令和元年7月29日、この有識者懇談会、領土教育における授業の在り方。「領土についての指導では、日本の主張の押し付けと受け取られたり、あるいは、中国及び韓国に対する嫌悪感だけを生んだりするようなことにならないよう配慮すべきである。そのために、児童生徒が日本が主張している立場を正しく理解した上で、日本と相手国の主張を比較して、

双方の相違点につき、歴史、国際法等の観点から広い視野を持って考えることができるような指導が期待される」と、要はそういう指導をしてくれと言っているんです、これ。なので、1時間全部、1時限を使う必要はないです。もう5分かそこらでいいですよ。現在、こうやっているんだよと。あるいは、2月というのは新聞記事にも出ますから、今朝、こういう記事が一面に出ていたと。皆さん、これどう思いますかと、その程度でいいんですよ。それを繰り返し行う、刷り込んでいくことで国家意識というか、市川市から全体像が見えるような、そういうような島の教育を使うというのもまた、失礼な言い方かもしれませんが、活用していただきたいなと思っています。

この領土・主権展示館のワークブックの中に埼玉県教育委員会が制作したものがあるんです。教育委員会が作っているんですよ、これ。御存じかもしれませんが、これをみんな使ってくれと言っているんです。石垣市企画政策課というところが作っています。こういうのを利用できるんですね。こういうのを使って関心を持ってもらう。そういう児童生徒が成長していったときに、さらにこれが国家観を持った、国を引っ張っていくような、もしかしたらリーダーになるような、そういうことにもなるかもしれませんが、ここはもう遠いところの無人島だとか、島だとかは考えないで、自分たちの領土の一つだという意識をきちんと児童生徒に持てるような、国家観を持てるような、そういう教育をぜひぜひお願いしたいなと思います。

では、平和のところは終わりで最後の消防です。

これまで私、消防の件は、とにかく負担がすごいんじゃないかなと思うんですよ。たまたま今、私が住んでいるところの近くに消防署があるんです。年中ですよ、ひっきりなし。その音も苦もなく、私はぐーぐー寝ることが出来ますけれども、ひっきりなしに出ていますね。2万7,000回以上ですか。それを13台、プラス2台の救急車で賄っているわけですから大変な苦勞というか、負担ではないかなと思いますよ、救急隊の消防の方もね。

消防活動車両の整備事業について、これ、ちょっと再質問しますけれども、消防車両の更新計画に基づいて、毎年その必要性、重要性、あるいは緊急性といったことを考慮して優先順位を定めて計画的に整備しているというようにことだと思います。これまでの既存の車両を更新するだけでなく、車両の増大などについても検討する必要があるのではないかと思います。

もともと計上していたわけですよ、4億円ですか。9,500万円に今回なっていて、3億円ぐらいがマイナスになっている。必要だから、その予算を取っておいたわけであって、それがちょっとマイナスになって別にいいや。いろんな理由はあると思うですよ。整備する材質、材料が高くなったとか、流通の問題だとか。けど、それは再度また計上して、ぜひ整備を整えていってほしいなと思うんです。そこに対して今後も検討を継続していく必要があるんじゃないかと思いますが、消防局の見解について伺います。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

車両の増大などにつきましては、現在計画しております南部地区消防防災施設整備事業などの大きな事業に合わせて、さらに検討を進める必要があると考えており、今後は本事業の進捗を踏まえながら社会情勢や市民ニーズを十分考慮し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 今、この南部地区、計画していると思います。これは他の議員も質問すると思いますので、私はここでは質問を控えますけれども、全市的に全庁的に、ここは今後も見ていってほしいなと思います。消防の方々に必要以上の負荷がかかって、実際、いざ出動というときに体が動かない、装備品が動かない、故障しているでは話にならないですからね、これでは。

では、続きまして救急体制の充実について、救急体制強化のために全国的に様々な取組が行われていると思います。本市では、これらの新たな消防装備についてどういうふうになっているのか。例えば宮崎県都城のほうでは、こういう眼鏡を通して消防隊員が実際に見ているものと同じものを本部でモニターすることができる。これは実際に採用されたかどうか、ちょっと分かりませんが、少しでも救急隊員の負担の軽減、あるいは、その行動において無駄のない行動をするようなことができるような、そういう装備も必要ではないかなと思うんです。

そこで、新たな装備品について何か取り組みしている、あるいは取り組もうというようなことがあるのであれば教えてください。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

救急業務のICT技術の導入につきましては、平成20年から総務省消防庁の救急業務のあり方検討会において検討が始まり、ICT技術の進歩により各地域で様々な取組が進められてきたところです。このような中、千葉県では内閣府のデジタル田園都市国家構想により、本年3月から、救急隊が県内の複数の医療機関へ傷病者の受入れ可否を一斉に照会できる救急医療等業務支援システムの運用が開始されることになりました。具体的に申し上げますと、救急隊に支給されるタブレット端末から複数の医療機関に対して、画像をはじめとした傷病者の状態を一斉に送信することで、情報を受け取った医療機関側が受入れの可否について判断することができるため、速やかに搬送医療機関を決定することができるなどの利点がございます。また、同様のシステムは、他県の消防本部での先行研究により医療機関選定に要する時間が1分から2分程度短縮していることが報告されており、早期に医療機関での治療が開始されることから傷病者の傷病程度の軽減につながるものと考えられております。消防局では、引き続き救急現場における業務の高度化や効率化に関する調査研究を重ね、消防装備の充実強化を図るとともに、速やかに、そして安心して市民の皆様を医療機関まで搬送できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 細田議員。

○細田伸一議員 そのような機器を活用することによって医療機関選定に要する時間が1分から2分短縮できた、大いに結構なことではないかなと思います。とにかく消防に関しては、私、先ほどの平和と同様ですけども、不十分だと思っているんですね。もっともっと——先ほどの高規格、救助するはしご車も1台2億円ぐらいするって、大変な金額かもしれませんが、消防活動というのは人命に直接関わるものですから、ここはぜひ予算を押しえてしっかりとした体制を取っていただきたいなと思います。強い市川市をつくっていただきたいなと思います。

少し駆け足になってしまいましたが、以上で会派の代表質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時40分散会

第 4 日

令和5年2月28日（火曜日）



## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年2月28日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第6 議案第47号 市川市犬猫ののちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議案第50号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）
- 第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 第29 議案第70号 ぴあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 第30 議案第71号 ぴあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について

- 第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 第48 報告第43号 専決処分の報告について

(代表質問) 清 風 い ち か わ 松永鉄兵議員

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 市川市行政組織条例の一部改正について
- 日程第2 議案第43号 市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第46号 市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 市川市手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 市川市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第56号 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第57号 市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第58号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第59号 令和4年度市川市一般会計補正予算(第9号)

- 日程第19 議案第60号 令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第61号 令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第62号 令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第63号 令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第64号 令和5年度市川市一般会計予算
- 日程第24 議案第65号 令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第66号 令和5年度市川市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第67号 令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第68号 令和5年度市川市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第29 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第34 議案第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第76号 公平委員会委員の選任について
- 日程第36 議案第77号 公平委員会委員の選任について
- 日程第37 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第41 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第44 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第45 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第46 報告第41号 専決処分の報告について
- 日程第47 報告第42号 専決処分の報告について
- 日程第48 報告第43号 専決処分の報告について

(代表質問) 清風 いちかわ 松永鉄兵議員

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人

つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴			木	雅			斗
国			松	ひ	ろ		き
石			原	た	か	ゆ	き
清			水	み	な		子
廣			田	徳			子
増			田	好			秀
中			町	け			い
久	保		川	隆			志
浅			野	さ			ち
中			村	よ	し		お
細			田	伸			一
石			原	み	さ		子
青			山	ひ	ろ	か	ず
大	久		保	た	か		し
小			泉	文			人
高			坂				進
金			子	貞			作
秋			本	の	り		子
か	つ	ま	た	竜			大
西			村				敦
宮			本				均
中			山	幸			紀
松			永	鉄			兵
荒			木	詩			郎
石			原	よ	し	の	り
加			藤	武			央
稲			葉	健			二
越			川	雅			史
大			場				諭
堀			越				優
か	い		づ				勉
松			井				努
竹			内	清			海
松			永	修			巳
岩			井	清			郎

欠 席 議 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田	中	甲
副	市長	松	丸	多
代表	監査委員	菅	原	卓
教	育	田	中	庸
危	機	水	野	雅
広	報	麻	生	文
総	務	植	草	耕
中核市	準備担当理事	鹿	倉	信
企	画	小	沢	俊
財	政	稲	葉	清
情	報	佐	藤	敏
文	化	森	田	敏
市	民	蛸	島	和
経	済	小	塚	眞
観	光	関		武
福	祉	立	場	久
こ	ど	秋	本	美
保	健	二	宮	賢
環	境	根	本	泰
街	づ	川	島	俊
道	路	藤	田	泰
水	と	高	久	利
行	徳	菊	田	滋
消	防	本	住	
選	挙	小	林	茂
事	務	藤	城	久
農	業	板	垣	道
会	計	小	倉	貴
教	育	永	田	
生	涯	藤	井	義
学	校			康

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	小	泉	貞	之
事	務	局	次	六	郷	真	紀
							子
							(議事担当)
主		幹		米	津	孝	成
副	主	幹		金	子	貴	一

主		査	尾	本		悠
主	任	書	北	川	陽	介
主	任	書	高	柳	陽	一

(調査担当)

主		幹	上	原		高
主		査	前	田		悠
主		査	岡	澤	英	康
主	任	書	荒	木	智	貴
書		記	福	井	寿	明

---

## 会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、学校教育部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 貴重なお時間をお借りして申し訳ございませんが、発言の訂正をさせていただきます。

2月24日の会派公明党の代表質問中、大項目、学校の環境整備についての(2)市立小中学校給食室の冷暖房設備についての質問において、学校給食冷暖房設備借上料として、令和4年度から10年度までの債務負担行為補正と申し上げるべきところ、令和5年度からと発言してしまいました。正しくは、学校給食室冷暖房設備借上料として、令和4年度から10年度までの債務負担行為補正でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○松永修巳議長 日程第1議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第48報告第43号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

発言を許可いたします。

清風いちかわ、松永鉄兵議員。

[松永鉄兵議員登壇]

○松永鉄兵議員 会派清風いちかわの松永鉄兵でございます。会派を代表して代表質問をさせていただきます。代表質問最終日、最後のこまになりますけれども、引き続きお付き合いをよろしくお願いいたします。

本定例会は田中市長にとって初の本格的予算議会であり、折しも今回は、第三次基本計画も同時に提出されるという本市にとって重要な局面にきていると言っても過言ではありません。この基本計画は、3年後には、今後25年を占む基本構想につながるべき計画でありまして、今回のこの第三次基本計画の中で、どのように本市が施策を展開し、そして次期の基本構想につなげていくかということが、本市の未来にとって極めて重要な場面であるというふうに考えております。

そんなことを踏まえながら代表質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず大きく、市長の施政方針についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

1点目として、第三次基本計画についてお伺いをさせていただきます。

市長は、施政方針の中で、「新年度から新たにスタートする第三次基本計画が掲げるまちづくりの目標は、『具体的な対策で持続可能な未来につながるまちづくり』です。国連が提唱するSDGsの内容を理解し賛同することは大切ですが、しかし、最も重要なことは市川市が具体的に行動し、対策を講ずることです。やるべき施策はカーボンニュートラルをはじめ、着実に進めてまいります」と述べられております。

そこで伺います。1つ目として、やるべき施策とはどのようなものか。具体的にどのようにやるべき施策を選定し、展開をしていくのか、お伺いをしたいというふうに思います。

2つ目として、どのようにこの第三次基本計画を未来につなげていくのか。未来につなげるに当たっては、第

三次基本計画で取り組んだ結果を、次期計画やその後の各種計画、構想につなげていくことが大事だと思われませんが、本市のお考えをお伺いいたします。

続いて、2点目として、本市が展開する子育て支援策についてであります。市長は、「今後も市川モデルの子育てサービスの拡充に向け、引き続き千葉県と連携を図り、さらなる手厚い支援を目指してまいります」とおっしゃられておりますが、1点目として、ここで言う市川モデルとは、子育てサービスの市川モデルとは何を示しているのか、お伺いをします。

また、2点目として、本市が考える拡充の方向性とは、本市が考えている子育てサービスの拡充の方向性とはどのようなものか、改めてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

続いて、3点目として、デジタル地域通貨実証実験についてであります。

市長は施政方針の中で、「市内の経済を循環させるため、デジタル地域通貨の実証実験を開始いたします。スマートフォンのアプリに加え、その扱いに不慣れな方でも利用できる仕組みを整えてまいります。また、市民の健康づくりやボランティア活動、エコ活動、自治会活動などを通じて貯めたポイントと、デジタル地域通貨を連動させることで、市内経済と市民活動の両面から、元気なまちをつくってまいります」と言われております。

そこで、1点目として、地域通貨とした理由。いわゆるより広い範囲で使える既存のキャッシュレスサービスではなく、地域限定通貨になぜしたのか。この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

2点目として、これまでのアナログ方式ではなく、デジタルを活用すること、このデジタルを活用し、デジタル地域通貨というものを展開されるわけでありますが、このデジタルの活用を本市のDX、デジタルトランスフォーメーションにどのように生かしていくつもりなのか、お伺いをいたします。

3点目として、今回のデジタル地域通貨を活用するということは、市民のシビックプライドを醸成するということにつながっていくというふうに思いますが、デジタル地域通貨の活用を通じて、市民のシビックプライドをどのように醸成しようとしていくのか。また、その見込まれる投資効果、いわゆる市としてはポイントを付与するという点において投資をしていくわけでありますが、その投資効果をどのように得ようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

大きな4点目として、カーボンニュートラル推進についてお伺いをします。

市長は施政方針において、「新年度は組織の枠を超えて、全庁的にカーボンニュートラルを推進するための部署を新設いたします。また、市の公共施設を新築や改修する際には太陽光パネルを設置するなど再生可能エネルギーを活用するとともに、断熱化やエネルギーの効率化を徹底し、公共施設の脱炭素化を加速させてまいります」。また、その後、「新年度を本市の『カーボンニュートラル元年』として、市民、事業者、行政が一丸となって環境問題に取り組むことで、基礎自治体としてできることを力強く進めてまいります」とおっしゃられております。

そこでお伺いしますが、1つ目として、推進部署設置の意図。いわゆる新部署を設置するわけでありますが、この新部署にはどのような役割を担わせるつもりであるのか。そのためにどう新部署を設置したのか、役割をお伺いしたいと思います。

また、2点目として、カーボンニュートラル実現のためのロードマップ、戦略はどのようなものか。さらなるカーボンニュートラルの推進には強力なリーディングプラン、いわゆる戦略が必要だというふうに思います。今の状況の中から飛躍的に進捗率を向上させ、カーボンニュートラルを実現していくためには、このまま、今の計画のまま進めていても、なかなか目標には到達できないというふうに思います。そこで、市長はどのような戦略を持って、このカーボンニュートラルを推進していくのかということをお伺いしたいと思います。

また、3点目として、カーボンニュートラル推進戦略をより実効性のあるものにするため、国の脱炭素先行地



域募集に本市が手を挙げる考えはないか。本市がこの脱炭素先行地域募集に手を挙げることで、本市としての姿勢を示す。それから、実質的にこのカーボンニュートラルを推進していくという形が取れるというふうに思いますが、本市がこの先行地域募集に手を挙げる考えについてお伺いをしたいというふうに思います。

4点目として、デジタル田園都市国家構想に基づく市の計画とカーボンニュートラルを関連づける考えについてであります。今後、地方創生戦略に替わる新たな地域活性化計画として、国が定めたデジタル田園都市国家構想の策定が、各地方自治体に予定されておりますが、その中で、デジタル地域通貨とかカーボンニュートラル戦略というものを中心に位置づけて、こういった計画を立てるということも本格的なカーボンニュートラルの推進につながっていくというふうに思います。

そこで、本市がこのデジタル田園都市国家構想とカーボンニュートラルを関連づける考えについてお伺いをしたいというふうに思います。

続いて、大きく教育行政運営方針についてお伺いをしたいと思います。

1点目、教育のDX化についてであります。

「オンラインやデジタル教科書をはじめとするデジタルツールを柔軟に活用して、子どもたちに寄り添った指導の個別化、学習の個性化を進め、協働的な学びを通じて、これまで以上に質の高い学びを提供し、子どもたちの学習意欲を高めます」ということを教育行政運営方針の中で教育長はおっしゃられておりますが、具体的に何を進めることで個別化、個性化を図っていこうと考えられているのか、お伺いをさせていただきます。

2点目として、学校部活動の地域移行の推進についてお伺いをいたします。

教育長は、「質の高い教育活動や、子どもたちに応じた指導の持続的な実現のため、法的側面から助言を行うスクールロイヤーの活用や、スクール・サポート・スタッフの配置、学校部活動の地域移行の推進など、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員がやりがいを持って教育活動に専念できる環境を整えてまいります」とおっしゃられております。

そこで、この学校部活動の地域移行について、本市の目指すべき学校部活動の地域移行の姿とはどのようなものなのか、お伺いをさせていただきます。

また、その姿に向かって、本市が描くロードマップはどのようなものなのか。どのような形でこの学校部活動の地域移行を進めていくつもりであるのかということについてお伺いをさせていただきます。

最後に、市指定文化財の保護、管理についてであります。

市長は、施政方針の中で、「かつて人々がこの地で生活を営み、悠久の歴史が紡がれてきたことに思いを馳せながら、先人の知恵や日本人としての誇りを尊び、次の世代へ歴史をつないでいくことが、現代を生きる私たちの役目であると改めて実感しております。過去の価値を認識し、未来につないでいくための施策を実行していくためには、今を考えるだけではなく、長期的な時間軸での視点を持った市政運営を行わなければなりません」とおっしゃられております。

そこで、この歴史的文化財、本市の指定の文化財についてお伺いをしたいというふうに思います。本市指定の文化財の点在状況と、この指定の文化財に対する市の役割、そして、どのような形でこの指定文化財を未来に引き継いでいくお考えなのか、お伺いをさせていただきます。

以上、1回目の質問といたしまして、御答弁を受けて再質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

○松永修巳議長 質問は終わりました。答弁を求めます。

田中市長。

〔田中 甲市長登壇〕

○田中 甲市長 松永鉄兵議員による清風いちかわの代表質問にお答えいたします。

初めに、第三次基本計画における、やるべき施策及びどのように次期総合計画につなげていくのかという御質問であります。大変に重要なポイントを御指摘いただいたというふうに受け止めております。第三次基本計画は、令和5年から3年間という限られた期間で、全体的な構想は、総合計画の中の基本構想25年間に及ぶ四半世紀の、その基本構想の最後の締めくくりという3年間になります。しかし、その最後の締めくくりの前の3年間も、実は基本計画を持たず、3年間の第三次実施計画という、ちょっと紛らわしいんですが、平成29年から令和元年までの計画を最後に、その後の基本計画というのはいままま市川市政は進んでおります。令和元年より私が就任した令和4年、この間は重点推進プログラムという名称の下で単独の事業を行っているというのが現状でありまして、先ほど申し上げた基本構想25年間の中には入っておりますけれども、単発的な事業を行っているという現状がございます。

さて、そこでこの3年間でありまして、どういう観点で重要なポイントを押さえ、次期総合計画につなげていくかという非常に重要な局面を任されたというふうに認識をしております。令和6年には市制施行90周年を迎えます。私が担当するこの3年間で、ちょうど真ん中の年に市制が施行された昭和9年から90周年の節目を迎えるわけでありまして、ここでやはり市川市の現在の立ち位置というのを明確にした事業というのをしっかりと行っていく必要があるだろうと。そういう観点から考えたときに、現在、議会の皆さん方に中核市移行に関する特別委員会で議論をさせていただいておりますが、50万にならんとしているこの市川市政の中で、次年度の課としまして都市制度推進課というのを設けまして、議員の皆さん方の答申というのをお待ちしたいというふうに思いますが、その答申の内容によりましては、やはり保健所をしっかりと持って、船橋市は近く児童相談所を立ち上げるということで進めていますけれども、やはり市民の安心、安全の町をつくるための欠けている部分があるとすれば、しっかりと対応していく、その方向性を示すというのが、この3年間の中の重要な計画になるのだろうというふうに思っています。

今回、施政方針の中で私は、「カーボンニュートラル元年」ということを発言させていただきましたが、次の質問でお答えをしてみますけれども、このカーボンニュートラルの問題も、実は議員が御指摘のように、大変に喫緊の課題であり、重要な施策ということを考えていかなければならないというふうに思います。

内外の情勢を確認してみますと、繰り返しになりますけれども、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎ、その影響により世界中が物価高騰という波にのまれてしまっている。日本も例外ではなく、食品をはじめ日用品や光熱水費などの値上げが家計への影響を及ぼしているという外圧、内部においても、基礎自治体としては少子・超高齢化、そして現在、今お話しした経済情勢の変化などにいち早く対応していかなければならない。市民生活を取り巻く複雑で多様化する課題に対して対応していくスピード感が求められているところであります。

この22年間進めてきました現基本構想、分野ごとに各施設をバランスよく取り組んできたというふうに受け止めていますけれども、これらの課題に対して施策を横断的に対応し、未来を見据えて必要な事業を展開していきたいというふうに考えています。このことについては、御質問者であります松永鉄兵市議会議員が総合計画審議会の審議委員でもありますので、実は最も市議会の中でも把握されている議員さんというふうに認識をしております。

まとめといたしましては、この第三次基本計画の下に現総合計画全体の評価や、さらなる社会情勢の変化を踏まえつつ、持続可能な町の実現を目指し、長期的な視点を持ちながら、次期総合計画につなげていきたいと。ぜひ多くの議員の皆さん方の御所見、お知恵をお聞きしながら進めてまいりたいというふうに思います。

さて、次は「カーボンニュートラル元年」として部署を新設したことの意図について御質問いただきました。カーボンニュートラルの実現というものは、正直申し上げ、2030年までにCO<sub>2</sub>の発生を、政府は45%、約半分

にして、そしてさらに2050年までにはゼロカーボンの時代を設ける。大変に質の高いハードルが課せられている。ある意味、今までカーボンニュートラルに対してしっかりとした対応を日本の国全体が取ってこなかったということも言えるのではないかというふうに思います。

カーボンニュートラルの理念というものを迅速に庁内に浸透させ、各部署が実施する施策や事業について、常にカーボンニュートラルの視点を意識して行動できるようにする必要がある。そういう考え方から、新たにカーボンニュートラル推進課というものを市長公室の中に設けまして、各部署に横断的に、俗に使われる言葉ですが、横串を刺して、私的には全体の事業に網をかけるような形でカーボンニュートラルを導入していく、その理念に基づいた事業の推進というのを行っていきたいというふうに思います。

市長として初めての組織編成に当たりましたけれども、カーボンニュートラル実現への歩みを加速させるために、全庁の旗振り役としてこの課を設けたという御報告をさせていただきたいと思います。最新の情報を庁内に発信、共有し、具体的な行動を促す。繰り返しになりますが、全庁的なカーボンニュートラルの対応ということを行うための課の設置であります。

私からの答弁は以上であります。

**○松永修巳議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** 私からは大項目、施政方針についてのうち(2)市川モデルの子育てサービスの拡充と、さらなる手厚い支援についてお答えをいたします。

まず、ア、市川モデルとは、についてであります。施政方針におきましては、市川市ならではの方策による子どもの医療費助成の拡充を市川モデルとしております。具体的には、子ども医療費助成の対象を高校生まで拡大、一定回数以上の通院等に係る自己負担金の無償化、ひとり親家庭等医療費等助成の自己負担金無償化という3つの拡充策を組み合わせ、県内有数の子どもの医療費助成制度を整備することで、市川市なら安心して子育てができると市民の方に思っただけのように取り組むものであります。

このように、他市に先駆け複数の施策を組み合わせることにより、その効果を高めるとともに、市民が喜ぶことを実現するという市の姿勢を市川モデルという表現を用いて、市民に分かりやすく伝えることができると考えております。

次に、イ、本市が考える子育てサービスの拡充の方向性についてであります。若者の転入が多く、子育て世帯の転出が多いという本市の特性を踏まえ、市川市で子どもを産み育て、住み続けたいと多くの人に思っただけよう、妊娠、出産、育児といった子育てのどのステージにおいても、安心して生活ができる魅力ある施策を複合的に進めていくことが重要であると考えております。そのためには、まず妊娠初期から子育て期まで、育児や子育てに困ったときに気軽に利用できる相談窓口をはじめ、子育て家庭を対象とした切れ目のない支援体制を整え、さらには、保育施設の整備や保育の質の向上など、仕事と子育ての両立支援や、医療、保育、学校給食の助成をはじめとした子育てに関する経済的支援の充実が必要と考えております。

また、定住のために求められる子育てしやすい住環境や、地域全体で子育てを応援する機運が醸成されたまちづくりなど、子育て世代が生活しやすい環境整備も今後拡充すべき課題と考えております。

以上であります。

**○松永修巳議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** 私からは大項目、施政方針についての(3)デジタル地域通貨と(4)カーボンニュートラルの推進のうち、エ、デジタル田園都市国家構想に基づく市の計画とカーボンニュートラルを関連づける考えについてお答えいたします。

初めに、(3)デジタル地域通貨のア、地域通貨とした理由についてです。本市は都心に近接し、交通の利便性

が高い地域特性がございます。そういったことから、都内をはじめ市外に出かけやすく、そこで買物をする方も多くいらっしゃると思います。また、近年では、オンラインショッピングなどの通信販売を利用する方が増加していることから、今後は、市内の店舗で買物をする方が、これまで以上に減少していくことが懸念されております。このような状況だからこそ、今、地域で資金を循環させ、市内経済を活性化する方策を模索していくことは非常に重要であると認識しているところでございます。

令和2年度に実施したキャッシュレス決済普及促進事業では、P a y P a yを利用して市内店舗で買物をする、その額に応じて最大10%のポイント還元を受けることができましたが、獲得したポイントは市外の店舗でも使用することができたことから、本市の地域特性から考えますと、市内経済への影響に限定的な部分があったのではないかと想定しております。一方、今回導入を目指しているデジタル地域通貨は、プレミアムポイントや還元ポイントを含め、使用できる店舗を市内の加盟店に限定していることから、地域内で資金を循環させる点では効果が期待できると考えております。また、本市のデジタル地域通貨は、健康づくりやボランティアなどで取得したポイントをデジタル地域通貨と交換して使用できる仕組みとしていることから、併せて市民活動を活性化することができます。

次に、イ、DX的な意義をどのように捉えているかについてです。地域通貨をデジタル化することで運用コストの負担を軽減できるほか、アプリを使用して、本市から利用者や加盟店に情報を発信したり、意見や要望をいただくなど、この仕組みを介して利用者、加盟店、本市がつながり、一体となって地域経済を押し上げる効果もあると考えております。また、利用者や加盟店からのアンケート結果や地域通貨の利用履歴をデータ化することで、本市の市民サービスの向上や加盟店の顧客サービスの向上につながるツールとして活用することも期待しているところでございます。本市が目指しているデジタル地域通貨は、スマートフォンアプリだけでなく、専用のカードを併せて導入することで、誰一人取り残さない仕組みとしておりますが、地域通貨をデジタル化することは、高齢者など今まで新しい情報機器に触れる機会がなかった方が直接手に取って使用することが増え、利便性を体感していただくきっかけとなることにも期待しているところでございます。

次に、ウ、シビックプライド醸成と投資効果を市はどのように得ようと考えているのかについてです。デジタル地域通貨の目的は、地域経済と市民活動の活性化でございますが、シビックプライドの醸成や地域への愛着という視点で見た場合にも、この目的からの効果が期待できると考えております。

まず、地域経済の側面からは、これまで以上に市内の店舗を利用する機会が増えることで、地域への愛着や人と人とのつながりが高まることが期待できます。また、市民活動の側面からは、デジタル地域通貨を活用して、地域の活動に新たな参加者を呼び込むことで新たなコミュニティが形成されることや、これまで以上に市政への関心を持っていただくことで、市民の皆様が地域に対する愛着を高め、地域との関わり合いを意識し、自分が住んでいる地域の課題解決やまちづくりに参画するきっかけになることが期待できます。さらに、これらにより災害に対する共助の心を地域で育むなど、目に見えない価値につながる可能性があることから、様々な投資効果があると考えております。

今後は、カーボンニュートラルの取組など社会課題の解決に資する行動にもポイントを付与することで、市民とともに持続可能なまちづくりを進めるためのツールの一つとして活用し、投資効果を高めてまいります。

最後に、(4)のエ、デジタル田園都市国家構想とカーボンニュートラルに関連した計画についてです。本市では、第三次基本計画の重点課題として、カーボンニュートラルの実現やデジタル化による生活利便性向上を位置づけ、施策を横断的に取り組むこととしております。また、このことは計画期間に優先的に取り組むこととしており、デジタル田園都市国家構想の掲げる趣旨は、おおむね第三次基本計画に包含されていると認識しております。今後、県が国の構想に基づいて総合戦略を策定する予定であることから、その内容や本市のカーボンニュー

トラルの取組状況も踏まえながら、次期総合計画をはじめ各計画へ効果的に関連づけられるよう検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 私からは施政方針についての(4)のイ、カーボンニュートラル実現のためのロードマップについてと、ウ、脱炭素先行地域募集に応募する考えについてお答えいたします。

初めにロードマップについてです。本市では、令和3年3月に第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、令和4年2月には第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しております。市は、これまで市民や事業者を対象に、住宅や事業所の太陽光発電設備等の導入費や電気自動車等導入費の一部補助を行うとともに、地球温暖化対策への意識の醸成を図るため、環境フェアや環境講座、環境学習など市民への啓発活動を行ってまいりました。

また、国は令和3年に地方公共団体の実行計画の実効性を高めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、再生可能エネルギーの利用促進や地域環境の整備などの施策に加え、実施に関する目標の設定をすることや、地域脱炭素化促進事業を促進する区域の設定や、地域環境の保全の取組を行うなど、地球温暖化対策実行計画に定めることとしました。また、千葉県では、令和5年2月に千葉県地球温暖化対策実行計画素案に関するパブリックコメントを実施し、新たに千葉県地球温暖化対策実行計画を改定し、2050年の脱炭素社会の実現に向けた方向性を示すこととしております。本市としましても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、市の補助事業などの取組と併せ、国や県の支援制度等について、周知啓発を図ってまいります。

また、国や県、近隣市などの地球温暖化対策に係る動向を注視し、平田環境施策推進参与の助言をいただきながら、市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、脱炭素先行地域への応募についてお答えします。脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門、家庭部門及び業務その他の部門を指しますが、その電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、実行の脱炭素ドミノのモデルとなるものです。先行地域では農村、漁村、山村、離島、都市部の街区など多様な地域において再エネ設備を最大限導入することや、脱炭素に向かう取組を実施することにより地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現していくこととされております。さらに、住宅街・住宅団地などの住生活エリア、商店街・商業施設、オフィス街などのビジネス・商業エリア、農村や漁村、山村、自然公園などの自然エリア、公共施設等の施設群などを区域の形態として設定することが原則とされております。環境省は、2025年度までに少なくとも100か所選定することとしており、令和4年1月から募集を開始し、令和5年2月に第3回目の募集を終了したところであります。採択された自治体数は、第1回目で26自治体、第2回目で20自治体、合計46自治体となっております。また、脱炭素先行地域へ応募することにつきまして、主たる提案者が地方公共団体であることに加え、計画の実効性を高めるため、民間事業者等との共同提案が必須となっております。本市では、環境省に出向き伺うなど先行事例等のアドバイスをいただき研究をしているところでございます。引き続き国の動向を注視しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 私からは大項目、教育行政運営方針についてお答えいたします。

初めに、デジタルツールを活用した指導の個別化、学習の個性化をどのように進めていくのかについてお答え

いたします。本市では、国のGIGAスクール構想を受け、令和4年7月に市立小中学校等の全ての子どもたちに1人1台のタブレットの配付が完了し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別・最適化された学びと創造性を育む学びの実現を目指し、デジタルツールを活用した学びがスタートしております。指導の個別化についてですが、現在、学校では、教師が子どもの学習進度に応じた課題を与え、繰り返し紙の問題を解いたり、タブレット内のデジタルドリルの中で自分の選んだ問題を解いたりすることが可能となっております。今後は、子どもの学習の到達状況に応じた問題を出したり、計算過程や解答データを分析し、子どものつまずきの原因を特定し、解決するための新たな問題が表示されたりするような機能を検討してまいります。

また、子どもの学習履歴や生活、健康面の記録等、様々なデータを集約し可視化できるようにすることで、一人一人の子どもに応じた学びを提供できるようになり、さらに指導の個別化の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、学習の個性化についてです。現在、学習活動の様々な場面において、情報収集をする際にはインターネットや図書資料を活用するか、発表する際には、模造紙やプレゼンテーションソフトを活用するか選ぶなど、子どもが自分なりの学び方を選択する学習の個性化が進んでおります。今後は、調べ方や表現、発表にデジタルツールを活用するだけでなく、教師が学習履歴等を活用することによって多様な学習機会を提供できるようになり、子ども自ら学習課題や学習活動を選択するなど、さらに学習の個性化の推進を図ってまいりたいと考えております。このような教育基盤の構築のために、現在、知見及び経験を有する事業者から情報を募り、検討しております。

続いて、学校部活動の地域移行の推進についてお答えいたします。初めに、本市の目指すべき姿についてです。少子化が進展する中、野球やサッカーなど団体競技につきましては、学校単位でチームが組めないなど、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが困難になってきております。また、競技経験や指導経験がない教員が顧問を務めるといった当該校の教員だけで部活動を運営することが厳しい状況となっております。この学校部活動の地域移行に当たりましては、単に運営主体や指導者が地域に替わるのではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、持続可能なスポーツ、文化芸術活動を実現できる環境を整備していくことを目的としています。本市におきましては、学校部活動の地域移行が子どものためだけではなく、地域のスポーツ、文化芸術活動の在り方を醸成するという広い視点で捉え、スポーツ、文化芸術活動が人と人との交流を促進するなど、地域の活力の醸成に貢献できるように推進してまいりたいと考えております。

次に、今後のロードマップでございますが、スポーツ庁、文化庁では、令和4年12月策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、まずは休日における学校部活動の地域移行に取り組むこととしています。ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期に目指すこととしております。本市としましても、スポーツ庁、文化庁、千葉県の方針を参考に、休日の学校部活動から段階的に地域移行を目指してまいります。具体的には、令和4年10月に教育委員会が主体となり、本市の文化スポーツ部、校長会、市川浦安支部小中学校体育連盟委員長等で組織した市川市部活動の地域移行検討協議会を設立いたしました。そこでは学校部活動の地域移行に向けた諸課題の解決及びその実現に向けて取り組み始めており、令和5年度にはスポーツ団体等を活用した地域クラブ活動のモデル校の設置を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 私からは指定文化財の保護及び管理に関する2点の御質問にお答えします。

初めに、点在状況についてでございます。文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えら

れてきた貴重な財産です。その中でも本市の文化財保護条例に基づき指定されたものが市川市指定文化財となります。市指定文化財は現在35件あり、種類別に申し上げますと、建造物が徳願寺山門など16件、史跡・天然記念物が愛宕神社イチョウなど9件、彫刻が木彫日蓮座像など3件、無形民俗が国府台辻切りなど2件、工芸品、書籍・典籍、考古資料、歴史資料及び有形民俗文化財がそれぞれ1件ずつでございます。

なお、地域的には市北部に27件、南部に8件でございます。市指定文化財のうち、市が所有または管理するのは10件あり、残りの25件は市以外の者が所有または保持しております。なお、このうち寺や神社が所有するのは21件です。

指定された文化財は、本市の文化財保護条例において、その所有者及び保持者が公共のために大切に保存し、公開する等その文化的活用に努めなければならないと定められております。

次に、文化財保護における市の役割でございます。市が所有する文化財については、しっかりと保存していくこと、その他の文化財については、所有者または保持者を支援することが市の役割と考えております。また、文化財のある場所に説明板を設置したり、解説を市の公式ウェブサイトにもとめるなどして、文化財を市内外に広く周知し、文化財保護の意識を啓発することも市の役割であると認識をしております。

次に、文化財をどのような形で未来に引き継いでいくのかについてお答えします。文化財を後世に残していく制度として文化財の指定制度がございます。ある文化財を指定するためには、その文化財について客観的事実を調べ、蓄積した上で、専門的な知見を持つ委員で構成される文化財保護審議会の答申を得る必要がございます。このようにして国や県、市から指定を受けた文化財につきましては、保存等の手助けとなるよう経常的な維持管理に係る経費の一部について、1所有者または保持者につき、無形民俗文化財には4万5,000円、無形文化財には2万7,000円、建造物などその他の文化財には1万3,500円を限度として補助金を交付しているほか、大規模修繕については所有者と協議の上、予算の範囲内で交付しております。また、金銭的な補助だけでなく、職員が文化財の所有者等からの相談の窓口となり、必要に応じて管理等に関するアドバイスなども実施することで、信頼関係の構築に努めております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 答弁は終わりました。

松永鉄兵議員。

**○松永鉄兵議員** それぞれ御答弁ありがとうございます。順次、再質問をさせていただければというふうに思います。

まず、第三次基本計画についてであります。先ほど市長から御答弁をいただいたように、この計画というのは次期25年の基本構想につながる最終の局面の計画であると。いかにこの計画の中で市が抱えている課題をラップアップし、そして、次の基本構想にどうつなげていくのか、また、次の基本構想の中にある基本計画にどうつなげていくのかというところが非常に重要であるというふうに思います。これができなければ、恐らく今抱えている市の課題を解決しながら都市が発展していくことすらできなくなってしまう、そういった位置づけだというふうに思います。いかにこの第三次基本計画の中で適切な評価手法を用いて施策を評価し、そして次につなげていくのかということが大事なんだというふうに思います。

今回の策定された第三次基本計画は、私も総合計画の委員でありますので、内容はよく分かっているつもりですが、いわゆる課題解決型の基本計画が、今回の第三次基本計画だというふうに思います。市の現状で抱えている課題とか環境の変化を一通り並べて、その課題を解決していくために、どんな施策が有効ですかという観点で割り振られたというのが今回の基本計画であります。であるならば、今回の基本計画では、どれだけこの課題とされたことが解決してきたのか、この3年間やった結果、どう解決したのかというKPIを適切に置いて

評価をしていくということが、次につなげるということにおいて重要なんじゃないかなというふうに思います。

そこで再質問させていただきますが、本市ではどんなK P Iを置こうとされているのか。私の見る限り、今の第三次基本計画は、どれだけやったのかとか、いわゆるアウトプットと言われるものの評価に関しては語られていますが、課題解決にどれだけ寄与したのかということに対しては一切計画の中に入れていないというふうに認識をしています。そういう意味で、どのように評価をし、次につなげていくつもりなのか、改めてお伺いをさせていただきます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

第三次基本計画では、その施策を実現するための事業を定めた実施計画と併せて、定量的、定性的の両面から評価することとしております。まず、定量的な評価として、事業の実施による直接の結果となるアウトプット、施策ごとの結果となるアウトカム、それぞれの達成度を確認、評価いたします。定性的な評価として、アンケート調査により施策ごとの市民満足度の確認、評価などを行い、それらを一連のものとして評価することで、事業の実効性や施策の方向性を総合的に点検してまいります。また、重点課題ごとの市民満足度調査も予定しており、事業の実施による成果が重点課題の解決にどれだけつながったのかも含めて第三次基本計画の評価をまとめてまいります。そして、最終的には未来につながるまちづくりを目指し、次期総合計画の策定に活用してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。ぜひこのK P Iを適切に置いて、どれだけ課題に寄与したのか、そして、これから本市が取り組まなければいけない課題というのが何なのかということを確認した上で、次期基本構想を策定していただきたいというふうに思いますし、その中に含まれる1次実施計画、1次計画に反映をしていく仕組みというのを早急につくっていただきたいなというふうに思います。この点は以上にしたいというふうに思います。

続いて、本市の子育てモデル、子育て拡充策についてであります。てっきり私、施政方針をお聞きしたときに、市川モデルというのは子育て施策全体を通して、新しい子育て支援策という形で市川モデルと呼んでいるんだと思ったんですね。そしたら、答弁をお聞きしたら、実は医療費拡充だけが市川モデルと呼んでいますというので、え、そうなのというふうに思ったんです。これは市川モデルって、多分今は医療費拡充だけが市川モデルと呼んでいるのかもしれないと思うんですけども、やはり都市部に隣接している、こういうベッドタウンのような都市というのは、同じような課題を抱えているというふうに思います。だからこそ東京都と比較をされたり、他市と比較をされたりするんだというふうに思うんです。そういう意味では、子育て施策全体を通して市川ブランドというのをつくっていかなければ、本市というのは子育て世代にとって魅力的な町ではなくなってしまうのではないかなというふうに思います。いかに差別化するかということが、今非常に大事だというふうに思います。

私がこの質問をするに当たって、保育園を考える親の会というの出している子育て施策の充実度比較ランキングみたいな本があって、それをよく読ませていただきました。例えば保育園においてどれだけ先生の数が充足されているのかとか、いわゆる障がいがある方に対してどれだけ重点的に補填をしているのかとかということ細かく評価をしているものになります。そういう中で、当然、3歳から5歳は無償化されていますけども、副食費だと主食費の値段が都市によって違ったりとかということいろいろ差が出ているなというふうに思っております。そういうことを考えていったときに、今、本市の課題は何なのかというと、一番に解決をしなければ



いけない課題は、いわゆる子育て世代の転出超過というところが、本市にとって一番重要な課題ではないかなというふうに思います。じゃ、この課題を解決していくために、本市は何ができるのか、本市の子育て支援策として何ができるのかということを中心に考えていく。いわゆる子育てという、こども政策部という狭い範囲だけではなくて、市を挙げて、じゃ、それに対して、その課題に対して何が打てるのか、打ち手があるのかということが重要だというふうに思っております。

そういう意味で、子育て世代の転出超過、私なりになぜそれが起こっているのかということを考えてときに、やはり子どもを育て、子どもが増えて、もうちょっと広い家に住みたいとかということを考えてときに、どんどん家賃が高騰していく、その経済的な負担が負担になって、だったらもうちょっと安い地域に移り住もうというような論理が働いて転出超過になっていたりするんだというふうに思うんです。そういう部分も含めて市は支援をしていかなければいけないと思いますし、そこで定住してもらうことができたならば、その上で、それぞれのサービスの値段が幾らなのか、どれだけ保育とか教育が充実しているのというところを保護者は見るんだというふうに思います。そういう意味で、総合的に子育て施策を捉えて、課題解決策に対する打ち手を打っていくということが大事だというふうに思いますが、改めて、積極的に本市がこの子育てということにテーマを当てて、いわゆる全市的にその課題を解決していくために何ができるのかということを考えていくことが重要だと思いますが、その辺の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子育て世帯が新しい住宅を求め近隣市や都内に転出している状況を踏まえ、市川市総合計画第三次基本計画におきましても、子育て世代の定住促進と出生率の向上を本市の重点課題の一つとしてしているところであります。そこで、子育て世帯の住環境に関する取組を含め、定住促進に向けた施策の拡充について、今後、全庁的に取り組んでまいります。

以上であります。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。ぜひ子どもの医療費だけじゃなくて、全体として差別化できるような市川モデルをつくっていただきたいと思いますし、そのために転出超過を抑えるという課題も解決できるような施策、その上で、子どもを持つ親御さんが市川に住んでよかったなと思えるような差別化というものが必要になってくるというふうに思いますので、相対的なこの支援ということ、住環境も含めた支援ということをぜひ積極的に考えていっていただきたいというふうに思います。

この点は以上で終わりたいというふうに思います。

続いて、デジタル地域通貨についてであります。先ほど企画部長のほうから、いわゆる地域という側面とデジタルという2つの側面から、この新しいデジタル地域通貨という仕組みについてお話をいただきました。市が目指そうとしていることはおおむね理解できたというふうに思います。若干私なりに考えると、いわゆる都市型の本市において、都内に通勤していたりする人が多いとか、ほかに通勤している人が多いという中で、地域限定の通貨とか地域ポイントということの取組は、チャレンジではあるなというふうに思っております。しかしながら、やると決めたんだったら、それこそ子育てじゃないですけど、市川モデルをつくる、いわゆる都市版の地域ポイントの仕組みの成功例をつくるという意気込みの中でデジタルポイントの仕組みをつくるのか、新たな地域のDXの姿をつくるというところの中で、積極果敢に取り組んでほしいなというふうに思います。

今回、実証実験を行うわけでありまして。実証実験をやるということは、何かを検証したいがために実証実験という形にしているんだというふうに思います。急に本格導入じゃなくて、何かを検証したいから実証実験から始

めましようと言っているんだというふうに思います。恐らく実証実験を行うのであれば、仮説的なものがあるんだというふうに思うんですね。実証実験の結果、何がどうなったら次はこうしたいとか、実証実験をやった結果、どういう状況になっていたら、よりサービスを増やしていくとか、地域を増やしていくとか、いろんな考え方があろうと思います。どんな指標を置かれて、仮説を立てられてこの実証実験に取り組もうとされているのかということ、先順位者にも若干は御答弁いただいていますけれども、改めて詳細にお伺いできればというふうに思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

実証実験では、国から示された評価基準で検証することを、これまでも御答弁させていただいておりますが、これからデジタル地域通貨を拡充していくためには、この検証結果を次の展開につなげることが重要であると認識しております。例えば加盟店へのアンケートで売上額が増加したか、来客が増えたか、新たな顧客を獲得できたかといった項目では、その理由を分析し、事業効果が高かった加盟店のノウハウなどをほかの加盟店と共有することができれば、今後、地域経済の活性化につなげることができると考えているところでございます。

また、ボランティア活動やイベントなどへの参加に対して行政ポイントを付与することにより、参加者が増えた事業の特筆すべき内容や参加者を呼び込む開催方法などのアイデアをほかの事業にも取り入れることで、市民活動を活性化することも期待しております。実証実験の終了後には、継続して様々な角度から検証を行う必要があると考えており、実証実験の課題を抽出して解決したり、成功事例を次の事業展開に反映させたりすることで、市民の皆様が愛着を持って使い続けていただけるデジタル地域通貨になると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 デジタル地域通貨の本市が考えていることについてはおおよそ理解をいたしました。やるからには、ぜひ成功してもらいたいというふうに思いますし、都市部でチャレンジしたことがない。これだけ多くの市民を対象にチャレンジしたことがないデジタル地域通貨という仕組みだというふうに思います。ですが、逆にそれを逆手に取れば、都市で成功すれば、いわゆるほかの都市の地域活性化の見本になるというふうに思うんです。だからこそ果敢にチャレンジをしていていただきたいと思いますし、地域を全市民にできる限り早く広げていただきたいと思いますし、そこで得られる効果というのもの、50万人いれば、下手すれば1つの県でやっているようなもんですよ。そのくらいのインパクトがあるわけですから、50万人という規模をいかに活用して活性化していくかということを考えていただけたらいいかなというふうに思っております。

この地域通貨をやるに当たって、恐らく鍵となるのが、いわゆるこのデジタル地域通貨というのは、市民がこの地域や市川市に対して、自分たちの身の丈に合った形でいかに地域に貢献していきたいかというところの心をくすぐるといふか、シビックプライドを醸成するための仕組みというのが、このデジタル地域通貨の一番最大のメリットなんじゃないかなというふうに思っております。ぜひともそのための仕掛けづくりというのを充実させていただきたいというふうに思いますし、その点をいかに評価していくかというところとか、次につなげていくかというところを考えていただきたいと思います。ポイントは、いわゆるボランティアポイントとか行政ポイントと言われるものを何に使えるのかというところが、それが魅力的かどうかというところで市民活動の充実度というのは決まってくると思いますし、逆に市内経済の活性化という意味では、いかにその買物ができる場所としての事業者が魅力的な商品を持っていたり、魅力的な価格で買えるということが大事だというふうに思うんですね。

先ほどデジタル地域通貨を導入するに至った経緯の中で、ネットでのショッピングも増えていきますという、昨

今その中で市内の商店街を活性化したいんだということが言われていました。恐らくこの生活形態というのは、デジタル地域通貨を導入したから出向くようになるというのはなかなか難しい。生活形態を変えていくというのは難しいんだというふうに思うんですね。逆に地元の商店を見ておりますと、最近よく買物をして配達してくれるまでが地元の商店の役割だったりするんですね。そういうことを踏まえると、いわゆるデジタル地域通貨を使いながら市内事業者のネットショッピングができたり、それを配達してくれるという仕組みがあると、より市内経済の活性化になると思うし、本市は以前、商工会議所でやっていたように、サンモールみたいな形でいろんな商店街を募って電子モールをつくります。仮想市内のモールをつくります。その中で電子で注文できて、それを使えるようになれば、より市内経済というのにも回っていくんだというふうに思います。リアルのお店に来てくれるというだけが経済の活性化じゃないんだと思いますし、これからの経済というのは、そこも含めて、バーチャルの世界も含めて——バーチャルとは言わないのかもしれないんですけど、デジタルの世界も含めて展開をしていくということが重要だと思います。

そういう意味で、積極的にそういうデジタルモールということも含めて考えていっていただきたいと思いますし、今、数年前に、いわゆる市内の宅食事業者がネット上でつながって、何か困っている人いませんかみたいな助け合うネットワークを作ったという話を聞いています。こういうところでポイントがためられたり、ポイントを使ったりということができるといこともデジタルにする得策だというふうに思いますので、積極的にそういったところも含めて検討をしていっていただきたいなというふうに御意見を申し上げて、この質問は以上としたというふうに思います。

続いて、カーボンニュートラルについてであります。まず、カーボンニュートラルの推進部署の設置についてありますが、実はこの質問をするに当たって、私も市がどういうふうにカーボンニュートラルを実現しようとしているのかという、今後、市のアドバイスをしてくれるであろう平田参与と若干コンタクトを取って、平田さんの考えというのをお話しさせていただいて、意見交換をする機会を持つことができました。その中で私が印象に残ったのは、やはり平田さん自身も、せっかく自分の住んでいる地域なんだから、ぜひ大都市として、あまり今カーボンニュートラルがうまくいっている大都市って少ないんだそうですよ。都市部の地域ってなかなかないらしいんですね。そういったところで成功事例を示すというのが、自分としてもうれしいし、積極的に関与していきたいなというふうに言われておりました。そういう意味で、この新しい推進部署が横断的に旗振り役となるのは当然なんですけども、それプラス、市川市のカーボンニュートラルをこうやって実現するんだという戦略を立案して、それを実行に落とすというところまで求めるということが重要だというふうに思いますし、とかく役所のプロジェクトチームって横断的であるがゆえに、イニシアチブを持つ人が不在な状態が続いて、遅々として好転していかないというのが現実としてあるように感じています。だからこそ、この推進部に戦略を立てさせて、その戦略をブレイクダウンするという役割を担わせてはどうかと。もっと言うと、平田さんの下に手足となる、いわゆる戦略を立てたり、計画を立てたりという人をも置く中で、強力な実行部隊をつくってあげることが大事なんじゃないかなというふうに思います。この点について本市のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

カーボンニュートラルの実現に向けた実施体制でございますが、基本的には新設されるカーボンニュートラル推進課が平田参与の御意見も踏まえ、庁内の各施策が円滑に推進されるよう調整をいたします。市長直轄の組織として、組織の枠を越え、民間の先進的な知見や考え方も取り入れながら、より効果的なカーボンニュートラルの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。ぜひとも充実した組織をつくっていただきたいというふうに思いますし、本当に現状を言うと、2030年までの目標にたどり着くかどうか微妙な状態。かつ、今ある計画を見ますと、本市の計画は、この30年度から50年度まで飛躍的な勢いでカーボンニュートラルが実現するような計画が描かれているんですね。いわゆるそれは社会変化がそうさせるだろうというふうに予測をしているのかもしれませんが、あまりにも楽観的なプランだというふうに私は思っています。本気で実現したい、実現していく必要がある目標でありますから、ここは喫緊の課題だというふうに思います。元年と言われるこの年に、何ができるのか、何を取り組んでいけるのかというところが最も重要だというふうに思います。スタートダッシュさえ切れれば、その目標にできる限り近づいていくということはできると思いますが、スタートでこければ、当然、自然変化的に社会変化の粒度でしか上がってこないということになってしまいますから、ぜひともこの部署には大いに期待したいというふうに思いますし、充実をお願いしたいというふうに思います。

そこで、改めて環境部にお伺いをしたいというふうに思います。今、カーボンニュートラルの地域編とか事務事業編というので見直しを行っているということですが、これまでの計画は、いかにも楽観的なシナリオだったんじゃないかなというふうに思っております。それをより現実的にしていくために、どんなことができるのか、現実的にしていかなければならないというふうに思います。そのためにリーディングプランとなる戦略を置いたり、先行地域に応募して、いやが応でもやらなきゃいけないような仕組みというのをつくっていかなくちゃいけないというふうに思います。先ほど先行地域の応募について、今後、動向を見ながら検討していきたいという話がありましたけども、次の募集は7月が締切りです。研究していきたいって言ったら、多分この7月の応募は終わっちゃいますよね。より早く本市のカーボンニュートラルを実現するためのパートナーと言われる民間事業者を見つけて、そして先行地域に手を挙げていく、より実効性を持たせていくということが大事なというふうに思いますが、現実と目標が乖離ある中で、目標達成のための本市の考えというのを改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

現在、目標値と実績との間に乖離が生じていることは認識しております。目標を達成するために、平田環境施策推進参与に助言をいただきながら、市域の二酸化炭素排出量削減を加速させていくための仕組みづくりなど、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 とにかく先行地域応募、次の募集は7月です。そのあとは募集されるかどうかというのはほぼ未定という形だというふうに思います。かつ、この先行地域に都市部のベッドタウンが応募しているという事例はほとんどないようですし、応募していても、1つの地域とか、商店街とか、駅前とかという地域限定でやられているようであります。全市を挙げてやっているモデルケースというのはないようでありますので、ぜひそういうところにチャレンジをしていくということが、本市のカーボンニュートラルに向かう姿勢を示す意味でも大事なのではないかなというふうに思いますので、積極的な検討をお願いして、この質問は終わりにしたいというふうに思います。

続いて、教育のDX化の部分についてであります。本市のお考えはおおむね理解をしました。ぜひ学習の個別化、個性化というところに取り組んでいていただきたいというふうに思いますし、日々デジタルの技術という

のは進化しております。今、AIを使って子どもの心理状態を判断したりとか、早期につまづきを見つけて、それを指摘するとかというような仕組みも出来上がりつつあります。前回、去年、代表質問したときにも言わせていただいたのですが、これって、いわゆるAIを活用していくというのは、実績をいかに早くプールをしていくか。この実績を生かしながら、それをフィードバックしていくかということがAIの活用については重要だというふうに思います。そういう意味で、早く取り組むということが成功につながってくるというふうに思いますので、積極的な投資を含めて関与をしていってほしいと思いますし、そのことが教育の個性化、個別化につながってくると思いますし、ニュー市川モデルの構築につながってくるというふうに思いますので、ぜひとも積極的な関与をお願いしたいというふうに思います。

この点は以上で結構でございます。

続いて、学校部活動の地域移行の推進についてであります。学校部活動の地域移行の方針というのが文科省等々から示された。その中で、様々な地域でいろいろ模索をしているようであります。例えば東京都の例を取りますと、実は、僕は学校のスポーツの、部活動の地域移行ということをよく調べているせいか、ポップアップで上がってくる記事の中に、先行地域として東京都のある区が、全中学校分の部活動の外部指導者を一律に募集しますというような広告が出ていたのを目にしました。ということは、地域移行を指導者を外部から調達することでやっていこうというのが、あれは大田区だったかもしれないんですけど——の対応方針なのかもしれませんが、そういった先行的にもう取り組み始めている地域もあります。ただ、指導者だけを置き換えるということを考えていったときに、じゃ、教育的な、教育としての部活動の位置づけがどうなのかとか、そのために、外部指導者を雇うために全ての学校、全ての部活に外部指導者を雇って、かつ、安価でない価格で雇って、いわゆる指導者の地位向上に努めたとするならば、毎年どれだけの予算がかかるんだろう。何十億というお金がかかってくるようになります。そうすると、それが持続可能かという、なかなか持続可能な施策ではなかったりするんじゃないかなというふうに思うんですね。その中で考えていただきたいと思いますし、今回の学校部活動の地域移行というのは、1つ、今まで割と軽視をされていたスポーツ活動とか文化活動の指導者の地位向上、それ1本で食べていけるとか、生活がしていけるといような、いわゆるプロフェッショナルティーに対する地位向上というもののきっかけになる施策というか、方針なんだというふうに思っております。そういった教育の側面も含めて、両方の側面を、指導者の地位向上も、教育的な質の向上というところも含めて狙っていかなければいけないのが、この地域移行だというふうに思います。

そこで改めてお伺いしたいんですが、ほかの自治体において、先ほど言ったように先行して地域移行を進めているところがありますが、このような状況を捉えて、本市はどうしようと考えているのか。本市では、まず検討委員会を設置して検討していきますという状況だと思いますが、今後どう早急に検討を進めていくつもりであるのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

先進的な取組をしている自治体があることは把握しております。例えば近隣の柏市では、昨年度より、国のモデル事業として休日の部活動地域移行を進めております。このような先進的な取組につきましては、地域性や課題等を見定めていきたいと考えております。現状の市川市の考え方といたしましては、関連する協会や団体との調整、運営団体の選定基準の策定など、検討すべき課題を把握、検討した上で、地域の特性を生かした移行を推進するため、丁寧に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。1点確認しておきたいのは、丁寧に進めていくのは、それは大事だというふうに思うんですが、スケジュー尔的にどのぐらいのスケジュール感で考えられているのかなというところがあるかというふうに思います。実は、私が所属している市川市のバドミントン協会というところで、こういう学校部活動の地域移行という話があると。地域のスポーツの底辺拡大を狙う団体として、これに積極的に関与していくとか、何かできることはないのかというような話をしたときに、妙典中だったかな。実はバドミントン部って100人いるんです。レベルがそれぞれ違う子もあれば、経験者も未経験者もいる中で、この100人を毎日指導して、かつ土日も含めて指導するというのは、ちょっとやそっとじゃできない。それが1校であっても大変なのに、それが幾つもあるということを考えたら、じゃ、どうやっていくんですか。そんなスポーツの団体が受けるとか、関与すると言ったって無理だと思いますよという話が上がっていました。そういう意味で、じゃ、順次市の動向を見ながら検討していきましょうねというふうな話になったんですが、本市がどのぐらいのスケジュール感で、この学校の部活動の地域移行というのを進めようと考えているのか、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まず、令和5年度から令和7年度までの3年間、ここを目的に具体的な取組に変わるように取り組んでいければいいというふうに考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。ぜひとも丁寧な議論、それから、より実効性のある、いわゆる持続性のあるプランというのを考えていただきたいというふうに思いますし、丁寧な導入ということだし、やはり部活動というのは非常に教育的な価値がでかいというふうに思うんですね。勉強だけじゃない、学習だけじゃない部分で子どもたちに自信を与えるとか、生きがいを見つけるとか、いろんな教育的な価値があるというふうに思いますし、もっと言うと規律を学ぶとか、いろんなチームワークを学ぶというところの学習の場だというふうに思いますので、いろんな要素から最適な手段を選んでいただきたいというふうに思いますし、最適なケース——全国がこの動きに向かっているわけですから、いろんなケースが出てくるというふうに思いますが、1つのケーススタディになってしまうかもしれませんが、そういったところに積極的に知恵を投じていただいて、市川モデル的なものをつくり上げていただきたいなというふうに思います。積極的な検討をお願いしまして、この項目は以上にしたいというふうに思います。

最後に、市指定の文化財の保護、管理についてであります。実は、なぜこの質問をしたのかというと、北国分に、愛宕神社というところに大イチョウという巨木があります。これは市指定の文化財に指定をされています。見るからにすごく立派で、いわゆる、あそこを散策する人、特に今、梅の時期で多くの人が散策をしているんですけども、目を留めて歴史を感じたり、いろんなああい木を見ながら思いをはせたりということをしているのを見ていますが、そこを管理されている方たちが、決してお金が欲しいとかと言っているんじゃないくて、現実論として指定文化財を守らなきゃという意識はあるんだけど、守っていくために、みんな地域の高齢化が進んでメンテナンスがままならないと。あそこは市境にあって、ちょうど道路を挟んで逆側が松戸市なんですね。大イチョウの木なので、イチョウの葉っぱが時期になるといっぱい落ちて、風に吹かれて松戸市側に飛んでいくらしいですよ。そうすると、松戸市側から苦情が来て、どうにかしてくれって言われるんだけど、市川市でやってくれるかという、そうじゃないので自分たちでやらなきゃいけない。だけど、人手がなくてどうにもならない。だったら、いつそのこと指定文化財を外してもらったほうがいいんじゃないか、切っちゃったほうが

いいんじゃないかというような話があるんですけども、そういった次の世代につないでいくべき資産というものは、的確につないでいくということが大事だというふうに思います。そういう意味で、補助金制度だけではなくて、市がメンテナンスを担うとかということもできるというふうに思うんですね。そういったようなサポート策をする中で、歴史的資産を次世代につないでいくということを考えなければいけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

この問題というのは、市川市の高齢化が進めば進むほど多くあるというふうに思いますので、どこもあるというふうに思うんですね。有形、無形の文化財をつないでいくということを考えたときに、高齢化ということにどう市が対応していくのかという市の姿勢が見られているんだというふうに思いますが、その辺について、今後何かできるか、市が考えてくださる余力があるのかというか、考えがあるのかどうか、改めてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

文化財によっては維持管理に多額の費用がかかるものがあり、現状の補助金額では少ないケースがあることは課題として認識をしております。また、御質問者御指摘のとおり、地域の方々が管理している文化財につきましては、その担い手が高齢化することなどにより、年々管理が難しくなっているというお話も伺っております。今後は貴重な文化財を後世に残していくため、どのように文化財の所有者等への支援を充実させることができるか、関係部署と協議をしてみたいと思います。

以上でございます。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございます。ぜひとも積極的に検討いただきたいというふうに思いますし、関係部署と協議をしていくというスピード感じゃなくて、これは歴史的な資産を次世代につないでいくというのは、今クリアしなければいけない喫緊の課題だというふうに思っております。これが解決しなければ、どっかでその歴史的な資産というのが立ち消えてしまうとか、切ってしまうとか、指定文化財を外してくれとかという話になりかねないところだと思うんですね。やはり先ほどの市長の施政方針にあったように、今を生きる人間が過去の歴史的な資産を次世代につないでいくということが、今に生きる人間の役割だというふうに思いますし、それを行政が担わなければ行政の行政たる役割というのが、未来に紡いでいくとか、持続可能な都市をつくっていくことの姿勢が示されているんだというふうに思います。ぜひ積極的な関与をお願いしたいと思いますし、最後、少し時間がありますので、こういう指定文化財の保護ということに対して市長のお考えがあれば、ぜひとも御所見をお伺いしたいなというふうに思います。

○松永修巳議長 田中市長。

○田中 甲市長 松永鉄兵議員の代表質問で大変にいいポイントを挙げていただきまして、考える基本を得たような気がいたします。最後の、資産というものを市川市がどのように守っていくかということも積極的に協議をして、対応を具体的に進めてまいりたいと思います。

○松永修巳議長 松永鉄兵議員。

○松永鉄兵議員 ありがとうございました。ぜひ、私としては地域の資源は次世代にできる限りつないでいきたいというふうに思いますし、その中で残せるものは残して、そして脈々とストーリー立てて本市の魅力をアピールしていくということが本市らしさにつながってくるんだというふうに思います。

当然、最新の事例とか、最新の動向というのを踏まえながら、新しい時代をつくっていくのも我々ですけども、過去の残された資産を次の世代につないでいくというのも我々の役割だというふうに思います。それが今

後、行政がやっていくことだというふうに思いますので、積極的な関与をお願い申し上げて、清風いちかわの代表質問とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松永修巳議長 これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第39号から報告第43号を終わります。

---

○松永修巳議長 この際、議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから議案第74号市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてまでは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。議案第75号から議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第76号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第77号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第79号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第2号から諮問第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。



これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第38号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第38号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 今期定例会において、2月17日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、報告いたします。

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。常任委員会審査のため、明3月1日から3月6日まで6日間休会することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって明3月1日から3月6日まで6日間休会することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時44分散会

第 5 日

令和5年3月7日（火曜日）

## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

第1	議案第42号	市川市行政組織条例の一部改正について	(委員長報告)
第2	議案第43号	市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第3	議案第44号	市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	(委員長報告)
第4	議案第45号	市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	(委員長報告)
第5	議案第46号	市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	(委員長報告)
第6	議案第47号	市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	(委員長報告)
第7	議案第48号	市川市手数料条例の一部改正について	(委員長報告)
第8	議案第49号	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(委員長報告)
第9	議案第50号	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(委員長報告)
第10	議案第51号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(委員長報告)
第11	議案第52号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(委員長報告)
第12	議案第53号	市川市国民健康保険条例の一部改正について	(委員長報告)
第13	議案第54号	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について	(委員長報告)
第14	議案第55号	市川市下水道事業審議会条例の一部改正について	(委員長報告)
第15	議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(委員長報告)
第16	議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	(委員長報告)
第17	議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(委員長報告)
第18	議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）	(委員長報告)
第19	議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(委員長報告)
第20	議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	(委員長報告)
第21	議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	(委員長報告)
第22	議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）	(委員長報告)
第23	議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算	(委員長報告)
第24	議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算	(委員長報告)
第25	議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算	(委員長報告)
第26	議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	(委員長報告)
第27	議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算	(委員長報告)
第28	議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定について	(委員長報告)
第29	議案第70号	ぴあぱーく妙典子ども施設新築工事請負契約について	(委員長報告)
第30	議案第71号	ぴあぱーく妙典子ども施設新築電気設備工事請負契約について	(委員長報告)
第31	議案第72号	財産の減額貸付について	(委員長報告)

第32	議案第73号	財産の減額貸付について	(委員長報告)
第33	議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について	(委員長報告)
第34	請願第4-6号	七中歩道橋の修繕に関する請願	(委員長報告)
第35	請願第4-7号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	(委員長報告)
第36	行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について		(委員長報告)

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	議案第42号	市川市行政組織条例の一部改正について
日程第2	議案第43号	市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第44号	市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
日程第4	議案第45号	市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第5	議案第46号	市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第6	議案第47号	市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第7	議案第48号	市川市手数料条例の一部改正について
日程第8	議案第49号	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第9	議案第50号	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10	議案第51号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第52号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12	議案第53号	市川市国民健康保険条例の一部改正について
日程第13	議案第54号	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について
日程第14	議案第55号	市川市下水道事業審議会条例の一部改正について
日程第15	議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第17	議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算(第9号)
日程第19	議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第21	議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第23	議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算
日程第24	議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26	議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算

- 日程第28 議案第69号 市川市総合計画第三次基本計画の策定について
- 日程第29 議案第70号 ぴあぱーく妙典こども施設新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第71号 ぴあぱーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について
- 日程第31 議案第72号 財産の減額貸付について
- 日程第32 議案第73号 財産の減額貸付について
- 日程第33 議案第74号 市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について
- 日程第34 請願第4－6号 七中歩道橋の修繕に関する請願
- 日程第35 請願第4－7号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第36 行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討について

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均

中松	山永	幸鉄	紀兵
荒石	木原	詩よ	郎の
加石	藤葉	し	り
稲越	川場	武健	央二
越大	越	雅	史諭
堀か	いづ		優勉
松竹	井内	清修	海巳
松岩	永井	清	郎

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

副市長	松丸	多一
代表監査委員	菅原	卓雄
教育長	田中	庸惠
危機管理監	水野	雅雄
広報室長	麻生	文喜
総務部長	植草	耕一
中核市準備担当理事	鹿倉	信一
企画部長	小沢	俊也
財政部長	稲葉	清孝
情報政策部長	佐藤	敏和
文化スポーツ部長	森田	敏裕
市民部長	蛸島	和紀
経済部長	小塚	眞康
観光部長	関	武彦
福祉部長	立場	久美子
こども政策部長	秋本	賢一
保健部長	二宮	賢司
環境部長	根本	泰雄
街づくり部長	川島	俊介
道路交通部長	藤田	泰博
水と緑の部長	高久	利明

行 徳 支 所 長	菊 田 滋 也
消 防 局 長	本 住 敏
選 挙 管 理 委 員 会 長	小 林 茂 雄
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 城 久 保
会 計 管 理 者	板 垣 道 佳
教 育 次 長	小 倉 貴 志
生 涯 学 習 部 長	永 田 治
学 校 教 育 部 長	藤 井 義 康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 泉 貞 之
事 務 局 次 長	六 郷 真 紀 子
(議事担当)	
主 幹	米 津 孝 成
副 主 幹	金 子 貴 一
主 査	尾 本 悠 介
主 任 書 記	北 川 陽 一
主 任 書 記	高 柳 陽 一
(調査担当)	
主 幹	上 原 高
主 査	前 田 悠
主 査	岡 澤 英 康
主 任 書 記	荒 木 智 貴
書 記	福 井 寿 明

---



午前10時1分開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第33議案第74号市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

初めに、健康福祉委員長、石原みさ子議員。

〔石原みさ子健康福祉委員長登壇〕

○石原みさ子健康福祉委員長 ただいま議題となりました議案第46号市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第51号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第52号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第53号市川市国民健康保険条例の一部改正について、議案第59号令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第60号令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第62号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第64号令和5年度市川市一般会計予算のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第65号令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算、議案第66号令和5年度市川市介護保険特別会計予算、議案第67号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第69号市川市総合計画第三次基本計画の策定についてのうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第70号びあばーく妙典子ども施設新築工事請負契約について及び議案第71号びあばーく妙典子ども施設新築電気設備工事請負契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第46号について。

本案は、事業者からの寄附金等を活用し、新型コロナウイルス感染症その他の感染症のワクチン接種により健康被害を受けた市民に対し見舞金を支給する事業を行うため、ワクチン健康被害見舞金基金を設置するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本案で想定している見舞金の額はどのくらいか。また、今年度は何件の支給を見込んでいるのか」との質疑に対し、「見舞金の額は、1件当たり3万5,000円としている。また、今年度は約100件の支給を見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号について。

本案は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行うためのものであります。本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号について。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における同事業者等を利用している乳幼児の所在の確認等を義務づけるほ

か、所要の改正を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「本案の対象となる事業所はどのくらいあるのか」との質疑に対し、「本案では、家庭的保育事業所2か所、小規模保育事業所52か所、事業所内保育事業所1か所を対象としている」との答弁がなされました。

次に、「本案は、家庭的保育事業者等が利用乳幼児の安全確保を図るための安全計画について規定しているが、本市は同計画の策定についてどのように関わっていくのか。また、同計画の履行確認はどのように行うのか」との質疑に対し、「本市は、本案の対象となる事業所に対し、これまでも安全マニュアルなどを定め安全管理を行ってきたが、安全計画を条例に規定することで、より一層、安全管理について指導や関わりを強くすることができると考えている。また、履行確認については、毎年1回実施する指導監査により行う予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号について。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等の管理者の子どもに対する懲戒に係る規定を削除するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号について。

本案は、健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正は、第3款民生費において、障害児通所給付費、こどもたちの未来支援基金積立金等の増額及び後期高齢者医療療養給付費負担金、私立保育園保育委託料等の減額を、第4款衛生費において、出産・子育て応援給付金、ワクチン健康被害見舞金基金積立金等の増額及び子宮頸がん予防接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、介護施設等整備事業、保育園整備計画事業、出産・子育て応援給付金及び予防接種事業について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第3款民生費第1項社会福祉費第3目高齢者支援費、介護施設等整備事業補助金について、「本補助金に係る事業については、ニーズはあるものの、事業者の応募がない状態が続いているようであるが、その理由は何か。また、介護施設を建設するに当たり、公有地の活用についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「事前に事業者と協議を行った際には、物価高騰や用地の交渉等の調整をすることができなかつたため応募を見送ったとのことであった。今後は、事業者の意見を聞きながら、必要な施設について事業者が応募できるように検討を十分に行うことを考えている。また、介護サービスについては民設民営で行うのが本市の基本的な考えであるため、用地の確保については、事業者自らが行うべきと考えている。そのため、現段階では公有地を活用することは考えていない」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第2目児童措置費、障害児通所給付費について、「本給付費の内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「全部で6つの項目があり、内訳としては児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、高額障害児通所給付費、障害児相談支援である。そのうち大幅な増加が見込まれるのは、放課後等デイサービスで、当初予算に比べ2,086件、1億4,656万4,000円の増額が見込ま

れている。また、児童発達支援についても、914件、9,968万4,000円の増額が見込まれており、以上のことから、2億5,000万円の増額を計上するものである」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第3目予防費、ワクチン健康被害見舞金基金積立金について、「市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例には、新型コロナウイルス感染症その他の感染症のワクチン接種により健康被害を受けた市民に対し見舞金を支給すると規定されているが、現在は新型コロナウイルス感染症に係るもののみが対象とのことである。そこで、そのほかのワクチン接種による健康被害についてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「現在、本積立金に係る基金の財源は、日本中央競馬会から支出されており、同会から新型コロナウイルス感染症の対策事業に使ってほしいとの申出があったことなどから、現在は同感染症に係るものを対象としている。今後、同感染症が5類に変わり、また、ワクチンが定期接種に変更となった場合には、そのほかのワクチン接種による健康被害も見舞金の対象に入れるかを検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第7目霊園費、霊園内給水施設等改修工事費について、「本工事費については、執行差金が多いように思われるが、その理由についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「本工事は、当初は老朽化の著しい受水槽及びポンプ等を施設ごと入れ替える内容としていたが、執行の段階で受水槽等を介さず、千葉県の水道本管から直接霊園内の水道管につなげる引込み管直結方式が可能であることが判明した。この工法は、当初の計画と比べて工事費が安価になることから、工事内容を見直したため、執行差金が生じたものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

今回の補正は、歳出において、負担金、国民健康保険事業財政調整基金積立金等の増額及び負担金、還付金の減額を、歳入において、県支出金、一般会計繰入金等の増額及び国民健康保険税及び国民健康保険事業財政調整基金繰入金の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号について。

今回の補正は、歳出において、介護保険事業財政調整基金積立金、償還金等の増額及び要介護認定調査委託料、主治医意見書作成手数料等の減額を、歳入において、国庫支出金、繰越金等の増額及び保険料、繰入金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号について。

今回の補正は、歳出において、職員の異動等に伴う給与費の増額及び基盤安定負担金の減額を、歳入において、職員給与費等繰入金の増額及び保険基盤安定繰入金の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第3款民生費において、子どもの医療費助成事業、特別支援保育推進事業及び病児・病後児保育事業等に係る経費を、第4款衛生費において、出産・子育て応援給付金、新型コロナウイルス感染症対策事業及び霊園維持管理事業等に係る経費を計上したものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを、第3款民生費から申し上げます。

まず、第3款民生費第1項社会福祉費、成年後見制度利用支援事業に係る費用について、「令和5年度において、本事業をどのように拡大していくのか」との質疑に対し、「令和5年度においては、4年度と同様に相談支

援等に関する事業を社会福祉協議会に委託することに加えて、成年後見制度の利用促進計画を策定し、新たに地域連携ネットワーク会議を設置する予定である。この会議は、成年後見制度の利用促進を行うための体制強化を目的とするもので、今回、委員の報償金を1人当たり9,100円として、5人分である4万6,000円の予算を計上している」との答弁がなされました。

次に、重層的支援体制整備事業に係る費用について、「本事業において、新たに行う事業の内容はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「まず、多機関協働事業等委託として、現在、複合的課題を抱えている相談者に対しては、それぞれの相談機関が対応に当たっているところであるが、今後はこれらを調整し、複合的課題を解きほぐして組織横断的な連携を図るほか、潜在的に支援を必要とする者に対し、アウトリーチ等を通じた継続的支援、いわゆる伴走型支援を行うことを考えている。また、参加支援事業委託として、アウトリーチ等で相談者と信頼関係を構築した後、相談者による社会参加の希望を受け、地域の人が集まる場所につなげていく取組を行う予定である。さらに、地域づくり事業委託として、地域における潜在的な支援ニーズを吸い上げる役割を担う者を配置し、多機関協働事業等につなげることを考えている。重層的支援体制整備事業においては、これらの事業が循環する構図を取るほか、高齢者、障がい者、子育てを行う者等に関する様々な相談支援等の事業を一体的に行うものである」との答弁がなされました。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、病児・病後児保育事業委託料について、「病児保育については、市民の期待は大きいものの、看護師の確保をはじめとする問題により、途中で事業を撤退せざるを得なくなる例があるが、今回、病児・病後児保育施設を南部地域に整備するに当たっては、そのような点を確認した上で行うのか。また、施設の定員はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本事業については、令和5年度に公募により事業者を選定する予定であり、その際に、人員確保ができる事業者を選定して事業を行っていきたいと考えている。また、施設の定員は、現在、南八幡にある病児・病後児保育施設と同様に、病児を6人、病後児を3人とすることを予定している」との答弁がなされました。

次に、特別支援保育推進事業費補助金について、「本補助金は、保育施設等において特別な支援を要する児童を受け入れるに当たり、必要な職員の人件費を補助するためのものとのことであるが、積算根拠及び対象児童数はどのようになっているのか」との質疑に対し、「積算に当たっては、令和3年度に今回の事業の対象となる児童が約160人いたことや、本事業では保育士だけでなく、多様な専門職種が保育に参加することを前提に、児童1人当たりの職員の人件費を、公定価格で定める保育士1人当たりの給与の半額に当たる16万7,500円とし、対象児童数を70人、期間を12か月として、1億4,070万円を計上した」との答弁がなされました。

次に、第2目児童措置費、養育支援訪問事業に係る費用について、「産後家庭訪問支援ヘルパー派遣の利用者数の見込みはどのようになっているのか」との質疑に対し、「本事業に係る費用は、令和3年度までの利用時間数の実績から積算しており、5年度においては、利用期間を従来の56日から90日へ延長することを予定している。そのため、利用時間数の見込みとしては、56日分の利用時間数を1,921時間、90日へ延長することによる拡大分を1,152時間としている」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費、がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費等補助金について、「本補助金によって、医療用ウィッグ補助を90人、胸部補整具補助を10人見込んでいるとのことであるが、積算した金額の妥当性についてどのように考えているのか。また、申請から補助を受けるまでの流れはどのようになっているのか」との質疑に対し、「本補助金の積算に当たっては、先行自治体の例を参考に、医療用ウィッグ補助を3万円、胸部補整具補助を2万円とし、補助件数については、脱毛や乳房の切除と関連がある乳がんの発症率と本市の人口を勘案して算出した。また、本事業は新規事業であるため、市公式ウェブサイトでの情報掲載に加え、がんの相談窓口のある病院にリーフレットを設置して申請方法について周知を行い、申請に当

たっては、がん患者であることや医療用ウィッグ等を購入したことが分かる書類を提出してもらい、審査の上、補助金を支給する流れになる」との答弁がなされました。

次に、第2目保健センター費、出産・子育て応援給付金について、「本給付金の申請方法はどのようになっているのか。また、令和4年度までは妊婦タクシー利用助成交付金が計上されていたが、同交付金で助成していたタクシーの利用料には、今回の給付金を充当できるのか」との質疑に対し、「本給付金は、妊娠届及び出生届が提出された後に専門職が面談を行うとともに、給付の希望を確認し、希望者に対してそれぞれ5万円ずつを給付するものである。また、この給付金は、妊婦の健診等に行く際に使用できるほか、赤ちゃんの準備や子育てのために活用できることから、タクシーの利用料にも充当することもできる」との答弁がなされました。

次に、第3目予防費、子宮頸がん予防接種委託料について、「本委託料は、令和4年度と比べて増額して計上したとのことであるが、その理由はどのようなものか。また、どれくらい増額したのか」との質疑に対し、「本委託料の増額の理由は、子宮頸がんの9価のワクチンが令和5年4月から定期接種化されることにより、接種希望者の増加が予想されることから、接種件数を多く見込んだためである。なお、接種件数の見込みについては、4年度を4,221件、5年度を1万2,200件としている。また、ワクチンの単価が1万6,742円から2万6,928円に増額したことから、4年度に比べて約2億6,000万円の増額となっている」との答弁がなされました。

また、「接種件数の見込みが4,221件から1万2,200件に増えているとのことだが、これらの件数は何を基に算出したのか。また、ワクチンの単価が上がったとのことだが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「4,221件については、令和4年4月1日から子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨が再開され、差し控え期間である9学年に対してもキャッチアップ対象として接種が行われることとなったものの、その決定が、4年3月の国の通知により行われたため、4年度の当初の予算には反映されなかった。そのため、件数が少なくなっているものである。他方、5年度の1万2,200件については、キャッチアップの対象分も含めて計上を行っているため、件数が多くなっている。また、単価については、診療報酬改定があったことにより値上がりしているほか、今まで2価と4価のワクチンだったものが、9価のワクチンになることから、その分が上乘せられて高額となっている」との答弁がなされました。

次に、第3目予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る費用について、「本事業に係る集団接種会場の今後について、仮に数を減らしていく場合には、事業者配慮した方法で行うべきと考えるが、このことに対する本市の認識はどのようになっているのか」との質疑に対し、「集団接種会場の今後については、国の方針に基づいて検討していくが、事業者への影響が非常に大きいと考えられるため、少なくとも2か月前までには、事業者に対し、今後の方向性を示していきたい」との答弁がなされました。

次に、第5目急病対策費、急病診療・消防出張所等改修事業費本年度支出額について、「本事業費の支出額が令和4年度よりも増加しているが、改修工事の場所及び内容はどのようなものか。また、予算が増加した理由はどのようなものか」との質疑に対し、「改修工事の場所は大洲の急病診療・ふれあいセンター全体であり、内容としては、屋上の防水工事、外壁塗装の工事、建具改修から内部の床の張り替え等のほか、全館のLED化が主なものである。また、予算が増加した主な理由は本改修工事にあるが、それ以外にも安心ほっとダイヤルの病院の案内カードを隔年で印刷しており、令和5年度がその印刷を行う年に当たることから、印刷製本費との関係で予算が増加している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号について。

本予算は、歳出において、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を、歳入において、国民健康保険税、県支出金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上され

た予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号について。

本予算は、歳出において、保険給付費、地域支援事業費等を、歳入において、保険料、支払基金交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号について。

本予算は、歳出において後期高齢者医療広域連合負担金等を、歳入において後期高齢者医療保険料等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号について。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、Ⅲ．施策別計画、基本目標1、施策の方向1、大分類2．子育てについて、「本項には、保育の質を向上するための具体的な今後の方向性についての記述がないが、このことについて本市はどのように考えているのか」との質疑に対し、「保育の質の向上については、『保育内容の質を高めるための取り組みの充実』として、公立私立問わず、保育士に対する研修を複数回行う計画を立てているほか、保育士の処遇改善のため、私立保育園等に対し、保育委託料や補助金が施設において適正に配分できるよう対応を行っていくことを考えている。また、『適正な保育環境の確保に向けた取り組みの推進』として、保育士の処遇改善に加え、特別な支援を要する子どもへの加配制度や保育士配置基準向上加算の活用により、私立保育園において適正な保育環境で受入れができる体制の整備を進めていく考えである。さらに、『保育士の確保と資質向上の推進』として、保育士に対する研修の充実、保育士確保対策及び処遇改善に関する取組を進めていきたい」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号について。

本案は、既定予算に基づくびあば一く妙典こども施設新築工事について、一般競争入札の結果、上條建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号について。

本案は、既定予算に基づくびあば一く妙典こども施設新築電気設備工事について、一般競争入札の結果、友信電気株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、環境文教委員長、宮本均議員。

[宮本 均環境文教委員長登壇]

○宮本 均環境文教委員長 ただいま議題となっております議案第47号市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第56号市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第57号市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第58号市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第59号議案第64号及び議案第69号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告

申し上げます。

まず、議案第47号について。

本案は、市民からの寄付金等を活用し、犬及び猫の愛護及び管理に関する事業を推進することにより、犬及び猫の命を尊重し、人と犬及び猫が共生する社会の実現に寄与するため、犬猫いのちの基金を設置するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本基金を設置することにより、県の保健衛生行政との関わりに影響はないのか」との質疑に対し、「本基金の設置により、県の業務と市の業務とのすみ分けに影響が出ることはなく、基金設置を踏まえた新たな施策を開始するとともに、これまで本市が行ってきた犬や猫の命に関する取組をさらに推進できるものと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号について。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業者に対し、安全計画の策定、自動車を運行する場合における利用者の所在の確認等を義務づけるほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号について。

本案は、学習交流施設の利用状況等を勘案し、想定した政策効果を達成することが困難であると判断したことから、同施設を廃止するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本施設廃止後の建物の活用方法を早急に決定する必要があると考えるが、現在どのように考えているのか」との質疑に対し、「本施設廃止後の建物の活用方法については、これから全庁的に検討をしていくことになるが、多くの市民から喜ばれる施設にしていきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号について。

本案は、博物館法の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正は、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、水木洋子文化基金積立金の増額及び市史制作業務等委託料等の減額を、第4款衛生費第2項清掃費において、光熱水費等の増額及び次期クリーンセンター整備運営事業者選定支援委託料の減額を、第3項環境費において、犬猫いのちの基金積立金等の増額及び省エネ・創エネ設備等設置費補助金等の減額を、第11款教育費において、校舎等改修工事費、トイレ改修工事費等の増額及び青少年教育国際交流協会事業費補助金、学校給食調理等業務委託料等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、国府台公園野球場再整備事業の期間及び年割額を変更するほか、繰越明許費の補正において、小学校営繕事業等の事業費が年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第11款教育費第2項小学校費第1目学校管理費、トイレ改修工事費及び第3項中学校費第1目学校管理費、トイレ改修工事費について、「令和5年度に実施予定であった小学校及び中学校のトイレ改修工事について、国の交付金の追加交付決定を受けたことにより、前倒して工事を実施するとのことだが、工事を実施する学校はどこか」との質疑に対し、「本補正によりト

イレの改修工事を実施する予定の学校は、菅野小学校、信篤小学校、市立第四中学校及び第八中学校である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出第2款総務費第1項総務管理費において、文化施策活性化事業等に係る費用を、第4款衛生費第2項清掃費において、クリーンセンター整備事業等に係る費用を、第3項環境費において、スマートハウス普及促進事業等に係る費用を、第11款教育費において、学校給食室運営事業、学校給食費管理事業、子どもの居場所づくり事業等に係る費用を計上したものであります。また、継続費において、大洲小学校校舎整備事業の総額及び年割額を、債務負担行為において、クリーンセンターごみクレーン等修繕料、学校保健定期健康診断委託費等の期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを、第2款総務費から申し上げてまいります。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目文化振興費、行徳公会堂天井等改修設計委託料について、「行徳公会堂の改修においては、天井のほかにも改修を行う想定で設計を行っているのか」との質疑に対し、「行徳公会堂は開館から約20年が経過しているため、設備の不具合などを抱えながら運営を行っているところであり、これについても対応していくことを考えている」との答弁がなされました。

次に、第23目東山魁夷記念館費、展示美術品等借上料について、「本借上料350万円の内訳及びその内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本借上料においては、まず、今年度より常設展示をすることとなった日本画を基にしたどんちょうの制作に関する説明パネルの借上料として150万円、また、特別展において展示する絵画の借上料として200万円を計上している」との答弁がなされました。

次に、第4款衛生費第2項清掃費第2目塵芥処理費、塵芥収集等委託料について、「燃やすごみの収集回数については、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から臨時的に週3回としているところであるが、以前の週2回に戻すことについて、どのように検討しているのか」との質疑に対し、「燃やすごみの収集回数を週2回に戻すことについては、市民負担等にも大きく関わってくるため、市民からの意見及び廃棄物減量等推進審議会における議論なども踏まえて検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第4項第1目学校給食費、学校給食室冷暖房設備借上料について、「学校給食室に設置するエアコンは5年間のリース契約で調達するとのことだが、リース期間終了後の取扱いについては、どのように考えているのか」との質疑に対し、「本リース契約については、期間終了後にエアコンが市へ無償で譲渡される契約としたため、期間終了後も継続してエアコンを使用できる予定である」との答弁がなされました。

次に、第5項第1目学校保健費、蟻虫卵検査委託料について、「蟻虫卵の検査は、学校保健安全法施行規則の改正により、健康診断の必須項目から外れているため、必ずしも実施する必要はないと考えるが、その必要性について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「本検査の実施については、本市では陽性者が5年間続けて確認されなかった場合に、その後の必要性について医師会と協議して決めることとしていたが、令和3年度に陽性者が確認されたため、現在、小学校1年生と特別支援学校の児童生徒を対象に検査を継続して行っているものである」との答弁がなされました。

次に、第6項社会教育費第1目社会教育総務費、事業用機械器具費について、「本予算には800万円が計上されているが、どのようなものを購入するのか」との質疑に対し、「本予算では、子どもの居場所づくり事業として放課後子ども教室を8校において新規開設することに伴い、開設予定である教室分の折り畳み椅子、ランドセルロッカー、エアコンなどを購入する予定である」との答弁がなされました。

次に、第6項社会教育費第8目青少年育成費、放課後保育クラブ指定管理料について、「放課後保育クラブの



クラス数と入所者数について、直近数年間の推移及び令和5年度の見込みはどのようなものか」との質疑に対し、「放課後保育クラブのクラス数と入所者数について、令和2年度は129クラス、5,393人、令和3年度は131クラス、5,118人、令和4年度は131クラス、5,214人となっている。令和5年度については、就労者が増加する可能性を考慮し、133クラス、5,732人と見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号について。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、Ⅲ. 施策別計画、基本目標2、施策の方向1、大分類13. 文化・芸術について、「文化会館は、多くの来館者が見込める施設であるが、その来館者が周辺地域の飲食店を利用しやすいような仕掛けなど、文化会館と地域の商店会等をつなぐような取組を市は考えるべきと思うが、どのように考えているのか」との質疑に対し、「これまで、文化会館の近隣の商店等にイベントガイドやチラシを置くなどして連携を図ってきたところであるが、文化会館を中心とした周辺地域のにぎわいの創出について、飲食店等の案内を行うなど、さらなる取組ができないか、今後研究していきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、建設経済委員長、大久保たかし議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

○大久保たかし建設経済委員長 ただいま議題となっております議案第44号市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第49号宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第54号市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について、議案第55号市川市下水道事業審議会条例の一部改正について、議案第59号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第63号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）、議案第64号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第68号令和5年度市川市下水道事業会計予算、議案第69号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第72号及び議案第73号財産の減額貸付について及び議案第74号市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第44号について。

本案は、庁舎の整備に係る事業が全て完了したことに伴い、当該事業に必要な経費の財源に充てるために設置した庁舎整備基金を廃止するためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号について。

本案は、宅地造成等規制法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行うためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号について。

本案は、江戸川放水路を安全かつ清潔に利用することができる環境の保全を図るため、江戸川放水路を利用する者及び市の責務を明らかにするとともに、かき殻等の投棄の禁止を定めるためのものです。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本条例案では、かき殻等を捨てた者に対し、5万円以下の過料を科することができる」と定められているが、施行規則において、当面の間、5,000円とする予定とのことである。その金額の根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本市の市民マナ

一条例においては、たばこの吸い殻のポイ捨てに対し2,000円の過料を科しているが、今回の条例案では、その対象となるカキ殻等の物量が、たばこの吸い殻と比べて非常に多いことから、過料の額は2,000円よりも高く設定することとした。それに加え、全国の類似の条例を参考に、金額を5,000円と定めたものである」との答弁がなされました。

また、「カキ殻等を捨てることは禁止となるとのことだが、カキ等を取ることに對しての制約はあるのか」との質疑に対し、「江戸川放水路は、漁業権が設定されていないため、カキ等を取ることは自由である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号について。

本案は、下水道事業の経営に関し、より専門的な審議等を行うため、下水道事業審議会の委員の構成を見直すためのものです。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第5款労働費において、光熱水費等の増額を、第6款農林水産業費において、職員の異動等に伴う給与費の減額を、第7款商工費において、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金等の増額及び事業者電気・ガス料金高騰対策支援金等の減額を、第9款土木費において、道路改良等工事費、下水道事業会計負担金等の増額及び菅野駅周辺駐車施設等整備工事費、公園緑地施設整備工事費支所管内分等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、道路拡幅整備事業、排水路整備事業ほか13事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、道路拡幅用地取得費を廃止するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第7款商工費第1項第4目商工業振興費、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金について、「今回の減額補正は、申請件数が当初想定した対象事業者数を大幅に下回っていることによるものとのことだが、対象事業費の40%に当たる1億2,000万円もの減額を行っても不足するおそれはないのか」との質疑に対し、「本支援金の申請状況は、令和5年1月31日時点で当初想定した対象事業者数の約16%となっている。令和2年度に実施した事業者緊急支援事業臨時給付金の申請率が約53%であったことを勘案すると、本支援金の申請率は最大でも60%以内に収まるものと見込んでおり、今回の減額を行っても不足することはないと考えている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第2項道路橋りょう費第4目交通対策費、公共交通事業者原油価格高騰対策支援金について、「本支援金は、市内のバス事業者及びタクシー事業者に対し、原油価格高騰に係る支援をするものとのことだが、それぞれの事業者に対し支給する額は、どのように算出するのか」との質疑に対し、「本支援金は、令和3年4月から4年4月の1年間にかけての燃料費高騰額分に、バス事業者は延べ営業距離数を、タクシー事業者は燃料使用量と保有台数を掛け合わせて算出した額を支給することとなる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号について。

今回の補正は、収益的収入において、汚水処理等負担金等の増額を、収益的支出において、施設管理等委託料の減額を、資本金的収入において、下水道防災事業費補助金等の増額及び公共下水道事業債等の減額を、資本金的支出において、西浦下水処理場建設費負担金等の増額及び水道管移設等補償金等の減額を計上したものであります。また、起債の限度額を改めるほか、継続費の補正において、市川南ポンプ場建設事業及び市川南11号幹線建設事業の総額及び年割額を変更するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第5款労働費において、避難所環境整備事業等に関わる経費を、第6款農林水産業費において、都市農業振興支援事業等に関わる経費を、第7款商工費において、商店街活性化事業等に関わる経費を、第8款観光費において、動植物園管理運営事業等に関わる経費を、第9款土木費において、公園施設維持管理事業等に関わる経費を計上したものであります。また、継続費において、排水路整備事業、斜面緑地崩壊対策事業の総額及び年割額を定め、債務負担行為において、道路拡幅用地取得費等の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを、第5款労働費から申し上げてまいります。

まず、第5款労働費第1項労働諸費第2目勤労福祉センター費、南八幡体育館冷暖房設備改修工事費について、「勤労福祉センター併設の南八幡体育館における冷暖房設備改修工事について、今後のスケジュールはどのようなになっているのか」との質疑に対し、「本工事は、8月から10月までの台風シーズンを外してスケジュールを組んでいるため、12月末の完成を予定している」との答弁がなされました。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費、多目的防災網設置事業補助金について、「本補助金により、令和5年度は何軒の農家の多目的防災網を設置できるのか」との質疑に対し、「令和5年度においては、28軒を見込んで本補助金を計上したところである。なお、本補助金による多目的防災網設置事業は、令和4年度から実施しているところであるが、事前の調査では65軒の農家から要望が出ており、要望があった全ての農家への補助を令和6年度までに完了できるよう、予算確保に努めてまいりたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第9款土木費第1項土木管理費第2目建築指導費、財産管理人選任申立等手数料について、「本手数料は、空き家対策のためのものとのことだが、具体的にどのような場合に支払われるのか」との質疑に対し、「管理が不全な空き家については、本来、相続人に対して指導等を行うところであるが、相続人がいない場合には家庭裁判所に対し、財産管理人の選任を申立て、選任された財産管理人に対し、指導等を行うこととなる。本手数料は、財産管理人の選任を申し立てる際に、家庭裁判所に予納金として100万円を納めるためのものである」との答弁がなされました。

次に、第2項道路橋りょう費第3目道路新設改良費、道路改良等設計委託料について、「本委託料により、高塚入口交差点の周辺において用地の測量を実施することとのことだが、今後、どのような整備を行う予定であるのか」との質疑に対し、「本交差点付近は車道の幅が狭く、右折待ちの車両がいると、直進車両や左折車両が進めなくなり渋滞が発生してしまう状況である。現在、渋滞の解消に向けた整備について、警察、千葉県及び松戸市と協議を進めているところであるが、できるだけ早く車道の幅を広げるなどの整備を行いたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第4項都市計画費第5目公園費、公園緑地施設整備工事費支所管内分について、「本工事費により行う塩焼中央公園テニスコートの整備工事について、工事の内容及びスケジュールはどのようなになっているか」との質疑に対し、「本工事の内容としては、コート表層のウレタン舗装を剥がし、再度整備する舗装工事及び破損した門の補修工事を予定している。工事のスケジュールについては、令和5年10月頃までには完成させたいと考えている」との答弁がなされました。

また、「びあばーく妙典少年野球場防球ネット整備工事について、工事の内容及びスケジュールはどのようなになっているか」との質疑に対し、「令和3年に設置した防球ネットは、高さが10mであるが、ボールがネットを越えてしまう事例が報告されたことから、さらに2mから3mのネットを追加する工事を行うこととしている。

工事のスケジュールについては、5年11月頃までには完成させたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号について。

本予算は、下水道事業の業務の予定量、収益的収入及び支出、議会の議決を経なければ流用することのできない経費等について定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、収益的収入について、「下水道使用料は、公共下水道整備の進捗に伴う処理区域面積の増加及び令和5年4月より下水道使用料の改定を行うことにより、4年度と比較し、増額となったとのことだが、それぞれ幾らの増額となるのか」との質疑に対し、「本使用料の増額については、公共下水道整備の進捗に伴う処理区域面積の増加によるものが1億1,253万4,000円、下水道使用料の改定によるものが1億7,783万1,000円であり、合計で2億9,036万5,000円の増額となっている」との答弁がなされました。

また、「令和5年4月より下水道使用料を値上げすることについては、食品や燃料等の値上げにより消費者に負担がかかっている現状を踏まえ、延期すべきであると訴えてきたが、市は、予定どおり実施することである。このことは、最終的に市長の確認を取った上での判断であるのか」との質疑に対し、「下水道使用料の値上げについては、市全体として様々な生活者支援策を実施し、トータルとして市民にプラスになるよう努めていくことを前提に、予定どおり令和5年4月より実施することとした。このことは、市長に確認を取った上での判断である」との答弁がなされました。

次に、収益的支出について、「予備費については、令和4年度当初予算において50万円を計上していたが、今回、1,000万円に増額して計上した理由は何か」との質疑に対し、「令和4年度において、急遽、相之川第1ポンプ場に修繕の必要が生じ、多額の修繕費を要したことなどを教訓とし、今後も予算に計上できない予測不能な災害等により大規模な修繕等の必要が生じた際に、速やかに対応するため、4年度よりも増額して予備費を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号について。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、Ⅲ. 施策別計画、基本目標3、施策の方向2、大分類15. 観光について、「アイ・リンクタウン展望施設のような無料で利用できるすばらしい施設を、より多くの市民や市外の人にも利用してもらいたい」との質疑に対し、「現在、新型コロナウイルスの感染者数が減少してきているため、当該施設においては、自主開催という形で集客のイベントを定期的に行っているところである。今後、より多くの集客を目指し、当該施設の活用を検討していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、Ⅲ. 施策別計画、基本目標3、施策の方向2、大分類22. 下水道のうち「取り組み」、(中分類3) 経営基盤の強化、(小分類) 下水道使用料の適正な徴収について、「『下水道使用料の適正な徴収』とは、具体的にどのようなことを行うのか」との質疑に対し、「下水道使用料については、令和3年1月より千葉県の上水道使用料と徴収を一元化しており、収納率は99%前後となっている。しかし、徴収一元化以前に生じた滞納分については、引き続き本市が責任を持って徴収する必要があるため、滞納整理を進めていくものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号及び議案第73号について。

両案は、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、

本市が所有する地方卸売市場の土地、建物及び建物に附属する土地を当該法人に減額して貸し付けるためのもの  
であります。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号について。

本案は、市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法について、松戸市と協議するため、市議会  
の議決を求めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 次に、総務委員長、久保川隆志議員。

[久保川隆志総務委員長登壇]

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となっております議案第42号市川市行政組織条例の一部改正について、  
議案第43号市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号市川市公共施設整  
備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第48号市川市手数料条例の一部改正について、  
議案第59号、議案第64号及び議案第69号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経  
過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第42号について。

本案は、公有財産のさらなる活用及び適正な管理保全を図るとともに、下水道の整備を推進するほか、効率的  
かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「他市においては、市営住宅課は街づ  
くり部に所属していることが多いが、本市では、長らく福祉部に所属している。他市の事例を参考に、市営住宅  
課の所属について検討は行ったのか」との質疑に対し、「本市の市営住宅は、福祉住宅としての要素を含んでい  
ることから、市営住宅課は福祉部に所属している。今回の組織改正において、市営住宅課の所属については、検  
討を行っていない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号について。

本案は、市民の利便性の向上するため、市役所第2庁舎駐車場の駐車台数を増やすためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号について。

本案は、公共施設の保全、更新その他の計画的な整備に必要な経費の財源に充てるため、公共施設整備基金を  
設置するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号について。

本案は、建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定等の申請に対する審査の事務に係る手  
数料の額を定めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第2款総務費において、公共施設整備基金積立金  
を新たに計上するほか、防犯灯設置費等補助金及び健康管理システム改修委託料等の増額並びに財政調整基金積  
立金、情報システム運用管理委託料及び市民活動団体事業補助金等の減額を、第10款消費費において、消火栓

維持管理等工事負担金等の増額及び消耗品費の減額を、第13款諸支出金において、土地開発基金繰出金の増額を計上し、歳入においては、市税、地方消費税交付金等を増額するほか、使用料及び手数料、国庫支出金等の減額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、デジタル地域通貨推進事業等について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うほか、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、第2款総務費第1項総務管理費第4目文書管理費、非識別加工情報作成委託料について、「本委託料は、毎年多額の予算が計上されていながら、ほとんど利用されなかったにもかかわらず、なぜ予算を計上したのか。また、この1年でどのような成果があったのか」との質疑に対し、「非識別加工情報については、現在の市川市個人情報保護条例において非識別加工情報を提供する制度が定められているため、条例が存在する以上は、事業者から提案があれば審査をし、要件を満たしていれば提供することとなるので、本委託料を令和4年度の当初予算に計上した。しかし、結果として提供に至るものはなかったため、事業効果という意味では成果はなかった」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出では、各款において人件費を計上したほか、第2款総務費において、自治会等委託事業、健康寿命延伸事業、八幡分庁舎建替事業等を、第3款民生費第1項第4目国民年金費において、国民年金事業を、第7款商工費第1項第2目商工業振興費において、デジタル地域通貨推進事業を、第10款消防費において、消防活動車両整備事業、救急活動事業及び消防団活動事業等を、第12款公債費において、令和5年度に償還する市債の元金及び利子を、第13款諸支出金において、土地開発公社業務委託料等を計上したものであります。

次に、歳入では、各款において、前年度の実績及び令和5年度の事業計画に基づき、年度内に収入が見込まれる金額を計上したものでありますが、前年度に比べ収入増が見込まれる主なものは、市民税、固定資産税、配当割交付金、法人事業税交付金、県支出金、繰入金等であり、収入減が見込まれる主なものは、市たばこ税、環境性能割交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、諸収入、市債等であります。また、債務負担行為において、職員健康診断委託費、緊急通報システム機器借上料等の期間及び限度額を、地方債においては、起債の限度額等を、一時借入金及び歳出予算の流用は財政運営上の措置として、それぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを歳出第2款総務費から申し上げます。

まず、歳出について。

第2款総務費第1項総務管理費第10目危機管理対策費、震度表示システム構築委託料について、「本委託料の内容は、どのようなものか」との質疑に対し、「現在、本市の震度は第1庁舎東側に千葉県が設置した震度計で計測しているが、隣接する自治体と比べると震度が少し低く出ることがある。そこで、より正確に震度を把握する方法を検討したところ、国立研究開発法人防災科学技術研究所が市内2か所に震度計を設置しており、当該研究所や気象庁とその活用について調整した結果、震度計が設置されている3か所のうち1番高い計測震度を本市の震度として発表することとなり、昨年11月から運用を開始した。しかし、現在、市は当該震度を速やかに確認できないことから、震度表示システムを導入し、第1庁舎と消防局において、すぐに震度を確認できるようにするため、本委託料を計上したものである」との答弁がなされました。

次に、第26目健康都市推進費、体組成測定機器等借上料について、「本測定機器は、年間で延べ何人の利用者を見込んでいるのか。また、どのような効果があると考えているのか」との質疑に対し、「本測定機器は、20か

所に設置し、1日当たりの利用者を20人と想定し、年間200日稼働すると考え、延べ利用者数は8万人を見込んでいる。また、効果としては、健康に対する知識、意識を向上させることであり、まず、体組成を測定し、自分の体の状況を知ることが、健康づくりの第一歩となると考えている」との答弁がなされました。

次に、第3項第1目戸籍住民基本台帳費、受付管理システム用機器等賃借料について、「市民窓口で番号発券機を導入することだが、現在案内を行っている受付人員は、どのようになるのか」との質疑に対し、「番号発券機の導入を予定しているが、ワンストップサービスは継続を考えているので、受付の人数の変更は考えていない。順番管理に関する業務量が低減するので、窓口業務等の職員の配置を改めて行い、待ち時間の短縮や繁忙期の混雑緩和を図っていききたい」との答弁がなされました。

次に、第13款諸支出金第1項第1目公営企業費、土地開発公社業務委託料について、「土地開発公社に委託せず、市が直接土地を購入するほうが安く購入できると考えるが、見直す考えはないのか」との質疑に対し、「土地開発公社への委託については、会計年度に縛られることなく、地権者の事情に合わせたスケジュール調整が可能になること、民間資金を活用できることから、資金量に縛られず、比較的大きな面積の土地の取得も可能であること、市が買い戻す際に補助制度や地方債を活用できるので、財政負担を踏まえた計画的な用地取得が可能になることなどから、市にメリットがあると考えており、今後も活用していきたい」との答弁がなされました。

次に、第14款第1項第1目予備費について、「本予算は、以前は1億円程度の計上額であったと記憶しているが、計上額を3億円とした根拠はどのようなものか。また、想定している用途はどのようなものがあるのか」との質疑に対し、「コロナ禍となり予備費を使用する事案が増加したことから、現在は3億円を計上している。近隣市においても、3億円や5億円と、予算総額に対して0.1%から0.3%程度となっており、本市も0.2%程度であることから、近隣との比較や、予算の規模からも妥当な計上額であると考えている。また、用途については、災害、新型コロナウイルス感染症対応、クリーンセンターなど老朽化した施設の緊急修繕など、このような緊急の事案が発生した場合は、予備費の充用により対応することを考えている」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第1款市税第1項市民税について、「個人市民税及び法人市民税が昨年度よりも増額となっている。コロナ禍において収入が減少した市民も多くいると思うが、なぜ増額となっているのか」との質疑に対し、「令和5年度の当初予算を積算するに当たり、国や民間調査機関の経済指標の伸び率を参考にしているが、雇用統計、経済指標、平均給与収入が上昇する見込みであったため、前年度より増額となった」との答弁がなされました。

次に、第13款使用料及び手数料第1項使用料について、「本市は、消費税相当額として10%を使用料に上乗せして徴収しているが、徴収した消費税相当額は何に使用しているのか。また、消費税相当額を徴収していない市や、5%に据え置いている市もあるが、消費税相当額の徴収について、考え直すことはできないのか」との質疑に対し、「公の施設の使用料は、消費税相当額を含めて施設の維持管理に活用している。また、10%の消費税相当額を徴収しているのは、同じようなサービスを提供している民間施設との均衡を図ることや、国からの要請を踏まえたものである。施設の維持管理経費には、市税等の一般財源が投入されており、施設を使用していない市民も負担しているという観点や、受益者負担の考え方から、今後も使用料と併せて消費税相当額を徴収し、維持管理経費に充てていききたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号について。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、Ⅲ. 施策別計画、基本目標5、施策の方向4、大分類41. 情報政策、(中分類1) 情報システム全体の最適化について、「国から令和7年度を目標に、

基幹系システム20業務について、標準システムに移行するよう求められているとのことだが、本市の現状はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「現在、国から示されている20業務について、新しく示された仕様と現状の仕様を比較し、どのような違いがあるのかを分析している。この作業を令和4年度から開始し、5年度にかけて進め、移行作業を6年度及び7年度で行う予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

**○松永修巳議長** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、久保川隆志議員。

[久保川隆志議員登壇]

**○久保川隆志議員** 公明党の久保川隆志です。ただいま議題となっております議案第64号令和5年度市川市一般会計予算について、公明党を代表いたしまして賛成討論を行います。

田中市長の就任から早くも1年が経過しようとしています。今年度の予算は、3月に市長選挙があったことから、骨格予算となりましたが、市長就任後、6月定例会以降の補正予算において、市民に寄り添った新たなサービスを提案してこられました。人類が未曾有のコロナ禍に襲われて3年余りとなりますが、長引くコロナ禍や物価高騰などにより、家計や企業経営、市の財政運営に大きな影響を及ぼした1年であったと思います。

このような状況の中、編成された新年度の当初予算は、田中市長の就任後初めて着手された1年間を通しての予算であります。その特色は、マイナス5%シーリングの実施や新規拡大事業の原則凍結などの財政保全措置を講じながら、重点事業として、生活基盤づくり重要プロジェクトや、公共施設整備等のための財源確保、優先的に進める新規事業等、市民生活に密着した経費の4点を計上していることに表れています。市長が最重要課題として位置づけた生活基盤づくり重要プロジェクトのうち、学校給食費無償化については、保護者から喜びの声が相次いでおりますが、子どもたちの食の環境を守り、充実させるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するといった観点によるもので、将来を担う子どもたちを市川市全体で支えていくとの強い信念を感じています。

また、4点の重点事項に優先的な予算を配分するなど、選択と集中を実践した予算となっておりますが、市民生活に密着した基本的なサービスを維持しつつ、これまで継続的に進めてこられた取組の予算もきちんと確保されており、市民が安全で安心して生活できるための予算となっていると評価いたします。

また、このほか、施政方針で述べられているとおり、「安心で快適なまち」、「健やかに暮らせるまち」、「魅力あふれる元気なまち」という3つの基本方針に基づき、必要な予算がそれぞれ計上されています。こうした背景を踏まえまして、議案第64号令和5年度市川市一般会計予算について述べさせていただきます。

まず、予算規模ですが、一般会計で1,668億円となりました。偶然にも前年度と同額の予算額となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種が前年度に比べ約16億円の減となり、同ワクチン経費を除くと、実質的には予算規模が拡大していることとなります。これは、生活保護や障がい者支援をはじめとした扶助費や公債費など義務的経費の増加が大きく影響しているとのこと。市税の増収分の多くが、これらの義務的な経費に充てられているとのことで、財政保全措置の取組により、学校給食費の無償化など重点事業の財源を確保し、施政方針及び教育行政運営方針で示されたその他の施策の実現に必要な予算を確保されたことは、田中市長をはじめとする職員の皆さんの努力の賜物であるとして、大いに評価いたします。

それでは、改めまして、令和5年度当初予算案の一般会計に計上されている具体的な施策について、施政方針



と教育行政運営方針に掲げられた重要な施策に沿って、それぞれ意見等を交えて述べさせていただきます。

まず、施政方針の重要な施策についてです。

市長は、就任してから早々に健康寿命日本一を表明しました。医療技術の進歩などにより平均寿命は着実に延びてきていると言えますが、健康寿命が延びていかなければ、健康に不安を抱える方は、毎日を楽しく充実した生活を送ることができないばかりか、家族の負担が増えることとなります。また、健康寿命が延びない限り、医療費や介護給付費など社会保障関連経費が拡大し続け、財政負担が増えていくばかりとなります。まさに健康寿命を延ばすことが喫緊の課題となっていることは明白と言えます。新年度予算では、市民の健康に関する知識や教養を高め、よりよい生活習慣を促し、生活の質を高めるための健康講演会を引き続き開催するとともに、誰もが地域で自身の健康に関するデータを気軽に測定できるよう、市内20か所に血圧計や体組成計が設置されることは、市民の健康意識の醸成につながることから、評価できるものです。

また、新年度はデジタル地域通貨の実証実験が八幡エリアで開始され、健康寿命、環境、助け合いなどに関わる市民活動の活性化にもつながり、市内全域で導入が見込まれますと、地域ごとの特色に応じた市民活動が生まれるきっかけになるのではないかと地域経済の活性化に期待がされます。実証実験では、プレミアムポイントが付与されることから、一定の効果が見込まれますが、プレミアムポイントがつかない状況で、いかにして普及させるかが課題になり、さらには、デジタルに不慣れな利用者や事業者の方が取り残されないための配慮も欠かせませんので、本格実施に向け、市民目線に立った十分な検証を行っていただきたいと思えます。

市川市は、昨年、2050年に二酸化炭素を実質排出ゼロにすることを目指す自治体であるカーボンニュートラルシティを表明しました。新年度は、太陽光発電設備、太陽熱利用システム、電気自動車充電設備等の購入などに対する助成、ごみの焼却灰の資源化など、環境への負荷を軽減するための予算が計上されており、その点を評価しております。市長は、新年度を市川市のカーボンニュートラル元年と銘打ち、環境に対する責任感と、次の世代に少しでもよい環境を残そうという強い信念を感じましたので、今後の具体的な取組に期待をしております。

次に、「安心で快適なまち」についてです。

2月6日にトルコ南部で起きた地震は、1回目の発生の後、短時間で2回目が発生するなどもあり、甚大な被害をもたらしました。3月には東日本大震災から12年を迎え、9月には関東大震災から100年となります。近い将来に起こることが想定されている南海トラフ地震や首都直下地震が頭をよぎったのは私だけではないはずです。

また、地震に限らず、近年は台風の大規模化や記録的な大雨が増え、市民にとって災害に対する危機感は高まっています。過去の例では、災害の規模が大きいほど被災された方の避難所での滞在期間が長期化する傾向にあり、避難所の防災用食料品の充実だけではなく、健康、衛生面に配慮した快適な環境整備が重要になると思えます。

新年度予算では、衛生用品を充実するほか、避難所となる中学校3校でのトイレの洋式化や、小学校7校の体育館及び南八幡体育館や信篤市民体育館における冷暖房設備の設置など、避難所生活の向上に向けた予算が計上されており、この点について評価いたします。

また、レクリエーションや仲間づくりなどの余暇活動の拠点となっている南行徳老人憩いの家が、介護予防の拠点となる介護予防センターにリニューアルするための整備費が計上されています。介護予防センターでは、認知症サポーターや介護予防に関わる人材の発掘、育成が行われるほか、介護予防関連のイベントも開催され、健康寿命の延伸や地域の活性化などの効果が期待されますので、ぜひこれを契機に、高齢者の方の社会参加につながる仕組みづくりをお願いいたします。

また、新年度は、がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入等費用補助事業が新規計上されたほか、特別な支援を必要とする児童の受入れを行った保育所等に対し、支援に必要な人件費を補助する特別支援保育推進事業が新規事業として予算計上されていることは大いに評価できるものであります。

次に、「健やかに暮らせるまち」についてです。

新年度予算では、待機児童ゼロを維持するための新たな保育所等を整備する予算のほか、病児・病後児保育施設の拡充や医療的ケア児を受け入れる保育施設への補助金などの予算が計上されており、両親が安心して仕事に専念できる環境整備に取り組まれている点についても大いに評価します。今後も、引き続き、多様なニーズに対応した真の意味で子育てしやすい環境の整備に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

次に、「魅力あふれる元気なまち」についてです。

本市は、歴史的建造物や史跡が多く存在し、多くの著名な芸術家や文化人が住み、暮らした文化芸術を身近に感じることができる町です。新年度は、下総国府の遺構を発掘する埋蔵文化財の調査経費が計上されていますが、引き続き文化と芸術にあふれた文化都市を次世代に引き継ぐまちづくりを期待しています。

昨年10月の国の公表資料によれば、空き家の総数は、この20年で約1.5倍に増えているとのことです。空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地域環境に悪影響があります。新年度は空家対策課が新設されるとともに、自治会の協力や不動産団体との連携協定が検討されているとのことですので、空き家対策のより一層の強化に期待いたします。

次に、教育行政運営方針の重要な施策に基づく予算について評価をさせていただきます。

まず、生涯を通じた学びについてです。

公民館は、市民の学びや住民同士の交流を促進し、人づくり、地域づくりを担う施設です。公民館で行われる講座には様々な世代が利用できるようになっており、一定の利用はあると思いますが、利用者が固定化されたり、年齢層に偏りがあつたりするなど、課題はあるのではないかと思います。オンライン講座の開催など工夫した取組で、引き続き市民ニーズに対応できるよう期待をしております。

また、市民の学びを支える図書館についても、自動車図書館など、市民が気楽に快適に利用できるように、運営に係る経費が新年度も計上されていますので、今後も市民の生涯学習への意欲を促進するための施策に期待をしております。

次に、学校における学びとして、GIGAスクール構想の下、新年度には小学校や中学校においてデジタル教材の予算が確保されています。動画など、視覚から内容を理解していく手段は効果的であると思いますので、今後もデジタル教科書を活用した幅広い学習と、子どもたちが主体的に学べる環境の整備に向けて取組を進めていただきますようお願いいたします。

最後に、教育環境の整備についてです。

学校の教室等を利用して放課後に子どもが安全に安心して活動できる放課後子ども教室が、新年度は8か所拡充され、放課後保育クラブと併せ、子どもたちの健全な育成が期待されますので、大いに評価できます。さらに、学校で生じる諸問題に対応するスクールロイヤーの配置が拡充され、教職員の負担が軽減されるとともに、子どもたちに質の高い教育活動を行うための予算が引き続き確保されています。教職員の負担軽減を市が積極的に行っていることについて評価いたしますが、本来的には、県の主導により進めていく必要があるものと考えますので、財源の負担も含め、県に対する働きかけも行っていただくようお願いいたします。

教育費予算全体で言いますと、このほかに小中学校の改修工事費等について、国の予算を活用し、令和4年度2月補正予算に前倒して実施しており、教育予算についても適切な予算確保ができているものと評価しております。

以上、令和5年度の当初予算案について、賛成の立場から評価と要望を申し上げてまいりました。今後も市民目線を第一としながら、より堅実性と積極性を両立した財政運営に努めていただくとともに、本予算案の各事業について、着実かつ効率的に進捗を図っていただくことを要望し、公明党の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 次の討論者、小泉議員をお願いします。議事の進行上、午後の再開後をお願いしたいと思います。よろしいですね。御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1議案第42号から日程第33議案第74号までの議事を継続いたします。

討論を行います。

小泉文人議員。

〔小泉文人議員登壇〕

○小泉文人議員 創生市川の小泉文人です。ただいま議題となっております議案第57号市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第64号令和5年度市川市一般会計予算から議案第68号令和5年度市川市下水道事業会計予算までの6議案につきまして、会派自由民主党、清風いちかわ、そして私たち創生市川を代表いたしまして、原案賛成の立場から一括して討論させていただきます。

昨年3月27日の市川市長任期満了に伴う選挙において、田中市長は市民からの信託を受けて当選され、4月22日の初登庁から間もなく1年が過ぎようとしています。就任当時は新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ロシアによるウクライナ侵攻により、食料やエネルギーを含む物価高騰が世界経済に波及するといった、大変厳しい状況の中での船出となりました。これらは、市民生活や市内経済にも大きな影響を及ぼしており、市長は、就任早々から難しい市政のかじ取りを任せられ、当初から強い危機感を持って市政運営に臨まれたことと思います。そのような中、今回上程されております議案第57号市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。討論に当たり、会派創生市川所属の岩井議員が代官山の本屋B&Bを視察してきたことを踏まえて、賛成の立場であると同時に、反省を込めて討論させていただきます。

まずは、条例案を提出された田中市長の、市民の皆様が納めてくださった貴重なお金を1円たりとも無駄にしないという姿勢、さらには、3年前にゴーサインを出した定例教育委員会において廃止の意思決定をされた関係者の英断を評価いたします。ちなみに現在、市本の1日当たりの利用者は、オープンの令和3年11月は74人、令和4年2月は37人、5月は25人、8月は45人、12月は19人と減少方向に推移してきたとのことです。振り返ると、令和2年度の当初予算で基本構想策定委託料を計上する際に、担当職員調整会議、庁議でどこまで議論がされ、事業の有効性に自信を持って提案されたのかは、甚だ疑問が残るところであります。一方、私たちももっと基本構想策定委託料を詳細に検討すべきであったこと、問題ありと判断して予算削減の修正動議を出す声を上げていればと反省するばかりです。

以上のことを踏まえて、議案第57号は、当たり前のことですが、市長をはじめ理事者に対し、議案の上程には内部の議論を十分に尽くした上で議案を提出すること、また、議会に対しても、議会の持つチェック機能をしっかり働かすように考えていかなければなりません。いずれにいたしましても、議案第57号が今2月定例会において提案されたことは、傷口を最小限に抑えることのできる時期と評価をし、議案第57号市川市学習交流施設の設

置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の討論といたします。

続きまして、議案第64号令和5年度市川市一般会計予算から公営企業会計予算までを順に賛成する内容や評価する内容、また提案したい要望事項などについて申し上げます。

昨年6月に行われた所信表明演説の冒頭で、子育て世代の転出や少子・超高齢化社会の進展による社会保障関係経費の増加に対する強い懸念を示され、持続可能なまちづくりであり続けるための取組として、安心して子育てができる環境をつくり子育て世代の定住を促進すること、また、子どもから高齢者まで誰もが健やかに暮らせる健康寿命日本一のまちづくりを目指していくことを宣言されました。少子・超高齢化が進む中で、将来にわたり健全な財政運営を行っていくためには、子育て世代の定住促進を図ることにより、歳入の根幹である市税収入を安定的に確保すること、また、医療や介護といった社会保障関係経費の伸びを緩やかにするために、誰もが健康を維持できる環境づくりと市民意識の醸成が必要であり、改めてそれを大きく打ち出すことは大いに意義があることだと私も共感いたしました。

では、議案第64号令和5年度市川市一般会計予算について述べさせていただきます。

まず、令和5年度の一般会計予算規模は、前年度と同額の1,668億円となりました。これは、増加し続ける社会保障関係経費などの義務的な経費への対応を図りつつも、マイナスシーリングや新規拡大事業等の原則凍結など、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択の取組により、学校給食費の無償化やクリーンセンター及び斎場の建て替えの生活基盤づくり重要プロジェクトに関わる経費や、施設の老朽化への対応として、将来の財源負担を解消するための公共施設整備基金の設置に関わる経費、さらには、原則凍結とした中でも優先的に進めべき新規事業等のほか、市民生活に密着した経費などの重点事業についても予算を確保し、前年度と同額になったことを確認いたしました。

それでは、一般会計に計上されている具体的な施策について、令和5年度当初予算案説明に掲載されている分野別の主要事業に沿って、それぞれ要望や意見等を交え述べさせていただきたいと思います。

まずは生活基盤づくり重要プロジェクトについてです。

学校給食の提供は、子どもたちが食事の喜びや楽しさを感じるとともに、適切な栄養を取ることで健康を保持し、食事に対する理解を深め、望ましい食習慣を養うなど、食育の側面も持ち合わせた、とても重要な事業であると思います。学校給食費を無償化することで、子どもたちが給食について何の心配もせずに心から楽しめ、保護者にとっても子育てに係る経費の負担軽減になると考えられます。また、社会全体で子どもを育むといった意味からも高く評価すべきものだと考えております。将来にわたり恒常的な財源が必要となりますので、決定するまでには熟慮を重ねてこられたと思いますが、政策の効果として、子育て世代の定住促進を見据えた長期的な視点に基づく大きな決断を下されたものと認識しています。今後も物価高騰による影響もあると思いますが、子どもたちの成長に必要な栄養の確保や食物アレルギー対策など、食の安全も徹底していただくとともに、多額の財源を投入した事業ですので、無償化による政策の効果についても十分検討していただくことを要望いたします。

続いて、公共施設整備に向けた財源の確保について。

公共施設などのインフラは、高度経済成長期の急激な都市化の進展と人口増加に伴い一斉に整備されたことから、多くの公共施設で老朽化が進んでおり、更新等の必要に迫られていますが、これは直接市民の安全性に直結する問題であり、適切に対応する必要があります。今定例会において公共施設整備基金の設置条例の提案が行われ、補正予算と新年度予算で合わせて約60億円の積立金が予算計上されたことは、市長が避けて通れない大きな課題を真摯に受け止め、正面から取り組んだ姿勢の表れであり、大いに評価できるものであります。

次に、子育て環境の充実についてです。

この4月から子ども医療費の助成対象者が中学生から高校生まで拡大されるとともに、8月診療分からは一定

回数以上の自己負担金が無償となります。また、ひとり親家庭等については医療費が無償化されます。これにより、子育てされている家庭の経済負担の軽減が図られるだけでなく、必要な医療を受けやすくなり、子どもたちの健康増進につながるものであると思います。また、核家族化が進み、両親等からの協力を得にくい夫婦共働きの世帯にとって、保育園等に通う子どもが病気になり、あるいは病気から回復途中である場合に預かってもらえる施設が必要となります。市内における保育所併設の病後児保育は3か所で実施され、昨年3月からは南八幡地区に診療所併設の病児・病後児保育施設が初めて開設されており、新年度予算では、市の南部地区にも病児・病後児保育施設の整備に関わる予算が確保されています。着実に整備を進めているようですが、どこにどの程度必要か、ニーズ把握を十分に行った上で整備を行い、病気の治療中でも子どもを預けられ、安心して仕事に専念できるような子育て環境づくりを改めてお願い申し上げます。

次に、カーボンニュートラル・循環型社会の推進についてです。

地球温暖化への対応は喫緊の課題となっております。温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>、それらをはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量の差引きを全体的にゼロとするカーボンニュートラルの実現が求められています。温室効果ガス削減に向けて、節電などの省エネルギー対策や電気自動車、太陽光発電などのクリーンエネルギーの導入によるCO<sub>2</sub>の排出削減、廃棄物の削減、再資源化など、市全域で積極的に取り組む必要があります。新たな組織もできることですので、民間における太陽光発電設備の普及を促す周知活動の強化や、どのような支援や取組が最も効果的なのかといった検証を詰めるなど、カーボンニュートラルの実現に向けた積極的な取組をお願いいたします。

続いて、産業・観光・地域の振興についてです。

市内経済はウィズコロナが進んでいる現在でも、コロナ禍以前の状況には戻っていないように思います。これは、感染拡大防止のため、外出を極力控えていた期間、オンラインによる生活用品の購買機会が増え、それが定着したことが、市内での経済活動や資金の循環が停滞する一因となっているのではないのでしょうか。一方、感染防止の手段としてデジタル化の必要性が再認識されたことで、スマートフォン1つで可能となった行政手続が増えたことや、キャッシュレス決済などの普及促進が図られたことで、幅広い年代でオンラインによる取引が定着してきたように感じます。このような背景の下、市内経済を活性化するための手段としてデジタル地域通貨の実証実験が行われます。デジタル地域通貨は、利用可能範囲が市内地域に限定されていることから、市内で経済循環を促し地域経済の活性化をもたらすといったメリットがある反面、市外では使えないという不便さもあります。キャッシュレス決済等のほかのサービスとの競合において、ポイント付与以外にも地域通貨を使う動機づけのため、付加価値が必要になってくると思われます。この事業により地域経済と市民活動の活性化が図られるよう、実証実験の結果をしっかりと検証して、持続可能な仕組みづくりにつなげていただくようお願いいたします。

次に、健康・福祉の増進について。

がんと診断されたときや、がんの治療を受けている際の心理的、肉体的な影響は、本人以外では計り知れないものがあります。治療中の方や治癒された方も、日常生活を送る上で医療用ウィッグや胸部補整具を利用することにより、少しでも心理的な負担を取り除くことができるのではないのでしょうか。新年度は新たに医療用ウィッグ等の購入費等の補助金が計上されており、外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するアピランスケアの取組として評価できるものだと考えています。

次に、福祉制度について。

これまで子ども、障がい者、高齢者といった対象者の属性や虐待、要介護、生活困窮といったリスクごとに制度が設けられてまいりました。それが、時代や社会情勢の変化に伴い、世帯の中で抱える課題は複合化、複雑化

し、例えば8050問題やヤングケアラーなど、従来の属性ごとの支援体制では対応し切れないケースも生じています。また、現状の制度のはざまとなっているひきこもりや、ごみ屋敷問題等への対応も課題になっていると思います。こうした社会の変化に伴い生じてきた課題に対し、包括的、一体的に支援する体制が重層的支援体制であり、属性や世代を問わず包括的に相談が受けられる相談支援事業、社会とつながりをつくるための支援を行う参加支援事業、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する地域づくり事業など、新年度から実施されます。今後は、これまでの体制では解決できなかった多様で複雑な複数の課題を解決する糸口となることが期待されますので、早急な体制整備をお願いいたします。

次に、文化・芸術・スポーツの振興について。

スポーツが持つ役割は、体を動かすことでストレスを発散し、生活習慣予防につながる等、心身両面にわたる健康の保持や増進に寄与しており、健康寿命にも大きく関わっています。市民の皆さんが公共のスポーツ施設を安全に利用していただくためには、定期的なメンテナンスが必要不可欠となります。各スポーツ施設の老朽化や機能不足を解消し、市民が快適にスポーツや競技が行えるよう整備をお願いいたします。

次に、防犯・防災・消防力の向上について。

近年は、都内で起きた強盗殺人事件や通り魔事件に限らず、ストーカー行為も凶悪化し、近隣トラブルにより個人宅や自家用車への嫌がらせも後を絶たず、市民の防犯意識は高まっているのではないかと思います。防犯カメラは犯罪行為に対する高い抑止力になるとともに、撮影した映像記録から、事件の早期解決に大きく貢献します。新年度では、自治会等が管理する防犯灯の設置等への補助金事業において、内容の見直しを図られ、新たにカメラつき防犯灯も補助対象に追加されるとのことで、防犯カメラ台数が増えることにより、市民の安全性が高まり、大いに期待できるものです。

次に、まちづくりの推進について。

これから春に向かって気候が暖かくなるにつれて、公園内では草木の香りが漂い、春の息吹を感じます。公園が市民の憩いの場であるのは、日頃、公園内の草木の手入れを定期的に行い、利用する方が快適に過ごせるように配慮しているからです。新年度では、安全性を確保し魅力ある公園、緑地、街路樹とするための維持管理経費や、市民の皆さんから公園などの除草・剪定作業について要望があった場合、速やかに対応するための経費が増額され、市民生活に身近な予算が計上されていることを確認しました。

次に、教育環境の充実について。

新年度予算では、学校教育の環境改善のため、全ての給食室に冷暖房設備を導入する経費が計上されていることは、給食室で働く方の環境改善に限らず、給食作りに集中することで、食べる子どもたちの食の安全が担保されるものだと思います。大いに評価できるものです。

次に、議案第65号令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算についてです。

令和5年度の予算規模は407億5,900万円と前年度に比べ18億6,400万円、4.8%の増となりました。国民健康保険税収入は、社会保障の適用拡大、後期高齢者医療保険の移行に伴う被保険者数の減により、年々減少傾向となっています。しかしながら、会計の予算規模は1人当たりの保険給付額の増により減少傾向とはなっておりません。現在、一般会計から赤字繰入れがなくては成り立たないという運営状況であり、保険税の収納対策や保険給付費の抑制などの対策を講じているものの、財政状況は改善していないという状況にあります。特別会計は独立採算制を原則としているため、一般会計からの繰入れに頼らないよう、収入面での抜本的な見直しをする必要があると思いますので、市民生活の影響に十分配慮しつつも、見直しを進めていただくことを要望いたします。

次に、議案第66号令和5年度介護保険特別会計予算について。

令和5年度の予算規模は318億8,500万円と、前年度に比べ1億9,500万円、0.6%の増となりました。今後、高

齢者人口に伴い介護給付費は伸び、財源となる介護保険料額が増となることは容易に想像できます。介護保険制度については、要支援、要介護となった場合における既存のサービスの充実を図っていく必要があると思いますが、要支援、要介護となる前のフレイルの状況をいかに健康に過ごすかが重要であると強く感じています。

そこで、誰もが、いつまでも健康であり続け、快適な生活を営めるように、健康寿命日本一を目指す市川市は、フレイル予防や健康維持に向けた取組について力を入れていただきたいと思います。

次に、議案第67号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算について。

令和5年度の予算規模は63億8,300万円と、前年度に比べ1億3,700万円、2.2%の増となりました。今後も安定した財政運営を行っていくために、高齢者における特定健診や保健指導による健康保持の推進と、重複投薬、過剰投与の適正化やジェネリックの利用促進による医療の効率的な提供が鍵となります。こうした取組の重要性について理解を求めていくことが重要であると考えますので、市民への十分な周知等の実施をお願いいたします。

最後に、議案第68号令和5年度市川市下水道事業会計予算について。

令和5年度の予算規模は225億3,000万円と、前年度に比べて5億6,500万円、2.4%の減となりました。雨水事業では、浸水対策として、引き続き市川南ポンプ場の整備、高谷・田尻地区の雨水管渠の整備等を実施することによって、周辺地区の浸水対策が図られることが期待されます。また、汚水事業でも、引き続き汚水管渠布設工事が行われ、5年度末の下水道普及率の見込みは79.2%となる見込みです。しかしながら、近隣市と比較しますと、まだまだ低い状況にあり、未整備地区の方々は整備の進捗を期待していると思いますので、引き続き普及率の向上に努めていただくようお願いいたします。

以上、令和5年度の当初予算案について、賛成の立場から評価と要望を申し上げました。討論の締めくくりになりますが、新年度の予算からは、学校給食費の無償化をはじめ子ども医療費助成の拡充のほか、特別な支援が必要な子どもたちの保育体制の充実など、様々な取組により子育て環境を整備することで、子育て世代の定住促進を図りたいという強い信念がうかがえました。これからも山積した多くの課題、それらを解消していくためには、これは市長をはじめとした執行部の皆さんと、市民を代表する私ども市議会が一丸となって取り組んでいく必要があると認識しています。そのために、現場に出向き、市民の声を聞き、議会の中で十分な議論を重ねた上で、市川市の方向を定めていくことが重要です。執行部の皆様には、物事を性急に進めることなく、こうしたプロセスを大切にいただき、より効果的な施策を実施しつつも、引き続き健全な財政運営に努めていただくことを強く要望し、賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○松永修巳議長** 以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号市川市行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第43号市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第44号市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第45号市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第46号市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第47号市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第48号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんね。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第49号宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第50号子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。



集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第51号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第52号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第53号市川市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第54号市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第55号市川市下水道事業審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第56号市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第57号市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第58号市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第59号令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第60号令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第61号令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第62号令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第63号令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第64号令和5年度市川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第65号令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号令和5年度市川市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第67号令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第68号令和5年度市川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第69号市川市総合計画第三次基本計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第70号びあばく妙典こども施設新築工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第71号びあばく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第72号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第73号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第74号市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○松永修巳議長** 日程第34請願第4－6号七中歩道橋の修繕に関する請願及び日程第35請願第4－7号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。請願の紹介議員の取消しについて、所管の委員会において承認されておりますので、お手元に配付の文書のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○松永修巳議長** 異議なしと認めます。よってお手元に配付の文書のとおり承認することに決定いたしました。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

建設経済委員長、大久保たかし議員。

〔大久保たかし建設経済委員長登壇〕

**○大久保たかし建設経済委員長** ただいま議題となりました請願第4－6号七中歩道橋の修繕に関する請願及び請願第4－7号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願について、建設経済委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、請願第4－6号について。

本請願は、市川市立第七中学校前の県道6号市川浦安線に架かる七中歩道橋について、耐久性や安全性等が危惧されることから、早急な修繕等の対策を図るよう、県に対し要望してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「当該歩道橋は、老朽化が著しく非常に危険であるとして、修繕等を望む多くの署名が集まっている。このような状況は早急に改善すべきである。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、採択すべきものと決しました。

次に、請願第4－7号について。

本請願は、最低賃金法を改正し、最低賃金を全国一律にするとともに、抜本的に引き上げること及び中小企業への支援策を拡充することを求める意見書を国に提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「本請願が求めている最低賃金の引上げや地域間格差の是正は当然必要である。しかし、現在、国は業務改善助成金や賃上げ促進税制など、様々な中小企業支援策を実施しており、こうした支援策を行っていく中で、最終的に最低賃金の引上げや地域間格差の是正につなげていくというやり方が望ましいと考える。よって、本請願は不採択とすべきである」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「日本の賃金が、過去数十年間、全く上がっていないことは非常に大きな問題であ

る。企業に対し、賃上げを求めるだけでは不十分であることから、国が最低賃金を引き上げるとともに、中小企業がそれに対応できるよう、支援策を拡充することが重要である。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、紹介議員の取消しを認めた上、採決の結果、賛成者少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

**○松永修巳議長** これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第4－6号七中歩道橋の修繕に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

請願第4－7号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

**○松永修巳議長** 日程第36行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討についてを議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

行徳臨海部に関連する特別委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお行徳臨海部に関連する特別委員長登壇〕

**○中村よしお行徳臨海部に関連する特別委員長** ただいま議題となりました行徳臨海部に関連する問題に関する調査検討について、委員会における審査の経過を御報告申し上げます。

本委員会は、前期議会において設置されていた行徳臨海部特別委員会の委員長から、行徳臨海部は課題が山積しているため、次期議会においても特別委員会を設置し、継続して審査すべきとの申し送りがなされたことを受け、行徳臨海部に関連する問題に関する調査検討についてを調査事件として、令和元年6月18日に全会一致で設置されました。

初めに、本調査事件に係る背景について概略を御説明いたします。

千葉県において、平成13年に三番瀬の第二期埋立事業が中止された後、三番瀬再生計画検討会議が設置され、本市の行徳臨海部に関しては、老朽化した塩浜地区の暫定護岸の改修などが検討されておりました。その後、同会議の検討結果を踏まえ、平成18年12月に千葉県三番瀬再生計画の基本計画が策定され、各種事業が行われてまいりました。しかし、千葉県三番瀬再生計画の第3次事業計画の計画期間が終了した後は、新たな事業計画は策定されず、継続する各事業は、それぞれの分野の施策の中で実施していくこととされました。また、本市が再三にわたり要望してまいりました塩浜2丁目護岸前面の人工干潟化については、県において検討はされたものの、

実施には至らず、現在、県の事業としては終了しております。

このような状況において、本市議会では、三番瀬再生計画検討会議における協議の経過を踏まえ、塩浜地区の護岸改修をどのように進めるのか等について調査するため、平成15年に行徳臨海部特別委員会を設置し、以降継続して調査を行ってまいりました。

今期設置された本特別委員会では、行徳臨海部のまちづくりに関する本市の各事業の進捗状況及び今後の見通しについて、執行機関に説明を求めたほか、これまで委員会において協議されてきた事項のうち、引き続き事業実施状況を監視するとともに、委員会として要望、提言を行うべき事項として、以下3つの項目を抽出いたしました。

1として、塩浜地区の護岸改修について、2として、市川塩浜第1期土地区画整理事業について、3として、地域コミュニティゾーン整備事業について、これらの項目を中心に、委員会の開催状況、開催内容のほか、委員会における審査の過程で行われた質疑応答の概要、委員会からの要望、提言等を申し上げます。

まず、委員会の開催状況であります。委員会設置後、令和元年6月21日から令和5年2月9日まで、合計19回にわたり委員会を開催いたしました。

次に、主な開催内容について申し上げます。令和元年度及び令和2年度においては、勉強会や協議会を開催し、本調査事件におけるこれまでの経緯や本市の各事業の進捗状況などについて共通認識を深めるとともに、他市への視察に赴き、海辺のまちづくりに関連する参考事例を学ぶなど積極的な調査を行いました。令和3年度及び今年度においては、先ほど申し上げたとおり、抽出した3項目について、委員会での審査を通じて質疑応答、要望、提言等を行ってまいりました。

具体的に申し上げますと、令和4年1月25日に開催した第12回委員会では、市川塩浜第1期土地区画整理事業及び塩浜地区の護岸改修について審査を行いました。次に、令和4年7月14日及び10月13日に開催した第15回及び第17回委員会では、地域コミュニティゾーン整備事業について、現地での視察及び審査を行い、事業の進捗状況を確認いたしました。

ここからは、本委員会における調査の具体的な内容について御報告申し上げます。

まず、塩浜1丁目、2丁目、3丁目の護岸改修について。

本事業は、昭和40年代に暫定的に整備された塩浜1丁目から3丁目までの護岸が老朽化等により安全性が懸念されたことから、千葉県が改修工事を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「塩浜の海沿いでは、市による遊歩道の整備や便利施設の整備などが計画されていたはずであるが、千葉県による護岸整備に加えて、本市として、今後、海沿いの整備をどのように考えているのか」との質疑に対し、「塩浜1丁目護岸の先端に市民が集まれる施設を建設する計画はあるが、当該箇所に構えている市川市漁業協同組合事務所の移転について検討する必要があるため、現段階では具体的なめどは立っていない」との答弁がなされました。

次に、市川塩浜第1期土地区画整理事業について。

本事業は、塩浜地区まちづくり基本計画に基づいて実施されている塩浜2丁目のまちづくりの一環として、JR市川塩浜駅の南側約11.3haについて、本市を含む地区内の地権者が個人施事業として、道路や公園などの公共施設の整備や各宅地の造成工事などを行ったものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「市有地にある公園に隣接する広場はイベント広場として、令和3年の11月から供用を開始しているとのことだが、現時点での利用実績及び今後の活用方針はどのようなものか」との質疑に対し、「令和4年1月時点で利用実績はなく、現在は広場として一般開放して自由に使用できる状況である。今後の活用については、現在、コロナ禍ということもあり、イベン

ト等を開催する計画はないが、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた後、イベント等が開催され、多目的な広場としての活用が進むことを期待している」との答弁がなされました。

次に、「本区域は塩浜まちづくり基本計画においては、にぎわいエリアなど様々なエリアを設定しているが、市として具体的にどのようなものをつくりたいと考えていたのか」との質疑に対し、「本市としては、市単独で進めるのではなく、民有地を所有する民間事業者との連携、協働が重要であると考えており、事業者のプロポーザルなどを受けつつ、事業者と一体となって、にぎわいのあるまちづくりを行っていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「市有地及び民有地の活用方針については、現下の状況を鑑みると、長期的な展望に立って進める必要がある。今後、様々な可能性を検討していくべきと考えるが、市の見解はどのようなものか」との質疑に対し、「土地の活用方針について、民間のノウハウも十分活用しながら、慎重に検討していく必要があると認識している」との答弁がなされました。

次に、地域コミュニティゾーン整備事業について。

本事業は、行徳地域の特性等を踏まえ、未来を担う子どもたちの健やかな成長や国際性豊かで多世代が交流できる地域コミュニティ拠点の形成を目指し、公園、少年野球場、子ども施設、保育園、児童発達支援センターなどの施設を一体的に整備するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「区域内には合計83台分の駐車スペースを確保する予定とのことである。本区域が様々な施設が存在する複合施設であることを考慮すると、83台では少ないのではないかと考えるが、適切な駐車台数と考えているのか。また、駐車スペースが足りない場合の対策は考えているのか」との質疑に対し、「本区域が複合施設であることも踏まえて、同じ行徳地域内にある広尾防災公園の駐車可能台数40台を参考としながら、そのおよそ2倍の83台の計画としたものである。駐車スペースが足りない場合の対策としては、現在、市で借用している妙典橋のたもとにある県の用地を引き続き借用できるよう調整し、少年野球の大会など、車での来場者が増えると想定される際には、その場所を駐車場として活用することも検討している」との答弁がなされました。

次に、「子ども施設のみ令和6年に完成予定とのことだが、今後公園などの他の施設は先に供用開始となる。区域内における車の動線は、子ども施設の脇を通ることになるが、子ども施設の工事中の安全対策をどのように考えているのか」との質疑に対し、「子ども施設の工事中であっても、安全に区域内の道路が通れるように、危険を回避しながら対策していきたいと考えている。しかし、工事の進捗により、道路の通行が困難になることも予想されるため、その場合には、調整池に隣接する歩行者通路を一時的に車両が通行できるようにするなどして、安全に通行できるようにしたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「少年野球場の整備費用は幾らか。また、どのような団体がどのように使用するのか」との質疑に対し、「少年野球場の整備費用は、地下にある貯留施設分も含め約6億円である。基本的には軟式野球での利用で、市川市少年野球連盟の貸出しを主に考えている。また、当該連盟が使用しないときには、それ以外の団体、個人の利用も可能としたいと考えている」との答弁がなされました。

本特別委員会においては、本件調査事項について、執行機関から事業の進捗状況、今後の予定等に関する説明を受け、また、質疑を行う中で、それぞれの調査事項に係る現状及び今後の課題等について明らかにしてきたところであります。

具体的には、まず、塩浜地区の護岸改修については、平成26年に塩浜1丁目、令和3年に2丁目の工事が完了しており、残るは3丁目の護岸改修のみとなっていること。3丁目の改修については、現時点で県から具体的なスケジュールは示されていませんが、県が開催する市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会に本市からも職員が出席す

る予定であり、その機会を捉えて、本市としても早期整備を要望していく予定であることが確認されました。

また、市川塩浜第1期土地区画整理事業については、平成29年3月の工事着手後、造成工事が順調に進み、令和2年3月に完了しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済の先行きの不透明さから、民有地の土地利用方針が定まらず、その結果、民有地を所有する事業者との連携、協働により活用方針を定めることとした市有地の活用も進まない状況が続いているとの課題が明らかとなりました。さらに、地域コミュニティゾーン整備事業については、既に保育園、児童発達支援センターが開園し、少年野球場、調整池、公園は供用を開始し、地域コミュニティゾーンの愛称がびあばーく妙典と決定したこと、事業としては、令和6年末に予定している子ども施設の整備、開館を残すのみであることが確認されました。

以上の調査の過程において、本特別委員会としては、執行機関に対し、次のとおり要望、提言を行いました。

まず、塩浜地区における護岸改修について。護岸整備に付随して、海沿いの遊歩道や市民が集える利便施設を整備する計画については、スケジュールを意識して進められたいこと。

次に、市川塩浜第1土地区画整理事業について。市有地の活用について、暫定的な活用方法の検討も含め、早期に一定の方針を示されたいこと。また、土地利用の活用方針を定めるに当たっては、本市の海辺の玄関口として市民が海に親しめ、かつ、にぎわいを創出できるように検討されたいこと。

最後に、地域コミュニティゾーン整備事業について。区域内の車両の通行及び周辺道路における安全対策を徹底されたいこと。また、区域内の駐車スペースについて、イベント等により多くの利用者が来場されることも見据えて、必要なスペースを確保されたいこと。

最後に、本特別委員会における調査についての総括を申し上げます。

先ほど申し上げました要望、提言を踏まえ、今後、執行機関におかれましては、塩浜地区における護岸改修に係る塩浜3丁目護岸の早期改修、市川塩浜第1期土地区画整理事業に係る事業終了後の土地利用、地域コミュニティゾーンに係る子ども施設の整備の各事業について着実に進めていただきたいと思います。また、本特別委員会の調査事件である行徳臨海部に関連する問題に関する調査検討については、本件調査事項に係る各事業がおおむね完了し、あるいは完了の見込みであることから、本特別委員会の調査は終了したものと判断するところであります。よって、各事業の完了後における施設、設備等の運営等に関する事項については、今後、必要に応じ所管の各常任委員会において審査されたい旨を申し添え、本特別委員会の調査報告といたします。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。——討論がありませんので、討論を終結いたします。

この際、お諮りいたします。本件については、委員長の報告をもって審査を終了することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 異議なしと認めます。よって本件については委員長の報告をもって審査を終了することに決定いたしました。

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時5分散会



第 6 日

令和5年3月8日（水曜日）

令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問 長友正徳議員、国松ひろき議員、かいづ 勉議員、廣田徳子議員、金子貞作議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子
さ	と	う	ゆ	き	の
長		友	正		徳
佐		直	友		樹
つ	ち	や	正		順
小	山	田	直		人
つ	か	こ	た	か	の
鈴		木	雅		斗
国		松	ひ	ろ	き
石		原	た	か	ゆ
清		水	み	な	子
廣		田	徳		子
増		田	好		秀
中		町	け		い
久	保	川	隆		志
浅		野	さ		ち
中		村	よ	し	お
細		田	伸		一
石		原	み	さ	子
青		山	ひ	ろ	か
大	久	保	た	か	し
小		泉	文		人
高		坂			進
金		子	貞		作
秋		本	の	り	子
か	つ	また	竜		大
西		村			敦
宮		本			均
中		山	幸		紀
松		永	鉄		兵

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よしのり 武健雅 清修清	郎 央 二 史 諭 優 勉 努 海 巳 郎
---------------	--------------	---------------------	---

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

副市長	松丸多一
代表監査委員	菅原卓雄
教育長	田中庸惠
危機管理監	水野雅雄
広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
中核市準備担当理事	鹿倉信一
企画部長	小沢俊也
財政部長	稲葉清孝
情報政策部長	佐藤敏和
文化スポーツ部長	森田敏裕
市民部長	蛸島和紀
経済部長	小塚眞康
観光部長	関武彦
福祉部長	立場久美子
子ども政策部長	秋本賢一
保健部長	二宮賢司
環境部長	根本泰雄
街づくり部長	川本島俊介
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明
行徳支所長	菊田滋也
消防局長	本住敏

選挙管理委員会 事務局長	小	林	茂	雄
農業委員会事務局 長	藤	城	久	保
会計管理者	板	垣	道	佳
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	永	田		治
学校教育部長	藤	井	義	康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小	泉	貞	之
事務局次長	六	郷	真紀	子
(議事担当)				
主幹	米	津	孝	成
副主幹	金	子	貴	一
主査	尾	本		悠
主任書記	北	川	陽	介
主任書記	高	柳	陽	一
(調査担当)				
主幹	上	原		高
主査	前	田		悠
主査	岡	澤	英	康
主任書記	荒	木	智	貴
書記	福	井	寿	明

---

# 会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

長友正徳議員。

○長友正徳議員 おはようございます。無所属の会の長友正徳でございます。

少子化が止まりません。2022年に生まれた赤ちゃんの数が初めて80万人を下回り、過去最少を更新したことに、岸田首相は2月28日、危機的な状況との認識を示しました。今の若者は希望を持ってない閉塞感の中で生きています。雇い止めの不安から、つまり将来に対する不安から結婚しない、子を持たないという若者が増えていと言われています。つまり非正規雇用の拡大により閉塞感が増大したことが少子化の原因の一つなのではないかと言われているのです。若者の閉塞感を除去するために非正規雇用を減らすといったパラダイムシフト、つまりコペルニクス的な発想の転換を図らなければなりません。本市におかれても、このことに一定の貢献をされることを期待しています。

その上で、通告に従いまして最初から一問一答で一般質問を行います。

まず1番目の大項目、カーボンニュートラルに向けた取組についてのビュレット、バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋の導入についてです。

奈良県生駒市は2020年10月に地球温暖化の防止に向けた温室ガス削減の取組として、植物を原材料としたバイオマスプラスチックを使用した家庭系と事業系の指定ごみ袋を導入すると発表しました。同市は2019年7月にSDGs未来都市に選定され、同年11月には50年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行っています。植物が原料のバイオマスプラスチックごみ袋は、燃焼しても大気中のCO<sub>2</sub>は増加しないという、つまりカーボンニュートラルという特性を有しています。本市も50年までにカーボンニュートラルにすることを目指していますので、バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入するとよいのではないかと考えますが、このことについて、本市のこれまでと今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

本市の指定ごみ袋は、柔らかく伸びやすい低密度ポリエチレンと、硬く変形しにくい高密度ポリエチレンの2種類の石油由来の原料から製造され、排出されたごみとともに焼却処理されております。御質問のバイオマスプラスチックは植物などの生物由来の原料で作られており、プラスチックでありながらも環境に優しい素材であると言われております。また、二酸化炭素を吸収し、酸素を排出する働きがある植物などから製造される袋を焼却することは、焼却時に発生する二酸化炭素量と原料である植物が成長する過程で吸収した二酸化炭素量が同量であることからカーボンニュートラルな素材であるとも言われております。このようなことから、本市の指定ごみ袋にバイオマスプラスチックを使用した場合は二酸化炭素の排出抑制、石油などの枯渇性資源の使用削減等、環境負荷の削減に寄与することになり、カーボンニュートラルに向けた取組として一定の効果はあるものと認識しております。指定ごみ袋の素材変更などにつきましては、様々な検証を踏まえながら研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 他の市区町村におけるバイオマスプラスチック製の指定ごみ袋の導入状況はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 環境省が全国の市区町村に対して行ったアンケート調査結果をまとめた令和2年度バイオマスプラスチック利活用検討業務報告書によりますと、全国で指定ごみ袋を導入または検討している約1,450の市区町村中、約80の市区町村がバイオマスプラスチックを用いた指定ごみ袋を導入していると回答しております。県内では、家庭ごみの有料化をしている館山市が令和4年10月から導入をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入した場合、CO<sub>2</sub>削減効果はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 令和2年度に製造、販売された本市の燃やすごみの指定ごみ袋は約2,600万枚で、重さになりますと約600tとなります。このごみ袋をバイオマスプラスチック含有率25%のものにした場合、二酸化炭素の削減効果は年間約400tになるものと見込んでおります。これは、令和2年度にごみの焼却によって排出された二酸化炭素の量の約0.7%に相当するものとなります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入した場合、調達コストの増分はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 環境省の報告書、令和2年度バイオマスプラスチック利活用検討業務報告書によりますと、バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入した場合には、原料価格や製造費用の影響によって、150から200L以下の指定袋で約25%、250から300L以下の指定袋で約20%、平均調達価格が高くなる結果が報告されております。また、既に導入している自治体からは、安定的な調達や強度が弱いなどの課題も挙げられています。これらのことから、指定ごみ袋の素材の変更については慎重に判断をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の一環としてバイオマスプラスチック製の指定ごみ袋を導入することは全国的にも先進的な取組となります。また、市民生活に身近な製品を通じてカーボンニュートラルを啓発することが可能となります。これらのことから、バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋の導入について、前向きに取り組んでくださるようお願いします。

次に、2番目の大項目、教育行政についての(1)新型コロナウイルス感染回避を理由にした児童生徒の長期欠席への対応についてです。

文部科学省の調査によれば、2021年度に新型コロナウイルス感染回避を理由に30日以上登校しなかった小中高生は、20年度より3万8,411人増えて5万9,316人となったそうです。文科省は大幅増の理由について、子どもの感染者増に伴い心配する家庭も増えたと分析しています。また、データはないとしつつも、長期欠席が不登校につながっている可能性に関して全く影響していないとは言い切れないとの見方を示しています。

そこで、本市の新型コロナウイルス感染回避を理由に30日以上登校しなかった小中高生の状況はどのようなも

のか。本市は長期欠席者に対して、ICTの活用を含め、どのように対応してこられたのか。及び長期欠席が不登校につながっている可能性はないのかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

昨年度の市川市における長期欠席児童生徒のうち、新型コロナウイルスの感染回避を理由として30日以上欠席した児童生徒は小学校223人、中学校97人でした。新型コロナウイルス感染回避を理由として長期欠席している児童生徒への対応としましては、学習用端末を活用したオンライン指導を実施し、欠席期間中の学びの保障に努めておりました。オンライン指導では、教員が端末を通して児童生徒に呼びかけ、児童生徒が返答する双方向のやり取りを実施いたしました。また、朝の会、帰りの会やホームルームなどでも、学校と欠席している児童生徒が端末を通してつながり、登校していないことへの不安感を取り除くことについても配慮いたしました。コロナ不安による長期欠席が令和4年度以降も不登校につながっている可能性についてですが、本市におきましても、文部科学省と同様に影響はあると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 長期欠席者がICTを活用して授業に参加した場合、出席扱いにされているのかどうか。または上級学校へ進学する際に不利益とならないような扱いをされているのかどうか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染回避を理由として欠席した場合、指導要録上、出席停止、忌引等の日数としてカウントしております。このことをもって、上級学校への進学について不利益が生じることがないと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 長期欠席者に対して、ICTを活用した授業をやっておられることが分かりました。ICTを活用した授業については、今後さらなる高みを目指してくださるようお願いします。

次に、(2)不登校の児童生徒に学校以外の居場所をつくることについてです。

文部科学省が全国の学校を対象に2021年度に実施した児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査によると、病気や経済的理由などとは異なる要因で30日以上登校せず、不登校と判断された小中学生は24万4,940人で過去最多となったそうです。9年連続で増え続け、今回は前年度から24.9%も増加し、増え幅も顕著だとしています。

そこで、本市の不登校児童生徒の増加傾向はどのようなものか、本市の不登校児童生徒の増加の背景はどのようなものか及び本市は不登校児童生徒に対して、学校以外の居場所での対応を含め、どのように対応してこられたのかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

市川市における長期欠席児童生徒のうち、不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒数は令和元年度523人、令和2年度563人、令和3年度648人と増加、今年度1月末の時点で698人と、既に令和3年度の数を超えている状況でございます。不登校が増加した背景としましては、先ほどの答弁でも述べましたように新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、ほかの要因も含めて不登校の増加について調査研究が必要であると感じ

ております。

不登校児童生徒への対応は、児童生徒の情緒の安定や将来的な自立に向けた対応とし、児童生徒が安心して過ごすことのできる居場所づくりが求められていることから、学校では児童生徒の状況に合わせて別室での指導を行うことや、学習用端末を活用したオンライン指導を行うなどの対応を行っております。また、市配置のライフカウンセラーや県配置のスクールカウンセラー等と連携し、児童生徒が学校の中でも安心できる居場所づくりを積極的に行っております。現在、約250名の児童生徒が学校内で支援を受けております。学校外の居場所として、市が運営している適応指導教室ふれんどる一む市川がございます。現在、約70名の児童生徒が通級しており、児童生徒の状況に応じたカリキュラムを設定することにより、情緒面の安定に向けた支援や学習支援が実施されております。民間の学校外の居場所としましてはフリースクールがございます。カリキュラムは施設ごとに異なりますが、児童生徒の社会的自立を促す相談指導が行われており、現在、約15名の児童生徒が通っていることを把握しております。不登校児童生徒が増加傾向の中で、学校以外の居場所につきまして、教育委員会としましては大きな課題として認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 フリースクールの運営者は、本来、公立学校に通っていれば、お金を出さずに済む保護者の状況を考え、極力月謝を下げようとしているケースが多いそうです。それにより自身の収入を副業で補うなど、結果的にワーキングプアに陥ってしまうこともあるそうです。不登校の子どもたちをサポートするフリースクールが健全に運営していけるよう、行政からの補助が受けられるようにするとよいのではないかと考えます。

そこで、本市のフリースクールに対する支援の現状と今後について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

現在、国では、フリースクール運営に対する経済的支援は行っておりません。教育委員会では、市内フリースクールの視察を行い、不登校児童生徒への支援状況を確認しておりますが、今後は先進的な取組を行っている自治体などを含めて調査研究をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 学校以外の居場所を利用している不登校の児童生徒が少ないことが分かりました。ふれんどる一む市川、フリースクールに加えて図書館やこども館などを学校以外の居場所にするとういのではないかと考えます。2022年12月定例会で、私は代表質問の一つとして仮称八幡市民複合施設の子育て支援機能の整備構想についてと題した質問をしました。その結果、本市は夕方から夜間にかけて中高生を対象として、学校でも自宅でもない、自由に過ごすことができる場所を提供する、いわゆる中高生の居場所づくり事業を新たに実施されることが分かりました。その延長線上で、不登校の児童生徒が平日の日中に立ち寄れる場所も提供されるとよいのではないかと考えます。

そこで、図書館やこども館を学校以外の居場所にするにはできないか及びふれんどる市川を増やすことはできないかについて伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

不登校児童生徒の数が年々増加しており、市費によるふれんどる市川以外の居場所づくりの必要性を感じております。今後、関係課とも連携しながら、ふれんどる市川の増設を含めまして不登校児童生徒の居場所



づくりについて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 不登校の児童生徒が増えているという現状に鑑みて、学校以外で育つ子どもたちが安心して学べるまちづくりを目指してくださるようお願いいたします。

次に、3番目の大項目、雇用対策についてのビュレット、市の会計年度任用職員数を減らして正規職員数を増やすことについてです。

2021年12月定例会で、私は代表質問の一つとして会計年度任用職員の処遇改善についてと題した質問をしました。この中で、私は一部の自治体の例を挙げて、市川市の裁量で賃金を引き上げることはできないかと問うたところ、予測はしていましたが、困難である旨答えられました。公務労働に詳しい立教大の上林陽治特任教授が地方公務員の賃金差を独自に試算されました。それによると、男性正規一般行政職の平均時給を100%とした場合、女性正規は89%、男女別の資料が公表されていない非正規一般事務職は男女計で43%だったそうです。

なお、民間は、男性正規の100%に対し女性正規は76%、男性非正規は81%、女性非正規は65%だったそうです。行政の現場を支える非正規公務員の待遇の低さが官製ワーキングプアとして度々問題になってきました。多くの自治体が官製ワーキングプアをつくってきましたが、本市もその一つなのではないでしょうか。

そこで、本市が会計年度任用職員を採用することにした動機は何なのか。本市の会計年度任用職員数の推移はどのようなものか及び本市の正規職員数の推移はどのようなものかについて伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市は、これまでいわゆる正規職員とされる任期に定めのない一般職員のほか、再任用職員、任期つき職員、非常勤職員など、多様な雇用形態により行政サービスの向上を図ってまいりました。会計年度任用職員の制度は令和2年度に地方公務員法に位置づけられ、本市ではこれまで非常勤職員として任用していた方が多くが会計年度任用職員となっております。

次に、本市の職員数とその割合についてです。本市における本年2月1日現在の職員数は全体で6,006人。このうち正規職員数は3,284人、会計年度任用職員は2,722人で、それぞれの割合は、会計年度任用職員は45.3%、正規職員は54.7%でございます。

なお、会計年度任用職員のうち、勤務時間が週30時間以内のパートタイム職員の勤務量を勤務時間が週38時間45分のフルタイムの職員に換算した場合の割合は、会計年度任用職員が30.7%、正規職員が69.3%となります。

次に、正規職員数の推移についてです。正規職員の定員につきましては、総務省から平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までに地方自治体ごとに定員の純減目標を設定することと併せて、委託の導入などを推進する集中改革プランが示されました。本市の正規職員数は事務の増加や組織の拡大とともに増加し、平成10年度には4,073人に達し職員数のピークを迎えました。そのため、平成10年度に定員適正化計画を策定し、経常的経費である人件費を抑制し、財政基盤の強化を図ることを目的に定員の適正化に努めてまいりました。この定員適正化計画を進めるに当たっては、市民サービスの低下を招くことがないよう、事務の外部委託や事務改善による事務の効率化に取り組んだ結果、平成25年度には平成10年度と比較して約20%減の約800人の職員の削減につながったものでございます。その後、平成26年度には市川市定員管理方針を策定し、これまでのように計画的に削減するのではなく、組織ごとの業務量に応じた適正な職員配置や会計年度任用職員を登用しながら適正に定員管理を行ってまいりました。また、令和3年度に新たに策定した市川市定員管理方針には、持続可能な行財政運営を確保するため、経常収支における人件費のバランスに注視しつつ、適正な職員数を維持すると明記しており

ます。今後も市民生活にとって優先すべき施策などへ適切に必要な人員を配置するなど、職員の偏りがなく、全体のバランスにも配慮した定員管理を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 日本の1,000人当たりの公務員数は欧米に比べて少ないと言われています。また、日本の公務員の数は3倍から5倍まで増やせると言われています。官から民へといったムーブメントによって、つまり官の仕事を民に付け替えることによって経済は成長すると喧伝されてきました。しかし、失われた30年の間、GDPは増えていないし、賃金は上がっていません。官から民へといったムーブメントは失敗だったのです。パラダイムシフト、つまりコペルニクス的な発想の転換を図らなければなりません。すなわち民から官へといった揺り戻しを図らなければなりません。官から民へといったムーブメントは、費用を抑えて費用対効果を上げようとするものでした。しかし、これは失敗しました。

一方、民から官へといった揺り戻しは、効果を上げて費用対効果を上げようとするものです。会計年度任用職員数を減らして正規職員数を増やすと費用は増えますが、約6倍の経済効果があることから地域経済が活性化します。このため税収、つまり効果が増えます。今後はこちらの方向に転換すべきだと考えます。つまり今後は官製ワーキングプアをつくることを抑制するとともに地域経済を活性化し、税収を増やし、費用対効果を上げるために、会計年度任用職員数を減らして正規職員数を増やすべきだと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

地方公共団体は、行政の目的を達成するために、それぞれの事務事業量に応じた適正な職員数を確保することが基本だと考えておりますが、今後、多様化する市民ニーズに対応していくため職員が増えていくことも考えられます。現在、本市の職員の採用は通年採用や年齢制限撤廃など、様々な工夫により広く門戸を開いており、より多くの方が本市の職員を目指せる環境を整えているところでございます。一方で、パートタイムの会計年度任用職員の中には、扶養の範囲内での就労や自分の生活に合った時間帯での勤務を希望する方も多くいらっしゃる認識しております。これからは事務改善やデジタル化などにより変化していく業務量や業務の内容を考慮した上で正規職員と会計年度任用職員の特性を踏まえた採用を行い、適切に職員を配置することで、よりよい市民サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 今の若者は希望を持ってない閉塞感の中で生きています。雇い止めの不安から、つまり将来に対する不安から結婚しない、子を持たないという若者が増えているのではないのでしょうか。非正規雇用の拡大により閉塞感が増大したことが少子化の原因の一つなのではないのでしょうか。本市におかれては、会計年度任用職員数を減らして正規職員数を増やすことによって閉塞感の除去に貢献して下さるようお願いいたします。

次に、4番目の大項目、子育て支援についての(1)園児虐待の未然防止についてです。

2022年12月4日に静岡県裾野市のさくら保育園の保育士3人が園児を虐待した疑いで逮捕されました。起きてはいけないことが起きてしまいました。園児虐待は未然に防止しなければならないといった観点から、2020年12月の厚労省による不適切保育に関わるアンケート調査に対し、本市はどのように回答したのか、本市は園児虐待の有無を日常的にどのように把握しているのか、本市は園児虐待の未然防止にどのように取り組んでいるのか、本市は不適切保育防止のためのガイドラインといったものを定めているのか及び本市は保育士に対し、不適切保

育防止のための研修はやっているのかについて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 5点の御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目についてであります。厚生労働省が令和2年12月に実施いたしました不適切保育に関する調査は、令和元年度において、不適切な保育が疑われるとして事実確認を行った件数と、その事実が確認された件数を調査したものでありますが、本市では、いずれも件数はゼロで、該当する案件がない旨を回答しております。

次に、2点目の不適切な保育の把握につきましては、本市では、保護者や現場で働く保育士から不適切保育が疑われる事案の情報提供があった場合は監督権限を持つ千葉県とも連携し、関係者への聞き取り等により事実確認を行っております。その結果、不適切な保育の事実が確認された場合には、その改善に向けて施設に対して指導をしております。また、市は事前予告なく立入調査を行う権限も有することから、緊急性や重大性等も勘案して迅速に対応しております。

3点目の未然防止の取組につきましては、厚生労働省より、不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引が公開されております。この手引は、不適切な保育を生じさせない職場環境の整備などについて具体的な取組方法を掲載していることから、本市では市内の各施設に対し、手引を参考に適切に取り組むよう働きかけを行っております。取組状況につきましては、毎年実施いたします指導監査の際に職員研修の実施記録などを確認することとしており、取組が不十分と認められた場合には指導や助言を行っているところであります。

4点目の本市独自のガイドラインにつきましては、現在、国の手引に基づいて内容を検討しているところでありますが、当面は電話などによる相談体制の充実を図っていくこととしております。

最後の5点目、研修につきましては、本市は令和4年12月の静岡県裾野市の事件直後に、近隣自治体に先駆け、市内の全ての保育所や幼稚園を対象に不適切な保育の防止のための研修会を実施し、200以上の施設が参加をいたしました。来年度も同様の研修を行うなど不適切な保育の未然防止に取り組むとともに、保育の質の向上のために、施設の運営に対し支援や指導を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 園児虐待は特別な園で起こったことでなく、どこの園でも起きるリスクを内包していると言われております。保育士のやるべき仕事は年々増える一方、国の配置基準は改善されていません。現場は常に人手が足りず、ぎりぎりの状態だと言われております。社会として、この現状を認識し、保育士が気持ちの余裕を持って働ける環境を整備することが急務だと言われております。

そこで、本市単独制度である職員配置基準向上加算により、国の保育士配置基準が量的にどのように改善されているのか。

また、本市は同制度の拡充について今後どのように取り組んでいかれるのかについて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市の認可保育所1施設当たりの国の基準における必要となる保育士配置数は、常勤の職員数で換算しますと、平均で約10名となっております。一方で、本市の配置基準向上加算を活用した職員の配置数は、令和3年度の実績で1施設当たり常勤換算で約2名となっております。このことから、配置基準向上加算により、国の基準に対して2割程度の職員の加配ができていると考えております。引き続き保育の質を確保するために、同制度がより効果的で充実したものとなるよう検討をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 日本の子どもにかかる予算は欧州に比べて少ないと言われています。本来は、国がコンクリートから人へといったパラダイムシフト、つまりコペルニクス的な発想の転換を図って子育て支援に関わる予算を増やすべきですが、当面は市民に一番近い地方がある程度身銭を切ってもやらざるを得ません。本市におかれは、どうか今後とも職員配置基準向上加算制度の拡充に努めてくださるようお願いいたします。

次に、(2)ゼロから2歳の第2子以降保育料の無償化についてです。

明石市は、2016年9月からゼロから2歳の第2子以降の保育料を所得制限なしで無償化しています。東京都も福岡市も静岡市も、今般、2023年度から、ゼロから2歳の第2子以降の保育料を所得制限なしで無償化することにしました。これらは本来国が一律で実現すべきことですが、国がなかなかやれないので、地方から国を変えるといったムーブメントが起きているのではないかと考えます。次は、いよいよ市川市の番なのではないでしょうか。

本市は、国基準の就学前のお子さんが3人以上いる世帯に対して第3子以降をほぼ無料にされています。これを踏まえて、さきの自治体の状況を参考にしつつ、子育て世帯の負担軽減や定住促進のために、ゼロから2歳の第2子以降の保育料を無償化されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本年2月28日に厚生労働省が公表しました人口動態統計速報によると、令和4年の出生数は初めて80万人を下回り、少子化が急速に進んでいることが明らかになりました。一方、本市におきましても、合計特殊出生率は平成30年の1.36から下がり続け、令和3年には1.17となっており、全国平均の1.30と比較しても低く、減少傾向が続いております。少子化の要因といたしましては、未婚化の進展が大きく影響していると言われておりますが、結婚している夫婦の子ども的人数も増えていない状況でございます。国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に行った出生動向基本調査では、子育て中の夫婦が理想とする子どもの数の平均は2.25人ですが、結婚後15年を経過した夫婦の子ども数は1.81人となっております。理想とする数の子どもを持ってない理由といたしましては、子育てや教育にお金がかかり過ぎるが最も多いことから、経済的理由が夫婦の子ども数に大きく影響していると考えられます。

御質問の第2子以降の保育料の無償化は複数の子どもを育てる世帯への経済的支援となるもので、本年1月に東京都が実施を表明したことで関心が高まっており、福岡市、静岡市などの政令指定都市でも実施を予定しております。加えて本市においても、市民メールなどで子育て世帯から実施の要望をいただいております。先進的に少子化対策に取り組んでいる兵庫県明石市では、子ども医療費の無償化、第2子以降の保育料無償化、中学校給食の無償化などの5つの無償化施策を重層的に実施したところ、合計特殊出生率が上昇、ゼロから5歳の人口が増加などの変化があり、少子化対策に高い効果を上げていると聞いております。本市におきましても、子どもの医療費の助成拡大や学校給食の無償化に加え、第2子以降の保育料の無償化に取り組むことは、2人目、3人目が欲しいと考える子育て家庭の後押しとなり、少子化対策としての効果を期待できるものと調査研究をしているところです。しかしながら、保育園の運営委託費に充当する保育料収入が減少することになり、これを補填する財源の確保は大きな課題であります。今後は財源の確保策も含め、本市独自の制度として導入できるかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 ゼロから2歳の第2子以降の保育料を無償化した場合、費用はいくらかかるのか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和3年度の決算ベースでの試算となりますが、第1子が同居している家庭で所得制限を設けないとした場合、5億9,000万円程度の財源が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 約5.9億円とのことですが、これは2023年度の一般会計の予算規模1,668億円に比べると0.35%にしすぎません。トップが決断してやりくりをすればすぐできることではないでしょうか。田中市長の——今は御不在ですが、速やかな決断を期待しています。

次に、5番目の大項目、少子化対策についてのビュレット、子どもに関する手当や保育サービスを家族形態とは関係なく受けられるようにすることについてです。

デンマークの人口統計では、家族形態を37種類に分類しています。家族形態としては、異性、同性の法律婚、女性、男性のシングル、カップルの実子と同居の非法律婚、2人の実子ではない子どもと同居の同性、同性の登録パートナーシップなどがあります。子どもに関する手当や保育サービスは家族形態と関係なく受けられることから、法律婚はさして重要ではないとされています。

家族の多様化を示す1つの指標は、結婚していない男女から生まれた婚外子の割合です。婚外子の割合が高い国ほど、つまり伝統的家族主義が弱い国ほど出生率が高いと分析されています。デンマークやフランスの婚外子割合は1960年に10%を下回っていましたが、2017年時点では5割を超えています。ほとんどの行政サービスは法律婚と男女の同居を区別しておらず、出生率は1.7を超えています。ちなみに日本の婚外子割合は2%強と、韓国と並び最も低い水準です。伝統的家族観から多様化が進まず、広がったのは未婚化でした。

このように、子どもに関する手当や保育サービスを家族形態とは関係なく受けられるようにすることが少子化対策の要諦の一つなのではないかと思料されますが、このことについて、本市の現状と今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

まず、子どもに関する手当といたしましては、中学校修了前までの児童を養育する方に支給する児童手当がございます。児童手当は国の制度であり、手続の際には住民登録などにより養育者であることを確認することとなっております。支給額につきましては、子どもの年齢のほか養育者の所得等を基に算定しますが、家族形態によって差が出ることはございません。また、保育サービスの分野におきましては、保育の必要性の認定に当たり、養育者が同一世帯にいるかどうかの確認を行います。養育者の婚姻関係や子の続柄などは問いません。同じく保育料につきましても、子どもの年齢及び養育者の所得等により算定いたしますので、家族形態によって保育料に差が出ることはございません。今後も子どもに関するサービスにつきましては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考えて推進してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 国際連合は、1989年に採択した子どもの権利条約で婚外子に対する差別を禁止しています。

そこで、このことについて、本市はこれまでどのように取り組んでこられたのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかについて伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

子どもの基本的人権を保障するための子どもの権利条約は、1989年の国連総会において採択され、我が国は1994年に批准をいたしました。その当時は国内法の整備は行われておりませんでした。2022年、すなわち令和4年6月に条例で認められた子どもの権利を包括的に定め、国の方針を示すこども基本法が定められたところがあります。本市においては、子どもの権利条約の理念について、毎年5月の児童福祉週間に合わせ、こども館において、小学生から理解することができるような展示やイベントによる周知啓発の取組を行っております。国は、こども基本法の制定やこども家庭庁の創設などにより、こどもまんなか社会の実現を目指しております。本市におきましても、これらに合わせ、子どもの権利擁護のための取組をより一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 出生率が高い国では、ライフスタイルの多様化に対応しつつ、未来を担う子どもの視点で支援制度が見直されてきました。本市におかれても、今後より一層家族形態とは関係なく、未来を担う子どもの視点で子どもに関する手当や保育サービスを提供してくださるようお願いします。

次に、6番目の大項目、災害対策についてのビュレット、首都直下地震をはじめとした災害による通信障害への備えについてです。

首都直下地震はいつ起きてもおかしくないと言われております。本市では、震度6強及び震度6弱程度の揺れが想定されています。こういった大きな地震が起きると、通常時の通信手段が使えなくなる可能性があります。このような場合に備えて、災害時の代替通信手段を確保しておかなければなりません。

そこで、本市の通常時と災害時の通信手段はどのようなものか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 平常時の通信手段については、通信網が正常に機能していることから、執務に使用する固定電話や携帯電話、メールなども活用しています。災害が発生し通信網に影響が出ている場合の備えとしては、まず国や千葉県、県内自治体、そして防災関係機関と通信機器を有線と衛星回線の2系統で運用できる仕組みを取っています。また、市対策本部と本部機能を分割した5つの対応本部、そして避難所との連絡手段としては、災害時でも安定して機能するMCA無線を整備し、そのバックアップとして災害時優先電話を用意しています。以上の構成で災害時の通信を確保します。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 東京都は2023年度から、首都直下地震などによる通信障害に備え、人工衛星を使った米宇宙企業スペースXのインターネットサービス、スターリンクを都内に導入する方針を固めました。スターリンクは大規模装置は不要で、小型アンテナがあれば利用できます。Wi-Fiによる高速通信ができて、LINEなどのアプリ通話も可能となります。都は23年度から順次、伊豆諸島と多摩地域の山間部各1か所と、都心と伊豆諸島を結ぶ客船2隻の計4か所にアンテナを設置する計画だそうです。いずれも携帯電話の電波が届きにくい場所でも有効性を確認でき次第、都心の避難所や都有施設への設置を検討するとのこと。スターリンクがあれば、大きな地震が起きて通常時の通信手段が使えなくなった場合でも通常時と同じ感覚で通信することができます。このようにスターリンクは優れたものであることから、本市においても導入を検討されるとよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 衛星通信は地上系の通信手段と比較して被災の影響を受けないこと、通信のふくそうが生じにくいこと、広域的な通信が可能なことなどの優位性があり、災害に強いという特徴があります。現在、本市はMCA無線を整備していますが、メーカーの修理保証期間が令和7年度となっていることから、今後、衛星回線を活用した様々な手段を検証した上で判断していきます。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 大きな地震が起きて通常時の通信手段が使えなくなった場合に、避難所に避難された市民が利用できる通信手段としてはどのようなものがあるのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市では、NTT東日本株式会社に要請し、災害時でも優先的につながり、停電時にも使用できる特設公衆電話を避難所となる施設ごとに2回線整備しています。現在、小学校38校に整備済みで、本年度中に全ての中学校と義務教育学校に整備が完了します。来年度はNTT東日本株式会社との調整の上となりますが、公民館などへ配備する計画でいます。

以上です。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 私は、前職で通信衛星の開発や衛星通信の利用促進にも従事していました。その際、私は災害に強いことを売りにしていました。スターリンクの登場によって衛星通信が簡単に利用できるようになりました。本市におかれても、ぜひ利用されるようお勧めします。

次に、7番目の大項目、広報業務についてのビュレット、広報紙「広報いちかわ」の配布方法の見直しについてです。

先日、市川市のホームページをチェックしたところ、「広報いちかわ」の発行部数は10万7,289部で、その82.9%に当たる8万8,915部は新聞折り込みによって配布されていることが分かりました。ところが、一般紙の発行部数は減少しています。2022年の発行部数は3,000万部を大きく割り込み、15年後には消えてしまう勢いだと言われています。このような状況に鑑みると、そろそろ「広報いちかわ」の配布方法を新聞折り込みからポスティングに切り替えたほうがよいのではないかと考えますが、このことについて本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

「広報いちかわ」の新聞折り込み数は、令和元年度は約11万3,000部であったものが今年度は約8万9,000部になる見込みとなっております。3年前と比べまして約21%の減となり、年々減少している状況でございますが、新聞を購読しておらず、新聞折り込みによる配布ができない方に対しましても、確実に広報紙が届けられるよう、希望者には郵送による配布を行っているところでございます。

御質問のポスティングによる全戸配布につきましては、これまでも検討してまいりましたが、配布に要する費用が高額となり、現在の新聞の折り込み、個人への郵送、広報スタンドでの配布などを合わせた年間の費用約2,700万円の約4倍がかかる試算となっております。また、全戸配布を既に実施している自治体の単価により試算いたしましても、約2倍の配布費用がかかる状況でございます。費用のほかにも配布に日数を要することや空き家への誤配布、オートロックのマンションなどに立入りの許可をいただくなどの課題もございますので、今後も慎重に検討していきたいというふうに考えております。

広報紙は市民の皆様へ市政の情報をお伝えするツールとして重要な役割を担っており、簡単に入手できる環境

をつくることが大切でございます。引き続き公共施設や駅をはじめとした広報スタンドでの配布を拡大していくほか、点字、声の広報の発行や新聞折り込みで入手できない方に対しては郵送を呼びかけるなど、きめ細かな対応をしてみたいと考えております。また、近年はスマートフォンなど電子機器を用いて情報を入手する方も多いことから、電子媒体による広報紙についても分かりやすく気軽にアクセスしていただけるよう周知を行うなどしてみたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 「広報いちかわ」は市川市のホームページで閲覧することができますが、アクセス数は年を追うごとに増えているのか伺います。

○松永修巳議長 麻生広報室長。

○麻生文喜広報室長 お答えいたします。

市公式ウェブサイトに掲載しております広報紙の閲覧数は、3年前では年間で約4万5,000件であったものが今年度末で約6万件近い数となる見込みでございます。また、全国自治体の広報紙を手軽に読むことのできるスマートフォンアプリ「マチイロ」におけます本市広報紙の登録者数は3年前に約7,000名でございましたが、今年度は1万1,000名を超え、年々増加している傾向でございます。公式ウェブサイトに掲載している広報紙やスマートフォンアプリにつきまして、さらなる周知徹底を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 長友議員。

○長友正徳議員 「広報いちかわ」の配布方法についてネットで尋ねたところ、新聞折り込み以外の方法をそろそろ検討してもらいたいということについては意見が一致していましたが、ポスティングなのかネットなのかについては意見が分かれていました。いずれにしても、今後、費用対効果を勘案した上で配布方法の見直しをしてくださるようお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 国松ひろき議員。

○国松ひろき議員 会派創生市川の国松ひろきです。通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。

この4年間、私は毎議会質問させていただき、毎度市境の問題、他市との比較、他市がやっけて市川市にできないわけがないと、力強く何度も各分野において質問、要望させていただきました。ごみの分野でごみ袋の料金が違うこと、ごみを捨てる方法の違い、消防局や消防団の管轄の問題など過去に質問させていただき、道路の管理に関しましては、この4年間で市境になる道路の管轄が見直されました。ありがとうございます。

また、自治会や商店会、防災面での連携も何度も訴えさせていただきました。ほかにも各分野においてたくさんの疑問がございましたので、本日は他市との比較や市境の問題について一色で質問をさせていただきます。船橋市さん、松戸市さん、浦安市さんの3市についてお伺いしてみたいので、質問中は隣接市と申し上げますので、本市を含めて4行政分お答えください。

まず初めに、公共施設についてお伺いいたします。

まずは、公民館の使用料についてお伺いいたします。いつも申し上げておりますが、私の住む若宮1丁目は、若宮公民館に行くよりも船橋市にあります西部公民館のほうが近くにございます。本市では度々公共施設の利用料金が見直されたのは承知しておりますが、今はどの程度の利用料なのか。また、近隣市の状況についてもお伺い



いたします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

本市の公民館は15館ございますが、その使用料は市民等と市民等以外のものの2つに区分しております。市民等の使用料が適用される要件は、団体については、利用者の半数以上が市内在住または在勤、在学の方で構成されていることであり、また、申込みに際して利用者登録をしていただくことでインターネット予約を行うことができます。それ以外の団体は市民等以外の者の使用料が適用され、利用者登録もできないため、利用の都度窓口で申請していただくこととなっております。

次に、使用料について申し上げます。市民等以外の者の使用料は、原則として光熱水費や施設修繕料などの施設の維持管理に要する経費を各部屋の面積に応じて案分した額としております。市民等の使用料は、その市民等以外の者の使用料の2分の1を基礎としておりますが、利用者負担を考慮し、さらに減額をして実施しております。比較いたしますと、市民等以外の者の使用料は市民等の使用料の3倍から5倍程度高くなっております。

次に、隣接市の状況でございます。

初めに、船橋市の状況です。公民館は26館あり、市内、市外を問わず誰でも利用でき、利用者登録も可能です。市内の団体の要件は、本市と同様に半数以上が市内在住または在勤、在学の方で構成されていることであります。

なお、この要件に当てはまらない市外の団体の使用料は、市内の団体に適用される額の1.5倍となっております。

次に、松戸市でございます。公民館は矢切公民館の1か所のみで、市内、市外を問わず誰でも利用でき、利用者登録も可能です。市内の団体の要件は本市や船橋市と同様で、要件に当てはまらない市外の団体の使用料は市内の団体に適用される額の2倍となっております。

なお、松戸市は公民館のほかに、公民館と異なり、営利目的の団体も利用できる市民センターが17か所ございますが、市内の営利目的でない団体の使用料と比べますと、市外の非営利団体は2倍、市内の営利団体は3倍、市外の営利団体は4.5倍となっております。

最後に浦安市でございますが、公民館は7館あり、利用できる団体の要件が、市内在住、在勤、在学の方が半数以上かつ3名以上いる団体となっていて、この要件に当てはまらない団体等は公民館の利用ができません。したがって、市外の団体等に関する使用料も設定されておられません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 浦安市を除き、市川市は、市民が利用する場合から市民以外が利用する場合の金額が3倍から5倍、船橋では1.5、松戸では2倍。もちろん市川市が、市民が使う際にさらに減額されているといういい点もございますが、他市に比べると高いと思います。他市の方が市川市に遊びに来る機会も減ってしまうのかなというふうに思います。

続いて、スポーツ施設についてお伺いいたします。

本市のスポーツ施設の使用料、市内及び市外利用者の違い、近隣市の使用料の状況をお伺いいたします。

○松永修巳議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 本市には体育館や野球場、サッカー場及び陸上競技場など多くのスポーツ施設がございます。これらの施設につきましては、市内及び市外の方に広く御利用いただいているところであります。利用する際の施設使用料につきましては、市内に在住または在勤、在学の市内利用者とそれ以外の市外利用者

区分し、設定しております。最も多くの方に御利用いただいている市民体育館の団体使用料の一例を申し上げますと、国府台市民体育館の第1体育館では、2時間単位で市内が4,810円、市外が2万8,930円となっております。

なお、使用料は各施設の管理運営経費を踏まえて設定しておりますが、市内利用者につきましては、施設の設置目的及びサービスの性格等を勘案し、公費から一部を負担しております。一方、市外利用者につきましては、市民に利用いただくための施設を、有効活用を図る観点から利用を認めているものであり、原則、管理運営経費の全額に相当する額を使用料としております。これらのことから、市内利用者のほうが市外利用者よりも使用料が低く設定されているところであります。また、利用の際の受付におきましても、市内利用者を優先的に受け付けし、その後に市外利用者の受付を行っているところでございます。

次に、近隣市の使用料についてであります。近隣の船橋市、松戸市及び浦安市におきましても、本市と同様に使用料を市内と市外の利用者に区分し、設定しております。使用料は本市と同じく2時間単位であり、それぞれ申し上げますと、船橋市の総合体育館は、市内が8,790円で市外が1万3,185円、松戸市の運動公園体育館は、市内が5,970円で市外が1万1,940円。最後に、浦安市の総合体育館は、市内が8,580円で市外が1万2,870円となっております。いずれも本市と同様、市内利用者の使用料が市外利用者よりも低く設定されているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 市内の方が本市の施設を使う料金は一番安いということが分かりました。市外の方が市川市の施設を使う際には一番高いということでございます。そこら辺を公民館に関しましてもスポーツ施設にしても、持ちつ持たれつ、他市と連携できないものなのかと思っております。隣接市と交流試合だって、どのスポーツだってあるでしょうし、市民税を納めているから当該地区のほうが安いのは理解できますが、他市からの収入のチャンスというものもなくなってしまいます。ぜひ隣接市、広域行政で金額の統一化、市外の方の利用も一律の売価計算をしていただきますよう要望させていただきます。

続きまして、行政間の災害防災対策についてお伺いしてまいります。

まずは、防災訓練に関してお伺いいたします。地域で実施している防災訓練について、近隣市と比較してどのような状況なのか。また、訓練を実施する上での問題点や隣接する自治体との連携状況についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 地域の防災訓練は、コロナ禍により約3年間見送ってきました。まずは、今後いち早く訓練を市域全体で開始することが必要です。そして訓練を開始するに当たっては、特に訓練の必要性について、工夫をして周知しなければと考えています。この点が1つの課題でもあると思います。隣接する自治体との連携については、以前、質問者の提案により、中山小学校区防災拠点協議会の避難所訓練で船橋市の自治会の方にも参加いただいた経緯もあります。今後も隣接する自治体、近隣市との連携についても必要な協議を継続し、実施する予定です。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。隣接地は船橋市だけではありませんので、周知、連携をお願いしたいと思います。

続きまして、防災倉庫についてです。

本市が管理している防災倉庫や備蓄品について、隣接する自治体との情報共有や備蓄物資の共有はできている

のかお伺いしたいと思います。

また、隣接市の自治会と本市の自治会が情報交換できる場を提供しているのかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市は船橋市を含めた東葛地域の13市、そして江戸川を挟み、隣接する3市2区で定期的に事務連絡会を開催しています。この会議で備蓄物資や防災施設の整備状況などの情報を共有しています。隣接市の自治会との情報交換については、隣接する自治会との防災訓練の中で実施する方向で考えていますが、まずは地元の自治会と話してみたいと思います。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 行政間の連携はできていても、まだ自治会間ではできていないということ、理解できました。以前もお話したかもしれませんが、私の家から一番近い防災倉庫は船橋市の公園にある船橋市の自治会が所有する防災倉庫です。近所の船橋市の神社にもございます。若宮1丁目町会の保有する防災倉庫に行くよりも圧倒的に近い場所にもございます。ですが、誰が会長かも分からなければ、倉庫に何が入っているかも分かりません。同様の市境に住まわれている方もたくさんいると思います。本市だけの自治会同士、行政間の連携だけでなく、実際に行動をする一番地元の方々との連携を検討していただきたいと思います。

続きまして、避難場所、避難経路についてお伺いいたします。

中山地区などでは、隣接する船橋市の避難所のほうが近い場合があります。災害時に避難所の開設状況や避難経路などについて、隣接市と情報共有をされているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 避難所の開設状況や道路閉鎖の情報などは千葉県の防災情報システムを活用し、相互に情報の共有をまず図っています。また、災害時はこれで足りない状況もありますので、その際は直接他市の災害対策本部に連絡をし、互いの情報を共有する、こういったやり方で災害対応を行っています。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 先ほども申し上げましたが、行政間で連携ができていても、実際に現場で自治会長さんを頼る方というのは多分大勢いると思います。私は中山小学校に行くよりも、船橋市の小栗原小学校のほうが避難先が近いです。台風避難で大雨の中、遠い中山小学校まで近所の方々は避難しないと思います。しかも、小栗原小学校が避難場所として開設しているか分かりません。そういった情報をぜひ市民にもしっかり下ろしてください。市の災害時に公表しているサイトを見ることのできない年配の方がたくさんおります。アナログでも確実に市民の方が避難できるよう、周知徹底をお願いしたいと思います。

続きまして、防災無線についてお伺いいたします。

防災行政無線の放送内容について、近隣市と連携して放送しているのか。また、内容は同じなのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 避難指示などの緊急放送は災害の状況に応じて、また、放送のタイミングも異なることから各市が独自の内容となっています。放送内容の連携については、コロナの注意喚起であったり、野生動物の警戒——主に猿が出たと思いますけれども——などは、江戸川区や葛飾区を含め、近隣市と調整した上で放送しています。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 14号沿い、船橋市にある蓮池公園の防災無線が高石神地区では一番聞こえるそうでございます。船橋では避難してくれ、市川市では何と言っているか聞こえない、そんな状況もあると思います。私の家では、市川市の注意喚起は何一つ正直聞こえてきません。タイミングや内容等、近所に住んでいるのにばらばら、指示も違うでは何に従っていいのか分からなくなってしまうと思います。

船橋市だけではありません。松戸市や浦安市など、市境などでは往々にこのような問題が起きていることと思います。ぜひ地域連携、一律の案内等、取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、崖地対策についてお伺いいたします。

本市の危険崖地だけではなく、隣接市の崖地の情報、相互の情報共有はされているのでしょうか。また、市境で船橋市側にある危険な崖地の情報について、市川市は把握しているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 本市には鎌ヶ谷市との市境に、土砂災害防止法に基づき、千葉県から土砂災害警戒区域などの指定を受けた崖地が存在しており、相互の市で情報共有を行っています。船橋市との市境には、今のところそのような崖地はありませんが、今後調査を行う予定の危険箇所があり、これらについても相互の市で情報共有しています。災害時はお互いの市民が避難し合うことも想定されますので、近隣市の緊急情報も確認しながら災害対応を行っています。災害時の市境の問題については、私も非常に重要なことだというふうに思っています。できるだけ情報の行き来も同じような情報になるように、また互いの防災倉庫の内容なんかも、できる限り認識し合うようにこれから取り組んでいきたいと、そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。正直、危険ではないから把握していないのか、私の実家、若宮1丁目なんですけれども、船橋市の崖地の下にあります。若宮1丁目自治会館も、この崖地の下にございます。この崖地が危険崖地なのかどうかは知りません。行政間のやり取りができていんでしょうけれども、住民は大雨時に大変心配をしております。そういった市民目線で市民が不安に思っていることの対応、説明等を連携しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

続きまして3つ目の項目、Pay Payを利用した経済対策についてお伺いしてまいります。経済対策なんて大きな質問になりますが、経済分野で連携したほうがいいんじゃないかと思っただけの質問になります。

以前、市川市が先んじてPay Payのポイント還元事業を行いました。その後、船橋市や江戸川区などでも同様の事業、ポイント率は違いましたが、行われました。もちろん、いいこともあります。ですが、船橋、江戸川で行った際には、市川市の商店やショッピングモールの売上げが大きく減ってしまったそうでございます。

そこで、例えば近隣市がキャンペーン事業を実施するに当たって、市川市にその旨の連絡があったか。相互に連携、あるいは連絡することはあるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

経済分野の事業に関する近隣市同士の連絡等につきましては、各市が事業立案などの際にヒアリングを行うことはございますが、実施する個別の事業について、事前にお互いに連絡し合うことは現在行っておりません。本市が令和2年度に実施したPay Payを活用した消費喚起事業につきましても、市内の店舗を対象とし、市独自で実施いたしました。その後、他市でも同様の事業を実施しておりますが、その際も特に連絡等はございませんでした。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 今現在、やったらやり返すみたいになっていると思います。また、市川市を中心に隣接市で同様のサービスを行っても、さらに松戸と隣接している流山市は、柏市はと、どこまで広げていいかわからないという点もあると思います。ですが、実際に隣接市が行った際に相当な痛手を負った商店、ショッピングモールもありますので、ぜひ連携して同一にサービスを行うとか、同率の還元率にするだとか、間髪空けずに、何月は市川市、何月は船橋市など、連携、情報共有を行ってほしいというふうに思います。

次に、市内にはたくさんの商店会があり、加盟していないところもございますが、商店会連合会として、市内の商店会は連携できているのかなというふうに思っております。しかし、私の近所の中山商店会さんは市川市です。同じ法華経寺の参道や駅まで向かう道中に船橋市の商店会になります。鬼高にある新川通り商店会や高石神の高石神勉強会もそうです。隣接市が連携して地域経済の活性化を図ることについて、本市はどのように思っているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

市境をまたいで地続きにあるような商店街では、各市の商店会同士が連携して、全体でにぎわいを創出できれば事業者、利用者の双方にとって望ましいと考えております。本市としましては、各商店会の意向を伺いながら、市境をまたいでいる商店街が一体的に活動しやすい環境を整えられるよう隣接市に働きかけてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。ぜひ田中市長が明言しております広域行政、隣接市との連携を経済分野においても深めていっていただきますよう要望させていただきます。

続きまして、4つ目、選挙区割り、投票状況及び選挙事務についてお伺いいたします。

初めに、選挙区割りについてお伺いしたいと思います。市川市は衆議院の選挙の区割りの変更されました。選挙区が変わる市境の地域住民などへの周知はどのように行っているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

衆議院小選挙区の区割りにつきましては、公職選挙法の一部を改正する法律、いわゆる区割り改定法が令和4年11月28日に公布され、1か月の周知期間を経て同年12月28日に施行されております。本市に係る改定の内容といたしましては、これまで千葉県第5区と第6区に区割りされていた本市は、次の衆議院議員総選挙から従前の第6区の区域に加え、鬼越、鬼高、高石神、中山、若宮、北方、本北方、北方町4丁目の区域が新第4区となり、それ以外の旧第5区の区域が新5区となったものです。この改定は、施行日以後、初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙より適用されることから、特に選挙区が変わる地域が分かりやすいよう、改定前と改定後の地図を掲載する方法で「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトに掲載することに加え、全自治会の御協力をいただき、掲示板を用いて周知を行ったところです。しかしながら、昨年12月21日に衆議院小選挙区千葉県第5区選出議員に欠員が生じたことに合わせ、当該議員が選出された衆議院議員総選挙において提起されていた訴訟、いわゆる1票の格差問題の判決が令和5年1月25日に確定したことにより、公職選挙法に基づき、市川市議会議員一般選挙と同日の令和5年4月23日に衆議院小選挙区千葉県第5区の補欠選挙が執行されることとなりました。今回の改正法の中では、施行日以降、最初の総選挙前に実施される補欠選挙については、改定前の区割りを基に実施されることとなっているため、旧第5区の地域の方が混乱しないよう、「広報いちかわ」選挙特別号や

市公式ウェブサイトなどに掲載し、分かりやすい周知を行いたいと考えております。

なお、この補欠選挙執行後は、新たに千葉県新第4区において、同じ選挙区となる船橋市の周知方法や資料等も確認し、特に市境となる地域を中心に有権者の皆様が混乱を招かないよう、再度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 補選が旧区割りで行われるのなら、今急いで新区割りの周知を行っても混乱を招くだけだと思います。ただ、補選が終了した後は、どちらの市がチラシを作成するのか、船橋市のほうが分かりやすいとかがないよう、ちゃんと船橋市の方と意思疎通をして区割りの変更の周知をお願いしたいというふうに思います。

次に、投票状況について、本市を含めた隣接市の人口や有権者数、投票所の設置数などの状況をお伺いします。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

近隣自治体における投票所等の設置状況につきまして、昨年7月執行の参議院議員選挙時と比較しますと、船橋市は人口約64万6,000人のうち、有権者数約53万2,000人に対し当日投票所が84か所、期日前投票所は8か所を開設しております。次に、松戸市は人口約49万7,000人のうち、有権者数約41万4,000人に対し当日投票所が97か所、期日前投票所は12か所を開設しております。次に、浦安市は人口約16万9,000人のうち、有権者数約14万人に対し当日投票所が31か所、期日前投票所は5か所開設しております。最後に、本市は人口約49万2,000人のうち、有権者数約40万8,000人に対し当日投票所が78か所、期日前投票所は14か所開設しているところです。人口の多い船橋市や松戸市は当日投票所が多く開設されていますが、本市は期日前投票所の開設、設置数が他市よりも多く、県内でも一番多い設置数となっていることが特徴となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 ありがとうございます。投票所の数の見直しや近隣市との兼ね合い、バランスを見ていただき、投票所、期日前投票所の設置の検討をお願いしたいというふうに思います。

選挙事務について伺います。

松戸市では記号式での投票が行われたと伺っておりますが、どういったものなのか。また、市川市の記号式の投票の導入についての考えをお伺いいたします。

○松永修巳議長 小林選挙管理委員会事務局長。

○小林茂雄選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

記号式投票とは、あらかじめ投票用紙に印刷された複数の候補者名から1人を選び、丸印などを付すことで投票先を表示するもので、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について、条例を定めることで採用することができます。投票用紙に候補者名を書く自署式と比べ、投票用紙への記載の簡略化や開票時間の短縮、無効票の減少などの利点があるとされております。

一方で、この投票方法は、候補者の数が投票用紙や印刷文字の大きさに影響するため、候補者が多数となる選挙では導入が難しく、また投票用紙に候補者名や政党名を印刷する必要があることから、告示日の翌日から始まる期日前投票や点字投票には導入できないことなどが課題として挙げられます。松戸市では、1971年に市長選挙及び市議会議員補欠選挙に記号式投票を導入する条例を制定し、投票を行ってきましたが、期日前投票と当日投票の投票方法が異なることで選挙人が混乱するおそれや投票事務に支障を来すおそれがあるとして、昨年の市長選挙をもって記号式投票条例を廃止しております。本市といたしましても、選挙ごとに投票用紙の記載方法が

異なることとなるため選挙人の混乱につながることや、開票事務が複雑となり管理執行上の問題も懸念されるなど、記号式投票を実施するには課題があるものと考えております。その導入につきましては、近隣自治体や現在採用している自治体と情報交換するなど、研究に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 話を伺うと、確かにちょっと難しそうだなとは思いますが、市民の方は投票しやすいと思います。何のための選挙なのか、誰のための選挙なのか。市民のためだと思いますので、投票率向上に向け投票のしやすさ、投票所への行きやすさ、他市に先んじて先行的に様々な方法を検討してください。

続きまして、5つ目、保健行政についてお伺いいたします。

保健分野においても、近隣市との差、問題等は多くあると私は思っております。

まず初めに新型コロナウイルス感染症についてお伺いしてまいります。本市と近隣市のPCR検査、抗原検査、コロナワクチン接種の状況と近隣市の状況をお伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 新型コロナウイルス感染症の対策や医療提供体制の整備は、千葉県が主体となって実施しています。県は日常生活上の感染リスクを下げるため、無症状者を対象に市内13か所で無料のPCR検査事業を行っています。近隣では、県の事業に先駆けて実施した松戸市がPCR検査費用を助成しています。検査費用について、1人につき月2回まで、1回当たり上限2万円の助成を受けることができます。抗原検査キットについては、発熱外来の逼迫を回避するため、症状のある軽度な方を対象に本年2月まで県が無料で配布していました。近隣市では、松戸市と船橋市が協力を得た薬局で抗原検査キットを店頭で購入する際に助成を行っています。松戸市では1キット500円で購入することができ、船橋市は1キット当たり700円の助成を本年1月まで実施しました。浦安市では、公立小中学校の児童生徒を対象に検査キットを無料で配布しています。

次に、新型コロナワクチン接種の他市との比較についてです。感染症に関して、市町村が主体的に行っている施策はワクチン接種になりますが、市町村によって集団接種会場の設置数や設置場所は異なります。本市では、接種者の利便性向上のため、集団接種会場を3月現在で7会場設置し、うち1会場では予約なし接種を実施しています。近隣市では、浦安市が1会場、松戸市が2会場、船橋市が4会場になります。いずれの市も予約なし接種は実施しておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 もろもろいい部分、他市のほうが手厚くしている部分の差があるということ、分かりました。

続きまして、自宅療養者に対する各行政の支援はどのようになっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 県では、新型コロナウイルスに感染し自宅療養をする方への主な支援として、配食サービスとパルスオキシメーターの貸出しを行っています。このうち配食サービスについては、症状がある方であっても、軽快後24時間経過すれば食料品の買い出しといった必要最低限の外出ができるよう外出自粛が緩和されてきたことなどを踏まえ、1月31日までの実施としました。近隣市のうち、保健所を設置する船橋市は、県とは別に配食サービスを行っていることから現在も継続しています。本市では自宅療養者への支援策として、親族や友人から支援を受けることが難しい方でインターネットを利用できない方に対し、保存食、日用品、衛生用品が含まれる生活応援セットを配布しました。近隣市では、浦安市が自宅療養者のうち、インターネット環境がない方や

県の配食サービスを受けられない方を対象に配食の支援事業を実施していました。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 県の支援とは別に、こちらも各行政で差があるということ、分かりました。財源の問題があるので一律というのは難しいということは分かりますが、娘の通う幼稚園では船橋市の方もおります。受けている支援の話が出たときに、いいな船橋は、いいな市川はといった話がママさん同士で出ております。保健分野では子育て世代として様々なお話が出てまいります。

続きまして、コロナの話ではなく、子どもの各種定期接種などのワクチン接種について聞いてまいります。本市と近隣市では接種できる場所やワクチンの種類に違いはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 予防接種には、主に定期接種と任意接種があります。予防接種法の規定により、定期接種とされているロタ、BCG、日本脳炎などのワクチン接種は全て市町村で実施するもので公費負担の対象となります。定期接種となっているワクチンは、県が千葉県医師会と調整した上で千葉県医師会と県内の各市町村が契約するため、県内全ての実施医療機関において接種できます。一方、おたふく風邪や子どものインフルエンザなどのワクチン接種は、予防接種法に基づかない予防接種として行う任意接種になります。任意接種は個人の判断により接種するもので、接種費用は原則として自己負担になりますが、各市町村の判断でワクチン接種費用の助成をしています。また、助成対象となるワクチンの種類や接種場所は市町村ごとに異なります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 定期接種は各市町村、県内全て一律ということ、分かりました。

それでは、子どもたちが受ける任意ワクチンについて、本市と近隣市では接種できる場所やワクチンの種類に違いがあるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、おおむね就学前までの子どもに接種する任意接種ワクチンのうち、おたふく風邪と子どものインフルエンザの2種類のワクチン接種費用について助成しています。近隣市では、船橋市と松戸市がおたふく風邪のワクチン接種費用のみ助成しており、浦安市では、子どものインフルエンザワクチン接種費用のみ助成しています。

次に、助成の内容についてです。おたふく風邪のワクチン接種は公益財団法人日本小児科学会において2回の接種が推奨されており、1回につき6,000円程度かかります。本市では、1回分について自己負担額1,400円で接種できるよう助成しています。助成の額はおよそ4,600円になります。船橋市も本市と同じく助成回数が1回で、助成額は3,000円が上限となります。松戸市では2回分の助成を行っています。1回の助成額の上限は2,500円で、2回で最大5,000円の助成となります。子どものインフルエンザワクチン接種についても、日本小児科学会から2回の接種が推奨されており、1回につき3,500円程度の費用がかかります。本市では、その2回分について助成しており、1回の助成額の上限は3,000円で、2回で最大6,000円の助成となります。浦安市も同様に2回分の助成を行っております。1回の上限は2,000円で、2回で最大4,000円の助成となります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 任意のほうは各市町村にばらつきがあるということ、分かりました。なぜこのような質問をしたかと申し上げますと、私の家から最寄りの病院、小児科は下総中山駅、つまり船橋市にあります。かかりつ



け医は下総中山の小児科です。ですが、たしかおたふくのワクチンの接種の際だったと思うんですけれども、市内の病院に行かなければ金額が異なると言われて、行ったことのない病院に行きました。確かに助成額については、各市町村の財源によって違うかもしれませんが、ですが、私のような市境で、通っている病院が違うという方というのはたくさんいると思われまます。泣いている子どものワクチン接種はもはや聞いてございます。行き慣れた病院がいいに決まっております。せめて市川市の方が他市の病院に行った際にも償還払いのような市川市のすばらしい助成が受けられるよう要望させていただきます。

もう少し保健行政の件を聞いてまいります。以前質問でも取り上げましたが、子どもが受ける歯科健診に関して、近隣市と違いがあるのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 子どもの歯科健診は、本市及び近隣市の船橋、松戸、浦安のいずれの市も、母子健康法に基づく健診である1歳6か月児健診及び3歳児健診を、市内の特定会場に集まって実施する集団健診方式により行っています。また、本市では、法定の健診以外に2歳6か月児に対し、虫歯になりにくい歯をつくるため、フッ化物塗布と合わせて歯科健診を実施しています。船橋、松戸、浦安の各市でも本市と同様の事業を実施していますが、本市と浦安市は歯科診療所で実施する個別健診の方式により、船橋市と松戸市は集団健診による方式で行っています。

なお、費用はいずれの市も無料となっています。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 実施方法が異なるということ、分かりました。いずれにおいても、各行政間、歯科医師会さんの尽力でできていることと思います。ぜひ歯科医師会さんとの連携も深めていっていただき、行政間でできること、できないこと等をなくしていただきたいと思ひます。

保健行政に関して最後の質問になりますが、大人の歯科健診について、いわゆる節目健診というものは本市と近隣市で何が違うか、お伺いさせていただきます。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 大人の歯科健診は、健康増進法に基づく健康増進事業実施要領で40歳から70歳の方を対象に10歳間隔で実施することが望ましいとされています。本市では対象年齢を拡大し、20歳から70歳までの方を対象に10歳間隔で無料で実施しています。近隣市では、船橋市が本市で実施している健診の年齢に加え、65歳の健診を実施しています。費用は70歳の方を除き、自己負担額が500円必要となります。松戸市は20歳以上の全ての方が対象となり、1年に1回無料で健診が受けられます。浦安市は、現在、40歳以上の全ての方が松戸市と同様に1年に1回無料で健診を受けられますが、令和5年4月から、本市と同じく20歳から70歳までの方を対象に10歳間隔で実施するよう対象年齢を変更する予定です。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 こちらも以前要望させていただいておりますが、10年間隔で受診率も相当低い状況にございます。他市ではもっと間隔も短く、受診率も高いようでございますので、節目健診を行っているということの周知と、ぜひ5年置きでも隔年でも改善を行っていただくよう、改めて要望させていただきます。

続きまして、6つ目、下総中山駅についてお伺いしてまいります。

市川市民の活用が見込まれる近隣市の駅といえば、下総中山駅や原木中山駅、船橋法典駅や京成中山駅などがございます。とりわけ下総中山駅に関して、この4年間何度も質問させていただきました。改めて進捗をお伺い

してまいります。

J R 下総中山駅の南口には階段しかございません。また、階段を除いて南北を横断する場合は相当な迂回もしくはスーパーの中を通るしかございません。

改めてお伺いいたしますが、南口バリアフリー化の進捗はどのようになっているのか。現在までの経過及び船橋市との連携はどのようになっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

J R 下総中山駅のバリアフリー化については、改札内に車椅子に対応したトイレと改札階とホーム階を結ぶエレベーター等、ホーム上にはホームドアが整備されております。また、改札の外ですが、駅の北口は駅前広場から段差なく駅構内に接続しております。しかし、南口につきましては、道路から駅構内まで約1.2mの高低差となっているため、道路から6段の階段等で接続しており、高齢者や障がいのある方の円滑な通行に支障がある状況となっております。

駅南口の経路におけるバリアフリー化のこれまでの要望等の経過としましては、県内自治体等で構成され、J R 東日本への要望活動等を行う千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟において、同駅を市域に持つ船橋市が平成22年度からスロープまたはエレベーターによる段差解消を要望しております。本市においては、同同盟にて、平成29年度から船橋市と連携して要望を行っているところでございます。実際の J R 東日本との協議については、同社と船橋市、本市の担当者が一堂に会した際や、船橋市が同社千葉支社を訪問するなどして行っていました。また、本年1月には、船橋市において3者で協議することを検討しておりましたが、日程の調整が整わなかったため実現はできませんでした。このほか、本市と船橋市で年1回程度、情報交換を行っております。今後については、3者で協議できる場を設けることについて、船橋市と調整をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 正直、何も答弁は変わっておりません。強いて言えば、3者協議の場を検討したということだけでしょうか。少子高齢化の状況や市民の利便性を考えれば、J R が段差解消に乗り切れなくても、船橋市と連携をしてお金を出し合ってバリアフリー化、スロープ化をすることはそんなに難しいことではないんじゃないかなというふうに思っております。駅構内が南北に通らば、高架下の一部の利用を J R に求めて南北通路をつくることも難しいことではないと思います。

改めて再質問させていただきますが、J R 下総中山駅の南口バリアフリー化は実現可能なのでしょうか、御答弁いただきます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

船橋市が J R 東日本と協議した中で、同社からは、当該駅は既にバリアフリー経路が北口に1経路確保されており、通称バリアフリー法では基準に適合しているため整備済みの駅となっていること。また、J R としては、現在はホームドアの整備を順次進めており、複数のバリアフリー化事業を同時に行うことは難しいとのことから優先順位をつけて行っていきたいとのことであること。令和2年に改正された国の移動等円滑化の促進に関する基本方針において、2経路目の整備についてはターミナル駅等の大規模な駅が対象となっており、1日当たり乗降客数が約4万人の同駅は優先順位が低いとの見解でありました。また、船橋市からは、自治体がエレベーター設置の調査設計を自ら行うことについて、J R 東日本に協議すると伺っております。今後については、引き続き船橋市と連携し、J R 東日本への要望を行うとともに、同社がバリアフリー化を行う場合、船橋市は支援を行う

との意向を踏まえ、本市としてもできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 どう考えてもバリアフリー化の整備済みではないと思います。ほかの駅は南北ともにバリアフリー化が完成しているのですから、下総中山駅だけできていないというのはやはり納得ができないところでございます。船橋市さんの気持ちは分かりませんが、利用者のお大半が市川市民だから、船橋市が金出すのはおかしいと思っているのかもしれませんが。それこそ広域行政で連携してJRがやらないのならば、行政が動き出せばよいと思います。今後も質問を継続してまいりますので、計画を押し進めていっていただくことを強く要望させていただきます。

続きまして、7つ目、税率についてお伺いしてまいります。

ここにいる市川市議会議員の皆様や理事者の皆様、市長も含めて、必ずと言っていいほど市民の方から聞かれていることと思いますが、市川市は税金が高いとよく言われます。皆様、同様に答えているでしょうし、私も分かっておりますが、改めて質問の言質が取りたいのでお尋ねいたします。

市川市は税金が高いのでしょうか。現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市民税は地方税法に基づき、所得に応じて負担を求めると所得割と、所得にかかわらず定額の負担を求めると均等割とがあり、その合算により納税額が算出されます。具体的には、前年の1月1日から12月31日までの給与や事業利益から算定された所得に対し一律6%とされている所得割額と、3,500円の均等割額との合算となり、指定都市を除き原則全国一律となっております。固定資産税については、土地や家屋の評価額に対し標準税率1.4%で算出され、市民税と同様に原則全国一律で、県内他市町村と同じ税率となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 私も税率は一律ですので、決して高いわけではありませんと市民の方にお答えをしております。ですが、なぜかうわさが先行しております。

実際、私は今36歳です。子育て世代真っ盛り、結婚式ラッシュも一通り終えて、皆、子育てをしながらマイホームの検討や実際に購入した同級生がたくさんおります。皆、市川市は税金が高いんでしょう、ならば安い近隣市に行くよ、電車で数分の距離なら、もう少し離れるよという方がたくさんおります。以前も申し上げましたが、両親ともに市川市の方が多いのに、同窓会を行った際に約50名以上集まりましたが、市川市に現在も住んでいる方、一人暮らしも含めて1割程度もいなかったという危機的状況がございます。

改めて再質問させていただきますが、もろもろ税率は一緒の旨は理解しておりますが、なぜ市川市は税金が高いと思われているのでしょうか、本市の見解をお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

考え得る要因を申し上げますと、令和4年度の当初予算ベースで、本市1人当たりの市税負担額は近隣の人口規模に近い船橋市や松戸市、柏市に比べ高額となっていることが挙げられます。これは市民1人当たりの所得や固定資産の評価額によるものとなりますが、結果として本市の税金が高いとのイメージにつながっているものと認識しております。

なお、本市の市税収納率は8年連続で県内1位となっており、引き続き税への理解を深めていただくために市

川税務署や船橋県税事務所などと連携し、周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 そうですね。路線価が高いとか地価が高いというのは理解しております。本市ではいいことをたくさん行っております。ですが、うわさが先行している、地価が高いという現状から、若い世代は市川市を離れていってしまっています。流山市が人口増加しているのは子育て世代に手厚い、そして素晴らしい政策を行っているのはもちろんですが、路線価が市川市と比べると安いですから、そういった町には同世代は行ってしまうのかなというふうに思います。路線価、地価の価格は下げたりできませんので、よりよいサービス、他市よりもいい、他市に負けないサービスを行わなければ住民は住み着きません。他市のまねでもいいと思います。他市ができていて市川市にできない理屈はありません。各部署で他市が何をしているのか、しっかり勉強、検討していただきたいと思います。

最後の大きな項目になりますが、市長は各種答弁の際にも選挙のときのお話でも「広域行政」という単語を使っておりました。一市議会議員では、他市との連携など難しいかもしれないので、市境に住む私からしたら本当に広域行政は素晴らしいことだと思っております。

それでは、企画部にお伺いいたしますが、改めて市境の問題について個々に様々な質問をしてまいりましたが、相対的な広域行政として、本市は他自治体とはどのような連携を図っているのか、広域行政に関する考え方を伺いいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市では、市民の利便性や都市機能の向上、発展を図るため、昭和41年に船橋市、浦安市、市川市の3市の市長と議長で構成された京葉広域行政連絡協議会を設立しております。ここでは、共通する課題の解決に向けて連携、協力し、調査研究や県への要望などを行っております。また、千葉市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市で構成される湾岸の5市や、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、船橋市、習志野市、八千代市、市川市で構成される千葉県北西部の7市の企画の担当者により、広域的な課題や市民生活の利便性に関わる様々な事項について、定期的に情報交換を行っているところでございます。

先ほど各問題点などについてお答えいたしました。それぞれの分野の特性や地域間の公平性といった観点から、全てを画一的に判断するのは難しいと考えております。しかしながら、これからは住民ニーズの複雑化や多様化などにより、さらに広い分野での自治体間の連携が必要になってくると考えております。今後も市域が隣接した地域の課題の解決と市民生活の利便性の向上のため、近隣市との協力と連携を継続してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 国松議員。

○国松ひろき議員 船橋、浦安との京葉広域行政連絡協議会、湾岸5市、北西部の7市、どれも隣接市全てを賅っておりません。市長が広域行政とうたっております。ぜひ市川市を中心に船橋市、松戸市、浦安市、鎌ヶ谷市の4市が入った協議会の設立、問題の共有、サービスの一律化など検討してほしいと思います。

冒頭にも述べましたが、市長就任前からごみの問題、消防の問題、幼稚園教諭や保育士の問題、道路の問題、踏切の問題など、市境の問題をたくさん質問させていただいておりました。田中市長は広域行政について、近隣市との差、他市ができていて市川市ができていないという問題点に対してどのように考えているのか、市長の考えを聞きたかったところでございますが、本日はお休みということでございますので、まとめさせていただきます。

できることなら、駅をベースにした下総中山駅付近や原木中山駅付近、船橋法典駅付近の市川、船橋の自治会長、商店会長、消防団、神社関係、有識者、役所の職員も含めて気軽に連絡の取れる関係性をつくるための連絡協議会の設立を要望させていただきます。以前にも申しましたが、他市で猿が町なかにいた。もっと言えば、刃物を持った人がいたとか、行政区域内では周知されます。警戒もできます。ですが、市境の人は近隣他市の情報を知り得ません。危機管理の分野でお話しましたが、災害時には行政の区分なんて関係はございません。何が一番近くて何が必要なのか。もしかしたら私の家のすぐそば、船橋市側にどうしても避難が困難な方がいるかもしれない。手助けに行きたくても情報がございません。逆もしかりでございます。なぜ道を隔てただけでごみの集積方法が違うのか、ごみ袋の価格が違うのか。公のものは一律でいいんじゃないかというふうにもどうしても思ってしまう。

何度でも申し上げます。交付団体のほうがいいサービスで、不交付団体の市川市が他市のサービスよりも遅れているというのはよく分かりません。先日、読売新聞の東金市の記事を拝見しました。新生児1人に対して5万円の給付をするそうです。東金市はいいな、東金に住もうかなと思えるサービスだと思います。まねでもいいです。他市がいいことをするなら市川市もやりましょう。給食費の無償化は他市に先んじて行ったすばらしい政策だと思います。市長のそのスピード感があれば、他市から情報収集をして他市に負けないサービスだって幾らでもできると思います。土地や路線価が高いという、所有者にとってはいいことかもしれませんが、新たに購入する方からしたらマイナス要素がございます。でしたら、近隣他市よりもいいサービス、給付、子育てのしやすさ、老後の安心感、何かに特化しても構いません。他市に負けない力強い市川市になるよう、様々な施策を実施してください。それができるポテンシャルのある行政だと私は思っております。

また、押切湊橋や大洲橋の件では江戸川区とも連携を深めなければなりません。大きな事業では県や国とも連携を深めなければなりません。ぜひ広域に各種様々なところと連携を深めてください。各種要望させていただきます。

以上、私からの一般質問とさせていただきます。たくさんの部署の方、御答弁いただきありがとうございます。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

---

午後1時15分開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、保健部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 発言の訂正をお願いいたします。

午前中の国松ひろき議員の一般質問の他市との比較や問題について、(5)保健行政、子どもの歯科健診の御質問に対する答弁におきまして、「母子保健法」を「母子健康法」と申し上げましたが、正しくは「母子保健法」でありますので、訂正をお願いいたします。

○大場 諭副議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

続いて、こども政策部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 発言の訂正をお願いいたします。

午前中の長友正徳議員の一般質問中、少子化対策、子どもに関する手当や保育サービスを家族形態とは関係なく受けられるようにすることについての質問に対する答弁におきまして、令和4年6月に条約で認められたを条例で認められたと申し上げましたが、正しくは「条約」でありますので、訂正をお願いいたします。

**○大場 諭副議長** ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

日程第1一般質問を継続いたします。

かいづ勉議員。

**○かいづ 勉議員** 会派自由民主党、かいづ勉でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

本市の収蔵美術品について、どのような作品がどれくらいあるのか。また、その活用はどのようにしているのかであります。

本市は文教都市、文化都市などと言われるぐらい、古くから市民の文化的な活動が活発な町です。その先人たちの業績を表すものの一つとして、市には多くの美術品が収蔵されていると思います。ところが、記念館のある東山魁夷先生以外、その先人の遺産を有効活用しているところがいま一つ見えていないように感じています。

そこで、市の収蔵美術品はどのような作品がどれくらいあるのかお伺いしたいと思います。

そしてまた、活用はどのようにしているかという点もお願いいたします。よろしく申し上げます。

**○大場 諭副議長** 森田文化スポーツ部長。

**○森田敏裕文化スポーツ部長** 本市は日本画家の東山魁夷氏、洋画家の中山忠彦氏、彫刻家の大須賀力氏、漆工芸家の佐治賢使氏、そしてガラス工芸家の藤田喬平氏など、名誉市民の方々を含む本市ゆかりの作家の作品を中心に収蔵しております。このうち、東山魁夷記念館で保管している東山魁夷作品や資料及び関連作品の作品等は約1,200点であり、同館以外での保管としては、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び研究資料など、作家数としては100人以上、作品数としては約800点の収蔵がございます。

なお、これら収蔵品約800点のうち400点ほどが購入により取得したもので、購入額としては約5億4,000万円であり、このほかは寄贈により取得したものでございます。美術作品を良好な状態で管理していくためには、美術館の収蔵庫のように、耐火、耐震、防水、防塵及び防犯に加え、温度と湿度を一定に保つ空調設備等を備えた施設が必要となりますが、本市では、このような収蔵庫を東山魁夷記念館以外には有していないところであります。そのため、東京都江東区にある民間の保管倉庫において面積30坪、約100㎡分を契約し保管しており、保管費用は令和4年度の契約額で年間660万円となっております。

次に、活用についてであります。これらの収蔵作品の活用といたしましては、八幡市民会館の1階にあります中山忠彦メモリアルギャラリーにおいて市川市収蔵作品展として公開しており、1回当たり20から30の作品を展示し、年間3回程度の展示替えを行っているところであります。このほか、まとまった数ではございませんが、市役所第1庁舎や市川市文化会館内の応接室やロビーなどにおきましても展示を行っております。

なお、令和4年4月には、文化会館のリニューアルオープンに合わせて、ロビーに飾っている大型作品の展示替えも行ったところであります。

また、本市の施設以外での公開として、年に数点ではありますが、県内外の美術館等で開催する展覧会から出品依頼があった場合、貸出しを行っております。貸出しに当たりましては、展示の際に市川市所蔵であることを明記していただき、本市が収蔵する美術品であることが広く周知されているところであります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** かいづ議員。

**○かいづ 勉議員** 御答弁ありがとうございました。東山魁夷記念館以外で100人以上の作家さんの作品を約800

点収蔵しているということです。購入額の合計も5億円以上。それに寄贈によるものを含めると、もっと価値があるわけですね。高価なものが多いと思いますので、しっかり保管していくことは大切であると思いますが、しかし、毎年の保管についても、少なからず経費がかかっているのも事実であります。

私は、市民の財産である美術品なのですから、市民に見せていただくことが最優先であると思います。これだけの美術品を収蔵しているということは文化都市としての宣伝にもつながるわけですから、私はどんどん活用していくべきであると思います。収蔵しているだけでは、私は宝の持ち腐れになってしまうと思います。

そこで、庁舎などで美術品の展示品をもっと増やしていくことはできないのか、お考えをお示してください。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

収蔵美術作品や資料は市民にとっての貴重な財産であり、様々な機会を通じて市民の鑑賞に寄与していく必要があると考えております。一方で、将来の美術館整備を期待して寄贈された作品も多いことから、作品を良好な環境の下、寄贈時の状態を保ち、末永く継承していくことが大切であると認識しております。このことから、展示と保護のバランスを保ちながら美術作品としての活用を図ってまいりたいと考えております。

そこで、文化都市市川の顔となる庁舎等での展示につきましては、施設本来の機能を阻害しない範囲で、できるだけ多くの作品展示が可能となるよう関係部署と調整を図り、実現させていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 ありがとうございます。

それから、収蔵作品展をやっていて定期的に見られるということも、あまり知られていないように私は感じています。御答弁の中に、展示と保護のバランスを保ちながら取り扱っていきたいという答弁ですが、私には保護のほうに多くのバランスを取られているような気がします。宣伝をすることも大変重要なことで、そうすれば、少なからず関心を持っている人の心にもっと伝わっていくと思います。収蔵作品展の周知はどのように行っているのか、お願いいたします。

○大場 諭副議長 森田文化スポーツ部長。

○森田敏裕文化スポーツ部長 お答えいたします。

収蔵作品展の周知につきましては、「広報いちかわ」や市川市文化振興財団が毎月発行しているイベントガイドに逐次掲載しておりますとともに、市内文化施設を中心にポスターの掲出及びチラシの配布を行っております。また、多くの方の目に触れる屋外での取組といたしまして、JR市川駅南口ペDESTリアンデッキの駅のホームに向けたガラス壁面及び旧八幡市民談話室のスクランブル交差点に向けた壁面などにおきましても、大型ポスターを掲出し周知を図っているところであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 今、答弁の中に、JR市川駅南口のペDESTリアンデッキという、駅のホームに向けたガラス壁面という御答弁がありましたけど、ここは大変狭いんじゃないのかなと思います。そして収蔵作品の周知ですが、今後まだまだやれる部分があるのではないかと思いますよ。私はもう少し力を入れてほしいと思います。

私も時々、視察先で美術館に寄ることがあります。文化都市として、将来的に美術館を建てて、その中で美術品を使った文化振興をやっていくことも大切であると思いますし、私はいいいことだと思います。市民の財産である美術品を多くの人に見てもらうことは市民還元として大切なことだと考えます。こういう取組の積み重ねが次世代の芸術の担い手や育成にもつながると思います。文化都市という市川らしい風情や情緒の醸成につながって

いくと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

以上で美術品についての作品の質問を終わりたいと思います。

次に、曾谷2丁目春日神社前の信号機設置は近隣住民の方々から多数の要望があり、地域の生活の安全のためにも信号機設置が早急に必要と思われる。市の認識をお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

曾谷2丁目春日神社前の交差点は、東西に延びる県道高塚新田市川線に北から市道2084号、南から市道2095号が接続する十字路の交差点であり、交差点西側には横断歩道が設置されております。この交差点に対しましては本市にも要望が寄せられており、過去10年間において、平成30年度に3件ほど信号機設置の要望もございました。信号機設置については千葉県警察が所管でありますことから、窓口である市川警察署に連絡し、平成30年8月に市川警察署と市で現場の状況の確認を行っております。当時、市川警察署の見解としては、信号機の設置に当たって必要な建柱スペースがないことから設置は困難とのことでありました。このことから、まずは県道の安全対策として、薄れている横断歩道やセンターラインの復旧に努めることとしておりました。また、市道側の安全対策としては、交差点に進入する際は見通しの悪い3方向を見通すためのカーブミラーを以前から設置しており、安全確保に努めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございます。この交差点は度々事故が発生し、近隣住民の方々から、地域の生活の安全のために信号機を設置してほしいとの要望がたくさん上がっています。私はこの信号機設置が早急に必要と思います。

本日、たまたま同僚議員の細田議員から、この春日神社前で約1か月前ですが、2月4日にスポーツカーとワゴンボックスカーが衝突事故を起こして大事故となったと聞きました。これまでにこういうことに対しての信号機設置の要望が何件上がっているのか。その内容と、それに対してどのように対応してきたのかお伺いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この交差点に対する本市に寄せられた要望としては、先ほどと繰り返しになりますが、平成25年4月から令和4年12月までの10年間で、平成30年度に3件の信号機設置の要望がございました。これに伴いまして、市としては、千葉県警察が信号機設置の所管でありますことから千葉県警察と市川警察に連絡し、現場の確認を行ったところでございます。市道側からの安全対策としては、交差点に進入する際に見通しの悪い方向を見通すためのカーブミラーについて以前から設置をしており、安全確保に努めておりました。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございます。今、御答弁の中に建柱スペースという言葉がありましたけど、「ケンチュウ」、「建設」の「建」に「柱」、いわゆる信号機の柱です。この信号機の柱というのは、そんなに場所を取らないと思います。ですから、建柱スペースがないということは、私はちょっと考えられない。このところには春日神社がありますし、塀がしてあって、春日神社に協力してもらって塀を下げたり、それからもう一つは、スーパーがありますが、そこだって建物が即道路に面しているんじゃないで、道路から建物の距離がかなりあります。ですから、この建柱スペースがないということは私は考えにくい。ぜひそういうことを何とか解消



するためにミラーを設置していただきたいと思います。

過去に信号機設置の要望が、警察署と現場状況の確認が行われて、平成30年に設置が難しいとされたということは分かりましたが、それからまた4年たって、その後の県道の安全対策、市道のカーブミラーなどが安全対策として取られていることですが、この交差点では、先ほど言いましたように、同僚議員からも、その後も1か月前ぐらいに大事故があったと。事故が大変頻発していますので、先ほど私が言いましたように、何とかその建柱ですか。信号機の柱を2つ建てることに努力できないものか、御答弁をお願いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

最近の大きな事故を受けまして、その後も市と警察主導の下で県道部の立会いを県の葛南土木事務所としております。この立会いにより実施することとなった安全対策については、県道側、市道側にも交差点事故の注意喚起の看板や外側線の設置、県道側の外側線上へのオレンジポールの設置、カーブミラーの調整や道路に張り出している神社境内の樹木の剪定などを行うこととなっております。現在まで実施状況といたしましては、注意喚起看板の2か所の設置、カーブミラーの調整、樹木の剪定等については完了させ、千葉県による外側線の設置についても完了しているところでございます。今後、県により設置された外側線上へ市がオレンジのポールを設置する予定でございます。

また、御質問の、さらに事故等も発生するなど安全性が懸念されるところでもありますので、引き続き信号機を設置するための用地の確保及び設置を含めた安全対策について、千葉県警察と協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいつ議員。

○かいつ 勉議員 御答弁ありがとうございます。この安全対策というのを一生懸命努力しているというのは分かりましたけど、このオレンジポールというのはどのようなものなのか、私、よく分からないので、もう一度説明してくれますか。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

オレンジポールにつきましては、ポール直径が10cmに足らない5cmから10cmほどのポールで樹脂製でできております。遠くからも視認性等がありますので、外側線、道路の線形等を標示し、車の通るカーブの線形ですとか、そういったものを誘導するのには役立つ有効なものでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいつ議員。

○かいつ 勉議員 御答弁ありがとうございます。いま一つ、このオレンジポールの交通に対する安全性というのは伝わってこないんですが、要するに私は、最初から質問していますように、近隣の約2,000名の方たちが署名して信号機設置をお願いしたいということなので、その中には「ケンチュウ」というんですか、「建設」の「建」に「柱」、信号機の柱を建てる場所がないということなんですけど、私も過去に信号機は幾つもつけています。

真間小学校の前も、もう何年になるか忘れちゃったけど、PTA会長が何とかこの小学校の前に信号機をつけてもらえないだろうかと。朝は、あそこは物すごい勢いで車が走り抜ける。実際見ましたが、結構車が通るんですね。それで信号機設置の場所、あそこは御覧になった方もいらっしゃると思うんですが、道幅が狭いんです。だから、信号機がつけられないということを言われたので、市川市の交通警察の課長さんと一緒に現場を見て、

斜めに一つ建柱というんですか、それを文房具屋さんのほうの敷地内をお願いして建てて、それで信号機がついたといういきさつもありますので、何とかこの場所の信号機設置を——やはり周りの人、先ほど言いましたように、春日神社とか、買物をするデパートとか、そういうところに私はお願いしていないんじゃないかと。何とかそういう人、そういう場所をお願いして、信号機設置というものをぜひ完成していただきたいなど。建柱が建てられないということの答弁でしたが、あそこは十字路口も結構広いですから、そういう場所をお願いして建てられるよう、信号機が設置できるよう、私は努力すべきだと思いますが、そういう点について今後どういう考えでやっていってくださるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

信号を建てる場所が民有地、そういった場所が必要になるということも、市内、ほかにもあって、そういう場所であるというのは承知しております。御質問者のおっしゃるとおり、民有地であるならば、県道の管理者であります県、そして警察で市川市も協力しながら、民有地の方の意向を確認しながら信号機が設置できるように協議、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 かいづ議員。

○かいづ 勉議員 御答弁ありがとうございました。何か私の手柄話というか、自分の実績を誇るような言い方をしちゃって大変申し訳ないんですが、市川駅から真っすぐ北のほうに行くと国道があります。あの国道が、京成のほうから来て右へ東京のほうに曲がるのにすごい混んじゃっていたんです。それも、赤信号だと右へ曲がれなかったんです。それで多くの住民の方たちから、何とかここへ、信号は赤だけど、矢印を青にしてもらって東京方面に流れるようにしてもらえないかと言いましたところ、やはり市川警察では道路幅が狭い、駄目だと。しかし、私は、市の道路のところ松とか、それから、いろいろな催物みたいな看板みたいなのが立っていたので、じゃ、それを少し端のほうに動かせば道路幅も広がるということで道路幅を広げて、そして市川警察の許可をもらって、あそこは東京、市川橋のほうに行くのに、赤でも矢印の青が出てスムーズにいったいきさつがあります。

ですから、信号機設置と言ったらいろいろと難しいと思いますが、一つ一つ駄目だということを解消していく努力が必要で、それが市民の命を守るということにつながりますので、どうぞこれから、春日神社と、それから、あそこのデパートというか、買物する商店がありますけど、そこに先ほど言いましたように協力してもらって建柱が建てられるようにしていただきたいと。何度も言いますが、御答弁は結構です。何とかそういう努力をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 廣田徳子議員。

○廣田徳子議員 日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初の大項目、高齢者支援についてです。

7年前、国の地域包括支援センターの名称を、本市では高齢者サポートセンターとしてスタートしました。この間、行徳地域の3つの高齢者サポートセンターにそれぞれ聞き取りをいたしました。少し御紹介したいと思います。

7年前とは違い、高齢化が進んでいるのがよく分かる。以前は相談者のところに市の職員も一緒に伺っていたが、専門職がないのでと言われる。講座など、計画書を市に提出してから実施しますが、終わって参加者の要

望など報告しても対応がないように思います。転倒してすぐに介護保険は使えないので、認定されるまでの間、何か支援する方法はないのかなど、日頃地域の中で活動し、様々な相談に対応されていることがよく分かりました。しかし、その中で対応し切れないこともあると話していました。

(1)として、高齢者サポートセンターへの委託している業務内容と今後の高齢者支援の在り方について伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者サポートセンターは、市川市自治会連合協議会の地区割を基本として市内15か所に設置しております。配置人員については、介護保険法施行規則に従い、市川市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例において規定し、高齢者サポートセンターの担当する区域において、第1号被保険者数のおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの3職種を配置しております。さらに、6,000人以上の区域には、2,000人ごとに保健師などの専門職員を1名置くこととしております。令和4年度の委託契約では、高齢者サポートセンター全体で84名の職員を配置することとしており、高齢者の健康や介護など様々な相談に応じております。

業務内容と相談件数でございます。業務内容は、介護保険法の規定により、主に包括的支援事業と指定介護予防支援事業となっております。包括的支援事業では、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務の4つとなっております。高齢者サポートセンターに寄せられる相談は介護申請に関すること、高齢者虐待に関すること、認知症に関することなど、多岐にわたっております。過去3年の相談件数は、令和元年度は約5万2,000件、令和2年度、令和3年度はともに約5万6,000件となっており、コロナ禍でも寄せられる相談は多い状況と認識しております。

次に、高齢者サポートセンターと市の連携についてでございます。市では、日々高齢者サポートセンターからの相談や報告を受けております。例えば虐待や認知症状の進行による支援困難ケースの処遇についてなどは、高齢者サポートセンターだけに任せるのではなく、庁内関係各課の職員とチームとなって支援する体制を迅速に整えられるよう後方支援を行っております。

最後に、今後の高齢者サポートセンターを支援する体制についてでございます。高齢化の進行や生活環境の変化などにより、高齢者サポートセンターに求められるニーズはますます多様化するものと考えております。それに応えるためにも相談支援体制の強化は重要でございます。現在、認知症の状態に応じて必要なサービスの提供のため、地域の支援機関との連携支援や相談業務などを行う認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンターに配置することで相談支援体制の連携の強化などを進めております。また、令和5年度には、地域のニーズと社会資源をつなげる役割を担う生活支援コーディネーターを高齢者サポートセンターに配置することも検討しております。今後も高齢者に寄り添った相談支援となるよう、高齢者サポートセンターの資質の向上及び適正な人員の配置、育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 今伺っただけでも大変多くの業務があり、人数が足りないのではないかと考えます。行徳地域の3か所について、それぞれの配置人数を教えてください。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

行徳地域には高齢者サポートセンター行徳及び南行徳第一、南行徳第二を設置しております。配置人員は、高

高齢者サポートセンター行徳と南行徳第一はおのおの7名で、南行徳第二は6名となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 相談件数が市内、年間で5万6,000件、単純に15か所、1年間で約220日の稼働日だとすると、1日16件ほどの相談があることとなります。高齢者サポートセンターから人が足りないとの声は届いていないのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

一部の高齢者サポートセンターからは、人員の配置に苦慮していると聞いております。本市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、認知症地域支援推進員と生活支援コーディネーターの配置を進めることで高齢者サポートセンター内の人員体制の強化と負担の軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 声があるのであれば早急に対応していただくことをお願いしたいと思います。

高齢者サポートセンターの話ですと、市からの支援があまりないという印象でしたが、具体的にどのような支援を行っているのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

具体的な支援といたしましては、支援困難なケースについて、精神科医や弁護士からアドバイスをもらう会議を市で主催し、対応しております。また、高齢者サポートセンターの管理者を集めた管理者会議や支援方針を話し合う虐待ケース会議などを開催し、情報の共有を図るとともに資質の向上のための研修を行っております。全ての会議や研修に市の職員が出席し、高齢者サポートセンターとの連携強化に努めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 御答弁の中で、新たに生活支援コーディネーターの配置を検討中だということですが、既に高齢者サポートセンターでは、地域の中で認知症で徘徊の心配があることが分かると、地域の自治会やケースワーカー、民生委員や家族も同席して対策を考えるようなことは随分前から行っています。認知症になられた方を知っていたので参加しました。ますますこのようなケースが多くなることで、すぐにでもさらなる人員配置が必要だと考えます。

生活支援コーディネーターと高齢者サポートセンターとの関わり、役割はどのようになりますか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

生活支援コーディネーターは高齢者の在宅生活を支えるため、介護事業者だけでなく、ボランティアやNPO法人、民間企業を含めて多様な主体による生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を支援する役割を担っております。現在、市川市社会福祉協議会の委託により、本市では生活支援コーディネーターをコミュニティワーカーと呼称して4名配置し、高齢者サポートセンターなどの関係機関や自治会、町会、民生委員、高齢者クラブ、ボランティア団体といった地域で活動する多様な主体と連携し、地域における支え合いの体制づくりを推進しております。具体的な活動としては、住民主体の通いの場や生活支援の活動といった地域資源の開発、地域ケア会議等で把握した高齢者の支援ニーズに対し地域資源を提案するなどのマッチング、地域住民をはじめ行政や

関係機関、団体の情報共有の場の設定など、様々な取組を展開しております。今後、高齢者サポートセンターの機能の強化と職員の負担軽減に取り組むため、生活支援コーディネーターの高齢者サポートセンターへの配置について具体的な検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 廣田議員。**

**○廣田徳子議員** ありがとうございます。いろいろ伺いました。現状では、市としてもいろいろと検討を進めているようですが、高齢者サポートセンターとしては、まだかゆいところに手が届いていないといたしますか、今やってほしいこと、考えていることが少々ずれ違っているような気がします。高齢者サポートセンターを市民に知っていただいているのは大変うれしいと、高齢者サポートセンターの職員の方が話されていましたが、業務は7年前よりも増えて手が回らないというのが本音のようでした。また、介護の認定までいかない方の御相談も多いようで、身近なところに自由に行き来ができるサロンのようなところが欲しいと話されていました。地域の中にもどのような方が住んでいるのか、今後を見通していくためにも、そのようなサロンが必要だということです。

今回の質問で、市は高齢者サポートセンターに対して支援をしていく考えがあることを伺うことができました。ぜひスピード感を持って、高齢社会に迫いつくのではなく、先回りして市民が安心して年を重ねられるようにお願いいたします。

次に、(2)として独り暮らしの高齢者への支援について伺います。

死後の葬儀や家財処分など、サポートするなごやかエンディングサポート事業を行っている名古屋市を視察しました。年齢や幾つかの要件はありますが、あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の契約者が亡くなられたとき、その預託金で葬儀、納骨、死亡後の債務の支払い、行政への各種手続などを行う事業です。この事業は亡くなった後だけではなく、生前も見守りや安否確認、入院するときの荷物準備から付添い、貴重品の預かりなどのサポートもあります。契約までの流れは、面談でお困りごとや希望を聞き、十分な話し合いを持って契約するそうです。名古屋市は、この事業を社会福祉協議会へ委託していました。名古屋市はこの事業を始めるに当たり、先行自治体が少ない中で、既にある成年後見制度や民間と同じような事業のすみ分けなどに留意し、既存の制度を使えない低所得者を対象にするとともに、誰もが使えるようなサービス内容や預託金の調整に苦労されたようです。今後、本市においてもこのような制度が必要だと考えますが、本市の状況を伺います。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

市や高齢者サポートセンターにも、独り暮らしや身寄りのない高齢者から、自分の死後の手続をどうすればよいのかという相談は寄せられております。自分の死後、葬儀や賃貸物件の明渡しの手続などをお願いできる親族のいない方は、死後の事務委任契約を利用するという方法を御案内しています。この契約では、委任したい事項、例えば医療費や介護施設利用料の支払い、相続人や関係者への連絡、葬儀、埋葬の手配、賃貸物件の明渡しに関する事務などについて生前に契約しておくもので、誰に委任するかについての制約はなく、友人や知人または弁護士、司法書士、行政書士などの専門職に依頼することもできます。また、認知症となり、自分で様々な手続ができなくなることも考えられます。そのような場合に備えて、今申し上げました死後事務委任契約だけでなく、任意後見契約や財産の継承については、遺言書を併せて作成する方法もございます。本市といたしましては、このような制度を不安を抱える方に知っていただけるよう、今後も高齢者サポートセンターの講座の開催や市公式ウェブサイトなどにて周知を図ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 廣田議員。**

○**廣田徳子議員** 伺いました。様々な方法があることは分かりました。しかし、相談に行かなければならない内容です。制度として構築し、市民に周知してほしいと考えます。

高齢者への支援は今後ますます多様化し、件数も増えていきます。多くの高齢者は、家で最期を迎えたいと思っています。しかし、そこへの支援があまりありません。3月4日号の広報にも多くのシニアカレッジの案内が載っていました。しかし、いきいきセンターが近くにない方にとっては、行くことが難しいと聞きます。誰もが迎える高齢期、市川なら安心だと言っただけのように、今後も支援を充実していただきたいことを要望して、次の質問に進みます。

次の大項目は、保育園の職員の処遇についてです。

ここ数年で保育園の整備が進み、2年連続で国基準待機児童がゼロになったことはうれしいことです。しかし、保育士が足りないという声も多く聞いています。全国でも痛ましい事故や事件が起り、子どもの安全の確保ができない状況にあります。保育園で働きたい、また、職員が長く働き続けるためにはどうしたらいいのか。今回の質問では、保育園の運営費のうち、人件費が大半を占めていると認識していますが、保育園によって給料の差が大きい、人件費として適切に使われていないのではと懸念が生じます。

そこで、保育園の運営費における人件費の割合はどのようになっているのか伺います。

○**大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

○**秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

保育所、認定こども園、小規模保育事業所などの運営費における人件費の割合といたしましては、国において、児童1人当たりの運営費単価として公定価格を定める中で、人件費の割合は約7割と想定されております。保育所等に対しましては、この公定価格を基本額として保育士等の処遇改善等の金額を加算し、運営費として支払っております。

次に、運営費の保育所での用途につきましては、国の通知において、運営費の区分ごとに人件費や事業費、管理費といった目的別に用途制限が設けられております。しかし、職員配置や人件費の運用が適正に行われていることや、延長保育や一時預かりなどの利用者や地域ニーズを踏まえた事業を実施していることなど、国が示す一定の要件を満たした場合には、制限を超えて使用することができる弾力的な運用も認められているところであります。一方、認定こども園や小規模保育事業所などの施設では保育所のような制限は設けられていないことから、職員の賃金の改善に確実に充てることとされている処遇改善等の加算の一部以外については、運営事業者や各施設の経営状況に合わせて柔軟に運用することが可能となっております。

御質問の本市の保育所等における人件費の割合の状況であります。令和3年度の実績といたしまして、人件費割合が70%以上の施設が約3割、50%以上70%未満の施設が同じく約3割、50%未満の施設が約4割となっております。

以上でございます。

○**大場 諭副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 公定価格から言えば7割程度と想定しているにもかかわらず、本市では7割以下が70%というのにはあまりにも低い水準になっていると言わざるを得ません。本市は単独加算で職員の配置基準向上加算や保育士等の職員処遇改善加算があります。有効に使われていないのではないのでしょうか。この公定価格にはどのような項目が含まれているのか伺います。

○**大場 諭副議長** 秋本こども政策部長。

○**秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

公定価格に含まれる内容といたしましては、人件費のほかに管理費と事業費が含まれます。管理費は、主に設

備などの維持管理経費、土地建物の賃借料などの物件費及び職員の健康管理や研修にかかる費用などとなっております。また、事業費は、入所児童の処遇に直接必要な一切の経費と規定されており、例えば児童の教育や保育に必要な教材費などとなっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 長く働き続けるためには、職場での人間関係や働きやすさなど様々あります。給料が全てではありませんが、大きな要因だと考えます。人件費をきちんと支払えば保育士が定着しますが、内部留保や目的外に使われ、人件費に十分充てられていないと保育士が長く働き続けることが難しくなります。そうなりますと、保育士探しをするものの、なかなか見つからず、人材派遣などに依頼すると多額の費用がかかる。当然、それも運営費の中でやりくりするわけですから、人件費には使えないあげく、給料が安いという具合に悪循環が生まれます。

そこで事業者を選定する際、保育職員への給料の考え方、先ほども申し上げましたが、本市は独自の加算をしているわけですから、人件費として活用するように伝えているのか。全国に展開しているような事業者の給与体系はどのようになっているか、どんな確認をされているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

運営事業者の公募におきましては、申請書類の一つとして資金計画書があり、その中でモデル給与表の提出を求めています。提出された給付表については、他の申請書類とともに税理士など専門職を含む評価委員が確認し、審査会において直接事業者ヒアリングを行い、保育士の処遇改善に力を入れるよう意見を述べております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 人件費の割合が低い施設に対しても同額の運営費が支払われるのはおかしいと思います。本市において、人件費の割合の改善のためにやっている取組があるのかを伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市におきましては、保育士等の人件費の改善のため、市独自の加算制度といたしまして、市川市保育士等職員処遇改善加算を設けております。この加算は、人件費の割合が高い施設に対して給与等の上乗せがより多くなるようになっており、加算した金額が職員へ支払われているかという点についても、賃金台帳などにより確認をしております。この仕組みによりまして、運営事業者が職員の処遇を向上させる動機づけとなり、施設の人件費割合も高められるよう導いていけるものと考えております。さらに、職員の処遇改善が確実に行われることにより、職員の定着率を上げる効果も期待できると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 昨年、国は3%、約9,000円程度の処遇改善も事業所ごとに配分方法がそれぞれでした。国は、令和5年度も1年間の必要な経費を計上するとしています。いわゆる岸田手当です。国や県から来たとしても、私たちの税金であることには間違いありません。御答弁にありましたように、賃金改善につながる制度となるような方法について、市として考えているとありますが、どんな内容か伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

あくまで1つの例としてでございますが、市独自加算の支給条件といたしまして、国の処遇改善の加算分について、人件費以外の目的に使うことを制限するという要件を設けることなども考えておりますが、現時点におきましては、国において弾力的に運用することが認められていることから、本市といたしましては慎重な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 施設の人件費比率を公表する仕組みとすれば、職員の募集に際し選ぶ基準となり、人件費比率の高い施設へ就職しやすくなると考えますが、公表することに対しての市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

人件費比率の公表につきましては、東京都において、職員の処遇改善に関する補助金の支給要件の一つとして、人件費比率も含めた財務情報等の公表を定めております。本市におきましても、同様の取組を実施することについて、保育士の確保や保育の質の向上、また保護者の保育園選びの目安になるなどの視点に着目して、公表の効果について調査研究を行っているところであります。今後はさらに調査を進め、関係者の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 公表することで一定の成果はあると思います。しかし、公定価格を決める際に人件費の割合を約7割としていることから、まずはそこをしっかりと守らせるべきだと考えます。補助金を職員のために適正に支払うよう、市の指導を強化するべきだと考えます。民間の事業者だから、市が言えないというのは違うのでしょうか。公立で働いていても民間で働いても保育士が同じ給料をもらえるようにと、市川市が進めてきた補助金の意味をもう一度再認識していただきたいと切に思います。

次に移ります。シェアサイクルについてです。

この事業がスタートして5か月になります。行徳地域には全体の半分以上の箇所数と台数が置かれています。よく目にするのが南行徳市民センターや南行徳公民館、行徳支所、妙典近くにある白妙公園などですが、全て電動アシスト自転車なので、正直、当初はどのくらいの利用があるのかなと思っていました。

(1)として、利用状況について伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市川市シェアサイクル事業は、既存の公共交通を補完する目的として、また車に代わる移動手段として、環境負荷の低減、災害時の有効活用、町の活性化、運動効果による健康増進等を目指し、官民の協働事業として全国展開しているOpenStreet株式会社と協定を結び、昨年9月17日より供用を開始して5か月から6か月経過したところでございます。

利用状況につきましては、1月末までの報告を受けている中ですが、開始当初からの利用者数は延べ約5,700人、利用回数が延べ約1万5,600回、自転車の稼働台数は約2,500台、1人の平均利用回数は2.7回でございました。また、直近の1月の利用者数におきましては約1,500人、利用回数が約3,200回、自転車の稼働台数は650台、1人の平均利用回数は2.1回でございました。月ごとの傾向としましては、10月から12月までの1か月の利用者数はおおよそ2,000人でありましたが、1月におきましては、厳冬期に入ったこともあり、約1,500人と利用



が減少した結果となっております。このことについて、協定事業者によりますと、春を迎え、暖かくなると全体的に利用者数は上昇するとのことでございます。

また、このほかの利用実態としましては、利用場所の上位3か所は、1位は東西線妙典駅前の白妙公園、2位はJR市川駅北口、現在の市本の脇になります。3位は八幡第7駐輪場、八幡2丁目地先、東京ベイ信金の裏側となっており、曜日別における1日の利用回数においては、月曜日から金曜日は約1,700回から1,900回、土曜日、日曜日では約3,200回と、土日の利用者が多い傾向となっております。このほか移動の傾向としましては、市内での移動が約60%、市内から市外へは約20%、市外から市内へは約20%となっております。利用時間帯比率においては、正午から午後6時の時間帯に集中しており、1日における時間帯比率の5割を占めております。また、このほかの特徴としましては、終電後1時間の利用が時間帯比率で5%前後となっており、深夜の他の時間帯が2%前後であることから、終電後の電車等に代わる公共交通の代替手段として機能していることが確認できたところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 予想以上に利用されていることが分かりました。

先日、南行徳のロータリー近くで自転車整理をされている方にお話を伺いました。自転車を借りようとスマートフォンでアプリを読み込んだ後、自転車のバッテリーがなく借りることができなかった上、初回の料金が引かれてしまったという人がいたそうです。バッテリーだけでなく、パンクに気がつかず手続をしてしまった場合、どのような対応になるか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

利用開始の際に自転車の不具合に気づいた場合におきましては、別の車両を予約し直して利用していただくこととなります。この場合、最初の利用開始から3分以内に同一のステーションに返却することができれば料金はかかりません。また、不具合が発生した場合の連絡につきましては、スマートフォンアプリ内のヘルプのページの自転車の不具合フォームより状況をお知らせする仕組みとなっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 利用されればされるほどバッテリーもなくなるでしょうし、パンクまではいかなくても空気が少なくなっていることもあると思います。日頃の自転車のメンテナンスはどのようになっているのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

自転車のメンテナンスにつきましては、協定事業者により、1週間から2週間に1回程度、自転車のバッテリー交換やタイヤ、ブレーキ等のメンテナンスが行われております。また、使用中に故障等の不具合が発生した場合におきましては、直ちに利用を中止し、最寄りのステーションに返却していただき、アプリを通じて不具合等の連絡をしていただければ故障発生以降の料金は課金されません。

なお、協定事業者側では速やかに不具合を解消できるよう、利用者が不具合等を見つけた場合には、直ちに連絡等をいただきたいとのことをアプリを通じてお知らせをしております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 借りた自転車で転んでしまった場合や事故に巻き込まれてしまった場合、保険などの対応はあ

るのか、大変心配になりますが、どのような対応になりますか。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

事故等への対応についてでございますが、事故に遭った際はすぐに警察に連絡をしていただき、警察への連絡後、アプリ内のヘルプページの「事故に遭った・起こした」の項目より保険会社の専用窓口で連絡していただくこととなります。自転車は全て車両保険に加入しているため、アプリ内で保険会社の専用窓口で連絡することで、該当の保険を適用して補償を受けることができることとなります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 先日、南行徳市民センターに行きますと、もともと3台しか置く場所がありませんが、全部借りられて1台も置いてありませんでした。また、返却するときにはいっぱい置くことができない場合はどうしたらいいのでしょうか、伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

シェアサイクル自転車にはGPSが内蔵されており、あらかじめアプリを通じてステーションのある自転車の設置状況を確認できるようになっております。利用者はアプリで事前に予約することで借りたいステーションでの利用が可能となります。しかし、予約をせずに利用したい場合でステーションに自転車がない場合は、アプリで周辺のステーションの自転車設置状況を確認していただき、利用可能なステーションに移動して利用していただくこととなります。また、返却に関しましても、近くのステーションに返却したい場合に、返却したいステーションが満車の場合は返却できません。このことから、自転車の返却につきましても、同様に事前に空き状況を確認し、予約してから返却することで満車で返却できないといったことがなくなります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 いろいろ対応を伺いましたが、急いでいるときにはちょっと面倒だなという感想です。

(2)として伺います。今後の考え方についてお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

サイクルステーションにつきましては、事業の開始当初はJR総武線、東京メトロ東西線の駅を中心に付近の公共施設24か所を選定しステーションを設置し、開始いたしました。その後、民間企業の不動産会社や倉庫会社の敷地にも設置しており、本年2月末現在では、市内公共施設32か所と民間4か所の合わせて36か所となっております。今後も市役所の第1庁舎及び第2庁舎をはじめステーションの設置可能な公共施設等を検討し、増設していく予定でございます。また、並行して、市では民間企業からの設置希望や設置協力の申出を受けた場合は協定事業者と協力して調整を行っているところでございます。

一方で今後の課題といたしましては、近隣市との市境や市内のステーション空白域への設置が重要と考えますが、これらの地域においては公共施設等が少ないことから、民間企業の所有する敷地等へのステーション設置を考えていく必要がございます。市といたしましても、引き続き民間施設へのステーション設置について、協定事業者へ協力しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○**廣田徳子議員** 警察によりますと、市川市は交通事故のうち、自転車に関係する事故がおよそ全体の40%を占めているそうです。千葉県内の平均は約25%ですから、市川市は自転車事故が多いと言えます。現在、飲食を運んでいるバイクや自転車も多く、冷やりとすることがあります。また、レンタルということで、ふだん乗り慣れていない自転車ということもあり、さらに事故が増えるのではないかと懸念しています。その点、市としてはどのようにお考えなのか伺います。

○**大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

○**藤田泰博道路交通部長** お答えします。

事故防止への対応といたしましては、走行環境等のハード面とマナー啓発等のソフト面の充実化を進めているところでございます。ハード面といたしましては、令和5年度からは、これまで実施してきた市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づく自転車レーン等の整備に加え、走行マナー等のルールの見える化にも通じるピクトグラム等や、矢羽根などで自転車が走行すべき箇所を明示する自転車走行環境整備も実施していく予定であり、一層の自転車利用環境の充実に努めてまいります。また、ソフト面においては、自転車の安全利用について、幼児から成人まで各世代に向けた安全利用の講習会を開催しており、今年度からは一般の成人向けの講習会を開催するなど、力を入れているところでございます。このほか、交通マナーにつきましては、パンフレット等の自治会回覧による啓発や地元警察と協力した街頭啓発活動等にも取り組んでいるところでございます。こうしたことで交通ルール等の周知を図り、交通事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**大場 諭副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** ありがとうございます。安全に乗れば大変便利だとは思いますが、しかし、スマホを活用している人しか利用できません。利用者への安全対策やマナーを最新の広報にも掲載されていましたが、小さいお子さんから高齢者まで全ての方に周知をしていただきたいと思っております。

そこで1つ要望ですが、びあばーく妙典が完成するまでに、できれば妙典駅のロータリー側とびあばーく妙典にぜひ設置していただき、子どもを乗せられるような椅子付きの自転車をお願いしたいと思います。

次に進みます。最後の項目です。事業の委託や民営化に対する本市の今後の考え方について伺います。

本市は、これまで高齢者施設やワークス、一部の保育園やリハビリテーション病院などを民営化してきました。予算書などを見ても、委託業務が大変多くあります。これら委託や民営化に当たって、どのような考えに基づいて行っているのか伺います。

○**大場 諭副議長** 小沢企画部長。

○**小沢俊也企画部長** お答えいたします。

今後、本市におきましても、少子高齢化に伴う人口減少が予測される中、生産年齢人口の減少による市税収入への影響が懸念されております。一方で、社会保障関連経費や老朽化が進む公共施設の維持管理や修繕などの経費が増加することが考えられます。社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、持続可能な行政運営を行うためには、自治体と民間が適切に役割分担を行い、民間のノウハウやアイデア等の経営資源を行政サービスに活用していくことが必要であると考えております。これまでも委託や民営化などを行う際には、それぞれの業務の内容に応じて、市民にとって、よりよいサービスを効率的かつ効果的に提供できる方法を選択してきており、今後につきましても、このような考え方に基づいて業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**大場 諭副議長** 廣田議員。

○**廣田徳子議員** それぞれの業務内容に応じてということですが、委託している業務には専門性の高い業務か

ら、専門性は低くても大量な業務をこなさなければならないものまで様々な内容だと思えます。今後行われるクリーンセンターのDBO方式、本定例会の共産党の代表質問の御答弁でも、デメリットを行政側の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなる傾向があるとしていました。また、市民の声を反映させるためにモニタリングの実施をするということですが、市として、業務委託することでどのような課題を認識されているのか伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

民間事業者に委託する例といたしましては、入力作業など定型的な業務を切り分けする場合、コンサル業務、調査業務など、市が有していない高度な知識やスキルを必要とする場合、イベントやコールセンターなど、民間のノウハウを活用する場合などが挙げられます。いずれの場合でも公権力の行使などの法的な問題がないことを確認した上で、市が直接行うことより民間事業者が行うことのほうが望ましいと判断したものを委託しております。また、業務を委託した際には、業務が停滞することなく円滑に進められるよう、常に委託した業務の管理と業務内容などの確認を怠らないことが重要であると考えております。このように、委託することで民間事業者の専門的な知識や技術を活用できる一方で、職員が長年培ってきた知識や経験の継承が薄れていくことが課題の一つであると認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 そのとおりだと思います。これまで職員の方が長年培ってきた知識や経験の継承が薄れていくことは、最初に質問させていただいた高齢者サポートセンターへの委託で、これまで市の中に専門的な資格や知識を持っていた人が少なくなったとの指摘が高齢者サポートセンターからもありました。利益を追求しない行政の市民へのサービスが確保できないのではと危惧します。

このような課題のある中、本市は今後具体的にどのような業務を委託、民営化していく考えなのか伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

既存の業務につきましては、これまで様々な角度から点検を行い、業務の効率化や経費の削減が見込まれるものや市民サービスの向上が期待できるものにつきましては、委託や民営化を進めてまいりました。また、特に新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種業務や各種給付金に関する業務など、突発的な業務に迅速に対応するためには、職員のマンパワーだけでなく、民間事業者を活用する必要性を改めて認識したところでございます。今後も情報技術の進展や社会情勢の変化、委託や民営化に関する課題への対応などを踏まえた上で、これまで以上に市民サービスの向上が見込まれる業務につきましては、様々な手法を検討することが重要であると認識しておりますが、その際には業務の内容などをいま一度精査して進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 廣田議員。

○廣田徳子議員 市が直営で行っていたときは多少の無理も聞き入れてきた事業もあると思えます。民営化したことで事業者へ厳しく指導ができなくなり、賃金がなかなか上がらない、就業規則まで口を出せないということもあると思えます。保育園の民営化でも、審査段階では公立保育園以上のサービスができる事業者を選定をしているといますが、将来少子化で運営が厳しくなったときには今と同じようにはいかないと思えます。御答弁の中に「市民サービス」という言葉が多く出ています。行政の本来の役割、市民へのサービスを念頭に置いていただき、引き続き行政でできるものは行政で行っていただきたいとお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時36分休憩

午後 3 時15分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

金子貞作議員。

○金子貞作議員 日本共産党の金子貞作です。間もなく 3 月11日がやってきます。12年前の私の一般質問の最中に東日本大震災が発生しました。そして、福島原発の水素爆発を起こしました。2 万人以上の方が亡くなっており、1 か月前はトルコ・シリア地震で 5 万人以上の方が亡くなっており、亡くなられた方々への哀悼の意を表するとともに、被災された方々の一日も早い日常が取り戻せるようお願いしております。

それでは、一般質問を通告に沿って行います。

まず、道路・交通行政について。

(1)外環道路開通に伴う現状と課題について。アとして、北東部地域の交通量の現状と渋滞、環境対策について。

2018年 6 月、外環道路千葉区間が開通し、渋滞緩和になったところもありましたが、その後、県道高塚新田市川線の交通量が急増しています。開通前と比べ、交通量の変化はどのようになっているのか。また、渋滞や環境対策は進んでいるのかどうか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

平成30年 6 月に外環道路千葉県区間が開通し、国が開通後の整備効果を平成31年 1 月と令和元年12月に公表しております。平成31年 1 月の公表では、市川、松戸市内の主要な一般道路の交通量が約 1 割減少し、渋滞による損失時間が約 2 割減少したことが挙げられております。北東部における整備効果といたしましては、令和元年12月の公表において、県道松戸原木線と県道市川印西線——木下街道ですが、これが交差する北方十字路において、開通前の 1 日当たりの交通量が約 2 万600台であったのに対し開通後の交通量は約 1 万8,500台となり、約 10%減少したことが挙げられております。本市における同交差点での調査結果につきましても、原木インターチェンジから高塚新田方面へ向かう渋滞長が、開通前は朝のピーク時に約 580m であり、交差点を通過するために約 13 分要していましたが、開通後は渋滞長が約 240m、通過時間は約 5 分に減少していることから、渋滞の減少やこれに伴う大気汚染といった環境負荷の軽減に効果があったものと考えております。

一方で新たな渋滞箇所として、県道高塚新田市川線の市川北インターチェンジ南交差点において、県からは交通量調査結果は公表されておきませんが、朝夕の時間帯、国道298号に進入する車両に渋滞している状況が見られるようになりました。現在の同交差点付近の県道高塚新田市川線は暫定的な道路線形でカーブとなっており、歩道も仮設形状であり、右折レーン等も十分に整備されておきません。この交差点の整備主体である国からは、今後、完成形の整備に向け、NTTが通信ケーブルの移設先について検討を進めており、この移設完了後、おおむね 1 年後に歩道等を含め、道路整備が完了する予定と伺っております。現状での渋滞対策について確認したところ、まずは交差点付近の整備を完了する必要があるとの考えであり、完成後の利用状況を踏まえ、関係機関との調整を行いながら対策を進めていきたいと伺っております。

また、環境対策については、京葉ジャンクションにおける工事施工中の箇所などで地下水や地盤沈下対策を必要に応じて適正な措置を講じており、植栽帯も工事施工中の箇所を除き、計画に従い整備を進めるとのことでございます。植栽帯の整備については、現在、NE X C Oが行っている電線共同溝の工事が終わり次第、順次進めていきたいとのことでございます。

なお、交差点以外の県道部の植栽帯整備は、千葉県に確認したところ、計画はしていないとのことでございました。本市といたしましても、同交差点の渋滞解消や歩行空間の確保、植栽帯の整備が少しでも早期に実現できるよう、国に協力してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 答弁伺いました。南北道路が開通していますから、市内の交通量、渋滞が緩和したということは、私も見ていて理解しております。しかし、市川北インターチェンジ南交差点においては、朝夕の渋滞が発生しております。私もここを何度も通っておりますので、自転車で通ると本当に危なくて通れない、そういう実感です。私はこれまで議会で、このインターチェンジができれば、他市からも交通量を呼び込んで、さらに交通量で渋滞が発生し、環境問題も発生すると何度も指摘してきました。そして、市川市は外環道路受入れ条件9分類22項目の中で、大気質、騒音、振動等について環境保全目標を達成するよう対策を講ずること、環境保全には将来とも技術の粋を集め、万全の対策を講ずることとしました。

そこで、イの北東部地域の歩行者、自転車の安全対策について伺います。

私は、市民と共に2018年6月3日、県道264号県道高塚新田市川線について、千葉県葛南土木事務所に5項目の改善要望書を提出してきました。1つとして、県道三差路交差点の車道、歩道の整備、2として、歩道及びバス停の待機場所の確保、3として、信号機を押しボタン式から時差式に、4点目として、側溝蓋の改修と段差の解消、5として、県道が暗いので街路灯の設置。県は、昨年5月31日に1の曾谷1丁目の三差路を調査し、立ち会った市民の声を参考に改善方法を検討したいと回答いたしましたが、こうした要望についてのその後の検討状況について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

当該交差点は、南北に延びる県道市川柏線に西から県道高塚新田市川線が接続する丁字路の交差点であり、交差点には時差式信号機が設置されております。南北に延びる県道市川柏線は、都市計画道路3・4・15号本八幡駅前線、西から接続する県道高塚新田市川線は都市計画道路3・5・28号国分下貝塚線として計画している路線でございますが、当該交差点は未整備区間となっております。特に交差点の県道高塚新田市川線部分は歩道が狭い上、カーブで県道市川柏線に接続しているため、危険な交差点の改善要望が本市にも寄せられております。御質問の要望書は、市民の方々が共産党市議の方とともに2018年6月3日、県道264号について、千葉県葛南土木事務所へ提出した5項目の要望であると認識しております。

この要望につきまして、千葉県に検討状況を確認したところ、1点目の県道三差路交差点の車道、歩道の整備につきましては、大型車両の通行の支障になっている電柱について移設ができないか検討を行っている。2点目の歩道及びバス停の待機場所の確保につきましては、バス停の整備はバス会社が申請の上、実施することになるため、相談があった際には適切に対応していく。3点目の信号機押しボタン式から時差式に変更することにつきましては、信号機の運用等について千葉県警察に相談していただきたいとのことでありますことから、市からも市川警察署に対し要望を伝えてまいります。4点目の側溝蓋の改修と段差の解消につきましては、側溝蓋の破損や段差があるところについては、優先度の高い箇所から適宜補修をしている。5点目の県道が暗いので街路灯の

設置要望につきましては、防犯灯の設置について、自治会や町会に相談をしていただきたいとのことであり、市としても関係部署と協議していく考えであります。本市としましては、このような回答を得ましたが、今後は県の動向を注視するとともに、市にできることについては県と協力して歩行者、自転車の安全確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 外環道路が開通して歩行者の交通安全が脅かされております。5年近く前にこういう要望を出しても、まだ改善がされておられません。県の対応は非常に遅いと思います。すぐできることもやれていないということで、ぜひ市としても県に強く働きかけていただきたいということを要望して、次のウの国分小学校の通学路の安全対策、平成30年9月定例会請願採択のその後について伺います。

議会で請願が全会一致で採択されていますが、国分小学校の通学路の安全対策を6項目提出しております。その後の進捗状況について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

平成30年9月定例会において採択されました請願第30-4号「市川北IC南交差点」への歩車分離式信号機導入と国分小学校児童の通学路への安全対策を求める請願を受けまして、当年9月に市川市通学路安全推進協議会を国分小学校、千葉県警察本部、市川警察署、NEXC O東日本、首都国道事務所、市役所の関係各課の参加の下で実施し、請願の要望の対応について検討をいたしました。

主な内容といたしまして、まずは交差点名の変更についての要望です。市川北インターチェンジ南交差点の名称を国分小学校前交差点に変更することにつきましては、インターチェンジが近くにあることを知らせる意味でその名称となっていることから、変更することはできないということでした。また、名称変更ができない場合は、「次の交差点が国分小学校入り口」などの案内看板の設置を検討することとしていましたが、現時点では設置に至ってはおりません。次に、市川北インターチェンジ南交差点の信号を歩車分離に改めること及びそれに関連した歩道橋設置の要望につきましては、交差点の交通量や遺跡保存により対応が難しいこととされました。これら対応ができていない要望につきましては、代替りの安全対策としまして、これまでに防犯カメラの設置、一時停止のライン及び標識の設置といった対応を現時点までに行ってきております。また、小学校正門前の押しボタン式信号機の存続要望につきましては、千葉県警察との協議を行い、現時点での撤去予定がないことを確認しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 進捗状況は分かりました。請願において要望された安全対策の継続的な取組を含め、国分小学校の通学路への今後の対応について再度伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

請願において要望された安全対策も含め、国分小学校通学路の安全対策につきましては、近年では令和3年度に行われた小学校の通学路の緊急一斉点検、本年度は市川市通学路交通安全プログラムで行う4年に一度の合同点検を実施し、検討を重ねてきております。その中では、危険箇所を抽出、確認して注意喚起看板、グリーンベルトの設置等の安全対策を現時点までに講じてまいりました。本交差点につきましては、現在も関連整備工事が継続しているため、教育委員会といたしましても、学校、警察、道路管理者と連携を図り、重点的に安全対策を

注視してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 八街市での児童の交通事故を受け、本市も令和3年に一斉点検を行い、たしか183か所が危険箇所と指摘されました。その後、国分小も対応されて今後も継続的な取組をしていくとのことですので、よろしくお願いいたします。

次に、(2)高塚入口交差点の改良について、市道0128号と県道市川柏線とが交わる高塚入口交差点の改良について伺います。

令和4年12月補正予算で予備設計業務、そして令和5年度当初予算で用地測量業務に関わる委託料を計上するなど、検討を進めていますが、検討に至った経緯と検討内容について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

大野町1丁目にあります高塚入口交差点につきましては、東西方向の本八幡駅方面と市川大野駅方面とを結ぶ県道市川柏線及び市道0128号と、南北方向の船橋市方面と松戸市方面とを結ぶ県道松戸原木線及び県道市川柏線とが交わる交差点でございます。この交差点は都市と都市、駅と駅とを結ぶ道路が交わる比較的交通量が多い交差点でございますが、東西方向の道路につきましては、本八幡駅側、市川大野駅側ともに幅員は十分とは言えず、右折レーンもないことから、現状で渋滞が発生していることが見受けられ、利用者等から改善についての要望をいただいております。

本市が同交差点の改良を検討するに至った経緯といたしましては、渋滞が発生していることに加え、東西方向の道路は都市計画道路でもあり、昨年9月に策定した都市計画道路整備プログラムにおいて整備優先順位の高い路線であることから検討に着手したものでございます。検討内容について、現在の進捗状況といたしましては、予備設計業務の予算を12月定例会で承認していただき、本年2月に業務委託契約を締結して作業を開始したところでございます。検討内容につきましては、現在の渋滞発生の大きな要因と考えられる右折レーンがないことや、車道の幅員が狭く、右折する車両が待機している際、直進や左折する車両が進むことができない状況を早期に改善するため、まずは車道の幅員を拡幅することや右折レーンの設置を検討していくこととしております。

なお、改良内容の決定には千葉県警察との協議、調整に加え、県道部分の改良も行うことから、千葉県との調整や松戸市域の用地を取得する可能性もあることから、松戸市との協議、調整も必要となります。そのため最終的な改良の内容につきましては、これらの関係機関との調整が完了した後に決定することになります。

なお、対応内容が決定した後は速やかに用地取得に向けた作業に取りかかりたいと考えており、用地取得に必要となる測量業務の予算については令和5年度当初予算に計上したところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 ありがとうございます。この交差点は、私ども共産党も葛南土木事務所に渋滞緩和、あるいは歩行者の安全対策で何度も要望してきたところであります。今回の検討内容を見ますと、市川大野駅側からと本八幡駅側の右折レーンを検討するというので、かなり渋滞が緩和されるのではないかとというふうに期待をしております。現状は歩行者の信号機の待機場所もないような状況でありますので、歩行者の待機場所の確保も含めてぜひ検討していただきたいと。

それで再質問ですけども、この改良によって渋滞緩和にどのような効果があるのか、再度伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。



○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

渋滞緩和への効果につきましては、改良内容が決定していない段階で明確に述べることはできませんが、現時点では右折待ちの車両が直進や左折車両の通行を阻害していることが主な渋滞要因であるため、右折レーンの設置などの対策を講じることで渋滞が緩和されると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 右折レーンができれば渋滞緩和になると思うので、ぜひ一刻も早く改良を行っていただきたいということを要望して、次の(3)田尻・高谷地域の道路冠水など、水害対策について伺います。

田尻・高谷地区は、台風や大雨のたびに道路冠水などの浸水被害が生じています。また、田尻4丁目にある原木中山ゴルフセンター周辺も例外ではありません。

そこで、このような浸水常襲地域の対策について、現状と今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 田尻・高谷地域の雨水は、外環道路の整備前には直接高谷川へ流れ込み、最下流に位置する高谷川排水機場によって東京湾に排出されておりました。しかしながら、外環道路の整備により雨水排水系統が分断されることとなったことから、外環道路の側道下に高谷川の代わりとなる管渠を整備し、高谷川排水機場によって東京湾に排出する新たな計画を策定するとともに、この地域を浸水対策の整備優先区域に定め、管渠や排水機場の整備に集中的に取り組んでおります。

これまでの取組といたしましては、平成26年度に千葉県により田尻・高谷地区の最下流に位置する高谷川排水機場の建て替え工事が完成しており、排水能力が毎秒7.4m<sup>3</sup>から毎秒12m<sup>3</sup>となり、約1.6倍の排水能力に増強されております。その後、平成29年度には、外環道路側道下に延長約2kmの管渠が完成し、現在は、その整備した管渠から上流の浸水常襲地域である田尻・鬼高地域に向けて2つのルートの幹線管渠整備を進めております。

まず、1つ目のルートの高谷1号幹線管渠は、高谷川への吐き出し口である高谷樋管を起点として、外環道路側道を経由し、京葉道路を越えた鬼高4丁目の県道若宮西船市川線、通称産業道路付近までの全長約3.5kmの幹線であります。産業道路付近まで整備した後には、さらに上流域の真間川付近まで支線管渠の整備をしていく計画となっております。高谷1号幹線の進捗状況ですが、これまでに外環道路側道下に整備した箇所から上流へ約80mの整備が完了し、現在は、さらに上流の整備に向けて支障となる他企業管の移設協議を進めているところであります。

もう一方のルートであります高谷2号幹線管渠は、外環道路の高谷2丁目交差点から県道船橋行徳線の五差路を経由し、田尻1丁目の京葉道路、京葉市川パーキングエリア東側までの全長約1.5kmの幹線であります。パーキングエリア東側まで整備した後には、さらに京葉道路を越えショップ前を経由し、上流域の真間川付近まで支線管渠を整備していく計画となっております。高谷2号幹線の進捗状況ですが、これまでに外環道路の高谷2丁目交差点から上流へ約10mの整備が完了し、現在は県道船橋行徳線の五差路付近までの延長約400mの区間を施工中で、令和6年7月の完成を目指しております。ここまでの整備が完了することにより、田尻4丁目の原木中山ゴルフセンター周辺から流れてくる既設水路が接続され、当該地区の浸水被害の解消が図れるものと考えております。

また、高谷2号幹線の中流部に当たる田尻4丁目9番地の田尻第2少年広場周辺は地形的に窪地状になっており、大雨時には周辺の雨水が集まり、たまりやすい場所であることから浸水常襲箇所となっております。しかしながら、当該地区まで高谷2号幹線の整備が進捗するにはまだ時間を要することから、応急的な浸水対応として、水のたまりやすい地盤の低い場所にマンホールポンプを設置し、近くの既設水路に排水する工事をを行い、昨

年の9月から供用を開始いたしました。このように田尻・高谷地域に関しましては、今後も幹線管渠の整備を着実に進めるとともに、必要に応じて応急的な対策も取り入れながら浸水被害の解消を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。これまで市の整備の努力と暫定的な対策も行っているということは理解できました。これまで、例えば住民の方が、車が浸水で使えなくなっちゃったとか、そういうような被害も出ているということを知っております。

そして、今の整備は50mmの雨量の対応ですけれども、これからは50mm対応では済まない、そういう状況が発生してきます。今、地球温暖化で、市川でも大きなひょうが降ったり、こういうこともありましたので、この台風とか大雨の予報というのは早めに分かるわけですから、この点、ぜひ市民に早めに周知していただくということで、被害を最小限にとどめていただくということの周知と、それから、市も努力している内容をもっと市民の方に知らせて、そして今ここまで来ているということ、なかなか理解されていないということもありますので、その点よく周知を徹底してほしいということをお願いして、次の質問に移ります。

保健行政について、(1)フッ化物塗布事業の効果及び課題について伺います。

この事業を始めたきっかけ及び効果について伺いたいと思います。フッ化物の安全性については、他市では保護者から疑問の声が出ています。これは、1回塗るだけでは効果はないと。続けていくことにならないと効果は出ないんじゃないのと、そういうことに対する心配の声が出ていているということを知っております。

そこで、続けていくことに課題はないのか伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 フッ化物塗布は虫歯の予防方法の一つであり、歯科診療所などで歯に直接フッ化物を塗るものです。生えたばかりの乳歯や永久歯は未成熟なため虫歯になりやすいことから、この時期のフッ化物塗布は効果があるとされています。このため本市では、乳歯が生えそろう2歳6か月から3歳未満の幼児を対象として令和3年度からフッ化物塗布事業を開始し、令和3年度内に約1,800人のフッ化物塗布を行いました。事業効果としては、虫歯予防のほか、フッ化物塗布が親子で歯科診療所に行くきっかけとなり、定期的に健診や保健指導を受けることを習慣化させ、口腔内の健全な発育を促すことにあります。

次に、フッ化物の使用については、WHO（世界保健機構）や厚生労働省から、虫歯予防の効果や適正な量を使用する限り身体に影響はなく、安全なものであると認められております。このため本市では、適正な使用量などを定めた市川市フッ化物塗布事業実施要領に基づき、研修を受講した117の歯科診療所を指定し、フッ化物塗布を実施していることから安全性に問題はないと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 1回のフッ化物だけでは、厚労省は効果は出ないと。年2回ぐらい、定期的にフッ化物を塗布しないと駄目だとか、そういう必要があるということ厚労省のホームページで書いております。そうすることによって、虫歯をほぼ半分に減少させたと、こういうような報告もされているようですが、定期的な健診やケアの習慣づけをどのように行っていくのか、再度伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市ではフッ化物塗布を実施する際、歯科医師が定期的な健診や歯磨きの必要性について直接保健指導をすることにより口腔ケアの習慣づけを行っています。また、親子で参加できる歯磨き教室などを生後10か月、1歳から3歳、5歳から7歳のそれぞれの子どもの成長に合わせ開催し、保健指導を行っていま

す。今後もフッ化物塗布や歯磨き教室などの利用者を増やすため事業の周知を行い、定期的な健診や口腔ケアの習慣づけを行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 はい、分かりました。医師による習慣づけ、歯磨き教室の開催などで保健指導を行っているということで理解をいたしますが、要は正しい歯磨きの仕方ですね。これをやはりきちんと習得させるように、そこをやっぱりきちんとやっていくということが私は基本だと思いますので、その点をもっと強化していただきたいということを申し上げて、次の(2)の化学物質過敏症を発症させないための本市の対策、対応について伺います。

周囲に理解されず、専門医が少ないため、多くの患者が苦しんでいると言われていています。厚労省は、チラシで化学物質過敏症の原因となる物質を利用した製品の利用自粛を呼びかけています。また、他市でもホームページで発症にならない対策や注意喚起をしておりますが、本市の対策、対応について伺います。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 化学物質過敏症は、日常生活で使用している洗剤、柔軟剤、芳香剤などに含まれる化学物質に接触することで頭痛や吐き気など、多岐にわたる症状を現す疾患です。この疾患については、詳しい原因や治療法が明らかになっていないため、原因と思われる物質を避けることが有効な対処法と言われていています。化学物質過敏症を発症された方は、身の回りの原因物質を避ける努力をされています。しかし、ごく微量な化学物質にも反応するため、御自身の対策では限界があります。このため化学物質過敏症という疾患について、多くの方に認識していただき、配慮を促していく必要があります。

現在、本市では、消費生活センターで国が作成した啓発用ポスターを活用し、市公式ウェブサイトや情報誌で化学物質過敏症の一因とされる香りへの配慮について周知を図っています。今後は、より多くの方に身近なところに化学物質過敏症で悩んでいる方がいることを知っていただくため、新たに広報紙やSNSなども活用し、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 私がこの質問をしたきっかけは、化学物質過敏症の人から相談を受けたことが今回の質問のきっかけなんですけれども、近くにいる人が、どなたか分からないんですけど、洗剤を側溝に流すと。その臭いが駄目で外にも出られないということがあるので、私が厚労省のチラシを何枚か刷って近所にまいてあげたんですけれども、いろいろ原因は、特効薬はないということで、私もアレルギー性鼻炎なんですよね。若いときは非常に悩みました。食べ物で添加物のあるものはできるだけ食べないようにしてきて、アレルギー性鼻炎が発症しないことに今現在なっているんですけれども、だから、発症している人がいるということ。そして発症しないためには、症状を誘発する化学物質に近づかないことや早期に離れること、滞在する時間を短くすること、使用を控えることが有効であると。また、バランスの取れた食生活、ビタミンやミネラルをバランスよく摂取することも有効だと。それから、農薬の使われていない食材を選ぶということも他市のホームページでは書かれていますので、ぜひ本市もホームページで周知を図っていただきたいということを要望して、次に移ります。

福祉行政について、高齢者クラブの現状と課題について。

高齢化社会がさらに進んでいますけれども、本市では会員が減ってクラブも解散しているところがあります。市内のある地区では、高齢者クラブが最高時11か所あったのが現在は2か所になったと、元役員の方から話を聞きました。役員のなり手がいない、新しい人も入ってこないということで解散したとのことでした。高齢者クラ

ブ及び会員の減少を踏まえ、現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくりなどの生活を豊かにする娯楽活動をはじめ、知識や経験を生かした地域を豊かにする活動、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に取り組んでおります。制度としては、昭和38年8月1日施行の老人福祉法において、老人福祉を増進するための事業を行うものとして位置づけられたものでございます。本市においては、おおむね60歳以上で徒歩圏内にお住まいの20人以上の会員により、その会費で運営されていることなどを要件として補助金交付などの支援をしております。各クラブにおいて、自治会館などでの健康体操やカラオケ、グラウンドゴルフやゲートボールといったスポーツ、公園や寺社の清掃活動など、様々な活動を展開しております。

課題といたしましては、平成30年4月1日時点では市内133クラブ、会員5,317人であったのに対し、令和4年4月1日では115クラブ、4,133人と、この5年で18クラブ、会員数では1,184人の減少となっている点でございます。クラブ数及び会員数の減少は全国的な傾向であり、その主な要因としては、就労高齢者の増加やライフスタイルの変化といった社会的な状況に加え、会員の高齢化や役員等の担い手不足、また、ここ数年のコロナ禍の影響によるものと考えられます。特にコロナ禍において、会員については外出自粛や感染への不安、クラブ活動に対しては施設の閉鎖や利用制限などの影響を及ぼし、本市における年に一度の高齢者クラブの発表の場、長寿ふれあいフェスティバルは3年連続中止、そのほかの日頃の活動も中止や縮小を余儀なくされたところであり、今後、コロナ禍の収束などを見て、どのように活性化されていくものか、状況を注視しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 全国的にも減少しているということで、本市だけではないんですけども、ある地区では11か所あったのが2か所というのは、私は異常だと思いますよ、これ。何が原因なのか、やはりそこをしっかりと分析して対策を講じていかないと、これは駄目だと思います。この老人クラブについては老人福祉法に位置づけられているわけですよね。もっと会員を増やして、そして元気な高齢者をつくっていくということ。高齢者もやることがある、あるいは楽しみがある、そういうことがあるとやっぱり頑張ろうとなるわけですね。家に閉じ籠もっていたら、いいことは何もありません。

ということで、もう一度、会員を増やす取組など、市の対応及び今後の方向性について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

クラブ数及び会員数の減少を受けて、令和4年度におきまして市川市高齢者クラブ連合会――以下、市高連と呼びます――は会員増進プロジェクトを設置し、そのプロジェクトを主体として、会員を対象としたアンケートを行いました。このアンケートの結果を踏まえ、市高連として、健康づくりや各種講座の企画等の各クラブへの支援策の検討や市高連の公式ウェブサイトの立ち上げなどに取り組んでおります。新たなウェブサイトでは、各クラブの活動等のPRと合わせて加入申込用紙を掲載し新規加入を呼びかけるなど、取組の幅を広げているところでございます。

また、本市と市高連で連携し協働推進委員会を立ち上げ、令和5年度の高齢者クラブの支援策を検討しており、続ける、つくる、増やすの3つの柱を設定し、既存クラブの活動継続、新規クラブの立ち上げ、新規会員の勧誘を今後も支援してまいります。具体的な取組として、他市の事例を参考に、自治会、町会との連携強化によ

りクラブの未設置地区での新規立ち上げ、加入促進月間や街頭勧誘などによる新規加入の働きかけなどを検討してまいりたいと考えております。そのほか、活動継続の事例として、登下校の見守りボランティアの活動による世代間交流や、例えばみそ造りの共同作業では、仕込みから熟成までの期間を経て完成後の食事会を行うなど、長きにわたる活動を続けることにより、生きがいややりがいの維持につながるような活動を広げていくことも考えられます。高齢者人口の増加とともに健康寿命の延伸と介護予防は重要な課題であり、高齢者クラブには、これまでの活動に加えて、コロナ禍の収束後を見据えた様々な取組を期待しているところでございます。市高連と連携の下、各クラブを支援すると併せて、高齢者クラブをはじめとする住民主体の活動を支援し、健康寿命の延伸につなげられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 アンケートを実施して、これからさらに呼びかけを強めていくということであります。うまくやっているところもあるわけですね。そういうところは何かうまくいっているのか。そういう、うまくいっている中身をもっと他の高齢者クラブにも知らせていくとか、そういう交流事業でお互いを励まし合っていくような、そういうことが必要かなと思うんです。補助金をもらうのにいろいろ手続が面倒だという声も聞こえてきますので、そういうことも含めてぜひ改善をお願いしたいと思います。

健康寿命日本一を目指すという市長の公約があります。今、自治会の加入には、市川市は今相当力入れていますがけれども、高齢者クラブの果たしている役割も大いに周知をして、ぜひ会員が増える、そして生き生きと活動ができています。それが健康寿命を延ばすことにつながるということで、ぜひ力を入れていただきたいということを要望して、次に移ります。

教育行政について、学校給食を一般市民にも開放、拡充することができないかについて伺いたいと思います。

今、保護者向けの試食会、これは実施されていると思いますけれども、それ以外でも地域の皆様に食に関する理解と関心を高めていただくために、バランスの取れた学校給食も一般の人が食べられるようにできないかという質問なんですけれども、この点についての考えを伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校で児童生徒以外の保護者や地域の方々に給食を提供する機会としましては、試食会や体験学習、学校行事など、児童生徒に関わっていただいた際などとなっております。学校給食は教育の一環であるため、一般市民の方々を対象として提供することは困難であると考えております。そこで教育委員会といたしましては、一般市民に給食の魅力を広く伝える取組として、従来、市川市のホームページ、市川市の学校給食においてスクールランチだよりを掲載し、給食の献立のレシピ紹介等を行ってきております。また、本年の給食無償化決定以降の取組としまして、今月中の実施になりますが、子育て中の保護者を対象に市川市民無料講座「給食から学ぶ1Week 献立」を開催し、成長期の子どもの栄養バランスを考えた献立の立て方や調理方法を学ぶ機会の場を提供しております。今後につきましても、市民の皆様に学校給食の魅力を知っていただく取組を検討してまいります。

以上です。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 ありがとうございます。私は、この質問を平成27年2月定例会で行っております。学校給食の活用の一つとして、児童数が減っている大町小学校での空き教室を利用し、地域の高齢者、大町市営住宅を含め、児童とともに給食を食べることで高齢者は元気な姿になっていくのではないかとということで、この議会答後の対応について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食の活用として、空き教室利用による地域の方を対象とした給食提供につきましては、過去の議会でお答えしましたとおり、学校給食が食の指導をはじめとする教育の一環であること、食材の調達や調理員の配置が現在の食数を基に計画を立てていること、学校内への部外者の立入りに関する問題や学校職員の事務の多忙化等の課題があり、定期的な実現には至っておりません。

御質問にありました大町小学校につきましては、近年児童数が減少しておりますが、豊かな自然と小規模校の特色を生かし、地域社会と連携した教育活動を展開してきております。これまでに高齢者を含めた食を通じたコミュニティ活動の取組として、地域の農家の方から土地をお借りし、全校児童がサツマイモを育てています。そのサツマイモを収穫した後、大町団地の高齢者の方々に案内状を出し、一緒に収穫祭を行う取組や、生活科の学習で地域の高齢者の方々に昔遊びを教えていただいた際に高齢者の方と一緒に給食を食べる取組等があり、それぞれ子どもたちとの交流を図ってきております。今後も当該校には教育活動や学校行事を基に、大町団地を含めた地域の高齢者の方々とさらなる交流を図り、これまで以上に給食をできる機会等を増やしていけるよう、教育課程に高齢者との交流が組み込めないか働きかけてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 金子議員。

○金子貞作議員 ありがとうございます。これまで以上に給食が活用できるように働きかけていくということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大町小学校というのは、最高時は803人児童がいました。市営住宅の人に聞くと、プレハブ教室もあって、市営住宅には子どもたちが大勢いて、それは大変にぎやかな大町の町であったわけですね。年々児童が減っていくというのは本当に寂しい限りだと思います。やはり大町の市営住宅って、入居の条件が抽せん方法から困った人を優先するという、そういう方法に変わったことで児童が急速に減っていったという状況があります。私は、まちづくりとしてやはり問題があるのではないかなと。やっぱり市営住宅にも一定の子育て世帯が入れる枠をぜひつくって、大町小学校がもっとにぎわうような、そういう町にしていきたいということを要望しておきたいと思います。

時間もちょっとあるので、私は今定例会で議員生活最後の質問となりました。議員の皆さん、そして職員の皆さん、理事者の皆さんには長い間本当にお世話になりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時14分散会

第 7 日

令和5年3月9日（木曜日）

令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第7号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問 やなぎ美智子議員、青山ひろかず議員、石原よしのり議員、さとうゆきの議員、  
つかこしたかのり議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

|      |      |
|------|------|
| やなぎ  | 美智子  |
| さとう  | ゆきの  |
| 長友   | 正徳   |
| 佐直   | 友樹   |
| つちや  | 正順   |
| 小山田  | 直人   |
| つかこし | たかのり |
| 鈴木   | 雅斗   |
| 国松   | ひろき  |
| 石原   | たかゆき |
| 清水   | みな子  |
| 廣田   | 徳子   |
| 増田   | 好秀   |
| 中町   | けい   |
| 久保川  | 隆志   |
| 浅野   | さち   |
| 中村   | よしお  |
| 細田   | 伸一   |
| 石原   | みさ子  |
| 青山   | ひろかず |
| 大久保  | たかし  |
| 小泉   | 文人   |
| 高坂   | 進    |
| 金子   | 貞作   |
| 秋本   | のり子  |
| かつまた | 竜大   |
| 西村   | 敦    |
| 宮本   | 均    |
| 中山   | 幸紀   |



|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 松 | 永 | 鉄 | 兵 |
| 荒 | 木 | 詩 | 郎 |
| 石 | 原 | よ | し |
| 加 | 藤 | の | り |
| 稲 | 葉 | 武 | 央 |
| 越 | 川 | 健 | 二 |
| 大 | 場 | 雅 | 史 |
| 堀 | 越 |   | 諭 |
| か | い |   | 優 |
| 松 | づ |   | 勉 |
| 竹 | 井 | 清 | 努 |
| 松 | 内 | 修 | 海 |
| 岩 | 永 | 清 | 巳 |
|   | 井 |   | 郎 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 副市長       | 松 | 丸 | 多 | 一 |
| 代表監査委員    | 菅 | 原 | 卓 | 雄 |
| 教育長       | 田 | 中 | 庸 | 惠 |
| 危機管理監     | 水 | 野 | 雅 | 雄 |
| 広報室長      | 麻 | 生 | 文 | 喜 |
| 総務部長      | 植 | 草 | 耕 | 一 |
| 中核市準備担当理事 | 鹿 | 倉 | 信 | 一 |
| 企画部長      | 小 | 沢 | 俊 | 也 |
| 財政部長      | 稲 | 葉 | 清 | 孝 |
| 情報政策部長    | 佐 | 藤 | 敏 | 和 |
| 文化スポーツ部長  | 森 | 田 | 敏 | 裕 |
| 市民部長      | 蛸 | 島 | 和 | 紀 |
| 経済部長      | 小 | 塚 | 眞 | 康 |
| 観光部長      | 関 |   | 武 | 彦 |
| 福祉部長      | 立 | 場 | 久 | 美 |
| 子ども政策部長   | 秋 | 本 | 賢 | 一 |
| 保健部長      | 二 | 宮 | 賢 | 司 |
| 環境部長      | 根 | 本 | 泰 | 雄 |
| 街づくり部長    | 川 | 島 | 俊 | 介 |
| 道路交通部長    | 藤 | 田 | 泰 | 博 |
| 水と緑の部長    | 高 | 久 | 利 | 明 |
| 行徳支所長     | 菊 | 田 | 滋 | 也 |

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 消 防 局 長           | 本 住   | 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 長   | 小 林 茂 | 雄 |
| 事 務 局 長           | 藤 城 久 | 保 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 板 垣 道 | 佳 |
| 会 計 管 理 者         | 小 倉 貴 | 志 |
| 教 育 次 長           | 永 田   | 治 |
| 生 涯 学 習 部 長       | 藤 井 義 | 康 |
| 学 校 教 育 部 長       |       |   |

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長   | 小 泉 貞 之   |
| 事 務 局 次 長 | 六 郷 真 紀 子 |
| (議事担当)    |           |
| 主 幹       | 米 津 孝 成   |
| 副 主 幹     | 金 子 貴 一   |
| 主 査       | 尾 本 悠 介   |
| 主 任 書 記   | 北 川 陽 一   |
| 主 任 書 記   | 高 柳 陽 一   |
| (調査担当)    |           |
| 主 幹       | 上 原 高     |
| 主 査       | 前 田 悠     |
| 主 査       | 岡 澤 英 康   |
| 主 任 書 記   | 荒 木 智 貴   |
| 書 記       | 福 井 寿 明   |

---

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員 おはようございます。日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従いまして、一般質問を一问一答で行います。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症についてです。

新型コロナウイルス感染症は、2022年も季節を問わず3度も感染拡大の大波、第6波、第7波、第8波を記録しました。とりわけ第8波では、高齢者を中心に1日当たりの死者数が最多更新される日がありました。昨年から続いていたこの第8波については、徐々に感染者が減少しているとの報道がされています。しかし、検査をしていないからではないか、本当に減少しているのか疑わしいとの声も聞かれます。私自身も同じような疑問を持っています。実際に、昨年9月26日からは感染者の全数把握を見直すとして、新型コロナウイルス感染者の発症届の対象を65歳以上の方、入院を要する方などに限定されました。しかし、新型コロナウイルスは依然として強い感染力を保ち、変異を繰り返しています。私は、NHKが夕方放送している「首都圏ニュース」を見るようにしています。厚生労働省が発表した、首都圏で新たに新型コロナウイルスに感染した人の数と、感染が確認された人のうち亡くなられた人の数が報道されるからです。その中で、千葉県の亡くなられた人の数が、感染者数との比較からすると、毎回最も多いように思います。本市の死亡者数は発表されていないわけですが、私は気になって仕方がありません。

そこで、大項目、新型コロナウイルス感染症について。

(1)本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況と、それに対する市の対応について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 千葉県からの報告によりますと、昨年の10月中旬頃から増加が続いていた新規感染者は、12月下旬頃にピークを迎え、1週間当たり約3,900人となりました。その後、本年の1月中旬頃から減少に転じ、3月の1週目まで7週連続で減少が続いております。直近では1週間当たり約210名で、第8波のピーク時に比べると約95%減少しています。陽性者の減少により、千葉県での病床確保のフェーズも3月1日から最も低いフェーズ1に引き下げられているところです。

本市での新型コロナウイルス感染症対策については、これまで同様に自宅療養者への支援である安否確認やワクチン接種、そして副反応への救済措置、陽性となった場合の相談など、その段階で必要な対策を継続しています。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。政府は、1月27日の本部会議において、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の分類で2類に位置づけられている新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、連休明け5月8日から感染症法上分類における位置づけを5類感染症に移行するとの方針を発表しました。5類へ移行した場合、今後は市が受皿となり、新型コロナウイルス感染症の患者への支援を実施していくことになると思います。しかし、新型コロナウイルスの感染力は季節性インフルエンザよりはるかに高く、後遺症の重さや死者数

の多さも際立っています。専門家からも、5類移行への懸念の声が上がっています。季節性インフルエンザとほぼ同様の対応でいいとは到底思われません。

そこで、(2)感染症法上の分類が2類から5類へ移行した場合の市の対応について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 5類感染症に位置づけられると、政府や都道府県の対策本部が廃止されるとともに、基本的対処方針も廃止となり、これまで講じてきた各種の政策や措置について見直すことになると思います。位置づけの変更は、国民生活だけでなく、行政機関、そして医療機関などにも大きな影響があることから、準備期間を考慮し早めに発表されたものです。現在は、政府からの具体的な内容が明らかになった際に、市としても判断できるよう準備をしているところです。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。5類感染症に位置づけられたら、季節性インフルエンザと同様の対応になります。5類感染症に移行すると、陽性判定の検査や在宅支援、医療費の助成など、市として独自の対応ができることとなります。それは、言い換えれば市として独自の対応をしなければならないということになります。今後、政府からの具体的な内容が明らかになった際に判断できるよう準備していきますとのことですが、準備期間も限られています。

そこで、市の独自対応への考えを伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 現時点では、政府の方針として、患者に急激な負担が増えないよう、医療費の公費支援やワクチンの必要な接種について、引き続き自己負担なく受けられるよう検討が行われています。また、医療体制については季節性インフルエンザなどと同様の位置づけとなるため、幅広い医療機関で受診できるような段階的な移行を目指すとしています。いずれも詳細が決定されていないため、県や政府や千葉県などの動向を注視していきます。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。報道によると、明日、3月10日に政府が医療体制見直し方針を示すとの報道がされています。そこで、少し長くなりますが、報道されている範囲での問題を述べながらまとめさせていただきたいと思います。3月2日、東京新聞は、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行するのに伴い、政府が検討している医療体制見直し案の全容が判明した、現在は無料となっている検査や陽性判明後の外来診療は、移行日の5月8日から患者に負担を求める、入院費も自己負担を原則とするが、高額になる場合は9月末まで月に最大2万円を軽減、価格の高い治療費は引き続き無料とする、高齢者の入院先を増やすため受入れ医療機関への診療報酬を加算するなど報道しました。新型コロナウイルス感染症では、新型インフルエンザ等対策特別措置法で、感染者の迅速な隔離、治療につなげるために、検査や医療を公費で賄っています。現在、患者が医療機関で支払う自己負担額は、窓口負担3割の人は外来初診料2,590円です。それが5類に移行すると季節性インフルエンザとほぼ同じ負担額になり、最大4,170円になります。無料検査もなくなり、外来診療の負担も多くなります。費用負担が多くなれば、お金の余裕のない方は、検査も医療機関への受診も控えるのではないのでしょうか。検査控え、受診控えが感染の再拡大を招くのではないかと私は大変危惧しています。多くの医療関係者なども、検査控え、受診控えがもたらす危険性を指摘しています。

その中で、治療薬についての方針も示されるとのことです。既存のコロナ治療薬は、1回の治療当たりの薬価が9万円から25万円程度と大変高額です。政府は、9月末までは高額の治療薬については全額公費での補助を続

けるとしているようです。しかし、10月以降は公費補助が減額されたり、なくなる可能性もあります。せっかくコロナ治療薬が開発されたにもかかわらず、生活困窮者には手が届かないものになります。貧富の格差が命の格差につながります。そのようなことは絶対にあってはなりません。また、政府は都道府県に対して、医療機関の確保などの移行計画を4月中に作成することを求めるようです。本市が市民の命を守る立場から、千葉県に対して医療機関や市民の負担増をもたらすような移行計画にさせないように働きかけていただくことを強く求めて、次に移ります。

次に大項目、空き家対策について伺います。

私たち市議団が行っている市民アンケートには、空き家についての苦情や相談が多く寄せられています。そのうちの1通を御紹介します。空き家対策について市役所に何度か連絡したのですが、把握していますとの回答で、一向に対応していただけません。近所の空き家は木、雑草が伸び放題、屋根は穴が開いており、テレビのアンテナはぶら下がっている状況です。防災、防犯の面から不安です。空き家は個人所有ですから難しい面もあるかと思いますが、改善していただけないでしょうかというものです。

私は地域を回っていて、空き家の多さや傷みが気になって仕方がありません。市民からの要望を何度も所管部にお伝えしてきました。こうした中で、今定例会で街づくり部に空家対策課が新設されました。空き家問題の解決に向けて本格的に取り組んでもらえるとの期待が膨らみます。

そこで、(1)空家対策課を新設する狙いと、期待する効果について伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

国土交通省の資料によりますと、全国的に居住目的のない空き家などがこの20年で倍増しており、今後も増加する見込みであると言われております。中でも、管理が不全な空き家は倒壊や放火など保安上の危険性があるほか、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性がございます。本市では、これまでも空き家になっていると思われる物件を確認した場合には、現場調査や、所有者となる法定相続人の特定を行った上で、その使用状況や相続の状況などを所有者へ確認し、空き家に該当する場合には除却、修繕など必要な措置を行うための助言や指導などを行ってまいりました。現在、空き家が管理不全となる多くの原因といたしましては、家の所有者が亡くなり、相続が発生し、その解決に長い時間を要することで、今まで住んでいた家そのまま放置され、老朽化が進んでしまうことなどがございます。今後、スピード感を持ってこのような空き家問題の解決を図っていくためには、これまでの取組に加え、専門家からの意見をいただきながら、管理が不全になる前に対策を講ずることや、地域のための利活用を考える必要がございます。

そこで、空き家を個人の問題にとどめずに地域の問題として捉え、様々な関係者との協力により空き家対策を進めるため、空家対策課を新設することといたしました。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。空家対策課を新設するに至った理由と、期待する効果について理解しました。私は、先ほど述べたように、新設される空家対策課に大変期待をしています。管理不全にならないための対策や、空き家の利活用はなかなか難しい課題だと思っていました。今後このような難しい課題に対してもスピード感を持って問題解決に当たっていくには、十分な職員体制が必要です。また、空家対策課には、市民からの苦情や相談も多く寄せられると思います。電話や窓口対応などの体制を整えていただきたいと思います。また、自治会が行っているパトロールに同行するなどして、市川市の空き家対策に取り組む姿勢や本気度を示していただ

くことを求めて、次に移ります。

次は、これまでの本市の空き家対策事業についてです。市川市の空き家に関する法令や計画には、市川市空家等の適切な管理に関する条例、空家等対策の推進に関する特別措置法、市川市空家等対策計画などがあります。事業としては、特定空家除却・跡地活用事業、不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業、無接道敷地特定空家除却事業、空家活用リフォーム推進事業などがあります。これらの条例や計画、事業が着実に実行されていたら、今日のような深刻な問題は生じないのではないかと思います。

そこで、(2)空き家対策事業の実績について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市は、これまで市民より寄せられる苦情や相談により空き家対策を行ってまいりました。市が把握している空き家の件数は、今年度1月末現在で580棟あり、そのうち管理が不全な空き家は379棟ございます。これら管理が不全な空き家の改善を促すため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に対し助言通知を125件、指導通知を111件通知しております。また、助言や指導を行っても改善されない場合には、固定資産税の住宅用地特例の適用が解除される勧告を33棟に対して行っております。令和2年10月には、勧告後の命令に対しても対応が行われない空き家に対して、建物の倒壊による周囲への危険性や影響度などを総合的に判断し、行政代執行を行っております。このように、管理が不全な空き家につきましては、良好な居住環境が保たれるよう、段階を踏んで対応を行ってまいりました。これらの対策の効果もあり、年間約100棟が是正され、そのうち約60から70棟の空き家が解体されるなど、一定の効果が図られているものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。助言、指導、勧告など、措置法に基づく対応で一定の効果が図られていることを理解しました。しかし、これだけ空き家問題が深刻なのは、対応を上回る速さで多数の新たな空き家が発生しているからだと思います。さらに、管理不全な空き家が解体された後の跡地もまた、管理不全な土地になっているようです。

管理不全の空き家の問題は、除却でひとまず安心とはいかないようです。具体的な事例を示しながら、跡地問題について伺っていきます。

東菅野地域にあった特定空家の行政代執行後も、近隣の方から、ごみのポイ捨てに困っているとの相談がありました。街づくり部に要望し、ネットを設置し、ごみのポイ捨て禁止の表示をしていただきました。しばらくぶりに先日、近隣の方を訪問したら、雑草が伸びて困っています、市役所に電話したけれども、市からは私有地については何もできないと言われました。仕方なく、膝の痛みをこらえながら草取りをしましたとのことでした。行政代執行による解体撤去とはいえ私有地です。私有地に立ち入れないと理解してはいるけれども、雑草がごみのポイ捨てを誘発するし、経過を知らない人からは、あなたの土地でしょうと言われたり、駐車場として借りたと言われたりしているとのことでした。そのたびに一から話さなければならない、それらへの対応が大きなストレスになっているとおっしゃっていました。建物が解体され空き地になっても、土地の管理がきちんとできていないと、近隣の住民の方は引き続き大変な思いをされているのです。

そこで、行政代執行後の跡地の管理不全に対する市の考えについて伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

行政代執行後の跡地につきましては、定期的なパトロールの実施に加え、当該跡地に市の担当部署と連絡先を

記載した表示板を設置し、管理不全な跡地の解消に努め、継続して所有者に対して指導を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。連絡先を掲示した表示板の設置について、早急にお願いします。困っている近隣の方は、それだけでも気持ちが救われると思います。所有者への跡地管理指導も引き続き行ってください。様々な方法で所有者との連絡を途絶えさせないことが必要だと思います。

私は、この東菅野地域にあった特定空家の近隣の方から相談を受ける中で、空家等対策協議会を傍聴する機会がありました。市長が議長で、各分野の専門家で構成されている大変権威のあるものだと感じました。行政代執行に至るまでのハードルの高さなども理解できました。

そこで、この空家等対策協議会について伺います。(3)空家等対策協議会について、構成並びに協議会がこれまで協議した事項について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えします。

市川市では、空き家問題に対して取り組んでいくため、平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成等及びその他空き家等に関する対策の推進を目的とした市川市空家等対策協議会を平成29年に設置しております。この協議会は、市長を会長として、弁護士や建築士、不動産団体などの学識経験者、自治会の代表者など11名の委員で構成されております。空き家等対策の基本的な方針や具体的施策を示す市川市空家等対策計画並びに市川市空家等対策実施計画におきましては、協議会委員の専門的な知見により様々な御意見をいただき、策定に至っております。また、協議会委員を通じ、弁護士会及び不動産団体による個別相談会の開催などによる空き家の予防対策を行っていただくなど、連携を図っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 これまでの空家等対策協議会の開催状況や計画策定について伺いました。今度の空家対策課の新設に伴い、今後の空家等対策協議会の活用について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市の空家等対策協議会におきましては、これまで各委員の専門的知見から意見を伺い、空き家対策の検討を進めてまいりました。新たな空き家に特化した課の新設に伴い、スピード感を持った対策が図れるよう、協議会委員や地域住民の方々などと、さらなる連携体制の構築を行ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。スピード感を持った対策、連携体制の構築を期待します。

空き家問題は、本市だけではなく全国的な問題となっています。そのため、政府も動き出しているようです。総務省の調査によると、空き家は全国に849万戸あり、そのうち、居住目的のない空き家は349万戸です。空き家が増えている理由の一つに、更地にすると納税額が高くなるという問題があります。このままでは、2030年に470万戸に増える見込みです。人口が減少する中、増え続ける空き家への対策を強化するため、国土交通省は空家対策特別措置法改正法案を今期通常国会に提出を目指す、そのように報道されています。改正法案では、管理が不十分な物件を管理不全空家と規定して厳しく管理し、改善の行政指導に従わなければペナルティーとして、住宅としての固定資産税の優遇措置を解除し、適正管理や有効活用を促すとしています。それとは別に、

2024年をめどに相続登記の義務化、これは既に決定されています。改正法案が市川市の空き家対策にどのような影響をもたらすのか注視していきたいと思えます。

私は地域を回っていたときに、NPO法人が戸建て住宅で放課後デイサービスを運営しているのを知り、スタッフの方とお話する機会がありました。軽度の知的障がいや発達障がいのある児童が利用している施設です。お庭で遊んだり、家庭的な環境の中で子どもたちがのびのびと過ごしているとのことでした。高齢者の居場所として利用している戸建て住宅も目にしたことがあります。空き家が劣化する前に行政が関わることで、利活用の道を探り、貴重な社会的資源として位置づけられ、まちづくりに役立つことを期待し、次に移ります。

次に、大項目、鬼高地域の水害問題について。

(1) 鬼高地域の水害対策について伺います。鬼高地域は、台風や大雨のたびに道路冠水が頻繁に発生している浸水常襲地域です。私は鬼高地域に住んで45年になる住民の方からメッセージを託されました。メッセージには、これまで経験してきたたくさんの水害時のエピソードが書かれており、最後に、テレビのニュースでは市川市鬼高で浸水などと放送されますから、遠くに住んでいる親戚や各地に住んでいる同級生からすぐ電話がかかります、何十年待たばいいのでしょうか、少しでも早く何とかしていただきたいと思っていますと結んであります。

そこで、この地域の水害対策として、これまで取り組んできた対策と今後の計画について伺います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 鬼高地域は、京葉道路の北側に位置し、雨水計画上の排水区の区割りである高谷田尻排水区の最上流部となります。この地域の雨水は京葉道路を横断して高谷川に流れ込み、最下流部にある高谷川排水機場によって東京湾に排出されておりましたが、外環道路整備に伴い、雨水排水系統が分断されることを契機として、外環道路側道下に高谷川の代わりとなる管渠を入れ、高谷川排水機場によって東京湾に排出する新たな計画を策定するとともに、当該地区を整備優先区域に指定し、管渠や排水機場の整備に集中的に取り組んでおります。現在は、外環道路側道下に整備した幹線管渠から上流域に向けて管渠工事を行っておりますが、現在施工中である外環道路の高谷2丁目交差点付近から京葉道路を越えて北側に位置する鬼高地域まではまだ1.5km程あることから、鬼高地域まで整備が進むにはまだ時間を要します。このことから、鬼高地域まで管渠整備が進むまでの間の暫定的な浸水対策についても検討しているところであります。

この暫定的な対策としましては、高谷・田尻排水区に隣接する市川南排水区での管渠整備の過程で大和田ポンプ場へ流すことが可能となる鬼高地域の雨水の一部を大和田ポンプ場へ導くものであります。その具体的な手法としましては、現在整備中である大和田ポンプ場へとつながる市川南11号幹線が、市川地方卸売市場付近まで延伸してきた時点で、鬼高地域からの排水路を暫定的に接続し、大和田ポンプ場で排水させるものであります。

そこで、この市川南11号幹線の整備スケジュールですが、京葉道路市川インターチェンジ付近までが令和5年7月末に完成する予定であります。その後、令和6年度には、その上流の市川地方卸売市場付近までの約280mの工事に支障となる他企業管の移設工事を行い、令和7年度より本工事に着手する予定であります。ここまでの整備が完了することにより、鬼高地域の雨水の暫定接続が可能となります。

このように、鬼高地域については今後も下流より計画的に幹線管渠の整備を着実に進めるとともに、暫定的な対策にも取り組み、浸水被害の早期解消を目指してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** やなぎ議員。

**○やなぎ美智子議員** 伺いました。鬼高地域の水害対策の計画は理解しました。しかし、地域住民の方にこそ、この計画を理解していただかなければなりません。地域住民の方が目にできる施設や設備は限られていますの



で、排水機構を理解するのは難しいと思われます。そのために、地域住民の方からは、一体この水害は何で起きるのか、市は何をやっているのか、いつになったら解決するのかとの訴えが次々に寄せられます。その訴えに市が丁寧に対応していただかないと、行政への不満や不信につながりかねません。市としてこのような計画は、広く住民の方々へ分かりやすく、具体的に周知すべきと思いますが、市の考えを伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 現在、暫定対策の実施設計を行っており、この対策の詳細が決まり次第、適切な時期に説明会を開催し、地元住民の方々へ周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。適切な時期に説明会を開催する予定であることを、地域住民の皆さんには私からもお伝えしてまいります。また、市側からの説明会とは別に、地域住民の皆さんからの要望がありましたら、直接疑問や質問に答えていただく機会も持っていただくよう要望して、次に移ります。

次は、杉の木保育園についてです。杉の木保育園から近くの避難場所となる第六中学校に避難する際に通る道路は頻繁に浸水しており、工事が終わるまでこの状況が改善されないのであれば、どのような対応が考えられるでしょうか。

そこで、(2)杉の木保育園から避難場所指定の市立第六中学校への避難ルートについて伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 水防法や土砂災害防止法では、浸水や崖崩れにより被害を受ける範囲内にあり、地域防災計画に定められた要配慮者施設は、避難確保計画の作成が義務づけられています。質問の保育園も、浸水区域内にある施設として位置づけられています。そして、既に計画を作成していただいて市に提出されています。計画には、浸水の状況により避難所への避難が困難な場合には、施設の2階以上へ避難することが記載されています。この内容に沿った避難行動を取ることが大切だと、そのように思っています。

また、市ではこの避難計画の作成について支援を行っています。計画の修正など不明な点があれば市のほうに相談していただければと、そのように思います。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。私も、杉の木保育園の避難確保計画を確認しました。確かに最終ページには、避難経路、杉の木保育園裏門より六中へ避難と図で示されています。避難誘導については、避難場所は避難場所予定施設のうち、安全等が確保され開設された避難場所とする、想定される避難場所は第六中学校とするとあります。確かに、答弁にありましたように周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により、上記避難場所への避難が困難な場合には、応急的な避難として本施設等の2階以上への垂直避難するものとするとの記載があります。垂直避難はあくまでも応急的な避難です。基本的な避難場所は第六中学校です。しかし、以前台風の際に第六中学校に避難しようとしたけれども、避難所が開設されておらず、別の場所を案内されたと聞きました。そのため、園の関係者からは、避難経路ですが、保育園の希望的計画で作成しております、六中で受け入れてくれるのかの確認は取っていないようです、ぜひ六中に避難できるようにと願っています、よろしくお祈りしますとのお手紙を頂いています。避難確保計画の解釈に大きなずれがあるように思います。杉の木保育園での水害の発生が見込まれる場合は、第六中学校を避難所として開設していただきたいと考えますが、市の対応を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 当該保育園の避難確保計画は、被害想定がついておりまして、江戸川と真間川水系の氾

濫を前提として作成されていると思います。台風の際の避難所は、原則必要な小中学校を優先的に開設する計画でいます。台風のコースや大きさ、強さ、そして雨量情報、また高潮や高波に関する情報、そして河川の水位情報、こういったものを考慮した上で、被害を想定しながら避難所を設定しています。避難所の考え方については、これまでも水害ハザードマップなどでお知らせしています。さらに理解していただけるよう周知に組んでいきます。また、六中を絶対開けないということではないので、その辺は当該保育園と話す必要があると思いますので、誤解のないようにしていきたい、これが市民の命を守っていくということになると思います。

以上です。

○松永修巳議長 やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員 伺いました。誤解のないようにということは大変大事なことだというふうに思います。

2020年の2月12日、鬼高3丁目住民の方は市長宛てに要望書を提出しました。要望書は、2019年の台風15号では、第六中学校正門前の道路に水があふれ、数軒の玄関先まで水が上がりました、12月2日午後に降った大雨のときには、鬼高小学校正門、第六中学校正門前の道路が冠水し、ちょうど小学生の下校時間に重なったため小学生の膝あたりまで水が上がり危険な状態でした、近くには杉の木保育園もあり第六中学校への避難路になっています、台風19号のときに第六中学校に避難所が開設されていませんでしたと状況を説明した上で、1、鬼高3丁目及び2丁目の道路の排水対策を市川市として考えてください、2、台風など水害の危険がある場合は近くの避難所を開設してくださいと2項目について要望しました。この要望に対して、要望は承りましたとのことでしたが、あまり具体的な回答はなかったように思います。市として様々な努力をされていることは理解しました。しかし、保育士をはじめ、職員数が不足している保育園でのいざというときの避難は、杉の木保育園に限らず、他の園でも不安を抱えていると思います。

危機管理監からは、計画の修正、様々な相談に対応していただけるとの答弁をいただきました。命に関わる避難確保計画が希望的計画であってはならないと思います。ぜひ現場を見ていただき、職員や保護者の声を聞いていただきますようお願いいたします。

そして、何よりも求められるのは、一日も早く鬼高地域の浸水対策を講じて道路冠水を解消することです。子どもたちや児童のいる保育園や学校周辺の道路冠水対策を最優先していただくことを求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 青山ひろかず議員。

○青山ひろかず議員 おはようございます。清風いちかわの青山ひろかずでございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、高齢化社会についてであります。今朝のニュースでは、4年ぶりに花見の宴会が解禁されたという明るいニュースが流れていました。こういう明るいニュースが流れると、高齢者もうきうきと花見に行くんじゃないかと、そういった意味で、高齢化社会についての対策をお伺いします。

高齢社会とは、高齢化率が14.0%を占める社会を指し、超高齢化社会とは、高齢化率が21.0%を占める社会と言われております。本市においても高齢者数は年々増加しておりますが、その現状についてお伺いします。また、高齢化社会対策として、現在も様々な施策が行われていると思いますが、特に課題と考えられることについて伺います。よろしく願いします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

国の現状から申し上げます。総務省統計局によると、令和4年8月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,625

万6,000人、高齢化率は約28.98%と、世界で最も高い水準となっております。全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合である高齢化率は今後も進展し、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上となる2040年に、高齢化率は35.3%になると見込まれております。

次に、本市の現状でございます。本市における65歳以上の高齢者の割合は、平成30年に21.0%を超え、令和5年1月末現在の高齢者人口は10万5,879人、全人口に占める高齢者の割合は約21.55%と、全国の高齢化率と比較すると低いものの、21%を超える、いわゆる超高齢社会であると言えます。また、75歳以上の後期高齢者人口は5万6,992人と高齢者人口の過半数を占め、今後ますます後期高齢者の割合は増加すると推計されております。

続いて、本市における課題でございます。後期高齢者は、複数の慢性的な疾患を持ちやすいだけでなく、加齢による心身の機能低下、認知機能や社会的なつながりの低下により、健康な状態と要介護状態の間にある虚弱、いわゆるフレイル状態になりやすいと言われていることから、フレイル予防の取組を強化し、高齢者の健康寿命の延伸を図ることは喫緊の課題と言えます。また、厚生労働省認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）によると、認知症高齢者は増加し、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると予測されていることから、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりは重要な課題であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。5人に1人が認知症、そのうちに入らないように努力しないといけないので、高齢者の課題として、健康寿命の延伸を推進するために、介護予防、フレイル予防の取組を強化していくということ。また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりは重要な課題であると思います。

では、これらの課題に対する本市の今後の具体的な対策について伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

まず、介護予防、フレイル予防の取組でございます。年齢を重ねても健康で生き生きと暮らすためには、高齢者の心と体の健康づくりだけでなく、日常生活の活動性を高め、社会参加へとつなげていくことが大切です。そのため、市川みんなで体操やいきいきセンター、サロン活動など、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じ、通いの場を継続、拡大していく地域づくりを推進してまいります。また、要介護に至る前の状態であるフレイルに着目し、フレイル予防の取組を強化していくため、住民主体の通いの場等へ医療専門職の派遣を行うなど、介護予防、フレイル予防の取組を強化することで、健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、認知症施策でございます。認知症施策の総合的な推進は、第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点取組の一つでもあり、1、認知症の人とその家族及び認知症のリスクの高い高齢者の社会参加、交流の場の拡大、2、認知症に関わる医療介護連携の促進、3、認知症に関する正しい理解の拡大、4、ボランティア等による認知症の人やその家族への支援の充実、以上の4点を柱として施策の推進に取り組んでおります。

認知症の人やその家族に関わる医療、介護、地域の結びつきを深め、認知症の人や、その家族の安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、令和3年度より専任の認知症地域支援推進員を配置しております。認知症地域支援推進員の資格要件は、介護保険法に基づく地域支援事業実施要綱に定められており、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する看護師、社会福祉士等の専門職とされています。県内の他市町村では、本市においては高齢者サポートセンターと呼んでいる地域包括支援センター職員を兼務の推進員として配置しているところがほとんどですが、本市においては、高齢者サポートセンターに専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の方やその家族の視点に立ち、地域に出て情報を収集する、支援につなげる、地域に働きかける活動を展開しております。今後も、専任の認知症地域支援推進員の配置を広げていくため、令和4年

度に配置した7名に加え、令和5年度は2名増員し、合計9か所の高齢者サポートセンターへ1名ずつ配置する予定となっております。

また、この認知症地域支援推進員の地域での活動により、地域には認知症の人に優しい接客やサービス、商品構成などの取組を行っているお店や事業所のあることを市として把握しました。認知症に優しいお店を広く市民に知っていただくため、令和4年9月より市川市認知症の人にやさしいお店・事業所として認定し、店舗に掲示するステッカーを交付しております。そのほか、認知症地域支援推進員の活動として、地域における認知症カフェなど、交流の場の立上げ支援や、認知症御本人の交流の場となる本人ミーティングなどを行っております。この本人ミーティングは、認知症御本人の体験や日頃感じていること、必要としていることなどを語っていただくことで、認知症御本人が必要とする支援を把握する機会となっております。

今後も、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりに向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。ますます高齢化が進展する中で、当市は健康寿命日本一を目指している市であります。そういった意味を踏まえて、要するに高齢者に優しいまちづくりを目指してもらいたいと思っております。

認知症になっても、今言ったように安心して暮らせることが一番大事じゃないかというふうに思います。そういった中でも、医療、介護、地域の結びつきを強化し、地域の高齢者を見守る体制づくりをしていくことは、これからの高齢化社会について大切な取組であると思います。引き続き、医療、介護、地域の連携を強化していただきたいと思っております。高齢者を優しく見守ってください。ありがとうございました。

続きまして、消防行政についてお伺いします。毎回質問をしておりますが、南消防署の建て替えについてでございます。

天災、災害は忘れた頃にやってくるというようなことわざがありますように、東日本大震災からはや12年、明後日で12年たちます。こういうのも含めて、今テレビの中では南海トラフ地震が30年以内に70%から80%の確率で発生すると。また、東京直下地震も30年以内に70%から80%ということで、政府の地震調査委員会が予測しております。そういうことを踏まえて、南消防署の建て替えをお願いしているわけであります。ちなみに、行徳は浦安と隣接していますから、いつも浦安と比較されることが多いんです。ちなみに、浦安の人口は今16万9,259人、行徳は人口16万6,047人、約3,000人ぐらいしか変わらないんですね。そういう中で、消防力といいますか、救急自動車、それから消防ポンプの数は浦安に劣っております。消防隊ですね。浦安の消防ポンプ自動車はちなみに4台、行徳は3台、救急車は、浦安は7台、行徳は去年1台増やしてもらって4台という現状です。そういったことを踏まえて、消防隊員も浦安が若干多いです。浦安の消防隊員は195人、行徳は123人、やっぱり少ないですね。そういうことを踏まえて、早く消防署建て替えをお願いしたいと思っております。

これまで、今質問したように、南消防署建て替えについては何回も質問してまいりました。その整備状況と現在の進捗状況についてお伺いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

消防局では、市全体の消防警備体制を強化するとともに、行徳地域におけるさらなる消防力の充実強化を図るため、南部地区消防防災施設整備事業として位置づけ、計画的に進めてきたところです。本事業を進める上では、老朽化した南消防署の建て替えに併せ、災害拠点施設として整備するための用地を確保する必要があるな

ど、大規模で重要な事業であることから、様々な課題を1つずつクリアしていく必要がございます。

現在、本市では最重要課題に取り組むための方針として、将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択を実施していることから、本事業につきましてもその重要性を踏まえ、継続して関係部署と協議調整を図っているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。市の方針である将来を見据えた財政保全措置と緊急事業選択については理解していますが、しかしながら、行徳地域における先ほどのように人口的に浦安は劣っている、そういった意味で、行徳の人からいつも言われるんですよ。行徳は地価も高いし高額所得者が結構多いので、納税額は、人口の30%は行徳ですけれども、それ以上に納税しているといった意味で、もっと行徳に力を入れてほしいというふうに言われる住民が多いです。市川から行徳は独立して行徳市をつくっちゃえなんていう話もあるんですよ。なかなか難しいですけれどもね。そういったふうに、なかなか南のほうは、いろんな意味で進んでいますけれども、消防力とか、人を守るものではまだまだ遅れているので、ぜひとも本住消防局長、早急に南消防署の建て替えをお願いしたいというふうに思います。

今後のスケジュールですけれども、お願いします。

○松永修巳議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 今後のスケジュールについてお答えします。

現在の計画では、南消防署の建て替えに合わせ、大規模災害時などに重要となる災害拠点施設の整備についても並行して進めているところです。本事業は、住民の生命、身体及び財産を守るための重要な事業であることから、適切に進めるために、用地確保をはじめとする諸課題に取り組み、今年度末に予定されております市川市公共施設等総合管理計画の個別計画における見直し結果を踏まえ、引き続き行徳地区の消防施設整備について適切に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。乱暴な言い方かもしれませんが、そういうふうに行徳の人は思っているんですよ。ぜひとも早めに、計画はいいんですけれども、早めに実行しないとね。さっき言った言葉のように、災害、天災はいつ起こるか分からないということを踏まえて早急に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、放課後保育クラブについてであります。

放課後保育の現状と課題についてお伺いします。本市の保育園における待機児童は、令和3年4月にゼロになり、共稼ぎの保護者の方々にとっては、本市が子育てしやすい町として安心して子どもを預けられる体制が整ったと思っています。しかしながら、安心もつかの間、小学校に入学すると、保護者の方々にとりましては保育園時代よりも子育てと仕事、育児の両立が困難になると言われます。小1の壁という問題に直面します。都市部では、共稼ぎの世帯数が60%以上と言われており、本市の共稼ぎ世帯も同様に増加傾向にあると思います。

そこで、小学校児童を持つ保護者の就労支援対策の一つである放課後保育クラブの現状はどのようになっているかお伺いします。

次に、間もなく新年度を迎えますが、利用申請者や待機児童の見込みがどうなっているのか伺います。

そして、放課後保育クラブを開設してから50年以上経過した時代の流れにより、共稼ぎの世帯数や学校を取り巻く環境の変化とともに、放課後保育クラブにおける課題も変化しつつあると思いますが、どのような課題があ

るか、お伺いします。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、放課後保育クラブの現状でございます。令和4年度は、4月1日時点では5,214人の児童が利用し、待機児童は147人おりました。令和5年2月1日現在では4,537人の児童が利用し、待機児童はゼロでございます。これは、入所後、学校生活に慣れる中で、自宅で留守番ができるようになった児童が退所していくこと等によるものでございます。

次に、令和5年度の利用児童数の見込みについてでございます。利用児童数は、令和2年度、3年度と新型コロナウイルスの影響により減少しておりましたが、4年4月1日現在においては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、過去最も多い5,214人の利用でございました。令和5年度は昨年12月の締切までにこれを上回る5,653人の利用申請がありました。放課後保育クラブ全体といたしましては5,940人の受入れが可能であります。定員以上の申請がある小学校のクラブが数校あるため、4年生以上で待機児童が発生する見込みでございます。年度初めに高学年の児童を中心に待機児童が発生することが課題であると考えておりますが、例年、年度途中で待機児童が解消することを踏まえ、限られた学校施設の中で、年度初めの利用希望児童を全て受け入れる体制をつくることは難しいと考えております。なお、保育の必要性が高い1年生から3年生までの低学年の児童については、待機児童が発生しないよう引き続き努力してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。コロナ禍により利用申請者が少なくなっていたが、令和5年度は過去最高の利用申請があったとのこと。また、待機児童は、年度当初は4年生以上で発生するが、年度途中には解消することが分かりました。校舎の規模によりクラス数を増やすことは限界があることは理解しましたが、年度の前半にもできるだけ待機児童が発生しないよう、体制整備を要望いたします。

次に、放課後保育クラブの今後の対策について伺います。まず、本市の放課後保育クラブを含む放課後児童健全育成事業運営形態について伺います。

少子化と言われていますが、共稼ぎ世帯の増加により、放課後保育クラブの利用申請者は増加しているとの答弁がありました。そこで、今後、放課後保育クラブの利用者増加にどのように対応していくのか、どのような対策を考えているのか伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 本市の放課後保育クラブは、市川市社会福祉協議会を指定管理者として、全ての小学校及び公民館や地域ふれあい館などに設置して運営しております。また、特に利用児童が多く待機児童が発生しやすい地域であるJR市川駅や本八幡駅周辺では、放課後児童健全育成事業として、一定条件を満たした民間事業者へ補助金を交付しております。このような中、小学校に設置する放課後保育クラブでは、共働き世帯の増加に伴う利用児童の増加傾向が見られる一方で、35人学級の実施などにより、クラブ室として使用できる余裕教室が少なくなっております。そこで、富貴島小学校校庭内にプレハブ施設の設置や、市川駅南口の京葉瓦斯跡地の開発による人口増加に対応するための大洲小学校校舎整備の中で、クラブ室4室を設置するなどの方策を講じております。しかしながら、待機児童が発生する全ての学校において同様の手法により対応していくことは困難であると考えております。今後も、学校側と今後見込まれる児童数や施設環境について情報を共有し、子どもたちの環境整備を第一に、共通認識を図ってまいります。

また、加えて利用者の状況に応じて、安全、安心な子どもの居場所を提供する放課後子ども教室の活用を図る

こと、総武線沿いをはじめとする待機児童が発生しやすい地域においては、放課後児童健全育成事業の補助対象となる事業者を増やしていくなど対策を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 民間事業者に補助金を出して民間活力を導入しつつ、放課後子ども教室なども活用して利用者の増加に対応していくとの答弁がありました。今後も、保護者や子どもたちの教育環境の向上を第一に考え、子どもたちの放課後の居場所確保に努めていただくことを要望して、この質問は終わります。

続きまして、公共施設の老朽化対策についてであります。

公共施設等総合管理計画の見直しの概要について伺います。また、併せて見直している公共施設個別計画において、行徳地区ではどのような公共施設が位置づけられているのか併せてお伺いします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

平成27年度に策定した市川市公共施設等総合管理計画につきましては、計画期間の中間年度に当たること、最新の人口推計などを踏まえた方針や国からの改定指針により、脱炭素化やユニバーサルデザイン化の推進方針などを記載する必要があることから、今年度見直しを行っております。また、令和元年度に策定した公共施設個別計画につきましても、今年度に計画期間の第1期の4年間で終了することから、現状の整備状況を踏まえた令和5年度からスタートする第2期以降の整備計画の見直しを行っております。この公共施設個別計画の計画期間内に対象となっている公共施設のうち、行徳地区の主な施設を申し上げますと、南行徳署、塩浜団地、南行徳公民館、行徳地域ふれあい館、塩浜こども館などがございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。今言ったように、行徳地区のふれあい館はどれも老朽化が進んでいますが、特に私の住んでいる湊地域のふれあい館はかなり老朽化が進んでいると思われまして。今後、個別計画の中で行徳地区の地域ふれあい館をどのように進めていくのかお伺いします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

行徳地区には、御質問のありました湊地域ふれあい館を含めて5か所の地域ふれあい館がございます。いずれの施設も老朽化が進んでいることから、築年数などを踏まえて、公共施設個別計画に位置づけ、計画的な建て替えを進めていくべきものと認識しております。また、いずれの施設も土地が借地であることから、建て替えに当たっては土地所有者との協議が必要となります。今後、地域ふれあい館につきましては、まずは土地所有者と現在お借りしている土地の契約内容を踏まえ、現地での建て替えの可否や時期などを双方で確認した上で、建て替えに当たっては地域の意見を十分にお聞きしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。湊地域ふれあい館は雨漏りが激しいんですね。前から建て替えという話があったんですけども、なかなか話が進まなくて、また、今度自治会館にしちゃうと維持費が高いとかいろいろ問題があるんですけども、そういったことを踏まえて、これからも行徳地域のふれあい館等の建て替えとか老朽化問題に力を注いでください。ありがとうございます。

次に、行徳地域内の蓋架け歩道改修について、今後の整備についてお伺いします。

行徳地域内の蓋架け歩道の改修についてです。行徳地域には、水路に蓋を架けて歩道としている蓋架け歩道が多くあるため、老朽化による段差やがたつきが生じています。こうした状況から、歩行者の安全な通行に支障となっている箇所も見られ、その対策が必要であると感じております。

そこで質問しますが、これまでの改修状況と今後の整備について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

蓋架け歩道は、柵渠という板柵式のコンクリート水路の上部に蓋を架けて歩道として利用しているもので、行徳地域には昭和40年代から50年代にかけて土地区画整理事業で整備されたものが多く、約37km存在しております。これらの蓋架け歩道は年数がたっていることから、経年劣化による蓋のがたつきや段差が生じている箇所もあり、このような不具合を解消するため、歩道整備を進めております。また、蓋の下の柵渠部分の老朽化が進んでいる路線におきましては、関係部と連携し、水路部の補強工事も併せて行っているところでございます。

改修状況ですが、昨年度は市道0109号、通称ガーデナー通りの宝1丁目1番地先の道路の歩道両側を計約280mのほか、水路の補強と併せて、行徳駅前公園の東側に当たる市道9279号など約240mを整備しており、令和3年度の合計延長といたしましては約520mを整備したものでございます。また、今年度は行徳駅前3丁目14番地先から末広2丁目17番地先までの約300mのほか、水路の補強と併せて市道0205号、通称香取通りの福栄1丁目12番地先など約500mの整備を実施しており、合計約800mの整備完了を見込んでおります。

今年度の整備が完了する今月末には、これまでの整備合計約23kmの蓋架け歩道の整備が完了し、整備率は約62%となる見込みでございます。

次に、今後の整備予定についてですが、今年度から来年度へ繰越しとなる塩焼と新井の2か所、約430mのほか、令和5年度は6か所、約1,150mの整備を予定しており、令和5年度末には合計1,580mの整備が完了することを見込んでおります。なお、令和5年度の整備箇所といたしましては、市道0109号ガーデナー通りの塩焼3丁目、市道8094号の末広2丁目、市道0205号香取通りの福栄3丁目、市道9004号の新井1丁目、行徳駅前公園東側に当たる市道9279号の湊新田2丁目、市道0203号行徳駅前1丁目の6か所を予定しているものでございます。これらのうち5か所につきましては、いずれも複数年に分けて継続整備している路線でございます。今後も引き続き蓋架け歩道の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。令和5年3月末における整備済みの延長は約23km、大分整備されていると思います。引き続き、行徳は蓋架け歩道が多いので、結構段差があるところが多いんですね。たまにそういうところで引っかかって、高齢者が転んでけがをしているという話をよく聞きます。また、側溝のほうもかなりこういう段差があったりしますので、これからもそういったところを重点的に見直ししてもらって、安心して歩ける歩道を造ってほしいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして、大項目の仮称押切・湊橋に関する市の認識について伺います。

この項目については昨年12月定例会でも取り上げ、その時点で進捗状況や道路拡幅による影響などについて確認してきました。また、そのときの答弁では、県は周辺住民に対し丁寧な事業説明、対応を行うということでしたが、このたび千葉県がこの事業について国の認可事業を受け、その事業計画が示されたところでありますが、最新の概要について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。仮称押切・湊橋は、市川都市計画道路3・4・25号の一部として都市計画



決定されている道路でございます。この道路は、東京都江戸川区と市川市を結ぶ旧江戸川を渡河する道路であり、東京都の柴又街道につながることで、都市間の連携を強化する重要な役割を担う路線として位置づけられています。現状では、東京都江戸川区と千葉県葛南地域は、江戸川、旧江戸川によって隔てられ、都県間の移動の際にはこれらの河川を渡河する必要があります。橋梁が限られていることから交通が集中し、慢性的な交通混雑が発生しております。

このような問題を解決するため、既存橋梁の今井橋と市川橋との間に新たな橋梁である仮称押切・湊橋を整備することは、慢性的な交通混雑の緩和のほか、災害時の代替性の確保を目的としております。千葉県の事業認可図書に示された路線概要説明書では、県道王子金町市川線として整備するもので、千葉県側の事業区間延長は約0.42km、420m、幅員は15mから26mの車道2車線の道路であり、両側に歩道を設置する計画でございます。なお、千葉県事業としては、事業期間は令和4年度から令和13年度を予定しており、千葉県側全体の事業費としましては約89億円が見込まれております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 御答弁ありがとうございました。事業概要については分かりました。事業期間は順調に進んで令和13年度まで、また、千葉県事業分の全体事業費は89億円が見込まれているとのことであります。

そこで、この事業費について再質問しますが、この事業に対して、地元である市川市の負担があるのか伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本事業は県の道路事業として進められるもので、本市の負担金は生じません。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。市の負担がないということなので、市としても大いにメリットのある事業だと思います。順調に事業が進むように、県にも協力していただきたいと思います。

続きまして、第一終末処理場北側道路についてです。

この項目についても以前に取り上げておりますが、この道路についてはびあば一く妙典前の区間については既に整備が完了し、非常に利用しやすい道路に変わりました。しかしながら、この区間からガーデナー通りに接続するまでの区間については未整備となっております。

そこで伺いますが、この区間の整備の見通しはどうなっているのかお伺いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えいたします。

江戸川第一終末処理場北側の道路、市道8133号は、幅員4mから6mの道路でありましたが、びあば一く妙典へのアクセス道路として、妙典排水機場前から塩焼4丁目10番地先の行徳ニューハイツ東側交差点までの約330mの区間を、標準幅員12mに拡幅整備いたしました。その内容でございますが、7mの車道と、その両側に2.5mの歩道を設置したもので、令和3年度から開始し、令和4年6月に完成したものでございます。

江戸川第一終末処理場北側のこの道路計画につきましては、平成15年3月に地権者の方々、周辺自治会の代表者、千葉県及び市川市を構成メンバーとして設置しました江戸川第一終末処理場計画地検討会において検討が行われ、全体幅員12mに拡幅するとの方針が示されておりました。しかし、歩道の形態や車線構成等の細かな幅員構成は示されていないことや、江戸川第一終末処理場計画地に拡幅の範囲が及ぶため、千葉県の下水道関係部署

と車道や歩道の幅員構成、施工区分などについて協議を進め、このたび幅員構成等の方針が決定したところでございます。

今後、詳細な道路の線形や交差点の形状について、周辺住民の方々への説明や、千葉県警察との協議を行い、線形等が確定した後は千葉県と連携し、道路整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 青山議員。

○青山ひろかず議員 ありがとうございます。幅員構成などについて千葉県と協議を進めてきており、今般その協議が整ったとのことでありますので、今後この整備に向けて一歩進んだものと認識いたしました。このびあぱ一く妙典も、土曜、日曜となると公園の中が整備されてきてまして、人のにぎわいも、また交通量も増えてまいりました。そういったことも踏まえて、今後とも千葉県と連携し、早期に事業化をしていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○松永修巳議長 青山議員に申し上げますけれども、この前の事業の押切・湊橋の(2)については、(1)の答弁で了解ですか、よろしいんですか。されていませんけれども。もしそれでよろしければ終わりにします。

○青山ひろかず議員 了解です。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩をいたします。

午前11時29分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○大場 諭副議長 この際、企画部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 発言の訂正をお願いいたします。午前中の青山ひろかず議員の一般質問中、公共施設個別計画の質問に対する答弁におきまして、南消防署を南行徳署と申し上げましたが、正しくは南消防署でございます。誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

○大場 諭副議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

---

○大場 諭副議長 日程第1一般質問を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員 会派市民の力の石原よしのりです。

最初の質問として、デジタル地域通貨について伺います。

ここでちょっと質問の順番を入れ替えて、(2)を一番最初にお伺いしたいと思います。議長、よろしく御了解ください。

デジタル地域通貨の導入は、田中市長が選挙公約にも挙げられていた政策でした。就任早々にデジタル地域通貨を導入する方針を表明し、7月にはデジタル地域通貨の専門家を政策参与に任命しました。そして、今年5月に実証実験が始まります。その費用として6億6,000万円が新年度予算に計上され、おとこの議会で承認されたところです。その目的は、地域経済の活性化と市民活動の活発化と伺いました。今回、私はその地域経済活性化という目的に着目して質問をさせていただきます。

これまで本市が取り組んできた地域経済活性化というのはどういうことだったのでしょうか。大型店が次々と出店する一方で、個人商店がどんどん廃業し、商店街も歯抜けになり地域の活気がなくなっていく。でも、一方で、地域市内の大型店のために市内の小売業の販売額の総額が全体で増えていけば、データ的には小売売上は増えていきます。これが地域経済が活性化したというようなことではなかったんだと思います。

そこで、まず最初の質問として、本市は市内の小規模事業者をどのように見ているのか、本市にとってどのような価値があるのか、どのように関わっていこうと思っているのか、本市の認識を伺いたいと思います。

○大場 諭副議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

市内にある生鮮食料品店や飲食店、金物、雑貨などを販売する個人商店は市民生活に密着しており、市内経済において重要な存在であると認識しております。一方で、コロナ禍や店主の高齢化、後継者不足などにより個人商店が休業や廃業している現状につきまして、各商店会から聞き取り調査等で把握しているところがございます。昨今の物価高騰やコロナ禍などにより変化する消費行動に適応するために、経営の改善や店舗の魅力向上に取り組む個人商店を支援することは、地域経済の活性化及びにぎわいの創出につながるものと考えております。デジタル地域通貨の仕組みや、店舗や商店会のアイデアなどにより、キャンペーンやイベントと連動する営業支援ツールとしての機能も期待されますことから、個人商店などの小規模事業者に対する支援の1つの形になるものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原よしのり議員 そうですね、本市が地域の飲食店や個人商店を大事に思っていて、頑張っている事業者を応援したいと思っていることを確認して安心しました。今回のデジタル地域通貨もそれに資するということでしたね。地域経済の活性化というのは、市内の小規模事業者の商売が繁盛し、市民が特徴や魅力のあるお店で買物や外食を楽しめて、地域でお金が回り、地域に活気が出てくることなのではないでしょうか。私はそう信じています。

そこで、(1)の質問、デジタル地域通貨の実証実験まであと2か月です。このような新しい事業を始めるには、何年も検討を重ね、仕組みを細かく設計し、準備期間を十分に取るのが普通だと思います。しかし、本市の場合はデジタル地域通貨の検討を始めてから、まだほんの半年程しかたっていないと思います。急に降って湧いたような話で、一般の市民にも市内の小売店や飲食店を営む個人事業者にも、そもそもデジタル地域通貨とはどういうもので、どのように使われるのか、どんなメリットがあるのかといったことが十分に理解されていないのではないのでしょうか。5月までに地元の商店や商店会などの理解や協力が得られるのか、本市の見解、見通しをお願いします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

地元の商店主の皆様や商店会に本年5月から開始するデジタル地域通貨の実証実験へ参加していただけるよう、昨年10月に市川商工会議所へ協力を依頼した上で、11月から12月にかけて八幡エリアの商店会などを訪問し、デジタル地域通貨の目的や概要について説明を行ってまいりました。先日、本議会で令和5年度の当初予算の議決をいただいたことから、既に加盟店の募集を開始いたしました。募集に当たりましては、勤労福祉センターで説明会を3回開催するほか、八幡エリアの店舗を個別に訪問し、実証実験への参加についてお願いいたします。また、実証実験の開始前には、具体的なアプリの操作方法や決済方法を説明するほか、店舗からの疑問点などにお答えするため、加盟店を対象とした説明会を2回開催する予定でございます。なお、実証実験期間中でも

加盟店からの問合せや御相談をいただいた際には、迅速で丁寧な対応を心がけてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** これまでに説明したのは商工会議所と商店会だけで、まだ個人の商店主などへの説明はこれからなんだという御答弁でした。いろいろな説明の機会をつくり、よほど精力的に説明に回ったりしなければならぬのではないのでしょうか。今回のデジタル地域通貨導入の際に、地元の小規模事業者を支援するためにどのような工夫をしているのかも伺いたいと思います。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

地域経済と市民活動の活性化を目指す本市のデジタル地域通貨では、地元の小規模事業者への支援などは重要なポイントであると認識しております。より多くの地域住民の消費行動が地域の店舗で行われるように促してまいります。

そこで、具体的な支援としては、利用者が店舗で買物をした際に付与する還元ポイントについて、大規模店舗では還元率を0.5%に設定するのに対し、小規模事業者の店舗では還元率を1%とすることで、消費の喚起を促進してまいります。また、小規模事業者が大手キャッシュレス決済サービスを導入すると、売上額に応じて支払う手数料が負担になることや、売上の清算回数が月1回と少ないことなどが店側の負担になっていると伺っております。そこで、本市のデジタル地域通貨では、加盟店が負担する手数料を低く設定するとともに、売上の清算回数を月2回にするなど、できるだけ小規模事業者の負担を軽減する仕組みといたします。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** そうですね、小規模事業者向けにポイント付与も高めにするとか、あるいは手数料比率を下げるとか、いろいろと配慮されるということは分かりました。

本市にとって、先ほど企画部長も言っていましたけれども重要なと言われた言葉を使った地元の小規模事業者に、しっかり目を向けて必要な支援を行っていただきたいと思います。

次に、デジタル地域通貨推進事業の課題と対応について、(4)の質問を伺ってまいります。

全国各地でデジタル地域通貨を導入したのはいいが普及しなかった、思った効果が出なかった、経費負担に耐えられなかったなどといった理由で、数年後に事業を廃止せざるを得なくなった事例は枚挙にいとまがありません。デジタル地域通貨I C H I C Oを今回本格導入し継続させていくためには、多くの人が参加登録し、ふだんのお買物に使ってもらわなければならないと思います。ところが、ちまたにはいろいろな民間のキャッシュレス決済サービスがあり、これらとの競合となるわけですが、これら民間のキャッシュレス決済とはどう差別化を図ってI C H I C Oを使ってもらえるようにしようと考えているのか伺います。

**○大場 諭副議長** 小沢企画部長。

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

本市が導入するデジタル地域通貨と民間のQRコードを利用した大手キャッシュレス決済サービスでは、利用できる店舗が市内の加盟店に限定されていること、誰一人取り残すことなくデジタルに不慣れな方にも利用していただけるよう、スマートフォンアプリに加えて専用のカードを導入すること、加盟店が負担する手数料が低く設定してあること、小規模事業者の店舗で買物した場合に付与される還元ポイントは、大規模店舗よりも高い還元率を設定していることなどが大きな違いでございますが、一番の大きな違いは、健康づくりやボランティアなどで取得したポイントをデジタル地域通貨と交換して使用できる点でございます。本市のデジタル地域通貨をこ

のような仕組みとすることで、市民の皆様が楽しんで長く使っていただき、このことが地域経済と市民活動の活性化につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原よしのり議員 差別化して、こちらのほうが優れていると言えるかどうかは分かりませんが、こういった違いがあるという話を伺いました。

市民活動のポイント付与については、当然それは構わないと思うんですが、メリットなんですが、それを、もらったポイントを使うというだけであれば、あまりメリットがないわけですね。それを契機に、これを自分でチャージして使ってもらわなきゃ困るということだと思いますが、それでは、最終的にどの程度の方に、どのくらいの金額を使ってもらうのか、これは実証実験の段階ではなくて本格的に導入した場合ですが、その目標をどの程度と考えているのか。現時点の認識で結構ですので、見通しをお伺いします。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

最終的にどれくらいの市民の皆様がデジタル地域通貨を利用していただけるかについては、現段階でははっきりとした見通しを立てることが難しいと考えております。本市と人口規模が近い兵庫県の尼崎市は、令和2年度にデジタル地域通貨の実証実験を行い、今では市全域で導入されており、現在の利用者数は人口約46万人の約13%に当たる約6万人となっております。現時点では、この約6万人が1つの目安となると考えておりますが、本市が市全域で導入する際には、より多くの方に利用していただけるようなデジタル地域通貨を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原よしのり議員 ありがとうございます。

もう一つの課題は財政的な問題だと思います。デジタル地域通貨事業を継続していくために、市がプレミアムポイントなどに毎年何億円も税金を投入し続けるわけにはいかないと思います。今後この制度に多額の税金を投入しなくても回るように、つまり、自走化させていくことが重要な課題だと思います。本市の認識を伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えします。

今回の実証実験でプレミアムポイントを付与する主な理由は、市民の消費意欲を高めることもございますが、最も重要なことは、デジタル地域通貨のPR効果を上げ、多くの市民の皆様や店舗に興味関心を持っていただくことだと考えております。そのため、プレミアムポイントについては、実証実験での検証結果を十分に精査した上で、タイミングや方向性を見定める必要がございます。今後、デジタル地域通貨を継続性のある仕組みとしていくには、プレミアムポイントに依存し過ぎることなくその魅力を伝えて、より多くの方に使っていただくことが重要でございます。また、自走していくという側面からは、運営費の将来的な負担も考慮していく必要があります。そのために、加盟店からいただく手数料について無償とするのではなく、民間のキャッシュレス決済サービスと比較して低く設定しております。

本市のデジタル地域通貨は、これからの実証実験の検証結果を踏まえ、市民の皆様にご自分たちの地域の通貨として長く使っていただけるような制度としていかななくてはならないと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

**○石原よしのり議員** この実証実験のとき、あるいは導入当初のときに、PR効果を高めていくためのプレミアム、これはまあ必要でしょう。そして、企画部長もおっしゃったように、将来はそのプレミアムポイントに依存し過ぎることなくという言葉を使っていたいただきましたが、それもそのとおりだと思います。ただ、本当にそれから脱却していかなければ続かないということは念頭に置いておいていただいたほうが私はいいいと思います。

私は今年1月に、この本市のデジタル地域通貨I C H I C Oのモデルとなった兵庫県尼崎市が令和2年度から導入しているあま咲きコインについて、尼崎市にお伺いして詳しくお話を伺ってきました。その際、尼崎市の担当者が、この事業を3年やってきて課題として挙げたのが、先ほど私が申し上げた民間キャッシュレス決済サービスとの差別化と、この事業の自走化ということでした。尼崎市もこの2つの課題の克服に今取り組んでいるところです。自走化の点から言うと、やっぱり元気にいろんなことに取り組んでいる地域の事業者さんたち、この方々がこの仕組みを利用して、自分たちのセール、キャンペーン、いろんなものに自分たちがプレミアムというのか割引とか、こういうものをポイントで出していく、こういうポイントを使って、そういった元気ある工夫のできる商店会、商店主、小売、飲食店、こういった方々がいろんなメニューを考え、いろんなセールを考え、売り物を考える、こういったことでこのポイントを使うという方式がやっぱり必要です。これは尼崎も入れ始めているんですね、まだ増えていないけれども。こういったことをどんどんやっていく必要がある。それは、ですから経済部なんかはまさにこういうことをやらなきゃいけないところだと思います。こういったことをしっかりと、いろいろ組み合わせて私はやっていていただきたいなと思います。

以上、この点については終わりますけれども、地域経済活性化という視点から、しっかりと取り組んでいただければよろしいかと思しますので、お願いいたします。

次の大項目に移ります。宗教2世問題についてです。

昨年7月に安倍元首相が銃撃され死亡した事件の容疑者が、旧統一教会の宗教2世でした。彼は、母親が総額1億円にも上る献金をしたために、家族の生活が成り立たなくなり、大学への進学もできず、その後の人生がめちゃくちゃになったと考えていたようです。それで、政界で旧統一教会との関係が最も深く、また影響力も強いと目された安倍元首相を恨んで銃撃したことが分かってきました。この政界と旧統一教会の関係の話はさておき、これをきっかけに、今までほとんど表に出てこなかった宗教2世の問題がマスコミで盛んに取り上げられ、世間で注目を浴びるようになりました。個人がどんな宗教を信じることも、熱心に宗教活動に精を出すことも、献金をすることも、もちろん自由です。しかし、親が熱心な信者であれば、子どもたちはその宗教の教えや価値観に従った生活に否応なしに巻き込まれていきます。もちろん、宗教2世の子どもたちや若者たちでも、本人が満足し、幸せにその宗教生活を送っている方も大勢いらっしゃるでしょう。そういった方々については何ら問題だとは思っておりません。しかしながら、宗教に起因する、宗教活動への参加の強制、行動の自由の制限、精神的な圧迫、身体的虐待、多額献金による生活困窮などに悩んだり苦しんだりする宗教2世たちも多いということが分かってきました。

旧統一教会問題を受けた、悪質な寄附勧誘を規制する被害者救済法、正式名称は法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が昨年12月10日に可決、施行されました。しかし、これは宗教2世を救済するものではありません。悩んでいる、あるいは困っている市民がいれば支援をしていくことが行政の務めです。

そこで質問します。まず、(1)本市の宗教2世問題についての認識について伺います。

**○大場 諭副議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

特定の宗教を信仰する家庭の下で育ったいわゆる宗教2世と呼ばれる方は、本人の意思とは関係なく、その宗教の教義を根拠に生活上の自由が制限されたり、身体的、あるいは心理的な虐待を受けたりする場合があります、宗

教2世問題と呼ばれております。この宗教2世問題について、国は昨年8月に関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁が連携して集中的に対応することとし、また、同会議での取りまとめを踏まえ、特に子どもの心理的・福祉的支援の観点から、法務省、文部科学省及び厚生労働省の各省は、自治体等に対して適切な対応を求める通知を発出したところであります。本市といたしましては、国の関係省庁連絡会議でも確認をされましたように、相談があった場合には、宗教に関係することのみをもって消極的な対応をしないよう、国からの通知等に基づき適切に対応をしていく必要があると考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

**○石原よしのり議員** 今回の通知というのは12月27日、28日に文部科学省と厚生労働省が教育委員会だったり市長だったりに通知があったということですよ。そのとおりだと思います。

続けていきますが、特定の宗教を信仰する家庭に育った子どもが、本人の意思と関係なく、その宗教の教義を根拠に生活上の自由を制限されたり、身体的・心理的虐待を受けたりするケースが宗教2世問題であり、人権の観点から深刻な問題だと認識していると、そういう答弁だったと今理解しました。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、それだけでは表面的な理解だと思います。実は、もっと深い問題なんだと思っています。

宗教2世の子どもたちは、幼いときからその宗教の教義に基づく教育と生活様式の下で育ち、神様や仏様に恵まれ、幸せになるためにはこのように考えなければならない、このように行動しなければならない、そうしなければ家族が不幸になる、地獄に落ちる、先祖が成仏しないとといったその宗教ごとの価値観を身に着けて育ちます。成長して自我ができてきて、周りの人たちが自分たちと違っていることに気がついたときに、いろいろ考えるわけです。周りの方と違っているために、いじめや差別を受けることもあるかもしれません。そこで違和感や生きづらさを感じ、悩み苦しむ人も出てきます。自分で納得して宗教生活に幸せを感じられた方はよいのですが、そうでなければ、信者のままでいたとしても、脱会したとしても、生育過程で身についたその宗教の価値観から自由になることはありません。人生のいろいろな局面で悩んだり、困難に遭遇したりします。また、いわゆる身体的あるいは心理的な虐待を受けていると、後々もトラウマやPTSDなどに悩まされ続けます。こういった方々が抱える様々な問題が宗教2世問題なんです。その結果、ひきこもりや適応障がい、生活困窮、果ては自殺、あるいは安倍元総理の襲撃事件の山上容疑者のような暴発といった形で現れることもあるかもしれません。このようなことを市民みんなというか、市役所みんなというか、皆さんがきちんと認識することが必要なのではないのでしょうか。

そういう中で、(2)の質問に移ります。続いて、本市はその宗教2世問題で悩んでいる方々に対して、どのように対応をしているのかについて伺います。

**○大場 諭副議長 植草総務部長。**

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

現在、本市におきまして宗教2世問題に特化した相談窓口は設けておりませんが、仮に宗教2世問題に関わる相談がありました場合には、その内容に応じて所管となる課、または複数の課が連携を図りながら対応することになると考えております。すなわち、例えば子どもが身体的暴行や不適切な養育を受けた疑いがある場合には、他の理由による虐待事案と同様にこども家庭支援課において、生活困窮が伴う場合には生活支援課において対応いたします。また、法的トラブルを抱えている場合には、総合市民相談課や多様性社会推進課の弁護士による法律相談を受けることも可能であります。いずれにいたしましても、事案に応じて関係課が連携を図りながら適切に対応をしてみたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原よしのり議員 結局、その表に現れた問題事象に対して、既存の虐待案件や生活困窮案件の対応の範疇で対処的な支援を行うというのが実態という答弁をいただきました。残念ながらこれが現状です。

それでは、本市において、これまで宗教2世問題と思われる相談支援案件はあったのかどうか、伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

福祉部内で過去の相談状況を確認したところ、数年前に生活困窮者の相談支援窓口での事例がございました。相談者は、経済的な悩みだけではなく複合的な課題を抱えた世帯で、御両親はある宗教を熱心に信仰しているというものでした。相談を進めていく中で、世帯の抱える問題点を把握し、課題を整理した上で、様々な関係機関と連携を図りながら支援を継続し、相談の終結に至っております。なお、市民部及びこども政策部においては、相談の背景に宗教2世問題に関係する事案は把握している限りではなかったとのことでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 石原議員。

○石原よしのり議員 調べてもらいましたが、宗教2世問題と認識している相談案件は1件しかないとのことでした。

宗教に絡む案件で、行政の相談窓口に来て、宗教のことは対応しかねますとか、御家庭内のことなので御家族でよく相談してくださいなどと言われることが多いそうです。担当者も宗教問題、宗教2世問題についてよく知りませんし、どう対応していいかも分からないというのが実態でしょうから、相談に応じることができないというのは本当かもしれません。昨年の事件以降、マスコミが後ればせながら宗教問題、宗教2世の問題を報道するようになり、宗教2世で生きづらさを感じている、悩んでいる、苦しんでいるという人たちが声を上げ始めました。こういった方々に、行政としても支援の手を差し伸べてほしいと思います。ぜひ市としても、特に福祉部、こども政策部、市民部、総務部、学校など、そういった方々と接する可能性があり対応が求められる職員は、まずもって宗教2世問題のことをしっかり勉強し理解すること。そして、相談の応じ方について修得することが必要ではないでしょうか。特に、専門職で言えば社会福祉士という方こそ、よく分かっていなければいけないのだと思います。ただ、そういうのが分かっている社会福祉はほとんどいませんね、現状では。

そして、相談についても、長年のいろんな問題を重ねて、DV相談というのは独立した窓口ができましたよね。やっぱり制度として特別な窓口は要りません。だけれども、こういった問題をちゃんと分かって相談できるような体制は必要なんだろうと思います。よろしく御検討をお願いしていきたいと思いますが、次の(3)の質問に移っていかうと思います。

そこで、宗教2世問題で違和感やつらさを感じていても、まだ自分では問題を整理して訴えることができない子どもたち、そういう子どもたちが在籍している学校での対応についてお伺いします。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

児童虐待の防止等に関する法律により、学校においても宗教に関する相談において児童虐待に該当すると思われる事案を発見した場合には、児童相談所等の関係機関に通告することが求められております。児童虐待に該当する具体的な事案としましては、保護者が宗教の信仰等を理由として、子どもの小学校、中学校等への就学、登校、進学を困難とさせたり、子どもが学校行事に参加することを希望しているにもかかわらず参加を制限したりすることは、心理的虐待またはネグレクトに該当いたします。先ほど御質問者からもありましたとおり、これは厚生労働省作成、宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aに明記されており、令和4年12



月、文部科学省は、学校が課題に適切な対応が行えるよう、このQ&Aを通知しております。この通知文では、課題の早期発見、早期対応に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家と共に、チーム学校として組織的に教育相談に取り組むことを求めています。現在まで本市に報告された事例の中で、宗教を原因とする虐待の報告はありませんが、学校が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援、対応に努めるよう学校に指導助言をしております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** 文科省から消極的にならずに迅速に対応するようという要請の通知を受けているとのことですので、ぜひそういうふうな体制を整えてやっていってください。

虐待だけではなく宗教2世の子どもたちが、学校で他の子どもたちと考え方や行動が違うことで変な子といじめに遭ったり、仲間外れにされたりするといったことも同様にあってはならないんだと思います。この点も学校は留意していただければと思います。

さて、その通知の中にも書いてあるんですが、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが協力して対応するようにと。そうはいても、その人たちが宗教2世問題をきちんと理解しているかという点、実際は大変心もとない状況です。まずは、宗教2世のことや、宗教2世問題の理解のために研修などを進めていく、いろいろな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ聞きましたが、まとめとします。専門家である宗教社会学者の上越教育大学の塚田穂高教授は、社会全体でこの問題への理解推進が必要だ、社会の側の理解や偏見の除去に取り組んでいかなければならないと指摘しています。そのような一人一人の方を大切にす社会になっていくことを願っています。

この質問を終えて、最後の質問に移っていきます。3つ目の質問、樹木についての3つの質問です。

(1)は桜です。桜の季節が近づいてきました。もう河津桜は満開で、こここのところの暖かさで、間もなくソメイヨシノも見頃を迎えることでしょうか。市川市内にはあちこちに桜の名所があり、多くの市民が花見を楽しみにしています。ところが、戦後一時期に集中して植えられたこのソメイヨシノ、老木となって65年と言われる寿命を迎えつつあります。幹の内部に腐れが出るなどして安全性に問題があると判断された木は、その都度伐採されてきましたが、その後に再び若木を植え直すことはほとんど行われていません。あちこちの桜並木を見ると、だんだん歯抜け状態になって寂しくなっているのが実態です。

以前、桜の名所である里見公園分園で、台風により老木が1本倒れた際に公園の木を点検し、老朽化、古くなって幹がだんだん耐えられないと判断され、危ないと判断された13本もの桜の大木をまとめて伐採するということがありました。その後、若木を補植しましたが、このようなことがあると一遍に景色が変わってしまいます。桜の名所が一時的になくなるということです。

そこで質問ですが、市内の桜の保全の状況と、今後の整備の考え方について伺います。

**○大場 諭副議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 桜につきましては、市内の公園や道路などに多く植樹されております。その主な公園としましては、里見公園、須和田公園、駅前公園、行徳南部公園、広尾防災公園などがあります。また、街路樹としましては、真間川や大柏川沿いの河川管理用通路、曾谷小学校や第三中学校前の歩道、中江川緑道などがあり、春には市民の目を楽しませているところでございます。桜の保全につきましては、多くの市民から好まれる美しい桜を見ることができるよう育成を行っているところであり、保全方法としましては、景観の向上や安全性の面から、枯れ枝の剪定や病害虫対策などを行っています。桜は、剪定を行うと切り口から腐りやすくなるため、通行などに支障のある場合を除き、他の樹木のような定期的な枝の剪定は極力控えるようにしています。害

虫対策としましては、主に毛虫となりますが、薬剤にて害虫を誘引し駆除することにより、人への被害を防止しているところでもあります。また、多くの桜が植えられてから長い年月が経過していることから、中にはキノコなどの菌に侵され、大きい枝が枯れて危険な状態になっているものも確認されており、その対応をしてきております。

このようなことから、平成29年度に公園や道路に植栽されている桜の樹木診断を始めております。この診断結果から、状態の悪いことが判明したものについては、悪い箇所を取り除くべく剪定を行い、枯れているものや倒木のおそれがある場合につきましては伐採などの対応を行っています。また、経過観察の必要な樹木におきましては、随時点検を行い、利用者の安全を図っているところでございます。これまでの診断結果から、桜全体としての傾向として、状態のよい樹木も多く見られますが、樹齢が標準的な寿命を超え、植え替えの検討を行う時期に来ているものと考えております。

このようなことから、今後の桜の保全や伐採に伴う植え替えなどの整備につきましては、これまでの診断結果を基に、桜並木や桜の名所がなくなることがないように計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 石原議員。**

**○石原よしのり議員** そのとおりですね。これまで補植ができていなかったけれども、今後は計画的な植え替えを進めるよう検討するということです。

最近、桜の名所として名高い目黒川沿いの桜並木も、本格的な植え替えを行っているということがテレビのニュースで報道されておりました。一遍に植え替えるっていうのはなかなか無理ですよ。そうすると、全く桜の名所が消えます。幸い、新年度予算では公園整備費が増額されました。本市でも歯抜け部分の補植と植え替えをぜひ進めていって、市民の楽しみにしている桜の景観を守っていただきたいと思います。

さて、次の(2)街路樹です。市内の街路樹について、これも桜と同様、植樹帯の街路樹を伐採した後に補植されない箇所が多く見られます。また、枝を剪定する際に、枝が幹の近くまでばっさりと切られて見栄えがひどく悪いという声も聞きます。江戸川区などは、街路樹の管理ガイドラインを作成して美しい形に誘導し、良好な状態に保つよう維持管理をしているようですが、本市においても、街路樹の保全と今後の整備方針がどうなっているのか伺います。

**○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。**

**○高久利明水と緑の部長** 市内には、産業道路や南行徳駅前通りのマテバシイ、アーデル通りのクスノキ、ガーデン通りのヤマモモ、カリフォルニアロードのハナミズキなど、1万本以上の街路樹があります。これらの多くは、区画整理事業や道路整備事業に合わせて整備が進められてきたところでございます。街路樹の維持管理は、主に高木の剪定や根上がりの除去、低木の刈り込みがでございます。高木の剪定につきましては、職員の巡視により樹木の種類に応じて剪定の程度や時期等を調整して行っているところでございますが、近隣の要望やムクドリ被害の対策として強剪定することもございます。また、樹木が大きくなり過ぎ、根上がりや幹がこぶ状に大きく膨らんだものにつきましては、歩行空間を狭めたりつまずきの原因となるなど悪影響となることが多いため、これらの除去や植え替えを進めているところでございます。低木につきましては、植栽が横に広がり繁茂することで歩道幅が狭くなり、通行の支障となることから、定期的に刈り込みを行っております。

次に、最近の街路樹整備でございますが、本市は平成27年4月に今後の街路樹の再整備の指針として、景観重点路線等を定めた「市川市の街路樹」を作成いたしました。景観重点路線の整備としましては、京葉道路市川インターチェンジ交差点から、国道14号線に向かう市道ニッケコルトンプラザ通りについて、植樹から長い年月が経過し、道路幅員からすると大きくなり過ぎた高木のプラタナスや、低木のツツジから、紅葉の美しい高木のモ

ミジバフウや低木のバラに植え替えを行うなどの整備を行いました。また、新たに道路整備を進めている都市計画道路3・6・32号の整備事業におきましては、春には花が咲き、秋には紅葉するなど季節感があり、鑑賞期間の長いハナミズキを植栽するなど、それぞれの道路に特色を持たせた整備を行う予定でございます。

今後の街路樹の保全や整備につきましては、人々に潤いや親しみ、安らぎなどを与える街路景観となるよう、他市の事例なども参考にしながら行ってまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** 間違っても、道路整備のために街路樹をなくしてしまおうというような変更があってはならないと思います。でも、実際にはあるんですよ。国道14号の市川駅北口から東に向かって、前には中央分離帯の広いところにプラタナスの大木の並木がずっと並んでいましたね。これが道路拡幅の際にばっさり全部切られちゃいました。普通、それだったら歩道側のほうにでも植樹升を作って街路樹を作らないといけないじゃないですか。そんなことは全くされていないわけですよ。ということは、この路線は街路樹がなくなった。

菅野通りという通りがあります。日出学園の前、ユニディの前というのかな。ここも道路拡幅したときに、その前にはあった街路樹が全部切られて、今は全くないですよ。代わりにできたのは花壇。ぜひこういうことがないようにしていただきたいと思いますし、管轄が違うとかいろんなことがありますけれども、既存の街路樹は健全に手入れをして、必要に応じて補植するなど、景観と環境を守っていただきたいと思います。

次に、(3)公園の樹木管理について伺います。公園や緑地内においては、管理作業の一環で樹木の伐採が行われています。景観の維持や温暖化対策の観点からも、極力樹木を保全すべきで、伐採しても補植を行うことや、また、小さな公園であっても木陰が確保できるような樹木は必要であると考えます。

そこで、市内の公園及び緑地の樹木について、どのような管理を行っているのか伺います。

**○大場 諭副議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 市内の公園や緑地につきましては、緑を保全、創出できる重要な場所として捉えております。市内の公園は、戦後、高度経済成長期に行われた区画整理事業や宅地開発に伴い多く整備され、当時は公害に強い木や、常に葉のあるマテバシイなどの常緑樹、花の咲く桜などが好まれ植樹されました。現在、多くの樹木が植栽から長い年月が経過し樹形が大きくなっており、道路や隣接地まで枝を伸ばしてしまう場合もありますので、職員の巡視や、ときには市民からの要望により剪定の時期等を調整し、対応に当たっております。また、市の所有する緑地におきましては、ケヤキやクスノキなどが自生する斜面林が多く、公園同様、道路や隣接地などに支障とならないよう剪定等を行っております。

近年、ニュースなどでも取り上げられるナラ枯れは、病害虫を介して菌が持ち込まれ、健康そうな緑地の樹木が急速に枯れることもあり、これら枯れ木を伐採することも増加しております。樹木の維持管理としましては、景観等に配慮し計画的に行うことが望ましいと考えておりますが、現状としましては、安全性を考慮した緊急的な対応が多くなっております。

今後におきましては、既存の公園や緑地において、市川市みどりの基本計画にある将来像の「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を実現すべく、景観に配慮した樹形の維持や、地域に合った樹種への更新などを定めたマニュアルを策定し、樹木を適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** そうですね、景観等に配慮し、計画的に樹木の管理を行うことが望ましいと考えているが、実際は応急的な対応が主なものになっていると御答弁がありました。残念ながらそうなんです。それで

も、今後、景観に配慮した樹形の維持や、地形、地域に合った樹種の更新に係るマニュアルの策定を検討するとのお約束ですから、ぜひ守って早急に取り組んでいただければと思います。

特に公園の話だけれども、結局、もう一つの今、剪定をこういうふうにしていますという話があったんだけど、枯れた木を切るのは当然です。ナラ枯れの木はなるべく早く切って除去してください。害虫の被害が広がる前にね。ところが、そうじゃなくて切られる木というのがやっぱりあるんですね。近隣の方からの文句があった、何とかだ。ここは利用者が木を残してほしい、楽しみにしている、けれども周りの方は落ち葉が嫌だとか、こういう調整も必要ですよ。しっかりと長期的な計画を持った上で、妙な動きになってしまうようなことがないよう、しっかりとここは方針を決めてやっていただければと思います。

市川には緑を守ってほしい、樹齢50年、100年、さらに何百年の立派な木を大事にしてほしいと思う市民が多く住んでいらっしゃいます。急に公園の木が伐採されるとびっくりしてしまいますし、騒ぎになることもあります。公園や緑地において、主立った樹木を伐採することがあった場合にはどのように整備されるか、地元の方や、その公園の利用者に事前に周知する必要があると思います、この点について市の考え方を伺います。

**○大場 諭副議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 現在、伐採等の作業については、現地の利用者に向けた案内は行っていないことから、今後は、主立った樹木を伐採する場合には、事前に現地に看板等を設置し、利用者に周知するとともに、景観に大きく影響すると思われる工事におきましては、必要に応じて工事発注前に説明会等を開催し、地元の方々に周知してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 石原議員。

**○石原よしのり議員** ありがとうございます。基本的なことだと思いますけれども、今までできていなかったということですから、ぜひそこはやっていただければと思います。

緑豊かなはずだった市川ですが、樹木がどんどん失われているのが現状です。外環道路の建設では、多くのクロマツが伐採されました。住宅地の庭木は、相続などで家屋敷が売却され、開発に伴い伐採されています。そのほか、近隣からのクレームで庭木や公園の木を問わず伐採されるケースも少なくありません。そういった意味では、市の保有する公園や緑地というのは、最後のとりでです。現在ある樹木を守り、新たに造成した公園には植樹を進め、緑を増やして市川の自然環境を守っていただきたい。それが多くの市川市民の願いです。

以上で石原よしのりの一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

**○大場 諭副議長** さとうゆきの議員。

**○さとうゆきの議員** 無所属の会のさとうゆきでございます。通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

大項目1つ目、公共施設等の落書きについて質問いたします。

私は最近、市内の至るところで公共施設等に落書きがされているのを目にし、気になっております。例えば、行徳駅前公園の女子トイレであったり、江戸川の河川敷の橋脚、本庁舎前の道路の歩道橋にもたくさんの落書きがあることに気づきました。落書きは犯罪であり、落書きを禁止する条例を制定している自治体も多くあります。これは、藤沢市のホームページからですが、割れ窓理論というものが、落書きは軽微な犯罪と思われませんが、落書きを放置することで、その場所に目が行き届いていないと思われ、より重大な犯罪を招くおそれがあるそうです。本市公式サイトには、現在落書きに関する記事を記載しているページはありません。そして、今回質問するに当たり、落書きを統括して担当している部がないということも気になりました。現状、公園での落書

きなら水と緑の部が、施設ならその施設を担当している部署が個別で対応されているということですが、全体の件数や被害状況が取りまとめされておらず分からないということが、これでいいのか少し不安に感じるところです。

過去のニュースを検索してみますと、2016年に本市在住の男性が市内で民家や車に80件の落書きをスプレー缶で行ったという記事が出てまいりますが、ほかの自治体と比べて、恐らく本市は落書きによる被害が少ないのだと思われます。しかし、私が気づく範囲でも落書き被害が数件ありますので、1つ目の質問として、本市の落書きの被害状況と対応について伺います。全体では取りまとめをされていないということですので、参考として公園について御答弁をお願いいたします。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 公園内で落書きされる施設の多くは公衆トイレとなりますが、それ以外にも、遊具やあずまや、ベンチ、樹木にも落書きされる場合がございます。公衆トイレの落書きにおきましては、トイレの壁やドアなどにマジックペンやボールペンなどの筆記用具で書かれるものと、スプレー缶やペンキなどを用いて大きく汚されるものがありますが、これら落書きの多くは、トイレ内のほかの人から見えない個室において、マジックペン等の筆記用具にて小さな字で落書きされたもので、これらは主に職員の巡視や、清掃業務を委託している清掃員により清掃を行う際に発見されております。また、スプレー缶やペンキなどで大きく汚されたものや、程度のひどいものについては、公園に訪れた市民から通報いただくこともあり、昨年度は6件、今年度は7件の通報をいただいております。

これら公園の落書き被害への対応でございますが、トイレの壁やドアなどにマジックペン等の筆記用具で書かれたものについては、職員や清掃員が公園の巡視やトイレの清掃を行う際に洗剤などで消しております。また、建物の外壁全体にスプレー缶やペンキを使って大きく書かれた落書きについては、落書き専用の強力な洗剤やベンジンなどを用いて消すか、消えない場合には新たにペンキを上塗りして見えなくするなど、職員において発見後速やかに対応しております。また、これに加えて、落書きが広範囲に行われるなど特にひどいものについては、警察に被害届を提出しております。今年度においては、これまでに2件の被害届を提出しておりますが、いずれも加害者の特定には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁いただきました。軽微な被害については、清掃の方がその場で御対応いただいているので件数としては不明なこと、市民からの通報は今年度は7件であると分かりました。また、広範囲に及ぶ被害については警察に被害届を提出されており、2件あったということが分かりました。そのうちの1件が南八幡第2公園内のトイレであり、私も被害のお写真を見させていただきましたが、そのひどさには絶句いたしました。外壁いっぱい到低俗な落書きがされており、思わず目を背けてしまうようなひどい被害でございました。こちらは迅速に清掃や通報の御対応をいただき、誠にありがとうございました。

私が行徳駅前公園の落書きを発見したのは昨年9月頃でした。そして、これは私の失敗なのですが、気づいていたにもかかわらず、通報もせずそのままにしてしまい、いつしか落書きの存在を忘れておりました。そして、今年の2月に再度落書きを見たときに、昨年発見したものと同じものがそのまま残っていることに気づきました。先ほどの御答弁で、職員や清掃員の方が発見された際は御対応いただいているはずですが、こちらは半年ほど残っていたのはなぜでしょうか、再質問させていただきます。

○大場 諭副議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 トイレの落書きは、主に市職員の巡視や清掃業務を委託されている清掃員が発見して

いるところであります。駅前公園における女子トイレの落書きの対応が遅れたことについては、巡視している職員が男性だったことから、緊急時以外は女子トイレの中まで確認していなかったもので、今後、巡視の際は作業中の看板等を入りに掲示するなどして中まで確認を行ってまいります。また、トイレ清掃業務委託において清掃員が異常を発見した場合は、会社を通じて市の担当者に報告することを仕様書で定めておりますが、本件に關しましては委託会社より報告がなかったことから、このことについて委託先に確認したところ、この現場を担当している清掃員に落書きについても報告が必要との認識がなかったため会社に報告をしていなかったことから、市への報告もされなかったものであります。他の清掃員が受け持っている他の公園の落書きについては報告されていることから、本件は当該清掃員の認識不足によるものと考えております。

このことから、今回の件を受けて、委託会社には改善を求めたところであり、既に清掃員に対して再教育を行ったと報告を受けております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 さとう議員。**

**○さとうゆきの議員** 御答弁ありがとうございます。今回の件の対応が遅くなった理由が分かりました。巡視している男性職員が緊急時以外女子トイレの中まで見ていなかったということについては、これは落書き以外のほかの犯罪の発見の漏れにもつながってしまうと思いますので、改善いただけるとのこと、ぜひよろしく願いいたします。

冒頭でも申し上げましたが、市の公式サイトで落書きについての情報がなく、統括する部がないこと、今は個別の対応で間に合っているということだと思っておりますが、私が通報せず忘れていたことや、また清掃員の方が行徳駅前公園の落書きを放置されていたということを踏まえると、私は市民への啓発がもっと必要なのではないかと思っています。例えば、東京都足立区では、落書きをしない、させない、放置しないとスローガンを掲げ、落書き110番という専門窓口を設けています。たかが落書きと思いがちですが、落書きは犯罪であるということを啓発し、市民の意識がもっと高まれば、落書きのしにくい環境が生まれ、さらに安心して暮らしやすくなると思います。

小項目2つ目の落書き防止のための取組について、こちらは統括している部がないため、代表して市民部に質問させていただきます。落書き防止の啓発や、通報先を分かりやすく公式サイトに掲載するなど情報発信ができないか伺います。

**○大場 諭副議長 蛸島市民部長。**

**○蛸島和紀市民部長** お答えいたします。

公園などの公共施設への落書きをされた場合は、おのおの施設管理者の責任において落書きを消す、警察に被害届を出すなどの対応をしてきておりますことから、現状では落書きは禁止であるとの情報発信はこれまで実施してきておりません。しかしながら、落書きをする行為は器物損壊罪や建造物損壊罪などの刑法犯罪に該当する事が多く、その点から全般的に見て犯罪抑止、いわゆる防犯で取り組む必要がある1つの項目であると考えます。

落書きは、放置しておく町的美観が損なわれ、治安の悪化につながる、先ほどの御質問にありましてとおりの論説もありますことから、防犯の視点からは、まずは落書きされる前の段階での注意喚起となる、落書きを未然に防ぐための取組が今後必要になってくるのではないかと考えているところであります。

そこで、今年度中、今月中になりますが、落書きはしてはいけない、犯罪であることを知らしめる啓発や、落書きを発見した場合の連絡先等につきましては、市公式ウェブサイトに掲載することといたしました。また、今後防犯キャンペーン等の際にも落書きは犯罪行為である旨の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 とても前向きな御答弁をいただき、誠にありがとうございます。通報しようと思ったときに対応窓口がはっきりしていないと、それが通報意欲をなくさせ、通報がされず終わってしまう場合もあると思います。本市には、公園や道路の損傷箇所をLINEで投稿できたり、環境に関する相談を受ける環境ダイヤルなど便利な窓口があります。しかし、落書き被害が損傷の範囲に入るのか、それとも環境に関することなのか迷ってしまう場合もあるかと思しますので、分かりやすくここに御相談くださいという案内がサイト内にあったら通報しやすくなりますし、市民の意識も高まると思います。文教都市としてのイメージを守り、防犯力の向上という意味でも、これ以上落書き被害が増えないような仕組みづくりをお願いしたいと思っております。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして、大項目2つ目、前回の一般質問でも質問させていただきました宮久保6丁目市民広場について伺います。

昨年の11月で寄附から10年が経過している原っぱで、前回の質問から3か月がたちましたが、利用計画策定の進捗はいかがでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該土地については、寄附者からの市のために有効に活用できる方法を時間をかけて十分に検討してもらいたい、それまでは子どもたちが自由に遊べる原っぱとして使ってほしいとの意向を踏まえ、公園ではなくボール遊びなどができる広場として開放しております。当該土地の恒久的な利用については、現況などを整理するとともに、庁内組織である市川市公有地有効活用協議会で情報を共有するなど、その活用について検討を進めております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 検討を進めていらっしゃるとのこと、承知いたしました。市川市公有地有効活用協議会は、副市長が会長になっており、昨年度から対面での会議が増えたとお話ですので、なるべく早くよい計画を立てていただけますようお願いいたします。

続きまして、これも前回の定例会にて、トイレや手洗い場の設置について、設置位置の検討をされるとの御答弁でしたが、その後いかがでしょうか、お答えください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

トイレや手洗い場の設置については、さきの12月定例会において、今後の利用計画などを踏まえるとともに、近隣住民への配慮を含め慎重な判断が求められるものと認識している旨答弁をさせていただきました。そこで、現在どのような構造であれば設置が可能なのかを検討しております。また、近隣自治会を通し、トイレなどの設置について周辺住民の意向などを伺っている状況でございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁いただきました。いろいろと検討されている状態とのこと、承知いたしました。公共トイレの設置については、近隣の住民から治安や臭いなどの面で反対されることもあると聞いております。利

用計画の策定と併せて、近隣住民の方ともお話し合いを進めていただき、よい活用ができるよう取組をお願いいたします。

再質問ですが、宮久保6丁目市民広場は、ホームページを確認いたしますと、団体での利用は事前に申し込みが必要となっています。事前に予約して利用を考えている団体は、短時間の使用というよりも長時間の利用が多いと考えられ、トイレ設備がないと大変不便だと思います。宮久保6丁目市民広場の設備が整うまで、一時的に案内板等で近隣のトイレを御案内できれば親切だと思うのですが、市民広場から比較的近いトイレはどちらか教えてください。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

宮久保6丁目市民広場の近隣には公共のトイレを設置されておりませんが、近郊で申し上げますと、約900m離れた大柏川第一調節池内の大柏川ビジターセンター、また、1.2km離れた大野みどり公園内に設置をされています。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 ありがとうございます。一番近い場所で900m離れているということでした。徒歩1分で80m歩けると計算すると、片道11分かかります。往復だと22分になってしまうので、利用は現実的ではないことが分かりました。利用計画がはっきりと定まるまでは、トイレの設置も難しい状況であるということが御答弁からは感じられました。ぜひ、市川市公有地有効活用協議会での話し合いも含め、早めに御対応いただけますと幸いです。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、大項目3つ目、市川市観光大使について伺います。

令和2年11月3日に本市の観光大使として、宝塚歌劇団の愛月ひかるさんが就任されました。今年で就任から3年目となり、宝塚歌劇団を退団された後も引き続き観光大使として本市ユーチューブの動画に御出演されたり、道の駅いちかわのメニューを考案されたりと、その御活躍を拝見しております。私事になりますが、私は宝塚歌劇団のファンでして、愛月さんが観光大使であることは、個人的には大変うれしいことであり、市川市での観光大使としての取組は、市民のみならず全国のファンからも好評であり、市川市の認知度向上につながっていると感じています。

本市では、今まで観光大使がいたことはなく、愛月さんが初めての観光大使とのことです。愛月さんをはじめ、各分野で本市出身のたくさんの方が御活躍されていると思いますが、1つ目の質問として、観光大使を設置した経緯、また、就任までの経緯はどのようになっていたのかお答えください。

○大場 諭副議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 本市の観光に関する情報については、これまで「広報いちかわ」や市川市公式ウェブサイトへの掲載のほか、ツイッターやインスタグラムといったSNSを活用し、積極的に情報の発信や拡散を行ってきました。あわせて、市川市観光協会をはじめとした関係団体と連携をし、本市の魅力を提供してきたところでございます。令和2年度に観光部が創設され、さらなる情報発信の強化を図るため、その担い手として市川市観光大使を創設し、市川市の魅力の発信とブランド力の向上に取り組んでまいりました。

観光大使の選定においては、市川市にゆかりがあり、文化、芸術、芸能の世界において活躍されている著名な方に依頼したいという思いから、市川市観光大使の設置に関する要綱を策定いたしました。さらに、候補者の検討に入るため、観光大使としての役割が期待される分野の様々な団体で構成する市川市観光大使候補者検討委員



会を設置し、候補者についての意見を伺いました。そうした手順を経て、当時宝塚歌劇団に所属していた愛月ひかる氏を候補者といたしました。選定理由といたしましては、市川市の出身であり、宝塚歌劇団は幅広い年齢層から支持を得ていることに加え、愛月氏は特に今後の活躍が期待されておりました。また、他市の観光大使を見ると、宝塚歌劇団出身の方が多く任命されており、御本人及び所属団体から理解を得やすい環境にあることから、市川市の観光大使としてふさわしいと判断したものでございます。その後、宝塚歌劇団に就任の依頼を行い、御快諾いただいたことから、令和2年11月の3日に本市初の観光大使に任命したものでございます。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 委員会を設置し候補者の選定を行ったこと、選考の過程がよく分かりました。観光大使というのは、観光地の認知度向上や観光客の増加、地域の振興を目的として広報活動を行う人と言われています。認知度がどれほど上がったのか、成果というのはなかなか判断しづらいものであるかと思いますが、2つ目の質問として、本市の知る限りどのような反響があり、効果はどれほどあったのか伺います。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 期待している効果としては、観光大使とタイアップしたPRや、大使自らが市川市の魅力を発信することにより、本市の認知度の向上に加え、積極的に市と関わりを持つ人、いわゆる市川ファンの増加を見込んでおります。公開した対談動画やSNSでの投稿には多くの再生回数やいいねがつくほど、本市の中でもトップクラスの注目度の高さがございました。現在、市のPRとともに、大使のファンなどが市川市を訪れるきっかけとなることを期待して、大使の写真やサイン入りグッズを展示した観光大使特設ギャラリーを第1庁舎2階に設置しております。そのギャラリーには、パネルやグッズのほかに、大使へのメッセージノートも設置しており、ノートには、全国各地より来庁された方から大変多くのメッセージをいただいております。メッセージには、来てみて市川市のよさを感じた、市川市を知るきっかけになったというコメントが書かれているなど、観光大使の設置が本市のPRに大きな効果があったものと考えております。加えて、昨年あったひょうによる梨の被害に対する販売促進のための動画や、地元産品を使った大使オリジナルメニューの作成に携わるなど、観光スポットの紹介のみにとどまらない活動にも御協力をいただき、経済的な側面においても効果があったと認識しております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 市のPRに効果があり、経済的な側面でも効果があったことが分かりました。観光大使は任期が3年間で、今年の11月で契約期間が終了となっています。

再質問として、今後の延長はないのでしょうか、お答えください。

**○大場 諭副議長** 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 現在も大使のスケジュールを確認しながら本市の観光PRに御協力をいただいているところでございます。今後につきましても、任期も含めまして調整していきたいというふうに考えております。

以上であります。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 御答弁ありがとうございます。まだ未定ということが分かりました。私は、観光大使という存在は、市川ファンを増やすために大きく寄与していただける、市にとって必要な存在と考えています。しかし、大使のお仕事は基本的には無報酬と聞いており、過度に負担をかけてしまうことは避けなければいけないと思っています。

そこで、負担を軽減するために2つ御提案がありまして、1つが、観光大使の人数を増やすこと、2つ目が、任期の定めをなくすことです。大使には本業のお仕事があり、例えば土日に本市のイベントとスケジュールがかぶってしまうことも考えられるので、もっと人数を増やしてはいかがでしょうか。他市の事例では複数名いらっしゃることも多く、例えば、山梨市では大変多く21名いらっしゃるということです。21名はさすがに多いかなという気がいたしますが、人数が多い方が、より幅広い層の方にリーチできると考えますので、御検討をお願いいたします。また、3年間の任期ですが、短期間により多く貢献しなくてはならないと御本人のプレッシャーになるので、任期の定めは不要かと思えます。こちらは要望として挙げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でこちらの質問を終わります。

続きまして、大項目4つ目、防火管理講習について質問させていただきます。

私がこちらの防火管理講習に関心を持ったきっかけは、市民からのお話があったことでした。その方は防火管理講習を受ける必要があり、市川市内で行われる防火管理講習を受講しようとしたところ、今年1月の時点で今年度の講習の申込みは全て終了しており、来年度のスケジュールについてもホームページ上で未定となっており、市内での受講の見通しが立たないと御不満でありました。その方は早く受けたいという希望があったため、やむなく市内での受講を諦め、3月に柏市で行われる一般財団法人日本防火・防災協会が行っている講習に参加されるということでした。私がお話を聞いた際、防火管理講習についての知識がなかったためいろいろと調べたのですが、こちらの講習は、市川市内で受講しても他市で受講してもどちらでもよく、松戸市や船橋市、浦安市など多くの自治体は、市が直接講習を行うのではなく、日本防火・防災協会という一般財団法人が主催となって開催していることが多いことを知りました。

1つずつ確認させていただきたいのですが、まず1つ目の質問として、防火管理制度とはそもそもどのようなものなのか、概要をお教えてください。

**○大場 諭副議長** 本住消防局長。

**○本住 敏消防局長** お答えします。

防火管理制度とは、学校や工場、共同住宅など多数の方が勤務し居住する建物の所有者や事業主などが、火災の発生を防止し、または万が一火災が発生した場合でもその被害を最小限度にとどめるため、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を定め、防火に必要な業務の計画を立て、実行させるなど、事業所などが主体となって火災予防に取り組む消防法に定められた制度のことを言います。この制度の主体となる防火管理者は、防火管理業務を適切に遂行するために消防法施行令で定める防火管理講習を受講し、必要な知識と技能を習得しておかなければなりません。この防火管理講習は、消防法施行令第3条に3つの実施機関が規定されており、1つ目に都道府県知事、2つ目に消防本部及び消防署を置く市町村の消防長、3つ目に、法人であって総務大臣の登録を受けた登録講習機関とされております。この規定に基づきまして、本市では消防局で防火管理講習を実施しております。なお、3つ目の総務大臣の登録を受けた登録講習機関といたしましては、御質問者がおっしゃったとおり一般財団法人日本防火・防災協会が平成16年に登録されております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** さとう議員。

**○さとうゆきの議員** 御答弁いただきました。防火管理講習を受けることは義務であり、都道府県知事か市町村の消防長か防災協会の3つのどれかが実施すると規定されているとのことでした。そのうち、市川市では本市独自で消防局が講習を行っているとのことでした。この市が防火管理講習を行っているというのは、実はまれなことであり、千葉県では、本市と千葉市、君津市以外は防災協会が市に代わって講習を行っているということです。

なぜ、本市は消防局で市民に直接講習を行い、他市のように防災協会に依頼しないのか。そこには何かしらの理由があるかと思いますが、2つ目の質問として、本市で講習を行う利点についてお伺いいたします。

○大場 諭副議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

消防局では、防火管理者が消防法で規定された昭和36年から防火管理講習を実施しております。これまでに延べ約1万8,000人の方が受講していることから、歴史と実績のある市民サービスの1つとして捉えております。登録講習機関ではなく消防局で防火管理講習を行う利点につきましては3点ございます。1点目は、消防局を講習会場とすることで、市内に住む方が近場で受講しやすく会場費などがかからないため、受講者の費用負担が軽いこと。2点目は、講習会を通じて防火管理者となる方と直接対話する中で質疑応答ができること。3点目は、講習内容として市内の火災事例を具体的に引用できることから、地域特有の火災予防に対し効果が期待できること、以上、このような利点が挙げられます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 利点として3つ挙げていただきました。1点目、受講者の費用負担が軽いこと、2点目と3点目は本市の特性を生かした講習を行えることと分かりました。本市の消防局というのは、皆様も御存じのとおり議会でも何度も話題に出ています、コロナ禍や熱中症のピーク時には出動件数が増加し、逼迫した状況がニュースでも報じられていました。そんな中の講習会の開催などは、さぞ大変だったかと思いますが、3つ目の質問として、過去5年間の講習開催状況及び現状と課題についてお答えください。

○大場 諭副議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

まず、過去5年間の防火管理講習の開催状況について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大前は、定員130名で実施しておりました。平成30年度は5回、令和元年度は4回開催し、それぞれ年間500名以上の方が受講しております。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度は予定していました講習会を全て中止としました。また、令和3年度は年度初めの2回を中止としましたが、11月以降は感染防止対策を図り、受講定員を縮小し、30名で1回、45名で2回実施し、年間120名の方が受講しております。今年度は、引き続き感染防止対策を図りながら、定員45名の講習会を5回実施し、200名を超える方が受講しております。

次に、防火管理講習の課題といたしまして、コロナ禍で定員を減少したことにより、受講希望者のうち一部の方が受講できない状況となっていることや、受講者が密集する実技講習での消火訓練などは、感染防止の観点から中止せざるを得ないことなどが課題の一つとして挙げられております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられた場合には、通常体制である定員を130名に戻し、多くの方に受講していただけるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁いただきました。コロナ禍前は年間500名ほどが受講していたが、令和2年はゼロ、令和3年は120名となったとのことでした。コロナ禍で社会活動が制限されたとはいえ、受講希望者がゼロとなるわけではなかったと思いますから、本市が開催していなかった間は、受講希望者はお困りになったと思います。私の推察ですが、その間も近隣市は防災協会が講習を行っていたとのことなので、そちらを利用されたのだと思われます。コロナ禍でのクラスターを起さないための判断ではありますが、火災の防火や被害を食い止めるための義務となっている講習を開けない期間があったことは、今後の体制として少し不安になるところであ

ります。

先ほど本市で講習を行う利点として、受講者の費用負担が軽く市民サービスとして捉えられているとありましたが、本市で行う場合と防災協会が行う場合とで受講料の違いはあるのでしょうか。4つ目の質問としてお聞かせください。

○大場 諭副議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

消防局での講習受講料は4,900円で、その内訳は、テキスト代、修了証発行事務に係るものとなっております。一方、登録講習機関である一般財団法人日本防火・防災協会による講習受講料は8,000円となっております。この中には講師代や会場代等が含まれますが、消防局の場合には、職員が講師を務め、庁舎を講習会場としているため、受講料に差異が生じております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 御答弁いただきました。4,900円と8,000円、3,100円の違いというのは大変大きいと思います。市民サービスとなっているというところも、この金額差を聞くと納得いたします。本市で行う講習の受付に当たり、申込みは市内在住在勤の方が優先されると聞いておりますが、もし私が市川市で働く松戸市民だった場合、3,100円安くなるのであれば市川市で受講することを選ぶと思います。市川市民の方も同じだと思います。市内で受講できて、なおかつ安いのであれば、市内で受講したいに決まっております。しかし、開催日数が限られているため、年間5回のタイミングでちょうどよくスケジュールを合わせ受講できることも限りません。ぎりぎりまで日程調整がつかない場合、締切日が過ぎてしまい、やむなく防火・防災協会が行う講習を他市で受けることになるということもあると思います。

ここまでの御答弁を受けまして、結論から申しますと、私は今後も本市で講習を行っていくことは無理があるのではないかと考えております。その理由は2点ありまして、効率の点と市民サービスにおける公平の点です。講習開催にはいろいろな事務的な業務が発生すると思われまますので、他市のようにその業務を専門的に行っている団体にお任せしたほうが効率がいいと思います。消防局は、未曾有の災害や何か不測の事態が起こったときに、少なくとも講習のことは気にせず災害対応に専念することができると思います。また、市民サービスとなっている点ですが、そもそもこの講習を受ける機会のある方はごく一部の方に限られ、その方たちだけ他市で受ける場合と比べて3,100円の優遇を受けるということは、公平ではないのかなという気がいたします。例えば、私は市川市市民キャンプ場は、どなたでも無料で使えて自然に親しめる、すばらしい市民サービスの場であると思っておりますが、防火管理講習で市民サービスを続けていくのは、対象となる方の分母が違い過ぎるため検討の余地があると思われまます。

5つ目の質問として、今後の本市の講習会を登録講習機関である防火・防災協会に移行するお考えはあるのか伺います。

○大場 諭副議長 本住消防局長。

○本住 敏消防局長 お答えします。

県内の移行状況を見ますと、先ほど御質問者がおっしゃったとおり、本市のほか、千葉市、君津市以外の消防本部では、既に登録講習機関による講習へ移行しております。業務を移行した場合には、申込み受付や修了証発行といった事務量の削減や、講習会に充てていました人員を予防査察業務、火災予防普及啓発業務など、予防行政などの充実強化に充てられるなどの利点が挙げられることから、今後の開催につきましては、本市開催での利点と比較を図り検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 さとう議員。

○さとうゆきの議員 前向きな御答弁をいただきありがとうございます。万全な救急体制を整えていただくためにも、登録講習機関への移行を早めに御検討いただけますと幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。御答弁いただきありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 32 分 休憩

---

午後 3 時 10 分 開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 一般質問を継続いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員 市川市を良くする会のつかこしたかのりです。通告に従い、初回から一問一答で質問いたします。

まずは、クリーンセンターの建て替えについてです。

現在、クリーンセンターについては建て替えの計画が検討されています。この建て替えについて、他市ではごみの広域処理を行うことを決定した自治体もあります。ごみの広域処理という観点から、複数の自治体が連携し、ごみ処理施設を集約するメリットとして、単独で建設するよりもコスト削減が図れる、高効率なごみ発電が可能となる、安定した燃焼管理、高度な排ガス処理設備の導入が可能となり、ダイオキシン類の削減、有害物質の低減が図れるなどの効果があることが実証されています。

そこで、近隣他市を巻き込んだ広域処理の考え方について、まずは本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

ごみ処理の広域化等については、ごみ処理施設は焼却能力を日量300 t以上とすることが望ましいとするサーマルリサイクルの推進や、マテリアルリサイクルの推進、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止等を目的として、国が平成9年に各都道府県に対し、ごみ処理の広域化計画についてを通知し、千葉県は平成11年に千葉県ごみ処理広域化計画を策定いたしました。当該計画を基に施設の集約化等が進められた結果、計画策定時55施設あった県内の焼却施設は、令和2年度末現在41施設となりました。さらに、平成31年には国から持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてが通知され、中長期的な視点で安定的、効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで県は、持続可能な適正処理の確保に向けた取組の一つとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進することとし、令和3年に策定した第10次千葉県廃棄物処理計画を、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画として位置づけました。県の計画期間は、国の通知を踏まえ令和3年度から令和12年度末までの10年間としており、検討の対象については、当面焼却処理施設を対象としています。このような国や県の動きがある中で、本市につきましては既に次期クリーンセンターの整備計画を定め、事業を進めていることから、県が検討対象としている市区町村等には含まれておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 国や県の動きがある中で、本市については既に次期クリーンセンターの整備計画を定め事業を進めていることから、他市を巻き込んだ広域処理の実現については難しいことを理解しました。

それでは、より一層新たなクリーンセンターにつきましても、施設としての有用性が求められると考えます。なぜなら、次期クリーンセンター整備運営事業については、2020東京オリンピック・パラリンピックなどの影響による建設費高騰を考慮して、2018年11月に事業を一旦延期しているいきさつがあるからです。このときの建設費は約289億円だったものが、約400億円以上に高騰していたものでした。しかし、近年の社会経済情勢から、現在の建設費はさらに高騰しているものと考えられます。

私のところに寄せられる声の中には、2018年11月に事業を延期することなく、当時の建設費で建て替えたほうがよかったのではないかという御指摘もあります。このような御指摘を受けないためにも、皆さんに親しまれる、有用性の高い施設としての建て替えが望まれます。例えば焼却炉です。2022年2月24日の横浜市記者発表資料では、横浜市は、三菱重工グループ企業、東京ガス株式会社と共同で、ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素を分離回収し、CO<sub>2</sub>を資源として利活用する技術の確立に向けた実証実験を開始しますとの告知がされています。本実証実験は、ごみ処理工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素を、三菱重工グループ企業が開発した装置により分離回収し、東京ガスの知見により、メタネーションだけでなく、産業ガスなどに利活用するものです。この分離回収した二酸化炭素を資源として循環利用する技術は、脱炭素化の革新的技術であるとのことです。この先進技術は、本市がクリーンセンターの建て替えを延期した2018年11月の時点では実用化されていなかったものです。このように、延期を決めた時点にはない先進的な技術を取り入れ、次の世代に、よりよい環境を残すためであれば、2018年の当時より物価や人件費の高騰によって建設費が増えてしまっても、市民の皆様には御理解いただけるものではないかと考えます。

このほか、現在のクリーンセンターでは、大切なペットが亡くなられた際に火葬を行っています。ペットが亡くなられた方々は、深く悲しまれていると思います。このように考えたとき、建て替え後のクリーンセンターにはドッグランなども併設し、ペットとの別れを惜しむ場だけではなく、ペットとの思い出も創設したり、東京2020オリンピックでも注目を集めたスケートボードやバスケットなどのスポーツが楽しめる場であってほしいとも考えます。また、他市では、クリーンセンターなどで家具などの大型ごみを再生販売しつつ、ごみの減量などを啓発する拠点としていたり、人が集まる憩いの空間を提供していたりもします。つきましては、次期クリーンセンターにつきましても、先進技術を取り入れ、さらに市民の方々が集まる複合施設としての役割を持たせた建て替えを計画できないのかお伺いします。

**○松永修巳議長** 根本環境部長。

**○根本泰雄環境部長** ごみ焼却処理に関する先進的な取組などにつきましては、今後、次期事業者を選定するに当たりまして、プラントメーカーからの提案があるものと考えております。次期クリーンセンターは、市内唯一のごみ焼却施設であることから、日々発生し持ち込まれるごみを安定的に処理することが最優先となります。安定的なごみ処理を前提に、本市にとって最適な設備となるように慎重に判断をしております。施設の複合化につきましても、次期クリーンセンターにはごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、ペット火葬炉を設置する計画であります。最適な規模、配置とし、市民にとって最もよいものとなるように考えてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 次期クリーンセンターの設備に関しては最適なものとなるよう、今後慎重に判断していくことを理解しました。また、施設の複合化については、市民にとって最もよいものとなるよう考えていくことを確認いたしました。

デンマークのコペンハーゲンにあるごみ処理施設は、廃棄物発電プラントの屋根でスキーなどを楽しむことができ、世界一楽しいごみ処理施設と言われています。全長370mの屋根は芝生になっており、スキーのほかにも、ハイキングやクライミングも楽しむことができます。コペンハーゲンは、2025年までに世界のトップカーボンニュートラル都市を目指しており、その目標に向けてごみ処理施設は建設されました。世界初のスキーができるごみ処理施設は、奇抜なデザインから、建設費は日本円でおおよそ660億円もかかり、回収まで30年を予定していますが、それでもこの施設は世界一楽しいごみ処理施設として地元の方々より愛されています。本市の次期クリーンセンターにつきましても、市民の方々が喜ぶような楽しい複合施設にさせていただくことを要望して、本項目の質問を終わります。

次は、外出が困難な方々への支援の現状と今後についてです。

本市では、外出が困難な方々に対していろいろな支援をしておりますことは理解しております。例えば、ヘルパーさんによる支援では、身体障害者手帳所持者で肢体不自由1級であり、両上下肢機能の障がいのある方々を対象に支援をしている。住宅介護では、障がい支援区分1級以上を対象に、病院などの通院のための移動介助や、屋内外における移動などの介助、または病院先などでの受診などの手続、移動などの介助、交通費の助成などの支援制度として、福祉タクシー事業では、身体障害者手帳2級以上の方を対象に、限度額1,200円として料金の半分の助成。身体障害者手帳による公共交通機関の割引制度では、タクシー運賃の割引として、身体障害者手帳所持者には障害者手帳を提示することでタクシー運賃が1割引き、こういった支援を行っていますが、私のところには、電力、ガス、食料品など価格が高騰している現状に鑑み、身体障害者手帳で肢体不自由1級となっているヘルパーによる支援を、肢体不自由2級まで対象を広げてほしいという声や、障害者手帳を提示することでタクシー運賃が1割引きとなっている現状を3割引き、できたら半額にしてほしいなど、助成額の拡充を求める声を聞きます。

そこで、外出が困難な方々への支援について、電力、ガス、食料品などの価格高騰が収束するまでという期間を定めるなどして現状より対象者を拡大したり、あるいは助成額を増額することはできないのか、お伺いします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

障がいのある方は、移動の困難さゆえに外出を控えることになりがちであり、社会生活上の制限を受ける場合もあります。障がいのある方で外出や移動に困難を伴う方については、様々な支援制度がございます。電気やガス、食料品などの物価高騰については、日々の生活費などに大きな影響を与えるもので、国は電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などの様々な施策を実施しているところです。

移動支援に係る各種施策の臨時的な拡大等につきましては、物価高騰は世界情勢の影響などにより今後の動向を見通すことは困難な状況にあることや、移動支援の内容や対象者は臨時的に変更されるものではなく、物価高騰の影響とは分けて検討すべきものと考えておりますことから、期間を定めての臨時的な支援の拡大等については現在のところ検討しておりません。今後は、国の動向を注視し、他市の取組などを参考に、障がいのある方にとってどのような移動支援がさらに望ましいものとなるのか研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 国の動向を注視し、他市の取組などを参考に、障がいのある方にとってどのような移動支援が今まで以上に望ましいものとなるのか研究してくださることを確認しました。収入が変わらない中で物価が高騰し、移動手段の運賃も値上がりする傾向が続いております。そのような社会状況でありますので、どう

か移動することに支援を必要としている方々に対して寄り添った制度の確立を要望しまして、本項目の質問は終了です。

次は、産後パパ育休に関する本市の取組についてです。

令和3年、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から順次施行されています。この改正では、男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備に向けた取組が事業主に義務づけられました。特に、男性の育児休業については取得を希望する男性従業員が8割いとされるのに対し、男性の育児休業取得率は、令和3年度実績で14%弱と、希望と現実が乖離しているという調査結果もあるようです。

今回取り上げる産後パパ育休は、令和3年の改正法で創立され、令和4年10月1日に施行されました。産後パパ育休は、子どもが生まれてから8週間以内に4週間まで取得することができ、その4週間で2つの期間に分けて取ることもできます。取得の申出も原則として2週間前までにすればよいこととなりました。さらに、労使の協定がある場合、雇う側と従業員との間で個別に合意すれば、休業中に働くことも可能とされています。もちろん、8週間より後は従来の育児休業を取ることもできます。こうした柔軟性の高い育休制度とすることで、国は、労働者の多様な働き方や、仕事と育児、家庭の両立を目指しています。

そこでお伺いします。制度の創立を受け、市内事業者に対する本市の取組についてお聞かせください。

○松永修巳議長 小塚経済部長。

○小塚眞康経済部長 お答えいたします。

事業主は、今回の改正育児・介護休業法で規定された産後パパ育休などの事項を自社の就業規則などの制度に盛り込み、新たな育休制度に関する研修の実施や相談窓口の設置、育児休業の取得促進に関する方針の周知などの措置を行うこととなりました。新制度の就業規則への記載方法や、休業の申出への対応など、事業主が講じるべき取組につきましては、厚生労働省千葉労働局が育児休業等に関する相談窓口を設け、個別の相談を受け付けております。また、厚生労働省のホームページには就業規則の規定例、制度周知のためのポスター、男性の育休取得の促進に向けた社内研修向けの資料や動画なども公開されております。本市といたしましては、こうした情報を市公式ウェブサイトに掲載するほか、商工会議所など関係機関とも連携して、産後パパ育休を含む育児休業に関する理解の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 市の役割として、情報を市公式ウェブサイトに掲載するほか、商工会議所などの関係機関と連携し、育児休業に関する理解の向上を目指していくことを理解しました。引き続き継続して関係機関と連携し、労働者の多様な働き方や、仕事と育児、家庭が両立できる市川市の実現に向けて取り組んでいただくことを要望いたします。

産後パパ育休について、民間事業者に対して理解の向上を目指していくことは理解いたしましたが、それを周知し、大規模な事業所でもある本市職員の方々におかれては、その取得状況はどうなっているのでしょうか。また、今後の対応についても併せてお伺いいたします。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

地方公務員における、いわゆる産後パパ育休は、地方公務員の育児休業等に関する法律の育児休業として、子の出生後8週間以内で取得することができるものであります。また、産後パパ育休は令和4年5月の法改正により、同年10月1日からは取得回数がそれまでの1回から2回までに緩和をされたところであり、そこで、本



市職員の産後パパ育休の取得状況であります。令和元年度は約12.3%でありましたが、令和2年度は約18.2%に、令和3年度は約25.3%に上昇しており、令和4年度は、本年1月末現在で約34.5%まで上昇をしております。なお、取得回数の制限が緩和された令和4年10月1日以後、産後パパ育休を2回取得した職員はおりません。取得回数が2回までとされたことにより、家庭や仕事の状況に合わせてより柔軟に取得をすることが可能となったところであります。今後も引き続き、産後パパ育休を含む男性の育児休業に関する情報の提供に努めるとともに、総務部の職員が配偶者の妊娠、出産を申し出た男性職員やその管理職に対しまして必要な助言などを積極的に行うことで、産後パパ育休を含め、男性の育児休業のさらなる取得、向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 産後パパ育休を含む男性の育児休業に関する情報の提供に努め、総務部の職員の方が配偶者の妊娠、出産を申し出た男性職員やその管理職に対して必要な助言などを積極的に行っていくとの御答弁を確認いたしました。産後パパ育休について、民間事業者に対して理解の向上を目指している本市職員の方々が産後パパ育休を取得していないのでは、周知するにしても説得力に欠けてしまうと考えます。産後パパ育休は柔軟性の高い育休制度であり、この制度を通じて子育てしやすい社会を創出する一助になると私は考えます。まずは、本市職員の方々にもこの制度を積極的に活用していただき、その上で制度のよさを民間事業者で働く方々の元へ届けてくださることを要望して、この項目の質問を終えます。

次は、AEDの貸出しの現状と今後についてです。

本市では、市川市自動体外式除細動器の貸出しに関する要綱に基づき、9台のAEDを市川市役所保健医療課など市内の各施設にて管理、貸出しを行っています。この貸出しについては、無償で5日間までの貸出しをしており、令和4年度では、市川市民マラソンやマラソン大会などイベントで、その実績を確認しています。言い方を変えれば、現在の要綱では、5日間までのイベントごとに都度申込みをして貸出ししている状況です。この要綱では、一定のイベントには対応できますが、例えば、地域のラジオ体操など毎日通年で開催されているイベントでは貸出しの対象とはなりません。私自身、5年ほど前よりほぼ毎日地域のラジオ体操に参加しており、今では神社、公園、広場で開催されているラジオ体操を曜日ごとに参加しています。それぞれラジオ体操の前後に清掃やストレッチを中心とした健康体操を行うなどの違いはありますが、いずれも毎日、あるいは毎週、通年で開催されています。これらのイベントは、現状AEDの貸出し対象とはなりません。

本市が開催した2022年度市川市スポーツ指導者スキルアップ講習会においても、AEDのない指導現場では活動しないと、現場にAEDの設置をして活動することを指導しています。この講習会は、スポーツ活動の現場においてAEDの設置を指導するものですから、私が例えているラジオ体操は、スポーツの指導現場とはならないかとは思いますが、それでも参加者の年齢や体調を考えたとき、ラジオ体操においてもスポーツに近い配慮が必要ではないでしょうか。

また、先ほど申し上げましたように、団体によってはラジオ体操前に清掃や健康体操を行っている団体もあります。真夏の暑い中、また真冬の寒い中、30分以上清掃や健康体操を行った後、ラジオ体操を行うことは、私の体験からも、スポーツに近い負荷を体を与えていると考えます。このラジオ体操は、御高齢の方や体に障がいをお持ちの方々も参加されており、市川市内各地で多くの方々に親しまれています。ラジオ体操を実施している全ての団体にAEDを貸出すのは難しいとは考えますが、それでも参加人数や活動内容など一定の条件を設けることで、毎日あるいは毎週、通年で開催されているイベントにおいてもAEDを貸出しすることはできないのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 二宮保健部長。

○二宮賢司保健部長 本市では、貸出し用のAEDを9台保有しています。このAEDは、市民対象のスポーツ行事などに貸出ししています。市民に貸し出せるAEDの数には限りがあることから、多くの団体に使用していただくため、貸出し期間の上限を5日としています。このため、長期間AEDを使用する場合は、貸出しではなく行事の主催者に用意していただくようお願いしています。ここ数年はコロナ禍によるイベントの中止などもあり、AEDの貸出しの数は少ない状況でしたが、今後は利用状況の変化も見込まれることから、貸出し台数や期間などは必要に応じて検討を行っていきます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つかこし議員。

○つかこしたかのり議員 貸出し台数や期間などは必要に応じて検討を行っていきますとの御答弁を確認しました。

本市の重要な政策として、田中市長は健康寿命日本一を掲げられており、このことでラジオ体操を実施されている団体各位が果たされている役割は大きいと考えます。これらの方々が安心して、引き続きラジオ体操を継続していただくためにも、AEDの貸出しにつきましてはぜひ前向きな御検討をお願いして、この項目の質問を終えます。

次は、宮久保・下貝塚地区の排水・冠水対策についてです。

宮久保・下貝塚地区では、排水路の整備が十分に進んでいない箇所があり、市街化調整区域には土水路が多く見られます。派川大柏川の上流部に近い宮久保5丁目22番地先や、下貝塚3丁目24番地先では、大雨が降ると一時的に道路冠水が起きてしまいます。この周辺では農地が多く残っている一方で、宅地開発により新築されている住宅もあり、冠水対策の取組が求められております。

そこで、これらの箇所における冠水について、本市はどのような対策を行っているのか、お伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 宮久保5丁目22番地先及び下貝塚3丁目24番地先周辺は、雨水が排水路を通じて千葉県が管理する一級河川派川大柏川に流れ込む地域であります。この排水路の現状としましては、宅地開発に伴い住宅地に沿って道路側溝が整備された区間がある一方で、農地などに面した箇所では、地面を掘って溝を造った幅約1.5mから2mのいわゆる土水路となっている区間がございます。この土水路の区間では、土水路内ののり面の土砂が崩れたり、隣接する農地の土砂や枯れ草等が水路に流れ込んで堆積することで水の流れが阻害されることがあるため、これが道路冠水の要因の一つになっていると考えられます。この地域の冠水対策としましては、千葉県により派川大柏川を拡幅する河川改修事業が計画されており、現在、用地取得が進められていますが、改修工事についてははまだ具体的な実施時期が示されておりません。千葉県による改修工事により河川拡幅がされていない現段階においては、河川に接続する本市の排水路の改修工事についても本格的に実施していくことが困難な状況となっております。

このような状況の中で、本市がこの地域において今年度に行った冠水対策としましては、宮久保5丁目22番地先周辺では、道路側溝約45mの区間において、土砂のしゅんせつや土水路約100mの区間において草刈り、清掃を実施いたしました。また、下貝塚3丁目24番地先周辺では、良好な水の流れを確保するため、土水路の草刈りやごみの撤去を行うとともに、土水路の両脇に簡易土留め鋼板を設置することで、のり面の土砂が崩れて流水を阻害することを防ぐ対策を土水路の最下流部より開始し、約30mの区間を実施したところでございます。

今後、本市といたしましては、土水路の排水機能が損なわれないよう簡易土留め鋼板の設置による水路断面の確保を下流部より計画的に進めるとともに、定期的なパトロールを行い、必要に応じて草刈りやしゅんせつを実

施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

また、派川大柏川の河川改修工事についても早期に着手されるよう、引き続き千葉県に要望してまいります。  
以上でございます。

**○松永修巳議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 宮久保5丁目22番地先周辺では、道路側溝約45mの区間における土砂のしゅんせつや、土水路約100mの区間において草刈り、清掃、下貝塚3丁目24番地先周辺においては土水路の草刈りやごみの撤去を行い、土水路の両脇に簡易土留めで鋼板を最下流部より約30mの区間に設置したことを確認しました。千葉県において、派川大柏川の改修工事が実施されていない現段階では、本市が河川に接続する排水路の改修工事を実施することは困難であることは理解しますが、今後も改修工事の要望を続けていただき、地域の方々が冠水被害を受けることがないよう努めていただきますことを要望して、この項目の質問を終えます。

最後は、宮久保6丁目市民広場の道路環境整備についてです。

宮久保6丁目市民広場につきましては、関係各位の御尽力により宮久保6丁目市民広場を横切る、これまで地べたで凹凸もあった市道4025号のアスファルト舗装が令和3年度に工事を実施し、令和4年3月に完成されました。舗装された道を喜ぶ声を多数私も聞いており、個人的にもうれしく思っております。しかし、宮久保6丁目市民広場を横切り、宮久保6丁目から下貝塚1丁目へと続く市道4025号は、これまで、地べただった道をアスファルトに舗装されるにとどまり、道路幅員は約2.7mと狭いままで、車両の通行が容易ではありません。地域の方々からは喜びの声がある反面、これでは消防車、救急車が往来できないとの声も聞いております。

そこで、宮久保6丁目市民広場を横切る市道4025号において、新たに拡幅などの整備ができないのか伺いたします。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

市道4025号の宮久保6丁目市民広場を横切る区間は、御質問者のとおり、道路幅員が約2.7mと狭い状況にあります。本市では、道路の拡幅整備事業を実施しておりますが、路線的な拡幅については、拡幅用地の取得に多額の費用と期間を要するため、幹線道路を中心に通学路やバリアフリー法の特定道路等を考慮し、優先度の高い路線を選定した上で順次整備を進めているところでございます。

御質問の箇所につきましては、拡幅の必要はあると考えますが、幹線道路ではなく通学路などの指定もないことから、判定指標から見た場合の整備優先度は高くないものと考えております。なお、当該箇所につきましては、平成28年にまごころゾーン設置の整備を検討したところでございますが、交通量が少なく、まごころゾーン設置の要件を満たさなかったため、整備には至らなかったという経緯がございました。当該箇所の拡幅等の整備につきましては、道路の脇に換地があり用地取得の必要はないものの、市民広場との間に高低差があるため、擁壁の築造などの検討が必要となることや、市民広場の面積が減少してしまうなどの影響もあることから、まずは関係部署とも協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** つかこし議員。

**○つかこしたかのり議員** 市道4025号につきましては、幹線道路ではなく、通学路などの指定もないことから、拡幅整備の優先度は高くないものとの御回答でした。また、平成28年にまごころゾーンの設置の整備を検討しつつも、交通量が少なかったために整備には至らなかったといういきさつも理解しました。しかし、私が、現地確認をしたとき、小学校高学年と思われる児童が自転車で通行する姿を見ました。これまでの地べたでは凹凸が多く、子ども用の自転車では車輪がくぼみに取られたからだと考えますが、児童が自転車で本件道路を通行する姿

を私はあまり見ることはありませんでした。このことから、アスファルトに整備されたことで新たに通行する方々が増えていると私は考えます。

そして、この道が続いている下貝塚1丁目地域には新たな戸建ても増えており、近くには下貝塚中学校があることも踏まえると、将来的にこの市道は通学路となる可能性も十分にあります。そう考えたとき、現状の道幅では不安を感じます。約2.7mの道幅があるといっても、場所によっては2.7mより狭い箇所がある上、この道は直線ではなく、若干ではありますが曲がっている箇所もあり、車両の通行は非常に困難です。普通自動車の横幅はおおむね1.8m、これに左右のミラーを加えると2.3mほどになりますので、この道を普通乗用車が通ったときには、左右に20cm程度の余裕しかありません。先ほど申し上げたように、自転車に乗った児童と車両が擦れ違わなくてはいけない状況ができて、この道幅では厳しく、場合によっては事故が起こることも想定されます。

行政の役割で最も大切なことは、市民の方々の命を守ることです。擦れ違うことが困難だけでなく、この道幅では車体の大きい消防車や救急車が往来できないという視点から、本件の道路整備を考えたとき、この道を拡幅する必要があると私は考えます。ぜひ前向きな御検討を要望して、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時51分散会

第 8 日

令和5年3月10日（金曜日）

令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第8号）

令和5年3月10日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問 小山田直人議員、宮本 均議員、浅野さち議員、中村よしお議員、石原たかゆき議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 42名

や	な	ぎ	美	智	子		
さ	と	う	ゆ	き	の		
長		友	正		徳		
佐		直	友		樹		
つ	ち	や	正		順		
小	山	田	直		人		
つ	か	こ	し	た	か	の	り
鈴		木	雅		斗		
国		松	ひ	ろ	き		
石		原	た	か	ゆ	き	
清		水	み	な	子		
廣		田	徳		子		
増		田	好		秀		
中		町	け		い		
久	保	川	隆		志		
浅		野	さ		ち		
中		村	よ	し	お		
細		田	伸		一		
石		原	み	さ	子		
青		山	ひ	ろ	か	ず	
大	久	保	た	か	し		
小		泉	文		人		
高		坂			進		
金		子	貞		作		
秋		本	の	り	子		
か	つ	また	竜		大		
西		村			敦		
宮		本			均		
中		山	幸		紀		
松		永	鉄		兵		

荒石加稲越大堀かい松竹松岩	木原藤葉川場越づ井内永井	詩よしのり 武健雅 清修清	郎 央 二 史 諭 優 勉 努 海 巳 郎
---------------	--------------	---------------------	---

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

副市長	松丸多一
代表監査委員	菅原卓雄
教育長	田中庸惠
危機管理監	水野雅雄
広報室長	麻生文喜
総務部長	植草耕一
中核市準備担当理事	鹿倉信一
企画部長	小沢俊也
財政部長	稲葉清孝
情報政策部長	佐藤敏和
文化スポーツ部長	森田敏裕
市民部長	蛸島和紀
経済部長	小塚眞康
観光部長	関武彦
福祉部長	立場久美子
子ども政策部長	秋本賢一
保健部長	二宮賢司
環境部長	根本泰雄
街づくり部長	川本島俊介
道路交通部長	藤田泰博
水と緑の部長	高久利明
行徳支所長	菊田滋也
消防局長	本住敏

選挙管理委員会 事務局長	小	林	茂	雄
農業委員会事務局 長	藤	城	久	保
会計管理者	板	垣	道	佳
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	永	田		治
学校教育部長	藤	井	義	康

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	小	泉	貞	之
事務局次長	六	郷	真紀	子
(議事担当)				
主幹	米	津	孝	成
副主幹	金	子	貴	一
主査	尾	本		悠
主任書記	北	川	陽	介
主任書記	高	柳	陽	一
(調査担当)				
主幹	上	原		高
主査	前	田		悠
主査	岡	澤	英	康
主任書記	荒	木	智	貴
書記	福	井	寿	明

---



○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

小山田直人議員。

○小山田直人議員 おはようございます。公明党の小山田直人でございます。

議長、すみません。初めに、質問の順番を変更させていただきたいというふうに思います。最初に道路行政について、続いて子ども施策について、最後に高齢者支援についてでお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、道路行政についてです。

堀之内1丁目21付近の通学路安全対策についてです。

信号機撤去に関する市の認識についてです。この道路は国道298号と並行している道路であり、堀之内地域の児童が中国分小学校に通学するために使用している通学路です。東京外郭環状道路の工事に伴い、児童の安全を守るため信号機が設置されていたと聞いておりますが、外環道路の開通とともに撤去されてしまいました。本信号機の撤去に関する本市の認識を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この道路は、外環道路北千葉ジャンクション予定地内の北側に位置し、現在は交差点のない緩やかなカーブの片側1車線の道路でございます。東西に延びるこの道路は、外環道路の副道として国により平成23年に新設され、その際、従前に北側から接続していた既存道路との丁字路交差点に安全対策として横断歩道が設置されました。その後、北側から接続されていた既存道路及びその一帯は外環道路工事の施工ヤードとしての利用が始まったことから、平成28年には横断歩道を残し、丁字路交差点は廃止されております。なお、この道路の速度規制に関しましては、法定速度の時速60kmでございます。道路に設置されていた信号機につきましては、千葉県警察に設置の経緯を確認しましたところ、当時新設されたこの道路が外環道路工事に伴う迂回路として利用されるなど交通の集中が懸念されたことから、平成27年3月に丁字路交差点に一時的に設置したとのことであります。その後、警察としては外環道路本線及び国道298号が供用され、迂回路交通の集中が解消したことから、平成31年2月にこの信号機を撤去したとのことでございます。

本市といたしましては、中国分小学校の通学路であること、また、外環道路と並行しているため最近では抜け道としての利用も多いことから、安全確保が必要な道路と認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 まず、横断歩道についてですけれども、平成23年に設置されたということでありました。その後、平成28年には外環道路工事の影響により丁字路から十字路交差点に変更されたということでございます。

信号機については、平成27年3月に外環道路の工事に伴い、交通量が増える懸念から設置されたということでありました。その後、外環道路及び国道298号が供用開始となり、迂回交通の集中が解除したことから、平成31年2月に信号機が撤去されたということでありました。この信号機撤去に関しては、本市や中国分小学校に対し千葉県

警より説明や協議がなされたものというふうに思いますけれども、当時、学校側としてはどのような認識だったのでしょうか、学校教育部長にお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

信号機の撤去に関しましては、平成30年4月24日に千葉県警察本部、市川警察署、NEXCO東日本、市役所関係各課とで開催しました外環道路開通に伴う通学路検討会議の中で、信号機を撤去することは不安に感じており、外環道路開通後、交通状況を見ながら信号機の存続について判断してほしいと学校側より要望させていただきました。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。信号機の撤去に関しては、平成30年4月24日に千葉県警、市川警察、NEXCO、市役所各課、道路交通部、学校教育部、中国分小学校が入った外環道路開通に伴う通学路検討会議が行われて、その際、学校側としては信号機撤去については不安であると、外環開通後の状況を見ながら信号機の存続について判断してほしいとの要望をされたということでもあります。それでも警察は撤去したということがよく分かりました。

続いて、イ、信号機再設置に関する市の認識と今後の安全対策についてに進んでいきます。信号機の撤去については、外環道路開通後の交通状況をもう少し長く見ながら私は判断していくべきだったというふうに思っております。中国分小学校PTAにて本交差点の交通量調査を実施されておりまして、今回、その調査結果をお借りしてまいりました。調査は2022年11月16日、25日、30日に、朝7時15分から8時15分までの1時間行われ、3日間の平均車両交通量は290台、多い日は317台の通行となっております。実は、私も独自で2023年2月3日に7時から8時に調査を行いました。その際は294台の車両の通行があり、この間、横断歩道を渡った児童数は113人でございます。先ほどの答弁でもありましたが、法定速度60kmのためスピードを出す車両も多く、児童が横断歩道付近に近づいても停止しない、またはできない車両が大変多く見受けられます。

そこで、今回千葉県警、本市に対して1,239名もの署名とともに信号機再設置の要望書を提出させていただきましたが、信号機再設置に関する市の認識と今後の安全対策について伺ってまいります。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

堀之内1丁目21付近では信号機が撤去されたことから、中国分小学校では通学児童の安全確保といたしまして、登校時間帯に保護者により見守り活動が行われております。本市に対しましては、信号機撤去直後から再設置の要望が6件寄せられており、このほか直近では今年の2月に学校関係者から1,239名の書面とともに信号機設置の要望が提出されております。千葉県警察による信号機の設置基準によりますと、設置条件の1点目は、一方通行を除き赤信号で停止している自動車の側方を自動車等が安全に擦れ違うために必要な車道の幅員が確保できること、2点目は、歩行者の信号待ちスペースが確保できること、3点目は、1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上あること、4点目は、隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること、5点目の条件は、信号柱を設置できることでございます。当該箇所は、それぞれの設置条件におおむね該当しており、また通学路に位置しておりますことから、本市といたしましても、千葉県警察に対しまして引き続き信号機の設置要望を行ってまいります。

なお、今後の安全対策といたしましては、交通違反の取締り強化や、既に要望のある速度規制の設定などについて千葉県警察と協議を行っていくとともに、現在中国分小学校により実施している見守り活動及び安全教育を

継続していき、同時に関係部署とも通学路の見直しも含めた対策についても検討を行いたいと考えております。

このほか、この道路が国道区域でありますことから、道路管理者である国に対しまして、通行車両の速度抑制対策として横断歩道前後の複数箇所にハンプの設置もしくは横断歩道部分にハンプを設けるスムーズ横断歩道など、通学児童の安全確保を図る対策について協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小山田議員。

**○小山田直人議員** 今後の安全対策としては、交通違反の取締り強化、速度規制の設定、通学路の見直しも考えられるということでありました。また、信号機の再設置基準として、自動車等往復交通量が最大となる1時間当たりの交通量が原則として300台以上とありましたけれども、この基準も最近では満たしているというふうに思います。引き続き、信号機再設置について強く要望をお願いしたいというふうに思います。また、本道路の管理者は国土交通省首都国道事務所であるということでもございました。

そこで再質問いたします。国土交通省としても、安全対策として可搬型ハンプやスムーズ横断歩道を推奨しております。当面の安全確保対策として実施できないでしょうか。また、現在設置されているガードレールが仮設型であるため、背が低い小学校低学年の児童の視認性が大変悪くなっております。視認性が高いものに変更できないものでしょうか、お伺いをいたします。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

道路管理者である国に対しまして、当面の実施可能な安全対策として、置き型のハンプやガードレールの視認性を高めるなど、早急な安全確保策について協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小山田議員。

**○小山田直人議員** ありがとうございます。迅速な対応をお願いしたいと思います。来月には新1年生が入学してまいります。事故が起こってからでは遅いということは、これまでに起こってしまった多くの痛ましい事故で十分に御理解いただいているかというふうに思います。どうか子どもたちが安心して通学できる整備を強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、子ども施策についてでございます。

(1)日本経済新聞社と日経BPによる共働き子育てしやすい街ランキングについてです。

2022年の6月定例会一般質問において、メディア等が行っているランキングや比較サイト等を活用して積極的にプロモーションを行っていただくように要望させていただきました。この12月24日にランキングが発表されました。

そこで、ア、経緯、調査内容及び本市の状況についてお伺いをいたします。

**○松永修巳議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** 御質問の共働き子育てしやすい街ランキングは、日本経済新聞社と日経BPが首都圏、中京圏、関西圏の主要市区と全国の政令指定都市、道府県庁所在地、人口20万人以上の都市の180自治体を対象に子育て支援制度に関する調査を実施し、165自治体から得た結果を点数順にして発表したものでございます。この調査は2015年から毎年実施されており、8回目となる今回は昨年9月に行われました。その内容といたしましては、保育施設や放課後保育クラブなどの利用定員や利用者数をはじめ、保育の質を保つ取組や保育所の定員割れ対策、園庭がある保育所の比率など、詳細な質問が含まれております。また、病児・病後児保育、幼稚園、保育園と小学校の連携プログラムの有無、子育て世帯が利用する手続の利便性など、調査範囲も多岐にわた

っております。さらに、今回は少子化対策の視点から自治体独自の不妊治療助成や第2子以降の子育て支援、リモートワークの推進や女性活躍の促進策なども調査項目とされたものであります。

発表されたランキングでは、本市の得点は68点で、千葉県内2位、関東、山梨で14位でございました。この結果を報じた12月24日の日経新聞千葉首都圏経済面では、保育士が他の園と交流しながら研修する本市の公開保育が保育の質向上の取組として大きく取り上げられたところでもあります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 今回のランキングですけれども、得点が68点、千葉県内で2位、関東、山梨県で14位とのごとでございます。また、調査内容については非常に踏み込んだ質問が多く、範囲も多岐にわたったものであったということでございます。回答されるのは非常に大変であったかというふうに思いますけれども、一方で、外部からの評価を受けたことで新たに見えてきた課題もあるかと思えます。

そこで、(イ)本市の認識及び課題についてです。今回の評価を受けて課題をどのように認識し、また、今後どのようなことに力を入れていきたいとお考えでしょうか、お考えをお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

県内2位、関東、山梨で14位という結果は、本市としてはこれまでで最も高い順位であり、待機児童ゼロの達成をはじめとする保育施設の整備や、保育の質の向上に向けた取組など、保育サービスの充実度が評価されたものと受け止めております。一方で、育児に関する相談体制の充実につきましては、本市が以前から力を入れてきたにもかかわらず、今回の調査では、妊娠から就学前までを同じ保健師が担当する、いわゆるネウボラのような支援拠点はあるかという限定的な質問であったことから、得点にはつながりにくかったと推測しております。なお、妊娠、出産、子育ての切れ目ない相談支援体制の構築は今後の子ども政策の基本理念となることから、一層注力して推進してまいります。さらに、リモートワークの拡大など働く環境が大きく変化する中で、こうした新しい社会状況に対応した子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。あわせて、保育の質の向上や子育てにかかる経済的負担の軽減、子育て支援サービスの充実といった従来からの取組をさらに向上させていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 今回の調査内容の中で、妊娠から就学まで同じ保健師が担当する、いわゆるネウボラのような支援拠点はあのかという問いが限定的で得点にならなかったということでありましたけれども、これまで本市にはネウボラとの名称はないものの、母子保健相談窓口アイティなど、育児に関する相談体制が整っているかというふうに思います。もし、自信を持って回答できていないのであれば、今後しっかり体制を整備していただきたいなというふうに思います。

また、今後についてですけれども、妊娠、出産から子育ての切れ目ない相談体制の構築にさらに注力されていくとともに、新しい社会情勢に適応した子育てしやすい環境づくりに努めていくと。また、子育てにかかる経済的負担の軽減なども向上させたいということでございます。ぜひともさらなる推進をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、続きまして(2)本市の休日保育についてでございます。

新しい社会情勢に適応した子育てしやすい環境づくりの一つとして、休日保育の充実が挙げられます。市内では1か所のみとのことで、利用者からは預けられない場合もあると伺っております。

そこで、ア、本市の休日保育の現状についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 休日保育は、日曜などの休日に、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な場合に児童を預かる制度で、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となります。本市では、アイ・リンクタウン展望施設の3階にある市川キッズステーションが実施をしております。定員は1日当たり6名で、対象は原則ゼロ歳児から就学前までの児童となっており、開所時間は12月29日から1月3日を除く日曜、祝日の午前8時から午後7時までとなっております。利用方法につきましては、初めに施設に事前登録が必要であります。事前登録では、保護者は児童の既往歴、アレルギーの状況などを記入した事前登録書を作成し、施設において面談を受けることとなります。

次に、利用日の予約は、令和4年12月よりスマートフォンを利用した申込みとなっており、利用予定日の前の月の1日午前9時から予約可能となります。その後、予約日の10日前までに休日保育申請書及び就労証明書を直接またはメールにより施設に提出することとなっております。また、利用料等の負担はございません。

最後に、利用状況につきましては、おおむね保護者は希望する日を利用できておりますが、定員に達してしまった場合は保護者が自ら出勤日を変更するなど調整していると聞いております。なお、利用実績は、令和3年度は年間で延べ225人、令和4年度は1月末現在で延べ169人、1日平均では3人程度となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 現状、休日保育はJR市川駅近くの1施設のみであり、利用するためには事前登録が必要ということです。利用料等の負担はないものの、実際に利用するためには前月の1日に予約をして、利用日の10日前までに休日保育申請書と就労証明書を施設に提出しなければならないということで、日曜、祝日が日常的に仕事の方は本当に大変かと思えます。また、定員が6名ということもあり、予約が取れずに保護者が出勤日を調整されているということもございます。

続いて、イ、今後の課題について伺ってまいります。休日保育を今後充実させていくためには様々な課題があるかと思いますが、本市の認識についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

休日保育につきましては、事業の運営費や人員確保の面で課題があると認識をしております。まず、運営費につきましては、国の公定価格における休日保育加算の対象となりますが、その額は利用児童数に応じて変動するため、利用者が少なくなった場合には加算される金額も少なくなります。このため、施設が安定した運営ができるよう考えていく必要がございます。

次に、人材確保につきましては、休日保育を実施するには常時2人の保育士を配置する必要があり、保育時間が最長11時間であることと合わせ、相応の人員を確保していく必要がございます。その一方で、事業者や近隣市への調査では、休日に勤務できる保育士の確保が難しいという声もあり、課題であると認識しております。

働き方が多様化している社会の中で、就労する保護者にとって必要な保育が実施できるよう、よりよい制度に向けて今後も引き続き調査研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。利用者の確保だったり、休日に働いていただける保育士の確保が課題であるということもございます。保育士の確保については後ほどまた議論させていただきたいと思っておりますが、

利用者の確保について、利用者のニーズは、私は少なくないというふうに思っております。実際に預けられる施設がないために本市を転出された方も何名か知っております。ニーズを把握することが非常にやはり重要だというふうに思います。また、子ども側の課題として、休日保育を利用することで、週を通して預け続けてしまって子どもに負担がかかってしまうということも懸念をされます。

そこで、今後のニーズ調査についてということと子どもの負担、この2点について本市の見解を伺ってまいります。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

市民からの要望等につきましては、現在本市の公式ウェブサイトや電話での問合せ等により把握をしております。しかし、市川市総合計画第三次基本計画のアンケート調査におきましても、働きながら子どもを育てたいと思う市民が多いという結果となっていることから、今後、休日保育のニーズに関する市民の意向を把握するため、スマートフォンなどを活用したアンケートを検討してまいります。また、休日保育につきましては、その必要性を就労証明書などで確認しており、保護者が就労していない日は、児童は自宅で養育されることから、週を通して7日間連続で保育施設を利用することは制度上想定されておりませんが、児童の負担とならないよう週6日を超えた利用は控えていただきますよう案内をしてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。今後、休日保育へのニーズ調査については、スマートフォンなどを活用して実施していくということが検討されるということでございますので、より多くの利用者、また今後、利用予定者の声を拾い上げていただきたいというふうに思います。

また、週6日を超えた利用は控えていただくという案内を行っていただけるということでもございましたけれども、例えば千葉市では、原則として通常保育と合わせて1週間当たり6日を超える利用ができないことを規定として定めております。本市においてもしっかりと規定として定めていただいたほうがいいのではないかとこのふうにも思います。ともあれ、共働き世帯が安心して子どもを預けやすい環境の整備を今後もよろしく願いいたします。

続きまして、(3)保育士の処遇及び労務環境の改善についてです。

ア、出産後の復職についてでございます。保育士の方から、出産後に復職したくてもできない、また、園側からも、保育士が出産後に復職してもらえないという相談を受けております。

そこで、①本市の現状及び課題について、②今後の対応策についてを一括してお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

復職支援につきましては、本市在住の保育士が出産後に復職するに当たり、市内の認可保育施設に週35時間以上勤務する場合は入園調整の際加点を行い、保育施設入所の優先度を上げております。一方、市外在住で市外の施設を利用される場合には、市川市内の保育施設に復職を希望しても入園調整は住所地の自治体が行うことから、本市のように加点がされず、入所の優先度は上がりません。そのことから、お住まいの自治体の施設へ転職を考える方もいると伺っており、課題と認識しております。このようなことから、まずは市内で働く保育士の方々のニーズを把握し、他市の状況も調査研究しながら効果的な方法について検討してまいります。

次に、育児をしながら働く保育士への支援についてであります。働きながら子どもを育てている保育士にとって、子どもを保育施設に預けるために早出や遅番勤務が難しいこと、子どもの病気やけがで急遽ほかの人に勤務

を代わってもらう必要が生じること、日中の勤務時間だけでは仕事が終わらないことがあることなどにより、周囲への影響や育児と仕事のバランスなどから、やむを得ず退職を考える方もいらっしゃる聞いております。本市といたしましては、育児中の保育士の業務をバックアップできるような体制を充実させていくことが課題であると考えております。

このため、本市では独自に職員配置基準向上加算を設け、国の配置基準を上回る余裕を持った保育士の配置ができるようにしているところであります。また、この加算におきましては、常勤だけでなく、短時間勤務の保育士につきましても配置を可能としており、早出や遅番などの時間帯にパートタイムの職員を配置できるようにすることで、育児中の保育士にとっても負担軽減につながるものと考えております。今後は、配置基準向上加算の活用方法やその効果について施設に対して周知していくことで、保育士の労務環境の改善につなげてまいります。

最後に、経済的な支援といたしましては、千葉県社会福祉協議会におきまして、週20時間以上の勤務をする保育士に対し、保育料の半額を1年間貸し付ける制度を設けております。この制度は、借入後に千葉県内の保育施設で2年間継続して勤務した場合には返済免除となり、早期に復職される方への経済的な支援となっております。今後は、他の団体の制度などを案内しながら、出産後の復職について総合的に支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ただいま対応策として3点挙げていただきましたけれども、本市で保育士として働いていても市外在住だと加点されないために子どもを預けることができない、また、2点目としては、本市独自で保育士を配置できるように職員配置基準向上加算を設けているものの復職後の労働環境が改善されていないという点、3点目としては経済的支援についての御答弁がございましたけれども、この育休後の職場復帰を促すさらなる経済的支援というものが非常に私は大事だというふうに思います。

とあるこども園さんとお話をさせていただきましたけれども、育休後、保育料が無償となるまでの間、独自で保育料の一部を支援されるということでございます。このような取組を本市としても独自施策としてできるように、しっかり検討していただきたいと思いますというふうに思います。

また、復職を促していくためには、市外在住であっても本市で保育士として働いていただけるのであればお子さんを預けることができる制度、また労務環境のさらなる改善のために職員配置基準向上加算をもっともっと拡充していく必要があるというふうに思いますけれども、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

他市にお住まいの保育士が出産後も引き続き市川市の保育施設で働いていただく支援につきましては、労務環境の向上や経済的な支援など、様々な面から方策を考えていく必要がございます。市内の私立保育施設では既に対策を行っているところもあると聞いておりますので、このような事例も含め、よりよい方法について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。しっかり調査をしていただいて、速やかに新たな対策をしていただけますようによろしくお願いいたします。

続いて、イ、支援を必要とする児童への対応についてでございます。

先日、支援を必要とする児童を担当されている保育士から御相談を頂戴いたしました。5歳児ぐらいになると体も非常に大きくなってきて体力もあるため、暴れたりすると保育士のほうがけがをしてしまうということもあるそうです。また、児童からは暴言を吐かれたり、保護者との共有が図れなかったりと、心がもたないということもございます。さらには、個別の指導計画の作成など業務が非常に多くて、自宅に持ち帰っていることもあるということもございます。このような労働環境に対して、本市としての現状認識と課題、対応策について、①、②一括でお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

特別な支援を要する児童の保育につきましては、担当する保育士の経験や知識などによっては、児童の特性をどのように受け止めればよいのか、児童とどのように向き合えばよいのかなどについて苦慮する事例が多いと伺っております。これは、児童にとりましても自分の気持ちが保育士にうまく伝わらないということになり、その結果、保育士と児童の関係がうまく築けなくなってしまうことが課題と考えております。このため、支援が必要な児童がいる保育施設に対しては、心理士等の専門職が巡回支援などを行い、児童との向き合い方、上手な接し方について助言を行っております。また、保育士の負担軽減のためには担当する保育士を増やすということも有効であることから、いわゆる加配保育士を配置する制度を設けております。この加配保育士の配置をさらに進め、令和5年度は新規事業として特別支援保育推進事業を創設いたしました。従来の加配制度は保育士を対象としたものであることに対し、新たな制度では児童指導員や理学療法士など専門的な知識を持つ多様な職種が保育に関わることにより、保育士の負担軽減だけでなく児童に対する保育の質の向上も図れると考えております。さらに、支援が必要な児童に対する理解を深めるため、市内全ての保育施設を対象とした支援が必要な児童の保育に関する研修会を実施しております。来年度は、今年度の2回に対し6回に増やすなど、研修の充実も図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。支援が必要な児童がいる保育園等に対しては、まず巡回支援を活用していきたいというような御答弁でございます。現在も巡回支援は行われているかと思えますけれども、やはり回数が少なかったりとか、そういった課題もあるかと思えますので、園からの要望に応じて速やかな支援ができるようお願いしたいなというふうに思います。

また、本市として、令和5年度より新規事業として特別支援保育推進事業を推進されるということで、児童指導員や理学療法士など専門的な知識を持たれている方を配置できるようにしていかれるということでありました。こういった新しい事業を始められるということでもありますけれども、各園が独自でこういった専門家を探すのは結構大変じゃないかというふうに思います。確保することも大変じゃないかというふうに思います。これは例えばですけれども、本市が一括して、例えば千葉県理学療法士会等に照会を行っていただいて、各園に専門家の配置が進むようにしっかりとバックアップして支援をしていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、③架け橋プログラムの現状と改善策について伺ってまいります。

この架け橋プログラムの課題といたしましては、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会というところから報告がなされておまして、保育園、認定こども園の7から9割が小学校との連携に課題意識があるというふうに報告をされておりました。先日お話を伺った保育士の方も同じようなことを本当におっしゃっておまして、入学前の学校との連携が全然うまくいっていないんですということでありました。



そこで、現状と改善策についてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

幼保小の架け橋プログラムは、架け橋期である5歳児から小学校1年生の2年間の学びの実現を図り、支援を要する子どもを含めた全ての子どもに学びや生活の基礎を育むことを目指すものであり、現在子どもの引継ぎを適切に行うことを含め、架け橋プログラムの軸となるカリキュラムの充実を図っております。子どもの引継ぎにつきましては、主に教育委員会作成の幼児教育を行う施設と小学校の引継ぎに関わるガイドラインに沿って行っており、2月上旬から2月末日までに、幼児教育を行う施設は就学先となる小学校へ見込みの入学者数を連絡し、情報交換の日程及び方法を相談します。そして、2月中旬から3月10日頃までに担当者同士が支援を要する子どもの情報等が確実に伝わるよう、対面か電話の口頭での引継ぎを実施しております。引継ぎを行います期間が年度末の多忙な時期と重なっており、十分な引継ぎの実施ができていない場合があることは、課題として認識しております。

支援を要する子どもの引継ぎには時間がかかりますが、子どもの学びと育ちには必要不可欠でありますので、今後、こども政策部との連携をしっかりと図りながら、引継ぎの時期の見直しも含め、引継ぎの改善策を検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。引継ぎに関しては引継ぎに関するガイドラインがあるということでありまして、まずはこれを学校側も含めてですけれども、再徹底をお願いしたいなというふうに思います。一方で、引継ぎの時期が、先ほどもありましたけれども2月上旬から始まって3月10日頃までに行っていくということで、非常にこの時期というのは卒業式等もありますし、いろいろ多忙な時期だというふうに思います。ただ一方で、この時期じゃないとできないということもよく理解はするんですけれども、例えばですけれども、もう少し早めからやっておいて、引継ぎを早めておいて、変更があった子に関してはもう一度やるですとか、二度手間になってしまうのかもしれないんですけれども、いかにうまく引継ぎをやっていくかというところをもう少し再検討していただきたいなと、時期も含めて、方法、やり方も含めてなんですけれども、今後最善策の検討をしっかりと検討していただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお伺いいたします。

続いて、給与、処遇改善についてでございます。

保育士の仕事というのは、言うまでもなく激務でございます。さらなる給与や処遇改善を図っていくことが必要であるというふうに思います。例えば、能力や資格に応じた給与の改善制度があれば、保育士の意欲向上にもつながっていくと考えますけれども、現状と改善策について①、②を一括してお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育士の技能や経験に応じた給与等の処遇改善といたしましては、国の公定価格の加算項目において、保育士等の処遇改善を目的とした処遇改善等加算Ⅱにより対応しております。この加算は、チームリーダーなど施設が設定した役割を担う場合に加算される取組となっております。具体的には、中間的な管理を行う副主任、専門性が求められる立場としての専門リーダー、安全衛生や食育など特定の取組に対する職務分野別リーダーなどが想定されており、施設が職員に対してキャリアパスとして明示することを前提に、能力に応じた役割と、それに応じた給与等の改善を行うことを目的としております。また、加算の要件において、施設が職員の役割を辞令行為として発令するとともに、職員についても、キャリアアップのための外部機関の研修を修了することが必要と

なることから、職員の給与の改善と職員の技能向上による保育の質の向上が期待できるものであります。さらに、キャリアパスの整備により、保育士の勤務意欲向上にもつながっていくものと考えております。なお、この加算は国の通知において、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることとされていることから、審査により支給を確認しております。また、本市独自の加算として、市川市保育士等職員処遇改善加算を設けております。この加算については、先順位者への答弁のとおり、職員への支払いについて賃金台帳などにより確認をしております。職員本人が受け取っていることが分かるように給与明細等に記載することも定めております。

今後は、自分の処遇はどのように改善されているのか、職員自身がさらに分かりやすく実感できるよう、周知の方法などを検討してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 小山田議員。

**○小山田直人議員** ありがとうございました。能力や資格に応じた加算制度として国の処遇改善加算Ⅱがあり、令和5年度より国が定める研修を修了することで主任やリーダーとなって給与が加算されていくということでございます。また、本市としても加算分が保育士の給与に直接反映されているかチェックをされていくということでした。国からも先ほどありましたが、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることとされているということでしたから、しっかりと確認を行ってチェックをしていっていただきたいというふうにも思います。

また、さらにはなんですけれども、今後医療的ケア児の担当をしたり、また支援が必要な児童を担当したりするなどの専門的な資格や知識、経験が給与に反映されるように、こちらも本市独自の施策の検討になるかと思えますけれども、要望させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて(4)子どもの貧困対策に係る計画についてでございます。

ア、現状についてです。子どもの貧困対策計画の策定につきましては、2021年6月一般質問において要望させていただきました。策定に向けて、今年度は子どもの生活状況に関する実態調査が実施されておりますが、現状についてお伺いをいたします。

**○松永修巳議長** 秋本こども政策部長。

**○秋本賢一こども政策部長** お答えいたします。

子どもの貧困対策計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律で市町村に策定の努力義務が課せられております。本市においても、この計画を策定するための実態把握を目的として、子育て世帯の経済状況や生活状況、子どもの支援ニーズ等を確認する子どもの生活状況に関する実態調査を実施いたしました。この調査は、令和4年11月から12月にかけて、市内の小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象に、学校を通じて調査票を配付、回収したところであります。加えて、支援者の側から見た実情を把握するため、子どもや子育て家庭の支援を行っているライフカウンセラーや子ども食堂の関係者に対しても調査を実施しております。質問項目は約30問で、主な内容といたしましては、子どもに対しては、学習環境や進学先に関すること、食事や睡眠等の生活習慣、こども館や子ども食堂の利用状況などに関する質問を設けました。また、保護者に対しては、家族構成や世帯収入、必要または重要だと思う行政の支援などについて幅広く尋ねております。

次に、調査票の回収状況につきましては、小学5年生は1,500件の配付に対し回収は約1,200件、中学2年生については1,700件の配付に対し回収は1,300件、保護者については3,200件の配付に対し回収は約2,450件であり、いずれも回収率はおおむね80%でありました。現在調査内容の分析を進めており、3月中に報告書がまとまる予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。小学校5年生と中学校2年生に対してアンケート調査を行い、約2,450件、おおむね80%の回収率ということでございます。質問内容につきましても、かなり具体的な内容を30問聞かれているということでございました。本来であれば、この報告書がまとまった時点で内容をちょっと聞いていきたいというふうに思っていたんですけども、3月中に報告書がまとまるということで今回はちょっと確認ができないんですけども、今後、今回のこの分析結果をもって進めていくということであるかというふうに思います。

そこで、イ、今後の計画について伺ってまいりたいというふうに思います。今回のこの分析結果を基に子どもの貧困計画を策定されていくというふうに思いますけれども、どのような手順で策定されていくのでしょうか。また、計画策定以降も継続した検証や調査が必要と思いますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

今後の取組といたしましては、国の子供の貧困対策に関する大綱や、県の計画が示す教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援という4つの重点的支援施策について、今回実施した調査の結果を基に、子どもの貧困対策計画に盛り込む内容を検討し、学識経験者や子育て支援団体の関係者、子どもの保護者などから構成される市川市子ども・子育て会議で御意見をいただきます。また、これに併せてパブリックコメントにより市民から広く意見聴取を行うことを考えております。これらを基に、市川市総合計画との整合性も図りながら計画案をまとめ、令和5年度中に計画を策定する予定であります。また、計画事業の実施状況や効果などを定期的に検証、評価するとともに、計画期間満了の際に改めて調査を行い、効果を測ることも考えております。今後も、この計画を基に、全ての子どもたちが家庭環境に左右されず、夢や希望を持ち、健やかに成長できるように、子どもの貧困対策を推進してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。令和5年度中に計画を策定されるということでございます。子どもたちを貧困から守るためにも大変重要な計画でありますから、一日も早い計画策定をお願いして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは最後、高齢者支援についてです。

(1)デジタルディバイドについてです。

ア、これまでの対応状況について伺ってまいります。本市におけるデジタルディバイドへの対応については2021年6月定例会でも伺いましたけれども、これまでにどのような対応をされてきたのかお伺いをいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

スマートフォンやタブレットといった情報通信機器の利用については、世代間の格差等を想定し、オンライン手続などを学ぶ機会を設けることは重要であると考えております。令和元年度及び令和4年度は、公民館主催講座として主に一般市民及び高齢者を対象としたスマートフォンの操作、SNS等の活用に関する講座を、令和3年度は市内3か所のいきいきセンターにて高齢者スマホ教室を実施いたしました。令和5年3月からは、御本人や家族、代理の方により、介護や介護予防のために必要な行政手続をオンライン申請できるようにするなど本市の電子行政化は進んでおり、そのほかにも、デジタル地域通貨の実証実験の開始に際し、市民の健康づくりやボランティア活動、エコ活動、自治会活動などを通じてたまたポイントとデジタル地域通貨を連動させることで、

市内経済と市民活動の両面から元気なまちづくりを目指しております。

今後も、デジタルの苦手な高齢の方々にも情報通信機器に触れ、便利さを体感していただくことで、興味を持っていただくことができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。これまでの取組としては、公民館主催講座として高齢者や一般市民を対象としてスマートフォンの操作、SNS等の活用に関する講座を実施されたということであります。今後、デジタル地域通貨の導入も検討されていることから、デジタルが苦手な高齢者の方々に対し、便利さを体感していただけるように取り組んでいかれるという御答弁でございます。

続いてイ、高齢者向けのスマホ教室の開催について伺ってまいります。先ほどの答弁でも高齢者向けのスマホ教室を実施されてきたということでありますけれども、具体的な内容と今後の取組についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

公民館の主催講座は、スマートフォン等の情報通信機器に不慣れな方を対象として、民間事業者等を講師に迎え、基本操作やアプリの使い方、写真の撮り方等の内容を、各講座2回から3回コースにて実施いたしました。令和元年度は9か所の公民館で実施し、定員149名に対し634名の応募、令和4年度は6か所の公民館で実施し、定員63名に対し282名の応募でありました。いきいきセンターにて実施した高齢者スマホ教室は、基本操作やLINEアプリのインストール、LINEを使った行政手続の紹介や、介護予防に役立つ情報収集の方法等を学ぶことを目的とし、いきいきセンター本館、大洲、南行徳の3か所にて、全3回コースをそれぞれ2教室、計6教室を実施し、定員90名に対し、申込みは364名ありました。いずれも定員に対し多くの申込みをいただいていることから、関心の高いものであると認識しております。

スマートフォン教室を実施する上での課題といたしましては、参加者の利用端末や操作技術が個々に異なるため個別対応を必要とすることや、会場のWi-Fi環境なども考えられます。スマートフォン等の教室、講座は民間事業者にて機種に合わせた内容を実施しているほか、NPO団体による学生ボランティアを活用した教室等も企画されていることを確認しております。今後は、これらの取組とニーズを持つ地域住民とのマッチングを支援することなども含め、高齢者のデジタルディバイド対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。これまでの公民館主催講座やスマホ教室について確認をいたしましたけれども、令和元年度は、市内9か所の公民館で申込者が634名いて参加が149名であったと。令和3年度はいきいきセンターで364名の申込みに対して90名、令和4年度は282名に対して63名ということで、せっかく多くの方が申込みをされて、よしやるぞ、学ぼうぞという意気込みがあるにもかかわらず、受け切れていないんだなと、参加できる方がすごく少ないなということが非常に課題であるかというふうに思います。この対策についてもしっかり考えていっていただきたいなというふうに思います。

また、今後はスマートフォンの操作よりも、やはりアプリをメインとした講習が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

申込者数の多いことからニーズは少ないものと認識しておりますが、課題として申し上げましたとおり、個別

のニーズに合わせた指導を必要とするため、対象者の個々のニーズに合わせた対応を強化していきたいと考えております。個々や地域の個別のニーズとボランティア団体とのマッチングなどを予定しており、今後、本市においてはデジタル地域通貨や新健康アプリ等を導入することから、高齢者が取り残されることのないよう、関係部署と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。多くの方が参加できるように、例えばですけれども、公園の広場を使って簡単にやってみたりですとか、自治会館を使うというのも非常にいいのかもしれない。より身近な場所での開催なども検討いただいて、本市が進めていく施策と連動した内容の講習会についてしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

では、続きまして、(2)の移動支援について伺ってまいりたいというふうに思います。

ア、高齢者の移動支援に関する本市の認識についてでございます。国土交通省より高齢者にとって無理なく休まず歩ける距離、いわゆる歩行可能距離についての調査結果が公表されております。自宅から最寄りのバス停や駅など公共交通機関の発着地までのアクセスをいかに確保していくかが、私は非常に重要だというふうに思っております。例えば、他市ではグリーンスローモビリティであったり、電動カートのシェアリングなどの実証実験が行われておりますけれども、一定の地域内の短距離移動を支援することで高齢者の外出機会を創出できるのではないかと考えておりますが、本市の見解を伺います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

高齢者の移動支援は、高齢者の外出する機会を増やし、活動範囲を広げ、閉じ籠もり防止や健康寿命の延伸にも大きく影響するものと考えております。平成27年の国土交通省全国都市交通特性調査では、無理なく300mまでなら休まず歩けるが、それ以上は難しいと回答した高齢者は65歳以上で約16%、75歳以上では約25%とあります。本市におきまして、そのような方々への支援をどのようにしていくかは重要な課題となっております。短い距離を対象とする移動支援の他市の事例として、松戸市で実施しているグリーンスローモビリティ事業は、国土交通省により推進されている時速20km未満で公道を走ることのできる電動車を活用した小さな移動サービスでございます。令和3年度に2つの地域において実証調査を行い、令和4年度に事業化し、現在2つの地域で運行しており、ルートを定めた運行のほか、買物、防犯パトロール、イベント等、様々な地域活動に活用されているとのことです。また、大阪府堺市では、高齢化の進む地域を重点地域とし、令和4年6月に電動カートのシェアリングについて2週間の実証実験を行いました。貸し出し時間は最大3時間、団地内2か所のシェアリング用のポートに10台を配置し、利用希望者は予約制で電動カートを利用し、買物や通院、近隣への外出に活用されているとのことです。堺市による実証実験の報告は今年度中を目指しているとのことですが、利用者からは、好評の意見を多く聞いているとのことです。以上の2市の例のような地域内の短い距離をサポートする移動支援の普及は、高齢者の外出機会の契機となるものであり、支援策を検討していく上で参考になるものと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。厚労省のデータも示していただきまして、300mであれば休まずに歩いていけるというようなデータもあるということでございます。今後、今は自転車に乗れるから大丈夫ですとか、例えば、今車に乗っているから大丈夫ですといった方が、だんだん足が痛くなって歩けなくなってくると

いうのはもう見えているところであるかと思えます。ですから、やっぱり自宅から最寄りの公共交通機関であったり、そういう公共の場にどうやってアクセスをつくっていくのかということが非常に大事だというふうに思えます。

その中で、グリーンスローモビリティであったり電動カートのシェアリングというのは様々課題はあるものの、利用者から前向きな意見が多いということでもあります。実は、私のところにも一部自治会からは積極的な御意見をいただいております、ぜひやってみたいなというような声も伺っております。本市にも協力していただきたいなというふうに考えておりますけれども、続いて、今後の対応策について伺ってまいります。

今後、本市としてどのようにそういった声に対して対応されていくのかについてお伺いをいたします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では、現在、路線バスやタクシーなどを含めて、幅広く高齢者の外出支援施策について検討を重ねております。これまでにグリーンスローモビリティについては、令和4年6月市議会定例会において、実証調査を希望する自治会等があれば地域課題の解決に向け協力をしていきたいとの答弁をしており、安全面、実現性など情報収集と検証を行い、地域から要望のあった場合には、関係各部署と連携して検討する必要があるものと考えております。また、電動カートのシェアリング事業は、堺市の実証実験の報告に加えて、本市における安全性やシェアリングポート、駐車場所の確保など、想定される課題を精査しなければなりません。一定の地域内などの短い距離を対象とした高齢者の移動支援につきましては、外出する機会を広げる第一歩であり、今後も他市の事例も含めて幅広く検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 小山田議員。

○小山田直人議員 ありがとうございます。高齢者の外出支援については、65歳以上がピークとなる2040年に向けても待たなしの状況であるかというふうにも思えます。一方で、今後こういったグリーンスローモビリティであったり、電動カートであったり、今では近未来型の折りたたみの電動車椅子、こういったものも出てきていますけれども、こういった新たな技術を取り入れていくにしても、例えば、まずは道路の段差を直していったりですとか、そういったモビリティが通れるような場所を確保したり、また歩道を担保したりとか造ったりとか、いろいろ地域に応じて対策を講じていく必要があるかなというふうにも思っております。

今回は、移動支援ということで福祉部より答弁をいただきましたけれども、この問題というのはやはり全庁的な問題かというふうに思えます。どうか関連部署が今後しっかり協力をして本課題の解決に当たっていただくことを要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 次の質問者、宮本均議員。

○宮本 均議員 公明党、宮本均です。初回から一問一答で、通告のとおり一般質問を始めます。

まず、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の見直しということですが、議会前に詳しい見直しの資料もいただきました。その中で、見直しの理由、大きく3点、現状を踏まえた更新の必要性、個別計画の見直し時期、そのように書かれておりますが、ちょうど令和5年から個別計画の第2期が始まるころでございます。このたびの計画の見直しによって、第2期、第3期の計画にあった整備予定のもの、また既存の修繕、補修、予算も関連して、既存の事業、施策への影響が非常に心配されるところであります。この点に関して、市の見解をまずお伺いをいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

市川市公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、本計画を策定しました平成27年度以降に総務省から発出された総合管理計画の策定指針に示されております脱炭素化の推進方針やユニバーサルデザイン化の推進方針などを追加しております。特に、脱炭素化の推進方針につきましては、公共施設の新築や増築、改修の際の建物の断熱化や太陽光発電といった再生可能エネルギー、蓄電設備の導入などに向けた検討をすることが記載されております。今後は、公共施設におけるカーボンニュートラルに向けて具体的な対策に取り組むことで、基礎自治体としての役割を果たしてまいります。

公共施設個別計画につきましては、令和4年度は個別計画の第1期の最終年度に当たり見直しを行う時期であったこと、また、これまでの整備状況を踏まえて、整備計画を改めて整理する必要があったことから見直しを行っております。各公共施設の再編整備スケジュールの見直しに当たりましては、特に市民生活の基盤を支える重要なインフラであるクリーンセンターや斎場の建て替えを優先的に整備することといたしました。なお、その他の公共施設におきましては、当初計画していた時期から変更となる施設がございますが、いずれの施設でも、定期点検や日常点検などにより建物の安全性を確認した上で、市民の皆様安心して公共施設を利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 今答弁いただきましたが、特に定期点検、日常点検などで安心してということですが、それがもうできない状態の建て替え計画ではなかったかと思っているんです。例えば、修繕、補修で追いつかない、故障して業者に見てもらったら、もうとても修繕どころではありませんというのは、実際にここでは言いませんけれども、そういった施設も出始めております。そういった対応が定期点検、日常点検で到底賄えるとは思いません。

さらにお伺いいたします。今回のこの見直しが出たときに私が一番心配したのは、学校のトイレ改修でございます。実は、この2月定例会が始まる前、去年に学校のトイレの洋式化について問合せをしていたところです。その時には、第3期の建て替え計画にある学校は、あえてトイレの改修工事を行わないで建て替えのときに洋式化を図るという説明を受けました。それ以外のトイレに関しても、簡易的なトイレの改修を実施していきますということですが、ここで大前提が大きく変わってしまいました。第2期、第3期の学校のトイレ改修、これが遅れることが当然懸念されますが、今後、学校のトイレの簡易改修も含めてその対応というのはどういう予定を立て直したのでしょうか。当然、保護者からの苦情がかなり多くなると予想されます。実際に来ております。この点について答弁を求めます。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

初めに、小中学校のトイレの洋式化の状況でございます。平成20年度から27年度までに第1次トイレ改修計画を行い、全小中学校1系統のトイレの洋式化を終えております。その後、平成28年度から第2次改修工事に着手し、令和8年度までの計画で2系統目を整備中でございます。これにより、洋式化率は令和4年度末では63%、第2次計画が終了する令和8年度末では73%となる予定でございます。この第2次計画では、早期に建て替えの予定がある学校19校は改修の対象になっていないことから、この19校の洋式化率は令和4年度末で約57%と、他の学校と比べて低い状況でございます。今後、公共施設個別計画の変更に伴い、この19校については建て替え時期の変更が想定されることから、第2次計画とは別に、床などの改修は最小限にして便器を洋便器に交換する簡易的な改修を行い、洋式化を進めていく予定でございます。令和4年度は南行徳小学校で改修を行い、その後、

令和8年度までに11校で改修を行う予定であります。令和8年度末には早期建て替えの予定があるこれら19校のトイレの洋式化率は約66%になる見込みでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。取りあえず、心配は今の答弁で少しは落ち着いた感じがいたします。特に、新入学に備えて保護者の方がお子さんに和式トイレ、もう今どこにもないですから、どうやって教えるのか。何と皮肉なことに、市川市の公園のトイレに和式がまだ残っていますので、そこに連れて行って和式のトイレの練習をさせるなんていう、これは実際に行っている方もいらっしゃいます。ずっとトイレばかり質問しているのでトイレ議員と呼ばれそうですけれども、これはやっぱり市川市が全般的に一番遅れてきたところではないかと思えます。まず、学校のほうはかなり一生懸命トイレをやっていただけということは、これが終わった後、皆さんには伝えることができるかと思えます。ありがとうございます。

また、企画部の答弁もいただきましたが、どうしても優先すべき建物が入ってきた、既存の計画はちょっと待ってという事情も分かるんですけれども、そもそも平成28年に15年間の計画を立てて、順番どおり、当然見直しがあったにしても基本どおり行おうと思っていたんですが、今回の2月定例会で一番衝撃的な、この計画の見直しでございました。企画部の質問は以上です。

(2)の地方公会計の活用についてお伺いをいたします。

総務省の指針に応じて見直しも行ったわけですが、その指針の改定の前の段階ですけれども、地方公会計、固定資産台帳等の活用についても指針では述べられております。当然、固定資産台帳は建て替えのマネジメントを決めるときの大前提になる情報でございます。この活用については今までどのようなことをされてきたのか、固定資産台帳を活用したのか、この点についてお伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

各固定資産の取得から売却処分に至る経緯を資産ごとに管理するための固定資産台帳には、本市の所有する道路、公園、学校、公民館など全ての固定資産について、それぞれ所在地、地目、取得及び供用年月日をはじめ、取得価格、耐用年数、減価償却累計額などのデータを網羅的に記載しております。本市では、平成20年度決算より国の示す基準モデル方式による財務書類及び固定資産台帳を作成してまいりましたが、平成27年1月の総務大臣通知に合わせ、他団体との比較の可能性などに配慮した統一的な基準による地方公会計マニュアルが示されたことを受け、平成28年度決算からは、同マニュアルに基づく固定資産台帳を含む財務書類などを作成し、公表しております。こうして作成した固定資産台帳については、公共施設の老朽度合いの算出や、施設の更新などに必要な費用の推計のためのデータとして、公共施設等総合管理計画の見直しに際しても活用しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。活用は当然していることと思ったんですけれども。

さらに聞きますが、情報公開の新しい情報分野としまして、例えば固定資産台帳に公共施設のマネジメント情報を追加する、その上で、分かりやすい項目だけにして新たな情報公開ができるのではないかと思います。固定資産台帳に公共施設のマネジメント情報を追加、追記することは考えられないのでしょうか、再度お伺いいたします。

○松永修巳議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。



総務省が公表している資産評価及び固定資産台帳整備の手引きによりますと、固定資産台帳は、財務書類作成のための補助簿として必要最小限の項目を基本とするとされており。一方、公共施設マネジメントの観点からは、御指摘のとおり、関係情報を連携させ、見える化することが非常に重要というふうに認識をしております。そこで、どのような情報、項目を追加することが望ましいのかにつきましては、他の事例などを参考に検討したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。この辺、実際やっている市町村はまだございませんので、ぜひ市川からそれを始めていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。観光行政についてです。

市川市総合計画第三次基本計画の基本目標2、施策の方向3、15、観光。実は、この15の観光という2文字だけで終わっているところに注目をしていただきたいんですが、中分類の1、地域一体型の観光の推進、中分類の2、魅力の発信による市川ブランドの確立とございます。過去にも観光、そういった同様な推進を図ってきたかとは思いますが、過去の実績といいますか成果、今回改めてこの観光だけに絞った取組、この点について伺います。

○松永修巳議長 関観光部長。

○関 武彦観光部長 市川市総合計画第二次基本計画については、基本目標2の彩り豊かな文化と芸術を育むまちの中の大分類1、文化の創造の中で観光分野の事業を位置づけ、市民納涼花火大会、市民まつりなどの継続と発展、あるいはシティセールス事業を行ってまいりました。また、コロナウイルスの流行以降はオンラインの活用を行うなど、広く情報発信に努めてまいりました。第二次基本計画の期間内である令和4年3月に、本市初となる観光に関する指針である市川市観光振興ビジョンを策定し、その中で、本市の観光における将来像を定めました。今回、第三次基本計画を策定するに当たっては、基本目標2の彩り豊かな文化と芸術を育むまちの中で観光を1つの項目として位置づけ、さきに制定した市川市観光振興ビジョンとの整合性を図りながら取組について定めました。市川市観光振興ビジョンの策定に当たり、ワークショップ内では、本市にはまだまだ十分に知られていない地域ごとの個性的な魅力がたくさんあるという意見が多く出されました。今後は、それらの観光資源にスポットを当てることで新たな気づきや発見につなげ、改めてその魅力を知ってもらえるよう政策を進めてまいります。

また、それら観光資源が認知されるよう的確な情報を発信し、その中から市川市といえればこれだと言えるような観光資源を生み出すことで、市川ブランドの確立を目指してまいります。特にアイ・リンクタウン展望施設については、都心近郊の中でも数少ない高所からの眺望が楽しめる施設であり、市内でもトップクラスの集客数を誇るポテンシャルの高い施設であると言えることから、同施設を観光の拠点として位置づけ、様々な方法を検討して同施設を活用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。今、まだまだ知られていない地域ごとの個性的な魅力、それぞれ住んでいるところで、確かにこういったものも数多くあるかと思うんですが、この個性的な魅力、今の時点で結構です。どういったものがあるんでしょうか。地域で幾つか紹介できるものがあれば、ぜひこの機会に紹介をしていただきたいと思います。

○松永修巳議長 関観光部長。

**○関 武彦観光部長** 本市は、歴史や自然、文化、風土といった背景の違いによって、地域ごとにそれぞれ異なった魅力がございます。その地域ごとの魅力を一部挙げますと、北東部においては、自然豊かな地域であり、梨の産地としても有名でございます。北西部は、貝塚や国分寺跡といった縄文時代から平安時代の人々の営みが史跡として残される地域でございます。市の中心部であるJR総武線、京成線の沿線では、繁華街のにぎやかさや文化人ゆかりの場所が多いことが特徴の一つであり、南部の行徳地域におきましては、寺町としての歴史的背景と、祭りやみこしといった文化的な資産が魅力として挙げられます。それらの特徴を生かした新たな見せ方など、その魅力への理解を深める機会の創出に力を入れていきたいと考えております。

以上であります。

**○松永修巳議長** 宮本議員。

**○宮本 均議員** ありがとうございます。今回の取組というのは、観光を前面に出しての、もしかして初めての計画ではないかと思えます。また、さきの答弁でございましたアイ・リンクタウンの展望施設も、できた頃からずっと見てきましたけれども、その使い方、中の様子もそのたびごとに改良を重ねてきたかとは思えます。今回の観光施策については、今まで以上に観光をしっかりとできるように、今後を期待したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。道路の安全性の確保ということで、無電柱化の推進について伺いたします。

市川市総合計画第三次基本計画の基本目標の3、施策の方向2、21、道路・交通、中分類の2、道路の安全性の確保に無電柱化の推進とございます。現在、無電柱化推進計画に基づいて優先整備路線の抽出が終わったところであるかと思えます。この計画の概要及び優先整備路線のうち市道0216号、いわゆる市川駅南口のバス通りになります。この点について伺いたします。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

本市における無電柱化の推進につきましては、今後の計画的な実施に向けて優先度の高い路線などを定める市川市無電柱化推進計画を昨年8月に策定したところでございます。同計画では、緊急輸送道路などの防災性、バリアフリー法の特定道路や通学路などの安全性、景観重点地区などの景観性の3つの観点による優先度の高い路線のほか、道路事業や大規模開発事業等が予定されている路線を優先整備路線として選定しております。優先整備路線といたしましては、行徳駅前通りの市道0104号、ニッケコルトンプラザ通りの市道0117号、都市計画道路3・6・32号として整備を行っている市道0220号、市川駅南口から県道若宮西船市川線へ向かう市道0216号、市川大野駅から迎米バス停付近までの区間で道路拡幅整備事業を検討している市道0128号の5路線を選定しております。これらにつきましては、計画期間である令和4年度から令和13年度までの間に事業着手することを目標としております。

御質問の市道0216号につきましては、沿道での大型開発事業の進展により利用者の増大が見込まれることや、バリアフリー法の重点整備地区内の道路であること、宮田小学校の通学路であることなどから優先整備路線に選定して、今年度の9月定例会にて整備手法を検討するための委託業務に関する補正予算を確保し、整備手法の検討を始めたところでございます。

この路線の現状としましては、市川駅南口から県道までの区間の道路で市川駅南口と本八幡駅南口間を結ぶ路線バスや、羽田空港にアクセスする高速バスの運行に利用されております。道路幅員の構成は、全幅が約9mで、このうち車道部分が約6m、両側に約1.5mの歩道が整備されています。この歩道上には電柱や交通標識、照明灯などが設置されているため、電柱設置箇所の有効幅員は狭く、歩行者の円滑な通行に支障を来しているとともに、降雨時に傘を差して通行する際には歩行者の擦れ違いが困難な状況となっております。また、京葉瓦斯

市川工場跡地にて計画されているマンション等の完成後には、さらに歩行者等の増加が見込まれており、安全確保が必要と考えております。

このような点を踏まえ、今回の委託業務では、開発区域に面し歩道が広がる当該路線の南側区間については、開発に合わせた電線共同溝方式による設計検討を行い、現状の道路幅員のままとなる北側区間については、幅員が狭い中での電線共同溝方式による無電柱化が可能となるような整備手法について検討を行うこととしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。この質問は過去にも何度か行ってございまして、特に0216号、これは非常に難しいかもしれないという話はいろんなところで聞いております。

再度お伺いをさせていただきます。0216号、現状の見通しでは可能かどうかこれから検討というところなんです、令和5年度中にその方針というのはしっかりとしたもののが可能かどうか、この手法でいける、来年度中にそういった方針が確定されるのでしょうか、再度お伺いいたします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

当該路線の電線類地中化による無電柱化につきましては、歩道幅員が約1.5mと狭いため、歩道空間内に電線類を収容するための地下空間や、変圧器などを納める地上機器を設置するスペースがないなどの課題がございます。そのため、部分的な用地取得により電線共同溝方式による無電柱化が可能であるか、また、それが困難であった場合、電線共同溝方式以外の整備手法で無電柱化が可能かどうかなどの検討を行うこととしております。現在、設計業務の作業に取りかかったところであり、現時点で見通しについて説明することは難しい状況であります。令和5年度中には、当該道路における無電柱化についての方針を決定したいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。今の答弁、またさきの答弁ですかね。京葉瓦斯さんの市川工場跡地の開発事業というのがもう始まっております。これが2026年9月竣工予定と聞いております。現在の市川駅南口、北口と比較しますと活気に欠ける感は否めません。今回の無電柱化の計画、また、京葉瓦斯さんの開発事業を契機に、南口エリア全体の活性化に期待したいところでございます。

それでは、次の質問に移ります。ありがとうございます。水辺の活用についてお伺いいたします。

水辺に関する施策、今回の基本計画の中にも関連するもの、例えば生物多様性、またはカーボンニュートラル、こういった観点からも非常に水辺の活用については重要ではないかと思えます。生物多様性及びカーボンニュートラルの観点から、水辺の活用について、市の取組をお伺いいたします。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

ブルーカーボンとは、アマモなどの海藻や、昆布などの海藻、植物プランクトンなど、海の生物の光合成などによって海中に取り込まれた炭素のことであり、2009年に国連環境計画、UNEPが発表した報告書により二酸化炭素の新しい吸収源対策として提示がされたものです。また、海水に溶けている二酸化炭素を光合成で吸収し固定させ、枯死した後、海底へ堆積することなどで炭素を貯留することをブルーカーボン生態系と呼びます。ブルーカーボン生態系には、海藻の藻場、海草の藻場、湿地、干潟、マングローブ林の種類があり、二酸化炭素の吸収源として大きな役割が期待されております。2019年、気候変動に関する政府間パネル、IPCCで報告され

た海洋・雪氷圏特別報告書では、ブルーカーボンによって世界全体の年間の温室効果ガス総排出量のおよそ0.5%を吸収、固定できるとしております。国は、ブルーカーボン生態系の働きと恩恵に注目し、藻場による二酸化炭素の吸収、貯留量の計算方法の確立を進めるとともに、藻場、干潟の造成、再生、保存技術の開発に取り組んでおります。

また、横浜市ではブルーカーボンに加え、海洋におけるエネルギー等の利活用をブルーリソースと名づけ、これらを一体として温暖化対策に取り組み、さらに海辺環境の魅力を向上させることで親しみやすい海づくりを目指し、平成26年度から横浜ブルーカーボン・オフセット制度を運用しております。本制度は、空調機の熱交換を空気中よりも温度が安定している海水とすることにより得られた二酸化炭素の削減量や、ワカメなどの養殖により得られる温室効果ガスの吸収量をクレジット化し、その販売代金などを活用することにより、海における環境活動のさらなる推進を目指すものです。

また、民間企業では、港湾、沿岸域におけるブルーカーボン生態系を拡大させる取組として、直立港湾構造物に海藻を繁茂させ、二酸化炭素吸収機能を持たせる技術の検討を進めており、ブルーカーボン生態系の形成について効果の実証実験を行っております。この実験の結果、海藻着生の有効性が確認され、今後、海藻による二酸化炭素吸収機能だけではなく、生物多様性を維持する生態系の構築などにも効果が期待できるものとしております。

本市としましては、国や他市などの動向を参考としながら、ブルーカーボンを活用した取組について研究を深めたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 すみません、水辺の活用、カーボンニュートラルということで、その1つの回答として、今ブルーカーボンの取組ということで答弁をいただきました。どうしても水辺、これは自分がイメージする水辺はどこか、これは人によって大きく異なっておりまして。今は水辺の活用とカーボンニュートラルの観点ということでブルーカーボン、これは本当にまだ新しい言葉、取組かと思っております。ただ、市川市は東京湾に面した内陸部ではない都市であることから、今後ブルーカーボンに注目をし、取組が可能かどうかも含めて研究をぜひお願いしたいところであります。ブルーカーボンに関しては、今後の選択肢の一つとして了解をいたしました。

一方で、先ほど言いました水辺のまちづくりということですが、水辺といいますが、人によってイメージする場所、そういったものが大きく変わってくるかと思っております。真間川を活用することについては先順位者の答弁等でも分かりましたが、いまだの全体のイメージというのが湧きません。ほかに何か考えられる水辺のまちづくりという観点から、また、水辺の活用について再度お伺いをさせていただきます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

本市が目指す水辺の姿といたしましては、国土交通省が平成21年度から全国で展開しているかわまちづくりが挙げられます。これは、川沿いのオープンカフェや遊覧船の運航、親水テラスでのイベント開催など、水辺が交流拠点となってにぎわいと魅力を創出するものでございます。この取組には、地元の自治体と河川管理者だけでなく、地域の活力を生かした継続的な活動の動力源となる地域の方々との協働体制が不可欠となっております。今後、市川市の川に興味を持っていただくよう、まずは真間川を起点としてどのような活動ができるのかといったソフト面について、市民と行政の協働体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、都県境を流れる江戸川につきましては、政策参与から、市域を超えた広範囲な活動による関係人口、交流人口の創出につながることを期待できるのではないかとアドバイスをいただいております。

以上でございます。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 まず、川のほうから取り組んでいくというのが分かりました。

質問は以上ですが、一応参考に、千葉県の事業で港湾部または水産関係の事業ですが、来年度、浜の活力再生プラン推進支援事業、こちらは海産物の加工施設云々への補助金ですが、もう1つ、水産総合研究センター再編整備事業というのがございまして、これは富津にあります東京湾漁業研究所の大規模改修に伴い、佐倉市にあります内水面水産研究所、また生産開発室にこれを統合して、改めて水産関係の事業のほうに取り組むということ聞いております。どういう形で市川市に関わる部分が出てくるかはこれからなんですが、川以外、東京湾に面した市川市であるからこそその水辺づくりというものも、今後しっかり考えていただければと思います。

質問は以上です。ありがとうございました。

それでは、最後の質問です。中核市への移行についてお伺いをいたします。

中核市移行準備課が来年度から都市制度推進課に名称が変更されます。これで私、またちょっと驚いてしまったんですけども、都市制度推進課のほうで引き続き中核市移行に向けた調査というのを行っていくんでしょうか。保健所の設置ということは施政方針の最後のほうに書かれておりましたが、そこからも中核市という言葉は除かれておりました。また、中核市移行準備課が名前を変えて、ここからも中核市が消えて都市制度推進ということになりました。これは何かの意味があるのか、ちょっと考えながらの質問とさせていただきます。

○松永修巳議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一 中核市準備担当理事 お答えいたします。

令和2年9月、中核市への移行を表明し、翌年の令和3年4月、企画部内に中核市移行に関する事務を行う部署として中核市移行準備課を設置いたしました。この準備課では、中核市への移行に伴い、保健所業務など権限移譲される事務の整理、配置する専門職などの必要職員数、人件費を含む財政への影響額の試算などを行い、中核市移行に関する特別委員会などへの情報提供、また、コロナ禍ではありましたが、可能な範囲で先行中核市への視察を行い、移譲事務の中でも大きなウエートを占める保健所業務や動物愛護行政に関する取組について、各市の具体的な組織体制や施設運営など多方面から調査研究を進めてまいりました。その一方で、人口増を続けてきた本市におきましても、令和3年に実施した将来推計では人口減少や高齢化の進行が予測されており、本市の人口構成比、財政状況なども変化していくものと見込まれております。

このような社会情勢の変化も踏まえ、本市の将来都市像を実現するためによりよい都市制度を選択できるよう、これまで移行準備を進めてまいりました中核市を中心に、他の都市制度についても移譲される事務、財政への影響額などの調査も進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 名称変更の理由は、他の都市制度、他の都市制度といってもあと2つしかないんですけどもね。幅広く都市制度について考えていくということなんですね。目的は、保健所の設置を含めて、それ以外の県からの行政サービスを直接市で行うメリットも多分にあるかとは思いますが、例えば、保健所を設置する、その上での中核市としましょう。中核市を保健所設置と同時に行う場合、または保健所政令市になった後に中核市を目指す場合、または保健所のみとする場合、もう一つは保健所の設置も行わない、大体この4つぐらいかと思うんです、これから出てくる答えというのは。元々保健所が欲しいという経緯の中で、特別委員会の資料の中にもございましたが、例えば、保健所で行われる事務、おおよすけれども、これが1,000から1,500の間、およそ1,100前後に収まるのかなとは思いますが、特に衛生行政の関係では総合的な政策展開にできる、これが非常

にメリットが大きい。市川市では保健所と保健センターに分断されたサービスの再構築、再構成というのが可能で、ここが一番私は政策のメリットではないかと思えます。市長が掲げている健康寿命日本一を目指す市川、これにも大きく貢献できるものではないかと思えます。

今、事務がおよそ1,000、1,500の間ですが、中核市の場合、およそ保健所関連が全体の5分の3、残り5分の2が中核市になって一緒に移行ができるものと、いろいろな資料を見ますとおおよそそういう構成になっております。これを一度にやるのは非常に大変ですけれども、やはり政策的メリットが大きく、または同意を得やすいものではないかと思えます。

再度お伺いいたしますが、保健所政令市など中核市以外の都市制度、これも調査していくということですが、どれも、どれを選択した場合でも、保健所の設置ということになれば県から新しい事務が移譲されてきます。新たに財政負担が生じる、これは当然ですけれども、この点について市川市のほうは現在どうなんでしょう。調査研究をしてきたことも一部あるかと思えます。財政負担も含めて再度お伺いいたします。

○松永修巳議長 鹿倉中核市準備担当理事。

○鹿倉信一中核市準備担当理事 お答えいたします。

本市は、中核市に移行した場合でも、普通交付税が交付されない不交付団体を維持するものと見込んでおります。そのため、県からの移譲事務に係る経費につきましては市税収入などで賄うことになり、財政負担は少なからず生じるものと考えております。一方で、権限移譲されることに伴い、保健所を設置することによる専門性の向上、受付から決定まで市が処理できることによる効率性、迅速性の向上、行政事務の範囲が市域に限定されることによるきめ細かな対応が可能となるなど、市民サービスがさらに向上すると考えております。財政負担とサービス向上の効果とは同一の指標でお示しすることはなかなか困難ではありますが、引き続き財政の影響額について精査していくことと併せまして、移行の効果を分かりやすくお示しするため、先行市の具体的事例を挙げるなど情報を提供していき、市議会や市民の皆様にも市としての方向性を御理解いただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 宮本議員。

○宮本 均議員 ありがとうございます。現状では精いっぱいの中身かと思えます。本当は直接市長にお伺いしたいところなんです、質問は今回はここまでとさせていただきます。

また、今年度で退職される理事者の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時開議

○大場 諭副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員 公明党、浅野さちでございます。一問一答で一般質問を行います。よろしくお願いたします。

初めに、信篤地域の課題について。

(1)信篤地域における公共施設再編・まちづくり等支援業務委託の結果について伺います。

信篤地域は市川市中部に位置し、船橋市との市境となっており、近年は外環や妙典橋の開通で戸建てやマンションが増え、子育て世代も増加しています。また、農地もあり、一部市街化調整区域もあります。今後のまちづくりの方向性に対し期待いたします。

そこで、令和3年度に信篤地域における公共施設再編・まちづくり等支援業務委託として1,000万の予算で実施していますが、どのような検討をし、どのような結果になったのか。また、課題となった点を伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

信篤地域では、平成30年に外環道路、平成31年に妙典橋が開通し、今後も千葉県による都市計画道路の整備が検討されている中で、公共施設の老朽化や義務教育学校の制度化に伴う学校の再編などが課題となっております。そこで、まずは公共施設の再編に重点を置いた信篤地域のまちづくりの基本構想の素案を策定したものでございます。策定に当たりましては、委託料として1,000万円を令和3年度の当初予算に計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当初見込んでおりました市民懇談会を先送りするなど内容の一部を変更したため、おおよそ600万円の委託料で実施をいたしました。具体的な委託内容につきましては、基礎調査として、本市の市川市総合計画の基本理念や、各種計画における信篤地域の位置づけを確認し、併せて地域の特性、地域の構造、人口の推移、行政機能などの地域の課題を分析いたしました。なお、この素案の策定に当たってはアンケート調査を行っており、ウェブ上の住み続けたい町に向けたアンケートでは、公共施設をより利用しやすくする工夫についての質問に対し、設備の充実、多目的に柔軟に利用できるスペース、駐車スペースの拡大などの御意見をいただいております。また、施設利用者への公共施設の利用とこれからの在り方に関するアンケートでは、公共施設の課題についての質問に対し、施設の老朽化などに伴う快適性及び安全性の低下などの御意見をいただいております。

これらを踏まえ、信篤地域が目指すべき町の姿と、それを実現するための基本方針を設定し、信篤図書館や信篤市民体育館などの原木中山駅前の公共施設の再整備と再編や、都市計画道路3・4・13号の整備を見据えた信篤地域の小中学校や公共施設の再編、再配置などを盛り込んだ複数のモデルプランを作成いたしました。一方で、アンケートなどにより市民から一定の御意見は伺えたものの、先ほども御答弁したとおり、当初予定しておりました市民懇談会が先送りになったことなどから、現状では、市民の皆様の声を十分に反映できていない案となっている点が課題と考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 地域の特徴、構造、人口推移、行政機能などの地域課題を分析したと。また、アンケートも実施、公共施設の再配置も含め、複数のモデルプランを策定した点、伺いました。

そこで、当初予定していた市民懇談会は先送りしているようですが、今後の市民の意見はどのように聞いていくのか伺います。

また、先ほど公共施設の再整備も考えてと言われていたようですが、原木中山駅前の公共施設は、信篤図書館をはじめ老朽化が著しく、図書館は昭和54年2月に小学校の跡地を利用し開館しており、特にトイレの臭いが強く何とかならないのかとの多数の声をお聞きしています。また、段差が各所にあり、バリアフリーの観点からも課題があります。公共施設個別計画でも建て替え時期になってはいますが、今後の計画を伺います。

○大場 諭副議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

今後は、新型コロナウイルス感染症によって社会情勢が変化する中で、コミュニティーの在り方や公民館などの利用状況も変わることが考えられます。このような状況を踏まえ、適切な時期に地域住民や施設利用者の皆様から御意見を聞く機会を設け、基本構想に反映させてまいります。現在、公共施設個別計画の見直しを行っており、信篤図書館や信篤市民体育館は、現行では第2期に当たる令和5年度から令和8年度に着手することとしておりますが、見直し後には、第3期の令和9年度から令和12年度に変更する予定でございます。原木中山駅前の公共施設については、信篤図書館や信篤市民体育館だけでなく、隣接する信篤公民館を併せて再編、複合化なども検討することを考えております。また、その際には敷地の一部が船橋市域にかかっていることなど、課題も整理していく必要があると認識しております。

これらのことを踏まえ、信篤地域全体の将来のまちづくりを見据えた公共施設の再整備につきましては、まずは庁内の関係部署で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** ありがとうございます。見直しで第3期の令和9年から12年までを計画とするということになった。また、隣接する信篤公民館なども入れて複合的に検討する必要があるため、敷地の一部が船橋市域にかかること等、様々課題がある点を伺いました。また、昨年8月には熊谷知事が現地を視察し、田中市長からも都市計画道路3・4・13号の整備要望を強くしていただきました。今後、外環道路に合わせて信篤地域の交通利便性がさらに高まると思います。

そこで、信篤地域の全体のまちづくりの展望について、市の見解を伺います。

**○大場 諭副議長 小沢企画部長。**

**○小沢俊也企画部長** お答えいたします。

都市計画道路3・4・13号は、県北西部の新たな広域道路ネットワークの形成、交通の円滑化、災害時の避難、物資の運搬路、下水道の整備など、持続可能なまちづくりに欠かせない重要な道路であることから、県に対して早期整備を要望しているところでございます。このような幹線道路が整備されますと、沿道の土地利用にも影響し、信篤地域にも変化が起きることが期待されます。特に、原木中山駅前の公共施設につきましては、このような状況を見据えた再編、再配置や町や人への作用といった観点も踏まえて検討する必要があるとございます。いまだ県から具体的な整備工程が示されておりませんが、外環道路や湾岸道路といった広域交通網の結節点である立地特性を生かし、魅力ある町となるよう引き続き検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** 都市計画道路3・4・13号の整備状況によって、まちづくりの変化、公共施設の老朽化、船橋市との市境の課題、様々ありますが、市民懇談会を開催し多くの意見をいただきながら、先ほどのアンケートにも、多目的に柔軟に利用できるスペース、設備の充実など、様々な御意見がありました。若者から子育て世代、そしてシニアの皆様、全世代の方が利用できる公共施設も含め、信篤地域全体のまちづくりが必要と考えます。今後とも注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、(2)信篤市民体育館の冷暖房設備設置について伺います。

昨年、信篤市民体育館を使用している個人、団体から、例年のないあまりの暑さで競技をしていても具合が悪くなります、冷房をつけていただきたいとの要望がありました。早速現地で担当課長さんとともにお話を伺いました。例年は冷風機数台ですが、この猛暑にどうにもならないと切実な声を伺いました。私からも、避難所であるこの体育館に冷暖房がないことは問題であること、早急に設置を要望いたしました。このたび令和5年度予算



で設置することとなり、大変ありがとうございます。

そこで、信篤市民体育館の冷暖房設備の設置の概要と、今後の工事スケジュールを具体的に伺います。

**○大場 諭副議長** 森田文化スポーツ部長。

**○森田敏裕文化スポーツ部長** お答えいたします。

初めに、工事の概要についてであります。信篤市民体育館は、通常時はスポーツで利用されており、また、災害時には避難所として指定されております。しかしながら、現在体育館には冷暖房設備が設置されていないため、これまでの市議会での御意見、御要望等も踏まえ、利用環境向上の観点から、本工事により冷暖房設備を設置するものであります。ガス式の冷暖房機器12台を設置する予定であり、競技等への影響がないよう、館内の壁に床上約4mから上の位置に機器を設置する予定であります。スケジュールといたしましては、早期の設置に向け速やかに手続を進め、4月下旬に入札を実施し、5月中旬に施工業者との契約を締結したいと考えております。また、現地での設置工事は、工場での冷暖房機設備の製作期間を経てから着手予定であり、7月中旬より準備工事として仮囲いを設置した後、8月から10月末までを体育館の休館期間として体育館内の設置工事を行う予定であります。休館期間につきましては、施工業者が決まり次第、速やかに利用者向けの工程表を作成し、体育館の受付窓口や館内での掲示及び市公式ウェブサイト等で十分な周知を図るとともに、市内の他の市民体育館や公共施設を御案内するなど、休館中の他の施設利用も円滑に行えるよう努めてまいります。

また、信篤市民体育館は、信篤公民館及び信篤図書館も同一敷地内にありますことから、安全対策の徹底はもとより、他の施設利用者の利便性を損なうことのないよう、駐車場等の確保などに努めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 浅野議員。

**○浅野さち議員** ありがとうございます。12台設置し、スケジュールとして8月から10月末に体育館の休館期間として設置するという、利用者は大変喜びます。避難所の観点からも安心できますし、早急な対応をありがとうございます。進捗状況を見守ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、(3)原木・二俣地区の下水道整備の進捗状況及び今後の取組について伺います。

下水道整備は、市川市全体としては現在約76.8%完備されたと聞いています。しかし、特に信篤地域の真間川の東側に当たる原木3丁目や二俣1丁目の一部は、いまだ公共下水道整備が完了していない箇所があります。住民の方からは、整備を早くしてほしいとの切実な声を多く伺います。

そこで、この地域の下水道整備について、進捗状況と今後の取組について伺います。

**○大場 諭副議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 一級河川真間川と、県道若宮船橋市川線に囲まれた原木3丁目及び二俣1丁目の一部を含めた約58haにつきましては、既に下水道の事業認可を取得しており、千葉県が管理する江戸川左岸流域下水道の終末処理場で汚水を処理する計画となっております。この地区の下水道の整備につきましては、千葉県が事業主体となる都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の整備に合わせて進める計画としておりましたが、下水道の未普及地域を早期に解消するため、都市計画道路の整備に先行して現況の道路に管渠を埋設する方針に変更し、下水道整備を進めているところでございます。

事業の進捗状況としましては、令和2年度から江戸川左岸流域下水道幹線と公共下水道との接続点となる妙典橋東側の県道船橋行徳線の交差点内から原木3丁目、4丁目方面に向けて、公共下水道の管渠整備に着手したところでございます。これまでに、妙典橋東側に当たる接続点から一級河川真間川を横断し、三戸前橋の南側となる原木3丁目10番地先までの約760mの区間において内径600mmの管渠工事を進めてきており、令和5年2月末に完成したところであります。この真間川を横断する工事が完了したことにより、その上流域に位置する原木3丁

目、二俣1丁目地区などの管渠工事が進められるようになりました。

今後の整備予定としましては、令和5年度に下水道工事の際に支障となる各企業の埋設管の移設工事を実施いたします。令和6年度からは、三戸前橋南側のマンホールを起点として、原木3丁目、4丁目、二俣1丁目の市街化区域内に向けて計画的に下水道工事を進め、この地区の下水道の早期未普及解消に向けて努めてまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** ありがとうございます。着実に今進んでいることを確認いたしました。令和6年度から原木3丁目、4丁目及び二俣1丁目の市街化区域内に向けて計画的に進んでいるということで、未整備の皆さんは早期にできることを希望しています。これからも進捗状況を注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大項目の道路行政について伺います。

(1)妙典橋の高谷側、国道298号市川南インターチェンジ南交差点の安全対策について。

外環と妙典橋が開通し、市民の利便性の向上が図られました。しかし、特に高谷側の交差点の朝夕の渋滞が続き困っているとの声を多数伺います。青信号の時間延長も含め、何か安全対策はないのか、市の見解を伺います。

**○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。**

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

市川南インターチェンジ南交差点は、南北に延びる国道298号と東西に延びる県道船橋行徳線が交差する十字路交差点であり、交差点西側は妙典橋へつながっております。両路線とも外環道路の整備に合わせて整備が進み、開通後には利便性が向上したことから交通需要の高い路線となり、交通量の多い時間帯には渋滞が発生しております。その特徴としては、県道方向での渋滞が目立っており、妙典橋の中央部辺りまで渋滞している状況も見られております。この状況について千葉県警察に対応を相談いたしましたところ、既に妙典橋側には車両感知器を設置しており、交差点の青時間を自動的に調整しているとのことでありました。今後、千葉県警察では高谷側にも車両感知器を設置する予定とのことでありました。

本市としても、これらによりまして交差点を挟んだ東西方向の滞留状況に応じた信号制御が可能となりますことから、渋滞緩和を期待するものでございます。

以上でございます。

**○大場 諭副議長 浅野議員。**

**○浅野さち議員** ありがとうございます。妙典側の交差点には車両感知器が既に設置されて、今後高谷側にもこの車両感知器を設置する予定ということです。この対応で様子を見たいと思います。早急に行っていただけるよう、再度要望のほう、よろしくお願いいたします。

次に、(2)高谷1丁目セブンイレブン前交差点の安全対策について。

こちらは信篤小学校の通学路となっています。父兄の方から、子どもがこの横断歩道を通るとき、毎日のように車の往来が多く怖いと言って帰ってくるとのこと、何らかの対策ができないかとの相談がありました。早速登校、下校時の様子を見に行きました。朝は父兄の方が旗を持って立っていましたが、外環や妙典橋に向かう車なのか、ひっきりなしに車が通ります。下校時は父兄の方はおられず、やはり車も多く、低学年のお子さんは確かに怖いと感じると思いました。

そこで、この交差点に対する市の認識を伺います。

**○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。**

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この交差点は、南北に延びる県道船橋行徳線と、東側から接続する市道7065号、西側から接続する市道7097号から成る十字路の交差点でございます。同交差点に接続する県道及び市道は信篤小学校の通学路であり、県道を横断する歩行者に対しては、歩行者用の押しボタン式信号機で制御されております。直交する市道方向には車両を制御するための信号機は設置しておらず、東西側共に一時停止の規制がなされております。このことから、市道側から交差点に進入する車両は、一時停止後に横断歩道上まで前進した上で県道を走行する車両を確認し、通過する車両が途切れるまで待機することになります。横断歩道を渡る歩行者の通行を阻害してしまう状況も見られています。本市といたしましても、このような状況については安全性に課題があると認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。

次に、学校教育部に伺います。令和3年6月の八街市での大きな事故を受けて、小学校の通学路の緊急一斉点検を行っていると思います。その後の対応と、この交差点に対する学校の認識について伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

先ほどからありますように、本交差点につきましては信篤小学校の通学路であり、令和3年度の小学校の通学路の緊急一斉点検において、学校より危険箇所として報告された箇所でございます。状況につきましては、道幅が狭く車がスピードを出して走行しているため危険であり、また、路面の白線も薄くなっているといった報告が学校よりされました。そこで、安全対策として、横断歩道及び停止線のライン、「止まれ」の文字の補修、復旧、交差点への鉄製ガードポールの設置を令和3年度内に行い、学校からは、安全対策について一定の効果があつたと報告がございました。学校では、本交差点についてP T A広報誌に通学路の交通安全マップを掲載し、警察と連携して児童、保護者に注意喚起を行うことや、学校運営協議会と連携して見守りボランティアを募る等、継続的に安全対策に取り組んでおります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。この高谷1丁目セブンイレブン前交差点は、市も学校も危険な交差点と認識しているということ。また、対応している点も伺いました。県道側には押しボタン式の歩行者信号が設置されていますが、この市道側の横断歩道に信号機設置を含めたさらなる安全対策はないのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

信号機の設置については、管理者である千葉県警察に相談しましたところ、市道側も含めた信号制御を行えば問題は解消されると思われるが、現状では、信号を設置したとしても車両同士の擦れ違いができないような道路構造となっており、赤信号によって車両を停止させることが物理的にできないとの判断でございました。

本市といたしましては、市道部分の改良も含めて、車両が擦れ違いできる道路幅を確保する方法等について検討し、千葉県警察とも協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 信号機は道幅が狭く、現時点では難しいということ、市道部分の改良を含めて県警と相談することですけれども、ぜひ児童の安全対策のために早急にお願いいたします。

また、通学路であるこの交差点に対し、見守りボランティアを含め継続した安全対策、そして今後、都市計画道路3・4・13号の早期完成をさらに要望し、この交差点を通る車の量が減少することによって安全確保ができるかと様々考えられます。危険な交差点と皆が認識している箇所ですので、大きな事故が起こらないように重ねて様々な安全対策を早急をお願いしたいと思います。

次に、(3) 鬼高3丁目ショッップス前東側交差点の安全対策について伺います。

この箇所とショッップス前西側の交差点は以前から右折困難で、議会質問を通し強く安全対策を求め、この両交差点は昨年1月から右折矢印信号機が設置されました。しかし、左側交差点は大型スーパーや様々な環境によって歩行者、自転車、そして車の往来が多く、特に市道6113号新川通りから県道に右折や左折に時間を要し渋滞となることから、近隣住民は大変困っているという声を多数伺っています。

東側交差点の右折矢印信号の効果と現状を伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

この交差点は、東西に延びる県道若宮西船市川線に北側から市道6034号、南側から市道6113号が接続する十字路交差点でございます。本交差点は、南西側に大型商業施設が立地しているなどから横断者も多く、市道の横断歩行者と県道からの右左折車両が錯綜している状況が見られていたことから、千葉県警察により、県道の信号機を右折矢印つきに変更されたところでございます。これにより、商業施設のショッップス前の東西交差点とも県道からの右折車両と横断歩行者の安全性は一定程度向上したと認識しております。しかし、時期を同じくして交差点南東側にさらにスーパーなど大型商業施設ができたことから、人や車が集中し、特に東側交差点の土日には県道を横断する歩行者が一層増え、市道から交差点に進入する車両は県道に右左折ができず市道方向に車両が滞留する状況が目立ってきていることを確認しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 伺いました。県道に右左折できず、市道方向が渋滞している点においては認識は同じです。その上で、歩行者の安全対策や時差式信号なども含め、何らかの対策はできないのか、伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市といたしましては、自動車交通量が多いことに加え、自転車、歩行者の交通需要が多いことから、この交差点の信号制御については、歩行者用青信号と車両用青信号のタイミングをずらすことや、歩車分離式の信号機にすることができないかなどについて千葉県警察と協議を行ってまいります。また、当面の安全対策として、南北から接続する市道につきましては、注意喚起看板の設置等について検討するとともに、県道の安全対策につきましては、道路管理者である葛南土木事務所と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ぜひとも早急に安全対策を講じていただくように強く要望いたします。よろしく願いいたします。

次に、大項目、市のバス運営について伺います。

コロナ感染症により約3年前から、以前使用していた自治会や高齢者クラブ、青少年団体の利用が全て中止されています。ウィズコロナで外に出る機会も増えている中、以前のようなバス運営なのか、今後どうなるのか気になります。

そこで、(1)現在制限しているバスの利用を今後どのようにしていくのか伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

市有バス貸出し事業については、大型バス2台のリース期間が終了し、現在中型バス1台に、他部署から保管転換されたマイクロバス1台を加えたマイクロバス2台の計3台体制となったことから、従来に比べ規模を縮小しての再開を考えております。具体的には、市主催事業やシティーセールス関連事業のほか、他自治体が主催する地域間交流を目的とした事業への参加など、事業を限定しての実施を考えております。加えて、利用されるケースに応じて柔軟な対応ができるよう仕様や基準について検討するとともに、利用対象についても各事業の公益性などを踏まえ、総合的に判断したいと考えております。なお、新事業の詳細については、市有バスの市民利用に関する基準を改定し、周知してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 令和5年度からは利用対象を制限するということです。事業を休止する以前の利用実績はどれほどだったのか伺うとともに、先ほど、今後市主催の事業やシティーセールス関連事業、他自治体の地域間交流を目的とした事業の参加とするということですが、今までこのような目的で使用された実績はあったのか、伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

事業休止前の2019年度は、青少年団体や自治会、高齢者クラブなどを対象に、大型バス2台を含む4台の市有バスにより年間約600件の利用に対応しておりました。なお、これまでは利用対象者に加え、利用目的を研修などに限定する一方で、対象となる事業については言及していないため、今回想定しているシティーセールス関連事業などの事業別の利用実績は把握しておりません。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 事業休止前は年間約600件の利用で、これまでは利用目的は研修だった。様々な事業目的の理由は把握していないということです。1回目の答弁で、利用されるケースに応じて柔軟に対応するというのですが、具体的にどのようなことを検討されるのか。また、事業再開のスケジュールを併せて伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

大型バス2台のリース期間の終了や、運転を担う職員の退職に伴い市有バスの体制が縮小されたため、大型バスの利用については委託による対応を考えております。そこで、委託内容の検討において、午前9時から午後5時としていた利用時間や、片道100km以内としていた利用行程などについては柔軟に対応できるものと考えております。なお、事業の再開に際しては、業務委託に係る契約行為など事務手続が必要となるため現時点で時期を明らかにすることはできませんが、早期の再開に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 大型バスの利用については、今後委託による対応を検討していること、また、今までの午前9時から午後5時とした利用時間や、片道100km以内としていた利用行程などは柔軟に対応する点を伺いました。事業目的が限定されるため、まだイメージが湧きづらく、使用頻度はどうなのか懸念いたします。今後、市民へ

の周知も含め、他部署との連携についてどのように考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

令和5年度の市有バスの貸出しにつきましては、従来の利用対象者や利用の目的に替えて、市の主催する事業など利用対象事業を限定したいと考えております。こうした貸出し事業の詳細につきましては、今後速やかに市有バスの市民利用に関する基準を改定し、関係部署をはじめ、広く市民に周知してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 部長の先ほどの答弁で、利用されるケースに応じて柔軟に対応できるように仕様や基準について検討するという事です。今までの研修は駄目で、何が大丈夫か、この辺が混乱しないように、他部署との連携や市民への周知と御理解が必要です。一方では、例えば地域支えあい課との連携で、健康寿命の延伸のためのフレイル予防を先進的に行っている市を視察する、また、防犯安全対策の向上のために地域間交流するなど、様々な目的で市のバス利用を活発にさせていただきたいと思います。市民にとって有意義なバス利用ができるように、今後注視してまいります。またよろしく願いいたします。

次に、(2)市役所第1庁舎と第2庁舎の巡回バスの現状について伺います。

市のバスを利用し昨年10月から行っている庁舎間のシャトルバスについて、利用状況並びに利用者から寄せられている声を伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

当該巡回バスは、来庁者の利便性の向上を図るとともに、第2庁舎駐車場の負荷の軽減などを目的として、令和4年10月から令和5年2月末まで試験的に運行することとしておりました。これまで利用者からは、子どもを連れて市役所を訪れた際、巡回バスがあつてとても助かったや、さらなる利便性向上のため増便してほしいといった声をいただいております。一方、10月から2月末までの利用者数は約550人で、1日平均15人程度、運行1回当たりの利用者数にしますと平均で1人程度となっております。また、第2庁舎駐車場の改修により、3月中には駐車可能台数を15台増やし56台となることから、駐車待ちの解消につながるものと認識しております。

こうしたことから、当該バスの試験運行を3月24日まで延長するとともに、同期間内に今後の方向性を判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 5か月間試験的に行つて、人数的には少ないが、子ども連れて市役所を訪れた際、巡回バスがあつてよかったとの声も聞かれた点伺いました。

そこで、バス利用について天候などが影響しているのか。また、訪れる部署の傾向はどうか、伺います。

○大場 諭副議長 稲葉財政部長。

○稲葉清孝財政部長 お答えいたします。

巡回バスの乗車状況につきましては、雨天時の利用が若干多い傾向にはございますが、顕著な差とはなっておりません。また、利用者アンケートでは、利用者の属性を伺っていないため分かりませんが、訪問先としましては、第2庁舎の福祉部生活支援課が最も多くなっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 訪問先は福祉部の生活支援課が多いことを伺いました。

また、先ほどの答弁で、試験運行を3月24日まで延長し今後の方向性を決めるということです。今後、市のバス運営において、事業目的が制限されるため、直ちに市営バスを使用しない場合は、特に4月は年度初めの引越して様々市役所に来ることが多いと考えられます。4月、5月ぐらいまで運行を継続していただきたいことを強く要望いたします。

その後ですが、利用者の人数が少なかったからこれでいいのかということ、高齢者や足の不自由な方にとって、第1庁舎と第2庁舎の移動は大変です。特に、生活支援課の方が多ということですので、何らかの移動手段または生活支援課の相談窓口を第1庁舎に常設するなど、今後考えなければいけないかと思います。この点は要望とさせていただきます。

次に、医療的ケア児について伺います。

(1)受入れ状況について伺います。

令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、9月に施行されました。障がいや医療的ケアの有無にかかわらず、安心して産み育てることができる社会を目指すこと、大変重要です。令和4年2月定例会において医療的ケア児保育支援事業が開始され、代表質問にて事業の概要と予算内容を伺いました。1年が経過しようとしていますが、今年度の保育園における医療的ケア児受入れ状況として、何施設で何名受け入れ、児童が週何回ぐらいの割合で登園しているのか、状況について伺います。また、令和5年度は何名が入園となる予定なのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

市内の保育所等における医療的ケア児の受入れ状況につきましては、令和5年1月現在、7施設へ7名の児童が認可保育所に在籍しております。

次に、児童の登園の割合についてであります。病院への通院や療育施設への通所日以外、児童はほぼ毎日登園しております。また、来年度は本年度在籍している4名の児童を含む5名が医療的ケアを必要とする児童として、5施設に入所する予定となっております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 令和5年度も新たな医療的ケア児が入園する予定ということです。医療的ケア児を施設で受け入れる場合には、例えば人工呼吸器を使用している場合など、様々な準備、環境も含め、安全な保育ができるか確認が必要だと思います。受け入れる際、市のチェック体制はどのようになっているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、医療的ケアが必要な児童の入所においては、保育所等での実際の様子を確認するため、入所を予定している施設において、こども施設運営課の嘱託医と看護職員等の立会いの下、体験保育を行っております。児童が集団の中で安全に過ごすことができるかという視点とともに、医療的ケアを実施するための保育スペースの確保、看護師の配置体制、緊急時の搬送方法、人工呼吸器などを使用する場合の非常用電源の確保などについて確認をしております。児童の発達の状態に配慮した上で、その子にとって最善の保育が提供できるよう保護者や施設の職員と情報を共有し、協議を行っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 医師、看護師が体験保育の様子を確認し医療的な準備をしていること、また、個人差に配慮し、保育においては保護者や施設の職員と一緒に協議しているということですので、安心いたしました。引き続きよろしく願いいたします。

次に、(2)課題と今後の取組について伺います。

事業開始から約1年が経過し、先ほどの答弁で入園時のチェック体制はお聞きしましたが、保護者からの要望や、看護師や保育士の研修、特に高度な医療的ケアが必要な場合の受入れ施設の保育環境など、市としてどのような課題を認識し、今後どのように取り組んで行こうと考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

保育所等で医療的ケア児を受け入れる場合、人材の育成や施設等の整備とともに、医療的ケアが必要な児童の個性や発達の状態に応じた保育をどのように提供していくかが重要な課題と考えております。今年度、市内の私立及び公立施設が合同で開催した医療的ケア児の保育に関する研修会においても、現場で携わる看護師からは、どのように児童の成長に関わっていくことが望ましいか施設単独で考えていくのは限界があり、情報交換の場の整備が重要であるといった意見もあり、発達に応じた遊びや経験の提供について、各現場で課題を抱えているものと考えております。

そこで、来年度の取組として、医療的ケア児の保育に関する研修を定期的で開催するとともに、日頃の状況や対応などについて関係者が意見を交換する機会を設け、医療的ケアの質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 先日、この法律ができる前に医療的ケア児を受け入れている他市の施設の園長先生にお話を伺いました。医療的ケア児は、ケアを受ける違いだけで、なるべく同じ空間でお子さん同士の触れ合いで、その子の個性や成長に合った保育を目指して実行していると言われておりました。大変感銘を受けました。先ほどの答弁でも、医療的ケア児でも、その子の個性や成長に合った保育が重要であり課題と言われております。今後、市全体としても定期的に研修を開催していき、医療的ケアの質の向上を図っていくとのことです。その上で、今後受入れができる施設を増やしていくことも必要と考えるが、市としてどのように考えているのか。また、医療的ケア児が小学校に入学する際に、切れ目なく安心して入学できるようにどのような連携を取っているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 2点の御質問にお答えをいたします。

1点目の受入れ施設の増加につきましては、課題となる保育士等の人件費について、補助制度を利用できることを広く周知し、医療的ケア児の受入れに向けて施設の理解を促してまいります。さらに、公立保育園の民営化に伴う運営法人の募集において、医療的ケア児の保育の実施を要件とするなどの取組をさらに進めてまいります。

次に、2点目の医療的ケア児の就学時における小学校との情報共有につきましては、年度末に保育所等より学校に送付される保育要録に児童の状況を詳細に記載するとともに、さらに配慮する事項については、保育所等から小学校に直接口頭で引継ぎを行っております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。受入れ施設を増やす場合、看護師をはじめ人件費の補助金制度がある



点は十分に案内していただき、そこまでの様々な準備に対して引き続き相談体制を強化していただきたいことをお願いいたします。また、保育園から学校に年度末に詳細な記録、また配慮する点は口頭で伝えている点を伺いました。

そこで、受入れ小学校はその後どのような対応で医療的ケア児を受け入れているのか伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

児童生徒の医療的ケア実施に向けて、教育委員会の担当職員は入学予定の小学校を2月頃に訪問し、保育園等から聞き取りで得ていた医療的ケアの情報や、受入れ時の準備等について学校と打合せを行っております。4月の入学直前には、学校、保護者、医療的ケア看護職員、教育委員会の担当職員とで、医療的ケアの実施場所や実施の際の配慮事項等について情報共有を行い、受入れ体制を整えています。児童の入学後も、学校は引き続き主治医や保護者と連携協力し、適切に医療的ケアを実施しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。切れ目なく受入れ体制を準備していることを伺いました。引き続き、児童が安心して学べる環境体制をよろしくをお願いいたします。

次に、(3)医療的ケア児等コーディネーターの設置及び家族の支援を含めた役割について伺います。

医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア児とその家族に対し、その児童に合ったサービスを紹介するとともに、福祉、医療、教育等の関係機関と総合的に調整を行うことを目的とする担当者であります。令和3年12月定例会にて質問したところ、本市においては、研修や医療的ケア児及びその家族がどのようなことに困り、求めているのかのアンケートを行っているとのことでした。その結果と、コーディネーターの配置も含め、今年度の取組状況について伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

令和3年度に実施した医療的ケア児の支援に関するアンケートでは46名から回答があり、その結果によると、医療的ケア児及びその家族は、地域で利用できる福祉サービスや社会資源が不足していると感じていることが分かりました。そこで、令和4年度に児童発達支援、放課後等デイサービスなどの事業所を対象に実態調査を行ったところ、回答した46事業所の中では、医療的ケアの支援を行っている施設は5か所であり、利用できる場所が限られている状況となっております。受入れが進まない理由といたしましては、看護師の雇用が難しい、ケアを実施する職員のスキルが不足して不安があるという意見が多く、今後に向けて、医療的ケア児を支援する地域の関係機関との情報共有や連携及び医療機関との協力体制の強化を求める意見も多数ございました。

そこで、本市が主催する医療的ケア児等連絡会において、福祉関係の事業所、訪問看護ステーション、学校、保育施設等の関係者を交えたケース検討会を実施し、支援に関する意見交換を行ったところであります。また、ケアを実施する職員の経験不足解消につきましては、既に医療的ケアの療育を行っております発達支援課の職員が中心になって、事業所職員を対象に研修を行うことを検討しております。なお、医療的ケア児等コーディネーターの配置につきましては、千葉県は、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、令和4年7月に千葉県医療的ケア児等支援センターぼらりすを開設し、相談に対応するコーディネーターを配置しております。本市においても、令和5年度の配置に向け準備を進めているところであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 アンケート結果として、令和3年度は御家族の方から受け入れる放課後デイサービス事業者が少ないこと、そして令和4年度事業所を対象に行ったアンケートでは、看護師の人材確保やほかの職員のスキル不足で受入れが不安との結果が出ていること。それに対して様々な機関との連携や検討会などで地域の支援者に対する研修を行う予定ということ伺いました。課題に対しての対応を着実にやっていること、よく分かりました。

先ほど令和4年7月に千葉県が医療的ケア児等支援センターぼらりすを開設したということで、そこでこの県支援センターぼらりすと本市における連携はどのようになっているのか伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

発達支援課では、今年度、医療的ケア児等支援センターからコーディネーターを招き、本市におけるコーディネーター配置に向けた意見交換を2回実施いたしました。また、支援事業者及び家族を対象に、医療的ケア児等コーディネーターの役割を知るをテーマに研修会を開催し、約40名の参加があったところであります。なお、本市職員が医療的ケア児等支援センターから紹介された子どもの自宅へ訪問して相談に対応しているなど、センターと連携した支援を行っているところであります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 県のコーディネーターを招き、意見交換や研修会、また実際御家族に訪問していることが分かりました。今後、医療的ケア児家族に寄り添った支援を実行するために、その役割を担うコーディネーターをどのように配置し体制を整えるのか、具体的に伺います。

○大場 諭副議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

発達支援課には、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を修了した職員が複数名いることから、これらの者を配置して、課内に専用の相談窓口を設置する体制に向けて準備を進めております。この窓口では、医療的ケアを必要としている子どもや家族の状況がそれぞれ異なることを配慮して、個別の事情に応じた対応をするとともに、保護者が持つ子育てについてのイメージを尊重し、家族の考えや希望に寄り添った支援を行ってまいります。今後は、令和5年度中のコーディネーター設置を目指して体制の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 浅野議員。

○浅野さち議員 ありがとうございます。令和5年度中にコーディネーター設置を目標に取り組む点、またワンストップで相談を受けられる体制づくりを行う点、確認できました。ありがとうございます。今後、コーディネーターの設置に向けて、さらなる県の支援センターぼらりすとの強い連携、また児童の発達支援、その家族のニーズに合った家族支援、そして、子どもと家族の暮らしを支える地域支援体制、この3つの役割をコーディネーターが医療的ケア児と家族に寄り添っていただき、特に家族の不安を丁寧に聞いていただき、切れ目ない支援をしっかりと構築できるように、引き続きよろしく願いいたします。

これで私、浅野さちの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○大場 諭副議長 次の質問者、中村よしお議員。

○中村よしお議員 公明党の中村よしおでございます。通告に沿って一般質問を行ってまいります。

南行徳地区の道路交通行政について。

相之川2丁目6番地先交差点付近の安全対策について。

アについて。千葉県道6号市川浦安線行徳バイパスの相之川2丁目6番地先交差点において、千葉県道6号市川浦安線を横断しようとして信号待ちをする歩行者や自転車の数が多く、長い列になってしまっています。ちなみに、この交差点の4つ辻のところは、ガソリンスタンド、中古車店、コンビニエンスストア、ドラッグストアがそれぞれあります。その列を避けようとして歩行者等が車道側にはみ出してしまい危険であるとの声や、バイパスの歩道の段差で車椅子が転倒する事例があるとの声が市民から寄せられています。

本市として、当該箇所の状況についてどのように認識しているのか、お聞きします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

相之川2丁目6番地先交差点につきましては、県道6号市川浦安線と市道9142号及び市道9153号が交わる交差点で、相之川1丁目、2丁目地区と、東京地下鉄東西線の南行徳駅を結ぶ経路でございます。この交差点は、駅へ向かう利便性の高い経路上であるため、平時より多くの歩行者や自転車利用者が見られております。交差点の現状につきましては、接続する県道には歩道がありますが市道には歩道がないため、信号待ちのためのスペースが十分に確保されておられません。そのため、県道を横断しようとする自転車や歩行者など多くの方が車道にはみ出て信号を待っていることや、後から来た歩行者等が、路肩に列を連ねている自転車を避け車道を通行しているなどの状況を把握しております。また、県道の地先境界ブロックが一部破損しているため段差が生じていることや、県道から市道を横断する際に傾斜が急であるなど通行に支障を来している箇所がございます。さらに、交差点付近の市道の路肩には、千葉県警察所管の規制標識が設置されており、設置位置が歩行時や待機する際の支障となっていることも認識しております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の答弁を整理しますと、この交差点の現状については、市道には歩道がないため信号待ちのためのスペースが十分に確保されていない。そして2点目が、そのため県道を横断しようとする自転車や歩行者が多く、信号を待っている際には車道にはみ出て待っていたり、後から来た歩行者等が路肩に列を連ねている自転車を避けて車道を通行したりしている状況等を把握されていると。また、県道の地先境界ブロックが一部破損しているため段差が生じていることや、県道から市道を横断する際に傾斜が急であるなど通行に支障を来している箇所がある。そして、次に、交差点付近の市道の路肩には千葉県警察所管の規制標識が設置されており、設置位置が通行や待機の支障となっていることも認識をされているということでありました。当該交差点は問題箇所が何点もある、市の現状認識については分かりました。

それでは、次のイ、今後の対応について伺ってまいります。市の現状認識に基づいて今後どのように対応していくのか、答弁をお願いいたします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

本市における道路拡幅整備などは、主に路線として幹線道路を中心に通学路やバリアフリー法の特定道路等の状況を判定し順次進めております。また、路線的な拡幅整備のほか、交差点部の歩道や隅切り部等の局所的な拡幅整備も併せて進めております。局所的な拡幅整備につきましては、交差点等で信号を待つスペースがない場合や、見通しの悪い交差点に隅切りを設けるなど、多くの場合で安全対策を目的に実施しております。当該市道につきましては、幹線道路ではなく交差点部は通学路などの指定もないことから、路線的な拡幅整備ではなく局所的な拡幅整備として取り組むことが考えられます。

こうした場合には、信号交差点において歩行者の待機場所の確保を図るため、歩行者交通量などの現場調査を行い、実施の可否を検討した上で、緊急性の高い案件につきましては早期に整備を実施したいと考えております。当該箇所につきましては、今後、交通量調査など、より詳細な現場状況の把握に努めてまいります。

一方、当面の安全対策としましては、県道の地先境界ブロックが一部破損していることによる段差や、県道から市道を横断する箇所の勾配の緩和について、今後千葉県葛南土木事務所と協議を行ってまいります。また、通行等の支障となっている規制標識につきましては折れ曲がっている状態であることから、本年2月に千葉県警察に情報提供を行うとともに、補修を行う際には、現在の状況を踏まえ、設置位置の再検討を申し入れているところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 当該市道については、局所的な拡幅整備として取り組むことが考えられるということのようであります。その場合は、信号交差点等における歩行者待機場所の確保を図る局所的な拡幅整備等となるため、歩行者交通量など現場調査を行い、緊急性の高いものは早期整備となる。当該場所については、今後交通量調査等、より詳細な現場調査の把握に努めていく。一方で、当面の対応として、段差の解消については今後千葉県葛南土木事務所と協議を行っていくということでありました。また、通行等の支障となっている規制標識は折れ曲がっている状態であることから、令和5年2月に千葉県警察に情報提供を行うとともに、補修する際には交通事情を踏まえた設置位置の再検討をしてもらうよう申し込んでいるということで、当面の対応については理解をいたしました。また、規制標識についていち早く対応していただいていることに敬意を表します。

再質問ですが、現場状況の調査後、緊急性が高くなった場合は具体的にどのような対応を考えているのか、お聞きします。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

緊急性が高い場合の対応につきましては、県道の管理者である千葉県葛南土木事務所との協議や、沿道の土地所有者の方へ拡幅整備事業への協力に応じてもらえるか否かの意向確認などを行った上で、歩行者、自転車利用者が信号待ちをする際のたまり場や、歩行者が安全に通行できるスペースを設けるために角地の土地を一部買収する等の対応を進めなければならないと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。質問通告をした後にも、幾度か当該現場の状況を確認してまいりました。市道の幅員や、当該交差点を横断するために信号待ちをしている人や、自転車、自動車の状況を見ると、やはり危険と思えるケースが多く見受けられました。いつ事故が起きてもおかしくはないと思います。私見ですが、対応の緊急性が高いと考えます。早急な対応を強く要望し、この項は終わります。

塩浜地区の課題について。

塩浜地区の課題について質問してまいります。さきの12月定例会の荒木詩郎議員による緑風会の代表質問で、塩浜4丁目のまちづくりについて質問が行われました。そのときの答弁の概要について少々引用させていただき、塩浜地区の特徴や課題について確認をした上で議論を進めてまいりたいと思います。

当該答弁では、塩浜4丁目は千葉県が昭和40年代に行った埋立事業により整備された地域であり、UR都市機構が開発したハイタウン塩浜には分譲住宅、賃貸住宅が64棟あり、そのほかにも市営住宅が4棟、県立行徳高校、塩浜学園、塩浜保育園、塩浜体育館などがある。これらの建物は昭和53年頃から建設されており、古いもの

では築40年を超えている。人口の推移は、令和4年10月末で約5,100人であり、平成24年には約5,600人であったことから、人口は減少傾向にある。また、65歳以上の人口も平成24年時の約1,150人から10年後の現在では約1,900人に増加しており、今後も高齢化は進むものと思われる。ハイタウン塩浜のような大規模な団地はほぼ同時期に建設されており、年数の経過とともに、建物の老朽化や居住者の高齢化などが問題となっており、以前にもハイタウン塩浜のエントランスなどの共用部における段差の解消や手すりの設置などのリフォーム相談があり、リフォーム工事の助成を行うあんしん住宅助成制度を案内し、工事費の一部を助成した。大規模団地の老朽化は全国的な課題となっており、本市としても、人口減少や高齢化社会を見据えた地域全体のまちづくりを考えていくことが今後重要であると考えている。地域の将来を見据えたまちづくりについて、ハイタウン塩浜の老朽化、高齢化といった団地特有の課題に対処するためにも、自治会、管理組合、UR都市機構などと市川市との連携が何より必要かつ重要なものと考えている。そのため、本市は関係団体に対して積極的にまちづくりについての話し合いの場へ参加を促すなど働きかけを行っていく。今後は全国のまちづくりの事例を研究し、地域と情報を共有しながら、ハイタウン塩浜の建て替えなども含めて、将来の塩浜4丁目の目指すべきまちづくりに向けて検討を進めていくという答弁でありました。それでは、この市の認識の上に議論を進めてまいります。

(1)塩浜学園の生徒が通学のために塩浜学園から東西線南行徳駅までの間を自転車で走行する場合の安全確保について。

塩浜学園の通学方法について、7年生、つまり中学1年生以上の生徒で通学距離が一定以上の7年生の生徒については、自転車通学が認められています。ここで1度、私が何のためにこの項の質問をしているのか申し上げておきます。私は、自転車で通学する塩浜学園生徒には、安全に気持ちよく通学してほしいと願っています。そのための環境整備のために資するというのがこの質問の目的であることを御認識いただきたいと思っております。

それでは、質問を続けます。自転車通学については、通学区が行徳地域と広範囲にわたるため妥当であると考えます。しかしながら、一方で、塩浜学園から市道0101号通称南行徳駅前通りに出て、南行徳駅方面に向かい、自転車で下校する生徒が車道の進行方向と逆の歩道、つまり市道0101号の東側歩道を通行しているので歩行者と交差をする場合がある。自転車通学者と歩行者が接触して危険ではないかと指摘する地域住民もいるようですが、自転車通学者と歩行者との間の安全確保について、本市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

塩浜学園では、通学距離が2km以上、7年生以上の生徒については自転車通学を認めております。現在、学園の生徒のうち、南行徳駅方面から自転車で登下校する生徒は、西側の市道0101号通称南行徳駅前通りを利用しております。このため、下校時など生徒が集中している時間等は、歩道内において自転車と歩行者との交錯が見られております。現在、この通学ルート上の車道には自転車レーンの整備を順次進めており、市道0107号通称カリフォルニア通りまでの区間については整備が完了しております。自転車で走行する場合には、このレーンを走行することで歩行者と自転車利用者の分離が図られ、歩道内での交錯が回避できるのではないかと考えております。

学園の生徒が自転車レーンを利用する場合、南行徳駅方面からの登校時には、南行徳駅前通りの塩浜方面に向かう自転車レーンを走行し、江戸川第二終末処理場の前を通り、塩浜橋、県立行徳高校を通過後左折して学校に向かうルートが考えられます。南行徳駅方面へ向かう下校時には、駅前通り東側の歩道を自転車から降車して駅の方角に歩き、塩浜橋手前の信号にて道路を横断してから道路西側の自転車レーンを走行して駅に向かうなどのルートが考えられます。

このように、自転車利用者は原則として歩道ではなく自転車レーン等を走行することなどにより、安全対策を図っていくことが有効であると考えております。

以上であります。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 自転車利用は原則として歩道ではなく自転車レーン等を走行することなどにより、安全対策を図っていきたいと考えているということでありました。しかしながら、現状では市道0101号は今井橋から国道357号に向かって一直線の、幅員が約30mもある片側2車線の大きな道路です。通行する自動車の量は多く、スピードが速いと感じています。加えて、トラック等の車両が駐停車しており、それらの車両を避けようと車道側に膨らまざるを得ないため、車両との接触等大きな事故につながるおそれがあると考えます。他方、自転車レーンがあるため歩道を走行することは法的には原則できないのであります。私が歩行者の視点から見れば、大通りでの自転車レーンで通学する我が子を想像すると心配であります。特に、事故の危険性が高まる薄暮のときではなおさらです。現状では、自転車で通学する塩浜学園生徒の安全確保は十分ではないと考えます。

自転車レーンはどのような考えで整備したのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

国土交通省及び警察庁では、これまでの自転車利用が身近な移動手段とされた役割が見直され、環境や防災等への利用ニーズが高まっていることを背景に、平成24年11月に自転車走行空間整備等に関する安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン、これを策定いたしました。本市におきましても、平成27年に市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画を策定し、計画に基づいた整備を進めているところでございます。この計画は、自転車に関する事故を減らし、安全で快適な自転車走行空間ネットワークを形成することを目的に、幹線道路を中心とした自転車走行空間の整備等により、歩行者と自転車が安全に通行できる環境づくりと、自転車利用ルールの周知徹底をすることを基本としているものでございます。

整備の形態につきましては、道路の形状に応じて自転車道、自転車レーン、車道混在型——これは矢羽根やピクトグラムを路面標示するものでございます、これの3つの形態から選定して整備することとしております。南行徳駅前通りにつきましては、自動車の規制速度や自動車交通量を勘案し、千葉県警察と協議の上、自転車レーンでの整備をしたところでございます。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 さらに伺ってまいります。路肩で休憩するためなどに駐停車している自動車や、トラック等の大型の車両を見ます。これらの停車している車両は、自転車走行レーンを塞いでいます。そのため、これらの駐車車両を避けようとして車道側に出ざるを得ない自転車は、スピードを出して走行する車両に接触するおそれがあります。このような状況にあつて、自転車走行レーンが設置されたために原則歩道を自転車が通行することができないということで、自転車通学の生徒の安全が確保できないと私は考えます。これまでと同様に、市道0101号の歩道を自転車歩行者道として相互に通行できないのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

南行徳駅前通りの歩道は、以前は道路交通法上の自転車歩行者道に位置づけられ、自転車も通行することが可能となっておりましたが、自転車レーンの整備に伴い歩道としたものでございます。道路交通法では自転車は軽車両として位置づけられており、原則歩道を走行することができず、歩道内の走行や相互通行などはできないこ

ととなっております。ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者につきましては、歩道を走行することができるものとされております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 塩浜学園の生徒については、交通マナーから見れば自転車レーンを走行することが必要になるということでありました。であるならば、自転車レーンよりも、より安全な自転車道にすることはできないのか伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

南行徳駅前通りの道路幅員は約30mであり、歩道、車道、中央分離帯で構成されております。自転車道は自転車レーンに比べ広い幅員が必要となりますことから、現状の車道の幅員の中で検証しますと、標準部につきましては中央部のゼブラ帯の一部を利用することにより整備が可能と思われます。しかしながら、右折レーンがある交差点部につきましては、幅員が不足し整備ができない状況でございます。また、自転車道につきましては、その機能を果たすため形態を連続して確保する必要がありますことから、現状で南行徳駅前通りに自転車道を整備することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の答弁だと、標準部については中央部のゼブラ帯の一部を利用することによって自転車道にすること、この整備は可能だと思われるけれども、右折レーンがある交差点部については幅員が不足して整備ができない状況であるということでありました。これですと、確かに自転車道にすると、その中は両方の通行ができますので、交差点のところで1度切れてしまうというのは確かに安全面では合理的ではないといえますか、妥当ではないと思うんですけれども、ただ、そうなるともう1回自転車レーンを敷いてしまうと、もうそれで変わらないといえますか、やはりこれは自転車道は基本的にどこも設置できないんじゃないか、そんなような思いもいたしますので、この考え方についてはちょっと私は不合理なのかなというような思いもいたします。

ちょっとさらに食い下がりますけれども、現状で南行徳駅前通りに自転車道を整備することは難しいと考えているということでありました。自転車レーンを走行していると、路上駐車車両がある場合はこれを避けなければならない、特に危険であると考えます。

そこで、例えばポールを設置するなどの何らかの安全対策はできないのか、本市の見解を伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

自転車レーンは車線として扱われるため、他の車線との間にポールなどの工作物を設置することは原則できないとの見解を警察が示しております。仮にポールなどの工作物で分離いたしますと、自転車レーンではなく自転車道の位置づけとなり、この場合には自転車道としての幅員が必要となることなどから、現状では設置は困難でございます。このほかの安全策といたしまして、自転車レーン上に路上駐車などがある場合は、危険を回避し、自転車の通行に対する安全を確保するため一時的に歩道を走行することは可能となりますので、この点を学校関係者等にも周知してまいります。あわせて、路上駐車が慢性的に発生する箇所等につきましては、警察と連携し取締りの強化等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 道路交通部に対する質問はこれで終わります。

それでは次に、教育委員会のほうに伺います。塩浜学園の自転車通学の課題及び課題の改善に向けた今後の対応についてどのように考えているのか伺います。

○大場 諭副議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

塩浜学園の自転車通学者につきましては、全ての生徒が南行徳駅前通りを通っております。これまで御質問者からもありましたとおり、この通りには自転車レーンが設置されておりますが、特に登下校の時間帯には自転車レーンに駐停車する車両が見られます。そのため、やむを得ず歩道を通行しなければいけない等、学校としましても登下校の走行については安全上の課題があると認識しております。このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、小学校を対象として行われる令和5年度の通学路推進協議会において、塩浜学園の自転車通学経路の安全対策を取り上げていきたいと考えております。その後、夏に行う通学路合同点検に塩浜学園の自転車通学経路の点検を加え、学校、行徳警察署、道路管理者と連携して安全対策を講じてまいります。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 歩道における歩行者と自転車の事故を防止するために、自転車道や自転車レーンの整備を進めているのが現状だと思います。この考え方について私は理解をいたします。私もロードバイクでサイクリングを多少しますので、車道よりも自転車レーンのほうが安心して走行することができるからです。翻って、通学者にとってはどうか。幹線をトラックなど大きな車両が走行する隣のレーンを自転車で通学をする。特に、夕暮れ時には怖いし、路上駐車車両を避けて車道を通るのも怖いと思います。だから、現状南行徳駅前通りの自転車レーンを走行する自転車が少ないのだと思います。

私は、今回の質問の目的は、繰り返しになりますが塩浜学園の自転車通学生徒が安全、安心に通学できる環境をつくりたいという思いからであります。そのために、今後まずは自転車レーンの路上駐車車両の取締り、道路交通部からの答弁にあったように、他の安全策として、路上駐車などがある場合は、危険を回避し自転車の通行の安全を確保するため一時的に歩道を走行することが可能なので、この点を学校側にも周知していくということでありましたが、そのことを、この学校側の周知だけでなく、近隣住民等にも理解をしてもらうことが肝要であると考えます。また、教育委員会におかれましても適切な安全対策を講じることをお願いし、この項は終わります。

(2)塩浜学園と市営住宅塩浜団地3号棟の間の空き地の活用について伺います。

塩浜学園と市営住宅塩浜団地3号棟の間に空き地があります。元々は塩浜学園が建設される前の塩浜小中学校の土地であったと認識しています。塩浜学園が建て上がって、この空き地はそのままになっています。地域の方々、特に市営住宅の方々からは、この空き地は何も利用されていないのかなどの質問を受けます。また、因果関係は明らかにはありませんが、先般、市営住宅塩浜団地で空き巣被害があり、住民の方からは、当該団地裏の空き地が真っ暗なことが影響しているのではないかといった声もあります。いずれにせよ、私は市有地を何に利用することもせず放置したままにすることは望ましいことではないと考えます。

当該空き地の活用についてどのように考えているのか、当該空き地の現状と今後の活用の予定についてお聞かせください。

○大場 諭副議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

塩浜学園と市営住宅塩浜団地3号棟の間にある塩浜4丁目16番6の当該地は、塩浜小学校と塩浜中学校の学校



敷地の一部でありましたが、両校を義務教育学校塩浜学園として整備した後、同学園の運営に必要な敷地面積を確保した上で、令和4年5月1日付で同学園の敷地設定を解除し、現在は空き地となっているものでございます。

この空き地につきましては、学校建て替えに対応するための給食センター用地としての活用を検討するため教育財産として管理を行ってまいりましたが、現在、立地条件等の課題から給食センターとしての活用は未定となっております。今後の活用につきましては、まず、教育委員会内で改めてこの空き地の利用意向の調査を行い、特に利用したい部署がない場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定により、教育財産としての扱いを廃止し、市長部局に移管することを検討してまいります。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 教育委員会事務局内でこの空き地の利用意向の調査を行い、特に利用したい部署がない場合は地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の規定により、教育財産としての扱いを廃止し、市長部局に移管することを検討したいという答弁でありました。活用については、まだ検討前の段階ということではささか驚きました。この空き地は6,000平米ほどあるというふうに認識しております。言わば公民館を建てられるぐらいの広さであると思います。当該空き地は現在シロツメクサが植えられていて、花が咲く頃は大変にきれいであります。私はその光景を見てとてもきれいだと感じ、写真をSNSに投稿いたしました。検討がこれからということであれば、まずはお金がかからなくて市民が喜ぶこと、例えば、このシロツメクサが敷き詰められたこの空き地を市民に開放するなど、現状を生かした活用方法はないのか伺います。

**○大場 諭副議長** 永田生涯学習部長。

**○永田 治生涯学習部長** お答えいたします。

当該空き地を学校敷地から外した後は、土地の活用方法が決定するまで敷地の砂などが近隣に飛散しないよう一時的な措置としてシロツメクサを植え管理を行っております。現状を生かした利用方法としましては、ペットを連れて利用できる散歩コースなどが考えられますが、水道の接続工事などが必要となるほか、教育目的での利用ではなくなるため、関係部署との調整が必要となるものと考えております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** まとめます。現状を生かす場合にはペットを連れて利用できる散歩コースなどが考えられるが、水道の接続工事などが必要となるほか、教育目的での利用ではなくなるので関係部署との調整が必要となるということでありました。それであれば、まずは教育目的での活用、例えば塩浜学園生徒と地域住民共同の畑にするとか検討していただきたいと思います。その考えがなければ、そういった要望がなければ市民部局に移管し、先ほど申し上げたシロツメクサの原っぱにする。水道の接続工事については、当然お金はかかることですが、どのような利用にするにせよ水道の接続工事というのは必要だと思っています。市民から、例えば浦安市総合公園など海辺の公園では、ペットを連れて原っぱで遊ばせられるのがとてもよいという声をいただきます。ペットのふんとかも、そういったところはきっちりとそれぞれが管理をしていて、きれいに保たれているということでもあります。ぜひペットを連れて遊ばせられる、あるいは子連れの家族など市民の憩いの場にするということで、まずは市民への開放について早急をお願いしたく、要望いたします。これはこれで結構であります。

次の(3)に移ります。2019年3月の私の一般質問で、UR都市機構が管理するハイタウン塩浜の地域医療・介護・福祉体制の構築について質問をしました。その中で、本市とUR都市機構の連携について、今後本市とUR都市機構はどのように連携していくのか、本市の見解を伺いました。その当時の答弁は、UR都市機構によれ

ば、この地域医療・福祉拠点化については、ハイタウン塩浜のうち、賃貸の建物部分を対象に行っていくとのことであるが、本市としては、この取組は塩浜地区全体の地域包括ケアシステムの構築に資するものと捉えている。既に今年度UR都市機構との意見交換を3回実施しているほか、現地視察をするなど、これまでも連携を図っていますが、引き続き同機構による事業の動向に注視するとともに、一層の連携を図ってまいりたいと考えていますというものであります。

私は、市がUR都市機構とこれまで以上に連携を密にしてまちづくりを進めていかれることを要望いたしました。そこで、UR都市機構は、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい、町の実現を目指し、UR賃貸住宅の地域医療・福祉拠点化の取組を推進しているということでありますが、2019年2月定例会一般質問での地域医療・福祉拠点化について質問を行ったその後の進み具合について、本市との連携も含めて伺います。

**○大場 諭副議長 立場福祉部長。**

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

UR都市機構で取り組んでいる地域医療・福祉拠点化事業とは、国における地域包括ケアシステムの構築の推進を受け、UR都市機構——以降URと呼びます——の主体で進めている3つのコンセプトに基づく事業でございます。1つ目のコンセプトは、塩浜団地では、具体的に団地を含む地域全体で在宅医療、看護、介護サービス等を受けられ、安心して住み続けられる環境づくりを目指す医療、介護、子育て施設の誘致。2つ目のコンセプトは、高齢者の方が安全、安心に住み続けられるよう工夫した住宅や、多世代のニーズに合った住宅の整備などを行う各世代のニーズに配慮した住宅やサービス導入。3つ目のコンセプトは、団地内の屋外空間や賃貸施設、集会所等を活用し、多世代交流の機会の創出や生活支援サービス機能の導入などに取り組む、高齢者も子育て世代も安心できるコミュニティ。以上の3つのコンセプトを組み合わせることで事業を推進しているものであるとでございます。

平成30年9月に本市はURよりURの管理するハイタウン塩浜団地とハイタウン塩浜第二団地において、地域医療・福祉拠点化事業に着手する旨の情報提供を受け、その後、URは幾つかの具体的な取組を実施しています。まず、令和2年10月に高齢者の方に安心して暮らし続けてもらえるように、各種相談対応や電話による安否確認、交流促進のためのイベント等を実施する生活支援アドバイザーを配置したとでございます。医療・介護・子育て施設の誘致というコンセプトでは、令和元年10月から居住者に医療・介護サービスを提供する事業者に対して駐車スペースを確保し、低額での提供を開始されています。また、各世代のニーズに配慮した住宅やサービス導入というコンセプトについては、平成31年1月からは若年層向けの住戸を、令和元年11月から高齢者に配慮した健康寿命サポート住宅を提供されています。さらに、高齢者も子育て世代も安心できるコミュニティのコンセプトについては、令和元年度より、団地内にあるコミュニティカフェと連携して、野菜の植えつけや収穫を行うイベントを開催しているとでございます。

次に、本市との連携についてでございます。本市の推進する地域の支え合いの仕組みである地域ケアシステムにおいては、ハイタウン塩浜団地内にほっとスペースと名づけた常設の居場所を開設し、地域住民主体によるごみ出しや買物代行などの助け合い活動であるお互いさま事業やサロン活動などに取り組んでおります。ほっとスペースでは、住民、高齢者サポートセンター、保健センター、社会福祉協議会等の参加する相談員会議を毎月開催しており、URも参加して情報共有を図っております。また、本年度は認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を応援するボランティアである認知症サポーターを養成することを目的とした認知症サポーター養成講座を、市は窓口となり講師を派遣し、UR、高齢者サポートセンター、社会福祉協議会の共催で開催しております。ここ数年はコロナ禍ということもあり、事業展開に難しい面もあったものと思われませんが、今後も連携を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 分かりました。2019年の私の質問以降、市におかれましてはUR都市機構と連携を取ってこられたことについては理解をいたしました。答弁にありましたが、コロナ禍は事業展開を困難にしたことは事実だと思うし、正直残念であります。

次に進みます。来年度から本市で取り組む重層的支援体制整備事業は、ハイタウン塩浜と市営住宅塩浜団地を含む団地全体ではどのような関わりになるのか伺います。

○大場 諭副議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した課題や制度のはざまにある問題を抱えた人と、その世帯に対して包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業でございます。複合的な課題を抱えた方が自ら相談機関に訪れることも考えられますが、ひきこもりやヤングケアラーの多くがそうであるように、地域や学校などの周囲の気づきによって初めて支援機関につながるものもございます。ハイタウン塩浜団地や市営住宅塩浜団地を含む団地全体にお住まいの方を例に考えますと、さきに申し上げましたほっとスペースの相談員や民生委員、児童委員、自治会の方などの地域の方々により複雑化、複合化した問題を抱える方や世帯を発見した場合には、今後、重層的支援体制整備事業の新しい事業の一つである多機関協働事業へとつないでいただき、抱える課題の解きほぐしを行うこととなります。URの生活支援アドバイザーにつきましても、ハイタウン塩浜団地住民から幅広い相談を受けていることから、同様に、多機関協働事業へつなげていくことで必要な支援をしていくことができるようになります。また、URとの連携で申し上げれば、URの敷地内では集会室のスペースを利用したイベントなどを実施しております。このため、重層的支援体制整備事業の一つである地域づくり事業の世代や属性を超えた住民同士の交流できる多様な場や居場所づくりとして、URとの連携や協力も考えられます。今後、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、相談事業と地域づくり事業を中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことのできるよう、自治会等とはもちろんのこと、URなどの地域の組織とも積極的に連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 塩浜地区では、市とURが一定の連携を図っているということが分かりました。答弁にもありましたが、今後塩浜地区において、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことのできるようになるために、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、相談事業、地域づくり事業を中心として、自治会等はもちろんのこと、UR等の地域の組織とも積極的に連携を図っていくことが肝要だと考えます。本市におかれましては、URとの連携をさらに進めていかれることを望みます。この項はこれで結構であります。

次に、(4)UR都市機構、塩浜4自治会及び本市の防災における連携について質問します。

塩浜地区の4自治会は、分譲マンションとUR都市機構の賃貸マンション、そして市営住宅があります。所有管理はそれぞれ別になりますが、発災時は同様の被害が発生することが想定できますので、互いの連携により共助を推進する必要があると考えます。そのためには、賃貸マンションのオーナーであるUR都市機構との連携も重要だと考えますが、これまでUR都市機構と塩浜4自治会、本市は防災に関してどのような連携を取っているのか伺います。

○大場 諭副議長 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 東日本大震災の際、行徳地区は液状化により水道管に大きな被害が出ました。特に、ハイタウン塩浜と市営住宅の約2,800戸では断水し、給水活動を行いました。この教訓を基に、被災の記録を風化させないこと、地域の防災力を高めることを目的に、塩浜地区の4自治会が主体となり、市や関係団体等を集めて定期的に会議を開催しています。本市でも、自治会やUR都市機構との連携は必要と認識し、この会議に参加させていただいています。今後も、顔の見える関係を維持するため継続したいと思います。

以上です。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 再質問いたします。会議にUR都市機構が出席していることは承知をしています。私も出席させていただいたことがあります。コロナ禍が障害になっていたと思いますが、今後さらに実践的な提案や議論を期待するところであります。今後、市からもUR都市機構との連携に向けた取組を進めてほしいと思うのですが、市のお考えを伺います。

**○大場 諭副議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** UR都市機構は、災害時に役立つ物資のローリングストック法の啓発や、熊本地震の際には復興住宅の整備など、災害に関する多くの取組を行っています。これらの経験や取組を共有することは、地域の防災力向上につながると思います。地元自治会との定期的な会議や、合同防災訓練の実施などもその1つの方法だと思えます。UR都市機構は、管理している賃貸マンションで火災を想定した避難訓練を行っていると考えています。近隣の分譲マンションや地元自治会と連携した防災活動の事例はまだないと伺っています。まずは、防災力の向上に向けたUR都市機構との連携について、地元自治会に御意見を伺った上で、市からUR都市機構に地域の意向を伝え、協力が得られるよう話をしていきたいと、そのように思います。

以上です。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 伺いました。まとめます。今回、塩浜のまちづくりについて、塩浜の方々からの貴重な御意見などを参考に、課題について議論を進めてまいりました。今後、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

最後に、防災や重層的支援体制整備事業など、本市がUR都市機構との包括的な協定締結を視野に連携を深めていかれること、これも1つの考えだと思えますので、このことを要望しておきます。ありがとうございました。

次に、市民向け公共交通利用補助制度について伺ってまいります。

(1)について、少子・高齢化の進展で免許返上が急増し、高齢者を中心に公共交通機関回帰が起きている、そんな声があります。地域を回っていると、免許を返上したが交通手段が十分でなくて困っている、年金生活でバス代が高くて家計が厳しくなっているなど、また、興味深い意見では、バスで買物に出かけるだけで何か小旅行をしたような気分になるので、バスの乗車料金の補助をしてほしいというものもありました。確かに、私もわくわくバスで大回りして現代産業科学館まで行ったときに、小旅行とまでは言いませんけれども、ふだん行かない市の景色を見ることができた、勉強になったなというふう感じたことも思い出しました。私たち市議会として、地域の足を確保していくことは重要な使命の一つだと考えています。

そこで、(1)市民の移動手段についての市の認識を伺います。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

市民の移動手段といたしましては、鉄道やバス、タクシー、自動車、自転車等々がございます。そのうち本市における公共交通網として、鉄道はJR総武本線、武蔵野線、京葉線、京成本線及び東京メトロ東西線、都営新

宿線、北総線の5事業者7路線16駅が整備されております。また、路線バスは、京成バス、京成トランジットバス、東京ベイシティ交通、京成バスシステム、京成タウンバスの5事業者21路線が運行しており、これらは他の交通手段と相互に乗り継ぎ結ばれております。

これらの公共交通網はおおむね市内全域に網羅されておりますが、公共交通網の利用が不便な地域が市内に点在しております。この解消を主な目的として、コミュニティバスが北東部及び南部の2ルートで運行しております。加えて、千葉県タクシー協会の京葉支部区域である本市では、市川、浦安、鎌ヶ谷、船橋、習志野、八千代の6市のタクシー事業者が営業しており、法人の事業者数は28社となっております。このように、本市における市民の移動手段は交通事業者が運営する既存の鉄道や路線バス、タクシーに支えられ、相互に連携したネットワークが形成されております。

今後につきましては、人口減少と高齢化社会、新型コロナウイルス感染症の影響による鉄道、バス利用者の減少を踏まえた公共交通の維持確保が必要と考えております。そのために、これらの利用促進、利便性の向上などの取組が必要と認識しております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** 市民の移動手段についての本市の認識については理解いたしました。これはこれで結構です。次に進みます。

(2)市民のバス利用の状況についての市の認識を伺います。

市内路線バスについては、先ほどの答弁で理解をいたしました。これらの公共交通網は、おおむね市内全域に網羅されているが、公共交通網の利用が不便な地域の解消を主な目的としたコミュニティバスが北東部及び南部の2ルートで運行しているということでもあります。一方で、市民からですが、バスの本数が減ったという声を聞きました。バスの本数が減った理由は精査をしておりますが、市民のバス利用が減ったからでしょうか。まずは、市民のバス利用の状況について、市の認識を伺います。また、本市では公共交通の維持確保につながるための施策や利用促進について、どのように対応しているのか伺います。

**○大場 諭副議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

本市における路線バスの輸送人員は、昭和41年の1日当たり約13万5,000人をピークに、マイカーの普及などにより減少を続けてきたものの、平成9年度以降は1日当たり6万人前後をほぼ横ばいの状態で推移してまいりました。しかし、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、輸送人員が1日当たり約4万7,000人と前年度に比べて約25%と大幅に減少し、バス事業者にとって厳しい状況であると認識しております。

現在の輸送人員は回復傾向にあるものの、テレワーク等の新たな働き方が定着する兆しが見られるなど、人の流れはコロナ前には戻らないといった可能性が示唆されております。近年は、コロナ禍における利用者の減少や、昨今の原油価格の高騰を受け、バス事業者を含め、公共交通の事業者はより厳しい状況に置かれております。

そこで本市では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年度にはバス、タクシー事業者に燃料価格高騰分の支援金を交付し支援を行っております。

以上でございます。

**○大場 諭副議長** 中村議員。

**○中村よしお議員** はい、伺いました。答弁については、平成9年度以降からは1日当たり6万人前後をほぼ横

ばいの状態で推移をしてきた。しかし、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、輸送人員が1日当たり約4万7,000人と、前年度に比べて約25%と大幅に減少して、バス事業者にとって厳しい状況であるという認識でありました。また、人の流れはコロナ前に戻らないといった可能性が示唆されているというような御答弁もありました。支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用をされているということでありました。市民のバス利用については低くとどまって推移しているということで、現状、利用者数の上昇は見込めないという印象を受けております。これはこれで結構であります。

このことを踏まえて(3)に行きます。市民のバス利用については大変に厳しい状況であるとの本市の認識の下、市民利用者の立場からすれば、利用しやすくするように利用促進策が必要であると考えます。本市では公共交通利用補助制度を実施していないようですが、他市の導入状況はどうか、本市の認識を伺います。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

他市の市民向け公共交通利用補助制度の導入状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少している公共交通事業者の事業継続と公共交通の利用を促進するため、国の交付金を活用し、時限的な措置として実施しております。そういった自治体が多いと認識しております。首都圏での導入事例は少ないですが、近隣市では、四街道市において学生の通学定期券の購入支援とし、市内バス路線の利用期間が3か月以上の通学定期券の購入者には、令和2年に1回限り、1万円を上限、小学生は5,000円を上限に支給しております。同様の定期券補助は、群馬県沼田市や栃木県市貝町でも実施しております。また、関東地方では、群馬県富岡市において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて停滞しているタクシー会社の支援として、昨年4,000円分のプレミアム付タクシーチケットを3,000円で販売し、プレミアム分を市が補助しております。このほか、静岡県沼津市では市内全世帯を対象に、昨年、バス・タクシー共通利用券を1世帯当たり3,000円分配付するなど、様々な取組が見られております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 今の御答弁でよく理解をいたしました。

今の御答弁を踏まえまして、(4)今後についてに移ってまいります。

他市の状況を踏まえてみると、本市においても市民向け公共交通利用補助制度を導入すべきと考えます。そこで、今後本市において同様の事業を導入する考えについてお聞かせください。

○大場 諭副議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

他市の市民向け補助制度につきましては、鉄道路線等が少なく、バスやタクシーの利用率が高いような都市での事例が多くなっていると思われれます。しかしながら、効果としては、市民の日常生活を支える公共交通機関が、コロナ禍や原油価格高騰を克服し事業継続に資することにより、市民の移動手段の確保や経済的負担の軽減にもなること、また、公共交通の利用促進を通じて渋滞緩和、環境負荷の低減、さらには地域経済の発展にも貢献するなど多くのメリットが考えられます。

本市といたしましては、他市の事例を見ると、国の臨時交付金の活用により時限的に行われていることから、まずは国の交付金等の動向を注視してまいりたいと考えております。一方で、公共交通の利用促進につながる制度としても有効であることから、先進都市の事例等を調査研究し、公平性等にも配慮しながら、どのような対象の方にどのように支援するかなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 前向きな答弁だったと受け止めます。

さらに伺います。これは副市長に質問させていただきたいと思っておりますが、さきの12月定例会における代表質問で、私は、市の物価高騰対策などを受給しない市民、特に年金生活者がいる中で、現在の物価水準で下水道使用料を予定どおり改定しても市民生活に大きな影響を与えると考えていないのかと質問しました。それに対し、市独自の経済対策を講ずることにより、市民の皆様にはトータルでは負担がかからないようにしていきたいと思われているとの答弁を市長よりいただきました。物価高騰は今も続き、先行きも不透明であると認識をしています。

そこで、本市において公共交通利用補助制度を導入する考えについて伺います。

○大場 諭副議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 この補助制度を導入した場合、そのサービスの提供を受けます市民からしますと、この物価高騰の直接の影響を受けておりますので、経済的負担の軽減にもつながります。また、補助を受けて公共交通機関の利用促進につながれば、事業者によるサービスの安定提供にもつながるものと考えております。

ただ一方、補助制度でございますので、財政負担が当然伴いますので、例えば、その対象とする範囲について、福祉の面から高齢者に限定するのか、あるいは多くの利用者がいる通勤通学者、さらには市民全般と広げていくのか、その制度設計については、やはり最少の経費で最大の効果が得られるようなところを慎重に検討する必要があります。制度導入を検討するに当たりましては、この事業効果、それから財政面も含めまして総合的に判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○大場 諭副議長 中村議員。

○中村よしお議員 まとめます。副市長、答弁ありがとうございます。例えば、市内で運行している京成バスについて申し上げますと、ゴールドパス、ダイヤモンドパスといった半年あるいは1年間、お得に路線バス乗り放題の乗車券があります。対象年齢は70歳以上ということであります。例えば、当該パスに市から補助を行うということも現実的な手法であるのではないのでしょうか。

物価高騰により影響を受けている市民の経済的負担の軽減や、移動手段である公共交通の維持にもつながる公共交通利用者補助制度の導入を強く要望し、中村よしおの一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○大場 諭副議長 この際、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時30分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○松永修巳議長 この際、こども政策部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの浅野さち議員の一般質問中、医療的ケアについて、(2)課題と今後の取組についての質問に対する答弁におきまして、「課題となる看護師等」を「課題となる保育士等」と申し上げましたが、正しくは「課題となる看護師等」でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○松永修巳議長 日程第1一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 創生市川の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて質問いたします。よろしくをお願いいたします。

教育界から議員となって4年、子どもたちのために今すべきことを一番に考え、議員活動を続けてまいりました。今回の一般質問で議員として一区切りとなりますけれども、今回も初心を忘れることなく、子どもに関わる質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず最初は、公立小学校の普通学級増に伴う人的、物的な環境整備について伺います。

児童生徒の1日を考えてみますと、朝8時頃に学校に行き、午前、午後の授業を受け、途中給食を頂いて、午後4時か5時ごろ帰宅すると、学校にいる時間はおよそ8時間となります。1日24時間ですから、睡眠を8時間取ったとすると、起きている時間は16時間、この半分ですね、これは学校にいるということになります。その他の時間が8時間。ということは、学校8時間、睡眠8時間、その他8時間、それで24時間、子どもたちはおよそこんな時間の使い方をしているというふうに思います。

このおよそ8時間いる学校の中で、子どもたちが一番多く時間を過ごすのは自分の教室です。私は、子どもたちが一番多くの時間を過ごすこの教室の環境、これが学校環境で最も大切というふうに思います。教室の物的な環境は、明るく、清潔、適度な温度と広さが基本ですが、昨今は、ICT機器の整備やエアコン等の空調設備など、昔の黒板とチョークと教卓があれば何とかなった時代から考えますと、教室のインフラは進歩し、これにかかる予算も昔の比では考えられません。また、教室の数を考えますと、ここ数年は増加傾向にあります。と申しますのも、国の段階的な35人学級の運用による学級増が見込まれ、これに児童生徒数の自然増による学級増が加わるため、確実な学級増が見込まれるからです。そして、教員不足が社会的な問題になりつつある今、学級増となった場合に、担任の先生がちゃんと配置されるのか心配されるところです。人的な環境が心配です。このような中、学級増となった場合の物的、人的な環境整備について伺っていきます。

まず最初に、学級が増える場合の物的、人的な基準について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、物的な環境の整備についてです。文部科学省から示されている小中学校施設整備指針や教育のICT化に向けた環境整備5年計画を踏まえ、学校やクラスごとに児童生徒に不利益、不均衡が生じないように整備を進めております。続いて、人的な環境の整備についてです。教諭や代替講師等県費負担教職員の配置は、令和4年3月に改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律に沿って千葉県教育委員会によって行われております。また、少人数指導教員や特別支援学級等補助教員、スクール・サポート・スタッフ等市費負担の補助教員等は、市川市教育委員会が学級増を踏まえた人員の確保に努めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 基準についてはよく分かりました。人的な環境のうち、担任と代替教員は県教委、それ以外の少人数補助教員、スクール・サポートは市教委が整備するという。物的環境については、国の指針や計画に沿って行っているということでした。

では、続けて伺います。もう少し具体的に、どのようなものをどのように整備していくのかお聞かせください



い。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学級増となる場合の人的な環境の整備につきましては、児童生徒数調査を定期的に行い、各学校における県費負担教職員の配置数について、県教育委員会と調整を図っております。また、特別支援学級を新規に開設する場合は、市費の特別支援学級等補助教員を配置いたします。物的な環境につきましては、エアコンなどの設備や教卓や背面ロッカーなどの備品については、新設の教室を整備する場合、既に学校に配備されているものを有効に活用した上で、不足分について予算を確保し追加整備を行っております。また、ICT教育の環境としましては、無線アクセスポイントを令和3年9月までに、4月の学級数1,094学級と職員室、理科室に整備いたしました。その際、学級増分も見込んで設置をしており、総数としては1,321台設置をしております。大型提示装置については普通学級に、中学校は平成31年度、小学校は令和2年度に設置し、現在総数としては1,187台設置しています。大型提示装置も無線アクセスポイントと同様、学級増を見込んだ数を設置しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 具体的な物的な環境整備について伺いました。人的にも環境整備について伺いました。私が子どもの頃と比べてはもちろんですし、初めて教員となった頃と比べても隔世の感がございます。特に、教室インフラとしてのエアコン設置は、これをちょっと調べましたら2020年のデータですが、文科省の発表によると、全国的な普通教室のエアコン設置率は95%、今ではもう当たり前のことなんですね。市川市にエアコンが設置されたのが今から15年ぐらい前と記憶しております。その当時は他市、他県に例を見ない先駆的な取組であったと記憶していますが、世の中の進歩の速さを感じます。さて、教室増となった場合、不足分については予算を確保するとのことでした。よろしく願いいたします。

ICT関係の無線アクセスポイントや大型提示装置についてですが、普通教室にインターネットにつなげるため無線アクセスポイントを設置するのは当たり前のことです。また、大型提示装置、これはプロジェクターやデジタルテレビ、電子黒板などの児童生徒に様々なことを分かりやすく伝える道具というふうに解されますけれども、市川市の場合は電子黒板を設置していると、このように理解しております。

ただいまの御答弁で、これらを学級増分を見込んで設置したということでもございましたけれども、どの程度を見込んで設置したのか、さらにお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

無線アクセスポイントも大型提示装置もリースでの契約のため、リース期間が終了するまでの学級増分を見込んで整備をいたしました。具体的には、無線アクセスポイントは、それぞれの学校の学級数より2台多く設置し、学級増の対応分としています。また、大型提示装置につきましては、小学校は整備した年の学級数より2台、中学校は同じく3台ずつ学級増の対応として設置しました。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ICT関係機器は既に見越して準備と、教育行政運営方針(2)の学校における学びには、デジタルツールを柔軟に活用して指導の個別化、学習の個性化を進めると、このように書いてございます。遅滞のない教育行政運営方針の具現化という点からも、子どもたちのための先を見越した準備を高く評価いたします。

では、具体的に令和5年度に予想している学級増の状況と、そのための環境整備状況はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和5年度につきましては、全校種合わせますと、令和4年度と比べ15学級前後の増加が見込まれております。この増加分の人的な環境整備につきましては、各学校における県費負担教職員の配置について、県教育委員会と調整を図り、適切な人員の確保ができるよう進めております。また、市費負担の補助教員等を必要数配置するための準備を進めております。物的な環境整備のうち、教卓などの備品につきましては、令和4年度12月定例会において補正予算の承認をいただき、新年度から使用できるように準備を進めているところです。無線アクセスポイント、大型提示装置共に学級増を見込んで設置をしていますので、令和5年度当初に想定される学級増に関しましては、市内全体で見ると数としては足りております。しかしながら、学級増により無線アクセスポイント、大型提示装置が不足となる学校も出てきますので、その場合には市内全体で調整を図り、不足する学校には余剰のある学校から移設を行うことにより対応をいたします。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 15学級増ということで、大変だと思いますがよろしく願います。

教育は人なりと言われます。これは、教育は人間によって行われる、どんなに時代が変わり、技術が発達しても、子どもを豊かに育て能力を引き出すことができるのは教師という人間にかかっている、こういう意味です。公立学校の教員の確保は県の教育委員会の仕事と理解していますが、教員不足が社会問題となる中、4月当初に担任がないということのないよう、県との連絡調整を密にしていきたいと思っております。

物的環境につきましては、校内はもちろん、市内全体で過不足の調整を行い対応すること、よろしく願います。

学級増に伴う人的、物的な環境整備について伺ってまいりましたが、かなり細かく準備されているのが分かりました。しかし、そうは言っても課題はあろうかと思っております。現状の課題と今後の展開についてお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

人的な環境の整備の課題につきましては、これまで年度当初の時点では、担任業務を行う教職員の配置はできておりましたが、ここ数年、全国的な教職員不足により出産休暇等により年度途中で欠員が生じた場合、代替教員となる県費負担教職員を配置することが難しい状況にあります。教職員の多忙が大きな問題となっている中、欠員が生じ、教職員にさらなる負担が生じてしまうことは、教職員の健康維持だけでなく、子どもたちへのきめ細かな指導へも影響すると懸念しております。教育委員会としましては、教職員の働き方改革を一層進めていくことに加え、代替教職員の配置が難しい場合は、市費負担の補助教職員等を積極的に配置するなど、欠員による負担増を最小限にできるよう努めるとともに、引き続き代替教職員の確保に尽力してまいります。

物的環境の整備につきましては適切に対応しているところですが、今後も学校ごとに学級の増減が見込まれるため、市内全体での調整が必要であると考えております。今後も学級増によって児童生徒に不利益、不均衡が生じないように、適切な人的・物的整備を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 やはり教員の確保が大きな課題というのがよく分かりました。年度途中の欠員に対し、県補助教員を配置することが難しいとのことですが、これも大事な教育環境整備です。配置が難しく欠員となった場合、一般的に教務主任、担任が兼務することになることの弊害については、さきの12月定例会でも指摘したところですが。年度末の今、このような兼務しているのはどのくらいか、人数だけお聞かせください。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

令和5年2月11日現在、欠員のため学級担任を兼任している教頭は2名、教務主任は12名おります。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 合わせて14、多過ぎます。また、教頭も2名ですか、頭が下がります。男性の育休について本会議でも話題となっておりますけれども、これらの学校では話題にすら上げられないでしょう。私は、この兼務している14名は、本来の仕事にプラスして担任の仕事もしているわけですから、給料もその分払うべきですよ。しかも、配置されないということは、配置されるべき人に支払う給料が残っているんですから、その分を兼務している人たちに支払うべきだと私は思います。担任の配置は県の仕事ですので県が考えなければいけないことですが、もし市費で担任を配置できるとしたら、給料を上げ、待遇をよくすることを提唱します。そう思うと思います。よい人材を集めようと本気で考える企業では、もう当たり前のことだというふうに私は思います。県や国が抜本的な改革を断行し教員不足という課題に取り組まない限り、しばらくはこの状態が続いてしまうと予想できます。

この項をまとめますと、年度当初の学級増に対する人的、物的な環境整備はおおむね良好と言えるが、年度途中の欠員等の人的環境には課題が残るということが分かりました。ここ数年は確実な学級増が続きますので、これは毎年になりますが、子どもたちのため、適切な人的、物的な環境整備と、そのための予算配備をよろしく願います。

また、欠員により教務主任や教頭が担任を兼務する事態になってしまったら、市川市としてスクール・サポート等のマンパワーを増やし、担任を兼務する、倍の仕事をする人たちの仕事量の軽減を図ることを必ずやっていたきたい、このことも強く要望して次の質問に移ります。

令和4年3月、妙典少年野球場が供用開始となりました。とてもすばらしいスタジアムで、野球を楽しむ少年たちや、少年野球の関係者の喜ぶ顔が目につかんでまいります。しかし、サッカー関係者から見ると複雑な気持ちです。なぜかと申しますと、平成30年3月、約2,500名のサッカー少年及び多くのサッカー関係者に親しまれていた市内唯一の人工芝の少年サッカーグラウンドを有する中国分スポーツ広場が閉鎖、廃止されました。サッカー協会としましては、閉鎖、廃止となる前年の平成29年8月に、当時の大久保市長に対し、代替の人工芝サッカー場の新設を要望しており、サッカー関係者は市内で次に整備されるのは少年サッカー場という大きな期待を抱いておりました。しかし、次に整備されたのはサッカー施設ではなく野球施設であったということで、大きく期待を裏切られたものとなりました。なぜサッカー場ではなく野球場なのか、納得できない方も多数おいでです。また、サッカー関係者からは、この野球場設立の計画が立てられた時期が中国分スポーツ広場が閉鎖、廃止となった時期と重なることから、詳細を知りたいとの御意見も頂戴しております。そこで、この野球場整備の経緯と、この地域のスポーツ施設計画について伺ってまいります。

まず最初に、妙典少年野球場が整備された経緯についてお聞かせください。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 ぴあばーく妙典は、地域のコミュニティーを醸成するエリアとして平成19年度に基本構

想を策定いたしました。当初のスポーツ施設の設置案といたしましては、現在のびあば一く妙典内には体育館を、また隣接地の千葉県が建設しております江戸川第一終末処理場の上部を活用しまして野球場やサッカー場などを整備し、これらの一体的な利用を図る考えでありました。しかしながら、平成23年3月に発生しました東日本大震災の影響で、それまで使っていた江戸川河川敷の野球場が使用できなくなったことにより、びあば一く妙典内の体育館建設予定地に当面の間、暫定的に少年野球場を整備することとし、その翌年、平成24年4月から供用を開始しました。その後、平成30年度に国土交通省が行う高規格堤防、いわゆるスーパー堤防整備の進捗に合わせて、びあば一く妙典の整備計画を策定する際に、事業用地内で供用されておりましたこの暫定少年野球場を含む2面の野球場について、他の施設の配置上、この2面を1面に縮小することとして、また、この1面についてはこれまで課題となっていた設備など野球関係者の意見を取り入れた上で、新たに妙典少年野球場として整備することとしたものであります。なお、暫定少年野球場については令和4年、昨年3月、この妙典少年野球場の供用開始に合わせて廃止をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 元々江戸川第一終末処理場の上部に野球場、サッカー場、びあば一く妙典の場所には体育館を造る計画であったと。平成23年に震災の影響で野球場が使えなくなったため、体育館を造る予定の場所に、当面の間、暫定的に少年野球場を整備したと。平成30年にびあば一く妙典の整備計画を策定する際、暫定を含む2面の野球場に代わる形で妙典少年野球場を整備したと理解しました。

続けて伺います。体育館を造る予定の場所に暫定的な野球場を造り、その野球場を潰す形で妙典少年野球場を造っていると。暫定少年野球場から妙典少年野球場に、いつ、どのように、どのような考えで計画が変わったのか、お聞かせください。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 まず、当時、現びあば一く妙典の整備構想に関わった行徳臨海部のまちづくりの方向性を検討するための会議体がありまして、これは行徳臨海部まちづくり懇談会というんですけれども、こちらにおきまして、体育館設置予定の用地に当面の間少年野球場を整備したい旨、説明を行った上で、平成23年度に暫定少年野球場をまず整備しております。その後、びあば一く妙典の整備に当たりまして、妙典地区は当時保育園の待機児童が多いことや、南部地域には児童発達支援施設がないなどの諸課題がありまして、地域に不足している施設を早期に整備する必要があったことから、庁内の関係部署による議論を経まして、平成30年度に現配置計画を策定しました。その際に、整備構想では江戸川第一終末処理場上部を活用する予定であった野球場については、処理場の工事が相当長期間を要することから、びあば一く妙典内に妙典少年野球場として整備する計画といたしました。また、その施設配置については、主に子どもたちが利用する保育園、児童発達支援センター、子ども施設の3施設は、まとまった敷地で一体性を持たせるため、暫定少年野球場がありました敷地を含めて市街地側に配置し、また、妙典少年野球場及び公園については江戸川側に配置して整備をすることとしたものであります。

以上です。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。

確認ですけれども、暫定少年野球場を整備した平成23年には、妙典少年野球場を造る予定はなかったということよろしいですか。

それから、暫定少年野球場を整備するきっかけとなった震災の影響で使用できなくなった河川敷の野球場は、

その後どうなったか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 おっしゃるとおりでありまして、現びあば一く妙典の整備計画を策定しました平成30年度までは、新たに妙典少年野球場を整備する計画というのはございませんでした。また、被災した河川敷の野球場3面のうち2面については、その後復旧をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 続けて伺います。暫定少年野球場と妙典少年野球場の整備費用をお教えてください。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 それぞれの整備費を申し上げます。平成24年に供用を開始しました暫定少年野球場が約4,000万円かかっております。そして、昨年供用開始しました妙典少年野球場が、雨水貯留施設整備がありまして、この費用が約1億7,000万ですが、この1億7,000万円を含めて、合計で約5億7,000万円かかっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 暫定でもおよそ4,000万、1億7,000万これから引きますと4億ですか。4億円かかっているということ、よく分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。びあば一く妙典は、整備について先ほどもお話しありましたように、以前から行徳臨海部まちづくり懇談会等で地域との合意形成を図っているように思います。市民の声はいつ、どのように反映されているか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 これまで複数の説明会において、市民の皆さんの声を伺っております。まず、平成20年8月に、これは全市民を対象とした都市計画公園の変更素案に関する説明会を開催しまして、当該エリアに公園、体育館及び研修所、そして障がい者施設の設置を検討していることを説明いたしました。その後、平成30年12月にはびあば一く妙典周辺の東行徳自治会や、妙典南自治会など13の自治会及び自治会連合会関係者の方に対して、施設の配置計画について説明会を開催いたしました。また、令和2年12月には、この事業の進捗に伴いまして具体的な整備に関する説明会を開催しております。

これまでの説明会でいただいた御意見といたしましては、多世代の方々が集い、交流ができる屋内施設の設置や、屋外には子どもたちが自由に遊べる広場の設置、また、バスケットゴールの設置などの具体的な要望もありまして、これらを可能な範囲で整備に反映させる計画としております。なお、これらの説明会においては、その他のスポーツ施設の設置に関する要望は出ておりませんでした。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 続けて伺います。先ほどの少年野球場の経緯からしますと、平成30年に体育館建設予定地に暫定的に少年野球場を造るという考えから、体育館は造らずに妙典少年野球場を建設するという考えに大きく計画が変更となっているというふうに思います。この変更に対して市民の声はどのように聞いたのか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 このびあば一く妙典の整備に当たりましては、長年行徳地域において課題となっていました子ども関係施設の不足解消や、公園などの整備により、地域コミュニティーの形成を図ることを主な目的と

していたことから、周辺の13の自治会及び自治会連合会関係者に対して説明を行いました。なお、市内全域の市民の方及び各種団体を対象とした説明及び意見の聴取は行っておりません。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 次の質問に移ります。では、妙典少年野球場の整備はどのような議論があって行われたのか、他のスポーツ施設は検討されなかったのか伺います。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 平成30年度に策定した配置計画におきましては、当時、既に平成23年度に整備しました暫定少年野球場を含む2面の少年野球場が供用されていたことから、この少年野球場としての用途はそのまま継承し、計画に反映させることといたしました。当時少年野球場以外の他のスポーツ施設の設置というのは検討しておりませんでした。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。ここまでをるるお伺いしましたが、まとめてみますと、平成30年を境に大きな変化があったということはよく分かりました。この平成30年という年は、村越前市長就任の年と重なります。ちなみに、私が議員となる1年前でございます。事実としてよく分かってまいりましたのは、元々江戸川第一終末処理場の上部に野球場、サッカー場、ぴあばーく妙典の場所には体育館を造るという一体利用の計画だったと。平成23年に東関東大震災の影響で野球場が使用できなくなったため、およそ4,000万円かけて体育館を造る予定の場所に当面の間、暫定的に、これは仮にということですね、少年野球場を整備した。東関東大震災で使えなくなった、被災したこの根拠となった野球場の被災のところですが、その後使えるように改修した。平成30年にぴあばーく妙典の整備計画を策定する際、江戸川第一終末処理場の上部利用が難しいことから、およそ4,000万円かけて造った暫定野球場を潰して、暫定を含む2面の野球場に変わる形で妙典少年野球場を整備することにした。このとき、江戸川第一終末処理場の上部には、野球場、サッカー場、ぴあばーく妙典の場所には体育館を造るという当初の計画、この上部利用と一体となった計画はもうなくなった。また、このとき、広く市民には意見を聞いていないし、他のスポーツ施設を造るという考えはなかった、まとめるとこういうことだと思います。

経緯を伺って思うことを何点か述べさせていただきます。平成29年8月に中国分スポーツ広場が廃止となることを受けて、代替の人工芝サッカー場の建設を要望していますが、平成30年の時点で江戸川第一終末処理場の上部利用が難しいと判断した際に少年野球場のことが話し合われ、サッカー場のことについては話し合われもせず、他のスポーツ施設を造るという考えはなかったとしていることに驚きを隠せません。市民の切実な要望を全く無視しているとしか、サッカー関係者からは思えません。また、震災で被災した野球場の代わりに暫定野球場を造ったわけですが、被災した野球場も直しているわけですから、野球場がそれだけ元に戻ったということになります。増えている。しかも、およそ4,000万円かけて、これは整備された当時は途中で考えが変わっていますから、長く使うことを想定したと思いますよ、4,000万円。それを簡単に潰して、約4億円かけて妙典少年野球場を造っていると、このことにも大きな違和感を感じます。

妙典少年野球場の整備の経緯について詳細を伺ってきましたが、詳細を知れば知るほど納得できないことが膨らみますとだけ申し上げて、次の質問に移ります。

先ほどの答弁で、江戸川終末処理場の上部との一体利用を考えていたが、利用できるまで時間を要することから妙典少年野球場を整備したということでした。この地域のスポーツ施設の整備計画、これについてお聞かせく

ださい。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 ぴあぴく妙典の南側に、現在千葉県が建設しております江戸川第一終末処理場がございます。この終末処理場が完成しますと、現在福栄にあります江戸川第二終末処理場と同様に、施設の上部をスポーツ施設などに利用することが可能であると考えています。市では、平成21年5月に千葉県に対して、この処理場の上部利用を計画する際は、スポーツ施設や公園施設の設置など、周辺住民の方々や市の意見を尊重していただきたい旨、要望をしております。江戸川第一終末処理場は現在も工事が継続しております、全てが完成する時期は未定であります、今後も千葉県との連絡を密にしまして、工事の進捗を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 さらに伺いますが、この場所に、県との計画にサッカー場の整備は明記されているのでしょうか、お聞かせください。

○松永修巳議長 菊田行徳支所長。

○菊田滋也行徳支所長 千葉県に確認したところ、現在具体的な計画はないとのことですが、今後計画を策定する際には周辺住民の方々や本市にも意見を求める考えであると伺っています。市といたしましては、サッカー場やテニスコート、また公園施設など、必要な施設を精査しまして千葉県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 現在、第2期市川市スポーツ推進計画のパブリックコメントを文化スポーツ部のほうで行っています。この計画の10ページ、後で御覧いただければと思いますが、スポーツ施設の一覧が載っております。細かく見ていきますと、施設の用途の欄に野球、軟式野球、少年野球と書かれた施設は全部で27施設、サッカーと書かれた施設は僅かに3つ。ちなみに、少年野球と書かれた施設は17か所、少年サッカーと書かれた場所は1か所です。どう考えても不公平、市民の適切なニーズに答えているとは思えません。江戸川終末処理場の上部利用には長い時間がかかるとの判断ですが、上部利用の計画を立てる場合はサッカー場を入れるように強く要望いたします。

また、今後市内においてスポーツ施設計画作成の際は、市内全体のバランスという点、不公平解消という点からサッカー場の設置を強く要望いたします。

今日は、妙典少年野球場の経緯と江戸川終末処理場の上部利用について伺いました。お間違えいただきたくないのは、妙典少年野球場を否定しているわけではありません。子どもたちのために必要との判断で整備されたのですから尊重します。しかし、お願いしたいのは、少年野球であれだけのものを造ったならば、少年サッカー場も同じように整備してほしい、市民のニーズを考えて公平にお願いしたい、このことに尽きます。妙典少年野球場と同等の人工芝の少年サッカー場の新設、これを強く要望して、次の質問に移ります。

○松永修巳議長 確認しますけれども、先ほど質問の中で「東関東大震災」と言われたようではありますが、「東日本大震災」と思います。訂正してください。

○石原たかゆき議員 すみません、訂正いたします。「東日本」でございます。申し訳ありません。

○松永修巳議長 どうぞ。

○石原たかゆき議員 公園の整備と利用について伺ってまいります。

現在、市川市の公園の多くは、ボール遊びができてサッカーや野球をすることは禁止されています。今の子どもたちは、サッカーや野球をしたいと思ったらサッカーチームや野球チームに入るしかありません。先ほど質問で話した少年サッカーチームや野球チームですね。これに入るしか、このようなチームに属しないとサッカーが、野球ができない状況です。また、体力向上の面から見ると、小中学生のスポーツテストの成績は年々落ちてきています。学校の体育の時間だけで体力をつけるのは無理がありますから、学校外でたくさん運動してほしいのですが、少年サッカーチームや少年野球チームに所属している子はいいとして、このようなチームに所属しない子どもたちが心配です。サッカーや野球をしたいと思っても、どこにもやる場所がありませんから。このような考えから、今まで議会においてもサッカーや野球のできる公園を増やすよう要望してまいりました。

そこでお伺いします。市が考える公園の利用法と、なぜボールを使った遊びを禁止しているのか、質問の1番と2番を併せてお伺いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 初めに、本市が考える公園の利用方法についてでございます。本市の公園や児童遊園地は、その多くが小規模なものであり、これらの公園等の利用方法は、日中は小さなお子さんを連れた親子や、夕方は学校が終わった後の子どもたちの遊び場として、また、地域の祭りや餅つき大会のような地域交流の場として、主に地域の方々に御利用いただいていると考えております。一方で、大洲防災公園や広尾防災公園など大規模な公園は、スポーツやバーベキューなど小規模な公園にはない機能があり、市内各所から御利用いただいているとともに、災害時には避難場所としても利用されることとなります。

次に、ボールを使った遊びを禁止している公園が数多く存在している理由についてでございます。公園は、都市公園条例において、他の利用者の身体に危害を及ぼすおそれのある行為を禁止しております。大規模な公園では、公園の一部をフェンスで囲み一般の利用者と分離して、子どもたちが自由にボール遊びをすることができるボール遊び専用の広場が整備されているところもあります。しかしながら、本市に多くある小規模な公園は、広場が狭いため、大勢でボール遊びを行っている小さな子どもや高齢者などが利用できないことや、硬いボールがそれで他の利用者に当たる危険などがあるため、看板を設置して、他の利用者の迷惑となるボール遊びはしないよう注意を呼びかけております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ありがとうございます。他の利用者に危害を及ぼすおそれのある行為ということで、サッカーと野球は絵入りでバットがついている公園が多々あるんですね。ですから、一切やってはいけないと子どもたちは判断する形です。お話ししておきます。私は、令和2年6月定例会において、ボール遊びのできる公園の増設の検討をお願いしました。これについて進捗状況をお聞かせください。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 主に小規模な公園におけるボール遊びについて検討いたしました。行徳地域のある公園におきましては、遊具や休憩施設等とは別に広場があり、ボール遊びと他の利用が分離できるため、広場外周への防球ネットの整備を地元の自治会に提案したところ、自治会からは、防球ネットを設置すると景観が悪くなることや、ボールが弾んだり、防球ネットやその支柱に当たった際の音や深夜までの利用、また、試合形式に利用した際の歓声などの騒音といった問題が懸念されるとの御意見がございました。また、中部地域のある公園では、既に広場の外周に防球ネットが設置され、ボール遊びと他の利用が分離されておりますが、この公園に隣接してお住まいの方々からは、防球ネットを飛び越えたボールでガラスが割れた、騒ぎ声やボールを蹴る音がうるさく体調が悪くなった、ボール遊びができないように遊具等を設置できないかなど、様々な声をいただいております。



ます。このような場合には、利用者の利用方法を改善するために一定期間職員が公園に行き、ボール遊びをしている方々に、近隣にお住まいの方々の御迷惑となるような大きな声を出すことや、支柱など硬く大きな音が出る場所にボールをぶつけたり、防球ネットを越えるようなボール遊びをしないよう注意喚起をしておりますが、注意喚起等を行ってからしばらく時間が経つと、近隣の方々からまた同様の御要望、苦情等をいただくようになります。

このように、子どもたちが自由にボール遊びを行える公園を増やしてほしいと望まれる一方で、近隣の方々からは、迷惑になるのでボール遊びを禁止してほしいという声も多くいただき、自由にボール遊びのできる公園を設けることは厳しい状況であります。このような中でも、現在、公園の状況や近隣の条件等を満たした上でボール遊びのできる公園や広場を12か所指定し、その情報を集約したページを市の公式ウェブサイトに掲載いたしました。あわせて、ボール遊びで迷惑しているとの御意見等をいただいている公園には、近隣のボール遊びができる公園の情報及び12か所の公園を紹介している市のウェブページのQRコードを掲載し御案内しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 まず、全市的にボール遊びのできる公園の増設を、小さい公園も含めて検討してください、ありがとうございました。

続けて伺います。小さい公園は近隣の方々の理解を得ることが難しいということで、12か所ボール遊びお勧めの公園、広場として指定したということ、それをQRで分かりやすくしていると、よく分かりました。ぜひこのQRは広めていただきたいというふうに思います。また、この12か所については、私はかなりいろんなところを回っていますので改めて確認させていただきますが、私が見た限りでは、大洲防災公園、里見公園分園、塩焼中央公園、行徳中央公園、南行徳公園、東海面公園の広場は、子どもたちがボール遊びをしやすいと思います。確認していただきたい。

そこでさらになんですが、これらの公園の広場をぜひ人工芝化して、さらに快適にボール遊びができるようにできないか伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 御提案いただいた6か所の公園のうち、東海面公園につきましては、ボール遊びと他の利用が分離できる公園でないことからボール遊びのできる公園に指定しておりませんが、他の5か所の公園につきましては、ボール遊びのできる12公園のうちに含まれております。

人工芝につきましては、土や泥で汚れることなく気持ちよく運動できることや、天然芝に比べ維持管理の手間や費用がかからないなどのメリットがございます。既に人工芝で整備されている広尾防災公園の健康の広場では、平日でも学校が終わった後に、小学生だけでなく中学生や大学生など多くの方々に御利用いただいております。5か所の公園につきましても、さらに快適に御利用いただくために人工芝化は有効であると思われれます。しかしながら、5か所の公園は多くの団体が定期的に様々な使い方をしておりますので、人工芝化して利用に支障が生じないかなどを確認する必要があるとともに、整備に当たっては、初期費用や経年劣化による交換が高額であるといった課題もありますので、慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員 ぜひ検討してください、よろしく願いいたします。

今後について伺います。今後、さらにボール遊びのできる公園を増やす予定はないでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** ボール遊びができる公園を増やすためには、市内公園の大部分を占める小規模な公園においてボール遊びができるようにしていく必要がありますが、小規模な公園におきましては、これまでの検討からボール遊び専用スペースを分離整備することは難しい状況であります。したがって、今後は試験的に他の利用者に危険を及ぼすおそれがあり迷惑となるボール遊びを禁止するのではなく、他の利用者に危険を及ぼすおそれがなく迷惑とならないボール遊びについて具体的に指定し、利用してもらうことを考えております。例えば、利用可能な遊び方として、野球であれば、柔らかなボールやプラスチックバットの使用や、サッカーであれば、ドリブルやリフティングといった利用に限定するなど、具体的なボールの遊び方を決めた上で看板等で周知し、その利用状況を確認していきたいと考えております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 石原たかゆき議員。

**○石原たかゆき議員** ありがとうございます。先ほどもお話ししましたように、ある掲示板はサッカーあるいは野球という子どもがやっている姿を出してバツェンがついているんですね。そうすると、全て駄目だということに判断してしまいますから、その中でもできること、一律に禁止ではなくてできることを例示していくと、ぜひこの方向でお願いしたいというふうに思います。

今後についてさらに伺います。現在あるものの有効利用として、先ほども話題に出ました広尾の防災公園健康の広場ですけれども、せっかくの人工芝のサッカーグラウンドですが、大会は開催できないということで非常にもったいない状況が今続いております。子どもたちの大会開催を可能にできないか、お聞かせください。

**○松永修巳議長** 森田文化スポーツ部長。

**○森田敏裕文化スポーツ部長** お答えいたします。

広尾防災公園の健康の広場は、小学6年生以下の子どもたちが日常的にボールや軽スポーツ等を楽しむことができる広場として平成22年4月に開園いたしました。その後、令和元年度には人工芝として再整備を行い、その人工芝には少年サッカー、少年野球及びフットベース用のラインが引かれており、多目的に利用されている施設でございます。この健康の広場は、当初整備の際、近隣自治会と協議をしながら運用方法を決めた経緯があり、サッカー、野球などの利用者を小学生までとすることや、大会は行わず練習のみで利用することなどを取り決めております。このため、大会の実施につきましては、声援やアナウンス等への御理解を得ることや、駐車場の確保などの課題がございます。これらのことから、御要望の健康の広場での大会利用につきましては、近隣自治会や関係団体と協議を進めていくことについて、今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** 石原たかゆき議員。

**○石原たかゆき議員** ぜひ検討をお願いします。一緒に検討していきたいというふうに思います。

公園の整備と利用について伺ってまいりました。今の子どもたちは、実はスポーツは習い事と思っています。先ほども言いましたように、サッカーの団体あるいは野球の団体、そういうところに属す習い事、そんなふうに思っています。そうすると、習う子と習わない子、習わない子が遊ぶ場所がないわけです。どこに行っても何もできないわけです。これを何とかしなきゃいけないという場所として、公園の整備をお願いしたい、これが今日の質問の趣旨でございます。少なくとも、大きな公園はそういった子どもたちが遊べるようにしてほしい、そして、できることなら人工芝の上でボール遊びをお願いしたい、このように考えます。

人工芝は、実は少年がやろうとすると今はこの健康広場と、あるいは国府台の陸上競技場があります。先日、実は就学前の子のサッカースクールを行いました。これは国府台がうまく取れましたので、午後から2時間ぐらい就学前の子約80名ぐらい来しました。ジェフの育成コーチが10人ぐらい来て子どもたちが楽しんだんですが、人

工芝で天気がいいですから、これは子どもたちはもうにこにこしてサッカーに興じました。こういった姿を見ると、あれはやっぱり土じゃ駄目なんですね。やっぱり人工芝、芝生の上がいいんです。転んでもけがしません。幾らでも走ります。転ぶことはいとわなくなりますよね、ああいう状況をやはりつくっていきたいというふうに、切に思います。ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

健康寿命日本一、これを市長は掲げられました。私は、この年代からもう始まっているのではないかというふうに思います。スポーツを習う子と習わない子の話をしましたが、習わない子がそのまま大人になったときのことを考えるとぞっとします。しかも、圧倒的に習わない子のほうが多いんです。健康寿命日本一を目指す、であれば、この習わない子に焦点を当てた施策は重要なかもしれません。これは指摘しておきます。

ぜひ子どもたちのニーズに合わせた公園の整備や利用は、健康寿命日本一への第一歩と捉え、子どもの目線を多く取り入れた公園の整備や利用の検討をお願いしたい、このことを強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時27分散会

第 9 日

令和5年3月13日（月曜日）

## 令和5年2月市川市議会定例会議事日程（第9号）

令和5年3月13日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問 中町けい議員、秋本のり子議員、つちや正順議員、かつまた竜大議員
- 第2 議案第80号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第3 議案第81号 監査委員の選任について
- 第4 議案第82号 固定資産評価員の選任について
- 第5 発議第14号 市川市議会委員会条例の一部改正について
- 第6 発議第15号 保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出について
- 第7 発議第16号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について
- 第8 発議第17号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について
- 第9 発議第18号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について
- 第10 発議第19号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出について
- 第11 発議第20号 市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第80号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 日程第3 議案第81号 監査委員の選任について
- 日程第4 議案第82号 固定資産評価員の選任について
- 日程追加 議案第80号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 発議第14号 市川市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 発議第15号 保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第16号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について
- 日程第8 発議第17号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第18号 アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第19号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第20号 市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について

---

出席議員 42名

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| や | な | ぎ | 美 | 智 | 子 |
| さ | と | う | ゆ | き | の |
| 長 |   | 友 | 正 |   | 徳 |
| 佐 |   | 直 | 友 |   | 樹 |
| つ | ち | や | 正 |   | 順 |
| 小 | 山 | 田 | 直 |   | 人 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| つ | か | こ | し | た | か | の | り |
| 鈴 |   |   | 木 | 雅 |   |   | 斗 |
| 国 |   |   | 松 | ひ | ろ |   | き |
| 石 |   |   | 原 | た | か | ゆ | き |
| 清 |   |   | 水 | み | な |   | 子 |
| 廣 |   |   | 田 | 徳 |   |   | 子 |
| 増 |   |   | 田 | 好 |   |   | 秀 |
| 中 |   |   | 町 | け |   |   | い |
| 久 | 保 |   | 川 | 隆 |   |   | 志 |
| 浅 |   |   | 野 | さ |   |   | ち |
| 中 |   |   | 村 | よ | し |   | お |
| 細 |   |   | 田 | 伸 |   |   | 一 |
| 石 |   |   | 原 | み | さ |   | 子 |
| 青 |   |   | 山 | ひ | ろ | か | ず |
| 大 | 久 |   | 保 | た | か |   | し |
| 小 |   |   | 泉 | 文 |   |   | 人 |
| 高 |   |   | 坂 |   |   |   | 進 |
| 金 |   |   | 子 | 貞 |   |   | 作 |
| 秋 |   |   | 本 | の | り |   | 子 |
| か | つ | ま | た | 竜 |   |   | 大 |
| 西 |   |   | 村 |   |   |   | 敦 |
| 宮 |   |   | 本 |   |   |   | 均 |
| 中 |   |   | 山 | 幸 |   |   | 紀 |
| 松 |   |   | 永 | 鉄 |   |   | 兵 |
| 荒 |   |   | 木 | 詩 |   |   | 郎 |
| 石 |   |   | 原 | よ | し | の | り |
| 加 |   |   | 藤 | 武 |   |   | 央 |
| 稲 |   |   | 葉 | 健 |   |   | 二 |
| 越 |   |   | 川 | 雅 |   |   | 史 |
| 大 |   |   | 場 |   |   |   | 諭 |
| 堀 |   |   | 越 |   |   |   | 優 |
| か | い |   | づ |   |   |   | 勉 |
| 松 |   |   | 井 |   |   |   | 努 |
| 竹 |   |   | 内 | 清 |   |   | 海 |
| 松 |   |   | 永 | 修 |   |   | 巳 |
| 岩 |   |   | 井 | 清 |   |   | 郎 |

欠 席 議 員

な し

説明のため出席した者の職氏名

|           |       |
|-----------|-------|
| 副市長       | 松丸多一  |
| 代表監査委員    | 菅原卓雄  |
| 教育長       | 田中庸惠  |
| 危機管理監     | 水野雅雄  |
| 広報室長      | 麻生文喜  |
| 総務部長      | 植草耕一  |
| 中核市準備担当理事 | 鹿倉信一  |
| 企画部長      | 小沢俊也  |
| 財政部長      | 稲葉清孝  |
| 情報政策部長    | 佐藤敏和  |
| 文化スポーツ部長  | 森田敏裕  |
| 市民部長      | 蛸島和紀  |
| 経済部長      | 小塚眞康  |
| 観光部長      | 関武彦   |
| 福祉部長      | 立場久美子 |
| 子ども政策部長   | 秋本賢一  |
| 保健部長      | 二宮賢司  |
| 環境部長      | 根本泰雄  |
| 街づくり部長    | 川島俊介  |
| 道路交通部長    | 藤田泰博  |
| 水と緑の部長    | 高久利明  |
| 行徳支所長     | 菊田滋也  |
| 消防局長      | 本住敏   |
| 選挙管理委員会会長 | 小林茂雄  |
| 事務局局長     | 藤城久保  |
| 農業委員会事務局長 | 板垣道佳  |
| 会計管理者     | 小倉貴志  |
| 教育次長      | 永田治   |
| 生涯学習部長    | 藤井義康  |
| 学校教育部長    |       |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 小泉貞之  |
| 事務局次長  | 六郷真紀子 |
| (議事担当) |       |
| 主幹     | 米津孝成  |
| 副主幹    | 金子貴一  |
| 主査     | 尾本悠   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主 | 任 | 書 | 記 | 北 | 川 | 陽 | 介 |
| 主 | 任 | 書 | 記 | 高 | 柳 | 陽 | 一 |

(調査担当)

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主 |   |   | 幹 | 上 | 原 |   | 高 |
| 主 |   |   | 査 | 前 | 田 |   | 悠 |
| 主 |   |   | 査 | 岡 | 澤 | 英 | 康 |
| 主 | 任 | 書 | 記 | 荒 | 木 | 智 | 貴 |
| 書 |   |   | 記 | 福 | 井 | 寿 | 明 |

---



## 会 議

午前10時開議

○松永修巳議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○松永修巳議長 日程第1 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

中町けい議員。

○中町けい議員 おはようございます。会派市民の声の中町けいでございます。これより一問一答にて一般質問させていただきます。

なお、項目が多岐にわたりますので、なるべくテンポよく質問させていただきますので、理事者の皆様方には簡潔に御答弁いただきますよう、御協力をお願いいたしまして質問に入ります。

大項目1番、サイバー対策の状況と危機管理体制についてになります。

サイバーリスクが年々増えています。記憶に新しいところでは、昨年10月31日に大阪・住吉区の大阪急性期・総合医療センターでランサムウェアと呼ばれる身代金要求型のウイルスによるサイバー攻撃を受けて電子カルテなどのシステムに障害が発生しました。サイバー攻撃を受けた病院はカルテが見れず、システムの復旧まで時間を要し、その間、業務が停止されました。このような事例は病院のみならず、一般企業においても同様で、特にランサムウェアと呼ばれる身代金要求型のコンピューターウイルスによる被害が年々増えているそうです。膨大な個人情報や日々の行政サービスを遅滞なく提供するために、今後、行政が標的にされる可能性は十分あると思います。日頃から対策を講じていかなければなりません。

そこで、現在の本市のサイバー対策について伺います。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

ランサムウェアによるサイバー攻撃につきましては、警視庁の調べによりますと、令和4年上半期の企業、団体などにおける被害が前年の約2倍となっており、本市としても徹底した対策が必要と認識しております。こうしたサイバー攻撃は一般的にインターネットを経由して行われますが、本市では、住民情報などの機密性の高い情報を扱うシステムはインターネットから分離して構築、運用することで安全性を確保しております。また、毎年度、全職員を対象にサイバー攻撃対策を含む情報セキュリティ研修を実施するとともに、委託事業者に対しても、本市の情報セキュリティ対策と同等のレベルを義務づけるなど、安全管理を徹底しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 機密性の高い情報はネットから分離をして安全性を確保しているということで理解しました。

今後、どのような手口が発生するか分かりませんので、サイバー被害に遭ったときに実際にどう対応するのかの危機管理まで視野に入れたほうがよいと思います。被害に遭ってから身代金を要求されるケースもありますので、実務的な対応として、復旧作業は誰がどのように対応するのか、その間の行政サービスの提供方法はどうか。被害が発生した場合は求められる対応が多岐にわたります。狙われやすい特徴として、システムやネットワーク接続の脆弱性が狙われるケースや、ターゲットの関連企業や取引先に攻撃を仕掛けるサプライチェーン攻撃などがあり、被害に遭わないためにシステムをアップデートし、常に最新の状態にしていくことや攻撃の特徴を知ることが大切だそうです。

そこで1点、再質問します。被害に遭わないために日々の保守管理や職員向けの管理マニュアルの徹底などは

どうされているのか。

また、実際に被害に遭ったときに備えてどのような危機管理体制なのかお伺いします。

○松永修巳議長 佐藤情報政策部長。

○佐藤敏和情報政策部長 お答えいたします。

情報システムの保守管理や危機管理体制につきましては、平成15年に策定した市川市情報セキュリティポリシーに定めており、職員向け管理マニュアルとしても活用しているところです。定められた内容を具体的に申し上げますと、サイバー攻撃を想定し、ハード機器やソフトウェアのアップデートを随時行うことや、利用者IDやパスワードなどの取扱いの注意点などを明確化しております。また、危機管理体制につきましては、情報政策部長を筆頭とした情報セキュリティ事故対策の専門チームを設置し、庁内の各部門を横断して対応することを規定しております。

なお、深刻な被害が生じた場合には、内閣サイバーセキュリティセンター、総務省、千葉県及び千葉県警察本部とも連携し、対応する体制となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 平時から引き続きの対策と、被害を受けた際の危機管理体制の構築をお願いいたします。万一、不正アクセスされシステムが改ざんされた場合に復旧作業など、かなり専門性の高い処置が必要となるケースがあると聞いていますので、今後の備えとして、専門家との協定なども場合によっては視野に入れておいたほうがよいと思います。

以上でこの項目の質問は終了します。

次に、大項目、特定空家対策についてになります。

1番、空家等の有効活用等に関する相談業務協定の内容についてです。

本年1月30日に一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部並びに公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部との空き家等に関する相談業務協定を締結されていますが、この締結の具体的な内容と今後の取組について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、様々な空き家対策における施策を講じてまいりましたが、空き家件数は微増傾向となっております。このため、これまでの対策に加え、空き家の売買や利活用などの促進に向け、不動産の専門的な相談が受けられる体制をつくるため、空家等の有効活用等に関する相談業務協定を2つの不動産団体と本年1月30日に締結いたしました。これまでも空き家の所有者等からは、空き家をどうにかしたいと思うところはあったが、地元の不動産屋を知らないため相談できず、どうしてよいか分からないなど、現在の土地建物の価値や解体する場合の費用について知りたいなどの問合せが寄せられておりました。このような問合せに対しましても、今後はこの協定により相談を受けることが可能となりますことから、空き家の解体や利活用など、空き家対策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 空き家問題は相続など権利関係が複雑なケースが多く、専門性が高いことから、以前から業界団体と一緒に取り組んだほうがよいと思っていましたので、今後の増加抑制も踏まえて空き家になる前の相談体制が構築できればと思います。この件については再質問ございませんので、次に進みます。

2番、所有者に対する勧告における改善状況についてになります。

特定空家と指定された後の対応フローとして、勧告以降に固定資産税の住宅用地特例が解除されますが、どのくらいの効果があるのかの実効性について、勧告後、特例が解除された前後の改善状況と実際に特例が解除された後の固定資産税等の未納状況との相関関係について伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

本市は、管理が不全な空き家の所有者等に対して助言や指導を行うことで改善の促進を図っておりますが、指導等により改善が行われない場合には、一定の猶予期限を設けた後、改善に必要な措置を取るよう勧告しております。この勧告を行った場合には、空き家が建ったままの状態でも固定資産税等の住宅用地特例が解除されることとなります。ある条件での一例となりますが、年間で十数万円の固定資産税等だったものが、住宅用地特例が解除されますと五十数万円に上がることとなります。本市では、これまで33棟の特定空家について勧告をしており、勧告後に改善が図られたものは9棟となっておりますが、助言や指導を行うことにより年間約60から70棟の空き家が解体されておりますことから、勧告に至る前に改善が行われている状況となっております。

また、勧告によって住宅用地特例が解除された空き家の固定資産税等の納付状況につきましては、納付している方は勧告後も引き続き納付している状況であり、税の未納状況との相関関係は見受けられません。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 勧告前の助言指導の時点で年間60から70件が改善され、勧告後、特例が解除された後の固定資産税の未納率についての相関関係はないということで理解しました。

空き家といっても、その原因は様々だと思います。施設等に入り長期不在や相続が確定しないケース、経済的な事情で取壊しや管理ができないケースなども考えられます。やはり人が居住してないと管理が行き届きませんので、近隣に迷惑がかかる前にいかに対処するかが重要だと思います。

次に、再質問させていただきます。4年前から行政代執行の要望をしております稲荷木の特定空家についてですが、私も毎年現地に行き状況確認をしておりますが、現況は倒壊の危険性が高い半壊の状態、この間も落下しそうな窓ガラスを消防署に依頼し、撤去してもらったりもしましたが、その後も状況が悪化して新たな落下物も発生しております。空き家の状況として、接道条件を満たしていないので再建築が難しいために、仮に行政代執行した場合でも後の改修の見通しが立たないなど、行政側としての判断もあると思います。しかし、近隣住民からすると年々衛生環境も悪化しており、心理的なストレスや倒壊した際のリスクなど命に関わることだと思います。

そこで確認ですが、市として、この所有者に勧告は行っているのか。また、このような危ない状況で市民の命を優先するという考え方はないのか。また、どのような段階になったら行政代執行を実施するのか、その線引きについて質問します。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

当該特定空家につきましては、本市も定期的に確認を行っており、現地の状況については把握しております。この空き家の所有者は既に亡くなられており、これまで法定相続人に対して改善を行うよう繰り返し指導を行ってまいりました。しかしながら、法定相続人が複数名いることに加え、相続人の中で所在が不明な者も含まれていることから、いまだ勧告には至っておりません。御指摘のとおり、現状においては改善の進捗は見受けられませんが、勧告も見据え、今後も相続人に対して粘り強く改善に向けた指導を継続してまいります。

また、行政代執行につきましては、建物の倒壊による周囲への危険性や影響度など総合的に判断を行うこととしておりますが、とりわけ児童などを含む通行人に対して危険を及ぼすおそれがある場合には、費用回収のめどが立たない状況であっても率先して対応を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 解体するにも、市民の税金ですので慎重に考えるべきことは分かりますが、現場の状況がひど過ぎて、何かしら手を加える、対応すべき時期に来ていると思います。例えば緊急的な対応として、ネットを張って最低限の安全対策を講じるなど、現時点でも何かしら講ずる手はあると思います。田中市長の施政方針の冒頭に、何より大切なのは命ですとおっしゃっているわけですので、市民の命を優先して取り組んでもらえますよう要望しまして、この項目は終了します。

次に大項目、江戸川サイクリングロードの現状と課題及び対策についてになります。

本年1月末に南房総市にサイクルツーリズムについて、流山、松戸、浦安の地方議員とともに合同で視察に行っていました。サイクルツーリズムとは、一言で言うと、自転車を活用した地方創生や観光です。国交省も力を入れ、海外から高い評価を受けているしまなみ海道のように、世界に誇れるサイクリングロードを国内外にPRするためナショナルサイクルートを創設し、サイクリングロードの整備を進めています。現在、房総半島は銚子市から南房総を經由し、富津市の金谷のフェリー乗り場まで太平洋岸自転車道としてのナショナルサイクルルートとして認定されています。私も現地のルートを視察しましたが、矢羽根と言われる道路標示で自転車通行空間がコースに整備されていました。一方で、本市の江戸川サイクリングロードに関しては現状未整備箇所があり、かつ江戸川左岸の野田市関宿から松戸市までの40.9kmは千葉県サイクリングロードとして位置づけられていますが、本市のサイクリングロードはこの枠組みには入っておりません。

そこで、現状と課題について伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、サイクリングロードの現状についてでございます。市川市におけるサイクリングロードは、江戸川沿いの堤防上部を活用して主に自転車利用者や歩行者の通行の用に供するため、平成10年度に旧国土庁が創設した地域戦略プランに本市が江戸川サイクリングロードの整備を要望したものでございます。このときの要望が採択され、平成11年度から旧建設省により、江戸川堤防の天端部にサイクリングロードの整備が進められ、平成14年度には一部区間を除き、整備が完了したものでございます。

本市域における現在までの整備状況といたしましては、全体区間として、江戸川左岸側は松戸市境の国府台3丁目地先から江戸川河口の上妙典地先まで、江戸川右岸側は行徳橋の河原地先から江戸川河口の下妙典地先までの約13kmであり、このうち12.4kmが整備済みとなっております。現在整備中の箇所としては2か所ございまして、1か所目の行徳橋周辺は行徳橋架け替えに伴う国施行の護岸改修工事の中で整備が進められており、令和4年度末の完成を予定しているとのことでございます。2か所目の妙典6丁目地先は、千葉県による江戸川第一終末処理場建設事業と本市のびあパーク妙典の整備事業に合わせ、国施行の高規格堤防整備事業により整備が進められており、こちらも令和4年度末の完成を予定しているとのことでございます。残る未整備区間としましては、国府台3丁目地先の約260m区間でございます。この区間は堤防構造がなく、道路が江戸川に接しているため一般道を通行することとなり、専用の自転車・歩行者スペースが確保できないことなどから、さきに述べましたサイクリングロードとしての連続性は途切れております。

一方、千葉県サイクリングロードの枠組みについてでございますが、千葉県では、江戸川左岸の松戸市小山か

ら野田市関宿までの延長約40.9km区間を千葉県サイクリングロードとして位置づけ、県道認定を行い、松戸野田関宿自転車道線として管理しております。市川区間が県道認定されていない理由としましては、国府台3丁目地先に未整備区間があることから、自転車道としての連続性が保てないことなどが考えられます。しかし、本市のサイクリングロードにつきましては、千葉県の枠組みには入っておりませんが、整備済み区間については、本市が河川管理者である国から占用許可を得て市道認定し、市が管理する道路となっておりますことから、機能面においては通常のサイクリングロードと同等であり、位置づけとしてもサイクリングロードと位置づけられるものでございます。

次に、現状の課題といたしましては、いわゆる自転車道としての連続性が途切れていることと、それにより千葉県サイクリングロードの枠組みから外れ、広く周知ができないこと。また、未整備区間につきましては、道路幅員が狭い状況の中で安全な走行環境とするための整備手法等を幅広く検討していく必要があることと認識しております。今後は課題の解消に向け、安全かつ連続した走行空間を確保できるような整備を検討するとともに、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 私も南房総市の現地のサイクリングロードを拝見しまして、全てが完璧なルートではなく、実際に幅員が狭いところやトンネル内のルートなどもありました。国府台3丁目地先の未整備区間が課題ということで、隣が里見公園のちょうど崖になっているところで、また物理的に堤防がないところになりますので、整備に膨大なコストや時間を要すなら、そこは矢羽根標示などで安全対策を講じて、千葉県サイクリングロードとして改めて協議して申請できないかについて再質問させていただきます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

一般的に矢羽根標示は自転車の走行空間を矢羽根マークで路面に標示することにより、自動車、自転車、歩行者それぞれに分かりやすく示し、通行の安全性を高めることを目的として設置するものでございます。矢羽根標示はコストをかけずに安全な走行空間を確保する手法としては効果的であると考えておりますが、未整備区間の現道には道路幅員が4mほどの狭い箇所等もありますことから、安全性を確保した上での整備が必要となります。

御質問の千葉県サイクリングロードの指定を受けられるかにつきましては、今後、矢羽根標示など、何らかの安全対策実施を含めて千葉県と協議してまいりたいと考えております。また、千葉県サイクリングロードの指定が困難な場合でも、千葉県のウェブサイト上に本市のサイクリングロードの掲載が検討できないか、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 今回視察してすごく参考になったことは、南房総市は鴨川市、館山市、鋸南町、木更津市、君津市などと広域連携で独自の房総半島サイクリングロードとして6つのコースをつくり、マップも作成し、サイクリストに優しいまちづくりを行っていることでした。この房総半島サイクリングロードは、先ほど紹介した、主に海沿いの国道を中心としたナショナルサイクルルートではなく、海沿いも里山も楽しめる6つのコースになっていました。また、利用者目線でサイクルチームが安全面や房総の魅力を伝えるために、国道や県道、市道や山道も含めてコースを監修しているとのことでした。

そこで1点再質問させていただきます。もし江戸川左岸の野田市から浦安市のディズニールゾートまで広域連

携した独自のサイクリングロードが整備できれば、江戸川を舞台にした新しい切り口の観光資源にもつながる可能性を大いに秘めていると感じますが、このような広域連携でのサイクルコースについて御見解を伺います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

江戸川左岸流域沿いにつきましては、都市に残された貴重な水辺など、自然環境を楽しめる空間が形成されております。この空間を生かし、松戸市、流山市、野田市及び本市で広域連携し、左岸流域独自のサイクリングロードを整備することができれば、各市を通じて、より多くの方々に発信、周知ができ、大変有意義なことと考えております。

また、現在、本市では、松戸市、江戸川区、葛飾区及び江戸川河川事務所で構成された江戸川下流域ネットワーク会議にも参加しており、江戸川右岸側も含めた連携を取れる体制も形成されております。このように沿線自治体が連携し、江戸川流域の両岸を一体的なサイクリングロードとして形成することができれば、新たな観光資源の創出につながる可能性は大いにあります。これらの実現に向けては、沿線自治体の考え方や課題などを整理、調整する必要がございますが、今後とも本市としましては、市域のサイクリングロードが有効活用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 ぜひ進めていただきますようお願いいたします。

江戸川左岸から浦安のディズニールゾートまでのサイクルコースが確立できれば江戸川左岸からの往来も期待できますし、その後、江戸川右岸の東京都側のサイクルコースが整備されれば、江戸川を軸にしたさらなる広域連携にもつながります。おっしゃるように、クリアしなければならぬ課題もあると思いますが、観光や健康、カーボンニュートラルなど、SDGsの観点からも有効だと思います。本市の魅力を高めるためにもぜひ実現に向けて御尽力をお願いしまして、この項目の質問を終了いたします。

次に大項目、犬猫いのちの基金の運用についてです。

田中市長が就任する以前の令和元年12月定例会で、当時、川崎市が動物愛護基金を設立し、市民から寄附金が大変多く集まっていたので、その川崎市の事例を引き合いに、本市でも動物愛護の観点から、市民の皆さんから寄附を募り、年度が繰り越されても財源を継続的に確保できるよう動物愛護基金の要望をしてみました。今回、基金の成立ということで大変ありがたいと思います。先順位者の質問で条例の経緯と目的等については把握をしましたが、今後の具体的な運用面について質問します。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 お答えします。

今後の基金の運用としましては、市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、市長が所信表明で掲げました殺処分ゼロにつながる管理、共生、愛護に関する事業を推進してまいります。具体的には、管理につきましてはマイクロチップ装着費用の一部助成の拡大など、共生につきましては、地域猫活動団体が飼い主のいない猫を捕獲する際の費用の一部助成の新設など、愛護につきましては、民間シェルターでの一時保護の推進などの事業をそれぞれ進めてまいります。

また、金銭的な運用につきましては、市民の方から御寄附いただきました3,000万円を基金に積み立てるとともに、今後、市内外から幅広く御寄附をいただくことができるように制度設計を進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 川崎市のホームページを確認しますと、令和3年度の動物愛護への寄附金は3,024万9,040円と公表していました。市川市も、市民の皆様に動物愛護に関心を持っていただくためにも、また財源確保のためにも、今後は動物愛護を目的とする寄附の項目や窓口が必要だと思います。

そこで再質問になりますが、市川応援サイト「市川市を応援してください」という寄附についてのサイトを拝見しますと、いただいた寄附の使い道の項目が1から15までありますが、現状、この項目の中には動物愛護という項目はございません。

そこで、ぜひ動物愛護のための寄附の窓口の整備が必要だと思いますが、この点について伺います。

○松永修巳議長 根本環境部長。

○根本泰雄環境部長 制度設計に当たりまして、具体的な事務フローや寄附と税控除の関係を整理するとともに、御指摘いただきました新たな寄附項目の設定や寄附の窓口の在り方につきましても検討をまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 以前、ふるさと納税の寄附金の使い道に関して、当時は3つしか選択肢がなく、拡充して動物愛護の項目を追加してほしいという要望もしまして、現在、使い道の項目が16まで拡充され、12項目めの環境施策を推進する事業の中に動物愛護の支援を追加してくださいました。この件についても、この場をお借りして感謝申し上げます。

田中市長の所信にも記載していたとおり、人と動物との共生の在り方や、市内では動物虐待など痛ましい事件が発生していますので、ぜひ動物の命を救うための基金の活用を今後も期待をいたしまして、このテーマの質問は終了いたします。

次に、大項目、市立小中学校の校庭を活用した子どもたちの遊び場の確保についてになります。

特に駅周辺の人口密度の高い市街地にお住まいの子育て世代から、公園が少ないという声と、子どもと一緒にキャッチボールできる公園が少ないという声をいただきます。確かに市街地のエリアは公園など、子どもたちの遊び場はほかのエリアと比較しても、どうしても場所が限られてしまうと思います。しかし、学校の校庭を月に1回でも校庭開放日としてつくり、既存のスペースを有効活用することによって、多額の予算をかけずに課題解消にもつながると思います。運用面での課題はあるのは承知ですが、子どもたちのために模索できないか御見解を伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 初めに、本市における学校施設開放の現状についてお答えいたします。

本市では、市民のスポーツの推進及び文化活動の振興を図ることを目的とし、学校の運動場や体育館などの施設を学校教育に支障のない範囲で開放しております。令和5年2月末現在で約640の団体、約2万人の団員が登録されており、多くの市民の皆様に活用いただいております。課題としまして、登録団体数が増加傾向であり、使用したくてもなかなか使用できない団体があることが挙げられます。現在、どの学校も施設開放で利用できる時間帯は満杯の状況です。そのため、校庭を子どもたちの遊び場として確保することにつきましては、現在、学校施設開放で活動している団体や中学校の部活動などと調整が必要となります。また、今後、学校部活動の地域移行への取組もあることから、校庭の活用形態については先行きが不透明であり、校庭を遊び場として確保することは大変難しいと判断されます。子どもたちの遊び場として校庭を活用する場合、放課後子ども教室の利用や、地域性を生かし、遊びを通して様々な体験活動などをするコミュニティクラブの参加などが考えられます。今後は子どもたちの遊び場確保のために取り組む方法があるのかどうか、検討すべき課題として調査研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 参考までに、お隣の東京都では、江戸川区、品川区、港区、目黒区、練馬区、近隣だと鎌ヶ谷市など、主に土日祝日に小中学校の校庭の個人開放日を設け、子どもたちの遊び場としてうまく活用している事例があります。実際、私も幾つかの自治体に連絡をし、お話を聞かせていただきました。開放中は安全指導員、またシルバー人材センターの方が受付や管理を行っており、曜日や回数はまちまちですが、毎週や隔週、午前または午後のみなど開放日を決め、中にはボールなど貸出しを行っていたり、ルールも硬い公式ボールは駄目だったり、自転車の乗り入れ、ローラースケート、スケートボードは駄目だったり、その地域ごとのルールをつくり運用していました。

なぜこのように学校が一般向けに校庭開放しているかという点、児童や幼児の身近で安全な遊び場として、交通事故やその他の危険から子どもを守るといった共通認識があるからです。先ほど御紹介した自治体でも当然団体予約もあるでしょうから、なぜほかの自治体ではうまくできて市川ではできないのか分かりませんが、どのように個人と団体でうまくすみ分けして活用できているのか、ぜひ近隣自治体の取組を参考にして前向きに御検討いただくことを要望しまして、再質問はありませんので、このテーマの質問は終了いたします。

次に、離婚前後における子ども支援についてになります。

まず初めに言いたいことは、子どもは保護者だけでなく、地域として、行政として、大人が責任を持って守っていくべきものであるということです。当事者だけでは解決できないことを解決するのが行政や政治の役割だと考えます。経済的にも精神的にもつらく厳しい環境にいる子どもたちをいかに救っていけるかは、我々大人がどのように考えていくかによって変えていけるものだと思っております。質問させていただきます。

1番、離婚時における養育費の取決め支援についてになります。

昨年7月に兵庫県明石市に、離婚後の子ども養育支援について視察に行きました。明石市では、離婚届を取りに来られた方には養育費や面会交流などの取決めを書き込むこどもの養育に関する合意書、こども養育プラン、作成の手引、養育手帳を配付して、養育費の取決めとともに面会交流の支援をしているそうです。

そこで、現在未成年の子どもがいる家庭の年間の離婚件数と養育費を取り決める際の支援について、どのような取組を行っているのかお尋ねします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

離婚届は、居住している自治体または本籍のある自治体に届出をすることができます。例えば本籍だけが市川市の場合など、市川市に居住していない方が市川市に離婚届を提出する場合もございます。このことを踏まえ、未成年者を養育している家庭の本市への離婚届出件数は、令和元年が398件、令和2年が362件、令和3年が278件となっております。

次に、養育費の取決めに関する支援についてでございます。養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことで、一般的には子どもの衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。養育費の確保は、離婚後のひとり親家庭の経済的不安を解消し、安定した生活の支えとなることから、子どもの健やかな成長に重要なものと考えております。そのため本市では、ひとり親の方が必要な養育費を確保できるよう、今年度より国の離婚前後親支援モデル事業を活用し、養育費確保支援を実施しております。主な内容としましては、離婚に関する諸問題について、女性弁護士による無料相談の実施、養育費の取決めを定めた公正証書等の作成経費に対して上限1万7,000円の補助金の交付などです。

以上でございます。



○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 この後にも養育費の質問が続きますが、初めのこの養育費の取決め段階の支援がとても重要だと考えます。ここがしっかり公的な取決めにならないと、後々払ってもらうことが難しくなります。離婚や別居の際には、親は自分たちのことで手いっぱいになりがちですが、第三者が親ではなく、あくまで子どもの立場の支援として、これは市民部への要望になりますが、未成年の子どもがいらっしゃる御家庭に対して離婚届を渡す際に、子どもの養育に関する合意書や作成の手引について必ずセットで渡していただきたく、お願いします。

また、こども政策部さんには、引き続き専門家とも連携し、離婚後の子どもの生活に両親が責任を持っていただけよう支援体制をお願いして、次に進みます。

2番、養育費の立替支援の状況及び今後の取組についてになります。

明石市では全国初の制度として、こどもの養育費立替支援事業の独自の事業として行っています。調停調書や公正証書など公的な取決めをしているにもかかわらず、養育費を払ってくれない相手方に対して1か月上限5万円まで、最大3か月の15万円の養育費について、市が代わりに養育費を立て替え、市が催促し立替分を回収する仕組みです。これまで行政は家庭への介入をしないようにしていましたが、これからは状況によって行政が一歩踏み込む決断も必要だと考えます。

厚生労働省、平成28年度全国ひとり親世帯等調査を基に試算しますと、ひとり親のうち、現在も養育費を受けている割合は21.5%にとどまるそうです。逆に8割弱の方が養育費が受け取れてない可能性があります。また、養育費を受けたことがないが56%で、一度も養育費を受け取ったことがないが過半数を占めていたそうです。コロナの影響や物価高の影響もあり、社会情勢が不安定な中で、ひとり親世帯はもともと経済基盤が脆弱で貯蓄が少ないケースが多く、所得の減少が生活の困窮に直結しやすいため支援の必要性が高いと考えますが、本市の見解について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、明石市のような支援は実施しておりませんが、ひとり親家庭の親が民間の保証会社と養育費保証契約を締結した際に、初回保証料に対して上限5万円の補助金を交付する支援を行っております。この保証契約は、保証会社により保証内容が異なる部分がございますが、養育費の未払いが発生した際、保証会社が養育費の立替え払いを行い、未払いの相手に対しては保証会社が督促し、回収するという仕組みとなっております。このように養育費の確保を支援することは、未払いが発生した際、相手方へ直接連絡を行う必要がなくなる上、養育費を確実に受け取ることが可能となり、経済的不安を軽減し、ひとり親家庭の生活の安定に寄与することができると考えております。さきに御答弁しました女性弁護士による無料相談、公正証書等の作成補助と併せて養育費保証契約支援の周知と実施に努めることで離婚前後の生活や子育てに関する不安を軽減し、ひとり親家庭の自立した生活を支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 問題は、どれだけの方が養育費の取決めについて公的な取決めができているのか、また、保証会社をどれだけの方が利用できるかです。仮に保証会社の審査が落ちてしまった場合はどうするのか。まだまだ課題や議論の余地があると思います。

まずは、市内のひとり親世帯に養育費の受給状況についてアンケート調査をして実態調査を要望します。そして、ぜひここにいらっしゃる議員の皆様、理事者の皆様と養育費の受給率の向上に向けて今後も議論を深めて、経済的に子どもが不利益を受けないために何が行政としてできるのか、課題解決に向けて御協力いただきますよ

うお願いしまして、次に進みます。

3番、離婚後における面会交流サポートの支援についてになります。

離婚後に子どもに会えないで苦しんでいる親がいます。また、離婚後に離れて暮らす親に会えないことで心が傷ついてしまっている子どももいます。原因としては、離婚後に面会までのやり取りが当事者間でスムーズにいかないケースや、今さら連絡を取りにくい、自分たちだけでは不安などが挙げられます。しかし、多くの子どもは父親にも母親にも愛されたいと願っています。面会交流を禁止、制限すべき特段の事情が認められない限り、子ども、父、母の同意を確認した上で面会交流の支援ができないかと考えます。

また、明石市の例になりますが、明石市では面会交流サポートを行っており、交流場所も市の施設を提供したり、交流日程の連絡調整のサポートも行っています。

そこで、本市の離婚後における面会交流サポートの支援の御見解について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、両親の別居や離婚後に離れて暮らすことになった子どもと親の面会交流に関する相談があった場合は、千葉県の子家庭等就業・自立支援センターで実施している面会交流支援事業を紹介しております。この支援事業は、面会交流に関する事前相談や計画書の作成、そして面会交流の場合、センター職員が子どもに付き添うなどの支援を実施しており、利用件数は県全体で年間20件程度と聞いております。面会交流により、離れて暮らす親子がつながりを保つことは子どもの健やかな成長への機会となると考えております。しかし、別居や離婚に至るまでの諸事情により面会交流に消極的な親や子どもも見受けられることから、支援には様々な課題があると考えております。そのため、今後も県の面会交流支援事業の周知に努めるとともに、国や先進自治体の取組を調査し、子どもと親が安心して交流が行えるよう、必要な支援について研究してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 今、御答弁いただきました。千葉県は母子連に委託をしております、面会交流については千葉ファミリー相談室に再委託されています。先日、面会交流までの流れを確認したところ、まず、千葉市にある千葉ファミリー相談室事務所まで別居側の親、同居側の親が実際に行って事前相談を行い、面会交流の計画書を作成し、面会交流支援員が付き添いながら別居親と子どもが交流する流れだそうですが、費用が相談1時間当たり約5,000円、面会交流の付添いが2時間1万円。千葉市のきぼーるなどの施設で面会したり、千葉ファミリー相談室内の交流場所で面会するそうです。原則、最大1年間まで利用できる施設で、行く行くは当事者同士で面会交流できるまでのサポートとしての位置づけだそうです。現状、市川市に在住していても、相談や面会でも事務所がある千葉市まで行かなくてはならないことや、費用負担の面でもやはり課題があると思います。本市は独自の児童相談所がありませんので、なかなか児相とも連携しにくい部分もあると思いますが、市川の子どものことは我々が責任を持って対応できる道筋を模索する必要があると思います。例えば支援員を配置することや、第三者機関と市が連携協定するなど、本市独自の支援の在り方をぜひ検討していただきたいと思います。

突き詰めて議論していきますと、例えば再婚した場合の面会交流はどうなるかなど挙げられますが、原則、どちらかが再婚しても親子関係は変わりません。それぞれの環境や年齢の変化によって、いつか面会交流サポートの役割は終えるかもしれませんが、どのような事情があっても最大限子どもの目線に立った支援が重要だと考えます。

再質問はありませんが、最後に明石市の子ども養育支援の考え方について紹介します。多くの子どもにとって、親の離婚や別居はこれまでの生活や考え方に大きな変化を与える一大事件である。しかし、離婚や別居の際

には、親は自分たちのことで手いっぱい、心の中で泣いている子どもの代弁者が誰もいないという状況が見受けられる。従来は、法は家庭に入らずという概念の下、離婚という市民の問題に行政は介入すべきではないという考え方が一般的であった。しかし、家庭における虐待が顕在化してきた今、むしろ行政が家庭に積極的に関与すべき時代が到来していると書かれています。いま一度、離婚前後における子ども支援について、行政として何ができるのか、支援の在り方を御検討いただきますようお願いしまして、この項目の質問は終了させていただきます。

次に、大項目、医療的ケア児への支援の現状と課題と今後の拡充についてになります。

令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引器等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたちやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等、多職種連携が必要不可欠です。先順位者の質問で、保育園や学校の受入れ状況などについては理解しましたので、まず、医療的ケア児が病院から帰ってくる初期段階や保育園に入る前の養育での支援について確認させていただきます。

実際に子どもの病状や受入れが可能な保育園の定員など、医療的ケアが必要な子どもが全てすぐに保育園に預けられるとは限りません。そうすると保護者としては、日中は在宅で子どもにかかりきりとなってしまい、孤立してしまう原因となります。

そこで、在宅で養育する上でどこに相談し、どのようなサービスがあるのか、その現状と課題についてお伺いします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、医療的ケアが必要な子どもの相談窓口を発達支援課に設置しております。相談につきましては、来所でのものと、外出が困難な場合には発達支援課の嘱託医、理学療法士等の専門職が家庭訪問をして保護者への対応を行っております。

次に、就学前の在宅の医療的ケア児が利用できるサービスについてであります。医療的ケア児の生活は常に見守りが必要な状態であることが多いため、保護者は子どもの養育、介護にかかりきりになり、外出などが制限され孤立しがちとなります。このような保護者の負担を軽減するとともに、子どもの発達を支援するサービスの一つとして児童発達支援がございます。これは障がいのある子どもが事業所に通所して、遊びや活動を通して日常生活の基本的な動作や集団生活への適応などについて療育を受けるもので、一人一人の子どもの発達に応じた支援内容となっております。また、事業所から自宅まで送迎バスを利用できる場合もあり、保護者による送迎の負担が軽減されております。

最後に、課題と今後の拡充についてであります。現在、医療的ケア児の受入れを行っている事業所の数が限られているため、保護者が療育や利用日時などを考慮して事業所を選ぶ選択肢が少なくなっております。そこで、子どもの心身の状況や家族の生活状況等を配慮して日中一時支援など、ほかの福祉サービスも組み合わせて利用できるよう支援をしております。今後は支援者の育成に向けた研修を実施するなど、医療的ケア児の受入れを行う事業所の増加を目指してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

医療的ケア児は人工呼吸器やたんの吸引など、一般的に機械を使って日常的なケアが必要な子どもたちが多いのが特徴です。そこで最も懸念するリスクとして、停電時の備えや対応です。人工呼吸器の場合は、常に予備の

バッテリーや、いざというときに備えて小さな発電機など用意されている御家庭もあるそうです。

そこで、停電時に備えてどのような支援を行っているのかお尋ねします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

障がいや疾病等により、日常的に医療機器を使用されている方にとって、災害時などに停電が起こることは大きなリスクとなります。そこで、本市では医療的ケアを必要とする方の災害への準備や対応をまとめた市川災害時対応ガイドブック及び個別の医療的ケアの内容、関係者の連絡先、災害時の電源の確保などの具体的な情報を記入できる災害時対応ノートを作成し、配付しております。また、停電により電源の確保が困難な場合には、東京電力パワーグリッド株式会社に事前登録をしておくことで小型発電機の貸出しを受けることができるなどの支援がございます。加えて、本市では令和2年度から、在宅で日常的に人工呼吸器を使用している方を対象に非常用発電機等の購入費用の2分の1を補助する支援を行っており、補助上限額は7万円となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 医療的ケア児を受け入れる際に、施設でも停電時に備えてこのような設備が必要になると思いますので、今回は時間の関係上、設置状況まで詳しくお尋ねしませんが、今後も医療的ケア児への支援の拡充について支援をお願いいたしまして、この項目の質問は終了いたします。

次に、最後の大項目になります。介護を体験し、学べる介護学習センターの創設についてになります。これまで令和元年6月定例会、令和3年6月定例会に続いて3回目の質問になります。

私が市議会議員を目指したきっかけが他界した祖母の介護でした。祖母は脳梗塞で倒れ、その直後から右半身が麻痺してしまい、言葉も話せなくなりました。祖母は病院から施設に入り、5年くらいお世話になりましたが、施設に会いに行くとその都度帰り際に祖母に泣かれてしまい、帰り道に介護の在り方について考えさせられたこと、ほかにどうにかしてあげられる方法はないのかと、もやもやした気持ちになっていたことは昨日のように覚えています。

人はいつ、どこで病が発生するか分かりません。ある日突然、介護が必要になるケースもあります。一般的に脳梗塞などで入院した場合は、一定の治療が終わると今後在宅をするのか、施設介護をするのか、決断しなくてはなりません。それは本人の意向や、時に残された家族自身が決めなくてはなりません。これまで介護に携わったことのない家族が初めて介護に直面したときに、支える側の家族が介護について自ら体験し、学べる施設が必要だと要望してきました。家族構成や住環境、経済事情など、様々異なる中でそれぞれの家族の意向に適した介護の在り方について、自らが体験し、メリット、デメリットを理解した上で納得した方向性が決められると私は考えます。私は決して立派な施設を望んでいるわけではなく、空きスペースを活用して車椅子を押す練習やベッドから車椅子に乗り降りする練習など、日常生活で最低限の体験施設の整備です。現在も急速な少子高齢化が進行し、支援する家族も限られている中で、このような決断をしなくてはならない家族が増え、将来を見据えますと、市民がもっと身近に介護体験できる施設は重要になってくると私は考えますが、市長が替わり、改めてその重要性和今後の方向性についてお尋ねします。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では、平成10年から平成24年まで、保健医療福祉センター内に柏井住宅改造展示場を開設してまいりました。この展示場では、介護が必要となった際の住宅改造の例や介護用品の展示のほか、介護実習や研修会などを行ってまいりました。しかしながら、平成12年の介護保険サービスの開始により、御本人の状態に合った介護用品

のレンタルや介護方法について、担当のケアマネジャーやホームヘルパーに相談できるようになったことから、展示場としての役割は年々低くなり、閉鎖となった経緯がございます。

現在、介護を体験する場の一つとして、高齢者サポートセンターで家族介護教室を実施しており、市内15か所全てのセンターで年に3回以上の家族介護教室を開催しています。家族介護教室は、フレイル予防、介護サービスや成年後見制度の利用の仕方、介護の体験、介護方法など、御本人や家族の支援のために開催しており、うち3回に1回以上は具体的で適切な介護技術の学習を目的とした内容となっております。令和4年度は、地域の公民館等を会場として福祉用具販売店や通所介護事業所に協力いただき、17回開催いたしました。体験の内容としては、介護用ベッドやポータブルトイレを実際に使用し、ベッドからポータブルトイレへの移乗やベッド上でのオムツ交換など、介護方法を学んでいただきました。教室に参加していただくことで介護に関する様々な情報を収集する有益な機会であり、また、実際に介護を必要としたときには高齢者サポートセンターに相談いただけることを伝える機会ともなり、御家族の介護に対する不安の解消につながるものと認識しております。

次に、介護を学ぶことのできる場として介護老人保健施設もがございます。市内の9か所の介護老人保健施設では、入院などから在宅復帰を目指している方を受け入れ、可能な限り自立した日常生活を送られるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護サービスなどを提供しております。御家族には、施設の入所中に看護師などからオムツの交換方法などの指導を行っています。退所する前には理学療法士や作業療法士の自宅訪問により、住宅改修の助言や自宅での介護方法を指導しております。介護方法は、介護を必要とする方の障がいの状態や体格、住宅環境など様々な要因によって変わってまいります。その方に合った介護方法を選択し、本人や御家族に負担の少ない方法で無理なく介護を継続することが大切であります。このことから、一般的な介護技術を体験する介護学習センターの創設については、現在のところ検討しておりません。今後も高齢者サポートセンターでの取組や介護老人保健施設の利用など、個別に助言を受けられることを周知してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 中町議員。

○中町けい議員 これまでの御答弁とほとんど一緒なのですが、無理をしない介護が大切なのは私も同感です。先ほどの答弁では、介護教室について、年3回のうち介護技術の学習については年1回と伺っております。また、老健施設の話もありましたが、全員が病院から老健に入れるかどうか分かりません。老健に入所した方が限定される指導なので、入所してない方には対応してもらえないサービスだと思います。これでは今後の方向性を決める上で、困った市民にタイムリーに対応できるとは思いません。また、高齢者サポートセンターの相談窓口で相談と併せて体験したほうがより今後の判断材料に結びつくと思います。全ての介護技術を取得する場ではなく、在宅介護における初歩的なことや一般的なことを自ら体験したほうが、これなら自分で介護ができるかもしれない、また難しいかもしれないと、家族にとっては貴重な判断材料になると思います。その後、より個別具体的な支援として、住環境などの状況に合わせて個別相談していく流れのほうが市民にとっては親切ではないかと私は考えます。

在宅介護から施設介護に移行される方はいらっしゃいますが、民間の施設介護から在宅介護になるケースはきっと少ないと思います。高額な入居金もかかることから、民間の介護施設を選択した時点で再び自宅に戻られる可能性は現実的にはかなり低いと思います。だからこそ、市民の皆さんは、家族のために何ができるのか相当悩まれると思いますが、行政がいかに将来を見据え、家族の立場に寄り添った支援ができるかが重要だと感じます。

以前の質問の際に、人生の最期を迎えたい場所の全国調査の話もしました。58.8%が自宅と回答しています。やはり住み慣れた自宅で最期まで過ごしたいという希望をどこまで後押しできるか、私はその可能性を今後も追

求していきたいと思ひます。

この春には改選を迎えますが、この件は引き続き市民の方にも御判断いただき、また改めて質問ができる立場になった際には今後も議論を深めていきたいと思ひます。

以上をもちまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 秋本のり子議員。

○秋本のり子議員 無所属の会の秋本のり子でございます。通告に従いまして、初回から一問一答でお伺ひいたします。

まず、教育行政について伺ひます。

ここ数年、現場の先生方の声をお聞きする機会を得、市内でも学校による違いがあると感じているところで、そこで、文部科学省の令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を見ますと、平成28年から調査を開始し、中央教育審議会答申を踏まえ令和元年度に全面的にリニューアル、そして各教育委員会、学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や取組事例の展開などを通じて働き方改革の取組を促すことを目的とするとあります。

中央教育審議会答申において、これまで学校、教師が担ってきたことについて、次のように3つに分類されました。1つ目は、基本的には学校以外が担うべき業務、登下校に関する対応、放課後から夜間における見回り、学校徴収金の徴収、地域ボランティアの連絡調整、そして2番目には、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、調査、統計等の回答、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動、そして3番目に、教師の業務だが負担軽減が可能な業務として、給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備運営、進路指導、支援が必要な児童生徒、家庭への対応とあります。そして勤務実態の具体の把握方法として、ICカード、タイムカードの記録による方法とありました。

では、本市の状況はいかがなものか、これから伺ってまいります。

まず1番目として、教師の多忙な環境への対応について。

多忙という言葉が出てから、もう何年もたっております。なかなか改善されていない状況が続いているのではないのでしょうか。教育委員会では、時間外勤務などの状況はしっかりと把握できているのか伺ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教育委員会では、平成25年度から働き方改革推進委員会を立ち上げ、現場の声を聞き入れながらノー残業デーの徹底や学校閉庁日の設定など、教職員の負担軽減に向け様々な取組を実践してまいりました。教職員の時間外勤務につきましては、在校時間から正規の勤務時間を引いた時間、時間外在校等時間として把握しております。令和3年6月には出退勤システムを導入し、適正な把握に努めております。令和4年度の11月に実施した教職員対象の勤務実態調査では、管理職を除く本市教職員の11月1か月の時間外在校等時間は小学校で平均40時間55分、中学校で43時間26分となっており、昨年度の同時期に比べ、小学校で約2時間、中学校で約5時間短縮されています。今後も教職員の職場環境のさらなる改善に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 少しずつ改善に向けて取り組んでいらっしゃると思ひますが、なかなか多忙化というのが改善されないこと、そして、少しずつでも改善されている状況は今伺ひしましたが、今後について教育委員会はどのように考えているのか伺ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

教職員が多忙な環境にある具体的な要因として、保護者や地域からの学校に対する期待や要望が多様化していることや中学校における部活動指導がございませう。また、出産による休暇や育児休業、療養休暇を取得する教職員に対して県費負担の代替教職員を配置することができない学校では、その分の業務をほかの職員が分担して受け持っていることなども要因となつています。教育委員会としましては、今までも教職員の多忙化の軽減に向けて市費負担の補助教職員の配置を増やすなど、可能な限り人材の確保には努めておりますが、補助教職員は担任としての業務全てを請け負うことができないことから十分な対応までには至っていないものと捉えております。代替する教職員の確保につきましては、LINEやフェイスブックなどSNSを活用した募集を随時行うとともに、補助教職員につきましても、勤務日数や勤務時間帯について可能な限り柔軟に対応するなどしながら人材確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 冒頭申し上げたところで、教師が担わなくてもいいもの、できるだけそういうものを整理し、必要な補助の方を加えることなど、要、要でチェックしていくことで多忙さを抑えることができるのではないかと、今、答弁を伺って考えました。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では2番目に、年度途中で欠員が補充されず担任がいないクラスへの対応について伺ひます。

年度途中で補充されない担任がいないクラス、補充がされない状況が多いと伺ひましたが、その場合の対応方法について伺ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えします。

出産による休暇や育児休業等、年度途中で休暇に入る教職員がいる場合、県費負担による代替教職員を配置することになりますが、全国的に教職員が不足している中、代替教職員を見つけることが難しい状況にあります。本市におきましても、令和5年2月11日現在、27名の代替教職員が未配置状態となっております。その中でも学級担任が欠員となった場合につきましては、学校内に在籍するほかの県費負担教職員を学級担任に充て、市費負担の補助教職員等を新たに配置するなどの対応をしております。また、担任ができる県費負担教職員がいない場合は、教務主任や教頭が本来の職務に加えて学級担任を兼任する場合もございませう。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 先順位への御答弁にもありましたが、確認のため再度お聞きいたします。

代替教職員が配置されず、教頭や教務主任が学級担任を兼務しているケースはどれくらいあるのか。

また、そういった教務主任や教頭の負担は大きいものと考えられますけれども、どのようなものか伺ひます。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

令和5年2月11日現在、代替教職員が未配置状態の27名のうち、学級担任を行っていた教職員は17名であり、先順位者へも御答弁させていただきましたが、そのうち本来の職務に加え、学級担任を兼務している教頭は2名、教務主任は12名となっております。残り3名につきましては、副担任等、学級担任を持っていない県費負担教職員を学級担任に充てています。教頭や教務主任は学校の中核となる存在であり、本来の職務自体も多忙であることから、学級担任との兼務は大きな負担となっております。そこで、校長はじめ学校内の教職員、市費負担の補

助教職員等が可能な中で支援は行っておりますが、支援の範囲は限られていることも課題として認識しております。このことから、県費負担の代替教職員となり得る人材の確保を強く進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 教員の補充といえますか、もう分かっている欠員に対して補充支援していくのは本来は県の仕事ではないかと思っています。それをできないところをもう少し何とかしたいと思うんです。市で一生懸命頑張っても補充できない。そして、市費で補助教員等は支援できるけれども、担任は取れるような教員の方はいない。そういった人材の確保、今強く進めてくださると御答弁ありましたので、県へも当然働きかけていらっしゃると思いますけれども、どうぞそこのところをよろしくお願ひしたいと思います。

では、3番目に行きます。教室から許可なく飛び出していく子への対応について、介助員の配置についてです。

これは配慮を要する子どもという対応です。介助員の配置についても、介助員という言葉は他市で使われているようで本市では使っていないようです。教室から許可なく飛び出してしまうなど、配慮を要する子どもが増えていると聞いています。教員の職場環境改善として、ここの空いたところをヘルプしてくださる人の配置を行うなどの対応はできないのか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

本市の小中学校や義務教育学校におきましては、スクール・サポート・スタッフや特別支援学級等補助教員など、市費負担の補助教職員が子どもの状況に応じて介助等の役割を担っております。教室から許可なく飛び出してしまうなど配慮を要する子どもへの対応は、このスクール・サポート・スタッフや特別支援学級等補助教員等を配置し、当該の子どもへの介助や指導、支援はもちろんのこと、ほかの子どもたちの授業や学校生活が落ち着いた状態でできるような環境づくりに努めております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 スクール・サポート・スタッフの配置、これは必要などころにはぜひつけていただいて、担任の先生の負担を少しでも減らしてあげてほしいと思います。

そして、配慮が必要な児童生徒以外のお子さんたちの環境も守らなければいけないと御答弁にもありましたけれど、本当にそのとおりだと思います。配慮と素行がひどいというのは違う気がいたしますが、ぜひ詳しい学年ごとの調査をして適正なスクール・サポート・スタッフの配置を義務づけてほしいと思います。

では、次の朝読書の現状及び今後について伺います。

学校での朝読書の実施状況と今後の方向性について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

朝読書の実施状況につきましては、現状、小学校38校中27校、中学校15校中11校、義務教育学校1校が小学校では週1回程度、中学校では毎日それぞれ15分程度、朝読書を実施しております。朝読書の内容といたしましては、児童生徒が学校図書館等で自分が選んだ本を読む場合と授業と関連した本を読む場合がございますが、語彙を豊かにしたり、読解力を高めたりする効果や、継続的に行うことで読書習慣の定着にもつながると考えております。現在、学校現場におきましては、放課後の時間を確保するために朝読書の時間を授業に振り替え、1時間目の時間を早める学校も見られます。今後につきましては、学校の実情や児童生徒の実態に応じて読書の時間を



適切に取り入れることの重要性を各学校に周知してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 はい、分かりました。朝読書の時間もやはり授業に振り替えていくとか、各学校でいろいろ工夫を凝らしているところですが、読書が大切であるということは認識している、皆さん共通なところだと思います。

そして、市川市は読書にとっても力を入れてきたという現状があるのではないかと思います。平成16年には市川市子どもの読書活動推進計画が策定されています。そして、子どもの読書環境の整備も進めてまいりました。中央図書館では、こどもとしゃかんが平成17年に子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰を受賞しております。本市の学校図書館では生きる力、夢や希望を育む学校図書館等々、読書を進める道は朝読書の短い時間だけではありませんが、全体で進めてきているところです。ぜひこのところを御理解いただき、そして読書の習慣というのは一朝一夕につくものではないので、ぜひ短い時間でもどこかで取り入れて学校で指導があるといいと思っています。これはこれでありがとうございます。

次に、養護教諭、栄養教諭に現在タブレット端末が配付されていない理由について伺います。

児童生徒に配付している学習用タブレット、もう皆さんに配付されたことと思います。教職員にも当然その前に配付されていると思います。しかし、養護教諭、栄養教諭にそのタブレット端末が配付されていない、その理由と今後について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学習用タブレットは授業中や家庭学習などで利用することを目的にしていますことから、現状、児童生徒及び日常の授業を担当している教員とタブレットを管理する必要がある管理職を対象に配付しております。G I G Aスクール導入当初、活用機会の想定が限定的だったことから、御質問のありました養護教諭、栄養教諭には学習用タブレットの配付はしておりませんでした。しかしながら、現在では授業での活用だけではなく、特別活動である委員会活動や不登校児童生徒へのオンラインでの対応など、活用の幅が大きく広がってきております。したがって、今後は委員会活動や健康教育、食育を担当します養護教諭や栄養教諭にも配付ができるよう、運用方法も含めて検討してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 言うまでもなく、子どもは担任の先生だけで育てられ、見守られているわけではありません。職員室や事務室を一緒にする養護教諭、そして栄養教諭にもぜひぜひタブレット端末を配付し、情報を共有してもらいたいと思います。情報の共有は同じ職場が必要です。よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に要望して終わりますが、学校給食の無償化について伺ってまいります。これはアとイを一緒に伺います。給食センターの運営についてのこれからの御見解とデリバリー方式の給食の導入についてです。

学校給食の無償化に伴っての給食提供方法の見直しの考え方と現在検討中の給食センターの運営目的及びデリバリー方式の給食導入の可能性について伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

学校給食の無償化につきましては、現在の給食の質を維持することを前提としており、経費削減等を理由に給食提供方法を見直すことは考えておりません。本市の学校給食は各学校の給食室で調理を行う自校方式を基本と

しております。この方式では、各学校に配置された栄養士が日々手づくりを基本とした献立による給食を提供するとともに栄養士による食育も行っております。給食提供方法の見直しを行うことは、このような給食の在り方の再検討が必要となるものであり、また、保護者をはじめとする多くの関係者の理解が必要になるものと考えております。

次に、給食センターの運営目的ですが、現在検討中の給食センターは、学校建て替えによって給食の提供が困難な場合の配食を主な目的としたものであり、直ちに本市の給食提供方式を給食センター方式とすることは考えておりません。また、デリバリー方式につきましては、改修工事等で給食室が使用できなかった際に一時的な対応として仕出し弁当を配食したケースがございますが、長期的な給食提供の方法としては、現時点において給食の質などの点で課題があるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 直ちに給食センター設置という方向転換ではなく、建て替え時にということでした。デリバリー方式も課題があるという御見解を伺いました。デリバリー方式については、大阪府が2014年に全ての中学校で始めましたが、残食率全国の4倍、金額にして年間5億円に達しているのが分かり、2019年から自校式、親子式給食に戻したということです。冷たい、まずいと不評だったと伺います。

学校建て替え時に必要となる給食センター、どのようなものになるか伺います。

○松永修巳議長 藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長 お答えいたします。

給食センターは、学校建て替え工事中の給食提供を継続する手段の一つとして設置を検討しているものです。学校の建て替えに伴う給食提供方式は、子どもたちの安心で安全な食の環境の維持など、総合的に検討していく必要があるものと認識しております。学校の建て替えを、1校当たりの工事期間を3年間とし、毎年1校ずつのペースで進めることを想定した場合、建て替えにより同時期に給食室が使用できない学校は最大3校となります。したがって、この条件で全ての建て替え中の学校に給食センターから配食することになった場合、3校分の調理ができる給食センターを設置することになります。しかし、給食センターは設置に多額の費用等が必要となるため、学校の建て替えスケジュールを精査し、また、ほかの給食提供方法との比較検討等を行い、必要最小限の規模にしたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 本市の給食センターというのは、最大3校の建て替えが続く限りということ、必要最小限の規模と御答弁いただきました。食数はまだ分かりませんが、その3校で大体1,200とか、そのぐらいの食ができるようなセンターをつくるという理解をいたしました。

2020年の6月に、埼玉県八潮市で3,453人の児童生徒の食中毒が発生しました。給食センター調理の海藻ミックスが原因の病原性大腸菌でした。4か月間、給食は停止されたということです。検食でも、この食中毒というのはなかなか分かりません。子どもたちの健康を守るために、私は市川市の自校方式はぜひ守っていただきたい。

それと、この3校分の給食センターにするときに、3校のそこで働いていた調理の方々、そして、もちろん栄養士も含めてどのような待遇に変わっていくのかということも今後注視していきたいと思っております。

以上で教育行政についての質問を終わります。ありがとうございました。

では、引き続いて2番目の男女共同参画社会の推進について伺います。

先週8日は国際女性デーでした。ジェンダー平等、フェミニズム、女性活躍推進など、女性の人権に関連する催しが多くありました。私は性別役割分担意識が根強くあることで無意識の思い込みが、育児、介護は女性、リーダーは男性など、この社会に堆積されていることを取り除き、風通しよくしたいと改めて思いました。そして、男性も女性も様々な分野で多様な人材が力を発揮し、新たな価値が生み出されますようにと願い、質問いたします。

ワーク・ライフ・バランスの推進についてです。

アとして、本市の男性職員の育児休業取得の現状及び今後の課題について伺います。

本市男性職員の育児休業の取得状況は、このコロナ禍において影響があったかどうかというのも加えて、その取得状況を踏まえた課題認識について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市男性職員の育児休業取得率は、令和元年度は約15.4%でありましたが、次世代育成支援対策推進法に基づく第四次行動計画の推進により、令和2年度は約18.2%に、令和3年度は約29.3%に上昇しており、令和4年度は本年1月末現在で約36.4%まで上昇しております。これは年度の途中ではありますが、国の第5次男女共同参画基本計画における令和7年の目標値である30%を上回っております。

そこで、この取得率の向上にコロナ禍が影響を及ぼしたかどうかについてであります。内閣府が令和4年6月に実施したコロナ禍における生活意識・行動の変化に関する調査では、18歳未満の子を持つ親の4割以上が感染拡大前よりも家族と過ごす時間が増えたと回答し、また、男性の35.5%が感染拡大前よりも家事、育児の時間が増えたと回答しております。この調査結果からは、コロナ禍において家族との時間を重視する姿勢が強まり、その時間を多く持てたことがうかがえることから、コロナ禍は本市男性職員の育児休業取得率の向上にも影響を及ぼしたのではないかと考えております。先ほども申し上げましたとおり、本市男性職員の育児休業取得率は着実に増加をしてきておりますが、女性職員の取得率が100%であることに比べますと、いまだ低い水準にあり、休業期間も短い傾向にあることから、これらが課題であると認識をしております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ありがとうございます。コロナ禍において、家族との時間を重視する姿勢が強まったと。そして、育児休業取得率が少し上がっている。女性の職員は100%取らざるを得ないんですけども、それに比べたら低いと。そして、休業期間も短い傾向にあるということが課題である御認識と伺いました。

本市男性職員の育児休業の期間は短い、その傾向にあるということですが、現状のところをもう少し詳しく伺いたいと思います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市男性職員の育児休業の取得期間は6か月以下が最も多く、その割合は令和元年度及び令和2年度は約90%、令和3年度は約86.4%、令和4年度は本年1月末現在で約80%となっております。令和4年度につきましては、2年を超える育児休業を取得する職員も現れるなどしておりますが、今なお8割以上の男性職員が6か月以下となっており、女性職員と比べて短い傾向にございます。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 ありがとうございます。本市男性職員の育児休業、やっぱり取得の時間が短いということ

も問題である。また、そのところは家庭でよく話し合っただけで決めていることとは思いますが、もう少し考えて家事、育児、そういったものはそんなに短い時間で取得するのも難しいし、出産後の新生児を育てるというのも、また幼児を育てるというのもなかなか難しい点があるかと思えます。私は育児休業が必要だと分かった時点で、やはりその取得を義務化できないかと思いました。1週間でも、また6か月でも少し義務化できないかということをお願いしたいと思います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

地方公務員の育児休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律により任命権者の承認を受けて取得をすることができますが、法律上、職員からの請求が前提となっておりますことから、育児休業の取得は職員の任意となります。したがって、本市が男性職員に育児休業の取得を義務づけることは困難であります。しかしながら、男性の育児参加を推進することは男性のワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、女性活躍の推進のためにも重要であると認識をしております。今後も引き続き男性の育児参加に係る休暇や休業の情報提供に努めるとともに、総務部の職員が配偶者の妊娠、出産を申し出た男性職員や、その管理職に対しまして必要な助言などを積極的に行うことで男性職員の育児休業の取得率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 配偶者の妊娠、出産を申し出た男性職員やその管理職に対して総務部の職員が必要な助言を積極的に行うということ、これはとても重要なことだと思います。御答弁を聞いていて、そう思いました。管理職の方の御理解またはそのサポートというのはとても貴重なものですし、そういうふうになれるように、日頃から皆さんで向上できるような情報提供を管理職の方にも上げていただきたいと思います。管理職に理解がなければ進みません。お子さんが生まれる男性には、いつ育児休業を取得するか、その先の家事、育児の分担をどうするか、その家庭でしっかり話し合う時間が必要です。

私は、少子化対策に男性の家事、育児の参画は重要と考えています。一時的な財政の出動をさせるだけでは子どもは増えないと思っています。ぜひ男性も女性も共に子育てができる、そういうような社会づくり、そして職場づくり、それを進めていただきたいと思います。そこはぜひ要望とさせていただきますと思います。

では、次にイとして介護休暇取得の現状及び今後の課題について伺います。

本市職員の介護休暇の取得状況を伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市の常勤職員が家族の介護をするために利用することができる休暇制度といたしましては、1つ目として、年間に180日を6回まで分割して取得をすることができる介護休暇、2つ目として、3年間、1日2時間まで取得をすることができる介護時間がございます。このほか特別休暇といたしまして、年5日、家族の介護だけでなく、その通院の付添いや介護サービスの手続などのための間接介護に取得をすることができる短期介護休暇がございます。これらの介護に関する休暇制度のうち、1つ目の介護休暇を取得した職員は、令和元年度は男性1人、女性5人の合計6人、令和2年度は女性2人、令和3年度は男性2人、女性2人の合計4人となっております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 介護休暇、そして短期介護休暇、いろんな形があります。取りやすそうに考えますが、お聞

きして利用なさる方が少ないような思いです。介護休暇とか、その時間等に合わせて使いやすそうなんですけども、利用なさっている方はまだ少ない。常勤職員には手厚い状況があります。

介護休暇取得の今後の課題、どのように認識しているか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

高齢者人口の増加とともに介護保険制度上の要支援、要介護認定者数は増加をしており、団塊の世代も75歳に達していることから、介護に関する休暇の取得が増加する傾向は今後も続くと思込んでおります。また、介護は育児と異なり突発的に必要となることも少なくなく、介護を行う期間や方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられるところであります。このため、家族の介護が必要となった職員が速やかに介護に関する休暇を取得することができる勤務環境を整備しておく必要があると認識をしております。今後は仕事と介護の両立を支援するため、介護に関する休暇制度のリーフレットを作成し全職員に制度を周知するなど、家族の介護が必要となった職員が介護に関する休暇を取得しやすい勤務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 介護保険制度を利用したり、また職員の方々はこういう制度を利用して、代わりに担う人がいない場合はやはりしっかりとその家族をサポートしてあげたい、この制度を利用していただきたいと考えています。その家族が休むことが必要になったりするケースも当然あると思いますが、それは今後10年、20年後、高齢化が進んで、そういう介護しなければならない人数が増加する、急増することも考えられますし、そこで職員の多くの人がこの休暇を利用なさることも出てくると思います。こういう周知、整備、しっかりとさせていただきたいと思います。

では、次に本市の政策・方針決定過程へ女性が参画することについて伺ってまいります。

アとして、管理職昇任選考試験を受験する女性職員数の改善について伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市の管理職への登用につきましては、課長、副参事職と主幹職への昇任の際に管理職昇任選考試験を実施しております。直近3年間の受験率につきましては、課長・副参事昇任選考試験におきましては、令和2年度は男性46.3%に対し女性は30.8%、令和3年度は男性38.2%に対し女性は25.6%、令和4年度は男性39.2%に対し女性は22.4%となっております。また、主幹昇任選考試験におきましては、令和2年度は男性24.7%に対し女性は8.7%、令和3年度は男性22.5%に対し女性は7.5%、令和4年度は男性21%に対し女性は5%となっており、いずれの試験におきましても、女性職員の受験率は男性職員と比べ低い状況となっております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁伺いました。主幹昇任選考試験においては、男性に比べて1桁台でした。この1桁台が続いている。それで現在、令和4年度は5%となっている。受験する資格があるのに受けないということ、これは問題だと思います。

それをイのほうで伺ってまいります。目標達成に向けた取組について。

この女性管理職の割合に関する目標達成に向け、どのような課題があるのか。それに対し、どのような取組を行っているのかを伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

本市の女性管理職の登用につきましては、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画におきまして、女性管理職の割合を段階的に引き上げ、令和5年4月1日までに26%とする数値目標を定めております。また、女性活躍推進法に基づく第二次特定事業主行動計画におきましても同様の数値目標を定め、その達成に向けた取組を実施しているところであります。この数値目標を達成するためには、女性職員の管理職昇任選考試験の受験率の向上が必要ですが、試験申込みの際に確認をしている女性職員が受験しない理由といたしましては、適性がない、介護や子育てなど家族の事情がある、健康上の理由がある、管理職に魅力がないなどの回答が多く、管理職になることへの不安を軽減することやワーク・ライフ・バランスを推進することが課題となっております。

そこでこれらの課題を踏まえ、本市におきましては女性副主幹を対象に、管理職になることへの意識の醸成を図る研修を実施しているほか、実際に活躍している女性管理職へのインタビュー記事や管理職の魅力、不安を軽減するためのQ&Aなどを記載したリーフレットを全職員に向けて配信しております。また、時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進、育児や介護に関する休暇制度の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組も進めているところであります。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございました。適性がないとか、介護や子育てでできない、家族の理由ですね。健康上の理由はしょうがないです。管理職に魅力がない、これは困ったものだと思います。特に副主幹に対応して意識の醸成を図る研修を実施しているということはすばらしいことだと思いますし、このリーフレット、見せていただきました。インタビュー記事もとても魅力的なものが書かれていました。

しかし、実際に会ってお話を聞く、そういう機会もつくっていくのも必要ではないかと思います。まず、この適性がないということに対しては、私は女性が持つ、それまでの生育歴もあるでしょうし、またジェンダーの問題もありますけれども、何か男性がいるとちょっと引いてしまうような、私たちの年代だけかもしれませんけれども、やっぱりそういったところが何か根っこにあるような気がして、私にもできるという勇気を与えてくれる人が欲しいと思います。メンターによるサポートもそうですし、ロールモデルとの座談会もそうです。そういったものがやはり周りにあることが、せつかく受験する資格を取るところまで来たのに受験しないという理由、それはもったいないなと私は考えています。もしそれが受験して落ちることを心配してだったら、そこは勇気を持って一人一人が乗り越えなければならないことだとは考えています。

再質問として、女性職員の管理職昇任選考試験の受験率の向上のため、今後どのような取組を行うのか伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

今年度は第二次特定事業主行動計画の計画期間の最終年度であることから、現在、第三次特定事業主行動計画の策定作業を進めているところであります。この第三次特定事業主行動計画におきましても、管理職になることへの不安の軽減やワーク・ライフ・バランスの推進に継続的に取り込んでいくことを定めるとともに、管理職昇任選考試験の対象者のみならず、若い世代に対しても、将来のキャリア形成に向けた意識の醸成を図ることで目標を達成できるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

**○秋本のり子議員** ありがとうございます。対象者と、より若い世代に対して意識の醸成を図る、キャリアアップにつなげると御答弁にありました。その持てる能力を十分に発揮できることは、市政にとっても有意義なことと考えます。市川市内で一番大きな事業所です。ぜひこういうふうにも男女ともに頑張っている、昇任選考試験も対象になったらしっかりと受ける、そういうような流れをつくっていただきたいと思っています。

では、次に生涯を通じた健康支援について伺います。コロナ禍で経済的に困難になった女性への支援と対策について。

生理の貧困などがうたわれ、衛生用品は経済的困難から後回しにされていいものではなく、2年前には衛生用品や食品等を配付しています。女性が自分自身で体を安易に考えた対応をしてはいけなないと、どこかで教えなければなりません。それが学校教育で学んだとしても、大人になってから再度情報を入れ直してでも女性は自分の体を守ることが必要です。それは自分の体を守ると同時に妊娠、出産へとつなげるためにも必要だと考えます。危機管理、経済部で扱うことでしょうか。1回目は企画で扱ったり、いろいろします。でも、本来は、私は男女共同参画センターがある限り、ここで役割があるのではないかと考えます。見解と行動を求めます。

**○松永修巳議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

男女共同参画センターの相談室では、女性相談員による女性のためのあらゆる相談として、電話による相談と対面による相談を実施しております。相談内容といたしましては、DV被害に関する相談が最も多くなっておりますが、親の介護など家族に関する相談や近隣との対人関係に関する相談など、多岐にわたる様々な内容の相談が寄せられているところであります。その中で経済的困難に関する相談を受けた場合には、生活サポートセンターそらや生活支援課における支援につなげるなど、関係機関や関係部署と連携をして対応しているところであります。また、昨年11月からは相談体制のさらなる充実を目的として、SNSを活用した相談支援を開始したところであります。この相談では、相談者が使い慣れたスマートフォンなどから気軽に相談をすることができることから、より多くの経済的困難を抱える女性への対応が可能となったものと考えております。

なお、女性のためのあらゆる相談とSNSを活用した相談のいずれにおきましても、相談者が生理の貧困に陥っていることがうかがえた場合には積極的に声をかけて生理用品の提供を行うなど、相談者に寄り添った継続的な支援を行う体制を整えたところであります。

以上であります。

**○松永修巳議長** 秋本議員。

**○秋本のり子議員** 相談件数、あらゆる相談ということでまとめていらっしゃると思います。経済的に困難になった女性からということにスポットを当てると、相談件数というのはどのぐらいあるのか伺います。

**○松永修巳議長** 植草総務部長。

**○植草耕一総務部長** お答えいたします。

男女共同参画センターに寄せられた相談を内容別に見ますと、借金に関する相談や求職、転職に関する相談など、経済的に困難になった女性からの相談件数は、令和2年度は271件で全体の約11%、令和3年度は270件で全体の約9%、令和4年度は本年1月末現在で178件で全体の約7%となっております。

以上であります。

**○松永修巳議長** 秋本議員。

**○秋本のり子議員** ざっとですが、全体の約10%ぐらいに経済的困難が見られるということでした。もちろん、そらや生活支援課にやっていただくということもあるでしょうけれども、それ以外で就労等支援について、男女共同参画センターではどのような支援を考えているか、できるか、伺います。

○松永修巳議長 植草総務部長。

○植草耕一総務部長 お答えいたします。

現在、男女共同参画センターでは、社会参加や再就職など自立を目指している女性の就労支援をするため、パソコン操作のスキルアップを目的とした講座であるステップアップセミナーを毎年開催しております。今年度はエクセルによる表やグラフの作成からマクロの作成まで、またホームページの作成など、就労時に直接役立つ講座をオンラインで計5回開催いたしました。今後も女性の経済的な自立支援に向けて先進的な取組を行っている他の自治体の例なども参考にしながら、より充実した内容とすることで女性のさらなるスキルアップや正規雇用につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○松永修巳議長 秋本議員。

○秋本のり子議員 御答弁ありがとうございました。最後のところで、経済的な自立支援に向けて先進的な取組を行っている自治体の例も参考にするとありました。もちろんパソコン操作のスキルアップ、そういう講座も大切ですし、そこに参加して技術を身につけて就労に結びつけるということも大切なことと考えますが、やはりこのところでもう少し収入アップを願って、そういう職に就きたい。そういう非正規労働者に女性が多いことや、そこから経済的困難に落ち込む女性が多いこと、それは年齢を重ねても同じところであります。生活が苦しいという女性が多いこと、やはりもっと情報が提供できる場所として、この参画センター、取り組んでいただきたいと思っています。気持ちの上で本気が出せるかどうか。習慣を刷り込まれた中、家族の中で女性の位置の再生、そういうことはとても大切なことだと思っています。社会全体がそういう雰囲気になりますように、女性の貧困だけがスポットを当てられることがないようにぜひお力を注いでいただきたいと願っています。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 一般質問を継続いたします。

つちや正順議員。

○つちや正順議員 よろしく願いいたします。会派市民の声のつちや正順でございます。通告に従いまして一問一答で伺ってまいります。

早速、最初の大項目、子育て政策についてから伺います。

この令和5年度から南部地域に病児・病後児保育施設を整備することとなりました。また、今定例会においても先順位者の方々からも、この病児・病後児保育に関する質問もございました。ここでは重複を避けて、私なりの視点で質問をしたいと思います。

まず利用者から、利用登録を事前にしなければ使えないが、急な発熱などでなかなかその余裕がない、あるいは定員に達して利用ができないことがあるという声を伺っております。より利用しやすい方法を取ることはできないのか。また、ニーズに対して充足できているのか、市の見解を伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。



○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

病児保育は子どもが病気にかかったときに、病後児保育は病気にかかった子どもが回復期にあるときに、それぞれ保護者の就労等により保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりするものであります。この実施に当たりますには、国の実施要綱に基づき施設や職員の配置、利用に当たっての手續等について、児童を安全に受け入れることができるよう、市の要綱を定めております。事前の利用登録につきましても要綱の中で定めており、児童の既往歴や体質などについて、あらかじめ確認するために必要な手續としております。今後も急な発熱などに備えて事前登録を済ませていただくことを保護者に周知してまいります。

次に、利用状況についてであります。まず、利用定員につきましては、病児保育施設では6人、病後児保育施設では3人となっております。今年度の利用状況としましては、両施設とも、おおむね定員に達することはありませんでしたが、例えば風邪などの流行で利用申込みが重なってしまったときなどは、やむを得ずお断りする場合もあると聞いております。

最後に、ニーズに対する充足度についてであります。ここ数年はコロナ禍の影響もあり、利用者も減少していたことから、直近におけるニーズの把握は難しい状況でありました。しかし、コロナ禍以前は、病後児保育施設の利用者数は年間延べ1,000人を超えていた状況であり、感染防止対策の進展などにより、利用者数も今年度は前年度に比べ増加傾向にあることから、今後ニーズは回復していくと見込んでおります。このようなことから、令和5年度、南部地域に新たに病児・病後児保育施設の整備を進める予定であります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。児童の既往歴や体質を把握するために事前に登録をお願いしているという点、理解いたしました。今後の需要の拡大についても、私も同じ認識であります。

ここで特に伺いたいのが、時間に余裕のない共働き世帯の場合ですと、例えば朝を迎え、子どもの様子が少しおかしいかなというようなことがあったときに、このまま保育園へ連れていっていいのか、それとも家で様子を見たほうがいいのか、病院に連れていったほうがいいのか、なかなか実態、現実問題として判断に迷うことがあるわけですね。そういうときに、じゃ、病児保育に見てもらおうかと思っても事前登録がなくては利用ができない、あるいは、そのときに病気がはやっていけば予約が定員でいっぱいとか、制約があるわけです。これが利便性として、現実と照らし合わせたときにどうなのかなと思うこともあるんですけども、御存じのとおり、保育園というのは一度風邪がはやると広がるわけですね。なので、そういった状況を防ぐためにも、あるいは保育士の方々、こういった状況に相当神経をすり減らしている中で御負担を軽減する意味でも、ここはすごく大事なところだと思うんです。

再質問いたしますが、事前の利用登録について、誰がどのようなタイミングでお願いしているのか。

それから、保育園に通う児童数に対して登録者数はどの程度なのかも併せてお伺いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えします。

初めに、事前登録の周知につきましては、本市公式ウェブサイトや子育て応援のウェブサイト「いちかわっこWEB」の病児、病後児のページで周知をしております。

次に、児童数及び登録者数につきましては、令和5年2月1日現在、保育園等に通う児童が私立、公立合わせて約1万1,500人であり、このうち登録者数は、病児保育では約300人、病後児保育では約1,500人となっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。全体が1万1,500人、そして登録が300人、病後児施設では1,500人というようにお話でございました。この原因、この数字が果たしてニーズが少ないからということなのか、あるいは、やはり先ほど私が述べたように、なかなか登録のタイミングを逸しているとか、そういうことなのか。いずれにしても、この共働き世帯が非常に増えている中で登録者数は少し少ないのかなという印象があります。例えば入園手続ですとか、何かしら市が手続上、介在するところで、その必要性をしっかりと保護者の方が十分に理解できるように、例えば第1子目の方なんて、まだまだ想像つかないわけですよね。そういう形で登録を確実に周知していくことはできないのでしょうか、伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

病児・病後児保育施設の利用につきましては、保育園入園申込み時に配付する冊子や市公式ウェブサイト等御案内しておりますが、子どもが病気になったときに備えて事前登録が必要であることについて、より分かりやすく保護者に伝えられるよう、「広報いちかわ」またはSNS等も活用しながら工夫をしております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。実態としては、やっぱり体調を崩す児童が増えてきたときに保育園のほうから緊急的かというと、そういう冊子を配って周知していただいているという実態も聞いておりますので、それはそれでまた、保育園の事業者の方への御負担にもなると思うので、ぜひここは最初の段階で市のほうで、今、やっぱり登録者数が少ないというのはあるわけですから、今後お願いしたいと思います。

その他、病児・病後児保育については、拡充についても本来聞きたかったんですが、これはもう先順位者の方が質問されてしましたし、専門家の方々、それを営んでくださっている方々を見つけるのがなかなか難しいというのは重々承知していますけども、そちらのほうも引き続きしっかり取り組んでいただけますよう要望を申し上げておきたいと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

次に、(2)放課後に保護者が家庭にいない小学生のいる御家庭のニーズとその対応について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

放課後に保護者が家庭にいない小学生の御家庭では、特に低学年の児童が放課後を安全に過ごすことができるかという懸念があることは認識しており、本市では幾つかの選択肢を用意しているところでございます。

1つは、放課後保育クラブでございます。放課後保育クラブは、市川市社会福祉協議会が指定管理者として運営している公の施設であり、保護者の一定時間以上の就労、疾病などの理由により、放課後に保護者からの保育を受けることができないという入所の要件があるほか、保育料などとして月額1万円がかかりますが、夏休み期間中なども含め、最長午後7時まで必ず預けられるという安心感がございます。

なお、放課後保育クラブ以外にも、特に駅周辺において放課後児童の預かり事業を行っている民間事業者があり、要件を満たす事業者については本市から補助金を交付しているところでございます。

次に、放課後子ども教室という選択肢がございます。放課後子ども教室は、以前行っていたビーイングが移行したものであり、放課後や夏休み期間中に学校内で学習面を含め多様なプログラムを実施しております。より学習を進めたい子どもたちのニーズを満たすとともに、午後5時までではございますが、入所の要件を満たさないため放課後保育クラブに入所できない子どもたちや、要件を満たすものの、定員超過により入所できない待機児

童の受皿としても機能しているところでございます。また、放課後子ども教室には、一旦帰宅した後に改めて学校に来て参加することもできる、来室をあらかじめ連絡する必要がなく、いつ帰ってもよいなど、事前に登録する必要はあるものの、利用する子どもや保護者にとって気軽に参加できるほか、保育料がかからないというメリットもございます。このように教育委員会では、利用される方々の事情やニーズに対応しているところでございますが、今後も放課後の子どもの居場所づくりに努め、サポートを続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 全体像も含めて分かりやすく御答弁いただきましてありがとうございました。これも先順位者の方の質問でありましたけども、私も懸念しているのは、いわゆる小1の壁と言われるような、こうした問題、課題です。これが本市のほうではどうなっているのかな、大丈夫なのかなという趣旨で、私もこの質問をさせていただいているわけですけども、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

放課後保育クラブや放課後子ども教室の利用者の今後の見込みは私も増えると思うんですが、そこで現段階での対策について伺います。

○松永修巳議長 永田生涯学習部長。

○永田 治生涯学習部長 お答えいたします。

放課後保育クラブや放課後子ども教室につきましては、共働き世帯の増加等により、当面利用者は増加していくものと見込んでおります。この利用者増加への対策でございますが、まずは、いずれも学校敷地内におけるスペースの確保が重要です。このことから、引き続き学校側と施設の状況について情報を共有しつつ、限られた施設の有効活用を行うべく調整してまいります。

また、放課後保育クラブについては、待機児童が発生することが見込まれる地域において、補助金の交付などにより民間事業者の参入を促進し、増加する利用者に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。今のところは、伺うところによると、高学年においては待機が発生しているという情報もいただいていますけども、ただ、これは高学年ですので、高学年は自分から辞めていくというか、離れていくというケースも多々あると聞いていますので、問題は低学年だと思います。低学年のほうで待機が発生しないように、こうなると事態は一気に深刻になると思いますので、引き続き取組をお願いいたします。

この項目はこれで終わりたいと思います。

続いて、(3)子ども送迎システムの現状と今後について伺います。

皆さん御存じのとおり、本市では、行徳に送迎ステーションであるアイキッズステーションが設置されました。この送迎ステーションも含めて子ども送迎システムについて、本市での状況及び今後の展開などについて伺ってまいります。お願いいたします。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

こども送迎ステーションは、駅前に整備した施設と日中を過ごす保育園とを送迎バスで結ぶシステムで、近隣に入所可能な保育園等が見つからない児童について、自宅から遠距離にある保育園等の通所を可能とするものがあります。本市では、今年度から行徳駅前に設置いたしました送迎ステーション、アイキッズステーション行徳とびあパーク妙典内で運営しているセレン保育園を結ぶバスの運行による児童の送迎を開始いたしました。対象

となる児童は3歳から5歳児で、定員は20名であります。開所時間は朝が7時から8時半、夕方が17時30分から19時となっており、朝、送迎ステーションに預けてバスで登園するまでの間と夕方、保育園から降園して保護者が迎えにくるまでの間、ステーション内で保育士が児童をお預かりしており、現在の利用人数は4名となっております。一般的に保育園等の入園申請は1歳児から希望する保護者が多く、昨年4月開園のセレン保育園は送迎利用が可能となる3歳以上児が少ない状況にありますが、今後は対象となる園児が増加していくことに加え、行徳地域の小規模保育事業所卒園児の受皿にもなることからステーション利用者は増えていくものと見込んでおります。

今後の展開につきましては、本市では、鉄道駅周辺に多く整備されている小規模保育事業所を卒園した3歳児の受皿確保の方策の一つとして送迎ステーションの活用を考えていることから、アイキッズステーション行徳の利用動向を注視し、他の地域への整備について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 こちらも分かりやすく御答弁いただきました。そうしましたら、そのまま再質問させていただきたいんですけども、鉄道駅周辺に多く整備されている小規模保育事業所を卒園した3歳児の受皿確保の方策の一つとして送迎ステーションの活用を考えているということでした。このニーズというのはどの程度あるのか、もう少し理由なども含めて教えていただきたいと思っております。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、小規模保育事業所卒園児の受皿対策として、3歳以上児の定員を広げた保育園等の整備を進めてきたことなどから、本八幡駅周辺や東京メトロ沿線では、小規模保育事業所卒園児の入園先につきましては充足できております。しかしながら、市川駅周辺では卒園児の受入れが十分な状況となっていないことから、現在も新たな認可保育園の整備を進めておりますが、送迎ステーションの整備も対応策の一つとして考えているところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。ひとまずは市川駅においては設置の余地があるのではないかとというような御答弁でした。

もう一つ、細かいかもしれませんが、市川とかよりも上、国府台とか国分とかになるんですかね。さらに最北部のほうの状況はどうなっているか伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

市内北部地域、特に北西部の国分・国府台地区や北東部の大柏地区では、今後も保育需要の増加が見込まれることから、引き続き認可保育園の整備等を進めており、現時点では送迎ステーション設置の計画はございません。しかしながら、今後、この地域において小規模保育事業所卒園児の受皿対策の必要性が高まれば、その方策の一つとして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。もともと、この子ども送迎システムというのは、近隣の保育所に入れないから、できるだけ自宅から遠距離にある保育施設に送り届けようと、そういう立てつけで始まったもの

だと思っんですけども、皆さん御存じのとおり、保育園の数ですとか、また児童の問題もかつてありましたけども、今、保育の質が問われています中でいろいろと状況が流動的になっていますので、臨機応変に対応していただきたいと思います。

最後に1つだけ再質問しますが、アイキッズステーション行徳、もし現状で何か課題などがあれば伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

アイキッズステーション行徳の施設につきましては、朝の保育園への送迎が終わった後から夕方、児童が保育園から戻ってくるまでの昼間の時間帯は利用されていないことから、その間の施設の活用については運営事業者の意向を確認する必要がございますが、研究したい事項と考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 昼間空いているということなんですけども、これは運営して下さっている事業者の方ですとか、そういった方々の事情ですが、御協力ありきのことだと思いますので、今すぐというわけにはいかないと思いますけども、できる限り何かしら有効活用できるのであれば、私も今教えていただきましたので、これをしっかりと覚えておいて、なるべく幅広い面で何かしら活用できないか考えていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、この(3)の項目を終わりたいと思います。

最後に、子育て支援の今後の方針、大方針について伺ってまいりたいと思います。

これまで本市におきましては子育て支援策を行ってきた一方で、財政運営においてマイナス5%シーリングが設定されているわけでございます。私自身は、今こそ大胆な子ども・子育て政策を進めていくべきと考えています。

そこで、本市が子ども・子育て政策について、今年度はもちろん、それ以降についてもどのような考え方であるのかを心配しているところでもあります。

そこで、本市の今後の大方針について伺います。

○松永修巳議長 秋本こども政策部長。

○秋本賢一こども政策部長 お答えいたします。

本市では、これまで子育て支援施策として、保育園の待機児童対策をはじめとした仕事と子育ての両立支援や医療、保育、学校給食の助成といった経済的支援、妊娠期から子育て期にわたる各種相談機能の充実など、様々な取組を進めてまいりました。今後につきましても、共働き世帯の増加や核家族化などにより子育て支援の必要性はさらに大きくなるとともに、子どもの居場所づくりや貧困対策といった新たな課題への対応も求められていることから、引き続き様々な子育て支援策に取り組んでいく必要があると認識をしております。

なお、本市の財政状況を踏まえ、今後新たに取組を始める際には子育てに関する課題を的確に把握し、他の自治体の先進的な取組などを参考にしながら、活用できる国や県の補助金等による財源の確保や事業の効果などを適切に見極めた上で、本市にとって最適な施策を選び出し、重点的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。積極的にまだやりますというふうに、今、私は受け止めたいと思います。この議会でもそうですけども、代表質問、一般質問を通じて子ども・子育て政策、もっとやろうという声と比較的多く聞かれたように私は思います。明石市の事例も、先ほど中町議員の質問でもありましたけども、

ああいった先進自治体の事例もあります。子ども・子育て政策、国の動きというものを待っていては遅いというのは明白だと思いますので、例えば給食費の無償化ですとか、あるいは医療費の助成ですとか、本当はこれ、住んだ町とか地域に限らず、やっぱり子どもたち一律にやってあげたいことだと私は思っています。それができない以上、逆に市川が国を引っ張っていくような、そういう気概でこれからも恐れることなく大胆に子育て支援策、どんどん進めてほしいと思います。私自身もこれについては街頭に立って、市民の皆様にはしっかりと理解を求めていきたいと思っています。

ということで、この大項目を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次の項目に移りたいと思います。病や障がいがある人の発災時の避難について。

この点につきましても、これまでの議会を通じて各論について様々質問があったと思いますが、まず病や障がいがある人など、災害時に誰かの助けを必要とする方々が円滑に避難するために市ではどのような取組を行っているのか、全体像から伺います。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 病気や障がいの有無にかかわらず、災害時に円滑に避難するために最も重要なことは自助による取組です。例えば屋外に避難しやすい部屋で寝たり、在宅避難を考慮して余裕を持った備蓄を行うなど、自分自身で準備することが第一です。また、避難を支援してもらうために名簿に登録したり、支援する側に自らの状態を分かってもらうために、ふだんから積極的に近所の方々と接するといったことも自助の一つと言えます。このほか、通っている福祉関連施設などがあれば、施設の方と災害時の対応について話し合うことも有効です。

そして、次は共助の支援についてです。避難に際して誰が声かけを行うか、どのような体制で支援するかなど、助け合う仕組みをふだんから考えることが大切です。

最後に、公助についてです。福祉施設と要配慮者の受入れに関する協定や福祉タクシーで移動できるよう事業者と協定、そして福祉避難所の準備、保健師などの職員で構成した保健福祉活動チームの構成などもその一つです。新型コロナウイルス感染症も収束方向です。改めて、ただいま申し上げた自助、共助、公助が三位一体となって推進できるよう引き続き取り組まなければならない、そのように考えています。

以上です。

**○松永修巳議長** つちや議員。

**○つちや正順議員** ありがとうございました。全体的にまず丁寧に御答弁いただきました。今日は、これについて福祉関連施設の側の視点に立って伺いたいと思っています。福祉施設の中で福祉の専門家として日々支援してくださっている方々、防災対策、どうしたらいいんだろうという話を今実はしているところなんです、そういった福祉関連施設の方々に市から事前の対策としてお願いすることですとか、何かあれば伺いたいと思います。

**○松永修巳議長** 水野危機管理監。

**○水野雅雄危機管理監** 福祉施設では、災害時に備えて食料や飲料水の備蓄、そして利用者の御家族への引渡し等々、既に取組がされていると思っています。震災の教訓からは、施設の職員の被災による人手不足、施設の損壊による応急措置、要配慮者と受入れ施設のマッチングなどに時間を要したと確認しています。これは熊本地震です。これらの対応からも、あらかじめ想定しておくことが必要と考えています。

そして一番大切なことは、命を預かる施設として自らの施設の災害リスクを考え、そのリスクに対応できる計画をつくり、訓練を繰り返し行うことが必要です。ふだんから万全の準備をしておくことが必要と考えています。公助としてもできる限り協力していきたい、そのように思っています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。今の連携がどうなっているのかということは、ちょっと後に聞くとして、まず今、御答弁の中に福祉施設や福祉タクシーなどの各事業者との協定という話があったかと思えますけども、この協定の中身について伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 福祉施設との協定については、災害時に要配慮者の受入れ、そして、その方々の移送への協力などを盛り込んだものとなっています。また、福祉施設にお願いしている要配慮者の移送を補完する目的で福祉タクシー事業者とも協定を締結しているところです。このほか、福祉避難所への介護福祉士の派遣や福祉用具等の物資の供給の協定も結んでいます。引き続き福祉事業者との会議や訓練を通じて何か不足しているものがあるのか、お互いに確認した上で準備をしていきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。ひとまず協定の中身は伺いました。

それから、今申し上げたように、福祉関連施設との協力も前向きにさせていただけるということなので安心しました。もちろん、それをしていただけるのはありがたいんですけど、ただ1点、今現在の時点では、市と福祉関連施設の間では連携はどのようになっているのか伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 災害時にスムーズな対応を行うためには、あらかじめ相手の顔や声を知っておくこと、これが大切です。日頃から訓練や情報交換などを通じて関係づくりを行うことがとても重要となっています。本市では、これも熊本地震でもそうでしたが、平時から事務連絡、それから会議などで顔の見える関係にある担当部署が災害時も福祉施設との調整、連絡に当たっていますので、本市も同様の計画でいます。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。やはり福祉の専門家の方は福祉の専門家であって、災害の専門家ではないわけなんですけども、ですから、今、防災対策を練っていく上で外部の情報ですとか、教訓ですとか、何かしらの情報等々、教を求めているわけなので、市も当然その視点で要請があった場合には応じていただいて、あるいは、ほかの自治体の事例等々を福祉関連施設が何か学びたいですとか、教えていただきたいということがありましたら、市のほうも積極的にかけ橋になって協力をしていただければと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

次に、(2)病や障がいがある人の避難所生活について伺います。

病や障がいがある人が避難所に避難してきた際、市ではどのような支援を行う計画となっているのか、全体像を伺います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 避難が可能な要配慮者の方は、他の方と同様に、まずは小学校や中学校の避難所に避難していただく計画です。その上で、大勢の方と同じ空間で過ごすことが難しい方については、体育館とは別の場所に福祉避難室を設置し、避難生活を送っていただきます。また、福祉避難室でも対応が難しい場合には、病院や民間施設への入院や入所を調整するとともに福祉避難所を開設し、移っていただきます。一般の避難所と福祉避難所の同時開設を希望する声も聞いています。過去の台風の際には同時に開設したこともあり、そのタイミングについては今後適切に判断していきます。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。

1点再質問しますけれども、福祉避難室と福祉避難所、この中身、違いについて具体的にお伺いします。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 福祉避難室は、他の人と同じ避難所の中に別の部屋を用意するもので、限られたスペースとなります。一方、福祉避難所は、施設全体を要配慮者の方だけで避難する場所として指定するものです。例えば公共施設であれば、畳の部屋のある老人いこいの家や公民館、また、ふだんから専門の施設である障がい者施設などを福祉避難所として指定します。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。今、説明をいただくと、この違いというのはごく単純な話ですよ。ただ、やはり障がいの特性、とりわけ精神障がい等々の特性によっては、当事者の方々にとっては、この環境が大きく違って、その妥当性の判断というものを支援者の方がする場合に大きなポイントになったりするわけです。ですから、この支援されている専門家の方に対してはもちろんですし、当事者の方にも、やはりこういうところまで事前に何となくイメージしていただくということも大事だと思います。周知も含めて重要なことだと思いますので、先ほどの話に戻れば、こうした福祉関連の方々や避難生活についてもいろいろ情報等々を共有して取り組んでいただきたいと思います。

これで(2)を終わりたいと思います。

最後に(3)です。今、障がい福祉を中心に聞いてきましたけれども、防災対策の全体の今後の方針を確認させていただきたいと思います。

○松永修巳議長 水野危機管理監。

○水野雅雄危機管理監 まず、要配慮者対策について(1)、(2)で質問いただきましたけれども、全く同じ意見があります。施設側とお話をする、要配慮者側に立ってお話を十分聞いていく、その上で対策を立案していくということです。コロナ禍でこの3年間、なかなかできなかったんですけども、今後、コロナ禍も収束してくるので順次対応していかなければならないなという考えを持っています。

その上で今後の方針や課題についてということですが、万が一大きな災害が発生すると、市の災害対策本部は被災状況などの情報収集活動の下で人命第一とした救助、救出、医療支援活動、避難所や福祉避難所の開設、運営、公共交通機関が停止した場合には帰宅困難者への対応、状況に応じた危険区域の立入禁止、道路、橋梁の交通規制や道路啓開、応急危険度判定の準備と実施、仮設住宅建設の準備と実施、そして入居案内、検死、検案の準備と実施、そのほか罹災証明の発行であるとか義援金、弔慰金、見舞金の配付、そして合同慰霊祭の実施、また、災害を乗り越え新たな町をつくっていくための復旧、復興。時間軸で主なものを答弁してきましたが、非常に多岐にわたる業務を災害対策本部は行います。災害対策の大方針は市民の命を守ることです。そして、これら多くの業務を円滑に実施するためには、訓練も含めたふだんからの努力が必要です。大規模な災害は私たちの想定を超えてくることも多く、常に課題と対応の繰り返しです。本市は災害対策に終わりの精神で今後も取り組んでいきます。

以上です。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございました。全体像も含めて大方針について伺ってまいりました。私自身もこ



の4年間、防災に関しましてはいろいろ質問させていただきました。トイレ、空調、そしてプライバシーや衛生面、電気の供給など避難環境の内容について、様々、ほかにも避難所運営の人的なりソースや方法、避難所自体の安全性、耐久性から自宅避難における市川市都市部の課題等々も伺ってまいりましたが、今、御答弁の中で、防災の大方針は市民の命を守ること、そして災害対応に終わりなしという言葉いただきました。

私も全く同感でございまして、最近——最近と申しますか、やっぱり今、この時代になって新しいエネルギーの技術ですとか、通信の技術ですとか、どんどん発達していっています。こういう技術は、私は防災の分野、とりわけ人の命のために使うもってこいの技術だと思っていますので、このあたりはどんどんと貪欲に取り入れていただいて新しい挑戦と申しますか、命のための技術の活用というのはやはり政治と行政の役割、責任だと思っていますので、その点を引き続きお願いしたいと思っております。

以上でこの大項目については終わります。

続きまして、八幡5丁目の風致の問題に関しまして質問をさせていただきます。

昨年から毎定例会にわたりまして、この質問をさせていただきます。ここに来て2月20日、市と業者の間で協定が結ばれました。これについて、これまで当該地の建築問題に取り組んでこられた周辺地域の住民の皆さん、そして大和自治会など地元自治会の方々、非常に大きな不信が広がっているという実情がございまして。本市は、この点において住民の納得を得られるように対応すべきであると私自身考えております。

そこで、12月定例会以降の経過とそれに対する市の認識、そして近隣住民等から市に対する要望について伺います。

**○松永修巳議長** 川島街づくり部長。

**○川島俊介街づくり部長** お答えいたします。

令和4年12月の定例会以降にも、八幡5丁目に建築計画の木造2階建て22世帯の共同住宅建設については、市へ様々な御意見や質問などが寄せられておりました。このようなことから、同年12月18日に八幡5丁目共同住宅建築計画に関する市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例——以下条例と言いますが、手続について、市が主催の近隣住民説明会を開催したところでございます。

この説明会で主立った質疑を紹介させていただくと、確認申請の取消しにより、条例の手続を初めからやり直させるべきだとの御意見に対し、建築基準法に基づく建築確認と条例に基づく手続は全く別のものであり、条例の手続をやり直すことにはならないとの回答をしております。また、駐車台数の減免について、市より事業者へアドバイスをを行った事実はあったのかとの質問に対し、市は事業者へアドバイスをを行った事実は一切ないなどの質疑応答を行っております。その後、事業者は民間の指定確認検査機関から変更確認済書の交付を受けたことより、本年2月12日に建築計画変更に伴い、条例に基づく近隣住民説明会を開催いたしました。しかしながら、この説明会の開催時間が約1時間であり、住民の皆様からの御意見や質疑の時間が短かったことから、市長より事業者に対し再度意見を聞くように要請を行い、同月20日に意見交換会が開催されたところでございます。

本市としまして、12日の条例に基づく説明会以降、事業者が法令上、事業者に対して求められる義務をいずれも満たしたものであることを再度確認しております。また、条例に基づき、事業者にその整備が求められる駐車場や緑化施設などの整備基準を満たしたものであることも確認しております。そのため、これまで事業者が行ってきた条例上必要とする説明事項と、2月12日に行われた説明とを総合的に判断し、2月20日付で協定書を取り交わしたところでございます。

このことから、本市は一刻も早く近隣住民の皆様方へ協定を締結したことの報告並びに御意見等を伺うため、3月2日に市長と近隣住民の意見交換会を開催いたしました。この意見交換会では、防災面への配慮や事業敷地内の自動車の転回スペースや、登下校時における児童の安全確保及び緑地の保全の御意見や要望がございまし

た。本市といたしましては、事業者に対し、これら要望等を誠実に対応すること及び駐車場や緑化施設の整備など、事業者と取り交わした協定書の内容が遵守されているかを必要に応じて確認指導を実施してまいります。さらに、市川市風致地区条例では、緑地の確保について対応できていないとの御意見もあることから、風致地区における緑地の確保の在り方についての検討も始めております。今後、皆様の御意見も伺いながら進めてまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 答弁をいただきました。今、この2月20日に関しまして協定書を結ばれた旨、改めてお話ありましたけども、まず最初に申し上げておきたいのは、これについて納得している地元の住民の方はほとんどいないということ、これが実態としてあるということをまずお伝えをしておきたいと思えます。

そして、それまでの説明会につきましても、意見交換会というような御答弁だったかと思えますけども、これも説明会が十分に――事業者の方が住民の方に説明会と通知をしていますし、これ、説明会として果たして成立したと言っていいのかという状況もありますので、このあたりも含めて、つい先日、住民の方々から市長あるいは市役所宛てに質問状が行っていると思えます。3月10日の回答期限なんですけど、この質問が多岐にわたるために少し先延ばしをしてという返答があったと聞いております。これについても、しっかりと一問一問、誠意を持って住民の方々、特にこうした当該地の建物の周りに住む方々、忙しいお仕事の合間を縫って本当に私生活を犠牲にして取り組まれており、そして地元自治会の方もとても心配していることですので、どうか真摯にその質問、そういう背景は念頭に入れた上でお答えをいただきたいと思えます。

そして、この後、かつまた議員からも各論の掘り下げた議論をさせていただきますので、私から1つだけ申し上げておきたいんですけども、転回スペースの話がありましたけども、あそこの部分、大型車両の工事がまた再開されてしまいますと大型車両の往来が非常に増えます。そうすると、やっぱり小さい子どもですとか、通学時間帯もそうですけども、死角が生まれたりとかして、あの路地、行った方は分かると思えますけども、本当に危険です。ふだんでさえ、少し危ないぐらいです。ましてや、あそこに集合住宅ができて、宅配業者がいっぱい止まって路上駐車が増えると、ますます死角が増えて自転車、そして小さいお子さんたち、非常に危険だと思います。これについては、本当に何かが起こってからでは遅いので、どうかしっかりと現実的に市民の声を聞いていただいて、何か起きる前に対処をしていただきたいと思えます。これも強く要望しておきます。

では、先ほどいただいた御答弁の中で2点、短く再質問しますが、まず、過去に行われた説明会の議事録というものがあるわけですけども、その中身に納得ができない、信用ができない、運用は一体どうなっているのか、内容に過不足などの不備はなかったのかという声をいただいております。これについて伺います。

○松永修巳議長 川島街づくり部長。

○川島俊介街づくり部長 お答えいたします。

これまでに行われた事業者主催の説明会の議事録は、条例に基づき、事業者より近隣住民等説明会開催報告書として提出されております。近隣住民と事業者間では、この報告書を市へ提出するに当たり、内容を事前に確認し合う旨の約束をしていたものの履行されていないという住民の声を受けております。この事業者より提出された報告書におきましては、市が同席していない第1回から第3回の議事録は、説明会出席の住民より詳細な議事録の提供を受けており、また第4回目以降は市も同席したことより、内容に大きなそごがないことを確認しております。

次に、この報告書は市川市公文書公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当することから、同条例第6条に基づく公開請求手続を行うことができるものとなっております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。申し訳ありません、ちょっと時間が迫ってまいりましたので、まだまだ聞きたいんですが、次の再々質問をさせていただきます。

昨年、緑地指導に関して緑地確保をお願いするリーフレットを作成していただいたわけですが、やはり宅地造成を伴わない場合は緑地を不要とするという市の見解、これとの整合性が取れてないのではないかというような強い声が住民の方々からあります。これについて、改めて本市の見解をお願いいたします。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 本市としましては、建て替えのときになるべく緑化することを意識してもらうことは大切であると考えておりますので、リーフレットを作成し、樹木の保存や植栽を啓蒙しているものであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。風致地区条例についても、私も以前の定例会でも細かく質問させていただきました。今日もこの後、これについては質問があると思いますので、そこに委ねるといいますか、しますけども、最後に申し上げたいのは、これは地元自治会の方々、そして地域周辺の住民の方々もいるんですけども、実は結構若い方々も心配しています。

それは何かと云ったら、今回の建築問題に反対する人が多いんですけども、若い人も実は関心を持っていて、さっきの話に戻りますけども、非常に狭い道路の中でああいう工事が行われると、本当に現実問題、生活道路として使用している人からすると本当に危険で、ただ、子育て世帯、ママさんとかパパさんとか保護者の方というのは、集会とか説明会に現実として足をなかなか運べない。どこに届けたらいいのか、声を届ける機会がないということを実際私は伺っておりますので、今、いろいろと活動してくださっている地元の住民の方以外にも声を広く拾うように、とにかく住民の側に寄り添って、地域に寄り添う姿勢、そういうスタンスで今後お願いしたいと思います。

すみません、時間が迫っておりますので、この項目はここで終わりたいと思います。

そして、最後の質問に移ります。施政方針について、事業の選択と集中における政策の優先順位について伺います。

施政方針において、市長から事業の選択と集中という言葉が述べられました。各党派、各議員からもこの点について質問があったかと思いますが、私は、とりわけ今のコロナ禍、そして物価高の中で用いる選択と集中という言葉に一抹の不安を拭き切れません。選択と集中を一般的な言葉どおりに受け取れば、企業の経営戦略の中で、その企業が経営資源を得意分野に絞って集中的に資本なりを投下することを指すというふうに私は理解をしております。もちろん、こういった理論ですとか考え方自体、私は否定するものではありません。しかし、これはあくまで平時における企業であればの話だと思えます。額面どおりに受け取れば、じゃ、市川の得意分野は何か。もし福祉や子育てが不得意分野でないとされたなら、我々は切り捨てられてしまうのか。少し冷えた言葉に感じるわけでございます。

もっと言えば、人ではなく、地元の事業者の方々も、ある意味では企業にとっても、国や自治体というのは最後のとりででなければならぬですし、我々人は、もちろん、この自治体を最後のとりでとして期待しているところがあるわけでございます。4年前に、私は政治の目的は人間の命と生活を守ることという、こういう信条の下でこの市川市の1議席を託していただいたと思っております。ですので、この1点だけはどうしても確認しておきたいと思えます。

この選択と集中という言葉の真意はどこにあるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

市長は就任後、健康寿命日本一、学校給食費の無償化、デジタル地域通貨、カーボンニュートラルの実現、水辺のまちづくり、子ども医療費助成の拡充を優先的に取り組む施策に掲げております。このような中、新年度予算におきましては、中長期的な財政見通しを踏まえ、市民生活に直結した施策に重点を置いて重要性や緊急性などを整理し、優先順位を判断したものでございます。特に早急に取り組むべきもの、継続して取り組まなければならないもの、いずれ必ずやらなければならないものを基本的な視点として事業を選択してまいりました。

早急に取り組むべきものとしましては、学校給食費の無償化やクリーンセンター及び斎場の建て替えなど、生活基盤づくり重要プロジェクトとして位置づけた事業を選択するとともに、公園の修繕や樹木の剪定など、足元の課題解決については特に重要視しております。また、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価の高騰により多くの市民の皆様が厳しい生活を余儀なくされる中で、障がいのある方や子育て家庭などへの支援は特に継続して取り組まなければならないものと考えております。マイナス5%シーリングを掲げた令和5年度の当初予算におきましても、このような扶助費などの義務的経費はしっかりと継続して取り組むこととしております。新年度の当初予算編成に当たっては、市民の皆様が安心、安全に暮らし、そして喜んでいただける施策となるよう優先度を判断してきたものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。障がいがある方や子育て家庭への支援等々、とにかく、そういったあたりは継続して取り組まなければならないと認識しているとのことでした。ひとまず安心するんですけども、念のため、これらを対象とした分野への事業は例えば何か、伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

子どもや高齢者、障がいのある方や生活困窮といった複雑に重なり合っている諸課題に対して、まずは包括的な支援体制を構築する必要があるとございます。このため、施政方針の中で述べていますように、令和5年度の当初予算では、選択と集中の考え方に基づいて新規拡大事業は優先的に進めるべき事業に絞り込むとしており、その中に重層的支援体制の整備などを新規事業として位置づけております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。この7月から実施される重層的支援体制、具体的にこういう事業があるということも示していただきましたけども、既にこの福祉の分野の方々の間では、これについて議論が起きつつあります。通告外になるので、これについては今質問しませんけども、これについてもきめ細かく、機能するのとかどうかまで取り組んでいただきたいと思います。この事業については、私自身、個人として特に注意深く見ておきます。

最後の再々質問になりますが、確認も込めて、今、私は有事だと思っております。物価も高騰している、コロナ禍が落ち着いてきたとはいえ、まだまだその余波が残っている。この市民生活、一体どこまで続くのかという流動的不透明な中でなかなか予測が立たないと。

そこで市としてできることは、国や県に先んじてでも臨機応変に対応していく、そういうつもりでいるという認識でいいのでしょうか。最後に伺います。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価の高騰のように、世界規模の問題については基礎自治体のみで対応するのは困難であり、これまでは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、対応してまいりました。新年度については、現時点では国からの交付金は予定されておりませんが、市として行うべきことはしっかりと行うべきであると考えております。今後、行き先不透明ではございますが、まずは今回のような災害級の社会情勢の変化が生じた場合でも市民の皆様が安心して生活できるよう、強固な財政基盤を築くことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 つちや議員。

○つちや正順議員 ありがとうございます。市として、できることはしっかりとやるというふうに受け止めました。これは1人の市民として、これからもチェックしていきますけども、念のために申し上げておきますけども、強固な財政基盤という言葉がありましたけども、これを築くことはあくまで手段であって目的ではないというのを申し上げておきたいと思います。人の命と生活を守ること、あくまでもこれが目的でありますし、今回のお言葉、事業の選択と集中、そういった真意が伝われば市長の言葉も市民の間にもっと広く理解を得られるのではないかなというふうに思いました。手段と目的を間違えるようなことは、この政治の分野においては絶対にあってはならないと思います。

繰り返しますけども、政治は市民にとっての命と生活の最後のとりでだと思います。平時における財政基盤は当然大事なことだということは私も深く共感しますが、しかし、大事なのは今有事だということだと思います。財政基盤確保のために人を切り捨てるようなことが絶対にないように、くれぐれもお願い申し上げます。そのことを強くお伝えして、お願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○松永修巳議長 かつまた竜大議員。

○かつまた竜大議員 皆さん、こんにちは。緑の社会のかつまた竜大でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

まずは、最初の重大项目1番の質問でございます。健康寿命を延ばす施策についてということで、(1)番、介護予防施策の現状についてということであります。

今日は2023年3月13日ということで、今日から国のほうではマスクを外しても構いませんよとなりました。今日は議長の御提案で、やはりこれはマナーですので、心配な方もいらっしゃるということでマスクをしての質問とさせていただきますけども、コロナ禍がそれこそ2020年、2021年、2022年と3年続いたと。ようやく、だんだんと解消していくということで、今日、こういう3月13日を迎えられたのはとても明るいニュースかなと思います。

そういった中で私も地元であったりとか、コロナ禍においても様々な活動をしておりましたが、今日、この健康寿命を延ばす施策についてという質問をするに当たって、それこそ2021年の頃でしょうか。地元で偶然お会いした高齢の御婦人の方が、以前は非常に元気だったんですけども、お会いしたときにちょっと疲れているような、ちょっと言葉は悪いんですけど、衰えているような、そんな感じがしたんですね。その方は、ふだんはいつも朝早くから様々な活動をされている方だったんですけども、多分私の推測では、やはりどうしてもコロナということで家に閉じ籠もってしまって、たまたま外出されたときにお会いできているのかなと思っております。幸い今、その方は前と同じような元気になってきたなというか、そんな感じで安心はしておりますけども、市川市

としましては、健康寿命日本一ということで施策を打ち出しておりますけれども、特に御高齢の方はコロナの中、本当に心配だということで家に閉じ籠もってしまう、テレビばかりを見ているとか、または、例えばマスクをして出ないといけないから、御高齢の方はマスクをして歩くのとか、歩いているだけでも非常に辛いという方がいらっしゃるということで様々な心配があります。

そういった中で、まず(1)として介護予防施策の現状について伺いたいんですが、実は私の自治会、八幡南口町会というところでございますけれども、このコロナの最中に町会の会館を利用して市川みんな体操というものをスタートしました。会館の1階のところでございますが、これ、皆さんから非常に好評と聞いております。このような市川みんな体操は介護予防事業としてどのように実施しているものか。

また、これは私の考えなんですが、介護予防を進めるためにはリハビリの専門職の方が必要だと思っております。いわゆる介護度を今上げないという努力が必要と言われておまして、それこそ理学療法士の方が、介護度が上がらない、逆に保つ、または下げるといって様々な取組をされているところもあります。そういったところでリハビリの専門職の活用などは行っているのか。

その2つに関して伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○松永修巳議長** 立場福祉部長。

**○立場久美子福祉部長** お答えいたします。

介護予防とは、高齢者が要介護状態になることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を目的とするものです。本市では介護予防を推進するため、介護保険法に定められる地域支援事業である地域介護予防活動支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業などに取り組み、住民主体の通いの場を充実させる地域づくりやリハビリテーション専門職を生かした自立支援に資する取組を推進しております。

市川みんな体操は、御近所や気の合う仲間同士で身近な場所に集まり、DVDを見ながら行う筋力の維持と向上を目的とした体操で、令和5年1月末現在、市内の登録団体は41団体あり、自主的に活動されています。本市では、住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて支援することを目的とした地域介護予防活動支援事業として、この市川みんな体操の支援を行っております。具体的には市公式ウェブサイト等による周知を行い、新規に立ち上げを希望する地域住民の相談に応じるほか、継続して活動している団体には、市職員は定期的に活動場所へ出向き、活動状況の確認や助言を行っております。

また、本市では、地域における介護予防の取組の強化と高齢者の自立支援に資する取組を促すことを目的とした地域リハビリテーション活動支援事業として、希望のあった通いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、フレイル予防に関する講話や運動などを実施しております。フレイル予防に関する講話のテーマは、足腰の動きの衰えであるロコモティブシンドロームの予防、口腔機能の衰えであるオーラルフレイルの予防、フレイル予防のための食事、認知症の4つから選択することができ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など、それぞれのテーマに合わせたリハビリテーション専門職からの指導を受けることが可能となっております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 福祉部長、お伺いしました。

まず、市川みんな体操のほうです。これは地域介護予防活動支援事業ということですか。住民主体の通いの場を充実させる地域づくりということで、まさに地域づくりにも関わるよい取組だと思います。

また、もう一つのリハビリの専門職活用の件なんですけど、地域リハビリテーション活動支援事業ということですか。これ、私も思い出しました。ロコモティブシンドロームの予防という、これも実際受けたことがありますけど、大変というか、なかなかきついですよね。非常にいい内容の取組をされているということが分かりまし

た。

そこで、続いて(2)のほうをお伺いしたいんですけども、高齢者が集う場についてということで御質問いたします。

やはり集う場って、高齢の方々が集う場、非常に重要だと思います。先ほど最初にお話をしましたが、今まさにコロナ禍でなかなか集まりにくいという状況がつくられてしまったと。そもそも皆さん、集まるのが怖いということがあります、それはやはりこれから変えていかないといけないなということで、先ほど部長からお伺いしました高齢者の集う場、住民主体のいこいの場は介護予防のために必要であることを認識しましたが、本市の把握する高齢者が集う場、通いの場とは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。また、高齢者の皆さんに対しまして周知などは行っているのかお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市の把握しております高齢者の集う場、通いの場とは、高齢者をはじめとした地域住民が他者とのつながりの中で主体的に取り組む介護予防やフレイル予防に資する活動を行う場となります。本市では、現在、市川みんな体操登録団体のほか、いきいきセンターで行われる運動や趣味などの活動、サロンで行われる茶話会など、住民の自主的に運営されている活動を通いの場として、先ほど申し上げましたとおり、活動の立ち上げや専門職の派遣等の支援を行っております。

また、本市では通いの場を広く市民に周知するため地域別に取りまとめ、一覧にした『『きょういく』ところ』というリーフレットを昨年度作成し、高齢者サポートセンター、地域ケア拠点などにて配布しております。このリーフレットにつきましては、最新の情報を周知できるよう年1回程度の改定を予定しております。そのほか、いちかわ支え合いネットにて社会参加や地域活動、生活支援サービスに関する情報のマッチングも行っております。今後も様々な手段を用いて、さらなる市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 福祉部長、お伺いしました。今、福祉部長から御説明のありました『『きょういく』ところ』という、こちら、市内のそれぞれの地域ごとに分けて作っているということで、これも私、初めて見させていただきました。非常に分かりやすく書いてあっていいかなと。括弧して「きょういく」ということで、そして「ところ」が平仮名。全部平仮名で書いてあるんですけども、何か面白い名前ですよ。

そういった意味で、今まで今日行くところがなかった皆さんに今日行くところをきちんと決めて出かけてもらおうと。なおかつ「きょういく」に括弧していますけども、教育委員会の皆さん、いらっしゃいますけども、この中ではそういったフレイル予防とかみんなの体操もございますけども、それこそ教育に関わるような、こちらに書いてございますけども、短歌だったり、俳句だったりとか様々な催しがあって、とても大事なよい取組ではないかなと思います。

そして、そういう中でちょっと一つ再質問させていただきたいと思います。私、これを見させていただいて感じたのは、やはり担当の関係もありますけども、いきいきセンターでの開催が中心なのかなということでもあります。この高齢者の集う場についての周知というものは理解をしましたが、地域においては、市川市内も非常に広いですから、通いの場のように皆さんが集える場がない地域もあると思います。そのような場所において、この集いの場を増やす取組はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 立場福祉部長。

○立場久美子福祉部長 お答えいたします。

本市では通いの場を増やす取組の一つとして、市川みんなで体操の体験会を開催しております。この体験会は地域で何か始めたいという方のきっかけづくりともなっており、体験会を開催することで新規活動団体の立ち上げにつながっております。また、市川みんなで体操は3名以上の参加により、御自宅やマンションの集会場など様々な場所で開始できることから、やってみたいと興味を持たれた方に対しては市職員による出張説明も可能です。今後も通いの場を広げるため、地域により積極的に出向き、体験会などの開催を通じ、通いの場の立ち上げを支援してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 お伺いしました。通いの場ということで非常にいい取組ですね。市川みんなで体操は、3名以上の方が御参加するというのであれば御自宅であったりとかマンションの集会室など、様々な場所でできるということで、だから、これ見ておりますと、大きなマンションの集会室でもやっているのかなということ、分かりました。

ちょっとまとめさせていただきたいと思いますが、今後もこの健康寿命を延ばすということでは、介護予防の様々な施策は大事だと思います。あと、若干経済的な部分も絡んでくるんですけども、今定例会でも多くの議員の皆さんがお話をされていましたが、やはり物価高ですね。特に光熱費が非常に上がっていると。家にいらっしやると、それこそたくさん光熱費を使ってしまうということでは、今日行くところがあるというのはとてもいいことだと思います。町会の会館で自分の自治会の皆さんがみんな体操をやっておりますけども、やはりどこかで集まって、そして体操が終わった後、また皆さんで歓談できたりとか、非常によいことだと思いますので、ぜひぜひこういった取組をもっともっと増やしていってほしいなという思いであります。

あと私の思いとしましては、私は本八幡駅周辺に住んでいるんですけども、それこそ今言った話のつながりでは、ニッケコルトンプラザさんなどは本八幡駅から無料バスが出ていますので、本当に多くの皆さんが集っている。そういう中で、そこでいろいろ話を聞きますと、それこそ高齢者の皆さんが結構集まっている話をしたりとかしていると、そんな光景も見たことがあります。

いずれにせよ、高齢者の皆さんが集える場をいろんな形で設けてもらって、そして皆さんが健康になり、介護状態も悪くならないで保つと。そして、いつまでも健康で行って来るといように福祉部の皆さんにおいても頑張ってくださいと思います。

最初の大項目の質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、市内公共交通のバリアフリー対策についてということで質問をさせていただきます。

実はこれも今の最初の質問と少しつながるような部分なんですけども、私は公共交通はしっかりと守らないといけないと、そういう立場で活動させていただいております。ただ、今、このコロナ禍という状況の中で鉄道会社、バス会社、タクシー会社、個人タクシーの皆さんもいらっしやるでしょうけど、大変厳しい、売上げが厳しい、業績が悪いという状況でございますので、何とかコロナが早く終わって回復をしてほしいという思いであります。

そして一方で、このバリアフリーの問題に関しましては、やはりバリアフリー対策がしっかりしていると、例えば障がいを持っている方、また高齢者の方、足が不自由な方、つえをついている方なども非常に外に出やすくなる、行きやすくなる、そういうことでございますので、まずは本市の現状、市内公共交通のバリアフリー対策について、どうなっているかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。



初めに、鉄道駅の現状についてでございます。本市には鉄道駅が16駅あり、エレベーター等の設置による段差解消や車椅子対応トイレ、内方線つき点字ブロックの設置による転落防止対策が令和3年度までに全ての駅で完了しております。さらに、近年はホームにおける転落や接触事故など安全性を向上させるホームドアの設置も進められており、平成30年度に都営新宿線本八幡駅で整備が完了しております。そのほかの駅での整備予定といたしましては、JRでは市内の5駅、市川駅、本八幡駅、市川大野駅、市川塩浜駅、二俣新町駅について、令和13年度末までの整備を目指しているとのことでございます。東京メトロは市内の3駅、妙典駅、行徳駅、南行徳駅について、令和7年度末までの整備を目指しており、京成本線と北総線の駅については、今のところ整備時期は未定となっております。

次に、路線バスの現状についてでございます。本市で運行しているバス事業者にノンステップバスの導入率を確認したところ、京成バスは江戸川、市川、松戸の3営業所の合計で導入率は約95%であり、京成トランジットバスでは令和4年度から全車導入済みとなっております。このほか、南行徳駅と舞浜駅、東京ディズニーシー間を運行している東京ベイシティ交通では約82%、JR西船橋駅、下総中山駅と市営霊園、保健医療福祉センター間を運行している京成バスシステム及び市川駅と新小岩駅間を運行している京成タウンバスでは全車導入済みとなっております。京成バスと東京ベイシティ交通につきましては、今後、車両の更新の際に順次ノンステップバスとしていく予定と伺っております。また、コミュニティバスにつきましては全車導入済みとなっております。

最後に、タクシーの現状についてでございます。本市域で営業しているタクシー事業者の団体である千葉県タクシー協会の京葉支部に車椅子使用者や足腰の弱い高齢者、ベビーカー利用者など、誰もが利用しやすい車両であるユニバーサルデザインタクシーの導入状況を確認したところ、導入した車両数は把握していませんが、導入を促進していきたいとのことであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 市内の公共交通のバリアフリーの状況についてお伺いしました。

まず鉄道に関しましては、エレベーターの設置等は当たり前というような感じで、全ての駅で終わっていると。これからはホームドアの設置だということが分かりました。

あと路線バスに関しまして、このノンステップバスの導入率、京成トランジットバスはすごいんです。100%ということなんですね。私、本八幡駅の近くに住んでおりますけども、それこそ行徳とか浦安に行く場合はなるべく京成トランジットバスを使っておりますけども、確かにそうでした。低床で非常に乗りやすいなという記憶があります。当然京成バスも使いますけども、ぜひぜひこういったこと、頑張ってもらいたいなと思います。

あと、ここで私が感じたのは、やはりタクシーのバリアフリー化の現状というのはなかなか厳しいものがあるかなと思います。今、非常によくできているタクシーなどは値段が高いというものがあって、タクシー業界も非常に景気がよくないと。特に個人タクシーさんなんか非常に大変だという状況もありますので、まだまだ大変な部分がたくさんあるのかなとは思いました。

ただ、市内の某タクシー会社さんなどにおいては、ヘルパーの資格を持った方が運転手さんをされていて、それで介護タクシーということで介助されたりとか、ハードのほう、タクシーの車両がいまいちであっても、運転手さんのほうが様々な対応をしてくだされれば、かなりいい状態に持っていけるのかなと。そこは人の力で対応できるところもあるということで、このバリアフリーの問題に関しましては、たとえエレベーターがなくても、それを介助する人間がある程度人数いけば対応できるということもあるので、タクシー会社さんに関しましてはなかなか厳しいのかな、大変なんだな、ぜひ頑張ってもらいたいなという思いであります。

続きまして、今度は市民の皆さんから実際どんな要望がありますかということで、市民からの要望についてお

伺いをしたいと思います。お願いします。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市内公共交通におけるバリアフリー化の要望につきましては、年に数件寄せられております。令和3年度におきましては、市川駅と本八幡駅へのホームドア設置要望が寄せられました。ホームドアにつきましては、本市としても利用者が安全に鉄道を利用できるよう、利用者数が10万人以上である市川駅と本八幡駅が令和13年度末の整備目標よりも可能な限り早く整備が進められるよう要望しているところでございます。今後につきましても、引き続き重点項目として要望してまいります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 道路交通部長、お伺いしました。やはりホームドアの設置要望が多いようです。これは私、市民の方からお伺いをしたんですけども、市川駅と本八幡駅ということですが、ホーム上に多くのお客さんがいらっしゃるという中で、やはり問題としましては、いわゆるスマホを見ながらのながら歩きというのかな、そういう人が結構多いという問題が私はあるんじゃないかなと思います。

これに関しまして、いろんな年代の方、特に高齢者の方から、やはりそういうながら歩きの人がいると非常に怖いと。ぶつかって、それこそ階段があるようなスペースは非常に狭いと。そういう中で、ながら歩きの人と接触したりすると自分は線路のほうに落ちてしまう可能性がある、ということも聞きました。駅のホームを歩いていて怖い思いをしたと、そんな市民の声もありますので、やはりホームドアの設置も大事ですけども、そういったマナーの向上というのも非常に求められているんだなという感じはいたします。いずれにせよ、市川駅と本八幡駅のホームドア設置というのはぜひぜひ早急にお願いしたいと思いますので、本市としても様々な支援をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、市民からの要望について再質問させていただきたいと思っております。これは市民の方から、鉄道駅に設置されているエスカレーターについてなんですけども、日本の場合、東のほうでは——東日本のほうではと申しますか、エレベーターが2列で乗れるようなところだと左側に乗ると。関西では右なんですけども、右側を空けてエスカレーターで乗り降りをしているというか、通行している状況が見られますが、実は体の不自由な方、また、つえをされている方などからは、やはり右利きで皆さん右手が多いので右側の手すりをつかみたい、要は右側に乗りたいと、こういう御希望の方もたくさんいらっしゃいます。体が不自由な方の通行に支障があると、そういう要望がありますものなので、この辺がどういう状況になっているのか。

あと、ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、京成本線鬼越駅なんですけども、あそこはどうしても1回改札が入ってから、ホームが島型になっておりますので線路のところを歩かないといけないんですね。そういった意味で、踏切があるんですけども、改札の中にある踏切を渡るのが結構危険といいますが、足が不自由な方にとって、そういった要望があります。

その2点に関しまして、市の認識をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

初めに、鉄道駅のエスカレーターについてでございます。関東域では、エスカレーターを歩く方のために右側を空けて通行する状況が見られていることは承知をしております。御質問者のおっしゃられたとおり、右側の手すりを必要としている体が不自由な方にとっては不便な状況を強いられており、時には接触による転倒等の事故が発生しているとのことでございます。そのため鉄道事業者は、エスカレーターでは歩かずに立ち止まることや

手すりにつかまることなど、安全な利用を呼びかける活動を行っております。しかしながら、片側を空けて通行する状況は、見る限り解消されていない状況でございます。鉄道事業者からは、エスカレーターの安全な利用を促進する必要があるため、今後も引き続きエスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン等の活動を実施していきたいと伺っております。本市といたしましては、バリアフリーの観点からもエスカレーターの安全な利用を促進する必要があるため、鉄道事業者から協力依頼があった際には連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、京成本線鬼越駅の改札内にある踏切についてでございます。鬼越駅は島型のホームで、改札を通り、ホームに向かう際には踏切を通行する必要がある場合がございます。京成電鉄に改札内の踏切の除却について確認したところ、現時点において計画してはいないとのことでございます。

なお、改札内の踏切を通行する際に、段差等により体が不自由な方や高齢者の方等が通行に支障がある場合には係員が介助していると伺っております。本市といたしましては、京成電鉄が改札内の踏切の除却に伴うエレベーターの設置などのバリアフリー化を行う場合には必要な支援を協議してまいります。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** お伺いしました。

まず、エスカレーターの件なんですけど、私、この質問を出した後、市川駅に早朝行ってみたんですけど、それこそエスカレーター、歩かず立ち止まろうという、そのアナウンスをされていました。それを聞いてまいりましたので、ああ、やっているんだなというのは確認しました。今、それを積極的にやっている鉄道会社、駅等もあるみたいなので、この辺もそれぞれの利用される方が、そういう方がいらっしゃったら配慮してあげればいい問題なのかなと思いますけども、ぜひぜひ多くの市民の皆さんが、ちょっと御苦労されている方がいたら右側に立ってもいいですよと、そういう社会になってもらいたいと思います。

あと、京成の構内の踏切の件に関しましては承知いたしました。あれを解消するのはなかなか難しいと。まさにこの辺はマンパワーで京成電鉄の駅員の方が頑張ってもらいたいな、介助してほしいなと。ちゃんとやっていると思いますけども、そこをお願いしたいと思います。

また、必要なバリアフリー化に関しましては、それこそスロープなんかは、あの駅は非常によくできていますので、あれはすばらしいと思います。雨にも濡れないようになっていますので、ぜひぜひ様々な支援を本市としてもやっていってほしいと思います。

そしてもう1点、再々質問です。今度バスのほうに行くんですけども、市民から、路線バスのバス停留所で車椅子を介助する方がいないと乗り降りできないという行為であったりとか、あとバス停ですね。バスは左側に止まるわけですけども、その左側の歩道がある程度広くないと乗れないという声を聞いたんですけども、その辺に関しまして市の認識を聞きたいと思います。

**○松永修巳議長** 藤田道路交通部長。

**○藤田泰博道路交通部長** お答えします。

初めに、車椅子の介助についてでございます。車椅子の介助の状況をバス事業者を確認したところ、乗務員がスロープを設置し、介助者がいない場合にはバス乗務員が介助しているとのことでございます。

次に、バス停留所での車椅子用スロープの設置についてでございますが、バス停留所での車椅子の乗降には、約1.2mのスロープをバスと歩道等の間に設置する必要があります。このため、歩道が狭くスロープが設置できないバス停留所や、スロープが設置できても車椅子が乗り降りできるスペースが確保できないバス停留所が多くございます。車椅子の乗降が困難なバス停留所の対応をバス事業者を確認したところ、乗車が可能な位置ま

でバスの乗車位置をずらして対応しているとのことであります。本市といたしましては、道路の拡幅等の際、車椅子利用者にも配慮し、必要な歩道の有効幅員2mを確保するよう努めております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 了解しました。分かりました。バスの問題は承知いたしました。今定例会でも出ていましたが、道路の拡幅のお話もありますけども、それも非常に大事なのかなと思います。ぜひぜひそういったこともやっていってほしいと思います。

最後要望といたしまして、実は私も認識不足だったんですが、京成中山駅においても様々な要望がありました。特に法華経寺側のほうの出入りをできるようにしてほしいと、こういうお話があったりします。京成中山駅は船橋市にございますので市川市内にはございませんけども、あそこは当然、市川市内の方もたくさん利用されております。それこそ法華経寺の側から来ますと、一旦踏切を渡って改札に入って、また踏切を渡って下り方向、成田方面に行く方は、そうやって乗らないといけないという不便さがあると。また、それこそ法華経寺で大きな催しがある場合においては、本当は東京方面から来た方は、そこで電車を降りてそのまま通れば一番いいんじゃないかと、そんな話も聞いておりますので、これは私もっと調査をしまして調べていきたいと思いません。

市内の公共交通のバリアフリー対策についてお伺いしました。いずれにせよ、このバリアフリーの問題に関しましては、本当にこれから高齢者の人口も増えてまいりますので、様々な方にとって利用のしやすい公共交通機関になるように、本市としても様々な御協力、御支援をお願いしたいと思います。

以上で大項目2番の質問を終わります。

続きまして、大項目の3番です。先順位のつちや議員とかぶる部分でございますが、八幡風致地区内路地状(旗ざお)敷地の大型共同住宅建築についてお伺いしたいと思います。

まず、(1)の風致地区条例の解釈と規制問題についてということで、これに関しましては、それこそ去年の6月定例会においても質問させていただいております。簡単に言えば、本市の解釈と私の考え方、また住民の皆さんの考え方が違うという部分もあるかなと思いますけども、まずは質問させていただきたいと思いません。

市川市の風致地区条例では、風致地区内の建築でありながら、宅地造成を伴わないからとして敷地内の緑地を設けなくてよいという解釈をされていますと。これは都市計画法に基づく都市計画運用指針の解釈とは明らかに異なっていると言わざるを得ませんが、市の解釈についてお伺いしたいと思います。

**○松永修巳議長** 高久水と緑の部長。

**○高久利明水と緑の部長** 都市計画運用指針は、地方自治法245条の4の規定に基づき、大臣等が地方公共団体に対して行う技術的な助言の性格を有しているものであり、地方自治体の制度の趣旨にのっとった的確な運用を支援するものであります。市内における風致地区内の制限は、昭和45年に公布された千葉県風致地区条例に基づき行われておりましたが、地方分権が進み、平成24年には市内全ての風致地区に対して、本市において条例を定めることとなり、制定する際は、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令や、都市計画運用指針を踏まえ千葉県風致地区条例を継続する形で制定したものであります。このようなことから、風致許可の運用につきましても、都市計画運用指針との整合が図られているものと認識しております。

以上でございます。

**○松永修巳議長** かつまた議員。

**○かつまた竜大議員** 水と緑の部長、お伺いしました。いずれにしろ、同じかなという感じなんですけども、ここで少し御指摘をさせていただきたいんですけども、例えば東京都や大阪府、京都府等の風致地区に関する条例で

は、市川市と同じように、都市計画法に基づく政令に基づくものですが、市川市のように宅地造成だけではなく、建築物その他の工作物の新築、改築、増築、また移転等の行為に対して緑化率等の規制が適用されているとされています。千葉県から本市に条例が移譲された平成16年以降、市の風致地区の緑化率に対する指導が緩くなり、現在は宅地造成の場合以外は緑化率ゼロとなっているという現状なんですけども、これは皆さん、記憶されている方がいらっしゃると思いますので、そこは御指摘をさせていただきたいと思います。

そして再質問なんですけども、これは2月12日、20日の説明会において、市民の方、それこそ自治会の方が御質問されておりましたけれども、要は国、国交省の考え方をちゃんと聞いたのかということで、それに関しまして市川市としましては、国に対して都市計画運用指針の解釈について確認したのかをお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 高久水と緑の部長。

○高久利明水と緑の部長 建築物の建築に対する緑化につきましては、地方自治体の条例により運用されるもので、条例によらず、都市計画運用指針を根拠に緑化を義務化することはできないことを国土交通省に確認したところであります。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 今、部長の答弁お聞きしました。確認をされたということなんです。いずれにしろ、お伺いはしました。

この(1)に関しましては少しまとめたと思いますけども、そのことに関しまして地元自治会さんのほうでもいろいろ考え方を表明されておりますけれども、3点ほど少し御紹介といいますか、お伝えをしたいと思いません。

自治会の方々としましては、要は風致地区の規制を結局市川市としては無用化しているのではないかと、そういうお考えを持っていらっしゃいます。例えばここに書いてあるのは、都市計画法令、市川市条例に定める風致の維持に必要な措置の制度根拠を無視していると、そういうことであります。また、宅地造成するもののみ規制し、宅地造成された土地であるものを規制の対象とすることから外して、規制がないように誤って運用解釈をしているということを自治会のほうとしては表明されています。

また、建築物の敷地の風致が必要と。本来、これ、市川市風致地区条例の第4条1号、ア、ただし書。それ以外にもあるんですけども、建築物の敷地の風致の維持に必要なのに敷地の緑化を全くなくす方策、そういったことを自治会として表明されていますので、これはぜひきちんと考えてもらいたいなど。

本来、風致というものは、いわゆる景観であったりとか緑化も絡むものなんですけども、前にもこの話しましたが、今の解釈でいくと、どんどん市川市の緑はなくなってしまう方向になってしまうので、私としましては市川市の景観、風致地区の景観、また緑化ですね。そういったものは市川を代表するもの、まさに昔から伝えられてきた遺産でもあると思いますので、ぜひ守ってもらいたいなどと思います。

実際、景観的なものはなかなか守り切れていないのも一方であるかと思えます。例えば昔であると、この風致地区には多くのクロマツが生えていましたが、今となっては、それこそ総武線に乗って、下総中山から本八幡、市川と走っていく中で北側を見ていけば、私、中学校2年生のときに市川市に越してまいりましたが、もう40年ぐらい前ですけども、その頃は本当にクロマツがたくさんあったと。それがなくなってしまうという現状もあります。市川市のすばらしい景観というものは守ってもらいたいという立場で私も質問していますので、ぜひぜひここはしっかり検討してもらいたい、確認してもらいたいなどということでもあります。

続きまして、今度は(2)の社員寮のほうに行きたいと思えます。

(2)の社員寮についてということで、こちらはまづアです。いわゆる宅地開発条例において、社員寮を駐車場

の整備台数の緩和要件に入れる理由ということで、これをお伺いしたいと思います。これに関しましては以前質問されている方もいたかと思いますが、改めてお伺いをしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例では、集合住宅等を建築する際、事業区域周辺の道路について、路上駐車等を発生させないことを主たる目的に自動車駐車場の整備基準を設けているところでございます。しかしながら、建物の利用形態等によっては、駐車需要を発生させないよう管理することも可能と考えられることから、一定要件の下で駐車場台数の緩和措置を設けております。緩和の要件といたしましては、35㎡未満の単身者用住宅については複数家族世帯と比較し自家用自動車の需要が少ないと想定できること、契約書や管理規約等で自動車の持込みを禁止する旨の制限を課すことができることから、駐車台数の緩和を認めているところでございます。社員寮につきましても、会社が強く関わり管理する施設であり、入居者に対して適切に管理運用できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 道路交通部長、お伺いしました。この問題なんですけども、そもそも社員寮、今、そういう需要があるんですかというお話も住民の方からは出ております。先ほどつちや議員も少しおっしゃっていましたが、確かに市としては、こういった、今部長から答弁のあったようなことを緩和要件に入れているわけですけども、そもそもあそこの今建とうとしている目の前の道路は2.7mの幅しかないんですよね。4mないという状況で、それこそ昨日も住民の皆さんの会があって、近くの近隣住民の方から、あそこに、それこそ車が今現状では1台しか入らないという中で例えば配達の手などが止まっていると。そして、先に1台車が入っていたというようなときに、前向きで車を入れた。今度、その車がバックをするというようなときに、あそこは子どもの通学路でもあるということをお聞きしましたので、それこそ子どもなどは背が小さいので、車がバックするときに認識されにくいということで、そういう事故につながるのではないかと、そんなようなお話があったりとか、本来的にはきちんと3台必要と、そういう形で考えるべきではないかというお話をいただきました。住民の声ということで紹介をさせていただきたいと思います。

そして、再質問をちょっとさせていただきたいと思います。今定例会の建設経済委員会に請願が出ておりました。結果的に審査未了という形になってしまったんですけども、この継続審査が行われた中で社員寮としての相談が7件あったということですけども、その7件の相談内容、どのようなものでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

平成28年度から令和4年度の間には駐車場の台数緩和として申請があったものとしましては、平成28年度、29年度、30年度に各1件、令和2年度に2件、令和3年度、令和4年度に各1件の合計7件の申請がございました。このうち1件が学生寮で、6件は社員寮で申請がされております。

なお、6件のうち1件は施工中の本物件の案件でございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 1件が学生寮で、6件が社員寮ということで申請されているということですね。これ、もう少し詳しく調べたいと思うんですが、事前にお聞きしたら個人情報にもかかる部分なのでなかなか難しいよう

ですけれども、一応承知いたしました。そこで、次にまた行きたいと思います。

(2)社員寮についてのイ、集会における事業者の発言に関する市の見解ということで、私も2月12日、20日の説明会に参加をさせていただきまして、事業者の発言を聞きました。その中で結局のところ、私も手帳にメモをしておりましたが、事業者の方、それこそ社員寮に誰が何人住むのかも分からないというようなお話でありました。条例は守るといふようなことはおっしゃっていたのかと思いますけれども、結局のところ、2月12、20日の発言を聞いていると詳細がよく分からないと。この集会における、私からすると、実体のない社員寮の発言に関して本市の見解をお伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 お答えします。

市では、開発に伴う協議で管理規約、賃貸借契約書や重要事項説明書などの写しで審査をしており、現時点ではそれらに社員寮として使用する旨の記載がされております。2月20日の集会における事業者の説明においては、社員寮を整備するとの回答があったことは確認しているところでございます。ただし、詳細につきましては、当日の会の状態から事業者の判断で明言を避けていたと認識しております。

以上でございます。

○松永修巳議長 かつまた議員。

○かつまた竜大議員 部長、伺いました。部長の見解では明言を避けていたということですが、どうもはっきり聞こえなくて、議事録もないものなので確認ができないんですけど、そこはちょっと意見の違いがあるような気がします。

いずれにせよ、12月定例会でもお話ししましたが、それこそ、これは担当部は違いますけれども、街づくり部の川島部長のほうでは、昨年の4月15日に社会通念上の社員寮の実態がなければ駐車場3台に増設する指導をするということを住民宛てにメールをされているということなので、そこは改めて確認をさせていただきたいと思います。

そこで、次の質問に移りたいと思います。こちらはウです。建築後に用途が賃貸用のアパートに変更となった際及び社員寮が売却された際はどのようになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松永修巳議長 かつまた議員に申し上げますけれども、ただいまの質問は仮定の質問でありますので、ここで答弁を求めることについては議長の権限で求めない、このように考えますが、御了承願います。

かつまた議員。

○かつまた竜大議員 仮定の質問に関しましては国会でも答弁されないというのはありますので、一応承知しました。

そうなりますと、ちょっとまとめさせていただきたいと思います。八幡風致地区内路地状(旗ざお)敷地の大型共同住宅建築についてお伺いをしました。(1)と(2)ということで聞いたんですが、まとめなんですけれども、先ほどつちや議員が発言されたところとも少しかぶりますけれども、その後、また3月になって、当初、田中市長の名前で市としての説明会があったわけですね。その中でいろんなことがありました。これは通告外になっちゃうので、ちょっと質問としてできませんけれども、そのことに関しましては市民の皆さんからいろんな声を聞いておりますし、非常にお怒りの声もございました。

最後、ちょっと時間も限られていますので、ここは御紹介させていただきたいと思います。これは3月2日に市民からいただいた書類なんですけれども、市川市近隣住民の皆様ということで公文書ですね。令和5年3月3日ということで副市長から出された文書なんですけれども、八幡5丁目共同住宅建築計画に対する市の対応について御報告ということでございます。ちょっと時間も限られていますから抜粋して読みますけれども、令和5年2月20日に開催

された事業者主催の意見交換会において、住民の皆様から市長との面談についての御要望をいただき、住民の皆様と市長との意見交換会を3月2日に開催いたしました。御都合により当日の出席がかなわなかった住民の皆様さんに対しまして、以下のとおり御報告いたします。八幡5丁目の共同住宅建築計画につきましては、本市としまして、建築基準法関連法令及び市川市風致地区条例などの法令上、事業者に対して求められる義務をいずれも満たしたものであることを再度確認しております。また、市川市宅地開発条例に係る手続及び基準等に関する条例に基づき、事業者によるその整備が求められる駐車場や緑化施設などの整備基準を満たしたものであることも確認しております。こうしたことから、2月12日に開催された説明会等の内容をもって、本市と事業者との間で市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づく協定書を2月20日付で取り交わしたことを御報告させていただきますと、こういう文書なんです。

先ほども私、ちょっと述べましたけども、2月20日の説明会、あれは夜でしたよね。なおかつ副市長からの文書では、2月20日に関しては説明会ではなくて意見交換会と書いてあるんですけども、その中で、あの時間において、夜ですけども、私のこのメモにもあるんですけども、事業者においては、それこそ施主の方、また施工会社の社長も協定書はもらっていないと言っているんです。それなのに、協定書を2月20日付で取り交わしたということ。これに関しまして、住民の皆様さんは非常に疑問に思っているんじゃないかと、最後お伝えをさせていただきたいと思います。

今日、2月定例会の一般質問は私で最後となりますけども、今期でお辞めになる理事者の皆さん、これまで大変お疲れさまでした。お世話になりました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

○松永修巳議長 これをもって一般質問を終結いたします。

---

○松永修巳議長 日程第2議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正についてから日程第4議案第82号固定資産評価員の選任についてまでを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松丸副市長。

[松丸多一副市長登壇]

○松丸多一副市長 議案第80号から議案第82号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正につきましては、割愛により国家公務員を副市長として受け入れる環境を整備するため、副市長の退職手当に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第81号監査委員の選任につきましては、現常勤監査委員の菅原卓雄が本年3月31日をもって退職することから、後任といたしまして現総務部長の植草耕一を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第82号固定資産評価員の選任につきましては、現固定資産評価員の稲葉清孝が本年3月31日をもって辞任することから、後任といたしまして現広報室次長の田中雅之を選任いたしたく、市議会の同意を求めるため提案するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松永修巳議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

無所属の会、越川雅史議員。



[越川雅史議員登壇]

○越川雅史議員 無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第81号について質疑をさせていただきます。

まず、監査委員の職務内容について、植草氏は常勤監査委員に就任予定とのことですが、職務内容について念のため確認をさせていただきます。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 私からは職務内容についてお答えいたします。

監査委員の職務につきましては、地方自治法第199条で、地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について監査を行うほか、行政事務一般についても監査を行うことができるとされております。本市の監査委員は、市川市監査基準に基づき、市の事務の管理、執行などが法令に適合し正確に行われ、経済的、効率的及び効果的に実施されているかといった観点から監査を行っております。

監査の種類としましては、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理に関して、予算の執行などが適正かつ効率的に行われているかについて監査する財務監査及び行政監査、市長から提出された決算及び証書類などに基づき一般会計、特別会計、基金の運用状況について審査する決算審査などがございます。また、地方自治法第196条では、人口25万人以上の市は常勤の監査委員を置くこととされており、常勤監査委員として選任された場合は、さきに御答弁した監査委員としての職務を行うものでございます。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 次に、選任の理由についてです。監査委員というものは誰でも就任できるというものではなく、高度の専門性などが要求される職務であると理解をしております。私も既に12年間、市議会議員を務めておりますので、植草氏の経歴や人柄、識見などについて一定程度理解はしておりますが、念のため選任理由を御説明ください。

○松永修巳議長 松丸副市長。

○松丸多一副市長 選任理由についてお答えいたします。

監査委員の選任に当たりましては、地方自治法第196条において、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と規定されております。

今回、識見を有する者のうちから選任する監査委員として人選した植草氏につきましては、本市職員として昭和61年4月に採用され、以来37年もの長きにわたり市民福祉の向上に尽力されてこられました。この37年間の経歴の中で、特に平成4年度から平成12年度まで、また平成17年度から平成24年度まで延べ17年間、法務部門に所属し、条例、規則の制定、改廃、また本市が当事者となる訴訟などに携わり、本市市政全般について法的見地から適正な行政運営に寄与してまいりました。その後、平成28年には監査委員事務局長として、財務監査をはじめ行政監査、工事監査、決算審査、財政の健全化判断比率等、監査委員が実施する監査等を補助し、行政の公正と能率の確保に尽力されました。平成29年からは総務部次長、議会事務局長、そして現在の総務部長を歴任し、その職責を果たしてまいりました。以上のとおり、植草氏は地方自治法の求めている地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有することから人選したところでございます。

以上であります。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いました。植草氏は地方自治法が求める識見、財務管理、事業の経営管理など、こ

れを有するから選任したものであって、常勤監査委員として定期監査や決算審査などに代表される各種監査に当たるということを確認させていただきました。

そこで、監査の対象範囲について企画部長に確認します。令和5年度における定期監査の対象範囲としては、企画部や財政部はもちろん、消防局や教育委員会などに至るまで、現在の常勤監査委員と同様に特段の制約なく、全ての部局や行政委員会を対象に監査を実施すると理解してよろしいでしょうか。

○松永修巳議長 小沢企画部長。

○小沢俊也企画部長 お答えいたします。

監査委員は自己、いわゆる御自身のことや親族に関する事件、また、これらが従事する直接の利害関係にある事件については監査することができないとされております。したがって、広く財務に係る事務の執行を監査する財務監査において、総務部を対象とする場合は公正な監査を実施する観点から除外と判断されるものと考えております。

なお、決算審査につきましては1会計年度の集積であることから、基本的には除外としないものの、総務部長として直接の利害関係があったと認められる部分が審査の対象となった場合については、同様に除外と判断されるものと考えております。

以上でございます。

○松永修巳議長 越川議員。

○越川雅史議員 私は、この監査委員の選任には8年前も同様の質疑をさせていただきました。そのときには除外の範囲について、当時の総務部長が的確に答弁できなかったことから今回質疑の通告に至った次第です。この監査の範囲の設定を間違えた場合は、直ちに違法行為となる。本市の監査委員が実施する監査が違法なものであることは避けなければなりませんし、また、本市において監査委員監査が実施されたものが違法であったということは未然に防止すべきかと思った次第です。この点確認できましたので、質疑を終わります。

○松永修巳議長 以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正については総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第81号及び議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

この際、総務委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

---

午後4時55分開議

○松永修巳議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、道路交通部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

藤田道路交通部長。

○藤田泰博道路交通部長 発言の訂正をお願いいたします。

先ほどのかつまた竜大議員の一般質問中、八幡風致地区内路地状敷地の大型共同住宅建築についての(2)社員寮について、イ、集会における事業者の発言に関する市の見解の質問に対する答弁におきまして、「管理規約

案、賃貸借契約書案や重要事項説明書案」を「管理規約、賃貸借契約書や重要事項説明書」と申し上げましたが、正しくは「管理規約案、賃貸借契約書案や重要事項説明書案」でありますので、訂正をお願いいたします。

○松永修巳議長 ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

この際、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

この際、議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正についてを日程に追加し、議案第81号監査委員の選任について及び議案第82号固定資産評価員の選任についてと併せて一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よってこの際、議案第80号を日程に追加し、議案第81号及び議案第82号と併せて一括議題とすることに決定いたしました。

議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正についてから議案第82号固定資産評価員の選任についてまでを一括議題といたします。

議案第80号に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長、久保川隆志議員。

〔久保川隆志総務委員長登壇〕

○久保川隆志総務委員長 ただいま議題となりました議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、割愛により国家公務員を副市長として受け入れる環境を整備するため、副市長の退職手当に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「本案は、割愛により国家公務員を副市長として受け入れる環境を整備するためのものとのことだが、割愛とはどのような意味か」との質疑に対し、「割愛とは、国と地方公共団体や地方公共団体地方公共同士において、相互了解の下に行われる人事交流の際に用いられる用語である。一般的には、惜しいと思うものを思い切って手放したり、省略したりすることという意味で使われており、本件では惜しいと思うものを手放すという意味で使用している」との答弁がなされました。

また、「過去にも国家公務員を本市の副市長として受け入れていたが、なぜ今回条例の改正が必要なのか」との質疑に対し、「国家公務員等から本市の副市長となった場合は再び国家公務員等に戻ることが原則であるが、事故等により本市の副市長のまま退職する事態が生じる場合も想定されることから、今回、その場合の退職手当の計算方法を明確にするため、条例改正を行うものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○松永修巳議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第81号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意されました。

これより議案第82号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意されました。

---

○松永修巳議長 日程第5 発議第14号市川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第14号市川市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

○松永修巳議長 日程第6 発議第15号保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出についてから日程第10発議第19号地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質

疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第15号保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第16号認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第17号新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第18号アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第19号地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○松永修巳議長 日程第11発議第20号市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、つかこしたかのり議員の退席を求めます。

〔つかこしたかのり議員退席〕

○松永修巳議長 お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにい

たしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つかこしたかのり議員から、本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議がありますので、起立により採決いたします。本申出に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松永修巳議長 起立者少数であります。よってつかこしたかのり議員の一身上の弁明を許可することは否決されました。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することは可決されました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第20号市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

つかこしたかのり議員に対する除斥を解除いたします。

〔つかこしたかのり議員入場〕

---

○松永修巳議長 お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永修巳議長 御異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

○松永修巳議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年2月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後5時13分閉議・閉会

令和5年3月1日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第42号	市川市行政組織条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第43号	市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第45号	市川市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第48号	市川市手数料条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定についてのうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当

令和5年3月1日

市議会議長

松 永 修 巳 様

健康福祉委員長 石 原 みさ子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第46号	市川市ワクチン健康被害見舞金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	可 決	原案妥当
議案第50号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決	原案妥当
議案第51号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第52号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第53号	市川市国民健康保険条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第60号	令和4年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可 決	原案妥当
議案第61号	令和4年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可 決	原案妥当
議案第62号	令和4年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決	原案妥当
議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第65号	令和5年度市川市国民健康保険特別会計予算	可 決	原案妥当
議案第66号	令和5年度市川市介護保険特別会計予算	可 決	原案妥当
議案第67号	令和5年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	可 決	原案妥当
議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定についてのうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第70号	びあばーく妙典こども施設新築工事請負契約について	可 決	原案妥当
議案第71号	びあばーく妙典こども施設新築電気設備工事請負契約について	可 決	原案妥当



令和5年2月28日

市議会議長

松 永 修 巳 様

環境文教委員長 宮 本 均

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件 名	審査結果	理由又は意見
議案第47号	市川市犬猫いのちの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	可 決	原案妥当
議案第56号	市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第57号	市川市学習交流施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	可 決	原案妥当
議案第58号	市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決	原案妥当
議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当
議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定についてのうち本委員会に付託された事項	可 決	原案妥当

令和5年3月1日

市議会議長

松永修巳様

建設経済委員長 大久保 たかし

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第44号	市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について	可決	原案妥当
議案第49号	宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第54号	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について	可決	原案妥当
議案第55号	市川市下水道事業審議会条例の一部改正について	可決	原案妥当
議案第59号	令和4年度市川市一般会計補正予算（第9号）のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第63号	令和4年度市川市下水道事業会計補正予算（第4号）	可決	原案妥当
議案第64号	令和5年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第68号	令和5年度市川市下水道事業会計予算	可決	原案妥当
議案第69号	市川市総合計画第三次基本計画の策定についてのうち本委員会に付託された事項	可決	原案妥当
議案第72号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当
議案第73号	財産の減額貸付について	可決	原案妥当
議案第74号	市川市道及び松戸市道が重複する部分の道路の管理の方法に関する協議について	可決	原案妥当
請願第4-6号	七中歩道橋の修繕に関する請願	採択	願意妥当
請願第4-7号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	不採択 (賛成少数)	願意不相当

令和5年3月13日

市議会議長

松永修巳様

総務委員長 久保川 隆 志

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件名	審査結果	理由又は意見
議案第80号	市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正について	可決	原案妥当

会 議 録 署 名 議 員

市 川 市 議 会 議 長            松     永     修     巳

市 川 市 議 会 副 議 長        大     場            諭

市 川 市 議 会 議 員           廣     田     徳     子

                                  宮     本            均

令和4年12月市川市議会定例会会議録正誤表

正 誤 箇 所	正	誤
本 文 5 ページ 29 行目	職・務	職・員
” 12 ” 18 ”	受給・券	受給・権
” 29 ” 29 ”	子ども置き去り事故	子どもを置き去り事故
” 121 ” 34 ”	3点、	3点、
” 290 ” 10 ”	お聞かせください	お聞きかせください
” 307 ” 11 ”	させていただきます	させていただきます
” 336 ” 7 ”	多・子	他・市